令和７年 第５回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和７年９月10日　開会
令和７年10月８日　閉会
} 29日間

沖　縄　県　議　会

令和７年 第５回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 7
１．開会日に応招した議員 …… 9

○第１号（９月10日）

１．開会年月日時 …… 11
１．議事日程 …… 11
１．本日の会議に付した事件 …… 11
１．出席議員 …… 12
１．欠　　員 …… 13
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 13
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 13
１．開　　会 …… 13
１．諸般の報告 …… 13
１．副知事（池田竹州副知事）の発言の申出 …… 14
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 14
１．日程第２　会期の決定 …… 14
１．日程第３　甲第１号議案、甲第２号議案、乙第１号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで …… 14
１．副知事（池田竹州副知事）の提案理由説明 …… 14
１．先議案件の委員会付託（甲第１号議案、乙第１号議案及び乙第３号議案） …… 15
１．日程第４　陳情第121号、第124号、第129号、第130号、第131号の５、第133号及び第135号の付託の件 …… 15
１．委員会付託 …… 15
１．日程第５　陳情令和６年第157号の取下げの件 …… 15
１．採　　決 …… 15
１．日程第６　議員派遣の件（第25回都道府県議会議員研究交流大会） …… 15
１．採　　決 …… 15
１．休会の議決 …… 16
１．散　　会 …… 16

○第２号（９月18日）

１．開議年月日時 …… 19
１．議事日程 …… 19
１．本日の会議に付した事件 …… 19
１．出席議員 …… 19
１．欠　　員 …… 20
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 20
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 20
１．開　　議 …… 20
１．諸般の報告 …… 20
１．知事（玉城デニー知事）の発言の申出 …… 20

１．副知事（大城　肇副知事）の発言の申出 …… 20
１．日程第１　乙第１号議案及び乙第３号議案 …… 21
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 21
１．採　　決 …… 21
１．日程第２　甲第１号議案 …… 21
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 22
１．採　　決 …… 22
１．日程第３　代表質問 …… 22
　新垣　淑豊議員 …… 22
　喜屋武　力議員 …… 41
　新里　　匠議員 …… 48
　山里　将雄議員 …… 61
　米須清一郎議員 …… 67
１．散　　会 …… 74

○第３号（９月19日）

１．開議年月日時 …… 77
１．議事日程 …… 77
１．本日の会議に付した事件 …… 77
１．出席議員 …… 77
１．欠　　員 …… 77
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 77
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 78
１．開　　議 …… 78
１．日程第１　代表質問 …… 78
　喜友名智子議員 …… 78
　松下美智子議員 …… 86
　比嘉　瑞己議員 …… 93
　当山　勝利議員 …… 101
　大田　　守議員 …… 109
１．散　　会 …… 115

○第４号（９月22日）

１．開議年月日時 …… 117
１．議事日程 …… 117
１．本日の会議に付した事件 …… 117
１．出席議員 …… 118
１．欠　　員 …… 118
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 118
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 119
１．開　　議 …… 119
１．一括議題｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで｝…… 119

１．一般質問・質疑 ……119
宮里　洋史議員 ……119
比嘉　　忍議員 ……128
新垣　善之議員 ……135
仲村　家治議員 ……141
新里　治利議員 ……148
又吉　清義議員 ……153
仲里　全孝議員 ……160
島尻　忠明議員 ……169
１．散　　会 ……176

○第５号（９月24日）

１．開議年月日時 ……179
１．議事日程 ……179
１．本日の会議に付した事件 ……179
１．出席議員 ……180
１．欠　　員 ……180
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……180
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……181
１．開　　議 ……181
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } ……181
１．一般質問・質疑 ……181
西銘啓史郎議員 ……181
１．農林水産部長（喜屋武盛人農林水産部長）の発言の申出 ……190
下地　康教議員 ……190
新垣　　新議員 ……197
大屋　政善議員 ……205
徳田　将仁議員 ……212
小渡良太郎議員 ……220
呉屋　　宏議員 ……226
座波　　一議員 ……233
１．散　　会 ……240

○第６号（９月25日）

１．開議年月日時 ……243
１．議事日程 ……243
１．本日の会議に付した事件 ……243
１．出席議員 ……244
１．欠席議員 ……244
１．欠　　員 ……244
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……244
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……245

１．開　　議 …… 245
１．諸般の報告 …… 245
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } …… 245
１．一般質問・質疑 …… 245
大浜　一郎議員 …… 245
島袋　　大議員 …… 254
高橋　　真議員 …… 262
糸数　昌洋議員 …… 269
上原　　章議員 …… 277
當間　盛夫議員 …… 284
儀保　　唯議員 …… 293
瀬長美佐雄議員 …… 300
１．散　　会 …… 308

○第７号（９月26日）

１．開議年月日時 …… 311
１．議事日程 …… 311
１．本日の会議に付した事件 …… 311
１．出席議員 …… 312
１．欠　　員 …… 313
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 313
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 313
１．開　　議 …… 313
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } …… 313
１．一般質問・質疑 …… 313
上原　快佐議員 …… 313
新垣　光栄議員 …… 319
平良　識子議員 …… 327
仲村　未央議員 …… 333
山内　末子議員 …… 340
西銘　純恵議員 …… 346
仲宗根　悟議員 …… 355
１．決算特別委員会の設置 …… 361
１．決算特別委員会委員の選任 …… 361
１．委員会付託 …… 361
１．日程第３　乙第15号議案 …… 361
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 361
１．委員会付託 …… 361
１．一括議題 { 日程第４　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2025） / 日程第５　議員派遣の件（高校等出前講座） } …… 361
１．採　　決 …… 361

１．休会の議決 ……362
１．散　　会 ……362

○第８号（10月８日）

１．開議年月日時 ……365
１．議事日程 ……365
１．本日の会議に付した事件 ……366
１．出席議員 ……367
１．欠　　員 ……368
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……368
１．開　　議 ……368
１．諸般の報告 ……368
１．日程第１　乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案 ……368
１．委員長報告（総務企画委員長）……368
１．採　　決 ……369
１．日程第２　乙第６号議案 ……369
１．委員長報告（経済労働委員長）……369
１．採　　決 ……369
１．日程第３　乙第15号議案 ……370
１．委員長報告（土木環境委員長）……370
１．採　　決 ……370
１．日程第４　乙第８号議案及び乙第14号議案 ……370
１．委員長報告（総務企画委員長）……370
１．採　　決 ……371
１．日程第５　乙第11号議案及び乙第12号議案 ……371
１．委員長報告（経済労働委員長）……371
１．採　　決 ……372
１．日程第６　乙第９号議案及び乙第10号議案 ……372
１．委員長報告（土木環境委員長）……372
１．採　　決 ……373
１．日程第７　甲第２号議案 ……373
１．委員長報告（総務企画委員長）……373
１．採　　決 ……374
１．日程第８　議員提出議案第１号　自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書 ……374
１．比嘉　瑞己議員の提案理由説明 ……374
１．質　　疑 ……375
　西銘啓史郎議員 ……375
１．討　　論 ……377
　下地　康教議員 ……377
　当山　勝利議員 ……378
　仲村　未央議員 ……379
　儀保　　唯議員 ……379
１．採　　決 ……380

１．日程第９　議員提出議案第２号　自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、
県民に理解と協力を求める決議 …… 381
１．宮里　洋史議員の提案理由説明 …… 381
１．質　　疑 …… 381
上原　快佐議員 …… 381
西銘　純恵議員 …… 384
次呂久成崇議員 …… 386
１．討　　論 …… 388
瑞慶覧長風議員 …… 388
新垣　淑豊議員 …… 389
幸喜　　愛議員 …… 390
新里　治利議員 …… 391
新垣　光栄議員 …… 392
１．採　　決 …… 393
１．日程第10　陳情令和６年第59号及び同第70号 …… 393
１．委員長報告（総務企画委員長）…… 393
１．採　　決 …… 394
１．日程第11　請願第10号、陳情第11号、第14号、第24号、第43号、第45号、第63号、第73号、第88号
及び第127号 …… 394
１．委員長報告（経済労働委員長）…… 394
１．採　　決 …… 394
１．日程第12　陳情令和６年第53号、同第55号、同第67号、同第116号、同第216号及び陳情第77号 …… 394
１．委員長報告（文教厚生委員長）…… 394
１．採　　決 …… 394
１．日程第13　請願令和６年第９号、請願第８号、第９号、陳情令和６年第165号、同第181号、
同第206号の４、陳情第８号の３、第17号及び第29号 …… 394
１．委員長報告（土木環境委員長）…… 394
１．採　　決 …… 395
１．日程第14　閉会中の継続審査の件 …… 395
１．採　　決 …… 395
１．閉　　会 …… 395

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 397
１．甲第１号議案の議決に伴う甲第２号議案の計数整理について …… 423
１．議員提出議案 …… 425
１．諸般の報告 …… 427
１．議案付託表 …… 429
１．委員会審査報告書 …… 431
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 437
１．議員派遣の件 …… 445
１．決算特別委員名簿 …… 447
１．請願・陳情文書表 …… 449
１．議案等処理一覧表 …… 467

令和７年第５回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期29日間　　自 令和７年９月10日
至 令和７年10月８日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	9月10日	水	（会議録署名議員の指名） 本会議（会期の決定） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	11日	木	委員会（先議案件審査・採決）	
3	12日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	13日	㊏	休　　会	
5	14日	㊐	休　　会	
6	15日	㊊	休　　会	敬老の日
7	16日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
8	17日	水	委員会（議会運営委員会）	
9	18日	木	本会議（先議案件委員長報告・採決） （代表質問）	
10	19日	金	本会議（代表質問）	
11	20日	㊏	休　　会	
12	21日	㊐	休　　会	
13	22日	月	本会議（一般質問）	
14	23日	㊋	休　　会	秋分の日
15	24日	水	本会議（一般質問）	
16	25日	木	本会議（一般質問）	
17	26日	金	（一般質問） 本会議（決算特別委員会設置） （知事追加提出議案の説明） 委員会（常任・特別・決算特別委員会）	議案付託
18	27日	㊏	休　　会	
19	28日	㊐	休　　会	
20	29日	月	議案研究	
21	30日	火	委員会（常任委員会）	
22	10月１日	水	委員会（常任委員会）	
23	2日	木	委員会（常任委員会）	
24	3日	金	委員会（特別委員会）	
25	4日	㊏	休　　会	
26	5日	㊐	休　　会	
27	6日	月	休　　会（予備日）	
28	7日	火	議案整理 委員会（議会運営委員会）	
29	8日	水	本会議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

中　川　京　貴　議長	比　嘉　　忍　議員
上　原　　章　副議長	当　山　勝　利　議員
瑞慶覧　長　風　議員	西　銘　純　恵　議員
瀬　長　美佐雄　議員	新　垣　光　栄　議員
喜友名　智　子　議員	上　原　快　佐　議員
儀　保　　唯　議員	玉　城　健一郎　議員
大　田　　守　議員	山　里　将　雄　議員
高　橋　　真　議員	糸　数　昌　洋　議員
宮　里　洋　史　議員	仲　里　全　孝　議員
徳　田　将　仁　議員	仲　村　家　治　議員
新　里　治　利　議員	下　地　康　教　議員
新　垣　善　之　議員	新　垣　　新　議員
新　里　　匠　議員	島　尻　忠　明　議員
平　良　識　子　議員	大　浜　一　郎　議員
比　嘉　瑞　己　議員	渡久地　　修　議員
次呂久　成　崇　議員	仲　村　未　央　議員
米　須　清一郎　議員	仲宗根　　悟　議員
幸　喜　　愛　議員	山　内　末　子　議員
當　間　盛　夫　議員	座　波　　一　議員
松　下　美智子　議員	西　銘　啓史郎　議員
喜屋武　　力　議員	又　吉　清　義　議員
大　屋　政　善　議員	呉　屋　　宏　議員
小　渡　良太郎　議員	島　袋　　大　議員
新　垣　淑　豊　議員	

令和７年９月10日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和７年第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

令和７年９月10日（水曜日）午前10時開会

議　事　日　程　第1号

令和７年９月10日（水曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案、甲第２号議案、乙第１号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（知事説明）

第４　陳情第121号、第124号、第129号、第130号、第131号の５、第133号及び第135号の付託の件

第５　陳情令和６年第157号の取下げの件

第６　議員派遣の件（第25回都道府県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案、甲第２号議案、乙第１号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

- 甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
- 甲第２号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
- 乙第１号議案　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第２号議案　沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
- 乙第３号議案　沖縄県宿泊税条例
- 乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第５号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第６号議案　沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第７号議案　沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第８号議案　工事請負契約について
- 乙第９号議案　工事請負契約について
- 乙第10号議案　通信線損傷事故に関する和解等について
- 乙第11号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第12号議案　県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 乙第14号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
- 認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

日程第４　陳情第121号、第124号、第129号、第130号、第131号の５、第133号及び第135号の付託の件
日程第５　陳情令和６年第157号の取下げの件
日程第６　議員派遣の件（第25回都道府県議会議員研究交流大会）

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	20番	大屋政善　議員
42番	上原　章　副議長	21番	小渡良太郎　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	22番	新垣淑豊　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	23番	比嘉　忍　議員
3番	喜友名智子　議員	24番	当山勝利　議員
4番	儀保　唯　議員	25番	西銘純恵　議員
5番	大田　守　議員	26番	新垣光栄　議員
6番	高橋　真　議員	27番	上原快佐　議員
7番	宮里洋史　議員	28番	玉城健一郎　議員
8番	徳田将仁　議員	29番	山里将雄　議員
9番	新里治利　議員	30番	糸数昌洋　議員
10番	新垣善之　議員	31番	仲里全孝　議員
11番	新里　匠　議員	32番	仲村家治　議員
12番	平良識子　議員	33番	下地康教　議員
13番	比嘉瑞己　議員	34番	新垣　新　議員
14番	次呂久成崇　議員	35番	島尻忠明　議員
15番	米須清一郎　議員	36番	大浜一郎　議員
16番	幸喜　愛　議員	38番	渡久地　修　議員
17番	當間盛夫　議員	39番	仲村未央　議員
18番	松下美智子　議員	40番	仲宗根　悟　議員
19番	喜屋武　力　議員	41番	山内末子　議員

43番	座波　一　議員	46番	呉屋　宏　議員
44番	西銘啓史郎　議員	47番	島袋　大　議員
45番	又吉清義　議員		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺　満	教育長
北島智子	生活福祉部長	嘉手苅英子	公安委員会委員長
真鳥裕茂	こども未来部長	小堀龍一郎	警察本部長
糸数　公	保健医療介護部長	戸谷義治	労働委員会公益委員
喜屋武盛人	農林水産部長	池田　修	人事委員会委員長
知念百代	商工労働部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
諸見里　真	文化観光スポーツ部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
宮城　優次		安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事

○中川京貴 議長　ただいまより令和７年第５回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案16件及び決算24件並びに今期定例会提出補正予算説明書、令和６年度沖縄県歳入歳出決算書、令和６年度基金の運用状況書、令和６年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、令和６年度沖縄県病院事業会計決算書、令和６年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、令和６年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、令和６年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算書、令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書、令和６年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、令和６年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書、令和７年８月末現在の令和７年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願２件及び陳情31件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた玉城デニー知事及び大城肇副知事は、病気療養のため本日の会議に出席できない旨の届出がありました。

また、田島啓己労働委員会会長は、所用のため本日、９月18日、19日、22日及び24日から26日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に戸谷義治労働委員会公益委員、９月18日、19日、22日及び24日から26日までの会議に榊原千夏労働委員会事務局長の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

副知事から発言を求められておりますので、これを許可します。

池田副知事。

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　日程に入ります前に発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

玉城知事及び大城副知事が本会議を欠席するに至りましたことについて御説明を申し上げます。

玉城知事においては、９月５日金曜日に発熱の症状があり、９月８日月曜日に病院を受診したところ、インフルエンザと診断され、９月10日、本日まで療養期間となりました。

また、大城副知事においては、９月６日土曜日に喉の痛みがあり、９月８日月曜日に病院を受診したところ、新型コロナウイルス感染症と診断され、９月11日木曜日まで療養期間となりました。

そのため、本日の本会議について、玉城知事及び大城副知事は欠席せざるを得なくなり、昨日、議長に欠席届を提出させていただきました。

多くの重要な議案の審議をお願いする本議会の開会日に県議会を欠席することにつきましては、玉城知事、大城副知事に代わり議員各位に深くおわび申し上げます。

議員の皆様には、このような事情を御賢察の上、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

14番　次呂久　成　崇　議員　及び

20番　大　屋　政　善　議員

を指名いたします。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月８日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月８日までの29日間と決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第３　甲第１号議案、甲第２号議案、乙第１号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号までを議題といたします。

副知事から提案理由の説明を求めます。

池田副知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

令和７年第５回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案２件、条例議案７件、議決議案６件、同意議案１件、認定議案24件の合計40件であります。

まず初めに、予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）」は、今議会で提出している宿泊税の導入に向けた宿泊事業者の支援等を行う際の経費として、１億329万8000円を計上するものであります。

甲第１号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

甲第２号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、当初予算成立後の事情変更に伴う経費、経済対策・物価高対策に対応するための経費及び災害対策を実施するために必要となる経費として、13億2270万円を計上するものであります。

次に、乙第１号議案から乙第７号議案までの条例議案７件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備する必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第３号議案「沖縄県宿泊税条例」は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、その他の観光の振興に関する施策に要する経費に充てるため、宿泊税を課す必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

乙第６号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、奥武山陸上競技場ほか５施設と、糸満球技場及びライフル射撃場の利用料金の基準額を改め、自転車競技場を条例の対象施設として定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

このうち、乙第１号議案及び乙第３号議案の２件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙第８号議案から乙第13号議案までの議決議案６件は、工事請負契約、通信線損傷事故に関する和解及び損害賠償の額の決定、負担金の徴収などについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、乙第14号議案「沖縄県土地利用審査会委員の任命について」は、土地利用審査会委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

最後に、認定第１号から認定第24号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、令和６年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

○中川京貴 議長　副知事による提案理由の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

先ほどの副知事による提案理由説明の中で、甲第１号議案、乙第１号議案及び乙第３号議案については、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第１号議案、乙第１号議案及び乙第３号議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案、乙第１号議案及び乙第３号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第４　陳情第121号、第124号、第129号、第130号、第131号の５、第133号及び第135号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情７件のうち、陳情第129号、第130号及び第133号については米軍基地関係特別委員会に、第121号、第124号、第131号の５及び第135号については沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第５　陳情令和６年第157号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、陳情令和６年第157号の取下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第６　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を第25回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案研究のため、明９月11日から

17日までの７日間休会といたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、明９月11日から17日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
　次会は、９月18日定刻より会議を開きます。
　議事日程は、追って通知いたします。
　本日は、これをもって散会いたします。
　　午前10時15分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年９月18日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和７年第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

令和７年９月18日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

令和７年９月18日（木曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案及び乙第３号議案（総務企画委員長報告）

第２　甲第１号議案（総務企画委員長報告）

第３　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案及び乙第３号議案

　乙第１号議案　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

　乙第３号議案　沖縄県宿泊税条例

日程第２　甲第１号議案

　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

日程第３　代表質問

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	座波　一　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	西銘啓史郎　議員
20番	大屋政善　議員	45番	又吉清義　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	呉屋　宏　議員

47 番　島袋　大　議員

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健	主査
宮城優次	長	浦崎千都	主事
上原毅	議事課長	下地広道	政務調査課副参事
宮城亮	課長補佐	伊敷ユカリ	主幹

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長は、所用のため本日、９月19日、22日及び24日から26日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、森田崇史人事委員会事務局長の出席を求めました。

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

知事から発言の申出がありますので、これを許可します。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

代表質問に入ります前に発言の機会をいただきまして、ここで発言をさせていただきたいと思います。

私、先日９月５日金曜日に発熱の症状があり、９月８日月曜日に病院を受診したところ、インフルエンザと診断を受けました。そのため、９月10日水曜日までが療養期間となっていたため、９月定例会の開会日に出席できず、中川議長をはじめ議員の皆様には御迷惑をおかけいたしました。県民の皆様にも御心配をおかけしましたことに対し、おわびを申し上げたいと思います。

本日からの代表質問に当たり、自身の健康にも留意をし、また真摯に答弁に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　次に、副知事から発言の申出がありますので、これを許可します。

大城副知事。

〔大城　肇　副知事登壇〕

○大城　肇 副知事　おはようございます。

代表質問に入ります前に発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は９月６日土曜日に喉の痛みがあり、９月８日月曜日に病院を受診したところ、新型コロナウイルス感染症と診断されました。９月11日木曜日までが療養機関となっていため、９月定例会の開会日には出席できず、中川議長はじめ議員の皆様には御心配と御迷惑をおかけしましたことに対し、心からおわび申し上げます。

本日からの代表質問に当たり、万全の体制で臨みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　日程第１　乙第１号議案及び乙第３号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第３号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県宿泊税条例」は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れ体制の充実強化、その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を新設するため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、課税免除の対象範囲はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、課税免除の対象は、通信制高等学校のスクーリング、学校行事や特別活動に係るものとして修学旅行、林間学校、臨海学校、リーダー研修等で宿泊を伴うものを想定している。また、部活動をはじめ、部活動以外の弁論大会、簿記大会及びスポーツ協会の加盟団体等が主催する大会に参加する場合なども対象となるとの答弁がありました。

次に、課税免除となる対象範囲はどのように決定したのか。また、課税免除の対象となっていない離島住民の通院等の医療目的による宿泊についてはどのように取り扱うのかとの質疑がありました。

これに対し、免除の対象について、当初案では修学旅行生のみとしていたが、離島市町村議会からの要請もあり、学識経験者、総務省及び沖縄県スポーツ協会等との意見交換も踏まえ、対象を拡大することとした。また、医療目的の宿泊については、市町村と連携して行っている離島患者等通院費支援事業の拡充等を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、宿泊税導入予定の５市町村の議会や条例制定の日程等についてどのような状況であるか。また、当該５市町村以外の市町村に対する配分はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、本条例案が早期に可決した場合は、５市町村のうち４市町村が９月議会への上程、他１町が10月の臨時議会において早期可決を目指すと聞いている。また、宿泊税を導入しない市町村については、市町村区域からの税収見込額の２分の１に相当する額を交付金として配分する予定であるが、宿泊施設が少ない市町村は税収が多く見込めないため、最小の交付金額を設定するなど、当該市町村においても一定規模の観光事業が行えるよう配慮していきたいとの答弁がありました。

そのほか、条例可決後の総務省との調整スケジュール、条例の施行日、税収管理の在り方、宿泊税の徴収方法などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第１号議案及び乙第３号議案の２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案及び乙第３号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案及び乙第３号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　日程第２　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました甲第１号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）」は、宿泊税の導入に向けた宿泊事業者の支援等を実施するための経費について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ１億329万8000円で、補正後の改予算額は、8925億5983万5000円となる。

歳入の内訳は、繰入金である。

歳出の内訳は、宿泊税導入に向けた税務トータルシステムの改修に係る経費及び特別徴収義務者に対する周知広報活動に要する経費、並びにシステム改修等を行う宿泊事業者への支援等に要する経費である。

また、債務負担行為補正は、県税システム改修等に係る賦課徴収費及び宿泊事業者の支援における一般観光事業費について、後年度に要する経費を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、宿泊事業者のシステム改修費等の補助について、小規模事業所は申請期間の期限内に申請できない場合もあると思うが、延長等の対応が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、補助金の申請期間は、総務大臣の同意後から１年とする予定であるが、宿泊事業者に対する説明会開催など事業の周知を徹底し、さらに補助実績等を踏まえながら、延長を含めて必要に応じて検討したいとの答弁がありました。

次に、会計システム改修費用について、どれくらいの試算で予算計上しているのか。また、小規模事業者への支援についてどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、当該システム改修の予算編成については、先行自治体の金額及び取扱事業者の意見を参考にして、補助の上限を200万円として設定している。また、今回の補正予算の中で小規模事業者の実態を把握しながら、適切な支援ツールについて検討していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、甲第１号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日、19日、22日及び24日から26日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

また、質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第３　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　沖縄自民党・無所属の会の新垣淑豊でございます。

８月に50歳になりました。五十にして天命を知ると

いうことで、改めてまた、県民のためにしっかりと働いていきたい、そういった思いでございます。３年前に代表質問させていただきまして、その後、時間がたちまして、変わったことといえば、当時は、Ａ４の用紙を持って上がったのが、今やＡ３になっております。

さて、今日、９月18日は、しまくとぅばの日であります。少しばかり言葉についてお話をさせていただきたいと思います。沖縄には、クトゥバジンジケーという黄金言葉があります。お金の使い方は非常に大事で、もうけることもあれば損することもある。それと同じように、言葉も使い方によっては得をすることもあれば、憎まれたり、反感を買うこともあります。言葉は人を生かし、人を傷つけます。だから、お金を使うときのようによく考え、慎重に用いなければならないという言葉の大切さを説くものです。少し報道をにぎわせた際に、地域の先輩からこの言葉を教えていただきました。最近では議会の発言や講演会、議場外での記者会見など、何かしらの活動において、特に、知事も含めて、我々政治家の発言は非常に注目を浴びます。その内容によっては、その立場を追われたりすることもありますし、また言葉によって励まされ、人生が好転したということも多々ありますので、言葉の力と重要さを改めて感じています。これから質疑を行いますが、まさに議会は言論の府であり、そこでの私たちの一つ一つの言葉は、県民から託された税の使い方を決め、県民生活に大きな影響が出るものですので、軽々しくあってはなりません。我々議会の議員の質問、それに対する知事をはじめとする執行部の皆様の答弁に際しては、重みと責任を伴うものであることを、改めて共に認識した上での議論を始めていきたいと思います。また時には、言葉は報道やＳＮＳなどで一部だけが切り取られ、真意が十分に伝わらないこともあります。それが県民にとって議論のきっかけとなるなら意義深いことですが、一方で分断を生むものであってはなりません。言葉は対立を深めるためではなく、県民がよりよい未来を共有するために用いられるべきものです。しかし、時間が決められたこの議場での発言ではなかなか伝え切れないこともあります。その際には、どのような意図があるのかを深掘りしてしっかりとお伝えいただければと思っております。この議場においてはそれぞれの多様な意見に耳を傾け、違いを認め合いながら、最終的には議会としての判断を下し、県民の生活と将来に責任を持つ立場にあります。本日の議論においても、クトゥバジンジケーの言葉を胸に、互いの言葉を尊重しつつ、建設的で責任ある質問を進めてまいりたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢についてです。

(1)、沖縄尚学高校が夏の甲子園優勝を果たした。県民から県民栄誉賞授与をという声もあるが、見解を伺う。

(2)、日米地位協定について、事件・事故などの身柄引渡しや現場保存、環境汚染時の立入検査、自治体との情報共有の在り方など多くの課題が指摘されている。県としての認識と具体的にどの条項を優先して改定すべきと考えるか。改定の必要性について伺う。

(3)、安和の事故で飛び出した女性を制止しようとした警備員が死亡した。県警は重過失致死傷での書類送検と報じられたが、重過失は故意に近いとも言われる。県警の見解と知事はどのように受け止めているのか。その判断は映像を確認した上でのものか伺う。

(4)、アメリカ軍普天間基地のある沖縄県宜野湾市の負担軽減に向けて設置された国と市の協議会の枠組みについて、沖縄県としてどのように受け止めているか。知事の見解を伺う。

(5)、GW2050 ＰＲＯＪＥＣＴＳ、本構想は沖縄の将来像を描く上で極めて重要であり、観光、物流、都市開発の多方面にわたる発展の可能性を秘めている。観光分野では、ＭＩＣＥやリゾート開発、国際観光拠点としての整備、物流分野では、那覇空港・那覇港を核とした国際ハブ機能の強化、都市開発では、跡地利用を含めた新しいまちづくりの推進が想定される。県としてこの構想をどのように支援し、現実的に進める準備、関わりをしているのか具体的に伺う。

(6)、不発弾処理は依然として全国最多で、県民生活や公共事業に影響を与えている。処理体制や人員確保をどう評価し、課題をどう見ているか。あわせて、磁気探査の予算執行や不用額の推移をどう把握し、財源をどう効果的に活用するのか伺う。

(7)、那覇港湾施設移設について、知事は推進の立場を口にしているが、具体的に何をしているのかが全く見えず、県が主導して解決に当たっている姿勢が県民に伝わっていない。国との工程調整や交通インフラ整備など、移設を現実に進めるための課題は山積している。言葉だけの推進ではなく、実際にどの課題に取り組み、どのように進捗を図っているか、知事の具体的な行動について伺う。

(8)、塩川地区のベルトコンベヤー設置について、事業者が昨年11月に道路占用許可を申請し、県は公共性を審査中と承知している。一方、市民団体は不許可を求めている案件である。県は法令判断と判断に係る説明責任をどのように果たすのか。知事の見解を問

う。

(9)、沖縄県の戦没者遺骨の収容状況、あわせて民間の遺骨収集団体から加速化のために陸上自衛隊の重機活用を提案されたが、県として陸上自衛隊との調整について見解を伺う。

(10)、本年６月、今上天皇皇后両陛下、愛子内親王殿下が沖縄を訪問された。平成30年には上皇陛下も訪問され、翌年に御製を発表された。奥武山公園に御製碑設置を求める声があるが、検討状況と設置に必要な手続を伺う。

(11)、インバウンド増加に伴う事故・犯罪対応や米軍関係者への聞き取りなどに関わる県警の渉外官の退職が課題と聞く。渉外官の身分と役割を伺う。

(12)、全島エイサーまつりで自衛隊団体の参加をめぐり、一部が抗議し取りやめを求めた。この行為は、差別のない社会づくり条例や憲法の平等原則に反しないか。仮に法的問題がなくても、社会的、倫理的に職業差別と受け止められる可能性がある。知事の見解を伺う。

(13)、尖閣諸島周辺では、中国公船の領海侵入が常態化し増加している。漁業や住民の安全に直結する問題だ。国は海保を中心に対応しているが、県は現状をどう把握し、県民の安全・安心確保のためにどのような対応をしているのか伺う。

(14)、島嶼防衛を想定した陸上自衛隊と米海兵隊の大規模な共同実動訓練、レゾリュート・ドラゴンが９月11日に始まり、25日まで行われるが、沖縄県としての見解を伺う。

２、行財政運営について。

(1)、改正沖縄振興特別措置法には５年以内の見直し規定があり、本年１月には専門委員会が開催された。振興計画は、経済発展や社会資本整備、離島振興に直結するが、これまで新産業創出や所得向上、人口流出抑制に十分応えられなかったのではないか。県は現状をどう総括し、課題をどこに見ているのか。また、国との調整でどの分野に具体策を提案するのか。見直しに向けたロードマップを伺う。

(2)、本年度予算において議会修正で計上された58億円の借換債は単なる財政技術ではなく、県財政の在り方を問うものである。ただ借金を返すのではなく、手元資金を確保して県民生活のために効率的に活用してほしいというものだ。社会保障や教育、インフラ整備など、喫緊の課題は多く、資金を動かす柔軟性こそが県民利益につながる。実際にどの分野へ効果的に資金を振り向けようと考えているのか。知事の明確な考えを伺う。

(3)、沖縄県の路線価が11年連続で上昇し、上昇率は全国２番目となった。県内路線価上昇と固定資産税の動向について伺う。

(4)、令和５年度の国保事業の特別会計決算剰余金45億円発生の際に、給付費の減少要因を検証するようにと要望したが、どのようなものであったか。剰余金のうち10億円は納付割合を勘案し、令和７年度で減算活用されたが、残り35億円についてはどのような対応となるか伺う。

(5)、現在国会で議論されている揮発油税の暫定税率廃止と特例措置について、沖縄県に及ぼす影響を伺う。

(6)、生成ＡＩは本年４月から本格導入され、９月11日のＤＸ推進本部会議で効率化の成果が報告された。一方で正確性や機密性、依存リスクもある。今後どの分野に広げ、どのルールで運用するのか。メリットとデメリット克服の考えを伺う。

(7)、現在、国内で金利が上昇傾向にあり、国債利回りや地方債発行条件にも変化が生じている。こうした環境の中で、県の資金調達コストが増加する可能性がある一方、資金運用においては収益機会を得る余地も広がっている。資金管理の効率化・適正化は、将来世代への負担軽減や財政健全化に直結する課題である。県は、現在の金利動向をどのように分析し、借入金の条件交渉や既存債務の借換え、また基金運用の利回り改善といった観点で、どのような戦略を持っているのか。短期的対応や中長期の財政リスク管理も含め、県の具体的な見解を伺う。

(8)、県は若手職員の提案を受ける制度をつくっているが、その制度において、行財政改革についてどのような提案がなされているか伺う。

(9)、ワシントン事務所は、設置に関しても運営に関しても法令違反のオンパレードではないかと、全国的にも注目を浴びているが、その反省を受けて、内部統制の取組をどのように進めているか伺う。

(10)、県の行政手続条例においては、審査の進行状況や処分の見通しや必要な情報の提供に迅速に努めるべきである旨の内容となっている。金武町における民間の開発許可申請に関して、10年ぶりの開発審査会が開催されたが、事業者からは、県ではそのような取組がなされていないと聞いた。民間の利益や権利に重大な影響を及ぼし、公平性・迅速性の原則に反し、違法または不当な行政運営と言われる可能性もあるが、見解を伺う。

(11)、さきの参議院選において、減税合戦とも言えるような公約が上がっていた。特に消費税は参政党、

れいわ新選組、社民党は消費税ゼロ。国民民主党、共産党は５％とするなど様々だったが、実現した際に沖縄県における影響はどのようなものになるか伺う。

(12)、病院労組の機関誌において、各病院から手当が給与に反映されていない、時間外やその他手当の支給が遅延していると訴えがありとあったようだが、本当であれば大問題ではないかと考える。県立病院の経営状況について伺う。

３、離島過疎振興・地域振興について。

(1)、燃料費や人件費の高騰も重なり、生活必需品などを県外から県内へ、また県内の島々の間で輸送する際の物流コストは、住民の生活に大きな負担となっている。特に食料品や医薬品、燃料などの物価高騰は生活基盤を揺るがす問題である。これまで国や県の補助による一部支援はあるが、十分ではなく、住民からは安定的かつ持続的な軽減策を求める声が上がっている。県として、輸送費補助や港湾・空港インフラ整備、物流効率化のためのデジタル技術活用など、どのような対策を検討しているのか。今後の具体的な方針を伺う。

(2)、南北大東の大雨に関して、排水ポンプを空路で搬入することができず、滑走路の強度不足が原因と言われている。県内で今後も同じような災害が起きる可能性は否定できず、特定利用空港・港湾の制度を活用して整備する必要があると考えるが、見解を伺う。

(3)、与那国町の診療所において来年４月以降、医師が不在になるおそれがある。過去にも特別養護老人ホームの閉鎖などあったが、与那国での医療・福祉の状況と今後のサービス提供について県の取組を伺う。

(4)、新型コロナウイルス感染症対策に伴う規制緩和により、電話やビデオ通話での診療がオンライン診療として保険適用され、対応医療機関が増えたが、離島における遠隔医療の利用状況について伺う。

(5)、離島住民の生活に不可欠な航路や航空路に対し、県は国・市町村と連携して運行費補助や運賃軽減策を講じているが、燃料高騰や利用減少など課題は多い。今後、どのように支援を強化して維持していくのか、県の見解を問う。

(6)、沖縄と奄美は歴史的・文化的につながりが深く、現在も国の振興交付金や特措法を活用し、交流が進められている。今後も観光・教育・文化・物流・人材交流や防災協力など幅広い連携強化が期待される。県としてどのように展開していくのか、見解を求める。

(7)、離島、特に遠隔離島におけるガソリンなどの燃料供給は生活に欠かすことができないが、台風などの自然災害で物流が滞ることもしばしばある。現状と今後の対策について伺う。

(8)、南北大東での大雨被害に対して、県は災害救助法の適用申請を行ったと承知している。住宅や農地、生活インフラへの影響は大きく、住民の生活再建や農業被害への補償が急務である。現在の補償の状況、支援金や見舞金の支給進捗、さらに今後の復旧・復興に向けた具体的な支援策について、県の見解を伺う。

４、文化観光スポーツ行政について。

(1)、入域観光客数の現在の動向について、人泊数、観光収入などの指標の動向についての見直しが必要だと言われているが、検討状況について伺う。

(2)、観光地におけるリゾートバイトなど、観光シーズンに合わせて短期的に流入する労働力は、人手不足を補い観光産業を支える一方で、地域の住宅需要や公共サービスへの負荷、治安や生活環境への影響といった課題も指摘されている。受入れ体制の整備などが求められるが、県はこの流動人口をどのように評価し、地域社会との調和を図っていくのか、見解を伺う。

(3)、地域の観光資源を磨き上げ、マーケティングやデータ分析を通じて持続可能な観光地経営を進める上で、ＤＭＯの役割はますます重要になっている。県内でも、各地域でＤＭＯが立ち上がり、宿泊客動向の分析やプロモーション、人材育成などに取り組んでいると承知しているが、県はその現状をどのように把握しているのか。また、今後は観光危機管理やインバウンド対応、地域間連携の強化など、新たな課題も生じている。県として、こうしたＤＭＯとどのように連携し、県全体の観光政策に生かしていくのか、見解を伺う。

(4)、宿泊税を先行して徴収している京都市は、事業を積み上げた結果として必要額が130億円となり、その結果として本年条例改正が行われた。一方、沖縄県内の観光業界からは、沖縄県が想定している年間78億円の使途や実施時期が明確でないことに懸念があると聞いているが、現状を伺う。

(5)、ジャングリアが開業して間もなく２か月となるが、開業の効果、地元への影響について把握されている状況を伺う。

(6)、毎年県内でも水難事故被害が発生しているが、今年の状況と水難事故防止の取組及び水上安全条例の改正について伺う。

(7)、来年の秋に完成する首里城正殿の支援のために、国内外の多くの方が寄附をしてくれた。沖縄県首

里城歴史文化継承基金の最新の状況と使途についてと、現在の首里城周辺の整備状況を伺う。

(8)、基金の使用によりハード整備、交通課題解決、防火体制の検証、綾門大綱の再興のようなソフト事業など、現在の首里城復興課のように課題を横断的に中心として取りまとめる部署が必要であると考えるが、県のビジョンを伺う。

(9)、今年11月に東京2025デフリンピックが開催されるが、沖縄県からも日本代表として選手が出場する。沖縄県としてどのような支援を予定しているか伺う。

(10)、Ｊリーグ規格のサッカースタジアム整備事業についてＰＦＩ提案がなされているが、民間はＰＦＩとしてどのような関わりを持つことになるのか伺う。

(11)、県は、大型ＭＩＣＥ施設の設置について、与那原・西原の海浜埋立地を候補地とした。2013年の基本構想策定以降、整備の必要性は繰り返し説明されてきたが、県民からは、計画が停滞しているのではないか、いつまで議論ばかり続くのかとの不信感も広がっている。県は整備計画の現状をどのように整理しているのか。停滞の要因は何であり、いつまでにどの段階に進めるのか。県民に対して明確な工程と責任を示すべきではないか。

(12)、県内の観光施設でも物価上昇に対応したいと考えている。美ら海水族館の入園料が周辺施設の価格上昇を妨げている。現状では、従業員賃金の確保や満足度の向上に結びつけることができないと言われている。料金体系の見直しを行うべきだと考えるがいかがか。

(13)、海洋博公園の駐車場の有料化を図ることで、公園及び周辺地域のさらなる整備につながると考えるが、駐車場の利用台数と有料化についての考えを伺う。

(14)、美ら海水族館は2002年の開館以来20年以上が経過し、国内外から年間数百万人が訪れる県を代表する観光拠点となっている。一方で、施設や設備の老朽化が進み、維持管理費の増大や観覧環境の改善ニーズも高まっている。同じ敷地内での移転建て替え計画に着手すべきとの声も聞かれる。世界的な水族館と比較しても、更新時期に差しかかっていると言えるが、県として現状をどのように把握しているのか。移転建て替えの是非と併せ、検討のスケジュールや具体的な方向性について見解を伺う。

(15)、那覇空港や周辺の公共用地でのレンタカー受渡しが問題と取り沙汰されていたが、対策について伺う。また、シェアカーのグレーゾーン利用が問題となっているが、その状況について伺う。

５、子ども・子育て、学術・教育政策について。

(1)、教員のメンタルヘルスケアについて、文科省の調査事業が３年目を迎えるが、その効果と今後の取組はどうか。また、６教育事務所ごとに健康管理室を設置してはどうかとの意見もある。文科省の新規事業である、教師の精神疾患による病気休職対策推進のための専門家活用事業を活用し、設置を進める考えはないか。

(2)、本年成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正の影響について、概要と意義、県の財政にどのように影響するか伺う。

(3)、県内のラーケーションの実施状況と効果について伺う。

(4)、全国学力テストの結果、今後の学力向上についての方針と具体的施策を伺う。

(5)、沖縄県内で笑気麻酔という名前の危険ドラッグの乱用が確認されている中、国がこのドラッグに含まれる成分のエトミデートについて所持や販売などを禁止する指定薬物に追加した。この笑気麻酔（エトミデート）や違法サプリ、脱法ドラッグなどの若年層への蔓延が問題となっているが、現状と対策について伺う。

(6)、県外では、学校運動場の芝生やタータン舗装による整備が進み、砂ぼこり防止や安全性向上に効果を上げている。県内の現状と課題、今後の整備計画を考えているか伺う。

(7)、県立学校体育館のエアコン整備事業について、避難所として定められた学校体育館における空調設備の整備が必要とされている。寒冷地では暖を取るため、近年では熱中症対策としての冷房も求められているが、県内の学校体育館の空調整備状況と今後の整備計画を伺う。

(8)、玉城知事の目玉政策の一つである給食費無償化について、県内での実施状況はどうなっているのか。また、無償化の一方で、提供されている給食の摂取カロリー不足が指摘されている。子どもの成長や健康に直結する重要な課題であり、栄養基準を満たさないままでは、政策の実効性が損なわれかねない。県はこの実態をどの程度把握し、どのような改善策を講じようとしているのか見解を求める。

(9)、県内の保育の待機児童の状況について、特に保育士不足とゼロから２歳児保育の状況について、及びその対策について伺う。

(10)、東京都などが独自に認証している認証保育園

について、県の認識を伺う。

(11)、沖縄科学技術大学院大学は10月、読谷村内に科学体験施設、ＯＩＳＴサイエンススタジオを設置するが、ＯＩＳＴの地域連携・地域貢献の現状と周辺の整備について伺う。

(12)、玉城デニー知事の１期目からの公約の一つである公立夜間中学校の設置について、進捗の見えない状況を伺う。

(13)、新型コロナ流行期を挟み、学校教育の環境が変化している。その中でも運動会などの簡略化等によって情操教育の充実に反する状況となっているが、その見直しについて見解を伺う。

(14)、さきに沖尚野球部について伺ったが、県内ではほかにも多くの運動部や文化部が全国優勝、入賞を果たしている。甲子園は注目度が高く、寄附も集まりやすい一方、他競技は資金支援が困難な場合が多い。県としては基金を設置し、幅広い競技や活動を支援する体制を整えるべきではないか、見解を伺う。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新垣淑豊議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、沖縄尚学高校への県民栄誉賞授与についてお答えいたします。

県民栄誉賞は、広く県民に敬愛され、県民に明るい希望と活力を与える顕著な功績があった者に対して、その栄誉をたたえることを目的としております。今回の沖縄尚学高校の夏の甲子園優勝は、多くの県民に大きな感動を与えたものであり、また戦後80年の節目の年に優勝を成し遂げ、そのことは未来を担う子どもたちにも大きな希望と勇気を与えるものであると考えております。この功績を踏まえ、県では現在県民栄誉賞を含め、沖縄尚学高校への表彰を検討しているところです。

次に、行財政運営についての御質問の中の２の(2)、修正計上された58億円の今後の取扱いについてお答えいたします。

財政調整基金は、経済事情の変動等による年度間の財源の不均衡を調整するとともに、災害発生時等に伴う不測の支出増に対応するために確保する財源であります。今議会に提案しました補正予算において、国庫補助金をはじめ、様々な財源を充当した上で、離島・過疎地域における空き家活用の取組、乳用牛更新等の緊急支援、オーバーツーリズムの未然防止に要する経費などに同基金を活用しております。引き続き、県議会各会派からの政策課題に対する御意見等を賜りながら、今後も同基金を柔軟かつ臨機応変に活用し、当初予算成立後の事情変更などにより必要となった財政需要や次年度当初予算に対し的確に対応してまいりたいと考えております。なお、借換債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、離島過疎振興・地域振興についての御質問の中の(6)、沖縄と奄美の連携強化についてお答えいたします。

沖縄県では、奄美群島との交流拡大の環境整備を図るため、鹿児島県と連携し、航空路及び航路の運賃低減を図る沖縄・奄美連携交流促進事業や平和交流を目的とした対馬丸平和学習交流事業、「奄美・沖縄」観光交流連携事業による観光プロモーションなどを実施しております。今後とも、令和５年８月に鹿児島県及び奄美群島広域事務組合との間で締結いたしました連携協定に基づき、奄美群島との一層の連携強化を図り、両地域の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

日米地位協定について、県はこれまで機会あるごとに日米両政府に対し、改定の要請を行っております。県が行った他国地位協定調査において、他国では、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになったことから、我が国においても米軍の演習等について、航空法等の国内法を適用することを明記することを求めております。また、米軍人等による事件・事故の再発防止を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であることから、裁判権について日本側からの要請がある場合は、速やかに被疑者の起訴前の拘禁移転に応じる旨を明記することを求めております。引き続き全国知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向け取り組んでまいります。

同じく１(4)、政府と宜野湾市の協議会に対する県の受け止めについてお答えいたします。

普天間飛行場の運用等に伴う宜野湾市の住民の生活

環境等の保全の課題に関する協議会については、普天間飛行場周辺の個別具体的な課題について、政府と宜野湾市が認識を共有し、連携した対応を講じるため設置されたものと承知しております。去る６月に開催された同協議会においては、駐機場に近い地域の地上騒音や緊急車両の基地内通行手続の簡素化などについて議論がなされたものと承知しており、引き続き同協議会の議論の内容を注視してまいります。

同じく１(6)、不発弾処理の体制及び予算執行についてお答えいたします。

県の磁気探査事業に係る審査等の業務は、現在、職員４名と委託業者５名の体制で実施しておりますが、今後も専門的な知識を有する職員の継続的な確保が課題と認識しております。不発弾等処理事業の予算執行額は、令和２年度から令和６年度の過去５年間、約25億円から約33億円の間で推移しており、不用額は約8000万円から約３億円の間で推移しています。不用額の縮減に向けては、県事業の早期発注や市町村事業に対する早期発注の推奨、執行状況の確認を行うとともに、市町村支援事業で執行できない予算については、広域探査発掘加速化事業や住宅等開発磁気探査支援事業への予算流用などの対応を行っております。

同じく１(7)、那覇港湾施設移設に向けた取組についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から、早期の返還が必要であると考えております。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組みの中で、移設の目的や条件に沿った取組を進めることが重要と考えており、今後とも移設協議会において関係機関と協議を行いながら対応してまいります。また、沖縄防衛局から県に送付があった那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の意見も踏まえ、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

同じく１(13)、尖閣諸島周辺での県民の安全確保への対応についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古・八重山地域の住民に不安を与えております。このため県では、第十一管区海上保安本部と連携の上、正確な情報収集に努めるとともに、政府に対して、同海域における海上保安庁の巡視船による整然かつ毅然とした対応を継続し、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講ずることを繰り返し求めております。

同じく１(14)、レゾリュート・ドラゴン25についてお答えいたします。

今月11日から25日までの間、実施されるレゾリュート・ドラゴン25では、離島を含む県内において米海兵隊の地対艦ミサイル（ＮＭＥＳＩＳ）等を展開した非実射による戦闘訓練や米海兵隊無人艇（ＡＬＰＶ）を使用した物資輸送訓練などが計画されております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加によりこれ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため、去る９月10日、沖縄防衛局に対し、地元の理解が得られない訓練は実施しないこと、県民生活や事業活動への影響を最小限とすること、必要な情報を早期に提供することなどを求めたところです。

以上になります。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)、安和事故の捜査進捗状況についてお答えいたします。

御質問の事案につきましては、現在も捜査中であり、具体的な状況については答弁を差し控えさせていただきますが、県警察といたしましては、関係者から聴取し、各種証拠を精査するなど、あらゆる観点から慎重に捜査を進めているところであります。

続きまして１(11)、渉外官の身分・役割等についてお答えいたします。

県警察では、外国語が堪能な者を渉外事件調査員として採用し、警察官と一体となって米軍関連事案や国際犯罪の捜査等に対応しております。このような渉外事件の専門職員である渉外官は、行政職として採用され、採用後、国際関係業務を所掌する警察本部内の関係所属や関連事案の取扱いが多い警察署に配置され、渉外事件に関する調査、被疑者・参考人の取調べや事件・事故現場での通訳、その他文書の翻訳等に従事しております。

続きまして４(6)、水難事故状況と水上安全条例についてお答えいたします。

令和７年１月から８月末までの間における当県の水難事故の発生状況は、暫定値で発生件数79件、前年同期比９件減少。罹災者数100人、同じく４人増加。死者・行方不明者数34人、同じくプラス・マイナス・ゼロとなっており、前年同期と比較して発生件数は減少

したものの、罹災者数は増えております。水難事故防止のため、県警察では、海浜パトロールによる遊泳者等への注意喚起、海域レジャー提供事業者に対する安全指導等を継続的に実施しております。また、今年度は、これらに加え、沖縄伝統芸能と組み合わせたＰＲ動画を制作し、これを空港やバス、タクシー、観光地で放映するなど、観光客にも訴求する形で広く意識醸成と行動変容を促しているところであります。

水上安全条例の改正につきましては、本年８月からパブリックコメントを実施し、県民等から広く意見を求めているところであります。改正案の内容のうち、船上において監視、救助等を行う要員の配置に関しましては、自治体の意見や関係事業者団体のヒアリング結果等も踏まえて検討した結果、努力義務とすることとし、その上で条例改正施行後の事業者の取組や事故発生状況等を踏まえて、さらなる対策の要否を検討することとしております。

続きまして５(5)、指定薬物で検挙された若年層の現状についてお答えいたします。

県内における二十歳未満の者の指定薬物に係る検挙件数は、令和５年中はゼロ件、令和６年中は１件、令和７年は８月末現在で５件となっております。本年中の５件の全てが、本年５月に新たに指定薬物に指定されたエトミデートに係るものであります。

県警察では、笑気麻酔あるいはゾンビたばことも呼ばれている指定薬物エトミデートをはじめ、違法な薬物の乱用が若年層で拡大しつつある実態を深刻に受け止めており、各学校に警察職員を派遣して薬物乱用防止教室を開催しているほか、大学生少年サポーターによる若者目線からの薬物乱用防止動画を作成して注意を呼びかけるなどしているところであります。引き続き教育委員会、教育現場など関係機関と連携し、対策を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(3)、書類送検報道に対する知事の受け止めについてお答えいたします。

安和桟橋の死傷事故に関し、抗議女性の起訴を求めるとの報道があったことは承知しております。事故の映像に関し、知事は動画を確認しておりません。なお、現在捜査中であることから、答弁は差し控えさせていただきます。

次に同じく１の(8)、国道449号に係る道路占用許可申請についてお答えいたします。

令和６年11月に事業者から北部土木事務所へ道路占用許可申請書が提出されております。現在、北部土木事務所において、同申請書の内容について精査しているところであり、引き続き道路法に基づき適切に処理してまいります。

次に同じく１の(10)、奥武山公園への御製碑設置要望に係る手続等についてお答えいたします。

当該要望については、現在事前調整を行っているところであります。公園管理者以外の者が御製碑等を設置する場合、都市公園法第５条に基づく設置許可を受ける必要があり、申請書が提出された際には、法令や審査基準等に基づいて審査することになります。

次に３、離島過疎振興・地域振興についての(1)、離島における港湾・空港の整備方針についてお答えいたします。

島嶼県である本県において、離島の港湾及び空港は、経済・産業活動を支える重要な社会基盤であると考えております。

そのため県としては、海上及び航空交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大等に応じた航路及び航空路の拡充、離島振興などの観点から、引き続き必要な港湾及び空港の整備を推進してまいります。

次に同じく３の(2)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであります。

県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に４、文化観光スポーツ行政についての(7)、首里城歴史文化継承基金の現在の状況についてお答えいたします。

首里城歴史文化継承基金には、令和７年８月末時点で約６億730万円の寄附が寄せられております。本基金は、首里城に象徴される歴史と文化の継承のため、伝統的な建築等に係る人材育成事業と古都首里の歴史的空間創出に係る事業に活用することとしております。具体的な取組としては、人材育成として、伝統的建造物の木工と木彫刻に係る研修を実施しているほか、首里城周辺の歴史まちづくりとして、世持橋高欄の整備を実施しております。

次に同じく４の(8)、首里城復興の課題を横断的に取りまとめる部署についてお答えいたします。

県では、首里城の復旧・復興に向けた積極的な取組を全庁的に進めるため、知事、副知事、関係部局長で構成する首里城復興推進本部を設置し、施策の方針決定や関係部局の取組状況を共有しております。また、首里城復興に向けた諸課題及び対応を検討するため、関係課で構成する首里城復興ワーキンググループを設置しております。今後も同推進本部及びワーキンググループにおいて、部局横断的な課題に取り組んでいきたいと考えております。

次に同じく４の(12)、美ら海水族館の入場料見直しについてお答えいたします。

美ら海水族館については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、施設の安定的な管理運営を図る必要があったことから、令和４年10月１日より入場料を改正いたしました。現時点では、さらなる入場料改正は予定しておりませんが、近年の人件費や物価が高騰している状況を踏まえ、維持管理費用等の上昇について注視する必要があると考えております。

次に同じく４の(13)、海洋博公園の駐車場収容台数と有料化についてお答えいたします。

県が管理する美ら海水族館近くの立体駐車場については、収容台数が1146台であり、国と締結した実施協定書において、原則無料とされているところです。しかしながら、満車時には入庫待ちの車列が園外まで並び、周辺道路の渋滞を引き起こしていることから、園内駐車場の利用者の分散や周辺道路の渋滞緩和を目的として、有料化も含めた対策について、国及び地元自治体と意見交換していきたいと考えております。

次に同じく４の(14)、美ら海水族館の老朽化対策と移転建て替え計画についてお答えいたします。

美ら海水族館は、平成14年の開設から今年で23年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、国と協議の上、大規模修繕計画を策定し、計画的に修繕を実施しております。移転建て替え計画については、施設所有者である国と意見交換する必要があると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)、ゲートウェイ構想に対する県の関わりについてお答えいたします。

同構想の内容については、本県が抱える課題や強みに対する認識に加え、成長産業として位置づける分野が県計画における施策単位で整合するなど、共通点も多く確認できております。

県としましては、本県の優位性や発展可能性を存分に引き出すことができると認められるアイデア等について連携していきたいと考えております。そのため県では、去る７月と８月にGW2050 ＰＲＯＪＥＣＴＳ推進協議会事務局と意見交換を開催いたしました。県では、引き続き意見交換を進め、同事務局との円滑な連携を図ってまいります。

次に２、行財政運営についての中の(1)、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の現状についてお答えいたします。

県では５年以内見直しに向け、現在、基本計画策定からこれまでの取組の成果や残された課題を整理するとともに、社会経済情勢の変化等を勘案し、新たに取り組むべき課題等について検証を行っているところです。令和９年度以降を見据えた新たな取組や制度等の在り方については、既に国との意見交換を進めているところであり、引き続き連携を密に図りながら計画等への反映に努めてまいります。

同じく２の(3)、県内路線価の上昇と固定資産税の動向についてお答えいたします。

路線価は国税庁が毎年１月１日を評価時点として、路線に対する標準的な宅地の１平方メートル当たりの価格を定め、公表されております。沖縄県の令和７年路線価の対前年変動率は6.3%、11年連続で上昇しており、全国２位となっております。また、県内市町村の土地に係る固定資産税収については、令和５年度は約376億円となっており、平成27年度と比較すると約69億円、約22.4%の増収となっております。

同じく２の(5)、揮発油税の暫定税率廃止が沖縄に及ぼす影響についてお答えいたします。

揮発油に関する暫定税率が特段の手当てがなく廃止された場合、沖縄の軽減措置は適用されず全国と同じ税額になります。他方、本県は離島への石油製品の輸送費を補助するため、石油価格調整税を課税しており、本県の揮発油に係る税額は全国より高くなります。暫定税率の廃止は、ガソリン価格の低減となる一方、地方財政や沖縄の軽減措置に影響を与えることから、廃止に当たってはこれらの影響に対する配慮が必要と考えております。

同じく２の(6)、生成ＡＩの運用ルール及び今後の利活用についてお答えいたします。

生成ＡＩについては、今年度から全職員が活用できる環境を整え、議事録要約やたたき台文書の作成、アイデア出しなどで活用され、一定の業務効率化につな

がっております。活用に当たっては、セキュリティーが確保された生成ＡＩサービスを導入して、個人情報の漏えい等への対策を行うとともに、生成された情報の根拠や裏づけの確認といった利用ルールを定めて正確性を担保しております。

県としては、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術を活用し、職員の負担軽減や事務の効率化を図ってまいります。

同じく２の(10)、金武町における開発許可申請についてお答えいたします。

県土保全条例に基づく開発許可申請については、当該条例における目的、事業主の責務、許可基準等に基づき適正に対応しているところです。今般の金武町における開発許可申請の審査に当たっては、金武町長からの進達等を踏まえ、条例及び規則で定める安全で良好な地域環境の確保に著しい影響を及ぼすおそれがある開発行為として、沖縄県土地開発審査会に諮問するなど、慎重かつ丁寧に対応したところです。

次に３、離島過疎振興・地域振興についての中の(1)、物流コストの軽減策についてお答えいたします。

県では、離島の物流コスト軽減策として、本島から離島への石油製品の輸送費補助を実施するとともに、離島市町村と連携して、食品・日用品等の価格調査等を行っているところです。今年度は、新たに小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議を立ち上げ、物流コストの負担軽減に向けた取組を議論していただくこととしております。引き続き、離島市町村との意見交換や有識者からの意見を踏まえ、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。

同じく３の(5)、離島航路・航空路に対する支援についてお答えいたします。

離島の航路及び航空路は、離島の住民生活に必要な交通手段であり、これを確保・維持することは重要と考えております。県では、欠損が生じた運行事業者に対して、国、市町村と協調して補助を行うとともに、離島住民に対し、船賃及び航空運賃の負担軽減を実施しております。引き続き離島住民に必要な航路及び航空路の確保・維持に取り組んでまいります。

同じく３の(7)、離島における燃料供給についてお答えいたします。

県では、令和６年８月に発生した南大東村でのガソリンの在庫切れを受け、ほかの離島においても同様の事例が発生しないよう、石油製品販売事業者に対して在庫確保に関する注意喚起を行っております。また、石油製品の安定的な供給に向けて、離島町村の実情に応じて、石油製品販売事業者等で構成する協議会に参加するなど、意見交換を行っているところです。引き続き市町村等と連携し、離島における石油製品の安定供給に努めてまいります。

次に５、子ども・子育て、学術・教育政策についての中の(11)、ＯＩＳＴの地域連携・地域貢献の現状と周辺の整備についてお答えいたします。

ＯＩＳＴは、恩納村の漁協や農家と連携し、モズクや海ブドウの養殖に関する研究や高機能米の開発など、地域の課題解決に取り組んでいるところです。また、人材育成として県内の小・中・高を対象とした学校訪問事業を実施するとともに、読谷村においては、今年10月開設予定のゆんラボ・未来館にＯＩＳＴサイエンススタジオを設置し、科学教育プログラムなどに取り組むこととしております。さらに、ＯＩＳＴ内に新たに２棟のインキュベーション施設が開設されており、ＯＩＳＴ発スタートアップのさらなる増加や企業との連携拡大など、産業振興につながることが期待されております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(9)、戦没者遺骨収容の状況と重機の活用についてお答えいたします。

沖縄戦における日本人の戦没者数18万8136人のうち、令和６年度の収骨実績90柱を含め、令和７年３月末現在で、18万5467柱、98.6％の御遺骨が収容されており、2669柱が未収容となっております。戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により国の責務であるとされており、県では国からの業務委託を受け、地表部分で見つかった遺骨収集を行っており、埋没ごう等の重機等を使用する必要がある場合は国が行うこととされております。このため、重機等の活用については、国において判断されるものと考えております。

続きまして３、離島過疎振興・地域振興についての御質問のうち(8)、住民の生活再建に対する支援策についてお答えいたします。

県では、南北大東村の大雨被害に対応するため、住家の被害認定調査に関する説明会を開催した上、県からも職員を派遣し調査を実施いたしました。現在は、全ての住家被害認定調査が終了し、応急修理について両村を通じて申請を促すとともに、県の災害見舞金についても案内しているところです。さらに、被災者の

生活再建に役立てていただくための災害義援金を県内外に広く募集しているところです。

県としましては、今後両村が救助に要した経費の支出を含め、引き続き村と連携しながら被災者の生活再建支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(12)、全島エイサーまつりへの自衛隊団体の参加についてお答えいたします。

第70回記念沖縄全島エイサーまつりへの陸上自衛隊第15旅団エイサー隊の参加について、市民団体等が、主催者及び陸上自衛隊に出演の取りやめを要請したことは承知しております。

県としましては、この件については様々な意見があると承知しており、主催者において要請書の内容を踏まえて対応されるべきものと考えております。個別の言動が差別に該当するか否かについては、事実を確認した上で慎重に検討する必要があるため、県において見解を述べることは差し控えたいと思います。

続きまして５、子ども・子育て、学術・教育政策についての(9)、県内待機児童の状況についてお答えいたします。

本県における待機児童については、施設整備が進んだことなどにより10年連続で減少し、令和７年４月１日時点では171人、うちゼロ歳から２歳児は141人となっております。また、市町村調査によると、待機児童の解消に向けて必要となる保育士の数は88人となっております。保育士の確保につきましては、学生への貸付事業や、県が設置している保育士・保育所総合支援センターによる就労支援のほか、全国知事会を通じて国に対し、保育士の処遇のさらなる改善を求めているところです。

同じく５の(10)、認証保育園についてお答えいたします。

東京都など他の自治体においては、独自の認証制度を設けていることは承知しております。県では、保育の質を確保する観点から、認可保育所での保育を基本としており、認可外保育施設に対しては、沖縄振興特別推進交付金を活用して、認可化に向けた支援や給食費及び健康診断費等の助成をするなど、保育の質の向上に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き市町村と連携しながら、適切な支援の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、行財政運営についての(4)、令和５年度の国保事業における給付費の減少要因と剰余金の対応についてお答えします。

令和５年度の診療費については、推計値約1414億円に対して実績値が約1380億円となり、約34億円、率にして約2.4％下回ることとなりました。その要因は、被保険者数が見込みより下回ったことによるものであります。また、基金に積み立てた約35億円については、令和８年度以降の１人当たり保険料の上昇を抑制するために活用することを含めて、現在市町村と協議しております。

次に３、離島過疎振興・地域振興についての(3)、与那国町の医療・介護の現状についてお答えします。

与那国町診療所の運営に関しては、現在の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が令和８年度以降、指定管理を更新しない旨の意思を示されていることは承知しております。

県としては、令和８年４月以降与那国町が無医地区にならないよう、町と引き続き調整を行ってまいります。また、介護に関しては、現在特別養護老人ホームは閉鎖していますが、社協により訪問介護及び通所介護のサービスは提供されているところです。今後は閉鎖された施設を活用し、地域の高齢者のニーズに沿ったサービスが提供できるよう、与那国町と調整を行ってまいります。

同じく３の(4)、離島における遠隔医療についてお答えします。

離島・過疎地域においては、医療資源が限られており、その柔軟かつ効率的な活用や医師の負担軽減を図る観点から、遠隔医療の導入を進めていく必要があると考えております。このため県では、沖縄県離島・へき地における遠隔医療導入検討ワーキンググループを設置し、令和７年９月に第１回会議を開催したところであります。今後は医療機関のニーズを踏まえ、遠隔医療に用いる機器の選定、運用体制の検討を進めるなど、遠隔医療の導入を推進してまいります。

続きまして５、子ども・子育て、学術・教育政策についての(5)のうち、若年層への薬物乱用防止対策についてお答えします。

県内の危険ドラッグが原因と疑われる救急搬送件数は、令和５年が51件、令和６年が10件、令和７年６月末現在で８件となっています。令和５年は、大麻グミ等の危険ドラッグの乱用が社会問題となり、関係機関が連携して対策した結果、令和６年以降の救急搬送件

数は減少しております。しかしながら、昨今、笑気麻酔と称する危険ドラッグが社会問題となっていることから、若年層への薬物乱用防止対策として、関係機関等と連携し、学校等における薬物乱用防止講習会を実施するほか、ＳＮＳや動画共有サービス等を活用した普及啓発活動を実施しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　２、行財政運営についての(7)、金利動向を踏まえた県債の借入れ、基金の運用についてお答えします。

現在の金利状況については、上昇傾向にありますが、長期間の金利動向を見通すことは困難であると認識しております。地方債発行に当たっては、将来の財政負担を抑制するため、適正な利率での借入れ及び償還年限のバランスが重要だと考えており、このような観点を踏まえ、引き続き金融機関と交渉を行ってまいります。県債の借換えについては、財政需要、金利の動向、今後の借換え可能額、財政状況等を総合的に考慮し、検討してまいります。また、基金の管理運用に当たっては、公金の安全性の確保に留意しつつ、各所管課において預金や債券運用による収益の確保に努めているところです。預金先や購入する債券は、あらかじめ選定された金融商品から各所管課が利回りの高い金融商品を選択し決定しております。

同じく２の(8)、若手職員の提案受入れ制度についてお答えします。

県では、業務改善提案スキーム＆チャレンジ！を実施し、若手職員の提案を取り入れた業務改善に取り組んでおります。昨年度は、会議のペーパーレス化や在宅勤務の推進、生成ＡＩなどのデジタルツールの活用といった提案があり、今年度からこれらの提案に基づく業務改善に着手しております。引き続き職員の自由で独創的な発想に基づく業務改善を推進することで、職員の働きがいやモチベーションの向上につなげてまいります。

同じく２の(9)、内部統制の取組についてお答えします。

令和６年度内部統制評価において、ワシントン駐在に関する不適正な事務処理など３件の重大な不備のほか、軽微なものを含め様々なリスクの発現が確認されております。内部統制を機能させるため、令和６年度から各部等の主管課に予算経理班を設置するとともに、会計エキスパート職員を育成・配置し、予算執行に係る審査機能を強化しております。また、各部等に配置した内部統制専任職員を活用して、全庁的に対応策を講ずることにより、リスク発生の抑制を図っております。これらの対策に加えて、絶対に重大な不備を発生させないという強い意識を全庁で共有しながら、さらなる内部統制の徹底に努めてまいります。

同じく２の(11)、消費税を廃止した場合等の税収への影響についてお答えします。

消費税を廃止した場合は、税収がゼロになりますので、令和５年度実績では、沖縄県の地方消費税は約350億円の減収となります。消費税を一律５％にした場合は、令和５年度実績を基に試算すると、約167億5000万円の減収となります。

５、子ども・子育て、学術・教育政策についての(8)、私立学校における給食費支援の実施状況についてお答えします。

県では、今年度から子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、学校給食費に係る保護者の負担軽減を行う私立中学校に対して支援しております。具体的には、公立中学校における給食費無償化に係る取組との均衡を考慮して、各私立中学校が所在する５市の給食費月額の平均額の２分の１を補助しております。また、令和７年６月現在、私立中学校へ通う生徒の保護者への給食支援を行うこととしている市町村は、那覇市、大宜味村、今帰仁村、本部町及び中城村と聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２の(12)の行財政運営について、県立病院の手当の支給と経営状況についてお答えいたします。

昨年８月の新システム本稼働後のプログラムエラーによる時間外勤務手当など、実績手当の不足払いは現在解消しており、支給の遅れはありません。職員自身の届出と支給要件の認定が必要な一部の手当については、証拠書類等の不備の是正や認定作業などに一定の期間を要しております。なお、時間外勤務手当を含めた各種手当の支給において、経営状況や資金繰りによる支給の遅れはありません。

病院事業局としましては、引き続き適正な手当の支給を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　３、離島過疎振興・地域振興についての中の(8)、南北大東村での大雨によ

る農業関連の被害状況と支援についてお答えいたします。

南北大東村においては、サトウキビや農業用機材、農地・農業用施設などの被害、農業用排水路への土砂の堆積などが発生しております。今後の復旧に向けた取組としては、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による補償のほか、国の災害復旧事業を活用し、農道や農地の陥没箇所の修復などに対応してまいります。

県としましては、引き続き村と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　４、文化観光スポーツ行政についての(1)、観光収入などの指標の見直しについてお答えいたします。

令和13年度を終期とする第６次沖縄県観光振興基本計画の目標値は、人泊数4200万人泊、観光収入1.2兆円となっております。令和６年度の実績は、人泊数3036万人泊、観光収入9821億円で過去最高となっており、好調に推移しております。同計画は、折り返しとなる５年以内に指標の検証を行い、必要に応じて改定を行うこととなっているため、人泊数、観光収入の目標値も観光業界等の意見を踏まえ、令和８年度を目途に見直しを検討することとしております。

同じく４の(2)、流動人口の評価と地域社会との調和についてお答えいたします。

リゾートバイトなどの短期的な人材の活用は、本県の観光関連産業における人手不足解消の一助となり、特に通年雇用が難しい事業者にとっては、その役割は大きいものと考えております。一方で、流動人口の増加が地域経済、住環境、公共サービスに与える負荷を考慮する必要があり、また、地域住民の生活環境や治安への影響なども懸念されるところです。

県としては、実態把握に努めるとともに、市町村、事業者、関係団体等と連携し対応してまいります。

同じく４の(3)、ＤＭＯの現状把握と連携についてお答えいたします。

現在、県内には観光庁に登録されている観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が９団体あり、地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者との合意形成、ブランディング、受入れ体制の整備などに取り組んでおります。また、北部広域市町村圏事務組合では、12市町村にまたがる地域連携ＤＭＯ――やんばるＤＭＯ設立の検討が行われております。

県としては、市町村、ＤＭＯなどとの意見交換や課題解決に向けたアドバイザー派遣などを通じて、ＤＭＯと連携し、県全体の観光の魅力向上に取り組んでまいります。

同じく４の(4)、宿泊税の使途等についてお答えいたします。

宿泊税は、県民・旅行者双方にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全などの新規または拡充する取組に活用することを想定しております。使途事業については、広く有識者や観光事業者等から意見を聴取するとともに、県の予算編成、県議会の予算案の審議等を通じて公平性等が確保されるものと考えております。

県としては、導入予定の５市町村、観光業界等と丁寧に調整を図りながら、令和８年度内の施行を目指してまいります。

同じく４の(5)、ジャングリア沖縄開業の効果、地元への影響等についてお答えいたします。

民間会社のジャングリア沖縄開業後の周遊分析調査では、施設が立地する今帰仁村では、来訪者数、滞在時間が増加し、新たな観光動線の兆しが見られることや、施設を起点に、交通拠点、商業施設、周辺テーマパーク、景勝地、ホテル等の周遊が確認されており、地域内での周遊が広がりつつある傾向とのことです。

県としては、引き続き関係機関等と連携し、北部地域のみならず、他の地域への周遊、県産品の販売促進など、県全体に波及効果がもたらされるよう取り組んでまいります。

同じく４の(9)、東京2025デフリンピック出場選手への支援についてお答えいたします。

今回のデフリンピックに出場する県勢選手は、現時点でバレーボール、バスケットボール、サッカーの３名となっております。

県としては、各競技団体が国際大会に参加する選手への奨励金を活用することで、大会に出場する県勢選手を支援することとしております。

同じく４の(10)、Ｊリーグ規格スタジアム整備でのＰＰＰ／ＰＦＩの取組についてお答えいたします。

令和７年５月29日に、Ｊリーグ規格スタジアム整備事業に関するＰＦＩ法第６条に基づく民間事業者の提案がありました。現在、有識者委員会を設置し、提案内容の妥当性等の検証、提案に対する県の方針を検討しております。

県としては、設計・建設、維持管理・運営等を一括で実施するＰＦＩ―ＢＴＯまたはＤＢＯ方式のいずれかの事業方式を考えておりますが、どちらの事業方式

でも、維持管理・運営はＰＰＰ手法である指定管理者制度を予定しております。

同じく４の(11)、大型ＭＩＣＥ施設整備の進捗状況についてお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る基本計画を改定する必要があると考えており、現在、事業条件、実現性の高い官民連携の手法、事業スケジュール等を検討しております。

具体的にはＭＩＣＥ需要動向調査を踏まえたコンセッション方式採用の現行計画の精査、ホテル整備に向けた最新の事例調査などのほか、都市計画法の用途地域変更等の手続を進めております。令和７年度の基本計画改定後は、可能な限り早期の大型ＭＩＣＥ施設整備に向けてＰＦＩの手続を進めてまいります。

同じく４の(15)、レンタカー受渡し問題の対策等についてお答えいたします。

那覇空港でのレンタカーの違法な受渡しについては、那覇空港事務所において交通誘導警備員４名を配置し、注意喚起を行っているほか、那覇空港ビルディングにおいてスピーカーを設置し、継続的な注意喚起を行っております。また、那覇空港事務所、県、豊見城警察署等が連携し、定期的な駐車違反等取締りキャンペーンを行っております。シェアカーのグレーゾーン利用の問題については、道路運送法を所管する内閣府沖縄総合事務局に状況を確認の上、関係団体等と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、子ども・子育て、学術・教育政策についての中の(1)、教員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

那覇市と連携した国の調査研究事業では、ＩＣＴや保健師等の専門的人材を活用した研修や復職支援等の取組により、学校における労働安全衛生管理の充実や教職員のメンタルヘルスに関する意識の向上につながった等の効果が報告されております。また県教育委員会では、本事業の成果等を他の市町村と共有し、全県的な取組の充実を図るため、新たに教育事務所ごとに市町村教育委員会労安活性化会議を立ち上げ、取組を開始したところであります。今後、各市町村が地域の実情に応じた持続可能な取組を推進できるよう、国の事業の活用等も検討しながら支援してまいります。

同じく(2)、給特法改正の概要と意義及び県財政への影響についてお答えいたします。

今般の給特法改正については、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の義務づけや教職調整額の基準となる率を給料月額の４％から10％に段階的に引き上げることなどとなっております。学校における働き方改革の一層の推進や高度専門職にふさわしい処遇が実現され、教職の魅力向上や人材確保に資するものと考えております。なお、５％の引上げは令和８年１月からを予定しており、年間約６億2000万円の教職調整額の増を見込んでおります。

同じく(3)、ラーケーションの実施状況等についてお答えいたします。

ラーケーション制度の導入は、子どもたちの主体的な学びの促進や家族との時間の確保など、多くの点で意義があると考えております。県教育委員会では、名称を県立学校家族休暇制度として、今年９月から県立学校での試行的導入を開始しており、既に家庭から届出のある学校もあると聞いております。今後、実施状況を踏まえ、課題の整理等を行い、令和８年度からの本格実施に向けて取り組んでまいります。市町村立小中学校については、先行して実施している座間味村や県立学校の取組等を各市町村教育委員会へ提供し、ラーケーション制度の導入に向けた検討を依頼したところであります。

同じく(4)、全国学力テストの結果と今後の方針等についてお答えいたします。

令和７年度全国学力・学習状況調査については、おおむね全国水準の範囲内となっておりますが、小学校、中学校ともに全国平均正答率を下回る結果となっております。確かな学力を身につけさせるためには、児童生徒が自己のつまずきや課題に気づき、自分に合った学び方を工夫できる力の育成が重要であると考えており、令和７年度から新たに「自立した学習者」育成プロジェクトをスタートしたところであります。

県教育委員会としましては、同プロジェクトの趣旨を学校、市町村教育委員会、教育事務所等と共有し、全県的な取組として、子どもの姿に基づく授業改善を進め、本県の学力向上のさらなる推進に取り組んでまいります。

同じく(6)、県立高校運動場における芝生等の整備の現状等についてお答えいたします。

県立高校の運動場の芝生化等につきましては、砂ぼこり飛散防止や安全性向上に効果があるものと認識しておりますが、整備実績としては、昭和51年度の具志川商業高校のみとなっております。導入に当たっては、従来の整備よりも初期費用がかかるほか、補修時の養生期間における利用制約や、芝刈り等の維持管理における学校の負担が大きいと聞いております。これ

らのことから、運動場の芝生化等につきましては、運動場の利用形態や他県における導入事例等も踏まえ、研究してまいります。

同じく(7)、学校体育館の空調整備状況と今後の整備計画についてお答えいたします。

文部科学省が令和６年度に実施した調査によると、本県の公立小・中・高校における体育館等の空調設置率は2.7％で、全国は17.7％となっております。県では、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、今年度、県立学校５校において体育館屋根の断熱性確保工事等に取り組んでおります。また、市町村の積極的な取組を推進するため、連絡会議等において当該交付金の活用を周知しております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携し、空調設備整備臨時特例交付金の期限である令和15年度までに、避難所に指定されている体育館の空調整備に取り組んでまいります。

同じく(8)、学校給食費無償化の実施状況及び給食の摂取栄養量の実態等についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和７年度から学校給食費無償化支援事業を実施しており、中学校で27市町村、小学校で23市町村が無償化しております。学校給食の栄養摂取状況については、令和５年度の調査において文部科学省が示す摂取基準13項目のうち、たんぱく質やビタミンＡなど、小学校では９項目、中学校では５項目で基準を満たしておりますが、エネルギーについては、小中学校ともに下回っております。

県教育委員会としましては、課題解決に向け、市町村給食担当者や栄養教諭等を対象とした研修会を実施しており、引き続き市町村と連携した学校給食の充実と食育の推進に努めてまいります。

同じく(12)、公立夜間中学の設置についてお答えいたします。

公立夜間中学の設置については、全ての市町村が設置しないとの意向を示していることから、県教育委員会においては現在、これまで実施したニーズ調査や直近の他県の設置状況を基に庁内連絡会議を開催しております。引き続き関係団体等への調査を行うなど、今後の在り方について検討を進めてまいります。

同じく(13)、運動会等の簡略化についてお答えいたします。

運動会等の学校行事については、教育課程をより効果的に実施する観点から、その精選や見直しを進めているところでありますが、子どもの感性や創造性の育成など教育的意義は大きいことから、その趣旨を生かした取組となるよう努めているところであります。

県教育委員会としましては、情操を豊かにすることは、子どもの人格形成を図る上で重要であると考えており、引き続き市町村教育委員会や学校と連携し、学校教育活動全体を通して取り組んでまいります。

同じく(14)、運動部や文化部の活動の支援についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、中学生、高校生に対して、九州大会及び全国大会に参加する生徒に派遣費を補助しております。また、令和６年度から離島保護者の経済的負担軽減のため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した派遣費の拡充に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後とも派遣費の補助を継続し、経済的負担の軽減が図られるよう努めてまいります。なお、新たな基金の設置については、どのような取組が可能か研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

まず、１の(3)の安和の件ですけれども、事業者――沖縄防衛局から安全対策についての提案が何度も何度もされている。だけど県が許可を出してくれないという話があります。この理由についてお伺いをしたいと思います。また、許可を出さないのであれば、これは沖縄県として安全対策をしっかりとしなければならないと思いますが、今の状況では安全対策になっていない。改善を行う気がないというふうに捉えられても仕方がないと思いますけれども、この見解についてお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　安和桟橋の出入口付近におきまして、事業者からは、承認工事申請書、また道路占用協議等がございます。事業者の求める申請とか協議の内容には、歩道巻き込み部へのガードパイプの設置ですとか、バリロードと呼ばれる交通規制材の設置等がございました。事業者がこれらの設置を求める箇所は歩道上でございまして、その設置は歩行者の通行を妨げ、本来の目的を阻害するものであることから、管理者としてこれらの設置は適切ではないと考えており、その部分については承認及び同意はしておりません。その他の部分の工事については承認しております。

県の対策なんですけれども、防衛局と協議の上、県が街路樹の剪定を実施して視認性の向上を図っているところであります。また、車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的としまして、国土交通省の通達がございますが、歩道の一般的構造に関する基準に基づきまして、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置し、安全対策を図っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

ラバーポールじゃ安全対策にならないというふうに言われているわけですよ。その点について、私はこれしっかりとやっていただきたいと思ってますが、細かいことについてはまた我が会派の議員にもしっかりと取り組んでもらえると思いますので、そこにお願いをしたいと思います。

５の(12)番、教育のほうですね。夜間中学校の件ですけれども、これはぜひ知事にお伺いしたい。

戦後80年を迎えて、当初の目的であった夜間中学校――戦中戦後の学習ができなかった世代の学びの場というところでありますが、これが今だんだんともう役割が変化しているわけですね。公約に取り入れた知事は、この夜間中学校の役割、現在の目的についてどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

夜間中学については、戦後混乱期の義務教育未修了者の学び直しの場として始まっております。その後、戦後80年を迎え、学習支援対象者が年々高齢化し減少している現状もあろうかというふうに考えております。これまで夜間中学については、文部科学省が、少なくとも各都道府県、指定都市に１校は設置をするよう、促進を図ってきておりまして、そういうことも踏まえながらこれまで進めてきているところであります。

県教育委員会としましては、今後、関係団体等への調査を行うなど、今後の在り方について検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今、通信制高校も増えました。夜間中学校に関しての意義というのが変わってきていると思いますので、またしっかりこれも継続してやっていただきたいなと思っております。

続きまして、２の(10)です。

申請に関してなんですけれども、これ以外にも実は最近、県の申請に対しての認可とか、こういったものが以前に比べて遅れているんじゃないか、遅いんじゃないか、そういった声を聞くんですけれども、単純にこれマンパワー不足じゃないかというお話もあります。現状どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　沖縄県行政手続条例は、県による処分、行政指導などといった一般的な手続に関し共通する事項を定めており、審査基準及び標準処理期間の設定を含め、実際の手続は処分等の実務を所管する担当部署で処理しているところでございます。手続事務に係る職員配置につきましては、担当部署の要望や意見等を確認しつつ、処理に関する具体的な課題、業務量、必要性、効果などを精査し、適切に対応してまいります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　事業者は、こういった時間というのが非常に利益にもつながりますし、また、その地域に関してのメリットを享受することもありますので、ぜひ県としてはしっかりと迅速性、公平性というものについて、担保して進めていただきたいということで要請をさせていただきたいと思います。

次、２の(4)番、国保の件なんですけれども、国保税、県に対して、昨年45億取り過ぎちゃったよという話なんですけれども、そのうち10億は案分して返しますと、相殺させますという話でした。残りの35億に関しては、今協議中というお話がありましたけれども、これ、また同様に案分して返してもらわないと、損をするところ得をするところが出てしまうよというような話があります。損をするところ得をするところの状況、またこれをどのように県として考えているのか。これ、市町村は一般財源から寄せてきて政策的繰入れをしているわけですよ。この件について、ちゃんと考えて今後返していただきたいというふうに声がありますけれども、この件についていかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

令和５年度の剰余金、合計で45億円ございますけれども、そのうちの10億円につきましては７年度に案分して市町村のほうに減算をした形です。残りの金額の取扱いについては、この10億円とは別に通常の保険として取り扱う形で国のガイドラインに基づいて今差し引くことを、県のほうから市町村に対して提案をさせていただいておりますけれども、議員御指摘のように、市町村からは相違があるということで、９月の最

初の会議のときもまだ引き続き協議しようというお話になりました。今後も市町村と丁寧に協議を進めて、どのような形が適切かということを一緒に考えていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今おっしゃったように、やはり損するところがあれば得をするところもあるということであります。そして、一般財源から寄せてきているものもありますので、やはりその市町村としては、自分たちの税についてはしっかりと使いたい、そういった思いでそういう申立てをしているところもあると思いますので、せっかく一元化されるのであれば、損したところ得したところがないような、そういった公平の観点でぜひ見ていただきたいなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

次、２の(3)及び４の(2)なんですけれども、路線価――地価高騰という話もあります。今不動産価格が上昇していまして、行政的には不動産の固定資産税が20%以上上がっているというお話がありましたが、県民からはもう高くなり過ぎて住宅が買えないんですよというような声もあります。離島に行くと住むところもない、もうワンルームマンションで家賃が10万円超えちゃうとか、そういった話もあります。こういった状況から派生する家賃の高騰――また、こうなると県民の可処分所得も下がっていくわけですね。そういったことについて今どのように考えているのか、ぜひお伺いさせていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　可処分所得に対しては固定資産税のところがまずあると思うんですが、土地に係る評価額が急激に上昇した場合については軽減措置がされておりますので、そういった形で急激な固定資産税の上昇というのは起こらないのかなと思っております。それから、住宅側の――地価の高騰自体は、経済が活性化している状況という形になりますが、一方で、それに伴うコスト増であるとか、住宅を確保しづらいとか、そういった問題は出てくると思っております。それについてもどういった対応ができるのかというのは検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　職員の方からのお話もありました。県職員の住宅手当は今お幾らでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　家賃に応じて、上限２万8000円と記憶しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　県の職員は、多分県の命令で離島に行ったり、北部に行ったり、住居から離れて通うこともあるわけですよ。その点、２万8000円で大丈夫だと思いますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県職員の給与諸手当につきましては、基本的に労働基本権の制約である人事委員会勧告を尊重するとともに、他県の状況であるとか、国家公務員の状況等を勘案しながら決定しているところでありますので、現在、住居手当については、国や他県並みというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　他県であれば、電車で通うこともできる、移動費が廉価であるというところもあると思いますけれども、どうしても沖縄だと離島に行ったらそこに住まざるを得ないわけですよね。そういったところもぜひ勘案をしていただきたいなという声がありましたので、お伝えをさせていただきたいと思っております。

さて、先ほど暫定税率のお話がありました。暫定税率の廃止という話で今進んでおりますけれども、物価高騰対策となると、軽油、こちらのほうが例えば物流に関して非常に効果があるのではないかという声があって、今後このガソリンの暫定税率の後は、軽油の軽減という話が出てくると思います。軽油のほうが地方には非常に大きな影響があると思うんですけれども、この軽油の暫定税率がなくなったときに、どれぐらい影響があるのか教えてください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　軽油引取税の暫定税率が仮に廃止となった場合、令和６年度実績を機械的に試算しますと、約38.4億円の減収となります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　この間の参議院選、先ほどもお話ししたように、減税合戦というような声がありました。消費税をゼロにすると350億、沖縄県の財政に影響する。今、軽油引取税は35億ほどですね。それぐらいあると約400億穴が空くわけですよ。知事、400億穴が空いたら沖縄県の財政ってもちますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　地方揮発油税等々、地方に影響のある税収が減少する場合には、一般財源になって

おりますので、様々な県の施策を実施することに対して不足することが懸念されます。このため県では、全国知事会を通じまして、国の税を検討する場合におきましては、地方に負担を転嫁することがないように、地方財源の確保などについて要請しているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ちょっと知事にお伺いします。

2012年、当時、国会議員の知事は消費税の増税に反対して、民主党から離党されたと思います。たしか国民負担の増に反対するというような趣旨だったと思います。例えば今、社会保障でこの消費税というのは非常に多く使われているというふうに私は認識しておりますが、もともと国会議員だったという立場もあるかと思いますので、この消費税がなくなった際、どういったふうに世の中が変わっていくのか、そしてどういった財源の手当てができるのか、こういったことについてぜひ知事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　消費税は逆進性が非常に強いという税の性格上、いわゆる低所得者に対して非常に大きな影響があるということで、その増税の際には十分国民議論を行うこと、早急な――何ていうんでしょうか、拙速な増税論に走らないようにというようなことでも、国会でも議論がなされていることと思います。税というのは、国民がひとしく負担をするものであればこそ、その税における財源の確保等については、十分国会において議論なされるべきであるということが私の従来からの認識であります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　なので、今消費税というのは基本的に社会保障に使われているという認識なんですね。例えばそれがなくなった際に、組替えが起こるだろうというふうに思っておりますし、先ほどお話があったように沖縄県でも350億変わってくるわけですよ。それを知事会を通して負担がないようにしますということはできると思いますけれども、仮にこれがなくなったときのことを考えて、これは知事としてもしっかりとこの沖縄県財政について考えなければいけないでしょうし、国に対してどういった形で具体的に要請していくのかというのを考えないといけないと私は思っております。これがなくなってから決めるのでは、そのときの付け焼き刃のものになってしまう可能性があるので、これを私はしっかりと今の段階で様々な数値であったり影響に関して、これは沖縄県としてもちゃんと調査をする、考える、そういったことをするべきであると思いますけれども、この点について知事はどのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほども総務部長から答弁をさせていただきました。この地方財政に影響のないようにということで、全国知事会からも国に対しては明確にそういう影響の軽減を求めております。当然、税の配分をする、減税をする、増税をするのであれば、それに対する国の方針がどうであるかということについて、まず国会でしっかりと議論をしていただいた上で、地方や国民の生活に影響を及ぼさないということを担保した上で、その執行に当たるべきであろうというのが我々の考えです。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　もちろん税が安くなれば、我々一般の県民、国民の立場としては非常にありがたいですよ。ガソリンの暫定税率もなくなる、消費税もなくなる。そうなったときには可処分所得も増えるかもしれません。しかし、今話したようにこの地方財政、特に沖縄という地域に関しては、まだまだ国の支援というのも必要だというふうに言われています。その中でそれだけ穴が空くということを考えたときに、私はもう早々に――例えばゼロのとき、５％のとき、そしてほかの政党が食料品だけなくしましょうといったときにどれぐらいの影響があるかというものをしっかりと調査をするべきであると思っていますけれども、その点について、今沖縄県で取組がなされていることはありますでしょうか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　先ほど廃止された場合には約350億円の減収になるということを申し上げましたけれども、これが例えば軽減税率が８％になっているとか、両方が――10％、８％がそれぞれ５％になった場合とか、そういった議論もされておりますので、その場合の減収額等々については試算しているところではあります。御存じのとおり、消費税は高齢者医療、介護、子育てなどの諸施策を支える重要な財源でありますので、減税がなされた場合には、これらの施策に大きな影響が懸念されるということになりますので、全国知事会等、あらゆる機会を通して、地方に負担を転嫁することがないように要請してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　まさにそうだと思います。しっ

かりと今調査をして、先ほどお話のありました揮発油税の分、ここもあります。そして、今後議論になるだろうと思われる軽油引取税、こういったところもありますので、私はこういった税についても――もちろん先ほど言ったようになければないほうがいいんですよ。だけど、やはり行政として必要だよねというところも、私はこの間の参議院議員選挙のときに議論として、もっともっと声が上がればよかったのになというふうに思っております。多分知事も、その際には高良参議院議員の選対本部長として取組をされておりましたし、これまで国会でも――先ほど申しましたように、消費税の件で離党されるなど、県民生活、国民生活については、非常に考えられているかと思います。ただ、その一方、やはり行政の長として、本当にこの沖縄県がどのように運営をされていくのかということについて議論する。そういったことも知事においては行っていただきたいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　繰り返しになりますけれども、国民全般に及ぶ税における減税でありますとか廃止でありますとか、そういうような議論は、国においてしっかりとその方針を国会の議論を踏まえた上でお示しをしていただく、そして可能な限り国民の生活や地方財政に影響がないということをしっかり確保していただくことが肝要であるというように考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　私が申しているのは、やはりこの地方の代表として、もっともっと声を上げるべきではないか、しっかりとこの点について知事としての意見を――知事会を通してというお話もありますが、やはり九州８県の中で、この沖縄というのは唯一離れた地域であります。そこで必要な財源であったりとか、必要な政策というものがあった際に、さらにそこには輸送費のコストの話もありました。輸送費のコストの中で、実はそれがオンされているがために、県民の所得は低い、だけど物価は高い。そして今はもう家賃まで高くなってきている。こういう状況がありますよ。だからこのときに、やはり私はもっともっと沖縄県単独として、しっかりとこういった話をしていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、ぜひここは知事としてしっかりとやっていただきたいなというふうに思っておりますし、我々もこういった議論をしっかりと執行部の皆さんと行っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

あと、最後になりますけれども、１の(12)番、全島エイサーで自衛隊団体の参加をめぐりということがありました。実は全島エイサーだけじゃなくて、この沖縄県、様々なところで自衛隊の方々のボランティアで行われているイベントなどがあります。もちろんそこには米軍の方々もいらっしゃるんですけれども、自衛隊であるからということで参加を拒まれたりするというのは、私はあってはならないことだと思っていますし、彼らがボランティアで参加するとなったときに、本当に彼らの存在が非常に大きなもので、これがなくなった際にそのイベント自体ができなくなる可能性があるわけですよ。私は、この市民団体の方々の気持ちも分かりますけれども、この事業の存続というものを含めたときに、じゃあこういった人たちがボランティアで参加してくれた自衛隊の方々の代わりに本当に人を出してくれるのか、そういったことも踏まえてすごく考えさせられた案件でありました。

知事、先ほど私、不発弾の話もさせていただきましたけれども、自衛隊は本当にこの沖縄県のために、沖縄の人たちの命や財産を守るために一生懸命活動されているわけですよ。その点について、私は知事の言葉をぜひ聞かせていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

議員御承知のとおり、県民はかつて悲惨な沖縄戦を経験したこともあり、さらに復帰後は米軍だけでなく、自衛隊に対しても大変厳しい見方をしなければいけないというような、そういう意見が強い時期もありました。他方で、自衛隊は我が国の防衛任務に加え、急患の搬送ですとか、不発弾処理、災害支援など、県民の生命財産を守るために本当に献身的に貢献してきており、そのことによって近年は自衛隊に対して肯定的な意見を持つ県民の方々も増えてきております。ですから、そういうような社会的な状況、様々な意見があるということは、これは県民の間においてのお考えそれぞれでありますけれども、私は、例えば今回のエイサーへの参加等に関しては、そのような様々な意見があることを踏まえて、主催者において判断をされたものであるというように認識をしております。

○新垣　淑豊 議員　どうもありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後１時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

喜屋武　力議員。

〔喜屋武　力　議員登壇〕

○喜屋武　力 議員　こんにちは。

令和７年９月議会、代表質問を行います。

沖縄自民党・無所属の会、喜屋武力です。

執行部には厳しく、県民には優しく、見た目はやっちゃんですが、心はカスミソウの花言葉の持ち主でありますので、執行部の皆さん、簡明な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは始めます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、県内の物価高騰は県民生活を直撃しており、特に食料品や光熱費の負担が家計を圧迫している。輸送費や物流コストが高い沖縄では、全国以上に影響が深刻である。こうした状況を踏まえ、県として物価高の現状をどう分析しているのか。さらに、国の補助施策に加え、県独自の支援策をどのように講じて県民生活を守るのか伺う。

(2)、令和８年度の沖縄振興予算概算要求は、人口減少や地域格差解消に直結する重要な政策手段である。県はこれまでの振興予算の執行効果をどう検証し、国に対してどのような重点要求を行っているのか。特に、離島振興や子育て支援、産業育成などにどのような予算配分を求めているのか。具体的な方向性と知事の考えを伺う。

(3)、県は、地域外交を掲げて海外自治体との交流を推進しているが、具体的な成果が県民生活に直結しているのか疑問の声もある。外交は本来国の専管事項であり、県が独自に取り組むことが果たして有効か。予算や人材を投じる以上、成果や県民への還元が明確でなければならない。これまでの取組の成果と課題をどう認識しているのか伺う。

(4)、南米には多くのウチナーンチュが移民として根を下ろし、沖縄との強固な絆を築いてきた。南米事務所の設立は、世界のウチナーンチュネットワークをさらに強化し、経済・文化・人的交流を促進する上で大きな意義を持つ。県として設立に向けた準備状況や課題をどう捉え、積極的に推進する意思があるのか伺う。

(5)、玉城知事はハワイを訪問したが、税金を使った公式出張である以上、成果を県民に説明する責任がある。経済交流や観光促進、人材育成など、どのような分野で具体的に成果を得たのか。出張の意義と成果を明確に示すべきではないか伺う。

(6)、池田副知事はカナダを訪問したが、その目的や成果についても十分な説明を行っていただく必要がある。県民が納得する成果がなければ、単なる慣例的な国際交流に終わりかねない。どの分野でどのような成果を上げたのか、県として今後の関係構築にどうつなげる考えなのか伺う。

(7)、２年後に開催予定の世界のウチナーンチュ大会は、世界中の同胞を結ぶ重要なイベントである。大会運営の準備状況や課題はどうか。財源確保、人材育成、地域連携を含め、成功に向けてどのような体制を整えているのか。知事の決意を伺う。

(8)、福建・沖縄友好会館は、平成10年に開館し27年が経過するが、現在の利用状況や財務の健全性、国内外企業の活用実績が不明確である。県が関与する施設として、どのような役割を果たしているのか。実態をどう把握し、今後の在り方をどう考えているのか伺う。

２、国土強靱化・防災減災・交通施策について。

(1)、県内でも豊見城市で実証事業が展開されているライドシェア事業は、新たな移動手段として注目されている。過疎地や交通不便地域の移動課題を解決する可能性がある一方で、タクシー業界との競合や安全管理、交通ルールの整備など課題も多い。県はこの実証事業をどのように評価しているのか。公共交通体系の一部として導入を拡大する考えがあるのか伺う。

(2)、高速道路利用の効率化や渋滞解消に資するＥＴＣは全国的に普及が進んでいるが、沖縄県では導入率が依然として低いと指摘されている。観光客の利用や物流効率化の観点からも普及促進は重要であり、インフラ整備や利用者支援策が求められる。県は現状の普及率をどう把握し、今後の普及促進に向けてどのような施策を講じるのか伺う。

(3)、全国的に水道管の破損や老朽化による更新費用の増大が課題となる中、沖縄県でも耐震化計画が策定されている。離島を含め災害時のライフライン維持は喫緊の課題であり、更新事業を計画的に進める必要がある。企業局の平準化の取組や水道のＰＰＰ／ＰＦＩの推進状況を県は認識しているのか。老朽化対策をどのように強化していくのか伺う。

(4)、県内の交通渋滞解消や観光振興に資するとされる鉄軌道構想は長年議論が続いているが、最大の課題は事業採算性にある。建設費用や利用者数の見込み、維持管理コストを冷静に見極める必要がある。県は現時点での採算性をどう分析し、実現に向けてどのような検討を行っているのか。事業化の可能性について伺う。

(5)、県内道路の老朽化や舗装の劣化、歩道の未整備、雑草繁茂は交通安全や住民生活の質に直結してい

る。限られた予算の中で維持管理の優先順位をどうつけるかが課題である。県は性能規定方式を採用しているが、現状の維持管理体制をどのように評価し、重要路線以外への対応も含めて住民の安全と利便性を確保するために、どのような改善策を取るのか伺う。

(6)、公共工事の入札不調や不落の背景には、資材高騰や労務単価との乖離がある。現実に即した適正な単価設定を行わなければ、必要な工事が遅れ、インフラ整備が滞るおそれがある。県は単価設定の在り方をどのように見直しているのか。土木建築予算の適正化について見解を伺う。

(7)、県は既に次世代交通ビジョンおきなわを策定しているが、従来の総合交通体系基本計画との関係性が不明確との指摘がある。両計画をどのように位置づけ、整合性を確保しているのか。県として、交通体系全体をどのような方向に導こうとしているのか伺う。

(8)、特定利用空港・港湾の指定は、防災や物流拠点の強化に大きな意義があるにもかかわらず、県内での整備は遅れている。離島の安全保障や災害対応の観点からも不可欠だが、次年度以降、県はどのような整備方針を描いているのか。具体的な計画を伺う。

(9)、那覇市中心部の与儀－開南間においては、交通渋滞緩和や公共交通優先の観点からバスレーン規制が設けられている。しかし近年は、利用状況や交通実態の変化により、住民や事業者から過度の規制ではないかとの声も寄せられている。県はこの区間のバス規制の効果をどのように検証しているのか。利用実態に即した見直しを行う考えはあるのか伺う。

(10)、交通安全の基本となる道路標識は、老朽化や摩耗により視認性が低下している箇所も多く、夜間や雨天時に事故リスクを高めている。特に県道、国道の交差点では、更新の遅れが目立つとの指摘がある。県は道路標識の維持管理をどのように行っているのか。更新サイクルを定め、計画的に改善する考えはあるのか伺う。

(11)、沖縄本島をはじめ主要都市部では慢性的な交通渋滞が深刻化し、物流や観光、住民生活に大きな支障を来している。道路整備や交差点改良、バイパス新設などの施策が求められているが、事業の遅れが課題となっている。県は現在、どの道路整備事業を重点化しているのか。交通渋滞解消に向けた具体的方針を伺う。

(12)、沿岸部の低層地帯では、大規模地震や津波発生時における垂直避難先の不足が指摘されている。津波避難タワーの整備は住民の生命を守るために不可欠であり、義務づけの検討を求める声もある。県は現状の避難施設整備状況をどう把握しているのか。今後、避難タワー整備を計画的に進める考えがあるのか伺う。

(13)、うるま市の石川赤崎交差点は交通量が多く、事故の危険性や渋滞が常態化している。地元住民からは、抜本的な解決策を求める声も根強い。県はロータリー化の実現可能性をどう評価しているのか。また、安全性や利便性を高めるためにどのような改善を図ろうとしているのか伺う。

(14)、多くの離島を抱える沖縄において、災害時の備蓄の確保は極めて重要である。現在、県が備蓄している食料や水、医薬品などはどの程度の量で、どのように配備されているのか。離島や僻地の住民に迅速に届ける体制をどう確保しているのか。備蓄の実態と今後の改善方針について伺う。

(15)、山間部や離島などでは、テレビや携帯電話の電波が届きにくい地域が依然として存在し、災害時の情報伝達や住民生活に大きな支障を来している。難視聴・不感地帯の解消は、安全・安心の確保に不可欠である。県は現状の把握をどう進め、国や通信事業者と連携して改善に取り組む考えがあるのか伺う。

以上です。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　喜屋武力議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、地域外交の取組の成果と課題についてお答えいたします。

沖縄県の地域外交は、沖縄の有するソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、様々な交流を進めアジア太平洋地域の平和構築と相互発展への貢献を目指すものであります。これまで私や副知事による海外訪問において、平和的な外交・対話の重要性の発信や経済分野の交流などのほか、北東アジア地域自治体連合や済州特別自治道等、海外自治体とネットワークを構築するなど、大きな成果があったと考えております。令和７年度はロサンゼルスを訪問し、北米県人会サミットを開催するとともに、商談会の開催や企業訪問による県産品のＰＲを行ってまいりました。またハワイでは、姉妹提携40周年記念式典等の実施やＷＵＢ世界大会への参加を通して、様々な分野における相互交流・連携をさらに強化することを確認しています。さらに、カナダ沖縄県人移民125周年記念式典への出席のため、池田副知事や議長をはじめ、沖縄県議団がカナダのアルバータ州を訪問し、交流を深めてまいり

ました。なお地域外交の推進に当たっては、それぞれの国・地域の考え方や事情を慎重に配慮しながら取り組むことが課題であり、重要であると考えております。

次に(5)、ハワイ出張の意義と成果についてお答えいたします。

８月28日から９月３日までの私のハワイ出張では、ハワイ州政府主催のハワイ沖縄姉妹提携40周年記念式典・ハワイ移民125周年記念式典や、ハワイ沖縄連合会主催のオキナワン・フェスティバルへの出席のほか、ＷＵＢ世界大会への参加、県主催の記念フォーラムの開催、多くの関係者との面談など、幅広い活動を行うことができました。面談を行ったルーク副知事からは、学生の交流やエネルギー協定等の連携への期待が示され、ハワイ東西センターのコナーズ総長からは、人材育成に関する沖縄県との関係を今後も深めていきたいとの発言がありました。また太平洋海兵隊司令官グリン中将との面談においては、米軍と地元自治体とが直接対話することの重要性を理解し、信頼構築のための意見交換を重ねることを確認することができております。さらに、ハワイ州選出のジル・トクダ下院議員からは、ＮＤＡＡ――アメリカにおける国防権限法案に、沖縄における米軍犯罪や米軍に起因する環境問題に係る事項が記載されることにより、これら問題の与える影響が最小限となるよう、書簡を送付し、働きかけを行っている旨の説明がありました。このほか、空手、琉舞などの沖縄の伝統文化の継承に貢献する方々との面談や、県系の方々が経営する企業の訪問をさせていただき、交流を深めてまいりました。今回のハワイ訪問は、ハワイと沖縄の絆をさらに強固なものとし、多面的な交流を次世代へ継承する意味で大変有意義であったと考えております。

次に国土強靱化・防災減災・交通施策についての御質問の中の(7)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）と総合交通体系基本計画との関係についてお答えいたします。

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）は、中南部都市圏の交通渋滞の解消と公共交通空白地域の解消を２本の柱とし、多くの県民の意見を取り入れながら、戦後100年を目標とした陸上交通の将来像やその実現に必要な取組を検討することとしております。沖縄県総合交通体系基本計画は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の交通関連の個別計画として、陸・海・空の交通体系を定めており、この計画において、陸上交通の将来像やその実現に必要な取組などを反映させていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　池田副知事。

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　１、知事の政治姿勢についての(6)、カナダ出張の意義と成果についてお答えいたします。

今年はカナダ移民125周年の節目を迎えることから、カナダ沖縄連合会が主催する記念式典に参加するため、カナダのアルバータ州を訪問しました。記念式典では、長年、県人会活動等に尽力された方々の功績をたたえるとともに、沖縄県から派遣した指導者と現地県人会との共演による三線、エイサーが披露されるなど、伝統文化を通じて交流を深めました。また、アルバータ州政府を訪問し、副総督と面談を行ったほか、多文化主義担当副大臣との面談では、教育分野、観光政策に関する取組や学生派遣の継続など、今後の沖縄県とアルバータ州との交流拡大に向けて意見交換を行いました。引き続きカナダの県系関係者と連携して、現地のニーズを踏まえて、次世代を担う人材の育成、文化芸能活動の支援などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、物価高の現状についてお答えいたします。

本県の消費者物価指数について、今年７月の総合指数は、令和２年を100とした場合114.0となっており、全国の111.9を上回っております。全国的にも円安やエネルギー価格の高止まり等により、物価高は大きな課題となっておりますが、本県においても様々な分野に影響を及ぼしているものと認識しております。

次に２、国土強靱化・防災減災・交通施策についての(1)、ライドシェアに係る実証事業についてお答えいたします。

国においては、鉄道やバス事業者等が参加するトライアル運行の実施など、日本版ライドシェア制度の活用促進に向けた取組を推進しております。県内では豊見城市に事業所を有するバス事業者が参画し、日本版ライドシェアの運行が開始されております。

県としましては、日本版ライドシェアをタクシーの運転手不足に対する有効な対策の一つと考えており、関係団体と連携し、運転手確保の取組を進めつつ、日本版ライドシェアの活用促進に向けて取り組んでいき

たいと考えております。

同じく２の(2)、ＥＴＣ利用促進に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄自動車道においては、ＥＴＣ車を対象に、通常料金から約35％を割り引く特別割引が実施されております。県では、ＥＴＣ利用促進を図るため、ＮＥＸＣＯ西日本と共に沖縄自動車道利用促進協議会を設置し、ＥＴＣの利用状況の把握やＥＴＣ車載器購入助成キャンペーンの広報等、官民連携の取組を展開してきたところです。県内のＥＴＣ利用率につきましては、令和４年３月から令和７年３月にかけて、約67％から約78％まで上昇しており、引き続きＮＥＸＣＯ西日本と連携しながら、沖縄自動車道のＥＴＣ利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

同じく２の(4)、鉄軌道の事業採算性についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に向けては、国から事業性や採算性等が課題として示されていることを踏まえ、県では、今年度から次年度にかけて、国が課題としている費用便益比や事業採算性、鉄軌道の導入による経済波及効果等の調査を行うこととしております。国においても、費用便益比等の課題や上下分離方式等による特例制度の調査を継続して行っていることから、引き続き国への提案や意見交換を行うなど、鉄軌道の早期導入に向けた取組を進めてまいります。

同じく２の(9)、与儀－開南間のバスレーン規制についてお答えいたします。

与儀から那覇高校前の区間では、通勤や通学で利用される多数のバスが通過しており、バスレーン規制はバスの定時性の確保に寄与していると考えております。令和５年度に実施したシミュレーションでは、規制を解除した場合に、一般車の流入による交通渋滞が発生し、バスの走行時間が増加する検証結果が得られています。与儀から開南間の４車線化など、今後の道路環境の変化に対しては、バスの利便性を確保しつつ、規制の見直しの検討・協議が行われるものと考えております。

同じく２の(15)、難視聴等の現状把握と解消への取組についてお答えいたします。

県では、先島や大東地区において海底ケーブルやテレビ中継局の整備を行い、その解消に取り組んできたところです。また、テレビの難視聴や携帯電話不感地帯については、市町村への意見照会や現地確認、沖縄総合通信事務所からの情報収集を実施し、現状把握に努めております。局地的な受信障害については、市町村等が共同受信施設を整備しておりますが、維持や更新費用の負担軽減が課題となっていることから、県では全国知事会を通して支援制度を要望しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のうち、物価高騰に係る支援策についてお答えします。

県においては、国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。重点支援地方交付金等を活用し、令和６年度２月補正で38.7億円、令和７年度当初予算で42.6億円、６月補正予算で12.1億円、今般の９月補正予算で2.1億円、総額95.5億円の事業を計上しております。これらの事業により、保育所等の食材、電気・ガス料金、畜産農家の配合飼料などの物価高騰による負担軽減のための支援を実施しているところです。今後も国の交付金や一般財源等を活用しながら、物価高騰が県民生活に与える影響を注視しつつ、必要となる支援を検討してまいります。

同じく１の(2)、令和８年度沖縄振興予算概算要求についてお答えします。

内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を行いました。沖縄振興予算は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するため措置されるものであり、特に沖縄振興一括交付金は、沖縄振興に資する事業を県と市町村が自主的な選択に基づき実施できる制度として創設され、離島の不利性や子どもの貧困問題など、全国一律の政策では解決困難な課題や地域が抱える課題への対応に大きく貢献しております。これらの課題に対する事業効果の早期発現を図るためには、沖縄振興予算の所要額確保は重要であります。そのため、内閣府をはじめ関係機関と連携を一層密にし、今後の予算編成過程において、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、南米事務所の設立についてお答えいたします。

南米連絡事務所については、令和６年度の調査で南米ウチナーネットワークを活用した情報共有・連絡体制の構築による人的交流の活性化に加え、経済交流の

発展につながる可能性を確認しております。現在、令和８年度のブラジルでの設置に向けて、法的要件、運営方法等の課題を整理するとともに、県人会の協力をいただきながら、現地で必要な手続の調査を行っているところです。引き続き県人会、関係部局、ＪＩＣＡ沖縄等と連携し、南米連絡事務所設置に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(7)、世界のウチナーンチュ大会の準備状況等についてお答えいたします。

令和９年度に開催する第８回世界のウチナーンチュ大会の日程、実施内容等は、令和８年度に設置予定の大会実行委員会で正式に決定することとなります。令和７年度は、大会開催事務局の立ち上げ準備、北米沖縄県人会サミットなど海外県人会との意見交換等を行っているところです。

県としては、前回大会の課題を検証し、新たなニーズ等に対応できる受入れ体制を整えるため、関係部局、市町村、関係団体等と連携し、官民一体となって、ウチナーンチュ大会開催に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(8)、福建・沖縄友好会館についてお答えいたします。

沖縄県と福建省の経済・文化交流の拠点として整備された福建・沖縄友好会館には、現在、沖縄県産業振興公社福州駐在所や県内企業４社を含む日本企業５社のほか、福建省政府機関が入居しております。同会館の管理運営につきましては、建物の維持修繕や各種交流事業に係る経費を含め、入居者からの賃料収入により賄っております。引き続き同会館を活用した企業活動等を支援し、沖縄県と福建省の一層の経済・文化交流を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　２、国土強靱化・防災減災・交通施策についての(3)のうち、水道管の老朽化対策等についてお答えいたします。

企業局では、国の手引に基づくアセットマネジメント手法を取り入れ、水道管や浄水場などの今後の更新費用を平準化した上で、更新・耐震化計画を策定しております。同計画については、今年度、新たにＡＩ技術を活用し、水道管老朽度の再評価を行った上で、より的確な老朽化対策を講ずることとしております。ウォーターＰＰＰの導入については、企業局において、将来的な水道施設の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえる必要があるため、当面は調査研究を行っていくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、国土強靱化・防災減災・交通施策についての(3)、下水道管の老朽化対策についてお答えいたします。

土木建築部で所管する下水道管については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な点検・更新に努めております。下水道管の点検に当たっては、管内カメラ等により劣化状況を確認しております。引き続き、計画的な下水道管の老朽化対策に取り組んでまいります。

次に同じく２の(5)、県管理道路の維持管理についてお答えいたします。

県管理道路の舗装については、点検や日常の道路パトロールなどにより劣化状況や修繕箇所の把握を行っており、優先度が高い箇所から順次補修を実施しております。雑草対策については、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、性能規定方式による除草管理を導入し、草丈が常に低い状態を維持する取組等を実施しております。引き続き、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

次に同じく２の(6)、公共工事における適正な価格設定と予算措置についてお答えいたします。

公共工事の予定価格の設定に当たっては、最新の取引価格を反映した資材単価及び国の調査に基づき決定された労務単価を適用し、適正な価格設定に努めております。また、物価の急激な変動に基づく、請負代金額の変更については、工事請負契約書第26条、いわゆるスライド条項により適切に運用するとともに、当該物価高騰に係る予算措置については、現時点では既決予算により対応することとしております。

次に同じく２の(8)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであり

ます。

県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に同じく２の(10)、県管理道路における道路標識・表示板の修繕についてお答えいたします。

県管理道路における道路標識・標示板の修繕については、劣化状況等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しており、令和７年度からは年間約30基の視認性改善に取り組んでおります。引き続き、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

同じく２の(11)、交通渋滞解消に向けた具体的方針についてお答えいたします。

県では、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、広域的な交通網の整備による抜本的な対策として、国と連携し、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。また、短期的な渋滞ボトルネック対策として、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、沖縄地方における渋滞対策の検討や効果検証を行っております。引き続き国や関係機関等と連携し、体系的な道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

次に同じく２の(13)、赤崎１丁目交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

当該交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所に特定されており、周辺道路も含めた交通状況を確認し、国と対策の検討を行っております。交差点のボトルネック対策としては、右折帯や左折帯の設置、右折帯の２車線化、滞留長の延長、信号現示の調整や区画線の引き直しなどが考えられます。引き続き国や関係機関と連携し、交通渋滞の緩和に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、国土強靱化・防災減災・交通施策についての(3)のうち、上水道管の老朽化対策についてお答えします。

市町村上水道における法定耐用年数40年を超えた管路は、年々増加傾向にあります。県内市町村の水道施設整備については、高率補助である沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金を活用し、耐震化を含む管路の新設や更新等が行われております。

県としましては、今後とも安定的な水道水の確保のため、必要な予算の確保に努めてまいります。

同じく２の(14)のうち、災害時備蓄医薬品の配備体制等についてお答えします。

災害時の医薬品の備蓄については、九州・山口９県災害時応援協定に基づき、3000人分を県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院に各1000人分ずつ備蓄しております。離島及び僻地での災害時の医薬品供給体制については、沖縄県薬剤師会、沖縄県医薬品卸業協会等と協定を締結しており、引き続き関係団体等と連携しながら、災害時の医薬品の供給体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　２、国土強靱化・防災減災・交通施策についての中の(12)、津波避難施設整備状況及び今後の整備計画についてお答えいたします。

令和５年４月時点で、津波避難ビルは327棟、津波避難タワー等は８棟が整備されております。津波避難施設については、市町村において津波防災地域づくりに関する法律に基づき、浸水範囲、土地や道路の状況、人口等を踏まえて、民間建築物等の避難ビル指定などを行っております。また、それでもなお津波避難困難地域が解消されない場合は、沖縄県津波避難計画策定指針に基づいて市町村が津波避難タワー等の整備を行っております。

県としましては、津波避難ビルや津波避難タワーの整備について相談があった場合には、県内市町村の事例、活用可能な支援制度を紹介するなど、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　２、国土強靱化・防災減災・交通施策についての御質問のうち(14)、災害時備蓄の状況と今後の方針についてお答えいたします。

県では、沖縄県備蓄方針に基づき、市町村の備蓄を広域的に補完する立場から、発災から３日間に必要となる食料等の物資を離島を含む県内５か所に備蓄しております。備蓄物資については、飲料水やレトルト食品等を備蓄しており、使用期限が到来する前に、防災訓練での活用や生活困窮者支援団体等へ提供するなど有効に活用しております。また、これまで物資の輸送に関しての取決めがなく、輸送拠点において物資の滞留が懸念されたことから、県では今年度、県から市町村へ物資の効率的かつ迅速な輸送等を確保するため、物資輸送マニュアルの整備に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き市町村等と連携して、備蓄体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　二、三、再質問させてください。

知事の政治姿勢について。

知事は今回、ハワイ訪問で沖縄県代表として、いろいろな方々と交流をしたと。ハワイの県人会やハワイ政府に対して、沖縄の考えとして特に何を伝えたかったのか、強く訴えたことをもしよければ教えてもらえますか、お願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど知事も答弁したところなんですけれども、今回のハワイ訪問におきましては、まずハワイ州の政府の沖縄姉妹都市40周年記念式典、あるいはハワイ移民125周年記念式典、ハワイ沖縄連合会主催のオキナワン・フェスティバルへの出席のほか、ＷＵＢ世界大会への出席などを行ったところです。知事の今回のハワイの訪問は、ハワイと沖縄の絆をさらに強固なものとするということ、多面的な交流を次世代へ継承するということを主眼として行っていまして、その意味では大変大きな意義があったというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　同じ(6)、池田副知事にもお伺いします。

カナダへの訪問で、沖縄代表として、県人会あるいは代表の方々に沖縄県のどういったアピールをして、どういったことを望まれたのか、これについてお聞かせください。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　お答えします。

アルバータ州の副総督、そして多文化担当の副大臣とお会いすることができました。今アルバータ州は、日本の中では北海道と姉妹提携をされています。その主なものは、子どもたちの相互人材交流ということで、実は沖縄の子どもたちもアルバータ州に行っております。カナダは移民125周年というハワイと同じ一番最初に移民した地域、国ですので、沖縄県としてはアルバータ州との交流を拡大していって、また日本への観光もかなり関心が高いという話も伺いましたので、沖縄への観光需要の呼び込み、あるいは学生たちの交流の深化をしていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　知事、副知事に伺いますが、私もカナダのほうに行きました。本当に語学というのは大変必要なものだなと思っています。そういったことから、ハワイまたカナダへのホームステイとか語学留学とか、そういったものに関しての話合いはしなかったのか。沖縄県民、県人というか、そういった人たちを育てるために、教育の中でのこういった話はできなかったのか、これについて再度伺います。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　カナダのカルガリーあるいはレスブリッジの県人会の皆さんとは、日本語というよりも特に伝統芸能の三線であったり空手であったり、舞踊の派遣についてリクエストがあり、それについては戻りまして引き続き検討していくということにしております。学生の交流は、今既に教育庁のほうで一部行われていますので、今後その拡大をアルバータ州とはちょっと調整をさせていただきたいと思っております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　(7)番目、世界のウチナーンチュ大会に向けて、県内で行われる事業で来訪する沖縄県系人に対する沖縄県でしか見られない郷土芸能や食べ物などの文化でのおもてなしについて、どの程度の体制を考えているのか。また各市町村との連携と県からの資金の支援――やはり感動によって、また次の機会にも来たいなと思える大会にしてほしいという思いから、県のほうではどのように考えているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

次回の第８回の世界のウチナーンチュ大会については、海外県人会や関係団体等の意見、ニーズをしっかりと聞いて反映した企画運営をする必要があるというふうに感じております。その一環として、初めて県人会サミットというのを事業化し、去る６月に北米で最初の県人会サミットをし、そこには地元の県人会40名近くにお越しいただいて、知事も含めて意見交換をさせていただきました。その中では、ウチナーンチュ大会はぜひこういう形でやってほしいという企画を幾つも提案いただきましたので、それを持ち帰って、来年、実行委員会を立ち上げてそれを反映した形で、第８回のウチナーンチュ大会を開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　部長、各市町村への支援金は考えているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

ウチナーンチュ大会というのは県のほうで実行委員会形式でやっていきますけれども、当然市町村と一緒になってやっていきます。ですから、市町村への支援というよりは一緒になって実行委員会形式でやっていく形になっていくかと思います。まだ具体的な体制とか、予算化含めて決まっておりません。次年度の実行委員会でその在り方というのを決めていきますので、そこでどういう形で第８回を運営していくか、これは市町村ともしっかり意見交換して実施していきたいというふうに考えています。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　次、(8)番目の福建・沖縄友好会館です。

この各企業――沖縄の企業と日本の企業が入っていると。そしてまた向こうの中国の企業も利用しているということで、これ利益は出ているのか、それについてどれぐらいの利益があってマイナスは出ていないのか、これについてお伺いします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　結論から申し上げますと、利益といいますか、収支については賃料で十分賄えている状況にあります。その利益の部分というのは、建ててから随分時間もたっておりますので、修繕等にかかるものも多くございます。そういったものに充てるための繰越しとして、今建物の維持修繕等のほうに充当しているような状況となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　次に進みます。

国土強靱化・防災減災・交通施策についての(10)番、国道、県道の白線、道路案内表示板の視認性の低下は、車を運転するドライバー、特に初心者、高齢者、観光客などが、交通渋滞、交通事故を引き起こすことが多くある。県内の観光地への交通手段は車しかない。年間30基しか改善できないというお話ですが、やっぱり観光収入を上げるんだったら、もうちょっと沖縄県は、こういったところでちゃんと整備されているよというところを見せるべきじゃないですか。どうですか、それについて。もっと予算をつけて確実に整備をするのが当たり前じゃないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

今年度から年間30基の修繕更新に取り組んでいくこととしておりますが、これはハード交付金を用いて修繕する計画としておりまして、維持管理――ほかにもかなりやるべきことがたくさんございますので、計画的にやっていこうということで30基ということにしております。今後補正等がございましたら、その辺の活用も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

これで私最後にします。

津波避難タワーについては、低層地帯――都市部は大きなビルがあるんですが、田舎は小さい、低層住宅しかないんですよ。この地域に住んでいるのは高齢者が多いものですから、そういったことに関して、やはりこの地域に避難できるようなものを備えなければ、津波が来たら命の危険があるものですから、それについて強く考えてほしいということで、津波避難タワーの設置を義務づけたらどうですかということです。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども答弁させていただきましたが、津波避難タワー等については、市町村が津波避難計画の策定指針に基づいて整備するということになっております。

県としては、市町村とも連携して、津波避難ビルあるいは津波避難タワーの整備について、可能な支援等を行っていきたいというふうに考えております。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。終わります。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

〔新里　匠　議員登壇〕

○新里　匠 議員　皆様、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、宮古島市選出の新里匠です。

初めての代表質問を行ってまいります。

１、医療・介護・福祉・生活衛生について。

(1)、水道料金高騰対策について。

近年の物価高騰に加え、水道料金の値上げが県民生活に大きな影響を与えている。水道事業を所管する県

や企業局においては、経営改善努力の限界や老朽化施設の更新費用の増大が背景にあるが、県民にとっては生活コストの直撃となっている。県は現状をどう分析し、料金高騰を抑えるためにどのような予算措置や経営支援を講じているのか伺う。

(2)、特殊詐欺対策について。

高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、県内でも被害額が増加傾向にある。警察や自治体が注意喚起を行っているが、依然として防止には限界がある。金融機関や通信事業者との連携強化、最新技術を用いた防止策、地域での見守り体制など、多角的な取組が求められている。県は現状をどのように把握し、どのような総合対策を推進しているのか伺う。

(3)、障がい者スポーツ支援について。

障がい者の社会参加や自立支援の一環としてスポーツの役割は大きく、特に車椅子ラグビー団体の活動は注目されている。今般、北海道大会への派遣費支援が課題となっていたようだが、県として障がい者スポーツの振興をどのように位置づけ、支援策をどのように講じていくのか。具体的に派遣費支援を含めた今後の方針を伺う。

(4)、自殺対策について。

沖縄県の自殺率は依然として全国平均を上回る状況が続いており、特にうるま市では悲しい事案も発生した。背景には経済的困窮や孤立、精神的ケア不足など多様な要因があり、行政による支援の強化が求められている。県はこうした現状をどう受け止め、相談体制の拡充や地域連携強化など具体的にどのような自殺防止策を進めているのか伺う。

(5)、低所得年金生活者向けアパート支援について。

年金収入のみで生活する低所得高齢者が増える中、家賃負担が重くのしかかり、住まいの確保が困難になっている。県はアパート支援事業を進めているが、対象者の拡充や支援内容の充実が求められている。住居の安定は高齢者の生活の基盤であり、福祉政策の根幹でもある。県は現状をどのように評価し、事業の改善や強化をどのように進めるのか伺う。

(6)、ケアマネジャー処遇改善について。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は利用者にとって最も身近な存在であり、介護サービスの要となる役割を担っているが、その賃金は責任に比して低水準にとどまっている。県協会からは、独自の処遇改善策を求める声が上がっているが、県は現状をどのように認識しているのか。人材確保や介護の質向上の観点から、県独自の支援策を検討する意思があるか伺う。

(7)、公定価格設定の見直しと処遇改善について。

沖縄のエンゲル係数は全国的にも高水準であり、物価高や物流コストの高さが生活を圧迫している。さらに、保育や介護など公定価格に基づく職種では、地域の物価に比して賃金水準が低く、人材流出の要因となっている。診療報酬に地域加算があるように、介護や保育でも地域加算を導入すべきではないか。県は国に対して、南西諸島特別加算のような制度を提案する考えがあるのか伺う。

(8)、産後ケア・妊産婦支援について。

産後鬱や孤立感を抱える母親の増加が社会問題となっている。沖縄県内でも産後ケア事業や妊産婦支援が行われているが、市町村によって取組状況に差がある。母子の心身の健康を守るためには、柔軟で切れ目のない支援体制が不可欠である。県は現状をどのように評価し、各市町村の取組格差を是正するためにどのような支援を進めていくのか伺う。

(9)、北部医療センター整備について。

北部地域における医療体制の拡充を目的として整備が進められている北部医療センターは、住民にとって待望の拠点病院である。救急医療や専門医療の提供体制の充実が期待されるが、工事進捗や人材確保、開院後の運営体制など課題も少なくない。県は整備の進捗状況をどのように評価し、課題解決にどう取り組んでいくのか伺う。

２、経済産業・地域活性化について。

(1)、トランプ関税を受けた県内企業への影響について。

米国の通商政策として導入されたトランプ関税は、日本企業にも大きな影響を与えており、特に輸出関連産業においてコスト増加や収益圧迫が懸念されている。沖縄県内企業も例外ではなく、製造業や輸出関連事業者に対する影響は無視できない規模となりつつある。県はこれまで企業への相談体制をどのように整備してきたのか。実際の相談件数や支援実績を含め、影響の実態把握と対応状況について伺う。

(2)、県内企業の倒産件数と人手不足の関係について。

近年、全国的に企業倒産が増加傾向にあり、その背景には人手不足が深刻な要因の一つとして挙げられている。沖縄県内においても、慢性的な人材不足や労働人口減少が企業経営に直結する事態が見られる。特に中小企業やサービス業においては、人材確保難が事業継続の妨げとなり、倒産や廃業を余儀なくされるケースが懸念される。県として倒産件数の現状をどう把握し、人手不足との関連をどう分析しているのか伺う。

(3)、ゼロゼロ融資後の経営悪化と倒産状況について。

コロナ禍で実施されたゼロゼロ融資は多くの県内企業を支えたが、返済開始時期を迎えた今、返済負担により経営悪化が顕在化している。全国的にも倒産件数の増加が報じられており、沖縄でも同様のリスクが高まっている。県として、ゼロゼロ融資を受けた企業の経営状況をどのように把握しているのか。また、経営再建や事業継続を支えるための相談体制や支援策をどのように講じているのか伺う。

(4)、最低賃金上昇の影響について。

沖縄県の最低賃金は、今年度71円引き上げられ1023円となり、上昇率７％は過去に例を見ない規模である。物価高や人件費上昇に直面する中小企業にとっては大きな負担増であり、経営圧迫が深刻化している。県は今回の最低賃金引上げをどう受け止め、企業への影響をどのように把握しているのか。負担緩和策を検討しているのか伺う。

(5)、東部海浜開発（潮乃森）事業の推進について。

東部海浜開発（潮乃森）事業は、県東部エリアの将来像を左右する重要事業であり、観光拠点形成や地域活性化の核となる可能性を秘めている。長年にわたり課題が指摘されてきたが、事業推進の進捗や課題はどのように整理されているのか。県として地域住民や関係機関とどのように連携を図り、実現に向けた取組を進めているのか伺う。

(6)、インボイス制度の影響について。

インボイス制度は、特に中小零細事業者に大きな負担を課している。制度対応のための事務作業やシステム投資が重くのしかかり、経営悪化や廃業の要因となるおそれがある。沖縄県内の中小企業における対応状況や課題をどう把握しているのか。制度が地域経済に及ぼす影響を県はどのように認識しているのか伺う。

(7)、高齢者の活躍推進とシルバー人材センターの活用について。

人口減少と少子高齢化の進行により、各産業分野で深刻な人材不足が顕在化している。その打開策の一つとして高齢者の活躍推進が注目されている。沖縄県内においてシルバー人材センターの活動はどのように展開されており、雇用や社会参加にどのような成果を上げているのか。今後の人材確保策としてどのように位置づけ、強化していくのか伺う。

(8)、映画コンテンツ産業振興について。

本年、沖縄を舞台とした映画、木の上の軍隊や宝島が注目を集めている。映像コンテンツは観光資源としての効果も大きく、聖地巡礼型ツーリズムなど新たな可能性を広げる。国内での撮影は規制の壁もあり、海外での代替も行われているが、沖縄を舞台とする撮影環境整備は重要課題である。県は特区制度などを活用し、撮影規制やビザ取得緩和を含めた振興策を検討すべきではないか。

(9)、商工会館建て替え支援について。

老朽化が進む商工会館は、中小企業の活動拠点として重要な役割を果たしている。安全性や機能性の観点から建て替えが課題となっているが、費用負担の大きさから単独での実現は難しい。県としてどのような支援策を検討しているのか。中小企業支援や地域経済活性化の観点からも、商工会館建て替えに対する県の支援の方向性を伺う。

３、農林水産行政について。

(1)、ＪＡおきなわによる鶏卵価格公表廃止の影響について。

ＪＡおきなわが鶏卵価格の公表を廃止したことは、農家や消費者にとって価格の透明性が失われる重大な問題である。市場価格の動向を把握できなければ農家の経営判断に影響し、消費者の生活にも直結する。県はこの公表廃止をどう受け止めているのか。今後、鶏卵流通の安定や価格の透明性確保のため、どのような対応を取るのか伺う。

(2)、県内の米価格について。

県内産米の価格は輸送コストや規模の小ささから全国平均に比べて割高となり、消費者や農家双方に影響している。特に物価高騰の中で、米価の動向は県民生活に直結する課題である。県は米価の現状をどう分析し、安定的な供給と価格抑制のためにどのような施策を進めているのか伺う。

(3)、県内酪農家の経営危機と支援策について。

飼料高騰や燃料費増により、県内の酪農家は深刻な経営危機に直面している。牛乳の需給不安は県民生活に直結する問題であり、県は酪農家の現状をどう把握しているのか。経営安定と生産継続のため、緊急支援や構造的な改善策をどう講じていくのか伺う。

(4)、和牛繁殖農家の経営危機と支援策について。

全国的な和牛需要は高い一方で、飼料価格や資材高騰によって繁殖農家の経営は逼迫している。沖縄県における和牛繁殖は地域農業の基幹であり、後継者確保や生産維持が急務である。県は現状の厳しさをどう捉え、持続的な繁殖農家経営を支えるためにどのような支援策を検討しているか伺う。

(5)、養豚事業者への母豚導入支援について。

沖縄の食文化に不可欠な豚肉を支える養豚業では、

母豚導入支援を複数年にわたり求める声が上がっている。資金負担の大きさから経営継続に不安を抱える農家も少なくない。県は現状の要望をどう受け止め、養豚業の持続性確保に向けどのような支援策を講じていくのか伺う。

(6)、ヤギ生産者への遺伝資源導入支援について。

ヤギ肉は需要が拡大しているが、近親交配の進行で遺伝的多様性が失われ、異常発生の増加が懸念されている。生産者からは優良ヤギの遺伝資源導入を求める声が高まっている。県は現状をどう把握し、持続的なヤギ生産のためにどのような支援を検討しているのか伺う。

(7)、セグロウリミバエ対策について。

侵入害虫であるセグロウリミバエは、農作物に深刻な被害を与えかねない。侵入防止と被害拡大防止には迅速な防除体制の構築が不可欠である。県は現状の対策をどう講じており、農家を守るために今後どのように防除体制を強化していくのか伺う。

(8)、サトウキビ生産と製糖業の現状について。

サトウキビは沖縄農業を代表する作物であり、製糖業と一体となって地域を支えている。しかし、台風被害や燃料費高騰により生産と経営が不安定化している。県は今年の生産状況と製糖業の現状をどう分析し、安定した産地維持のためにどのような方策を講じているのか伺う。

(9)、老朽化した製糖工場の建て替えについて。

老朽化が進む県内の製糖工場は、安全性や効率性の観点から早急な建て替えが求められている。地域の雇用や経済基盤にも直結する課題であり、放置すれば製糖業全体の持続可能性が揺らぐ。県は現状をどう把握し、建て替えや更新をどう進めようとしているのか伺う。

４、ＳＤＧｓ・環境行政について。

(1)、水素ステーションの設置普及について。

水素社会実現に向けた取組が全国的に進められているが、沖縄では水素ステーションの設置が依然として遅れている。観光立県として持続可能なエネルギー基盤の整備は喫緊の課題であり、脱炭素や災害時のエネルギー確保にも直結する。県は現状の整備状況をどう認識しているのか。今後、導入を促進する具体策をどう描いているのか伺う。

(2)、ＥＶ充電インフラ整備について。

脱炭素社会の推進に向け、電気自動車の普及が全国的に進められているが、沖縄では充電インフラ不足が大きな障害となっている。特に観光地や離島では、利便性の低さが普及の妨げとなりかねない。県は現状をどう把握し、どのように整備を拡充する計画か。ＥＶ普及促進の観点から方針を伺う。

(3)、国立自然史博物館の誘致について。

国立自然史博物館は国内外から多くの来訪者を呼び込む可能性を秘め、教育・研究・観光の拠点となり得る。沖縄の生物多様性や自然環境の特性を生かす絶好の機会だが、誘致競争も想定される。県は誘致の可能性をどう捉えているのか。計画の具体化に向けた準備を進める考えがあるか伺う。

(4)、松くい虫被害の拡大防止について。

県内各地で松くい虫被害が深刻化し、景観や生態系への影響が広がっている。特に久米島では五枝の松が枯死の危機に瀕しており、文化的・観光的損失が大きい。防除対策や被害拡大防止のための予算措置が求められているが、県は現状をどう認識し、今後どのように取り組むのか伺う。

(5)、ソテツカイガラムシ侵入対策について。

県内のソテツ資源は景観や観光、文化にとって重要であるが、カイガラムシによる被害が拡大するおそれが強まっている。侵入防止と防除の両面での対応が必要だが、県は現状をどのように把握し、具体的にどのような対策を講じるのか伺う。

(6)、港湾・漁港やマリーナの放置船対策について。

県内港湾や漁港、マリーナには持ち主不明の放置船が多数存在し、景観や航行の安全を損ね、防災面でも危険を伴う。法制度の限界も指摘されており、撤去・処分の体制整備が求められる。県は現状をどう把握し、放置船対策をどう進める考えかお伺いします。

以上、答弁を聞いてまた再質問します。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新里匠議員の御質問にお答えいたします。

医療・介護・福祉・生活衛生についての御質問の中の(9)、北部医療センターの整備進捗と課題についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、北部医療組合において実施設計を終え、令和７年10月の土地造成工事の着手に向けて、関係者との協議を重ねるなど、おおむね予定どおりの整備進捗と聞いております。

沖縄県としましては、令和10年度の開院に向けて、医療従事者の確保等の課題があることから、統合する２つの病院間のスタッフの交流や意見交換に取り組む

とともに、総合診療科を中核とした医療提供体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、経済産業・地域活性化についての御質問の中の(5)、中城湾港泡瀬地区開発事業の推進についてお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区開発事業は、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るため、スポーツを中心とした商業や宿泊、マリーナや人工ビーチによる海洋レジャーなどを展開するスポーツコンベンション拠点の形成を図るものであります。県事業全体の進捗状況につきましては、令和６年度末の事業費ベースで約74％となっております。沖縄県では、工事スケジュール等の課題に対し、補正予算も活用しながら橋梁上部工及び護岸工事に取り組んでおり、橋梁部は令和８年度、埋立部は令和11年度の完成を目指しております。引き続き、沖縄市及び国等の関係機関と密に連携を図りながら事業の推進に取り組んでまいります。

経済産業・地域活性化についての(8)、映画特区制度についてお答えいたします。

沖縄県ではこれまで、沖縄観光コンベンションビューロー内に設置されました沖縄フィルムオフィスを通じて、現地ロケにおける相談対応、受入れ側となる市町村等の理解促進に向けた体制整備等、撮影支援に取り組んでおります。沖縄で撮影した作品を通じて、沖縄の美しい自然や独特の歴史・文化などの映像を発信することは、沖縄の認知度の向上及び魅力発信の絶好の機会と考えております。これまで法令上の規制緩和等を求める要望は特に伺っておりませんが、関係団体等と意見交換を行い、課題等が明らかとなった場合は適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、医療・介護・福祉・生活衛生についての(1)、水道料金高騰対策のための予算措置と経営支援についてお答えします。

令和６年10月から、県企業局の水道料金は、当初１立方メートル当たり125円24銭に改定される予定でしたが、電気料金高騰対策の補助金等により、令和７年３月まで120円03銭に減免されました。水道料金の減免措置が継続されることは、県民生活への負担軽減が期待されることから、県では、令和７年度当初予算において約４億4000万円を計上し、県企業局への支援を実施しております。今後とも必要に応じて支援を検討してまいります。

同じく１の(4)、県の具体的な自殺対策についてお答えします。

本県の自殺死亡率は、全体としては減少傾向にありますが、二十歳未満の自殺者数が増加傾向にあることから、継続して対策を推進・強化していく必要があると考えております。自殺は様々な要因が複合的に連鎖する中で引き起こされることから、包括的な取組が重要であるため、経済、労働、民間団体等を含む関係者で構成する連絡協議会などにおける協議を踏まえ、対策の強化に努めてきたところです。さらに令和７年度から、こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、学校や市町村等への支援者支援として専門家等による迅速な助言等を行う体制整備を行っております。

同じく１の(6)、介護支援専門員の処遇改善についてお答えします。

介護支援専門員の給与月額は、令和６年賃金構造基本統計調査によると、沖縄県の全産業の86％となっております。

県としましては、介護支援専門員の処遇改善のため、基本報酬の引上げや処遇改善加算の対象となるよう、全国知事会や九州各県の保健医療福祉主管部長会議を通して国に要請しているところです。県独自の支援策については、他県の状況や関係機関と意見交換しながら研究してまいります。

同じく１の(7)のうち、介護保険における特別地域加算についてお答えします。

介護保険制度では、サービス確保の観点から、離島等の事業者が行う訪問介護等については、特別地域加算が設けられております。

県としましては、介護職員の安定的な確保・定着に向け、介護報酬の加算ではなく、基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じるよう全国知事会を通して、国に対して要請しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　１、医療・介護・福祉・生活衛生についての御質問のうち(2)、特殊詐欺対策についてお答えいたします。

本年１月から８月末までの間における県内の特殊詐欺の認知件数は161件、被害総額は約４億2890万円となっております。これを昨年同期比で見ますと、認知件数は101件増加、被害総額は約３億3350万円増加し、いずれも著しく増加しております。特殊詐欺の手口で最も多いのは、警察官をかたり、捜査名目で現金をだまし取る手口であり、県内の認知件数の約39％、

被害額の約74％を占めています。

県警察といたしましては、このような県内の発生状況を踏まえ、県内メディアや県警察公式ＳＮＳ等を通じた広報、地域の防犯講話や防災無線を通じた注意喚起、県内プロスポーツチームと連携した特殊詐欺被害防止グッズの製作・配布、タクシー事業者と連携したタクシーの車載モニターを活用した被害防止動画の放映など、関係事業者等の協力を得ながら、県民の方々が被害に遭わないための各種対策を講じているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、医療・介護・福祉・生活衛生についての御質問のうち(3)、障がい者スポーツの今後の方針についてお答えいたします。

県では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び第５次沖縄県障害者基本計画に基づき、障がい者スポーツ大会の開催運営や後援による支援を行うなど、県民の障がいに対する理解の促進に取り組んでおります。現在行っている派遣費支援は、個々の特性に応じた細やかな支援を必要とする障がいのある方が、国及び都道府県が主催する全国障害者スポーツ大会に参加できる機会を創出することで、スポーツの楽しさを体験し生き生きと暮らせるよう、選手及び介助者等の派遣費を県において負担しているところであります。

県では、引き続きスポーツを通じ、障がいのある方の自立と社会参加の促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして３、農林水産行政についての御質問のうち(2)、米価の現状分析と安定供給及び価格抑制施策についてお答えいたします。

農林水産省によりますと、九州・沖縄地方の米の５キログラム入り税込み平均価格は、９月上旬で3615円であり、依然として高値となっております。農林水産省は、高温障害等により精米歩留りが低下したことに加え、インバウンド需要や家計購入量の増加、民間在庫の減少による卸売業者の不安から競争が発生したこと、政府備蓄米の放出時期の遅延等が米価の高騰の要因であると分析しています。今後、安定供給を実現するため、米の増産やスマート農業技術の活用等を通じた生産性の向上、また、流通構造の透明性の確保等に取り組む方向性を打ち出しています。米価の高騰は全国的なものでありますが、県としましては、引き続き価格動向を注視するとともに、県民への情報提供に努め、事業者が不当な価格で供給を行っていると認めるときは、必要な対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、医療・介護・福祉・生活衛生についての質問のうちの(5)、家賃低廉化事業の現状評価と改善策についてお答えいたします。

県は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業を令和６年９月から実施しております。本事業は、低額所得の高齢者世帯などに対して、家賃負担の低減に取り組む市町村に県が補助を行うものであります。

県としては、事業を実施する市町村の拡大に取り組むとともに、制度拡充について市町村と意見交換していきたいと考えております。

次に４、ＳＤＧｓ・環境行政についての(6)のうち、港湾及びマリーナの放置船の現状及び対策についてお答えいたします。

土木建築部が管理する38港湾においては、令和５年３月時点で689隻の放置艇を確認しております。そのうち、マリーナに係る放置艇は36隻となっております。これまでに港湾の維持管理を権限移譲している市町村及び指定管理者と連携し、所有者の特定や撤去命令等の通知の取組を行っております。また、所有者不明の放置艇を撤去する手続については、廃棄物として処分するなど、ほかの管理者の事例を参考に検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、医療・介護・福祉・生活衛生についての(7)、保育所等の公定価格における特別地域加算についてお答えいたします。

保育所等の公定価格については、各地域区分における単価に加え、キャリアアップ研修を受講した職員に充てる処遇改善加算など、施設の運営状況に応じた加算がありますが、離島であることを理由とする加算は行われておりません。

県としましては、全国知事会を通して、現行を超える給付水準の確保や地域間の物価水準等を考慮するなどについて国に要請してきたところであり、保育士のさらなる処遇改善を図るため、離島に対する加算についても今後調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして同じく１の(8)、産後ケア、妊産婦支援の評価等についてお答えいたします。

市町村では妊産婦に対して、妊産婦健診や相談支援、そのほか様々なニーズに合わせた支援を地域の実情に応じて実施しているところです。産後ケア事業は、妊産婦の産後鬱や孤立防止の観点から特に重要であり、全市町村で実施できるよう取り組んでおります。一方、予約が取りづらい等の課題に対し、県では、事業所の情報提供、妊娠中の利用申請、電子予約システム導入などの好事例を共有し、必要な方がいつでも利用できるような体制づくりについて市町村を支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　２、経済産業・地域活性化についての(1)、米国関税措置に対する対応実績等についてお答えいたします。

県では、米国の関税措置により影響を受ける県内事業者向けの相談窓口を本年４月に設置し、８月末時点で相談件数は２件となっております。また、５月にセーフティネット資金の融資対象としたところですが、現時点での活用実績はございません。本県においては、観光関連産業等のサービス業が中心であるため、直接的な影響は限定的と考えておりますが、中長期的には県内経済への影響も懸念されます。

県としましては、引き続き国や支援機関等と連携し、影響の把握に努めてまいります。

同じく２(2)、倒産の現状と人手不足との関連についてお答えいたします。

民間機関の調査によりますと、令和７年上半期の県内の倒産発生件数は31件で、そのうち、人手不足関連倒産は６件となっております。その理由として、県内産業構造の割合は、人手不足が顕著な労働集約型のサービス業が多く、賃上げが厳しい小規模零細企業においては、必要な人材を確保できずに事業継続が困難となり、倒産や廃業のリスクが高くなるものと考えております。

次に、同じく２の(3)、融資先企業の状況把握等についてお答えします。

県では、信用保証協会や金融機関等と意見交換を行い、融資先企業の経営状況の把握に努めております。また、県中小企業支援センターなどの支援機関と連携した相談体制を整備し、経営が厳しくなる前に相談員が直接出向き、支援につなぐプッシュ型相談の実施のほか、経営改善計画策定への補助、県借換え資金の限度額引上げなど、積極的な支援に取り組んでいるところです。今後も事業者の経営環境を注視しながら、円滑に事業を継続できるよう、効果的な支援策を講じてまいります。

同じく２の(4)、最低賃金引上げの影響等についてお答えします。

最低賃金の引上げは、労働者の生活水準の維持等が図られる一方、企業にとりましては、物価高騰で経営が厳しい中、さらなるコストの増加につながるものと認識しております。そのため県では、賃上げに係る原資の確保に向け、支援機関による伴走支援や生産性向上に向けたデジタル化の促進、人材育成の支援などの取組を強化しているところです。今後、国の最低賃金引上げに係る新たな交付金の動向を注視しながら、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。

同じく２の(6)、インボイス制度への対応状況等についてお答えします。

民間機関の調査によりますと、県内課税事業者の96.7％がインボイス制度に対応できているとのことです。また、制度導入の影響につきましては、インボイス発行に係る事務作業の増加や免税事業者との取引に伴う税負担などが挙げられております。県では、商工会等と連携しながら、窓口相談に加え、講習会の開催等によるインボイス対応への支援を実施しているほか、会計ソフトの導入支援など、企業の負担軽減に取り組んでいるところです。

同じく２の(7)、シルバー人材センターの活動等についてお答えいたします。

同センターは、高齢者へ就業機会を提供することで、社会参加を促すことを目的に活動しております。また、近年では従来の清掃や草刈り等に加え、人手不足が顕著な車両運転や保育補助等へも活動の場を広げております。令和６年度の就業延べ人数は約40万人となっており、同センターは企業の人手不足を補うなど、地域経済を支える重要な役割を果たしていると認識しております。

県としましては、引き続き同センターの活用促進に向けて、受注機会拡大の支援等に取り組んでまいります。

同じく２の(9)、商工会館の建て替え支援についてお答えします。

現在、県内には38の商工会等があり、そのうち12の団体が自前の商工会館を所有しております。その多くは、地域経済活動等の拠点としての機能を維持する上で、老朽化による補修整備等が必要な状況となっており、財源の確保が課題と認識しております。このため県では、全国知事会を通じて、商工会館整備に対する国の財政的支援を求めたほか、地元自治体等の連携や

整備費用の確保等について、商工会との意見交換を重ねているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　３、農林水産行政についての(1)、ＪＡおきなわ鶏卵価格公表中止の影響についてお答えいたします。

ＪＡおきなわの鶏卵価格公表の中止は、飼料価格高騰等に伴う生産コストを取引価格に反映させるためのものであり、採卵鶏農家の経営安定に向けた取組であると認識しております。県では、生産者団体等に公表中止の影響について確認したところ、流通業者との価格交渉がしやすくなったなど、前向きな意見が聞かれております。また、鶏卵価格公表の中止後に大きな鶏卵価格変動は見られておりません。引き続き、鶏卵価格公表の中止に伴う県内鶏卵価格への影響を注視してまいります。

同じく３の(3)、酪農経営に対する支援についてお答えします。

県内の酪農経営においては、近年の飼料価格の高騰等による生産コストの増加により厳しい経営状況にあると認識しております。そのため県では、飼料購入費や優良乳用牛の育成費用等に対する補助を実施するとともに、畜産クラスター事業による機械導入など、支援を継続しております。また、今議会では、県外からの優良な乳用牛の導入に対する緊急支援として、補正予算8250万円を計上したところです。引き続き生産者や関係団体と連携し、酪農振興に努めてまいります。

同じく３の(4)、和牛繁殖農家への支援についてお答えいたします。

県では、肉用牛繁殖農家の経営力強化を目的に、本年２月に肉用牛繁殖経営再興プランを策定し、生産性向上に向けた各種事業や取組等について、令和７年からの５か年計画で推進しております。その中で、県独自の支援として、飼料高騰対策や子牛価格安定対策、繁殖雌牛更新に係る支援等を実施しております。また、生産コストの低減や国の制度拡充などを求めるため、令和６年８月と10月に国に対し要請を行っております。引き続き、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく３の(5)、養豚業の現状と支援についてお答えいたします。

養豚業においては、生産者の高齢化や近年の飼料価格高騰等により、飼養戸数と出荷頭数が減少傾向で推移しております。生産者団体から要望のある種豚の導入については、国が実施する養豚経営安定対策補完事業の活用や、県家畜改良センターで生産する優良種豚の導入を推進しております。また、畜産クラスター事業を活用し、高能力種豚の受入れ等に伴う施設・機械の整備に取り組んでいるところです。引き続き生産者団体と意見交換を行い、養豚経営の支援に努めてまいります。

同じく３の(6)、優良ヤギの導入支援についてお答えします。

ヤギ肉は、本県の伝統的な食文化を支えている重要な畜産物であり、県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において、肉用ヤギの改良やヤギ肉の安定供給を推進していくこととしております。海外からの優良ヤギの遺伝資源導入につきましては、導入に係る課題の整理や情報収集を行うほか、生産者団体と意見交換を行い、県内ヤギの生産拡大が図られるよう、今後の取組を検討してまいります。引き続き関係機関と連携し、ヤギの生産振興に取り組んでまいります。

同じく３の(7)、セグロウリミバエの防除対策についてお答えします。

セグロウリミバエを防除するため、県では、国や市町村等関係機関と連携して、県全域でトラップ調査や果実調査を実施し、寄主果実の除去や誘殺板の設置等の対策を行っております。本年６月からは、本種の確認事例の多い本部半島周辺を中心に不妊虫放飼による防除を開始し、７月からはヘリコプターによる航空放飼を実施しております。さらに、放飼範囲の拡大に向けて不妊虫の増産を進めているところです。引き続き本種の早期終息を目指し、防除対策に取り組んでまいります。

同じく３の(8)、サトウキビ生産及び製糖業の現状と支援についてお答えします。

県では、サトウキビの生産振興を図るため、市町村等と連携し、ハーベスタなどの導入による機械化促進やさとうきび増産基金を活用した台風等への対策など、各種支援に取り組んでおります。また、製糖業に対しては、一括交付金等を活用し、製糖設備の整備などを支援しております。なお、令和６・７年期生産量は84万5112トン、産糖量は９万7054トンで、前期に比べ約２割の増産となっております。引き続き関係機関と連携し、サトウキビの生産振興、製糖業の経営支援に取り組んでまいります。

同じく３の(9)、老朽化した製糖工場の整備についてお答えします。

県内９つの分蜜糖製糖工場のうち、ゆがふ製糖、北大東製糖及び石垣島製糖の３工場については整備の意

向があり、北大東製糖工場では、昨年度から整備事業を実施しております。県では、ゆがふ製糖及び石垣島製糖工場の整備について、製糖事業者や市町村と費用負担などの協議を進めるとともに、財政負担の軽減が課題となっているため、８月に知事が国へ財政支援等の要望を行ったところです。他の製糖工場については、引き続き一括交付金等を活用し、製糖設備の整備に取り組んでまいります。

４、ＳＤＧｓ・環境行政についての中の(4)、県内の松くい虫被害の現状と対策についてお答えします。

令和６年度における県内の松くい虫の被害量は１万4538立方メートルで、令和５年度の１万3890立方メートルより増加しており、恩納村や金武町等で増加傾向にあります。県では、沖縄県松くい虫戦略的防除方針に基づき、沖縄型森林環境保全事業等を活用して、景観上重要な松林などを対象に薬剤散布や樹幹注入による予防対策と周辺被害木の伐倒駆除などの防除対策を実施しております。引き続き市町村と連携し、松くい虫防除対策に取り組んでまいります。

同じく４の(6)、県管理漁港内の放置艇対策についてお答えします。

県管理の27漁港につきましては、毎年度、放置艇の実態調査を実施しており、令和６年度の調査では501隻の放置艇を確認しております。放置艇については、所有者による自主撤去が原則であることから、所有者の確知に努め、確知できた所有者等に対し行政指導等を行っているところです。

県としましては、令和７年３月に策定しました、県管理漁港における放置艇対策推進計画に基づき、放置艇の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　４、ＳＤＧｓ・環境行政についての(1)、水素ステーションの設置普及についてお答えいたします。

脱炭素社会の実現のためには、革新的技術の導入が不可欠であると考えており、第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、水素エネルギーの利活用に向けたサプライチェーン構築などを示しております。県内では、沖縄総合事務局の沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金により、移動式水素ステーションを用いた実証事業が実施されております。

県としましても、水素ステーションの導入促進や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及促進に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、ＥＶ充電インフラの整備についてお答えいたします。

県内では、民間事業者が店舗等の敷地に充電設備を設置し、利用者からの料金徴収で収益を上げるというビジネスモデルによる充電設備の整備が進められているところです。民間の充電設備情報サイトによりますと、県内の一般利用者向け充電設備の設置数は、令和７年９月11日現在、218拠点に470口設置されております。

県としましては、今年度より離島・過疎地域を対象に電動車の購入及び充電設備設置に対する補助を実施しており、引き続き電動車等の普及に取り組んでまいります。

同じく４の(3)、国立自然史博物館の誘致についてお答えいたします。

県はこれまで、県内外でのシンポジウム開催などを実施してきており、今年度は小中学生の夏休み期間に開催されるイベントにおける企画展の実施等、普及啓発の方法を工夫しながら機運醸成を図ってまいります。また、県民等のさらなる機運醸成のために、県民が自然史博物館がどのようなものかをよりイメージしやすいよう、誘致に当たってのコンセプト等の調査検討を昨年度から実施しているところです。

県としましては、沖縄県議会の議員連盟等と連携し、引き続き国への要請、県内外の機運醸成等の取組を強化してまいります。

同じく４の(5)、ソテツカイガラムシ対策についてお答えいたします。

ソテツに害を及ぼすソテツシロカイガラムシは、沖縄県では令和５年２月に国頭村で初確認され、現在は本島中南部でも確認されております。県においては、令和５年３月に関係機関及び市町村等に対して注意喚起と防除方法について周知を行うとともに、ホームページでの防除方法等の公開やプレスリリースを行い、一般県民にも周知したところです。また令和６年11月には、関係機関及びゴルフ場等に対し、適切な防除等について協力を依頼したところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　お願いします。

まず１番、医療・介護・福祉・生活衛生についての

中の(1)、水道料金の高騰対策についてでありますけれども、先ほどの答弁で、県民生活において安定した水道料金は重要であるということで、今後も経営支援を行っていくというような答弁があったかなと思うんですけれども、ちょっと確認をさせてください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

減免に係る原資は一般会計のほうから支援を行ってきましたけれども、一方で、企業局は地方公営企業法に基づく公営企業でございまして、独立採算の原則があるという前提がございます。地方公営企業法第17条の３に、災害の復旧その他という特別な場合に補助できるというふうな文言がございますので、それとの絡みがあるということで、そういうものを含めて企業局のほうとしっかり連携して適用できるかどうかというふうなことについて、今後も話合いを続けていきたいと思っております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　すみません、来年度についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど保健医療介護部長から答弁がありましたように、令和６年度までに13億6000万円、令和７年度には４億4000万円、急激な事業環境の変化、つまり電気料金の高騰等、物価高騰対策として支援をいただいたところで、これらを原資として、現行125円とするところを今120円に減免しているところでございます。昨年、条例改正いたしました料金改定のスケジュールにあっては、令和８年度から135円に値上げ改定するというところではございますけれども、今後の様々な老朽化の対策であったり、施設の更新にかかる経費等を考えますと、この数年間、料金改定に伴う原資を確保した上で、今後も水道事業を運営していきたいというところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　先ほど特別な理由があれば支援をするというような答弁がありましたけれども、まさに今、物価高騰で相当な理由があるんじゃないかなと思っております。私たちの会派は、県民生活を守るためにはさらなる料金抑制のために、県独自で講じられる追加策があるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。それと、今の企業局長の答弁だと、令和８年に予定どおり料金の値上げをするということでよろしいですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　令和８年４月１日から135円に改定するという予定でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　知事、今物価高騰で県民は相当苦しんでいるので、これは即座に検討していただいて、引き続き料金の抑制をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど保健医療介護部長からもありましたとおり、まず地方公営企業にあっては独立採算の原則がございます。地方公営企業の経費については、公営企業の収入、給水収益をもって充てなければならないというふうにされております。一般会計からの支援については、あくまでも特別な事情があってというところで、令和６年度、７年度、急激な電気料金の高騰に係る公営企業側の事業環境の変化があった、それを踏まえて支援をいただいたというところでございます。令和８年度にあっても、給水収益をしっかり確保した上で、事業運営を行っていきたいというところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　次、１の(2)、特殊詐欺対策についてでありますけれども、沖縄県にはちゅらうちなー安全なまちづくり条例がありまして、県、事業者、県民が連携を強化し、安全なまちづくりに関する取組を促進して、犯罪のない安全・安心な沖縄をつくるために制定されております。しかし、残念ながら結果的にそのようなことにはなっておりません。条例の趣旨も踏まえて、本気で特殊詐欺を含めた犯罪を防止する姿勢を持って、実効的な体制を構築するべきではないでしょうか。沖縄県知事がトップであります。その構成員には我々議会も入っておりますし、今本気度を上げるときが来ていると思いますけれども、見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

県ではその条例に基づきまして、いろいろな対策を練っているところですけれども、県民一人一人に対する周知啓発というのを行っております。まず、児童生徒に対しましては学校、また県民に対しましては公民館等において、消費者トラブル事例や対処法等を紹介する出前講座を実施しておりまして、その中で特殊詐欺に関する注意を呼びかけているところでございま

す。また、商業施設等でも実施しています消費者トラブル防止や金融経済教育に関するイベントにおきまして、県警察がつくりました啓発チラシを配布しております。そういったことで周知も促しているところでございまして、日々県民の特殊詐欺の防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　今、議員の御指摘のありました自治体だとか通信事業者との連携について申し上げます。

まず、特殊詐欺の被害を防止するためには、地域住民にとって身近な立場にあります市町村との協力はとても重要だと考えております。県警察では、これまでも地域防災無線による注意喚起、自治体が発行する広報誌への掲載、ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議をはじめとする各自治体との会議の場における情報共有――これは各市町村と各警察署の間でも行われております。このような自治体との連携した対策を講じているところであります。引き続き議員の御指摘にもありました自治体との連携、これを一層緊密に図り、県民が被害に遭わない対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、通信事業者との関係であります。

昨今の特殊詐欺の手口を見ますと、被疑者が国際電話番号で被害者に電話をかけてくるケースが増加しております。そこで県警察では、通信事業者に対して、携帯電話販売店舗に来店する顧客への国際電話利用休止サービスの周知を依頼しているとともに、通信事業者のホームページやＳＮＳでの注意喚起を行っていただけるよう働きかけるなどしているところでございます。引き続き、携帯電話の国際電話番号からの着信拒否設定といったことも課題となっております。こういったものを含めまして、さらに通信事業者と連携して何ができるのかということを検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　警察本部長がおっしゃった地域住民と一番近いというところに一番重要な部分があるのかなと。各個人個人、一人一人にやはりその危機感を持たせるっていうところが大事だと思いますが、それを今は協議会からある団体へ行っているというところで止まっているんじゃないかなと思っています。その団体から個人にどうやって被害があるよと、この特殊詐欺の現状を知らせるかっていうことが大事だと思うので、これ県警だけの本気度ではなくて、県、そして地方自治体の市町村との連携がさらに大事になってくるので、そこに強い思いを持って強化をしていただきたいということなんですよ、部長。一言お願いします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

議員おっしゃるように、やっぱり地域との連携、それから個人への啓発等がさらに必要になってくると感じておりますので、引き続き県警察とも連携しながら、それから地域住民、地区の自治体の皆様と連携しながら、周知と啓発に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　同じく１の(3)、障がい者スポーツの支援についてであります。

先ほど北海道大会への車椅子ラグビーの派遣費の件はどうなったかというところで、何か答えなかったのかなと思うんですけれども、それについてもちょっと答えていただきたい。そして、障がいのある方が積極的にスポーツに参加することで、パラリンピックをはじめとする競技スポーツ大会への参加が今後多くなってくるんじゃないかなと予想しているんですけれども、沖縄県における障がい者競技スポーツ支援体制及び支援所管部について、ちょっとお聞きをしたいです。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

まず、車椅子ラグビーの派遣費支援の所管ということでございますけれども、現状としましては、当該ラグビーへの直接の派遣支援ということをしている所管がないところではございます。

生活福祉部におきましては、スポーツを通じて障がいのある方の自立と社会参加を促進するための施策に取り組んでいるところでございますけれども、車椅子ラグビー等の高度な競技性を有するスポーツへの派遣支援につきましては、現状を確認しながら関係部局や関係機関と調整しながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　そうなんですよね。その所管部がないっていうことを聞いてちょっとびっくりしているんですけれども、これは健常者であっても健常者じゃなくても、スポーツを楽しむ、競技をするということは認められていると思うんですけれども、文化観光スポーツ部はこれには支援等はできないのか、これからやるのか、説明をお願いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

文化観光スポーツ部では、現在――今、障がい者スポーツの件が出ましたけれども、当然健常者も含めてスポーツ振興という形で取り組んでいるところです。例えば、令和16年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についても、生活福祉部と連携しながら実行委員会をつくって推進しているところですので、所管がないというよりは、そういう制度が今現状ないということで、当然、文化観光スポーツ部でも車椅子ラグビーに対する派遣費用はございません。ただ、奨励金等は用意していますので、その辺の派遣という部分でどういう制度設計ができるかは、今後議論していくという形になるかと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、できる環境はあるっていうことですよね。では、今後やっていただけますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　今、所管がないというよりは、障がい者スポーツについては生活福祉部でしっかり担うことになっております。そして、文化観光スポーツ部でもスポーツ全般という形でやっております。ですから、当然該当しない部分については予算等も含めてですけれども、議論をするというのが大切だと思いますので、まず実態把握をして、どういう関わり方ができるかを両部で議論していくというのが大切だというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　生活福祉部は、社会の中でいろんな取組をして、その中に入っていくような、本当の遊びながらのスポーツという部分だという答弁が先ほどあったんですよ。なので生活福祉部のほうは、競技部のところはないという答弁もしているんですね。なので、文化観光スポーツ部はあるけれどもない。ここがちょっとよく分からないので、しっかりとそこは――今の時点でしっかりしていないわけですから、支援体制はちゃんと構築していただきたいんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今の件につきましては、生活福祉部とも十分調整をして、どういう形で整理ができるかしっかりやっていきたいと思っています。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　聞き取りのときにも、こっちじゃない、あっちじゃないって言っていましたのでお願いします。

(4)、自殺対策についてであります。

連絡協議会の詳細とこども・若者の自殺危機対応チームが令和７年から動き出しているようでありますけれども、この背景についてお伺いをします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、自殺は特定の原因というよりも様々な経済状況、あるいは身体の状況等の要因が絡まっているということがございます。

まず県としましては、自殺対策連絡協議会――医療、経済、労働、地域、民間団体等19名の委員に御参加をいただいて各分野での自殺対策の推進と、そしてそれに連なる形で県庁内でも関連する部局の連絡会議も開催をしているというのがこの連絡協議会の背景となっております。そして自殺者の推移につきましては、全体的には減少傾向にあるというところもありますが、特に若年層の自殺が増加傾向にあるということもありまして、国のほうからもそのようなサジェスチョンがありましたので、国がつくりました子ども・若者に特化した形の支援チームというものを本年度から発足をさせたというふうな経緯となっております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、自殺が少なくなっているっていう話でありましたけれども、例えば令和２年で247人、令和３年で269人、令和４年度265人、令和５年で266人、令和６年で240人、これは少なくなっているんですかね。平均してあまり変わっていないように思いますよ。その認識は改めたほうがいいです。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　同じく１の(5)、低所得年金生活者に向けての支援でありますけれども、結果的に３自

治体にとどまっております。高齢者が安心して暮らせる住環境を整えることは福祉政策の柱であり、事業の課題を検証して事業拡大をする必要があると思います。事業の課題と今後の拡大方針を改めてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

家賃低廉化事業ですけれども、課題としまして、機会を捉えて市町村への周知等も行っているところですが、不動産業者とか、その辺りにもまだ周知が行き届いていないのかなというところも課題として考えておりますので、引き続き周知を図った上で、この制度の活用に向けて取り組んでいければと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、周知――まあそれもあるかもしれませんけれども、この予算は国がマックス２万円、そしてそのまた半分を県、市で賄うというものであります。今やっているのが、例えば国が１万円出して、県と市が5000円ずつ出すというようなことを宮古、北谷、豊見城はやってるというようなことでありますけれども、この負担分を各市町村が出せないからやっていないという状況はないですか。これ１回認めると20年ぐらい……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　ほかの県でもこの制度というのは使われているんですけれども、22都道府県で52の市区町村が実施しておりまして、県が市町村に対して補助している半額――沖縄県の場合、半額なんですけれども、補助している数というのが５自治体となっておりまして、ほとんどが市町村のみの補助となっております。今後、必要があれば要綱等の――要するに、上限額の改定とか、その辺りについては必要があれば検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　この半分を県が持つことによって低所得者の高齢者が安心して住めると思うんですけれども、こういう考えはできないですか。県が半分を全部持つと。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　この制度は、住宅セーフティネットの制度なんですけれども、国と県、市町村の重層的な連携によって補助をしていくという制度になっておりますので、国のみの補助とか、そういうことはできないような制度になっております。

以上でございます。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後３時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○砂川勇二 土木建築部長　この制度が家賃を補助する市町村を国と県で支援するという制度になっておりますので、県が単独で支援するということはできないような制度になっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　続きまして、１の(8)に行きたいんですけれども、産後鬱などの防止については重要であるという答弁がありました。地域の実情に合わせて支援をしていると。そして、妊娠中に予約を取ればいいじゃないかと。いや、これはちょっと乱暴な答弁かなと思っております。予約が取れないっていうことは施設が不足をしている証拠なんですよ。どこに行っても誰でもサービスが受けられる、負担軽減をしてほしいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

今産後ケアの課題としましては、予約が取りづらい状況にあるというのが一番の課題だというふうに考えております。それで答弁もさせていただいたんですけれども、今、電子予約システムアプリを使いながらやっている市もございまして、そういった新たな取組を広める取組だとか、あと小規模離島のほうでまだ産後ケア事業を実施してない町村が２町村ありますので、そういった町村にも産後ケアの実施についていろいろ支援をしているところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　３の(9)に行きます。

新しいメニューがあって、今北大東製糖を支援をしている、造っているということであると思うんですけれども、今予算が――例えば国が６割で、もしそれに関係自治体が入るのなら、最大５％を追加するというようなメニューがあって、それにあとは県、市町村でこの製糖工場の出しの割合を今まさに決めているとこ

ろだという話がありましたけれども、県内分蜜糖工場は９工場あって、これはいずれも50年ぐらい前に建てたものであります。その各工場とも老朽化しているので、建て替え時期はそう時間を待たずに来るんじゃないかなと思っています。これを機会に枠組みを構築して、こういう状況になればこういう枠組みで建て替えをするというようなところも仕組みづくりとしてやっていただきたいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後４時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

山里将雄議員。

〔山里将雄　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山里　将雄 議員　こんにちは。

それでは、てぃーだ平和ネット山里、代表質問させていただきます。

１、沖縄尚学高校の全国高校野球選手権優勝について。

沖縄尚学高校が全国高校野球選手権、甲子園の夏の大会で見事に優勝しました。県は、比嘉公也監督と沖縄尚学高校野球部に対し、県民栄誉賞や県スポーツ栄光賞の授与、またあわせて、長年、市立尼崎高校の吹奏楽部を率いて県勢を応援してきた羽地靖隆氏の顕彰も考えているとの報道がありました。ぜひ実現していただきたいと考えています。県の考えを伺います。

２、第27回参議院議員選挙の結果について。

(1)、７月20日に実施された第27回参議院議員選挙の沖縄選挙区で高良沙哉氏が当選し、衆議院、参議院両院において、政権与党の自民・公明が過半数を割る結果となりました。県知事の見解を伺います。

(2)、今回の結果が沖縄振興予算の確保や沖縄振興特別措置法に基づく各種事業の推進など、県政運営に及ぼす影響を伺います。

(3)、国政の大きな変化の中で、過重な基地負担、低所得に伴う貧困、子どもの貧困率の高さなど、沖縄県独自の課題の解決をどのように求めていくのか伺います。

３、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗状況について。

(1)、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の前期３年間の達成状況が県振興推進委員会に報告されたが、県として前期３年間をどのように分析・評価しているか伺います。

(2)、目標を上回った施策がある一方、目標に達しなかった施策も多いが、その要因をどのように分析しているか伺います。

(3)、目標達成のため、県庁内各部局の連携が重要だと思うが、各部局間の連携は円滑に進んだか、課題があった場合にはどのように改善していくのか伺います。

４、最低賃金の改定結果について。

(1)、2025年度の沖縄県の最低賃金が1023円となり、初めて1000円を超えたことについて、県知事の見解を伺います。

(2)、改定額は物価高騰や生活費の上昇に対して十分なものであると考えているか。また、依然として全国で最低水準であることについて、県としてどのように捉えているか伺います。

５、農業政策について。

(1)、スマート農業の振興について、７月に名護市の農業生産法人がスマート農業を普及させようと農業用ドローンや無人車両を使った農作業のデモンストレーションを行いました。県からも参加したと聞いていますが、県としてスマート農業の普及にどう取り組むか伺います。

(2)、簡易平張施設の導入について、簡易平張施設が南部地区などを中心に、インゲンやゴーヤーなどの栽培に利用されています。強化型ハウスに比べ基礎打ちが不要で移設も容易、そして安価なため、農家の経済的負担も軽減できる。この簡易平張施設の普及について県はどう考えているか、伺います。

６、里親制度と愛知方式養子縁組について。

(1)、県は新生児の里親委託の取組を指す通称愛知方式養子縁組の取組について、どのように認識し、どのように評価しているか伺います。

(2)、沖縄県における里親制度の現状について、里親の登録状況、社会的養護を必要としている子どもの数、里親委託率などを伺います。

(3)、妊娠中の段階で育てられない事情がある生みの親からの相談を受け、特別養子縁組を希望する夫婦と迅速にマッチングさせる方法――これが愛知方式養子縁組なんですけれども、この方法について沖縄県内での取組を伺います。

７、水道事業の赤字について。

(1)、令和６年度水道事業会計決算で22年ぶりに２

億円の純損失となりました。赤字の主な要因は何か伺います。

(2)、水道料金の値上げが段階的に行われているが、赤字解消の見通しはどうか伺います。

８、首里城復興工事の進捗と今後のスケジュールについて。

(1)、首里城正殿の復元工事は2026年度の完成を目指し、７月には素屋根が撤去されるなど順調に進んでいると承知していますが、現在の具体的な進捗状況について伺います。

(2)、見せる復興を掲げ、これまで見学エリアが設置されてきたが、その来場者数や県民、観光客からの反響について、県はどのように評価しているか伺います。

９、久米島五枝の松の松くい虫被害について。

久米島の国指定天然記念物五枝の松が、松くい虫の被害で木全体が赤色に変色し、枯死の危機に瀕しています。次のことについて伺います。

(1)、五枝の松を含め、久米島全体の松くい虫被害の最新の状況はどうか。

(2)、薬剤の樹幹注入や散布の効果が得られていない理由は何か、また今後の薬剤注入の改善をどのように考えているか。

(3)、県内の松くい虫被害の現状はどうか。また、根絶が難しい中で、五枝の松のような貴重な松や松林をどのように守っていくか、長期的なビジョンや具体的な計画があれば伺います。

10、セグロウリミバエの防除対策について。

(1)、これまでの防除対策の進捗状況と効果について。

(2)、農作物に与えている被害、経済的な損失について。

(3)、国の緊急防除に係る制限の詳細について伺います。

11、陸上自衛隊沖縄戦教材の変更について。

陸上自衛隊幹部候補生学校の沖縄戦史学習資料において、住民を巻き込んだ軍の責任に言及し、偉大な貢献をなしたという評価などの記述や第32軍牛島司令官と長勇参謀長の辞世の句が削除され、県民にスパイ行為があったことを誤認したなど、2024年度版から大幅に修正されていることが分かりました。今回の修正について、県の所感を伺います。

12、米軍基地問題について。

(1)、安和桟橋前死傷事故をめぐり、県警が被害女性を重過失致死容疑で書類送検する方向との報道がありました。この事故については、辺野古新基地建設工事を発注している沖縄防衛局からダンプカーの運転手や警備会社に対し、工事を急ぐあまり安全を軽視するような指示があったとの指摘があります。県としては、沖縄防衛局に対し、安全を確保した上で進めることができるまで搬出作業の中止を求めるべきだと考えるが、見解を伺います。

(2)、日米合同パトロールについて。

ア、米軍、沖縄市、県警などで始めた日米合同パトロールは４月の開始から数か月が経過したが、現時点での運用状況、効果などについて県の評価を伺います。

イ、日米合同パトロールは、日米地位協定の枠内で行われているのか、法的・制度的な問題はないか認識を伺います。

(3)、嘉手納基地への無人機無期限配備について、米海兵隊が昨年８月に嘉手納基地に一時配備を開始した無人偵察機ＭＱ９を一方的に無期限配備に切り替えました。2024年４月には同様に、一時配備された大型無人偵察機ＭＱ４も無期限配備に移行しています。県民の理解と合意なしに行われた今回の無期限配備に対し、県として国や米軍に強く抗議し撤回を求めるべきだが、県の対応を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

最低賃金の改定結果についての御質問の中の４の(1)と(2)、最低賃金の改定についてお答えいたします。なお、４の(1)と(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今月決定された沖縄県の最低賃金は、金額、引上げ幅とも過去最高となり、労働者にとりましては、生活水準の維持または向上が図られ、所得の増加にもつながるものと考えております。一方で県内企業におきましては、原材料費等の高騰が続く中での賃金の引上げは、さらなるコスト増となり、厳しい経営環境となることも懸念されています。最低賃金の改定に当たっては、公益・労働者・使用者の委員で構成される地方最低賃金審議会において、複数回にわたり慎重な調査審議を重ね決定されたものと承知しております。なお、国の骨太の方針においては、2020年代に全国加重平均1500円を達成との方針を示しており、今後も最低賃金の引上げは続くものと考えられることから、沖縄県としましては、持続的な賃上げの実現に向け、企業の稼ぐ力の強化に引き続き取り組んでまいります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の12の(3)、無人偵察機の無期限展開についてお答えいたします。

嘉手納飛行場においては、本年度に入り、当初一時展開と説明されていた米海軍MQ４及び米海兵隊MQ９が期間の定めなく展開されています。このような無期限展開は、なし崩し的であると言わざるを得ず、また、嘉手納飛行場における基地負担の軽減が進まない現状において、新たな基地負担となることから認め難いと考えております。このため、米軍及び日米両政府に対し、展開計画の見直しを要請したところであり、今後も軍転協と連携し、あらゆる機会を通じて、嘉手納飛行場に係る負担軽減について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く求めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、沖縄尚学高校の全国高校野球選手権優勝についてお答えいたします。

今回の沖縄尚学高校の夏の甲子園優勝は、多くの県民に大きな感動を与えたものであり、また、戦後80年の節目の年に優勝を成し遂げたことは、未来を担う子どもたちにも大きな希望と勇気を与えるものであります。この功績を踏まえ、県では、沖縄尚学高校及び比嘉公也監督への表彰を検討しているところです。また、40年以上にわたり甲子園で県代表校の応援演奏を行っていただいている市立尼崎高校吹奏楽部及び羽地靖隆氏に対し、何らかの形で感謝の意を表することができないか検討しております。

次に２、第27回参議院選挙の結果についての中の(1)及び(2)、選挙結果の見解及び県政運営への影響についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

選挙結果につきましては、それぞれの候補者が自らの考えに従って掲げた公約を踏まえ、有権者が判断したものと認識しております。７月に行われた参議院議員選挙では、昨年10月に行われた衆議院議員選挙に続き、与党が過半数割れとなったことから、与野党間の協議はこれまで以上に多くなることが予想され、政策に対し真摯な協議が深まることを期待しております。

県においては、国政与野党に対し、これまで以上に丁寧な説明を行い、沖縄振興予算の確保等に努めてまいりたいと考えております。

次に11、陸上自衛隊沖縄戦教材の変更についてお答えいたします。

陸上自衛隊幹部候補生学校の2025年度の沖縄戦史の学習資料については、中谷防衛大臣の指示等により、2024年度から内容を大幅に修正したことは報道等により承知しております。防衛省は修正内容について、「旧日本軍の視点だけで書かれた文書の修正、削除、見直しは適時適切に行っている」と説明し、「軍官による県民避難処理が不十分であった」、「日本軍自体が県民に悪影響を与えた事例も相当数ある」として、軍の責任を新たに明記しております。防衛省においては、多くの県民が犠牲となった沖縄戦の実相など、歴史的事実を正確に反映できるよう、今後とも取り組んでいただきたいと考えております。

次に12、米軍基地問題についての中の(2)のア、合同パトロールの評価についてお答えいたします。

日米合同地域安全パトロールについては、８月16日に４回目が実施された際、初めて拘束や逮捕事案が発生したほか、米軍が単独でパトロールを行う場面があったことなど、回を重ねるごとに米軍憲兵隊の取締りが強化されてきております。

県としましては、これまでの合同パトロールへの参加を通して、リバティー制度が守られていない状況を確認しており、同制度を厳守させるための取組は必要であると考えておりますが、パトロール実施に当たっては、県民に不安を与えることのないよう、また、県民とのトラブルにならないよう慎重に行う必要があると考えております。このため、沖縄市や県警、外務省等関係機関で合同パトロールについて意見交換を行い、その在り方や逮捕権に係る地位協定上の根拠について確認したところです。引き続き関係機関と連携し、米軍人等による事件・事故の再発防止に取り組んでまいります。

同じく12(2)のイ、日米合同パトロールの地位協定上の根拠についてお答えいたします。

外務省によると、日米合同パトロールは、日米地位協定第17条10ｂに基づき、在日米軍施設・区域外において、必ず日本国の当局との取決めに従うこと、日本国の当局と連絡して使用されること、かつ、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のための必要な範囲内に限ることを条件として実施されているとのことです。また、８月16日に実施された合同パトロールでの逮捕事案等について外務省に確認したところ、日米地位協定第17条に基づき、基地の外で米軍憲兵隊による米軍人等の身柄拘束や逮捕は可能とのことですが、当日の拘束時の状況等については、引き続き米側に詳細を確認中とのことです。

以上になります。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、第27回参議院議員選挙の結果についての中の(3)、沖縄県の課題解決への対応についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく各種の特別措置は、沖縄の特殊事情から生じる政策課題に対応するため措置されております。それら課題解決に向けた制度や予算の確保に当たっては、広く国民の理解が必要であることから、引き続き関係要路に丁寧に説明し、御理解と御支援が得られるよう取り組んでまいります。

次に３、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗状況についての中の(1)、前期３年間の分析・評価についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の前期３年間の成果も含む令和６年度を対象とした沖縄県ＰＤＣＡの実施結果では、主要指標49指標中38指標（77.6％）が前進、成果指標393指標中312指標（79.4％）が前進、主な取組では、1539の取組中1163の取組（75.6％）を順調と評価しており、同計画に基づく取組等が堅実に進捗していることが確認できたものと評価しております。現在、前期３年間の取組の成果や残された課題を整理するとともに、計画策定後の社会経済情勢の変化等を勘案し、新たに取り組むべき課題などの検証作業を行っているところです。

同じく３の(2)、指標の達成状況に係る要因分析についてお答えいたします。

達成状況が横ばいまたは後退となった成果指標については、原因を抽出し内部要因と外部要因に分類しています。主な内部要因としては、県の取組等の周知・啓発不足が挙げられますが、前期３年間において、毎年、確実にその数を減少させることができています。また、主な外部要因としては物価高や人手不足などの社会経済情勢等が挙げられます。成果指標ごとに状況は異なりますが、令和13年度における目標値の達成に向け、引き続き取組の持続的な改善につなげてまいります。

同じく３の(3)、目標達成に向けた部局連携についてお答えいたします。

令和６年度を対象とした沖縄県ＰＤＣＡの実施結果では、関係部局の連携不足を主な要因とする目標達成の遅れはありませんでした。各施策の推進に当たっては、関係部局が連携することは重要であることから、引き続き関係部局間における情報の共有に努め、分野横断的な施策の推進が円滑なものとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　５、農業政策についての中の(1)、スマート農業の普及についてお答えします。

県では、スマート農業の導入は、省力化や生産性の向上に向けて重要であると認識しております。一方で、導入上の課題としては、機械・設備の導入コストや維持管理体制、ＩＣＴ技術者の育成・確保、機械に合わせた栽培体系への転換のほか、県外と異なる気象特性や栽培品目であることにより他県の成果の活用が困難であることなどが挙げられます。引き続き、本県の地域特性を踏まえたスマート農業の普及や課題解決に向けて、各種施策を総合的に取り組んでまいります。

同じく５の(2)、簡易平張施設の導入についてお答えします。

簡易平張施設につきましては、季節風に対する効果が高く、設置コストが安価で、かつ農家自らが設置・移動が可能であるなど、耐風性に優れた園芸施設の一つとして位置づけております。一方で、台風等による強風に対する効果は低いことから、より強固な強化型パイプハウス等も含め、補助事業等を活用し支援しているところです。引き続き農作物の安定生産に向け、気象災害に強い園芸施設の整備等を推進してまいります。

続きまして９、久米島五枝の松の松くい虫被害についての(1)、久米島町の松くい虫の被害状況と対策についてお答えします。

令和６年度における久米島町の松くい虫被害量は9861立方メートルで、令和５年度より1003立方メートル減少しております。町における防除対策は、町・県・有識者で構成する久米島町松くい虫防除対策会議で策定する防除戦略に基づき、景観上重要な松林などに対し重点的に取り組んでおります。引き続き貴重な松の防除対策については、町と連携し、薬剤散布や樹幹注入による予防対策と周辺被害木の伐倒駆除を行ってまいります。

同じく９の(3)、県内の松くい虫被害の現状と対策についてお答えします。

令和６年度における県内の松くい虫の被害量は１万4538立方メートルで、令和５年度の１万3890立方メートルより増加しており、恩納村や金武町等で増加傾向にあります。県では、沖縄県松くい虫戦略的防除方針

に基づき、沖縄型森林環境保全事業等を活用して、景観上重要な松林などを対象に、薬剤散布や樹幹注入による予防対策と周辺被害木の伐倒駆除などの防除対策を実施しております。引き続き市町村と連携し、松くい虫防除対策に取り組んでまいります。

続きまして10、セグロウリミバエの防除対策についての(1)、防除対策の進捗状況と効果についてお答えします。

セグロウリミバエを防除するため、県では、国や市町村等関係機関と連携して、県全域でトラップ調査や果実調査を実施し、寄主果実の除去や誘殺板の設置等の対策を行っております。本年６月からは、本種の確認事例の多い本部半島周辺を中心に不妊虫放飼による防除を開始し、７月からはヘリコプターによる航空放飼を実施しており、現在、トラップ調査等により防除効果を確認しております。引き続き本種の早期終息に向けて、対策に取り組んでまいります。

同じく10の(2)、農作物に与えている被害等についてお答えします。

セグロウリミバエは、これまでの調査の結果から、主に畑に放置された収穫残渣等、防除対策が不十分な寄主果実への寄生が確認されております。一方、緊急防除による移動制限の対象となっている植物の果実等は、移動検査に合格することで、緊急防除の対象地域である沖縄本島から出荷が可能であり、これまで本島外へ出荷された農作物から寄生果が確認されたという報告はありません。また、本種の大量発生等による農作物の収量の低下は確認されておりません。

同じく10の(3)、国の緊急防除に係る制限についてお答えします。

国は本年４月14日から、植物防疫法第18条に基づく緊急防除を実施しております。緊急防除では、他地域への本種の蔓延を防ぐため、緊急防除の対象地域となっている沖縄本島から寄主植物の果実などの持ち出しが制限されております。一方で、植物防疫官などが実施する移動検査に合格した対象植物の果実等は、対象地域外への持ち出しが認められております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　６、里親制度と愛知方式養子縁組についての(1)及び(3)、６の(1)と６の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

愛知方式養子縁組は、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託制度であり、出生直後から特定の大人と愛着関係を育むことができ、自然に親子関係を築くことができるメリットがあると認識しております。県内では、令和元年度から民間の養子縁組あっせん機関であるおきなわ子ども未来ネットワークが、養子縁組希望者に対し、出産前からマッチング等の支援を行っているところです。県では、適正な養子縁組のあっせんの推進を図るため、同団体に対して必要な事業費の補助などを行っております。

県としましては、引き続き家庭的養育環境で生活することができる里親制度の普及促進に取り組んでまいります。

続きまして同じく６の(2)、里親制度の現状についてお答えいたします。

令和６年３月末時点における本県の里親登録数は、315世帯となっております。社会的養護を必要とする子どもの数については、同時点で471人で、その内訳は、里親委託児童が187人、児童養護施設入所児童が276人、乳児院入所児童が８人となっております。また、令和５年３月末時点における里親委託率は36.8％となっており、全国平均の24.3％に比べ高い状況にあります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　７、水道事業の赤字についての(1)、赤字の要因についてお答えいたします。

令和６年度水道事業会計決算は、令和６年10月１日からの料金改定に伴い、給水収益は増加しましたが、費用はこれを上回り赤字となりました。赤字の主な要因は、渇水等に伴う海水淡水化施設のフル稼働による動力費や、施設老朽化の進行による修繕費の増等によるものです。

同じく７の(2)、赤字解消の見通しについてお答えいたします。

水道料金の改定に当たっては、市町村等の意見・要望等を踏まえ、激変緩和のため、段階的に改定を行っているところであり、令和８年４月１日からの料金改定により、赤字は解消できる見込みとなっております。一方、老朽化施設の更新・耐震化のための施設整備に伴う減価償却費の増加等が見込まれていることから、経費縮減に取り組むなど、経営の安定化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　８、首里城復興工事の進

捗と今後のスケジュールについての(1)、復元工事の進捗状況についてお答えいたします。

首里城正殿の復元工事は、国営公園事業として国が実施しており、令和８年秋の完成に向け順調に進んでおります。10月末には正殿を覆う素屋根が全て撤去され、６年ぶりに正殿が姿を現す見込みとなっております。また、国により北殿の設計が進められており、正殿完成後は、引き続き北殿や南殿の整備が行われる予定となっております。

次に同じく８の(2)、見せる復興の取組とその評価についてお答えいたします。

県は国と連携して、展示、イベント、情報発信を行う見せる復興に取り組んでおります。首里城公園の入場者数は、火災後の令和２年度の約34万人から令和６年度には約167万人と着実に増加しており、これまでの取組が評価されたものと考えております。現在は正殿復元過程の写真や実物大の鬼瓦、龍頭棟飾のパネル等を展示しており、来場者の写真スポットとなっております。今後、国により新たな正殿の外観見学のためのデッキを整備する予定とのことであります。

次に12、米軍基地問題についての(1)、土砂の搬出作業の中止を求めることについてお答えいたします。

県は安和桟橋における死傷事故の発生を受け、沖縄防衛局に対し、事故原因の究明、再発防止対策、また、それらがなされるまでの間の土砂運搬作業の中止を文書により求めております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　９、久米島五枝の松の松くい虫被害についての中の(2)、樹幹注入や散布の効果が得られていない理由等についてお答えいたします。

久米の五枝の松については、これまで久米島町において薬剤散布と樹幹注入、枯死枝の除去などの対策が行われてきました。しかし、五枝の松は複雑な樹形で、樹齢約200年と言われる老木であり、幹や枝が空洞化していることなどから、樹幹注入した薬剤が一部の枝に行き渡らず、そこからマツノザイセンチュウに感染したと考えられます。県教育委員会では、久米島町から五枝の松の枯死確認に基づく滅失届が提出されていることから、文化庁へ進達を行ったところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山里　将雄 議員　それでは、１点だけ聞けるので、１つの項目だけ。

７の水道事業赤字について、これ通告後に新聞に掲載されたんですけど、北谷浄水場の高機能粒状活性炭の更新の補助金がつかないということが分かったんですね。これ大変な問題だと思います。先ほどの答弁で赤字の理由が述べられてはいたんですが、それに加えて、この更新費用を今後も企業局が負担するとなると、相当な赤字がまた増大する、経営が厳しくなるというふうに思うんですね。更新の補助金、これがなければ2026年度以降の決算、どんな影響が出ますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　県では今、北谷浄水場にＰＦＯＳを除去できる高機能の粒状活性炭を整備しておりますけれども、これ北谷浄水場16池、16億円かかりましたが、そのうちの10億円は防衛省の補助事業を頂いて実施してきたところですので、かかる費用について、防衛省の補助が頂けたというところでございます。

○山里　将雄 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城　力 企業局長　もともと、粒状活性炭は浄水場に整備しております。これを高機能の粒状の活性炭を整備することになりますので、今の現状の資材の単価では、そのコストについては単年度当たり3.5億円程度費用が増す、その程度ということで今試算しております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　ますます赤字がひどくなるのかなと本当に懸念するところなんですけれども、これ2026年以降にいわゆる更新をしなければならないというふうになっていたんですけれども――以降となっていますのでね。今日まで使っていて明日もう使えなくなるということではないはずですので、実際いつまでにこの更新を終えなければならないでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　活性炭は経年劣化で機能が低下していきます。我々としては、平常時から常時この効果について注視をして、適切な時期に取替えを行いたいというふうに考えているところでございます。時期については今明示できる段階ではありません。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　2021年から23年度にこの工事を行ったということで今更新、そろそろと言うんであれば、恐らく四、五年に１回ぐらいは変えなきゃならないということなのかなと思いますけれども、そうなると先ほど言った金額がその都度必要になってくるということで、大変厳しい状況だと思います。今、北谷浄水場のＰＦＡＳの濃度、これはいわゆる活性炭で除去した後の濃度は幾らなのか、これが更新をもしできないとなると――やらないと困るんですけど、できないとなるとこれがどのような状況に変わっていくのか、その辺はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　令和７年度、今年の４月から８月までの間の浄水のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ合わせた濃度は最大で５、そして平均３ナノグラムとなっております。仮に高機能の粒状活性炭を整備しないということになれば、大分濃度が高くなります。今は暫定目標値ではありますが、来年からは水質基準ということで、必ず遵守しないといけないという値が合わせて50ナノグラム以下ということになりますので、我々としては、これ以下になるように努めないといけないという義務が生じることになります。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　この補助事業について、防衛局とどんな協議していますか。今、協議の状況はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　最初の高機能の活性炭の導入に当たっては、整備の補助金を頂きました。これについては大変感謝しているところでございます。ただし、この防衛省の補助金については、施設の整備について補助することができるという規定になっておりまして、１回目の高機能の活性炭を取り替えるという場合は、単なる維持管理費に当たるのではないか、その場合にはこの補助事業の適用は難しいということで今、協議がそれ以上進んでいないというところでございます。

企業局としましては、嘉手納基地に汚染源がある。そのために水源のＰＦＯＳの濃度が高まっているという状況を踏まえると、これにかかる費用の負担、あるいは抜本的な対策については、国あるいは米軍によって行われるべしというふうに考えているところでございます。

○山里　将雄 議員　時間ですので、もうこれ以上は聞けないので。

○中川京貴 議長　この際申し上げます。

答弁の途中ではありますが、割り当てられた往復時間が超過しましたので、議員の代表質問はこれをもって終了いたします。

○山里　将雄 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

〔米須清一郎　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後５時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○米須　清一郎 議員　本日最後になります。てぃーだ平和ネット、米須清一郎です。ちょっとやりにくい最後ですけれども、最後までよろしくお願いいたします。ちょっとそう言いながらも少しお話をさせてください。

８月上旬に、戦没者の遺骨を拝見する機会がありました。ガマフヤーの具志堅隆松さんが、４月に発掘したという遺骨を御案内もいただきながら、私たち県議６名ほどで参加することができました。なかなかないということですけれども、頭から手足の先まで全身が残った状態、それが発見された場所の状態から、埋葬されていたんだろうと。そしてその大きさとか、遺品とか、そういうのを見ると、携わった、でも若い人、少年、青年ということであります。80年もの長きにわたり、遺族に会えることをずっと待っていたんだなと思うと本当に胸が締めつけられる思いがしますし、戦後はまだまだ終わっていないんだということを実感いたしました。そういったことを私たちは、しっかりと向き合いながら、後世、次世代に伝えながら、しっかりこれから取り組んでいかなければならない、そういうふうに思うわけでございます。

それでは、代表質問を行います。

１、米軍基地問題について。

(1)、マスコミ報道等によると、米国の国防権限法案の米連邦議会下院軍事委員会案に、沖縄での米兵による犯罪や不適切な行為を防止するための調査や改善策の報告などを求める記載がなされている。また、米国国防総省監察当局が、在日米軍に対する調査を開始し、犯罪防止の取組を遵守していたかどうかを検証することが報じられた。これらの背景と動向、本県への

影響及び今後の取組を伺う。

(2)、1995年に沖縄で少女暴行事件を引き起こした米兵３人のうち２人に前科があったことが報じられた。米軍は前科がある者の入隊を認めない原則に反して、相当数を受け入れているとされているが、現在の在沖米軍入隊時のルールと運用の実態はどうなっているか。

(3)、米国国防権限法案付帯報告書には、沖縄を含む在日米軍基地・施設における有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）による汚染状況についても報告することとされている。これにより、県内の米軍基地由来とされるＰＦＡＳ汚染源の特定と、除去等の対策につながるか。

(4)、2026年４月に施行される水道法上の水質基準の改正により、本県のＰＦＡＳ問題への影響はあるか。ＰＦＡＳ問題への解決のためには、環境基本法上の環境基準の改正が必要ではないか。県としての見解と今後の取組を伺います。

(5)、ＰＦＡＳの健康影響などに関し、県が立ち上げた対策検討委員会における検討内容と進捗状況、今後の取組を伺う。県民の不安を軽減するためには県民に対し開かれた形で検討を進めるべきであり、どのように取り組んでいくか伺います。

２、平和推進について。

(1)、移民125周年を迎え、ハワイ及びカナダで記念行事が開催されている。世界各地に約42万人いるとされる県系人等と、沖縄のさらなる交流や連携による相互の発展が期待される。世界のウチナーネットワークを生かした平和推進の取組を伺う。

(2)、日本とアジア太平洋地域の平和構築に貢献するため、国連等国際機関またはその機能の一部を本県に誘致できないか。例えば、国連大学が世界十数か所に設けている研究拠点を沖縄にも設置し、国際的な人権や環境問題に取り組めないか。国際平和創造拠点の形成に向け、県の具体的な方針を伺います。

３、県及び市町村の予算確保について。

(1)、内閣府の2026年度沖縄振興予算概算要求について見解を伺います。

(2)、予算確保に向けた今後の取組を伺う。

(3)、基地所在市町村における基地交付金及び調整交付金について、交付額の算定方法を見直し増額する必要がある。県の見解と今後の取組を伺う。

４、大東島地方の大雨災害について。

(1)、今年７月に発生した災害の状況と対応、今後の対策を伺う。

(2)、災害応急対策における県と両村及び関係機関の連携を伺う。

５、離島・過疎地域の振興について。

(1)、補正予算の新規事業、離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業の概要を伺う。

(2)、移住・定住支援として就労・創業支援、子育て支援等を行う必要はないか。

(3)、離島・過疎地域における各分野の担い手不足や行政機関の人手不足の状況を考慮し、補完的な応援や協働的な連携をするために県の支援体制を強化できないか。

６、住宅政策について。

(1)、家賃高騰等により、住宅確保要配慮者に限らず子育て世代や若者などが住居を探しにくい、そもそも借りられる物件が少ないといった県民の声がある。このようなことは地域によっては顕著であり、県全体にも広がりつつあるのではないか。県の見解を伺います。

(2)、県民向けの空き家等を活用した住宅整備のための公的支援があるか。

(3)、公営住宅とは別に行政と民間が協力し、県民を対象とした低廉な賃貸価格の集合住宅を整備することはできないか。

７、労働政策について。

(1)、最低賃金の引上げに伴う県内の課題と対策を伺う。

(2)、2023年度から愛知県で始まったラーケーションは、休み方改革を通じワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指すプロジェクトの一環として導入されています。ラーケーション導入に当たっての県の考えと推進の方策を伺う。

(3)、本県におけるラーケーションの試行的導入の状況と今後の取組、小中学校における導入について伺う。

８、教育行政について。

(1)、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正により、教員の業務量の適切な管理と健康確保措置のための計画の策定及び実施状況の公表が義務づけられました。県教育委員会としての考えと取組を伺う。

(2)、県立学校において、生徒一人一人への適切な教育を行うために、さらなる教職員の負担軽減を図る必要があります。県立高校及び特別支援学校それぞれにおける管理職や非常勤講師を除くフルタイム勤務の教員１人の週当たりの持ち授業数を公表できないか伺います。

９、伝統文化の継承について。

(1)、去る旧盆中のエイサーの地域伝統行事、道ジュネーに対する警察の対応が過剰ではないかとの県民の声があります。その際の対応状況を伺う。

(2)、道ジュネーの意義と実態、課題と今後の対策を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　米須清一郎議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の(1)、米国国防権限法案等の本県への影響等についてお答えいたします。

米国の2026会計年度国防権限法案は、沖縄における軍人の犯罪を防止する計画に関する条文を含む形で、現地時間の９月10日、米国連邦議会下院で可決されました。これは、これまでのワシントン駐在の継続的な活動や、私などの訪米活動により、米国政府や連邦議会に働きかけてきたことの成果が表れたものと考えております。

沖縄県としては、今後、上下両院で行われる法案の一本化に向けた協議においても、当該条文が残されるよう、引き続き、米国連邦議会関係者に働きかけてまいります。

また、国防総省の監察当局による在日米軍人の性的暴行に関する調査については、在日米軍の全ての軍種を対象とし、日本人に対する罪を犯した軍人について調べるものと報じられております。

沖縄県としては、この調査が実効性のある再発防止策につながることを期待しており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、平和推進についての御質問の中の(1)、ウチナーネットワークを生かした平和推進についてお答えいたします。

沖縄県では、世界に42万人いると推計される県系人や、沖縄県民をつなぐウチナーネットワークと連携することで、互いの地域の発展、平和の構築を図れると考えております。このため、世界のウチナーンチュ大会の開催、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流、海外県人会への芸能指導者派遣、ウチナーンチュ子弟等留学生の受入れなど、各種の施策を展開しております。今後とも、世界のウチナーネットワークと連携した平和交流の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、労働政策についての御質問の中の(2)、ラーケーション導入の県の考え方等についてお答えいたします。

ラーケーション制度は、家族で過ごす時間の確保、校外での体験や探究活動を通した学びの促進などのほか、ワーク・ライフ・バランスの充実、観光需要の平準化、地域経済の活性化などに寄与するものと考えております。沖縄県は、第３次産業従事者の割合が全国と比べて高いことから、同制度が積極的に活用されるよう関係機関の協力も仰ぎながら、全県的な展開も見据えて今後取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、米軍基地問題についての中の(2)、米軍入隊時のルール等についてお答えいたします。

県では今般の報道を受け、政府に対し、米軍入隊時に前科を把握した上で、特別許可を出す制度の存在や同制度により入隊した人数等について照会しておりますが、現時点で回答はありません。

県としては、引き続き情報収集を行うとともに、日米地位協定第９条により免除されている米軍人等の入国審査と一般の入国審査の違いを整理するなど、日米地位協定上の問題点を確認する必要があると考えております。

次に２、平和推進についての中の(2)、平和創造拠点についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域外交基本方針において、アジア太平洋地域の平和構築に貢献するため、国際平和創造拠点の形成を目指しており、平和を軸とする国際的なネットワークの形成や国際平和研究機構の設置、国際会議の開催、国際機関等の誘致などに取り組むこととしております。

県としましては、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献してまいりたいと考えております。

次に４、大東島地方の大雨災害についての中の(1)及び(2)、災害の現状及び関係機関との連携等についてお答えいたします。４(1)と４(2)は関連しますので、一括してお答えします。

令和７年台風第８号に伴う大雨により、大東島地方ではこれまでに半壊２件、準半壊10件、一部損壊16件の住家被害のほか、道路冠水や農地・農業施設等の浸水被害が確認されております。県では、同地方において大雨災害の危険度が高まる可能性がある段階で早期に災害対策本部を設置して、災害救助法の適用や自衛隊への災害派遣要請、北大東村及び南大東村への連絡調整員の派遣と支援ニーズの把握、排水活動等の支援など、地元自治体や国など関係機関と連携して迅速に災害応急対策を実施しました。なお、地元自治体の要望を受けた支援は、おおむね完了したところです。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、米軍基地問題についての(3)、米国防権限法案付帯報告書におけるＰＦＡＳに係る記述についてお答えいたします。

米国の2026会計年度国防権限法案に係る下院軍事委員会の付帯報告書では、米軍施設内及びその周辺におけるＰＦＡＳ汚染の概要や環境修復・復元活動の現状、日本の関係地方・国家当局との協力・連携の概要等を上下両院の軍事委員会へ報告するよう国防長官に対して指示する旨が記述されたものと承知しております。当該付帯報告書は最終版として確定しているとのことから、県としましては、今後米軍における対応状況を注視してまいります。

同じく１の(4)のうち、ＰＦＯＳ等に係る環境基準の設定と今後の取組についてお答えいたします。

県はこれまで、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに係る基準値等の設定について、機会あるごとに国に対して求めてきております。国においては、令和２年に暫定指針値を定めておりましたが、毒性的に明確な基準値または指針値の設定が可能として、本年６月に指針値としております。

県としましては、ＰＦＯＳ等問題の解決のためには、環境基準値の設定だけではなく、汚染源の特定と対策の実施が必要と考えていることから、米軍基地内への立入調査の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　１、米軍基地問題についての(4)のうち、ＰＦＡＳに係る水道水質基準の改正についてお答えいたします。

企業局では、従前からＰＦＯＳ等に対する水質検査体制を整え検査を実施しており、また、ＰＦＯＳ等を除去するための高機能活性炭の導入や中部水源からの取水抑制等の取組によって、令和６年度の北谷浄水場の浄水におけるＰＦＯＳ等の合算値は、１リットル当たり最大６ナノグラムで水質基準値となる50を大幅に下回っております。しかしながら、ＰＦＯＳ等問題の解決には、汚染源の浄化など抜本的な対策が必要であり、引き続き国や米軍に対し、汚染源の特定と対策の実施等を求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、米軍基地問題についての(5)、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会における検討内容と今後の取組についてお答えします。

県では、県民のＰＦＡＳに対する健康影響への不安軽減を図ることを目的に、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、第１回委員会を８月28日に開催しました。委員会では、健康影響を把握するために活用できる既存資料、統計等の検討や血液検査を実施する場合の要点や留意点の検討、県民への情報発信の在り方などについて検討することとしております。今年度、計３回の開催を予定しており、議事概要については各委員会開催後１か月を目途に県ホームページで公表することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、平和推進についての中の(2)のうち、国際機関の誘致についてお答えいたします。

県ではこれまで国際機関の誘致に向けて、国内の国際機関や自治体の訪問調査等に取り組んでまいりました。国際機関の誘致については、長期的な視点での協力関係が重要であることや誘致に係る費用負担等の課題について、関係者と意見交換を行っております。引き続き関係機関との情報共有や課題の整理を行いつつ、国連大学研究所の一部機能を地方に設置している事例についても参考にしながら、誘致の可能性について検討してまいります。

次に３、県及び市町村の予算確保についての中の(3)、基地交付金及び調整交付金についてお答えいたします。

基地交付金及び調整交付金は、米軍や自衛隊が使用する施設が所在する市町村へ財政上の影響等を考慮し

て、使途が制限されない一般財源として毎年度交付される財政補給金です。当該交付金については、基地所在市町村にとって貴重な財源であり、所要の予算額は確保される必要があると考えております。このため渉外知事会において、予算総額の増額を図ることを国に要請しており、引き続き要請してまいります。

次に５、離島・過疎地域の振興についての(1)、離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業についてお答えいたします。

県では離島・過疎地域における住宅不足の課題を踏まえ、空き家を活用した住宅確保に取り組む市町村の支援等を実施することとしております。具体的には、空き家の所有者に対する広報・周知と相談窓口の設置、町村における空き家の所有者探索やサブリース契約に対する技術的な支援、離島・過疎地域における空き家活用の実態調査に取り組むこととしております。市町村における空き家対策を県が伴走支援することで、離島・過疎地域における住宅の確保を促進してまいります。

同じく５の(2)、移住定住支援についてお答えいたします。

県では、離島・過疎地域でのバランスの取れた人口の維持・増加を目指し、移住定住促進事業を実施しております。具体的には、県移住コーディネーターにより移住希望者等に対し、地域の雇用、就労のほか、教育を含む生活支援情報等の関連情報を幅広く提供する移住相談窓口の設置、ウェブサイトを活用した情報提供や関係部局と連携した相談会等の開催を行っております。引き続き関係部局と連携し、移住定住支援に取り組んでまいります。

同じく５の(3)、離島・過疎地域の人手不足に係る支援体制強化についてお答えいたします。

県では、離島・過疎地域において、地域社会を支える担い手の育成・確保に取り組んでおり、特に担い手不足が深刻化している小規模離島については、小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議を立ち上げ、有識者から意見を聴取しております。また、行政サービスの維持に向けては、離島町村等の職員採用や業務効率化の取組への支援のほか、県と市町村による検討会を設置し、意見交換を重ねているところです。引き続き有識者や市町村等の意見を踏まえ、必要な取組を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　３、県及び市町村の予算確保についての(1)及び(2)、令和８年度沖縄振興予算概算要求に対する評価と今後の取組についてお答えします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を行いました。今回の概算要求では、物価高騰への対応も含めて、沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求が盛り込まれたことなど、御配慮いただいたものと考えております。しかしながら、概算要求額は県が要望した3000億円台に届かなかったこと、沖縄振興一括交付金は、県と市町村が求めてきた所要額となお乖離があるものとなっております。

県としましては、内閣府をはじめ関係機関と連携を一層密にし、今後の予算編成過程において、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　６、住宅政策についての(1)、家賃高騰に対する見解についてお答えいたします。

おきぎん経済研究所が公表した2024年の賃料動向調査によると、県内の賃貸住宅の平均賃料は、新築・中古問わず上昇傾向が続いております。

県としては、引き続き平均賃料の推移を注視するとともに、現在実施している住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業の制度拡充について、市町村と意見交換していきたいと考えております。

次に同じく６の(2)、空き家等を活用した公的支援についてお答えいたします。

空き家の利活用については、空き家対策総合支援事業など、国土交通省の補助事業があります。同制度により、これまで久米島町において空き家を改修し、移住促進住宅等に活用されております。

県としては、引き続き市町村における補助制度の活用が推進されるよう、情報提供及び技術的助言を行ってまいります。

次に同じく６の(3)、公営住宅以外の集合住宅の整備についてお答えいたします。

県では、公営住宅の整備のほか、地域優良賃貸住宅の推進に取り組んでおります。同住宅は、子育て世帯や高齢者世帯などを対象に、原則として月収38万7000円以下の者を入居対象とすることができ、事業主体となる地方公共団体や民間事業者などに対して、国によ

る整備費及び家賃低廉化助成を行うものであります。現在、県内において実績はありませんが、複数の自治体が同住宅の整備に関心を示していることから、引き続き事業活用促進に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　７、労働政策についての(1)、最低賃金引上げに伴う課題と対策についてお答えいたします。

最低賃金の引上げは、労働者の生活水準の維持等が図られる一方、企業にとりましては、物価高騰で経営が厳しい中、さらなるコストの増加につながるものと認識しております。そのため県では、賃上げに係る原資の確保に向け、支援機関による伴走支援や生産性向上に向けたデジタル化の促進、人材育成の支援などの取組を強化しているところです。今後、国の最低賃金引上げに係る新たな交付金の動向を注視しながら、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　７、労働政策についての中の(3)、ラーケーションの試行的導入の状況等についてお答えいたします。

ラーケーション制度の導入は、子どもたちの主体的な学びの促進や家族との時間の確保など、多くの点で意義があると考えております。県教育委員会では、名称を県立学校家族休暇制度として、今年９月から県立学校での試行的導入を開始しており、既に家庭から届出のある学校もあると聞いております。今後、実施状況を踏まえ、課題の整理等を行い、令和８年度からの本格実施に向け取り組んでまいります。市町村立小中学校については、先行して実施している座間味村や県立学校の取組等を各市町村教育委員会へ提供し、ラーケーション制度の導入に向けた検討を依頼したところであります。

続きまして８、教育行政についての中の(1)、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等についてお答えいたします。

令和７年６月の法改正により、教育職員の服務を監督する教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等が義務づけられ、今後、国が公表する指針に即して定めることとなっております。県教育委員会では、国に先立ち令和６年度より成果指標を設定した働き方改革推進計画を進めており、今後、国の指針との整合性を確認してまいります。また、全県的な取組に向け新たに教育事務所ごとに市町村教育委員会労安活性化会議を立ち上げたところであり、市町村の計画策定等も含め働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を支援してまいります。

同じく(2)、教員の持ち授業時数についてお答えいたします。

令和７年度における管理職や非常勤講師を除く教員１人当たりの週平均持ち授業時数は、県教育委員会の調査によると、高等学校17.6時間、特別支援学校20.3時間となっております。教員１人当たりの持ち授業時数の軽減については、教職員定数の拡充を図る必要があり、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し要請を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　９、伝統文化の継承についての御質問のうち(1)、道ジュネーへの対応状況についてお答えいたします。

沖縄警察署管内においては、昨年の旧盆期間中、道ジュネー関連の110番通報が多数寄せられたことなどから、本年の旧盆期間中は交通の円滑化と地域における安全・安心の確保を図るため、警察本部からも応援要員を派遣し、１日当たり31名の体制を組み、警戒体制を取ったところであります。本年の旧盆期間及びその前後の日の同署管内におけるエイサー関連の通報件数は42件であり、昨年と比較して10件の増加となっております。このうち、深夜23時以降の通報が36件であり、その内容は、騒音苦情、迷惑駐車、けんか・口論、小中学生の子どもが帰宅しないなどでありました。警察が取り扱った事案の中には、例えば道路を全面使用するなど、交通に支障を及ぼすような方法で演舞を行っていた事案や見物客の車両が多数道路に駐車されていた事案などもありましたが、その都度、主催者や運転者に対して注意・指導を行うなど、必要な措置を講じたところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　９、伝統文化の継承についての(2)、道ジュネーの意義、課題及び対策についてお答えいたします。

道ジュネーは、毎年旧盆の期間に先祖の霊を慰めるため、エイサーで集落の通りを練り歩く伝統行事であります。取組が盛んな沖縄市では、22の青年会により

道ジュネーが実施され、地域の連帯感の向上や地域活性化の一翼を担っている一方で、騒音、迷惑駐車などの問題が生じており、地域ごとのマナーやルールを議論する必要性が指摘されております。

県としては、市町村、文化協会などを通じて実態把握に努めるとともに、関係団体等と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　再質問いたします。

１の(1)、米国の国防権限法案、これが上院含めて今後成立することを本当に求めたいところであります。それも想定というか、そういうことを願いながら、求めながら、それが通ったときにどういうことができるかということをまた意識していきたいと思うんですけれども。いま一度、米軍の具体的な実効性ある改善策に強く結びつけていく働きかけというのが本当に必要だと思うんですけれども、今の時点では法案が通るようにという働きかけ、そして通った後の具体的な改善策、まさに今こそ米国に直接訴える必要はないでしょうか。メールとか文書とかそういうことではなくて、もうじかに訴えに行く、そういう強い働きかけが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

今回ＮＤＡＡにつきましては、上下両院で行われる法案の一本化に向けた協議においても当該条文が残されるように我々も強く働きかけるというところで、現在、速やかに米国連邦議会関係者に対して書簡を発出して沖縄県の実情を伝えるとともに、当該条文の維持を訴えていくということとしております。米国連邦議会関係者との面談については、効果的な対応であるというふうに考えておりますけれども、まずは機動的な対応として、書簡の発出ということを考えているというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　ぜひ、もう今起きている動きですので、はっきりとした強い行動を起こしてほしいと思います。

同じく１の(3)のほうですけれども、ＰＦＡＳに関しては、これは法案そのものではなくて、下院軍事委員会の報告書に記載されたということですので、その法案が今後どうなるかということの――成立された法律の形に関係なく、もう記載事項として残るとそういう理解でよろしいですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

この当該付帯報告書につきましては、先ほどもお答えしたところですけれども、最終版として確定しているというふうな形で聞いているところでございます。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　そうすると、もう確定事項といいますか、下院としてはそういう意思が表示されたというふうな理解で捉えると、これまでやってきたことではあるんですけれども、米国議会の下院軍事委員会でそういう意思が示されたわけですから、これが消えるとかそういうことじゃなくて残るということですので、まさにこのＰＦＡＳに関しても、またその改善策、解決策に向けて動けると。今からも動いていいんだということであるんですけれども、県としてのこのＰＦＡＳ問題、基地由来というのが発覚してもう10年たちますかね。10年かかって今に至るわけですよ。でも何も変わっていない。そういう中で、今こそまずは立入調査というところから認めてもらう。米国の議会で報告書にも示されたわけですから、ぜひ今こそ立入調査に向けて行動を起こしていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県としましては、ＰＦＯＳ等の問題の解決のためには、米軍基地への立入調査が必要であると考えておりますので、引き続き国及び米軍に対しましては、立入調査の実現を求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　その一方で、最近の記事に出てきますけれども、ＰＦＡＳ対策、県としての対策費用の問題、この立入調査自体がかなわない中、それが放置される中で、実際に起きているＰＦＡＳ対策の費用の問題が出てきています。これ私としては、３の予算確保とも関連しているつもりなんですけれども、どうでしょうこのＰＦＡＳ対策、いま一度お聞きしたいんですが、企業局としてのＰＦＡＳ対策の費用、今問題となっている更新にどのぐらいかかるんでしょうか。そして、それを複数年かけてやるとしたら、対策費全体は金額でどのぐらいなのか。そのうち来年度は幾らなのか、教えてください。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　企業局におけるＰＦＯＳ等対策費用のうち、北谷浄水場の16池への高機能活性炭の導入工事では、合計で16億円、うち国庫補助金10億円を頂いたところです。また、嘉手納井戸群の水質は硬度が高いため北谷浄水場に硬度低減化施設も併設しておりますが、これの高機能活性炭の導入工事として、令和７年度から令和８年度にかけて2.7億円、うち国庫補助金は1.8億円、交付決定いただいたところです。今後の取替えに当たっては、年度当たりのコスト――これはこれまで使用してきた活性炭と比べ、単年度当たり、今の段階では年度当たり3.5億円の増になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　ちょっと短時間で理解が追いつかない部分もあるんですけれども、更新費用、そして今御説明あった部分で対策する部分、そして問題となっているＰＦＡＳ対策の更新以外のＰＦＡＳ対策費用で、来年度は全部で幾ら想定しているのでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時45分休憩

午後５時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　ＰＦＯＳ等対策費用については、もともと企業局が行ってきた費用があって、それも加味した数字ではありますけれども、概算ではありますが、年度当たり約10億円というふうに概算で試算しているところでございます。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　今特に問題になっているのは、補助で設置したものが更新では対象にならないよということですけれども、そもそもどこに原因があるのかというところが触れられないままに、県だけが、県として対策していることを考えると、おかしいわけですよ。補助の対象になるかどうかということじゃないんです。県民に跳ね返る形で県が負担するのはおかしいと思うんです。これはもうその分を、来年度のＰＦＡＳ対策費、もう何としても――本来米軍かもしれませんけれども、国庫としての負担をしてもらうように予算の確保をする必要があると思いますがどうでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　企業局長からも答弁をさせていただいておりますけれども、まず我々は基地の蓋然性の高いＰＦＯＳの原因について、やっぱりしっかりと調査をさせてほしいということはこれからも強く申し入れていきたいと思いますし、また、本来これまでの企業局の調査の結果によると、やはりこの企業局の重要な水源である比謝川や嘉手納井戸群については、ＰＦＯＳの汚染源が嘉手納基地内、あるいは普天間基地内にもあるという蓋然性が高いというように言っております。ですから、この活性炭の取替えが今後、高額の費用が県民負担になるようなことは絶対にあってはならないというように考えております。ですから、補助事業という制度上の制約があるのであれば別メニューで考えて、これを徹底的に撤去あるいは問題が解消されるまでは国及び米軍の責任において費用を負担するべきであるということを強く求めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明19日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時49分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年９月19日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和７年第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

令和７年９月19日（金曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第3号

令和７年９月19日（金曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
4番	儀保　唯　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	新里治利　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	新垣　新　議員
11番	新里　匠　議員	35番	島尻忠明　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	38番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	39番	仲村未央　議員
15番	米須清一郎　議員	40番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	41番	山内末子　議員
17番	當間盛夫　議員	43番	座波　一　議員
18番	松下美智子　議員	44番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	45番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	46番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員
22番	新垣淑豊　議員		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	大城　肇	副知事
池田竹州	副知事	小川和美	政策調整監

溜　　政仁	知事公室長	砂川勇二	土木建築部長
宮城嗣吉	総務部長	宮城　力	企業局長
武田　真	企画部長	本竹秀光	病院事業局長
多良間一弘	環境部長	友利公子	会計管理者
北島智子	生活福祉部長	白井勝也	総務部財政統括監
真鳥裕茂	こども未来部長	半嶺　満	教育長
糸数　公	保健医療介護部長	小堀龍一郎	警察本部長
喜屋武盛人	農林水産部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
知念百代	商工労働部長	森田崇史	人事委員会事務局長
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
宮城　優次	長	安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

喜友名智子議員。

〔喜友名智子　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　ＰＦＡＳ除去費用については、質問通告後に発生した看過できない問題でありますので、先例を踏まえて質問を行います。

ＰＦＡＳ除去費用の県負担について、防衛省の補助事業が適用できないことが分かりました。更新費用が全て県負担となった場合の水道料金への影響について伺います。

飛び飛びで恐縮ですが、質問に入る前に所感を述べたいと思います。

沖縄県差別のない社会づくり条例が施行されてからやがて２年を迎えようとしています。最近この条例を思い出す２つの案件がありました。

一つは、那覇市議会での性の多様性に関する質疑です。県条例では、性自認についても不当な差別による人権侵害と解消の必要性について、県民の理解増進を図る施策を講じるとあります。性自認を尊重するとともに、本人の望まないアウティングにしないこと。そして、自我の形成期である思春期の年代への個別的な対応を大切にすること。この点で当事者が安心できる環境づくりが必要だと改めて感じました。

もう一つは、自衛隊のエイサーイベントへの参加についてです。参加を反対した動きに対して職業差別だという意見がありました。県の条例制定を議論した際には、米軍批判はヘイトスピーチなのかという議論があったことを思い出します。この際には、国の機関に対する批判は政治的言論として不当な差別には当たらないと議論を整理したと思っています。当時の議論では、自衛隊についての議論は直接はなかったのではないかと思っていますけれども、国家機関という意味では相当する議論と考えていいでしょう。今回、この２つの事案が出てきたことで、改めて当時の議論を思い出し、改めてこの条例の意義を振り返りたいと思った次第です。

それでは、会派おきなわ新風の代表質問を始めます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、次年度沖縄振興予算で、県の要望額と内閣府概算要求の差額及び予算増に向けた今後の対応を伺います。

(2)、与那国町長選挙の結果について、知事の受け止めと先島地域の課題に対する姿勢を伺います。

(3)、観光目的税（宿泊税）について、２月議会の提案を見送ってから今議会での条例案提案までの経緯

を伺います。

(4)、借換債について総務省が出した裁定結果への受け止めを伺います。

(5)、沖縄地方最低賃金審議会の答申で、沖縄での時給最低賃金が1023円となる見通しです。労働環境の改善として評価いたします。一方で、経営に影響が懸念される県内中小零細事業者への支援にどう取り組むか伺います。

(6)、公共交通政策について、鉄軌道の実現と並行し、目下の運転手不足対策やコミュニティーバスの広域化も見据えた、県内バス路線の拡充や再編に向けた県の取組を伺います。

(7)、県の人材活用・配置について、県庁の各部局において短期的な課題の対応だけではなく、中長期的な視点で政策・事業立案ができる人材登用が必要だと考えます。

ア、県が行う官民人事交流の取組の現状はどうなっているでしょうか。

イ、文化政策・アートマネジメントの専門人材配置について提案したことがありますが、その後の進捗を伺います。

２、沖縄の医療体制について。

(1)、与那国町診療所の医師配置について県の対応を伺います。

(2)、本島西海岸に必要な民間病院設立を推進したいと読谷村などから陳情が提出されています。提案された病院機能と病床数について県の見解を伺います。

(3)、令和６年度決算で約99億円の赤字となった病院事業局の経営再建に向けた取組状況を伺います。

３、福祉・教育行政について。

(1)、沖縄県こども・若者計画について、昨年度策定された計画により、子ども・若者の権利を守る施策展開を期待するものです。しかし、母子保健の分野ではまだ取組が漏れているのではないかと思う点があります。特に乳児の体重管理とベビーミルク支援について、取組目標を計画に入れる必要性はないでしょうか。見解を伺います。

(2)、経営が厳しくなっている訪問介護事業者の倒産状況について県内の状況を伺います。

(3)、教員給与特別措置法、いわゆる給特法が改正されました。小規模自治体が多くある沖縄県内で、教職員の働き方の改善に県はどう取り組んでいくか伺います。

４、地域課題について。

(1)、県鳥獣保護区でもある那覇市の末吉公園は、本島中南部の都市圏の中で貴重な森林区域となっています。しかし、維持管理に課題があります。在来種保護と生物多様性を考えた維持管理の認識と取組を伺います。

(2)、久米島の五枝の松が松くい虫被害により、国指定天然記念物指定の解除の動きがありました。松くい虫対策の検証と今後の島の森林資源を守る対策を伺います。

(3)、久米島のジェットフォイル就航に伴い、久米島の空路便の赤字補塡補助が廃止される可能性が指摘されています。補助が継続されるよう県の対応について伺います。

以上、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日も真摯に答弁に努めてまいります。

喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、令和８年度沖縄振興予算概算要求に対する評価と今後の取組についてお答えいたします。

内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を行いました。今回の概算要求では、先端医療技術基盤形成促進に係る経費など５つの事業が新たに盛り込まれたほか、物価高騰への対応も含めて、令和７年度に別建てで計上された駐留軍用地跡地先行取得に係る経費の一定額の確保に加え、沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求として第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組が盛り込まれたことなど、御配慮いただいたものと考えております。しかしながら、概算要求額は、県が要望した3000億円台に届かなかったこと、また、沖縄振興一括交付金は、県と市町村が求めてきた所要額となお乖離があるものとなっております。

沖縄県としましては、内閣府をはじめ関係機関と連携を一層密にするとともに、県関係及び各政党関係国会議員並びに県議会議員の御支援を賜りながら、今後の予算編成過程において、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に(3)、沖縄県宿泊税条例の提案までの経緯についてお答えいたします。

宿泊税につきましては、離島住民を課税対象外などとするよう離島市町村議会からの要請等があり、これらの解決に向け検討する必要があることから、２月議

会及び６月議会での提案を見送りました。沖縄県では、この間、学識経験者等専門家の意見を聴取の上、導入予定の５つの市町村、関係団体及び総務省との調整を重ねながら、離島住民への配慮等について整理をしてまいりました。具体的には、離島から要望の強い部活動など教育活動に伴う宿泊等については、県と５つの市町村ともに課税免除とし、拡充すること。通院に係る宿泊等については、県と離島市町村が連携し、現行事業の拡充に取り組むこととしております。これらの対応方針について、要請のあった離島市町村議会の議長等に対し直接説明し理解が得られたことから、今議会で条例案を提案したものとなっております。

次に１の(7)のアと(7)のイ、官民人事交流の取組状況と文化政策等専門人材の配置についてお答えいたします。なお、(7)のアと(7)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、民間企業との相互理解と協調関係を築きつつ、県職員の育成及び行政運営の活性化を図るため、職員の人事交流を行っています。令和７年度現在、県職員２名を研修派遣するとともに、民間企業12社から12名を受け入れております。また、文化芸術専門職員の配置につきましては、実務的な課題等を整理するため庁内で協議を進めるとともに、関係機関等と意見交換を行っております。具体的には、文化芸術振興会に設置されているアーツカウンシルの専門員との意見交換会を実施するなど、きめ細やかな意見把握に努めているところであります。

沖縄県としましては、文化芸術振興基金や宿泊税などの新たな財源を活用した事業の展開及び令和９年度の次期沖縄県文化芸術振興計画の策定等を見据え、令和８年度の文化芸術専門職員の部内の配置に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)のうち、与那国町長選挙の結果についてお答えいたします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ選挙に臨まれるものであり、与那国町長選挙においてもこれらを考慮し、有権者が判断したものと認識しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)のうち、先島地域の課題についてお答えいたします。

先島地域の振興を図る上では、離島が抱える不利性の解消に向けた取組が重要であると考えております。そのため県では、離島振興計画に基づき、住民の移動に係る船賃・航空運賃等の低減、農林水産物等の出荷コストの負担軽減、医師の安定確保等による医療体制の充実などに取り組んでおります。また、今年度新たに、離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業に取り組むこととしております。

県としましては、引き続き市町村とも連携しながら、課題解決に向けた施策を推進してまいります。

同じく１の(6)、運転手不足対策やバス路線の拡充・再編に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、バス運転手の確保に向け、大型二種免許の取得や求人広告、運転体験会の開催、県外から運転手を確保する際の渡航費等に係る事業者支援を実施しております。また、圏域ごとに市町村や交通事業者で構成する交通会議を開催し、コミュニティーバスの広域運行やバスの効果的な接続などの検討を行っているところです。引き続き、バス路線の再編に係る先進地事例を関係者と共有しながら、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に４、地域課題についての中の(3)、久米島航空路の運航費補助についてお答えいたします。

航空路事業者に対する国の運航費補助においては、補助対象路線の基準として、海上運送等の主たる代替交通機関による所要時間がおおむね２時間以上であることが定められており、ジェットフォイルが就航した場合、補助対象外となる可能性があると考えております。県では、これまでも国や久米島町、航空事業者等と意見交換を行っているところですが、今後の離島の住民生活に与える影響等を注視しつつ、必要な対応について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、総務大臣裁定の受け止めについてお答えします。

県が総務大臣宛てに提出した、令和７年度当初予算の修正議決の取消しを求める審査申立てについては、

令和７年６月26日に総務大臣から棄却する裁定がありました。長の予算の提出の権限を侵すものであるとの県の主張が認められなかったことは、大変残念であります。しかしながら、県が総務大臣に申立てを行った背景にある、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見いだしたとは言い難いことについて、総務大臣裁定の付言及び付言に対する議会の受け止めを踏まえ、今後は執行部と議会とで修正する必要性等について議論を深め、妥当な結論を導き出せることが期待されることから、出訴しないこととしました。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、中小零細事業者への支援についてお答えいたします。

県では、中小零細事業者の賃上げにつながる稼ぐ力を強化するため、商工会等への相談窓口の設置や経営指導員の個別訪問により、事業者ごとの課題に寄り添った伴走支援に取り組んでいるところです。また、新商品開発などの経営革新や生産性の向上に向けたデジタル化の促進、県融資制度による設備投資等への支援など各種施策を推進しております。さらに、経済団体等と連携し、適切な価格転嫁の機運醸成等にも引き続き取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、沖縄の医療体制についての(1)、与那国町診療所の医師配置への対応についてお答えします。

与那国町診療所の運営に関しては、現在の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が令和８年度以降、指定管理を更新しない旨の意思を示されていることは承知しております。県では、令和７年７月に知事が琉球大学を訪問し、与那国町診療所をはじめとする離島診療所への地域枠医師の派遣について要請する等、医師確保に向けて取り組んでおります。また、９月に池田副知事が上地新町長と面談し、令和８年４月以降与那国町が無医地区にならないよう、町と引き続き調整を行うことを確認しております。

同じく２の(2)、本島西海岸における民間病院の設立についてお答えします。

読谷村のメディカルエリア構想につきましては、村及び民間医療機関から高齢者救急・地域急性期機能と回復期機能を持った150から250床の病床整備を行いたい旨の説明を受けております。県では、読谷村を含む中部医療圏において回復期機能105床の病床整備が必要であると考えているところですが、中部地区医療提供体制協議会において琉球大学病院移転の影響を確認すべき等、多くの意見が出たことから、引き続き整備する病床数等を検討してまいります。

次に３、福祉・教育行政についての(2)、訪問介護事業者の倒産状況についてお答えします。

令和６年度の訪問介護事業所の廃止の届出数は29件あり、居宅サービスの中で最も多くなっております。その主な理由は、人材確保が困難によるものが13件、経営難によるものが５件などとなっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、沖縄の医療体制についての(3)、県立病院の経営再建についてお答えします。

病院事業局では、深刻な経営悪化を受け、新たな経営再建計画の策定を進めつつ、専門家の助言を受けながら、新規入院患者の獲得による収益確保、時間外勤務の縮減、委託料の見直しなどに着手しております。また、諸物価高騰により経営環境が厳しさを増す中、課題となっている人件費と収益のバランスの適正化を図るため、職員定数の管理方法、看護体制の見直しなどの改革を進めるとともに、資金繰り対策として国が新たに創設した病院事業債の活用に向け調整を行っているところです。

県立病院としましては、引き続き政策医療など重要な役割を果たせるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　３、福祉・教育行政についての(1)、ベビーミルク等の支援についてお答えいたします。

県では、昨年度策定した沖縄県こども・若者計画において、母子保健分野の支援について位置づけたところです。また、今年度は、母子保健を中心とした成育医療等計画（仮称）の策定に取り組んでおり、その計画案において、生活困窮世帯かつ栄養状態の悪い乳児がいる世帯などに対し、保健師等による訪問や面談を通して、子どもや家庭状況の確認と併せてベビーミルク等の支援を行う市町村施策を盛り込んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　3、福祉・教育行政についての中の(3)、給特法改正に伴う働き方改革の取組についてお答えいたします。

令和７年６月の法改正により、教育職員の服務を監督する教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等が義務づけられ、今後、国が公表する指針に即して定めることとなっております。県教育委員会では、国に先立ち令和６年度より成果指標を設定した働き方改革推進計画を進めており、今後、国の指針との整合性を確認してまいります。また、全県的な取組に向け、新たに教育事務所ごとに市町村教育委員会労安活性化会議を立ち上げたところであり、市町村の計画策定等も含め働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　4、地域課題についての(1)、末吉公園の維持管理についてお答えいたします。

県では、末吉公園を身近な鳥獣生息地の保護区として指定しており、同保護区の県鳥獣保護管理員から鳥獣の生息地の保護に配慮した公園管理が必要であるとの報告を受けたところです。そのため、末吉公園を管理している那覇市と意見交換を行ったところであり、那覇市からは、必要以上の草刈りを行わないなど生物多様性に配慮した維持管理を行っていくと聞いております。

県としましては、引き続き末吉公園を含め、県指定鳥獣保護区における鳥獣の保護及び生物多様性の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　4、地域課題についての中の(2)、久米の五枝の松の防除対策の検証と今後の対応についてお答えします。

県では、これまで久米島町に対し防除に係る技術的指導や費用を支援してまいりました。しかしながら、久米の五枝の松については、老齢で空洞化していることなどにより、薬剤が行き渡っていない一部の枝から感染したと考えられます。今後は、検証結果を踏まえ、町・県・有識者で構成する久米島町松くい虫防除対策会議において、効果的な防除対策について検討してまいります。なお、町では、久米の五枝の松への思いを後世に伝えていくため、クローン苗作成を試みていると聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　追加質問のＰＦＯＳ等対策費用に係る水道料金への影響についてお答えいたします。

企業局では、令和６年10月１日から水道料金の段階的な改定を行っております。その算定に当たって、北谷浄水場の活性炭取替え費用は、仮に国庫補助が得られない場合、これまでに積み立てた修繕引当金を充てることとしており、現行の料金改定スケジュールに影響はありません。一方、ＰＦＯＳ等対策のための活性炭の取替えには、毎年３億5000万円のコスト増が見込まれており、これが継続した場合、後の水道料金への影響が懸念されます。

企業局としては、米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染は、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、引き続きＰＦＯＳ等対策に係る費用について国が負担することを強く求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　まず、借換債についてです。

再質問ではないんですけれども、反対討論に立った立場として総務省の裁定結果、私も重く理解をしております。部長からの答弁のとおり、長と議会との間で調整を行い妥当な結論を見いだすことと。やはり議会側でも、その財源や使途についてお互いにしっかりと議論をしていく必要性を、裁定結果を見て改めて感じた次第です。ただ、初めて議論をするテーマでもありましたので、当局の財政確保の御苦労も理解することができました。引き続き頑張っていきましょう。

では、まず沖縄振興予算からなんですけれども、毎年3000億円台の確保というこの金額のみが評価軸になっているようなところに、どうしても今の県民ニーズとのギャップを感じています。大型の目玉プロジェクト――那覇空港の第２滑走路の埋立てだったり、そういったものが終了したことで予算が大幅に減ったという理解をしておりますけれども、その次の大きなプロジェクトの芽出し、それから県内の中小零細事業者の皆さんが求めるような振興策をどうやって一緒に進めていくのかという一つの節目に来ているような気がいたします。

その問題意識で再質問をいたします。

１の(5)、県内中小零細事業者への支援についてです。

聞き取りの際には、全国知事会を通してその予算の枠を広げるように要請するというようなお話も聞きました。この中小零細事業者への支援に関わることで県内の３つの経済団体――商工会連合会、それから商工会議所連合会、中小企業団体中央会から団体共同で県に重点事業要望書の提出がありました。主な要請内容を少し確認させてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　大変失礼いたしました。

８月の下旬に、県内の経済団体３団体のほうから要請がございました。内容としましては、商工会館等の改修・改築費用の補助制度を創設してほしいといったことのほかに、人件費、それから事業費への県の補助金について、所要額を確保するような要請内容でございました。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　最低賃金が上がってやはり県内では、労働者にとってはいい結果だけれども、経営者にとっては苦しいんだという声を私も多く聞いております。今回の要請内容で私がちょっと驚いたのが、経営指導員の皆さんの処遇改善がやはり必要ではないかという点でした。この全国一律の底上げではなかなか追いつかないのではないかなと思ったんです。要請書の内容を見ると、経営指導員１人当たりで担当する小規模事業者数は、全国の平均が262業者であるのに対して、沖縄の場合は385事業者、１人当たり123社多いという経営指導員の皆さんの御苦労があります。ほかにも、離島への職員配置に関しても勤務手当の補助単価の引上げが必要ですということで、これは沖縄振興の中でも地理的事情としてきちんと所要額を確保できる理屈立てができるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　議員おっしゃいますように、県としましては、商工会等の経営指導員の役割というのは非常に重要だというふうに考えております。そこはやっぱり地域経済の活性化の観点からもコミュニティーの形成、そういった雇用の面からも非常に重要だというふうに考えているところです。所要額については引き続き確保できるような形で努めてまいりたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　沖縄県内では、労働組合を抱えている事業所というのは非常に限られますけれども、厚生労働省の日本経済レポートでは、中小企業が賃上げを進めやすい環境整備が必要と――すみません、このレポートは内閣府です。環境整備の必要性を指摘しているんですよね。厚労省の別のレポートでは、労組のある企業とそうでない企業の賃上げ率の差は、2024年で１ポイントあるというふうに述べられています。この最低賃金とそれから社会保険料の費用を含めても利益を出せる、これが稼ぐ企業への支援ではないかなと思います。沖縄県では、県の所得向上応援企業認証制度も始めて、都度都度、県内の事業者さんを表彰しています。ぜひこういった事業者さんを１社でも多く増やすことで、働く人も安心して働ける経済を県のほうでも率先してつくっていってほしいと要望いたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　ちょっと公共交通も少し聞こうかと思ったんですけれども、特別委員会に回したいと思います。ただ、資料の提供を県議の皆さんにしてほしいということで、県が行いましたパーソントリップ調査、中南部都市圏の交通調査について資料の提供をしていただきまして、ありがとうございました。県のほうでは、次世代交通ビジョンおきなわの策定に取りかかるというふうに理解をしています。今から20年後の戦後100年を節目に、次世代の交通をしっかりとつくっていくんだと。特に中南部都市圏の交通渋滞の解消、それから公共交通空白地域の解消と、これを２本柱にしているということをやはりもっと掲げていって、力強く推進していってほしい。そしてできれば、先ほど申し上げました沖縄振興の大きな目玉の一つに育てて、県民全体に行き渡る振興策の一つの事業として、ぜひ育てていってほしいと要望をいたします。こちらの再質問については、特別委員会のほうに回したいと思いますので、ここでは一旦終わります。

次に、文化政策・アートマネジメントの専門人材配置についてです。

知事からの御答弁ありがとうございました。実務畑での人材登用が進んでいるということが確認できまし

て、大変心強く思います。以前、こちらの場面でも沖縄アーツカウンシルについては取り上げさせていただきました。長期的に政策をつくるという観点からは、できれば会計年度任用ではなく、しっかりと正規で採用してほしいなと願うところではありますけれども、まずは現場でしっかりと文化施策等、地域を理解している人材が行政組織に登用されること、これについて、県が一歩踏み出した対応をしているということは非常に評価をいたします。こちらぜひ、３月末までに前向きな結論が出るように改めて要望いたしますけれども、この件に関して何か知事の思いがありましたら追加でぜひお聞きしたいです。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　再質問ありがとうございます。

答弁させていただきましたとおり、今般、文化振興基金など新しい基金の活用や、あるいは宿泊税などでも地域の文化と観光を関連させていって、その文化を掘り起こすことによって、さらなる人材育成を図るためには、やはりその分野の専門的な人材が県庁の中でもしっかりとアーツカウンシルの方々と協議を進めていくことが必要になってくるという認識に立ってございます。ですから、先ほども申し上げましたけれども、令和９年度に策定予定を見据えております新たな沖縄県文化芸術振興計画の中でもより具体的にそのビジョンを示しながら、その文化の振興と県内の各地域の個性や魅力をさらに大きく伸ばしていくための人材の育成等にもつなげていくために、専門的な方々に関わっていただきたい。そして県庁の中に、その知見を構築していきたいというように考えておりますので、なお引き続きアーツカウンシルの専門員の方々ともしっかり意見交換をしながら、その専門的な人材の活用を図ってまいりたいというように考えています。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ぜひ、外との交流でいい刺激を庁内にもたらしてほしいと期待をいたします。

次に、官民人事交流の取組を伺いましたけれども、民間との交流を理解いたしました。そのほかにも、県からは国の機関、府省庁への研修派遣もいるかと思います。その目的と人数をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　複雑高度化する行政課題に対応し、国の施策との連携を強化し、広い視野を持ち、高い課題解決能力を有する人材を確保・育成するために、国との人事交流として県職員を派遣しております。令和７年度は内閣府へ９名を派遣するなど、国の12の機関へ計26名の県職員を派遣しております。また、国からは４名の職員を受け入れておりまして、企画部で２名、生活福祉部と土木建築部で各１名を配置しているところでございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　まあざっくり言うと、大体20名半ばぐらいの規模が府省庁へ行って、それ以外に東京事務所にも県の職員が一定数おられますよね、30名ほど。これだけの職員がいて、国の予算が取れないのは何でですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　省庁への研修派遣、先ほど目的を申し上げましたけれども、人材育成の観点から専門的な知識や技能を身につけて、職員の課題解決能力の向上を図ることを目的としております。また加えて、県職員の省庁派遣では、派遣先の業務遂行において入手した国の動向等の最新情報を本庁へ提供するとともに、派遣先の業務を通じて国の職員と交流することで、人的ネットワークの構築を促進するなどの副次的な効果も期待されております。これらの得られました最新の情報に基づいて、いろんな取組をしているというところもございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　内閣府への派遣というのが比較的多いというのは、やはり振興予算の立てつけ、沖縄予算の特徴かなと思っております。ただ、見直し期間の５年というところが見えてきたときに、この一括計上方式については、従来からこれを続けていいのかどうかという議論というのは、毎度毎度出てきているかと思います。この予算の取り方についても内閣府の一括計上をこのまま続けるのか、それとも省庁別の予算確保を強化していくのか、これだけ内閣府に出向している職員がいると、こういったところも率直に政策論としてもっと議論をしてもいいんじゃないかなと思いますけれども、県のほうでは５年の見直しに向けて、こういった大きな話というのは何か出てきたりしていますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　５年以内の見直しに向けては、現在、基本計画の策定、これまでの取組の成果、それから残された課題を整理するとともに、その間の社会経済情勢の変化等を勘案して新たに取り組むべき課題、そういったものについて５年見直しの中で見直していきたいというふうに考えております。高率補助であるとか一括計上であるとか、根本となるような制度の見直しについては、５年以内の見直しの対象になっていないものと考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　中小事業者への支援、それからこれ以外にも質疑でベビーミルクの支援であったり、ちょっと次の質問で聞きますけれども、離島の医療、こういったところにも県民が多く必要としている予算というものはあるわけです。ぜひ内閣府とのやり取りも大事にしながら、こういった個別の県民のニーズをどうやって取り上げていくのか、そういったところも強化をしていただきたいなと思います。

すみません、次の質問になりますけれども、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　２の(2)、本島の西海岸に民間病院の設立を推進したいという動きです。

話を聞いておりますと、要望を出してきた村や団体さんたちと県が言っているこの必要な病床数、数字がやっぱりちょっとギャップがあって、これをどう理解したらいいのかというところを改めて整理させてください。

提案をしている皆さん方は、病床数は150から250床で要望を出していますけれども、県から出された数字が105床規模であると。この要因として琉大病院が西原から宜野湾に移転したことが影響しているという説明は一応何回か受けているんですけれども、ここの数字のロジックがちょっとまだ理解が追いついていないところがあります。琉大病院の移転があったから、この西海岸での病床の必要数というのがかなり減ったという、この数字の説明をよろしくお願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

琉球大学の病院は令和７年１月に、それまでの西原町――ここは南部医療圏ですけれども、そちらのほうに所在していたときは550床でございましたので、南部医療圏に550床という病床が移転前はありました。令和７年１月に中部医療圏の宜野湾市に移転した際には、高度救命救急センターの20床が増床になりましたので、570床が南部から中部のほうに――南部のときには550であったものが中部では570ということで移動したというふうな形となっております。これに伴いまして、基準病床の計算の際に中部医療圏の基準となる病床の数が変化をして、琉大病院がまだ南部にある頃には中部医療圏では593床が整備可能というふうになっていました。令和６年３月の第８次医療計画ではその数字がありますけれども、移転に伴いまして152床が中部医療圏に必要な病床というふうに変化いたしました。これが琉大の移転の影響でございます。議員がおっしゃっています105床というのが今県のほうの考えでございますけれども、152床まで法律上は整備できることになっていますが、現在の県内の医療体制を見た際に、特に医療従事者、看護師等が不足しているために休床している病床がかなりございます。各病院でフルに開けられないというふうな状況が続いていて、その中でさらに病床を整備するということについて、かなり慎重な意見をおっしゃる先生方が多数いらっしゃいました。ただその一方で、感染症が流行したりしますと、実際に病院では逼迫というのが起きていますので、この感染が流行したときに、それに対応できるぐらいの必要最低限の病床の整備は必要ではないかというのが昨年度の県の議論の結果ということで、その中で計算したところ105床という数字であれば、少し流行があったときでも受容できるんではないかというふうな形で、県の医療提供体制協議会の中で105床という数字が出てきてまいりましたので、そういうふうに琉大の移転の影響と、それから感染症が流行したときにそれに対応できる病床の数というところの数字が何種類か出ているという状況でございます。そこが、すみません、私たちの説明の方法がまだ少し足りなかったのか、なかなか理解を得ていただけなかったというところもあるかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　今の御説明に加えて、読谷村の土地に病院が来た場合、やはり救急で対応できる余地が増えるというところも一定数期待があるように思います。例えば、消防で救急車対応している場合に、北谷のニライ消防には救急車が２台しかないと。これで一旦――例えば中部病院、それから中頭病院などに搬送するときはランプをつけて走るからいいけれども、戻ってくるときはそのまま戻ってくるので時間がかかって救急に対応できない場合があるというのは、やはりこれはもっともな現状だなと思いました。病床数については、経営的な観点とそれから中部圏域で必要とする病床数、今部長が説明した部分との折り合いでやはりもう少し議論が必要ではないかと思います。引き続き要望してきた皆さんとの意見交換、ぜひよろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　与那国町診療所の医師配置についてです。

副知事が町長にお会いになったんですかね。知事はお会いにはなっていませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　その面談の日程のときに、私インフルエンザに罹患してしまいまして、そういうような状況があって、残念ながら面談はかなっておりません。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　町長選挙の結果の受け止めは、公室長のほうから、それぞれの地域の有権者が地域課題に応じて投票したんでしょうという答弁ではありました。この有権者の投票結果、それぞれの地域課題、それから新町長への期待、政策の優先順位、結果を見て知事は与那国の方たちの願いを今どう受け止めているでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回の与那国町長選挙におきましては、自衛隊基地の機能強化、かかる安全保障ですとか、診療所の医療の確保、あるいは生活インフラの整備など、様々な点が争点になったのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今ほど知事公室長が答弁をしましたとおり、今回の選挙においては、やはり医療の問題、離島の固有の課題、そしてあわせて自衛隊の基地強化に関する点についても争点になったというように受け止めております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　与那国町の診療所で医師が確保できないという話が出たときに、台湾有事が騒がれる地域に行きたがる医師はいないという話があったと聞いたんですね。これ本当に沖縄県内にある島々は、防衛のために存在しているのか、もともと人が住んでいる島をしっかりと振興していこうというところを優先するのか、本当にこの町長選挙の結果というのは重いものだと受け止めております。ぜひ様々な課題を町長さんとも知事が直接会って、意見交換をしてくださるように要望をいたします。

御答弁ありがとうございました。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

〔松下美智子　議員登壇〕

○松下　美智子 議員　ハイタイ　グスーヨーチューウガナビラ。

公明党の松下美智子です。

お忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

７月20日に行われました第27回参議院選挙におきまして、公明党は議席・得票数ともに大きく減らす結果となりました。しっかりと総括をし、今再びの気概で頑張ってまいります。本年は、結党から61年を迎えます。いま一度「大衆とともに」との立党精神に立脚し、平和の党、福祉の党、教育の党として清新な心で衆望にお応えしてまいります。

それでは通告表に従いまして、公明党会派を代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、物価高騰対策へのこれまでの取組と今回の取組について伺います。

(2)、今回、先議案件として提出されていた沖縄県宿泊税条例については、昨日、原案のとおり可決されました。改めて、前回提案が見送られた内容の改善点について伺います。

(3)、携帯電話不感地帯の解消への取組について。

ア、竹富町西表島北岸エリア（大見謝川周辺）の今年度の実施について。

イ、その他の地域の今後の取組について。

２、防災行政について。

(1)、沖縄県防災危機管理センター棟の整備の進捗状況について伺います。

(2)、県の災害体験施設の設置について見解を伺います。

３、選択的夫婦別姓制度の導入について。

公明党としては、導入に賛成の立場で進めております。世論の動向も18歳から60代までは、賛成が約７割、若い世代ほど賛成の割合が高くなっています。70歳以上でも５割を超えている現状です。また、今回、沖縄弁護士会からも選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出に関する陳情が議会に提出されています。県としての見解を伺います。

４、教育行政について。

(1)、がん教育推進事業の取組について伺います。

(2)、不登校児の高校進学の支援の状況について伺います。

５、子育て・福祉行政について。

(1)、子育て総合支援事業における大学等進学促進

事業として、県内で無料塾に取り組んでいただいておりますが、拡充を求める声が届いています。現状と拡充について伺います。

(2)、こども医療費助成事業について、県では、令和４年４月から中学校卒業までに拡充されましたが、県内で独自に対象年齢を中学校卒業から高校卒業までに拡充した市町村の現状と今後の拡充の取組を伺います。

(3)、児童相談所の一時保護に関して、学校から通報があった場合の対応について伺います。

(4)、母子生活支援施設の広域化の具体的な取組について伺います。

(5)、生活保護の基準の見直しについて。

この件に関しては、厚生労働大臣の権限ということは承知の上で質問いたします。

ア、女性の生理用ナプキン代を生活扶助費の中に組み込むことはできないか伺います。

イ、住宅扶助費の設定が民間の住宅家賃と大きく乖離している現状があります。引上げについて国に要請されているか伺います。

(6)、重度心身障害者医療費助成事業の現物給付への取組について伺います。

(7)、難病患者への登録者証の発行事業が、公明党の取組によって2024年４月から創設されました。周知の取組について伺います。

(8)、難病医療費助成制度の申請について簡素化を望む声が多く寄せられていますが、当局の見解をお伺いします。

６、土木建築行政について。

(1)、県営住宅の空き家対策について、退去後に複数年そのままの状態になっている案件がありますが、今後の対応策について伺います。

(2)、県道等の樹木・草木の剪定・伐採について、ＣＳＲ（企業の社会的責任）の活用状況について伺います。

(3)、県道241号線から市道に入った浦添市前田４丁目17番地周辺の大雨の際の床上浸水被害の改善について、本年２月にも取り上げましたが、その後の進捗状況を伺います。

７、農業行政について。

今月９日、農林水産省は10年後の後継者未定農地を公表しました。沖縄県は全国でも３番目に高い76.7%に達しています。このままでは耕作放棄地が広がる懸念があることから、農地の集約化などの対策が急務と報道されました。

そこで(1)、県としての農業振興地域指定の今後の方針について伺います。

壇上からの質問は以上です。再質問は、御答弁を伺ってから行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　松下美智子議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、物価高騰対策についてお答えいたします。

沖縄県においては、国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで重点支援地方交付金等を活用し、総額93.4億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援を実施しているところです。また、９月の補正予算では2.1億円を計上し、酪農家に対する乳用牛の更新、離島・僻地等における診療所の整備及び小児医療拠点施設への支援などを実施してまいります。今後も国の交付金や一般財源等を活用しながら、物価高騰が県民生活に与える影響を注視しつつ、必要となる支援を検討してまいります。

次に１の(2)、沖縄県宿泊税条例の改善点についてお答えいたします。

宿泊税につきましては、離島住民を課税対象外などとするよう離島市町村議会からの要請等があり、これらの解決に向け検討する必要があったことから、２月及び６月議会での提案を見送っています。沖縄県では、学識経験者等専門家の意見を聴取の上、導入予定の５つの市町村、関係団体及び総務省などとの調整を重ねながら、離島住民への配慮等について整理をしてまいりました。前回案では、課税免除の対象を修学旅行生のみとしておりましたが、離島から要望のあった部活動等についても学校教育活動として課税免除の対象として整理をしております。また、青少年の健全育成の観点から、例えば小学生のスポーツ大会等の参加につきましても課税免除の対象として拡充をしたところであります。

次に防災行政についての御質問の中の(1)、防災危機管理センター棟（仮称）の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、自然災害、家畜伝染病、感染症等の危機事案に迅速に対応することを目的に、常設の災害対策本部室と防災関係機関等の受入れスペースなどを備えた防災危機管理センター棟（仮称）の整備を進めて

おります。なお、建設予定地における埋蔵文化財の調査ですが、11月末の完了を目指しておりまして、調査の終了後、円滑に建設工事に着手できるよう今月から順次公募の手続を進めているところであります。引き続き関係機関と連携しながら、令和９年度の供用開始に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)のア及びイ、西表島北岸エリアの不感地帯解消等への取組についてお答えいたします。１(3)のアと１(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

竹富町西表島北岸エリアにおいては、非居住エリアではあるものの観光客など多くの方が訪れる地域となっていることから、事故や災害など緊急時に備えた通信手段の確保が課題となっております。このため県では、不感地帯の解消に向け、沖縄総合通信事務所と連携しながら、竹富町が実施する携帯電話基地局整備を支援することとしており、これにより通信の確保を図りたいと考えております。その他の不感地帯については、現時点で市町村等からの整備要望はありませんが、市町村との意見交換やニーズ調査等を踏まえ、関係機関と連携しながら、解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　２、防災行政についての中の(2)、災害体験施設の整備についてお答えいたします。

地震や風水害など災害に関する知識や取るべき避難行動など防災知識の普及啓発は、災害時に県民自らが生命・身体を守るためにも極めて重要です。県では、防災知識の普及啓発や体験のための専用施設を有しておりませんが、住民等が参加できる津波避難訓練の実施や防災訓練におけるブース展示、非常通信等の体験機会の確保、津波避難ワークショップの講師役となる市町村職員の養成等により防災知識の普及啓発に取り組んでおります。引き続き、あらゆる機会を捉えながら防災知識の普及啓発に取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　３、選択的夫婦別姓制度の導入についてお答えいたします。

国の第５次男女共同参画基本計画において、選択的夫婦別姓については「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされております。また、第217回国会では28年ぶりに審議が行われ、今後さらに議論が深まっていくものと考えております。

県としましては、国に対し全国知事会を通して制度に係る具体的な議論を加速、活性化させるよう要請を行っており、ジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

続きまして５、子育て・福祉行政についての(1)、大学等進学促進事業の拡充についてお答えいたします。

県では、生活困窮家庭の子どもたちに対して、無料塾を設置して学習支援を行う、子育て総合支援事業を実施しております。現在、小中学生を対象とした無料塾は、18市町村23教室、高校生を対象とした無料塾は、９市町10教室で実施されております。県では、地域の要望を踏まえ、偏りがないよう無料塾を設置しているところであり、引き続き児童生徒の学習習慣の定着、学力向上による志望校への合格等子どもたちへの支援に取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(2)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

令和７年４月１日現在、こども医療費助成制度の対象年齢を18歳まで拡大している市町村は、４市21町村となっております。

県としましては、18歳まで拡大することについて、子どもの貧困対策や少子化対策の一環として検討を進める必要があると考えていることから、市町村の意向や財政状況を踏まえ協議を行うとともに、国に対し全国知事会等を通して、子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設について引き続き要請してまいります。

続きまして同じく５の(3)、児童相談所の対応についてお答えいたします。

学校から児童虐待に関する通報があった場合、児童相談所は児童の状況等の確認を行い、緊急性が高いと判断される場合には迅速に一時保護を行う等、児童の安全確保を最優先に対応しております。保護者に対しては、家庭での児童の様子や養育の負担感等を傾聴しながら一時保護について丁寧に説明を行い、同意を求めることとしており、速やかな対応に努めているところです。

県としましては、引き続き児童の安全確保を最優先

とした対応と家庭への丁寧な支援に努めてまいります。

続きまして同じく５の(4)、母子生活支援施設の広域利用についてお答えいたします。

母子生活支援施設は、母子家庭等の母と子を保護し、自立を促進するためにその生活を支援することを目的とし、現在、県内３市に設置されております。同施設の広域利用については、同様の施設を設置していない他市町村の住民も入所可能とする取組であり、各市町村等からの要望も踏まえ、県では３市と個別に意見交換を行っているところです。

県としましては、設置する３市の住民等に理解を得られるよう丁寧な説明を行いながら、広域利用の実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、教育行政についての中の(1)、がん教育推進の取組についてお答えいたします。

学校においては、学習指導要領に基づき、がんの予防や治療方法、検診の普及等について、小学校から高等学校までの発達段階に応じたがん教育に取り組んでいるところであります。県教育委員会では、教職員を対象とした研修において、がん経験者等の外部講師による講話などを実施するとともに、各学校に対しても外部講師活用について周知しております。引き続き関係機関と連携し、がん教育の推進に取り組んでまいります。

同じく(2)、不登校生徒の高校進学の支援についてお答えいたします。

文部科学省が令和６年度に発出した不登校児童生徒の成績評価に関する通知においては、学校外における学習の成果を評価に反映できる要件として、学校と保護者等との間に十分な連携・協力関係が保たれていること等が示されております。

県教育委員会としましては、令和７年３月に文部科学省の通知を踏まえた不登校児童生徒への支援の手引き等を市町村教育委員会向け発出しております。引き続き、管理職研修会をはじめとした各研修会等において、不登校児童生徒の努力の成果が適切に評価されるよう周知してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　５、子育て・福祉行政についての御質問のうち(5)、生活保護の扶助費の中の生理用ナプキン代についてお答えいたします。

生活保護基準は、厚生労働省において５年に１度実施される全国家計構造調査のデータ等を用いて、定期的に専門的かつ客観的な評価・検証が行われております。令和３年10月の臨時国会において、生理の貧困と生活保護の関係に関する質問主意書が提出され、国は、生理用品も含めた保健用消耗品に係る支出額を含んだ水準の扶助費となっているとの趣旨の答弁書を提出しております。

続きまして同じく５の(5)、生活保護の住宅扶助費の引上げについてお答えいたします。

生活保護基準は、厚生労働省において５年に１度実施される全国家計構造調査のデータ等を用いて、定期的に専門的かつ客観的な評価・検証に基づいて見直しが行われております。

県としましては、本年１月の県内住宅地に係る地価上昇率が全国１位となる等により、家賃の高騰が見られることから、本県における住宅扶助の基準額が地価上昇を踏まえた家賃相当額となるよう、機会を捉え国への要望を検討してまいりたいと考えております。

続きまして同じく５の(6)、重度心身障害者医療費助成事業についてお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成事業の現物給付方式の導入については、令和７年４月に実施主体である市町村に対し意向調査を行ったところ、導入を検討したいとする一部の町村はあるものの、約９割の市町村は現状の自動償還方式の維持を希望すると回答しております。主な理由としては、市町村が現物給付方式で医療費助成を実施すると、国民健康保険の国庫負担金を減額調整する措置がなされるため、市町村財政への負担が生じることが挙げられております。

県としましては、重度心身障がい者の負担軽減を推進するため、全国知事会等を通して、国に対し国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止等を要望しているところであり、引き続き市町村と意見交換を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　５、子育て・福祉行政についての(7)、指定難病患者の登録者証の周知についてお答えします。

令和６年４月の改正難病法の施行に伴い、難病の患者が福祉や就労等の各種支援を円滑に利用することができるよう、当該患者が指定難病に罹患していること

を証明する登録者証を交付する事業が創設されました。県では、令和６年６月から申請受付を開始しており、難病指定医療機関等に周知するほか、更新手続の案内文への記載、難病患者支援者向け研修における案内、県ホームページへの掲載などにより周知を行っております。

同じく５の(8)、難病医療費助成制度申請の簡素化についてお答えします。

難病法に基づく医療費助成制度の申請に係る簡素化や負担軽減については、厚生労働省において、申請手続の電子化による添付書類の省略やマイナンバーカードによるオンライン資格確認などの仕組みの構築が進められているところであり、県としましても国の動向を踏まえ対応してまいります。また、支給認定の有効期間が原則１年以内となっていることから、これを複数年間に延長することについて、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して、要望書を提出しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　６、土木建築行政についての(1)、複数年空き家となっている県営住宅の対応についてお答えいたします。

県営住宅の空き家については、入居者が退去後、修繕が済み次第、速やかに待機者に提供しておりますが、入居者が亡くなるなどで残置物が発生し、長期間空き家となっている場合があります。残置物処理については、相続人の承諾を得る必要がありますが、相続人が見つからないなど時間を要する事例があります。今後も引き続き、先進事例などを参考に早期の空き家解消に取り組んでまいります。

次に同じく６の(2)、県道の維持管理における企業等との連携についてお答えします。

県管理道路については、道路ボランティア団体による植栽管理の拡充に努めており、令和７年度は589団体と連携し、道路の美化に取り組んでおります。また、地域貢献を目指す企業が主体的に道路の美化活動に参加できるよう、企業を対象としたボランティア制度を新設し、周知に取り組んでおります。引き続き、良好な沿道景観の形成や官民連携による維持管理体制の構築に努めたいと考えております。

次に同じく６の(3)、浦添市前田における浸水対策についてお答えします。

県は浦添市と連携し、浸水被害の改善を目的とした調整会議を行い、県道上の雨水に対して排水構造物の改修等を検討するとともに、浸水対策を行う市へ技術的助言等を行っております。引き続き市と連携し、浸水被害の軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　７、農業行政についての(1)、農業振興地域の指定についてお答えします。

農業振興地域は、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るため、農振法に基づき都道府県知事が指定するものとされております。また、令和７年４月の農振法改正に伴い、沖縄県農業振興地域整備基本方針の変更について、現在県において検討を進めているところです。県では、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、優良農地の確保並びに担い手等農業者への集積・集約化に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　一通り御答弁をいただきありがとうございます。

時間が短く項目が多いので、抜粋して再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず１の(2)、宿泊税の導入についてです。

観光目的税であり、今帰仁村のジャングリア沖縄の開業など、県内の入域観光客数は増加を続けている中、今回改善案が出され条例が採択されたことを評価したいと思います。今回の試算で税収見込額、新聞にも大きく出ておりましたが、お伺いします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　税収見込みにつきましては、入域観光客数や平均泊数、そして宿泊者別の価格帯の平均宿泊料金、それに２％を乗じる形で試算しておりまして、約77.8億円を見込んでおります。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　今回の試算を今答弁いただきました。観光立県沖縄の受入れ体制整備に有効に使われることを期待したいと思っております。その中にあって、観光目的税としてはそぐわない、離島住民が通院や出産などで医療機関を利用する場合の島外での宿泊に対する税負担が懸案事項として残ります。総務企画委員会でも高橋県議のほうから質疑がありました。当局から、もともとこの場合の経済的負担を軽減する離島患者等通院費支援事業があり、この拡充に取り組むと答弁がありましたが、内容について伺いま

す。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　離島患者等通院費支援事業は、離島の患者が島外へ通院するのに必要となる交通費及び宿泊費を助成する離島市町村に対し、県がその費用の一部を補助する事業となっており、平成29年度から始めているものでございます。令和８年度に向けては、例年実施しております市町村の要望調査に加え、宿泊費が高騰している現状や宿泊税の導入に際して離島住民への配慮を求める声がある点も踏まえ、この事業の拡充に向けて令和８年度の予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　多くの島民から要望がある件ですので、しっかりと検討をお願いしたいと思います。拡充への取組をお願いしたいと思います。
　３の選択的夫婦別姓制度については、文教厚生委員会の中で議論をさせていただきたいと思います。また、これに反対する陳情も出ておりましたので、しっかり議論していきたいと思います。よろしくお願いいたします。
　続きまして４の(1)、がん教育推進事業の取組についてです。
　今月は、がん征圧月間です。がんは日本人の死因の１位であり、公明党はこれまでも強力にがん対策を推進すべきと訴え、党内にプロジェクトチームを設置し、基本法制定に向けて動き出し、2006年にがん対策基本法が制定され、2013年にはがん登録推進法も成立されました。今後、がん教育の推進が重要になると考えております。県内には、がん教育推進事業の取組を強力に進めておられる沖縄がん教育サポートセンターがございます。そこから要望書が本年２月に、直接半嶺教育長と糸数保健医療介護部長に手渡されたと思いますが、これにしっかりと対応いただきたいと思います。現状についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　ただいま議員から御説明がございましたが、令和６年２月14日付、特定非営利活動法人沖縄がんサポートセンターより要望書の手交がございまして、今現在、その要望書の内容については、庁内関係者で情報共有を図っているところであります。その中で４点の御要望がございました。がん教育外部講師等の派遣の支援等、そういった要望がございますので、今現在各学校に対して、その活用を周知しておりますし、また、様々な研修会においても講師としてお願いしているところでありますので、今後もしっかり連携を図って、がん教育を進めていきたいと思います。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　令和６年２月に、がん教育推進事業に関する要望書というものを受け取りました。沖縄県では、第４次沖縄県がん対策推進計画の中で、がん教育については、県教育委員会及び市町村教育委員会と連携し、学習指導要領に基づく児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進するとともに、関係団体等と連携し、医療従事者やがん患者等の外部講師の積極的な活用についても推進することとしているというふうな記載もございますので、引き続き教育庁のほうと連携をして、団体の要望に応えられるように調整していきたいと思います。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　どうぞよろしくお願いいたします。
　続きまして４の(2)、不登校児の高校進学の支援についてですが、まず最初に不登校児の人数についてお伺いしたいと思います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午前11時38分休憩
　午前11時38分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
　令和５年度の数値でございますが、公立の小中学校においては、令和５年度は6924名でございます。また、国公私立を合わせた小中学校においては、7013名となっております。また高等学校においては、国公私立の高等学校でございますが、令和５年度は1227名となっております。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　毎年のように数字が上がってきているのが現状です。たくさんの子どもたちが不登校でいるということで、私たちの時代とはちょっと様相が違いますので、しっかりこの不登校児の学習の保障も――大分、法のほうも緩やかになってきて、必ずしも学校に行くのではなくて、いろんな学習の方法をきちんと評価するようにというふうになっております。引き続きこの件については取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
　続きまして５の(2)、こども医療費助成事業につい

てですけれども、41市町村中、現在25でしたか。それ以外にも２つの市でさらに進めていくという情報も入っておりますので、半分以上がこれに取り組んでいただいております。県としても高校３年生までの拡充を実現すべきというふうに思いますが、どのように取り組んでいかれるかお伺いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

こども医療費助成事業ですが、この事業に関しましては、市町村が実施する助成制度に２分の１を補助するスキームとなっておりまして、そういった観点から、やはり市町村の意見を丁寧に聴取しながら進めていく必要があると思っています。それで毎年、市町村の意向調査をしながら、各市町村と意向調整を図って進めているところでございますので、今後とも丁寧な調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　どうぞよろしくお願いいたします。

それでは飛ばしまして、５の(7)、難病患者への登録者証の発行事業についてですけれども、これも当事者の方から、昨年４月に創設をされたがなかなか情報が届いていないという御相談があり、取り上げさせていただきました。登録者証というのは、１年ごとの更新が必要な受給者証とは別に、症状の程度に関係なく、全ての指定難病者を対象にした終身有効の登録者証が発行されることになり、昨年４月から発行されています。御答弁で、沖縄では令和６年の６月からというふうにありましたけれども、まだまだ創設されたばかりで届いていないというのが現状だと思います。軽症患者の方に恩恵が大変大きく、在宅介護等障害福祉サービスなどを利用する際、指定難病の証明が必要ですけれども、これまでの医師の診断書を提出する手間や費用の負担がなくなります。また、難病の研究や新薬開発などに活用するデータベースにも、登録者証の発行とともに登録されることになりますので、今後大きく生かしていけることになります。周知がなかなか及んでいないということで御本人から、各医療機関、また難病の方の支援団体、また各自治体の担当窓口等に掲示をして、しっかり本人が分かるように周知してほしいというお声がありましたが、取組について伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

登録者証につきましては、今議員のほうから御説明がありましたように、指定難病の患者であることを証明することを目的としており、医療費助成の対象とならない軽症の方でも申請をすることができます。

県としましては、指定難病の患者の方に広く周知を図るため、再度、この登録者証の仕組みなどについて難病の指定医療機関、それから市町村、それから関係団体等に通知することを検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、６番の土木建築行政について伺います。

(1)の県営住宅の空き家対策についてですけれども、前回、糸数県議のときにも答弁いただいていたんですが、現在の県営住宅の空き家総数をお教えいただけますでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

空き家の総数ですが、退去に伴う空き家が1384戸、老朽化に伴う建て替えで仮移転先等の空き家が451戸、合わせて1835戸となっております。これは令和６年３月時点ではございますが、そういう数字になっております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　建て替えに伴う空き家を除けば1384戸ということで、このうち年間400戸ぐらいをリフォームして、募集にかけるというふうに御答弁をいただいておりました。

知事、県営住宅は県の財産ですよね。その活用の仕方が民間とは甚だしく大きくかけ離れた状況です。現状は、大きな収入減を生んでいると考えています。もう民間では考えられない状態だと私は思っています。今回質問に上げました、この複数年空き家のままになっている住宅空き家っていうのは、借主さんが亡くなられて４年間そのまま放置されているという現状が明らかになったんですね。それで、この場合の残置物の処理について御答弁されておりました。所有者、遺族の方々に承諾を得ないといけないので、これだけの年月がたったということなんですけれど、民間ではこんな４年間もほっておくようなことはされないと思うんですね。しっかり民間の方とも意見交換をしていただいて、法に抵触しない限りにおいて、この入居時に

しっかりとこの辺の残置物に対しての誓約書のようなものを取るとかというような、何か対策ができないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　ただいま提案のございました件についてでございますが、入居期間中もしくは入居時に、名義人から徴取が可能かということにつきましては、法的な根拠等も含めて確認を行う必要がございます。その確認を行いながら改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　知事に、ぜひこのリフォームの増額と、本当にこの大事な県営住宅を希望している人はたくさんおりますので、これに予算を増額して取り組んでいただきたいということを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県民の住宅事情につきましては、家賃の高騰等、様々な問題・課題等があり、そういう点からしますと、いわゆる公営住宅の供給が滞るようなことは、やはりそれだけ県民にとってもマイナスになっている状況だということを改めて考えております。先ほど土建部長から答弁がありましたとおり、法的な事例・案件などは早期にその整理ができるような体制も取りながら、この活用についてはしっかりと取り計っていきたいというように思います。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　よろしくお願いいたします。

時間がありませんが、もう一点、知事に予算増額のお願いをしたいのが６の(2)なんですけれども、県道の樹木や草木などの伐採・剪定などに―― 一番知事が県外に行かれることも多くて、空港を利用されることも多いと思うのですが、その際、本当に観光立県とは思えないような県道の繁茂している雑草の状況があります。思い切って予算をつけて、気持ちよく皆様を迎えられるように取り組んでいただきたいと思います。御答弁いただけるんでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　観光立県沖縄、景観上も非常にこの木立、樹木、それから雑草などの管理、性能規定管理で今取り組んではおりますけれども、やはり道路の美化に関しては先ほども答弁させていただきましたが、様々な団体と連携しながら取り組んでおります。なお一層、その予算もしっかり確保して観光立県に恥じないように取り組んでまいりたいと思います。

○松下　美智子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　日本共産党県議団の比嘉瑞己です。

会派を代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、昨年の総選挙に続き、参議院選挙でも裏金問題や物価高対策への国民の厳しい審判が示され、自民・公明与党は少数へと転落をいたしました。自民党は総裁選挙を前倒しするとのことですが、多くの国民は、財界中心、対米従属の自民党政治の転換こそ求めているのではないでしょうか。知事の見解を問います。

(2)、米連邦議会下院の国防権限法案に沖縄の米兵犯罪抑止策やＰＦＡＳ汚染対策を求める条項が盛り込まれました。ワシントン駐在をはじめとする県の対米外交の成果であると思います。ワシントン駐在の早期再開や知事の訪米行動について、今後の取組を問います。

２、米軍基地問題について。

(1)、辺野古新基地建設における軟弱地盤改良工事の進捗状況や総事業費に占める支出状況はどうでしょうか。政府が代執行で強行している設計変更計画は、政治的にも技術的にも不可能であり、普天間基地の即時閉鎖・撤去こそが解決策であると思います。見解を問います。

(2)、安和桟橋死傷事故で抗議活動中に重傷を負った女性に対し、県警が重過失致死容疑での起訴を求めて書類送検する方針との報道がありました。事故の原因究明はどうなったのでしょうか。被害者を加害者扱いし、憲法で保障された抗議行動への弾圧はやめるべきであると思います。県警の見解を問います。

(3)、安和鉱山から本部塩川港まで、国道の下にボックスカルバートを設置するための許可申請が県に提出されております。公共性のない道路占用や港湾施設利用を認めるべきではありません。県の対応を問います。

(4)、過去最大規模で行われている日米合同訓練レゾリュート・ドラゴン25では、陸上自衛隊の１２式地対艦誘導弾や米軍の最新型地対艦ミサイルシステム（ＮＭＥＳＩＳ）などが石垣駐屯地で展開をされております。日米両政府が中国を念頭に置いた敵基地攻撃体制を進める動きは、軍事的緊張を高めるものであり許されません。訓練の中止を求めるべきです。

(5)、沖縄防衛局は、那覇軍港に最新型地対艦ミサ

イルを運搬できる自律型無人艇（ＡＬＰＶ）を無期限で配備する方針を県に伝えました。日米政府は浦添移設後も基地機能の強化を狙っているのは明らかです。那覇軍港の浦添移設に反対し、無条件撤去を求めるべきです。

(6)、那覇軍港の浦添移設をめぐる環境影響評価について、米軍による供用開始後の影響が除外されていることが明らかとなりました。浦添西海岸の自然環境を壊す軍港移設は認めるべきではありません。日米両政府に浦添軍港の機能や運用を明らかにするよう求めるべきです。

(7)、県が設置したＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会の意義や目的を問います。汚染被害の実態把握のためにも、地域住民が求めている血中濃度検査を実施すべきです。

３、沖縄振興について。

沖縄振興開発特別措置法は、沖縄戦や米軍の施政権下に置かれた苦難の歴史に対する政府の償いの心が原点です。また、現行の沖縄振興特別措置法第５条では、「国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うように努めなければならない。」とし、国会の附帯決議では一括交付金について、「安定的な制度運用及び必要な予算額の確保を図る」ように国に求めております。

(1)、2026年度沖縄振興予算の概算要求について、県が求めた一括交付金の要求額と概算要求額との乖離とその影響を問います。県は、沖縄振興特別措置法と附帯決議の立場に立って、沖縄の自主性・主体性が発揮できる予算確保に努めるべきだと思います。今後の取組を問います。

(2)、普天間基地の跡地利用計画の概要と公共用地先行取得の進捗状況を問います。

(3)、戦後100年の公共交通の将来像を描く、次世代交通ビジョンおきなわの策定に当たっては、次世代型路面電車（ＬＲＴ）の導入についても検証を進めるべきです。今後の取組を問います。

(4)、本島北部の海岸浸食被害の状況と対策工事費総額を問います。沖縄の自然海岸や砂浜を保全するためにも、海砂採取規制条例の制定を急ぐべきです。

４、中小企業振興について。

(1)、沖縄県の最低賃金が1023円へと引き上げられます。一方で、原材料や人件費の高騰で価格転嫁ができずに、多くの中小企業が困難を抱えております。賃上げを行った中小企業を対象に、県が直接支援をする賃上げ支援金を実施すべきです。県の対応を問います。

５、子育て支援について。

(1)、保護者の声が政治を動かし、学校給食の無償化が文科省概算要求に事項要求として盛り込まれました。県事業の拡充も期待されますが、次年度の県の考え方を問うものです。

６、保健医療と介護行政について。

(1)、沖縄県の国民健康保険の赤字の要因と県内市町村における財政影響を問います。国保の構造的課題の解決のために市町村と連携し、国に対策を求めるべきではありませんか。

(2)、訪問介護事業所がゼロ、あるいは１つだけの自治体は幾つありますか。介護崩壊を防ぐためにも、訪問介護事業所の実態調査を行い、人材確保への支援や赤字への支援給付金等を実施すべきです。

７、雇用と労働環境の改善について。

(1)、県や教育委員会における会計年度任用職員は何人でしょうか。これまでの待遇改善の成果を問います。公募によらない再度任用の回数上限の撤廃、そして正規雇用化を進めるべきです。

(2)、医療現場では２日分の勤務をインターバルなしで連続16時間以上の夜勤が問題となっていますが、県立病院の実態はどうでしょうか。インターバル協定や夜勤協定の締結が必要ではないでしょうか。県の対応を問います。

８、島嶼振興について。

(1)、島々の持続可能な発展のために、生活・物流・交通コストの軽減策のさらなる拡充が必要ではないでしょうか。また、定住条件の整備のためには空き家対策が特に重要です。県の取組を問います。

(2)、大東島地方で発生した大雨被害状況と対策を問います。南大東村では、大池にたまった雨水が流れずに被害が長引きました。水門・排水路の整備や監視モニターの設置等について、県も支援を行うべきではありませんか。

(3)、久米島には国指定天然記念物、久米の五枝の松のほかにも地域が大切にしている松が多数存在しております。松くい虫被害への防除対策をさらに支援すべきであります。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、比嘉瑞己議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の比嘉瑞己議員の質問に対する答弁を願いま

す。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　比嘉瑞己議員の御質問にお答えいたします。

まず知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、参議院議員選挙の結果についてお答えいたします。

７月に行われました参議院議員選挙では、昨年10月に行われた衆議院議員選挙に続き、与党が過半数割れとなりました。一方、獲得議席10％以上の政党が４党、２％要件を満たした政党が11党となるなど、民意が分散しており、価値観の多様化とともに、既存政党や政治への不満があるとの指摘もあるところです。我が国には、生活、経済、安全保障など課題が山積しており、各党におかれては、国会における十分な議論などを通じて国民の理解を深め、様々な意見を取り入れながら将来に向けて整合性を持った施策としてまとめていく努力がますます必要ではないかと考えている次第です。

次に(2)、ワシントン駐在の早期再開等についてお答えいたします。

米国の2026会計年度国防権限法案は、沖縄における軍人の犯罪を防止する計画に関する条文を含む形で、現地時間の９月10日、米国連邦議会下院で可決されました。また、同法案の附帯報告書には、沖縄を含む日本におけるＰＦＡＳ汚染への対応策について報告を求めることや、沖縄の地域社会との定期的なコミュニケーションと連携を促す内容も盛り込まれております。これらはワシントン駐在が継続的な活動により連邦議会関係者との関係を構築し、法案に係る要望を伝えたことや私が訪米活動を行ったことにより、米国政府や連邦議会にも沖縄の現状を直接説明してきたことの成果が現れたものではないかと考えております。

沖縄県としては、基地問題の解決を図るためには、引き続き米国においてこれまで培ってきたネットワークを生かし、情報収集や情報発信を行うことが必要であると考えております。このためワシントン駐在については、高い透明性を確保した新たな体制で再スタートできるよう、現在幅広く検討しているところであり、私の訪米の時期についても適切に判断してまいります。

次に、沖縄振興についての御質問の中の３の(3)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）におけるＬＲＴ導入の検証についてお答えいたします。

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定においては、慢性的な交通渋滞の緩和などの課題解決に向け、多くの県民の意見を収集しながら、公共交通の将来像を描くこととしております。ＬＲＴは低床車両による乗降の容易性、定時性、速達性などの面で優れた特徴を有し、地域住民の生活の質の向上や市街地の活性化等に寄与するものであると考えており、当ビジョンの検討においてＬＲＴの導入も含め、幅広く公共交通の将来像を検討していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、米軍基地問題についての(1)のうち、普天間飛行場代替施設建設事業に係る地盤改良工事の進捗状況等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和７年８月末時点における地盤改良ぐいの打設本数は、計画本数約７万1000本のうち、約2900本との回答がありました。また、令和６年度末における支出済額は約6483億円との回答があったことから、総事業費約9300億円に対する比率は約70％と推計されます。

次に同じく２の(3)、道路占用や港湾施設用地使用等に関する県の対応についてお答えいたします。

令和６年11月に事業者から北部土木事務所へ道路占用許可申請書が提出されております。また、同年12月及び令和７年２月に港湾施設用地使用許可申請書等が提出されております。現在、北部土木事務所において、当該申請書の内容について精査しているところであり、関係法令に基づき適切に処理してまいります。

次に３、沖縄振興についての質問のうちの(4)、北部地域の海岸浸食対策及び海砂利採取の規制についてお答えします。

当該地域における土木建築部所管の海岸については、護岸の一部に破損等があることを確認しております。現在補修に向けた設計を行っており、全体事業費は約５億円を見込んでおります。また、海砂利採取の規制については、これまでの調査結果等を踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　２、米軍基地問題についての中の(1)のうち、辺野古新基地建設に対する見解についてお答えいたします。

政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、

軟弱地盤の存在が判明し、国内に前例のない深度までの地盤改良工事が必要となっておりますが、工事の進捗等を踏まえると、工期の延伸と費用の増加が明白になりつつあり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

このため県としては、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を強く求めてまいります。

同じく２(4)、レゾリュート・ドラゴン25についてお答えいたします。

今月11日から25日までの間、実施されるレゾリュート・ドラゴン25では、離島を含む県内において、米海兵隊の地対艦ミサイル（ＮＭＥＳＩＳ）等を展開した非実射による戦闘訓練や米海兵隊無人艇（ＡＬＰＶ）を使用した物資輸送訓練などが計画されております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため去る９月10日、沖縄防衛局に対し、地元の理解が得られない訓練は実施しないこと、県民生活や事業活動への影響を最小限とすること、必要な情報を早期に提供することなどを求めたところです。

同じく２(5)、ＡＬＰＶの無期限展開及び那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

先月、沖縄防衛局から、那覇港湾施設において一時展開とされていた米海兵隊無人艇（ＡＬＰＶ）の展開期間を期間の定めなく延長する旨の説明がありました。本無人艇でミサイルや弾薬を輸送する計画はないとのことですが、県としては、基地負担の軽減が進まない中、展開期間が無期限に延長されたことは大変遺憾であり、政府に対し地元が負担軽減を実感できるよう取り組むことを求めております。また、那覇港湾施設の移設により、基地機能が強化されることはあってはならないと考えており、引き続き移設協議会において確認を求めてまいります。

同じく２(6)のうち、那覇港湾施設代替施設の機能等についてお答えいたします。

防衛省によると、現有の那覇港湾施設では、米軍が必要とする貨物や人員の沖縄と他の地域との間の輸送のため、その積卸し等が行われており、代替施設においてもこの機能を確保することを目的としているとのことです。また、代替施設の建設に当たっては、周辺環境の保全に十分配慮しながら進めるとしております。

県としては、代替施設についても民港部分と同様に環境保全に最大限配慮すべきであり、また、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることはあってはならないと考えております。このため、代替施設の機能等について、引き続き移設協議会において確認を求めてまいります。

次に８、島嶼振興についての中の(2)、大東島地方の大雨災害の状況等についてお答えいたします。

令和７年台風第８号に伴う大雨により、大東島地方では、これまでに半壊２件、準半壊10件、一部損壊16件の住家被害のほか、道路冠水や農地・農業施設等の浸水被害が確認されております。県では、同地方において大雨災害の危険度が高まる可能性がある段階で、早期に災害対策本部を設置し、地元自治体や国など関係機関と連携して迅速に災害応急対策を実施しました。

以上になります。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、米軍基地問題についての御質問のうち(2)、安和事故の捜査状況についてお答えいたします。

御質問の事案につきましては、現在も捜査中であり、具体的な状況については答弁を差し控えさせていただきますが、県警察といたしましては、関係者から聴取し、各種証拠を精査するなど、あらゆる観点から慎重に捜査を進めているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、米軍基地問題についての(6)のうち、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価についてお答えいたします。

埋立事業は、水面を埋め立てる行為や埋立地の存在が環境に著しい影響を及ぼすものであることから、環境影響評価制度では、供用に伴う環境影響は対象となっておりません。

県としましては、埋立事業は一旦実施されると、現況の自然への回復が困難な不可逆性の高い行為であることから、本事業に係る環境影響評価方法書について厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の意見も踏まえ、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、米軍基地問題に

ついての(7)、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会の目的及び血中濃度検査の実施についてお答えします。

県では、県民のＰＦＡＳに対する健康影響への不安軽減を図ることを目的に、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、健康影響を把握するために活用できる既存資料・統計等の検討や血液検査を実施する場合の要点や留意点の検討、県民への情報発信の在り方などについて検討することとしております。公費による血液検査については、県が主体となって実施するには整理すべき課題があると考えており、その点も含め、委員会においてそれぞれの専門的視点から御意見を頂きたいと考えております。

次に６、保健医療と介護行政についての(1)、国保の赤字要因と市町村財政への影響についてお答えします。

令和５年度における本県の前期高齢者の加入割合は全国平均と比べ12.7ポイント低く、前期高齢者交付金が少ないことや子どもの加入割合が多いことなどが赤字の主な要因となっております。また、令和５年度の市町村における赤字補塡等のための法定外繰入額は約80億円、繰上げ充用額は約15億円となっております。このため、去る８月に市町村、国保連合会など６団体で、国に対し、本県の特殊事情に配慮した財政支援の要請を行ったところであり、引き続き市町村等と連携し、国に対して財政支援を求めていきたいと考えております。

同じく６の(2)、訪問介護事業所の指定状況と支援策についてお答えします。

令和７年４月１日現在、離島等相当サービスを含め、全ての市町村において訪問介護事業所があり、また、１事業所しかないのは６町村となっています。経営状況については、各事業所から報告される経営情報の収集・分析を行ってまいります。県では、小規模離島における事業者の運営費を補助するとともに、新たに訪問介護事業所の人材確保に向けた同行支援等に対する補助を予定しております。また、国に対しては、報酬の臨時改定を速やかに講じるよう、令和７年５月に全国知事会を通して緊急要請を行ったところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　３、沖縄振興についての(1)、一括交付金の概算要求額と今後の取組についてお答えします。

令和８年度の一括交付金の概算要求額は約778億円で、県と市町村の要望額となお乖離があり、新規事業の先送り、継続事業の規模の縮減など、各分野における影響が懸念されます。一括交付金は、沖縄振興に資する事業を県と市町村が自主的な選択に基づき実施できる制度として創設され、沖縄がさきの大戦中に苛烈な戦禍を被ったこと、27年間にわたり我が国の施政権の外にあったことを含む歴史的事情など、沖縄の特殊性に起因する全国一律の政策では解決困難な課題や地域が抱える課題への対応に大きく貢献しております。一括交付金を活用した事業による効果の早期発現を図ることは重要であり、県としては、関係機関と連携を一層密にし、今後の予算編成過程において、一括交付金をはじめとした地方向け補助金の所要額が確保されるよう取り組んでまいります。

次に７、雇用と労働環境の改善についての(1)、知事部局の会計年度任用職員についてお答えします。

知事部局における会計年度任用職員は、令和７年６月１日現在で1356人となっております。待遇改善については、常勤職員の給与改定を踏まえて報酬額の見直しを行うとともに、令和６年度から勤勉手当を支給するなど、改善を図っているところであります。再度の任用については、公募によらず２回まで任用を可能とし、人員確保が困難となるなど、公務の運営に支障が生じる場合は、２回を超えた再度の任用ができることとしており、引き続き任用の在り方等について検討してまいります。正規職員と会計年度任用職員については、それぞれの役割を分担しながら業務を推進していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、沖縄振興についての中の(2)、普天間飛行場の跡地利用計画と公共用地の取得状況についてお答えいたします。

県と宜野湾市が共同で令和４年度に策定した、全体計画の中間取りまとめ（第２回）では、自然と歴史・文化を継承・発展させつつ、都市機能を融合させた自律的に発展していくまちづくりを目指すこととしております。現在は、令和９年度に全体計画の取りまとめを策定することを目指して取り組んでいるところです。また、同飛行場内における道路用地の先行取得状況については、今年３月末時点で目標面積の約78％に当たる約17.1ヘクタールを取得しており、引き続き残りの用地取得に取り組んでまいります。

次に８、島嶼振興についての中の(1)、生活・物流・交通コスト軽減策の拡充と空き家対策についてお

答えいたします。

県では、離島・過疎市町村における住宅不足の課題に対する新たな取組として、離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業に取り組むこととしております。一方、生活コストの軽減に向け、離島への石油製品輸送補助や航空運賃の負担軽減事業を実施しているところです。さらに万国津梁会議を立ち上げ、小規模離島における生活コストの軽減に向けた取組を議論していただくこととしております。引き続き市町村との意見交換や有識者の意見を踏まえ、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　４、中小企業振興についての(1)、賃上げ支援金についてお答えいたします。

本支援金は、岩手県をはじめ、群馬県や徳島県などにおいて、国の重点支援地方交付金を活用して実施されております。中小企業等の持続的な賃上げを実現するためには、経営基盤の継続的な強化等により、収益力を高めながら賃上げの原資を確保していくことが重要であると考えております。新たな支援策につきましては、財源の確保などの課題もあることから、県としましては、国の支援の動向を注視しつつ、他県を参考にどのような支援が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、子育て支援についての中の(1)、学校給食費無償化に係る県の考え方についてお答えいたします。

県教育委員会においては、学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、中学生の学校給食費の２分の１相当額を市町村に対して補助する事業を令和７年４月からスタートしたところであります。現在、国においては、給食無償化の令和８年度実施に向けた取組が進められており、今後の拡充については国の動向を注視しながら検討してまいります。

続きまして７、雇用と労働環境の改善についての中の(1)、教育委員会の会計年度任用職員についてお答えいたします。

県教育委員会における会計年度任用職員の数は、令和７年６月１日現在で1231人となっております。処遇改善については、常勤職員の取扱いに準じて勤勉手当の支給や休暇制度を見直すなど改善を図っております。県教育委員会では、会計年度任用職員の任用の取扱いについて、任用の回数で応募を妨げることはせず、採用の可否についても平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力実証を経て、再度の任用ができることとしております。ただし、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害を踏まえて公務の運営に支障がないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　７、雇用と労働環境の改善についての(2)、県立病院の夜勤の実態と協定等についてお答えします。

県立病院においては、交代勤務シフトを組む必要があるため、医師等において１回当たりの勤務時間が16時間を超える場合がございます。夜勤や勤務間インターバルに特化した協定はありませんが、労働時間や休憩等に関する事項は、関係規程や労使協定において定めているところです。夜勤に従事する職員につきましては、労働基準法に定める休憩や仮眠の時間を確保することにより、職員の負担軽減に努めているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　８、島嶼振興についての中の(2)、南大東村における水門整備等への支援についてお答えします。

南大東村の水門は、老朽化により機能低下が懸念されていたことから村が事業主体となり、令和７年度から水門の改修事業を実施しているところです。今年度は調査、設計を行い、令和８年度から機能保全工事を実施する予定となっております。また、排水路に堆積した土砂などのしゅんせつについては、緊急浚渫推進事業債等を活用することが可能です。

県としましては、改修事業の上乗せ補助を行うとともに、堆積した土砂などの撤去について、村と連携し取り組んでまいります。

同じく８の(3)、久米島町の松くい虫防除対策への支援についてお答えします。

久米島町には、久米の五枝の松のほかにもナガタケ松並木やタキンダ松並木、上田森などの貴重な松があります。県では、町・県・有識者で構成する久米島町松くい虫防除対策会議で策定する防除戦略に基づき、貴重な松に対する薬剤の樹幹注入などを支援しております。引き続き貴重な松の防除対策については、町か

らの要望に対し必要な予算を確保してまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時49分休憩
午後１時51分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　必要な事業を積算して要望していた額が、ハード交付金で694億――失礼しました。ソフト交付金で506億円、ハード交付金で694億円で、合計1200億円でございます。
○比嘉　瑞己 議員　県はね。それで、内閣府は幾らを……。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時52分休憩
午後１時52分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮城嗣吉 総務部長　県が要望した額は1200億円でしたけれども、内閣府の一括交付金の概算要求額は778億円で、県と市町村の要望額となお乖離があるものとなっております。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　ありがとうございました。
今の一括交付金、まだ開きがありますので、ぜひしっかりと所要額確保に頑張っていただきたいと思います。
それでは、辺野古について伺いたいと思います。
６月に沖縄防衛局は大浦湾の作業船を移動させました。もう３か月もこのくい打ち工事は止まったままです。一方で、答弁にもありましたが、総事業費9300億円のうち、既にもう6500億円――７割を使っています。アメリカの基地を造るために、どうして日本の税金を投入するのか、国民の理解も得られないと思います。技術的にも政治的にもこの設計変更計画は行き詰まっていると思います。
そこで知事に伺いたいと思います。
今、衆議院でも参議院でも与党少数となっています。これから日本の政治は大きな激動の時期に入っていくと思います。こうしたときだからこそ、なぜ沖縄が辺野古に反対をしているのか、この大義の旗をしっかりと掲げ続けることが大切だと思います。知事の考える辺野古新基地建設に反対し普天間基地の閉鎖・撤去を求める、この大義についてどのようにお考えでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　お答えいたします。
まず私は、辺野古新基地建設の是非が明確な争点になった２度の県知事選挙において、辺野古への移設反対を掲げ、県民から負託を頂き、そのことを実現するために今般取り組んでまいりました。また、辺野古新基地建設に反対する民意は、これまでの私を含めた３回の県知事選、辺野古埋立ての是非に絞って行われた県民投票による圧倒的な反対の民意、そして本年７月の参議院議員選挙でも辺野古新基地建設に明確に反対をしている候補者が当選をしているという、この一連の県民の反対の民意は揺らいでいないということが明らかになっております。そして、先ほどの答弁にありましたように、辺野古の基地建設は、膨大な予算と時間があまりにもかかり過ぎて、普天間基地の一日も早い危険性の除去にはつながらないということから、政府においては、一日も早い危険性の除去に真摯に取り組むために、我々ともしっかり胸襟を開いて協議をしていただきたいということを強く求めてまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　ありがとうございました。引き続き頑張りましょう。
安和桟橋について県警に再質問いたします。
沖縄防衛局が土砂搬出を始めてから、この桟橋周辺での交通事故――これ人身事故、車両事故があると思いますが、何件起きていますか。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　安和港において、土砂搬入が始まりました平成30年12月から令和７年８月までの間、安和港出入口付近において発生した交通事故は43件であります。内訳としましては、人身事故が３件、物件事故が40件となります。
以上です。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　本部長は、あらゆる観点から捜査をしていくということですので、ぜひこの点もしっかりと捜査していただきたいと思います。
今回のこの事故が起きた背景には、遅れている辺野古の工事を進めようと、トラックの２台出しなど無理な誘導や運搬業務をさせてきた沖縄防衛局の責任も問われていると思います。事故後15か月がたちますが、県警の原因究明もまだです。県は沖縄防衛局に、事故原因が究明され、安全対策がなされるまでの間は、土砂運搬は中止すること。このように行政指導しているはずですが、まだ沖縄防衛局は土砂搬出を続けていま

す。事故の再発防止のためにも、土砂搬出を直ちに中止するように、改めて沖縄防衛局を指導するべきではありませんか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　本日も答弁させていただきましたとおり、運搬作業の中止というものは文書で求めております。

県におきましては、安和桟橋の安全対策については事業者である沖縄防衛局においても検討がされるべきものと考えております。なお沖縄防衛局は安全対策として、警備員の増員ですとか、ダンプ搬入時における警備員のネットによる制限、警備員のサイレン付パトランプによる運転者への注意喚起などを実施しているということを聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　原因究明がないのに安全対策はできないと思いますよ。厳しく指導すべきだと思います。

安和での道路占用許可についてですが、この申請の審査に当たっては、公共性の原則、これが大変重要だと思います。辺野古の新基地建設を受注する特定の民間企業に、この道路を独占的に使用する公共性はないはずです。この申請を不許可とするべきではありませんか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路の占用に当たりましては、安全性、公共性、計画性等の確認が取れることということが原則となっております。現在審査中の事項でございまして詳細な答弁は控えさせていただきますけれども、特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではないというのが公共性の原則ですので、それに基づきまして現在慎重に審査を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　続いて那覇軍港に移ります。

この移設問題について答弁もありましたけれども、県は基地負担の軽減につながるから、これまで容認をしてきたと思います。しかし、この新たな基地機能の強化や負担増はあってはいけない、この立場だと私は理解していますが、改めて県の基本姿勢を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　議員御指摘のとおり、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与するものと考えております。

県としましては、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることは決してあってはならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　一方で政府は、移設後も現有機能を維持する、このように説明はするものの、その現有機能の中にはオスプレイの離発着も認めるし、地対艦ミサイルも運べる無人艇もこれから無期限で配備すると言っています。新たな基地機能の強化、負担増そのものではありませんか。国と県では現有機能を維持する、この解釈に乖離があると思います。移設協議会の場で確認をしていると言いますが、具体的に何を確認しているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

防衛省は、これまでの移設協議会において、貨物や人員を艦船で輸送するための積卸し等を行う機能を担っているということ、あるいは米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないという説明をこれまで行っております。これについて県は、今年４月に開催された第30回の移設協議会でも機能強化がないか確認したところでございます。また、オスプレイ等が同施設を離着陸したことに関し、現有の那覇港湾施設及び代替施設において航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等についても求めたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己 議員　県が求めても国はこの運用については承知をしていないわけですよ。浦添軍港ができてしまったら、どういった軍艦が配備され、どういった訓練や運用がされるのか、これ具体的に国にも説明を求めるべきですよ。それが基地負担の強化になるのであれば、負担増になるのであれば、きっぱりとこれ反対すべきではありませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、那覇港湾の移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることはあってはならないと考えております。移設協議会において、引き続き代替施設が機能強化とならないか確認してまいりますとともに、また御提案のありました、どのような運用がなされるのかということにつきましても確認してまいりた

いというふうに考えております。
○比嘉　瑞己 議員　ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時２分休憩
午後２時２分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　続いて本島北部の海岸浸食被害についてですが、先日私たちは日本共産党県議団として現場調査を行いました。県管理の海岸だけでなく、国管理の護岸、村が管理する砂浜でも深刻な浸食被害を確認してまいりました。中でも、ウミガメの産卵地である国頭村の謝敷海岸、また、国の重要無形民俗文化財ウンジャミが行われる大宜味村の塩屋湾でも、砂浜の減少が大変深刻でした。県はそれらについて認識をしておりますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　近年、海岸の浸食が進んでいるということは認識しております。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　具体的にどのように砂浜の量が減っているか、ちゃんと分かっていますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　河口から継続してどの程度浸食が進んでいるかというのはなかなか把握するのが難しいので詳細については把握しておりませんが、現状で浸食が進んできているということについては把握しております。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　復帰から50年がたち社会資本整備は進みましたが、沖縄が誇る、県民が大切にしている豊かな自然環境は失われつつあると思います。1972年の本土復帰と比べて沖縄の自然海岸がどれだけ消滅したのか、手つかずの自然海岸がどれだけ残っているのか、県は調査したことありますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　海岸の管理ですけれども、土木建築部のみが管理しているわけではございませんで、ほかの部等も管理しております。県内の海岸全域について詳細な海岸地形の変化というのはなかなか把握するのは難しいところでございますが、ほかの海岸管理者ですとか市町村等の関係機関とも連携しながら、海岸保全に取り組んでいきたいと考えているところでございます。
以上でございます。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　県は、良好な海岸環境の整備のために、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画というものを持っています。しかし、今調査も私不十分だと思います。この計画を今見直す時期だと思います。そのためにも、まずはこの実態調査が必要です。琉球大学に島嶼防災研究センターという機関があります。そこと連携して、まずこの沖縄の海岸がどうなっているのか、この実態調査をするべきではないか。この計画の改定と併せて御答弁お願いします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　琉球諸島沿岸海岸保全基本計画におきましては、開発計画がない自然海岸につきましても海岸環境を積極的に保全する区域として位置づけております。また現在、県では大学の有識者等も含めて関係機関等で構成される検討委員会におきまして、気候変動の影響を踏まえた同計画の改定作業を進めているところでございます。引き続き、ほかの海岸管理者ですとか市町村等の関係機関とも連携しながら、海岸保全に取り組んでいきたいと考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己 議員　頑張ってください。
久米島の松くい虫ですが、要望で終わりますが、部長おっしゃったように、ほかにも大変貴重な島の人たちが大切にしている松があります。樹幹注入、県がすぐやっていただいて、町のほうも感謝をしておりましたが、もう既に２回目の注入が必要な時期になっていますので、その点をしっかりと対応していただきたいと思います。
終わります。
○中川京貴 議長　当山勝利議員。
〔当山勝利　議員登壇〕
○当山　勝利 議員　沖縄社会大衆党の当山勝利です。
会派を代表して質問をさせていただきます。
１、知事の政治姿勢について伺います。
(1)、令和８年度沖縄振興予算概算要求において、沖縄県は3156億円を要望していましたが、内閣府は327億円少ない2829億円を決定しました。知事の受け止めを伺います。
去る９月２日、３日の日程で、与党会派代表で、沖縄振興予算について財務省と内閣府、そして各政党に対して要請してまいりました。また、内閣府においてはレクチャーの場を設けていただきまして、各会派代表から意見交換をさせていただきました。私からは、

ハード及びソフト交付金において、県の要求額よりも減額された予算では、県及び市町村のインフラ整備が遅れることや、施策も停滞することなどを訴えさせていただきました。

そこで伺います。

ソフト交付金、ハード交付金ともに県の要求に対し減額となっていますが、どのような事業が認められずに減額になったのか。また、次年度の影響について伺います。

(2)、沖縄県の最低賃金を1023円とする額を、沖縄地方最低賃金審議会が沖縄労働局に答申し、労働局は答申どおり引き上げて12月１日より発効することを決めました。初めて最低賃金が1000円を超え、働く側からすると朗報ですが、いまだ全国の中で最低額です。今回の最低賃金引上げについて、知事の所見を伺います。また、沖縄県内は中小及び零細企業が多く、今回の最低賃金引上げで経営に影響が出ることが予想されます。沖縄県中小企業団体中央会が発行しています中小企業だより９月号において、価格転嫁アンケート結果が公表され、人件費が価格に転嫁できていない企業が全体の４割弱あるという結果が載せられていました。このことは県内中小零細企業における経営の苦労が分かるデータと読み取ることができます。県の対応について伺います。

(3)、嘉手納基地に空軍や海軍の大型無人偵察機が次々と無期限配備され、加えて海兵隊の大型無人偵察機も無期限配備されることになりましたが、知事の考えを伺います。また、今回、無期限配備となった米海兵隊の大型無人偵察機は、一時配備の際は弾薬を搭載して運用をする計画はなくと明記されていましたが、今回はその記載がないということです。将来にわたって弾薬を搭載する可能性があるのではないか伺います。

(4)、那覇軍港に一時展開されていた米軍無人艇（ＡＬＰＶ）が、無期限配備されることとなりました。過去にはオスプレイ機を使った訓練が那覇軍港で行われるなど、米軍による新たな基地負担が那覇軍港でも次々と押しつけられています。知事の考えと対応を伺います。

(5)、嘉手納基地での無人偵察機や那覇軍港の無人艇の無期限配備など、沖縄にさらなる基地負担が押しつけられております。防衛省は県に伝達するだけで、負担軽減の努力が見えません。知事の考えと対応を伺います。

(6)、米軍ホワイトビーチ沖で米海軍艦船（ニューオーリンズ）が火災を起こした。この火災が起きた原因は何なのか、火災が起きたときに弾薬等の搭載はあったのか伺います。また、報道では、消火活動をする関係者に対し、約１キロメートル以内には近づかないよう連絡があったとあり、地域住民に重大な危害を及ぼす可能性の高い事故であったと考えますが、知事の所見と対応を伺います。

(7)、那覇軍港の浦添移設における防衛省が行っている環境影響評価方法書について、識者から在沖米軍の軍港として使われることによって発生する環境影響について全く触れられていないと問題点が指摘されています。県の認識を伺います。米軍無人艇（ＡＬＰＶ）の無期限配備のように、今後、那覇軍港に何らかの新たな配備がなされ、浦添に移設される際に引き継がれることが十分予想されますが、考えを伺います。那覇軍港の機能を明確にすべきですが、県の考えと対応について伺います。

２、有機フッ素化合物による県内の環境影響について。

これまで、県内において水質及び土壌の有機フッ素化合物残留実態調査が行われていますが、調査から導き出された結論と対応を伺います。報道によると、国連特別報告者が日本政府の有機フッ素化合物の基準について発言していますが、県の受け止めを伺います。ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会の目的と得られた知見からどのような展開を考えられているのか伺います。

３、県経済及び諸課題について。

(1)、県が域内自給率を検討された際に、県内総生産の要素として、消費、投資、財貨サービスの移輸出入があります。そこで、域内自給率を向上させるために県が推進するマクロ経済的要素は何か、また、その実現に向けて行われている施策はないか伺います。域内自給率の向上は、県経済を発展させるために検討された重要な基本政策であり、多くの施策が行われていますが、進捗や方向性を決定するためには一元管理をする必要があるのではないか伺います。

(2)、県のものづくり振興において、これまで多くの時間と予算をかけ推進され、徐々に発展してきているところではありますが、解決できていない課題もあります。特に、ものづくりを下支えするサポーティング産業の確立は重要ですが、いまだに大きな課題です。県の取組を伺います。さらに、県のものづくり振興の今後の方向性について伺います。

(3)、県は、令和７年度における観光収入目標を過去最高額の１兆56億円としました。根拠について伺います。今後、観光収入を増やすために１人当たりの観

光消費額を増やす必要がありますが、取組について伺います。国外からの観光客が利用しやすい公共交通の取組について伺います。

(4)、沖縄県内において人手不足が解消されておらず、経済活動に支障を来しています。県の取組について伺います。労働需給のミスマッチがあると指摘する民間調査結果がありますが、県の認識と取組について伺います。若年無業者、いわゆるニートの現状と就業に向けた取組について伺います。

(5)、おきなわブランド戦略の概要について伺います。また、今後の展開についても伺います。

(6)、好調なアジア経済を県経済に取り込むためのアジア経済戦略構想において、新・沖縄21世紀ビジョンに入ってからこれまでの取組について伺います。また、県経済グローバル展開推進事業についても伺います。

４、鉄軌道導入について。

(1)、鉄軌道の導入において、戦後補償の観点は重要であると指摘しているところですが、次世代交通ビジョンの策定においてどのように盛り込まれるのか伺います。また、８月の国庫要請における鉄軌道の要請内容と戦後補償の観点を盛り込んで内閣府に説明されたのか伺います。

(2)、戦後、米軍基地が県内に形成されることなく市街地や交通ネットワークが整備された場合を想定し、現在と比較して交通渋滞などにより長年にわたり県民が被ってきた経済的損失を定量的に推計し、それをもって政府に対して鉄軌道導入を求めてはどうでしょうか。伺います。

５、平和行政及び平和教育について。

８月20日、21日と、広島県が設立した、へいわ創造機構ひろしま（ＨＯＰｅ）が進めるグローバル・アライアンスの取組、広島市が12年間取り組んできている平和教育推進プログラム、Ｊ１サッカースタジアムなど、会派で視察させていただきました。それぞれの事業を丁寧に教えていただいた担当者の方々に対し、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。また、広島市を移動する際、市内に核兵器が使われた被害の分かるいろいろな表示や物、また市民の方が外国の方に英語で原爆の被害について説明されているところなども拝見させていただきました。沖縄県においても、各地域において異なる沖縄戦の被害があります。それを可視化することの大切さを思わされました。

以下質問します。

(1)、沖縄県が加盟の手続を進めているグローバル・アライアンスについて、その団体の目標、加盟状況、そして活動内容について伺います。また、沖縄県が加盟を進める理由を伺います。広島県が設立した任意団体ＨＯＰｅを参考に、争いのない平和な世界の実現を目指す任意団体を沖縄県が設立してはどうか伺います。

(2)、広島市における平和教育は、小学校から高校まで発達段階に合わせたプログラムがつくられ、平和の継承と発信の２本立てとして実施されていました。日本で唯一、苛烈極まる地上戦があった沖縄も平和教育推進プログラムを導入すべきではないか伺います。

６、保育施設における救命救急訓練について。

乳幼児が通う保育施設において、施設側の救命救急訓練を座学などで実施するところもあると聞いております。県内の保育施設における救命救急訓練の実施状況と実態を伺います。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、令和８年度沖縄振興予算概算要求の受け止めについてお答えいたします。

内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を今般行いました。今回の概算要求では、物価高騰への対応も含めて、沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求が盛り込まれたことなど、御配慮いただいたものと考えております。しかしながら、概算要求額は、県が要望した3000億円台に届かなかったこと、沖縄振興一括交付金は、内閣府から、前年度と同水準の事業を実施できるよう物価高騰等を勘案したと説明を受けたものの、県と市町村が求めてきた所要額となお乖離があり、次年度における新規事業の先送り、継続事業の規模の縮減など、各分野における影響が懸念されています。

沖縄県としましては、内閣府をはじめ関係機関と連携を一層密にし、今後の予算編成過程においては、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいります。

次に１の(2)、最低賃金引上げの所見と対応についてお答えいたします。

今月決定されました沖縄県の最低賃金は、金額、引上げ幅とも過去最高となり、労働者にとりましては、生活水準の維持または向上が図られ、所得の増加にも

つながるものと考えております。一方で、県内企業におきましては、原材料費等の高騰が続く中での賃金の引上げは、さらなるコスト増となり、厳しい経営環境となることが懸念されます。沖縄県では、賃上げにつながる企業の稼ぐ力を強化するため、特に支援策の情報が行き届きにくい小規模零細事業者に対し、商工会等の支援員が直接訪問させていただき、事業者ごとの課題に寄り添ったきめ細やかな相談や助言を行っております。さらに、各種補助金の情報提供から申請手続までの伴走支援にも取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、これらの支援と併せて経営革新やデジタル化の促進など各種施策を推進するとともに、適切な価格転嫁の機運の醸成を図ることで、企業が賃上げの原資を確保し、労働者に還元できる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

次に１の(5)、基地負担軽減に係る政府の対応についてお答えいたします。

戦後80年を経た今もなお、国土面積の約0.6％にすぎない沖縄県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中しています。沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。また、日米両政府は沖縄の負担軽減策として、統合計画等に基づく在沖海兵隊約9000人の国外移転を進めるとしておりますが、令和６年12月に、在沖海兵隊約100名による小規模な先遣隊がグアムへ移転を開始したとの発表があったものの、その後の具体的な移転計画はいまだ示されておりません。基地の整理縮小が進まず、米軍人等による刑法犯や演習に伴う航空機事故等が繰り返される中、無人偵察機が無期限展開されるなど、基地負担の軽減に逆行する状況が続いています。

沖縄県としては、引き続き県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、政府に対し強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、無人偵察機の無期限展開等についてお答えいたします。

嘉手納飛行場においては、本年度に入り、当初一時展開と説明されていた米海軍ＭＱ４及び米海兵隊ＭＱ９が期間の定めなく展開されています。このような無期限展開は、なし崩し的であると言わざるを得ず、また、嘉手納飛行場における基地負担の軽減が進まない現状において新たな基地負担となることから、認め難いと考えております。このため、米軍及び日米両政府に対し、展開計画の見直しを要請したところです。なお、嘉手納飛行場に無期限展開されている米海兵隊ＭＱ９の弾薬搭載について沖縄防衛局に確認したところ、機体は情報収集用の仕様となっており、弾薬を搭載して運用する計画はなく、非武装である点は変わらないとのことです。

同じく１(4)、那覇港湾施設における基地負担の増加についてお答えいたします。

先月、沖縄防衛局から、那覇港湾施設において一時展開とされていた米海兵隊無人艇（ＡＬＰＶ）の展開期間を、期間の定めなく延長する旨の説明がありました。本無人艇でミサイルや弾薬を輸送する計画はないとのことですが、県としては、基地負担の軽減が進まない中、展開期間が無期限に延長されたことは大変遺憾であり、政府に対し、地元が負担軽減を実感できるよう取り組むことを求めております。また、那覇港湾施設の移設により、基地機能が強化されることはあってはならないと考えており、引き続き移設協議会において確認を求めてまいります。

同じく１(6)、ホワイトビーチ沖の米艦船火災についてお答えいたします。

８月20日に、ホワイトビーチ沖で発生した米揚陸艦の火災について沖縄防衛局に確認したところ、米軍より、火災の原因は調査中であり、弾薬等の搭載については、運用保全上の理由から明らかにできない旨の説明がありました。今回の火災について、油の流出等の被害は確認されておりませんが、同揚陸艦への弾薬搭載の情報もあり、一歩間違えれば住民等を巻き込む大惨事につながりかねず、大変遺憾であります。また、鎮火した情報が消火活動に当たっていた海上保安庁に速やかに伝わっていなかったことなど、連絡体制に問題があったものと考えております。このため県は、米軍及び政府に対し原因究明を求めるとともに、実効性のある再発防止策を講ずること、艦船火災時の連絡体制の改善等を求めたところです。

同じく１(7)のうち、那覇港湾施設の現有機能の明確化についてお答えいたします。

防衛省によると、現有の那覇港湾施設では、米軍が必要とする貨物や人員の沖縄と他の地域との間の輸送のため、その積卸し等が行われており、ＡＬＰＶについてもこの形態に合致し、機能強化には当たらないと認識しているとのことです。那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されております。

県としては、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えており、引き続き移設協議会において確認を求めてまいります。

次に５、平和行政及び平和教育についての中の(1)、グローバル・アライアンスの目標等と任意団体の設立についてお答えいたします。

グローバル・アライアンスは、ポストＳＤＧｓで核兵器廃絶が目標となるよう国際社会に働きかけを行う国際市民社会グループです。令和７年６月時点における参加団体等の数は、世界24か国から36団体、67個人となっております。主な活動は、核兵器問題が多方面に及ぼす影響を持続可能性の観点で捉え、国際社会に問題を提起する政策提言等の実施となっております。県がグローバル・アライアンスに参加し、核兵器廃絶を国際社会に訴えることは、沖縄県が恒久平和に貢献していく上で大きな意義があると考えております。また、任意団体の設立につきましては、恒久平和に貢献する万国津梁会議からの提言も踏まえ、どのような体制を構築することが有効か議論を深めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢についての(7)のうち、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書についてお答えいたします。

当該方法書について、供用に伴う環境への影響も対象とすべきとの指摘がありますが、埋立事業は水面を埋め立てる行為や埋立地の存在が環境に著しい影響を及ぼすものであることから、環境影響評価制度では供用に伴う環境影響は対象となっておりません。

県としましては、当該方法書について厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の意見も踏まえ、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

次に２、有機フッ素化合物による県内の環境影響についてのうち、有機フッ素化合物残留実態調査についてお答えいたします。

県が令和５年度及び６年度に全県において実施した有機フッ素化合物残留実態調査では、水質については82地点中３地点で指針値を超過し、土壌については82地点の全てでＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されております。

県としましては、それらの汚染原因の解明に向けて、指針値超過地点周辺の追加調査や土壌の地歴調査等を実施することとしております。またＰＦＯＳ等については、土壌に係る基準値が定められていないことから、引き続き基準値等の設定を国に対して求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、有機フッ素化合物による県内の環境影響についての(1)のうち、有機フッ素化合物の基準とＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会についてお答えします。

国が定めた水道水質基準は、科学的根拠に基づき、専門家の意見を踏まえ、安全とされる水準に設定されているものと認識しております。また、県では、県民のＰＦＡＳに対する健康影響への不安軽減を図ることを目的に、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、健康影響を把握するために活用できる既存資料・統計等の検討や血液検査を実施する場合の要点や留意点の検討、県民への情報発信の在り方などについて検討することとしております。

県としましては、委員会において専門的な意見を頂いた上で、県で実施すべき対策について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、県経済及び諸課題についての中の(1)、域内自給率を向上させるための取組についてお答えいたします。

域内自給率の向上に向けては、可能な限り県内からの供給で需要を賄うことが重要と考えております。そのためには、本県の特性を生かし、比較優位を持つ産業を振興することが必要であることから、観光業と農業・食品製造業などの産業間連携の促進等に取り組んでおります。また県では、域内自給率を新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における展望値として設定し、企画部がイニシアチブを取って運営する沖縄県ＰＤＣＡサイクルにより、各施策の効果的な推進を図っております。

次に４、鉄軌道導入についての(1)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）及び鉄軌道の要請における戦後補償の観点についてお答えいたします。

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に当たっては、歴史的経緯や慢性的な交通渋滞、高齢化の進展等の様々な社会課題が生じている状況を踏まえ、県民の皆様と共に、交通課題の解決を見据えた戦後100年の公共交通の将来像を検討してまいります。鉄

軌道の要請においても、歴史的経緯はもとより県土の均衡ある発展の観点や交通渋滞等の社会課題に対応する抜本的解決策として、国に対し鉄軌道の早期事業化等を要望しているところです。

同じく４の(2)、米軍基地の有無による経済的な損失についてお答えいたします。

県では、国から課題として示されている費用便益比等の課題解決に向け、今年度から次年度にかけて最新の費用便益比を算定することとしております。さらに、鉄軌道の導入による経済波及効果や導入効果を定量的・定性的に調査することとしております。米軍基地の有無による経済的損失の分析等については、外部有識者の意見を踏まえつつ、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　３、県経済及び諸課題についての(2)、サポーティング産業の課題等についてお答えいたします。

本県では、最終製品の製造過程で必要な基盤技術や部品を提供するサポーティング産業の裾野の拡大が課題であると認識しております。そのため工業技術センターにおいては、主に県内製造事業者を対象に、金属加工や熱処理等の技術支援のほか、人材育成や研究開発に取り組んでおります。

県としましては、サポーティング産業をはじめとする製造業の技術力や生産性の向上、品質管理等の支援を継続するとともに、県内企業間の受発注を促進し、域内自給率の向上に努めてまいります。

同じく３の(4)、人手不足や若年無業者の現状と対策についてお答えいたします。

本県では、人手不足に加えて職業間で有効求人倍率に差がある等、労働需給のミスマッチが生じております。そのため、多様な人材の活用等による人手不足の解消、リスキリングの推進等によるミスマッチの縮小に取り組んでいるところです。令和４年の就業構造基本調査によりますと、本県の若年無業者数は約１万1000人で、率にして3.8％と全国３番目に高い割合となっております。県では、若年無業者を対象とした職業基礎訓練事業を実施し、令和６年度は受講生の７割が就職に至っております。引き続き人手不足やミスマッチの解消、若年無業者の就業促進に取り組んでまいります。

同じく３の(5)、おきなわブランド戦略についてお答えいたします。

県では、地域の稼ぐ力の強化と県民所得の向上を図ることを目的として、令和６年３月に、おきなわブランド戦略を策定いたしました。現在は、同戦略に基づく農林・商工・観光分野の連携を進めることにより、物産やサービスなどのブランド価値を高める取組を行っているところです。今後は、実践的なセミナーの開催や情報発信などを通じて、県民や事業者の理解と共感を得ながら、官民一体となった取組を進め、ブランド力の強化を図ってまいります。

同じく３の(6)、アジア経済戦略構想と沖縄県経済グローバル展開推進事業についてお答えいたします。

アジア経済戦略構想に係る関連施策につきましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に継承され、毎年度、検証を重ねながら効果的な施策の推進に取り組んでおります。昨年度からは、沖縄県経済グローバル展開推進事業において委員会を設置し、アジアをはじめグローバル経済の成長を取り込むため、環境変化に応じた取組内容のアップデートを進めているところです。引き続き関係部局と連携を図りながら、市場の動向を見据え、海外展開施策を戦略的に推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　３、県経済及び諸課題についての(3)、観光収入目標の算定等についてお答えいたします。

令和７年度の観光収入目標１兆56億円は、入域観光客数に１人当たり観光消費額の推定値を乗じて算出しております。観光消費額増加に向けては、外国空路客の観光消費額が高い傾向にあることから、各種プロモーションを通してインバウンド誘客に力を入れております。観光客の移動利便性向上については、検索サイト等での公共交通情報掲載に係るオープンデータ提供のほか、観光案内所及びホームページでの案内、バス・モノレール車内、駅ホーム等での多言語による案内表示を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、平和行政及び平和教育についての中の(2)、平和教育プログラムの導入についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校教育における指導の努力点を作成し、児童生徒の発達段階に応じた指導の指針等を示しており、各学校においては、生徒が主体となっ

た平和劇の発表や高校から中学校に出向いた平和学習ワークショップなど、様々な工夫を行いながら平和教育に取り組んでおります。今年度は、８月に広島市から講師を招き、県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、各校種をつないだ体系的な授業モデルを地区ごとに作成する研修を実施いたしました。

県教育委員会としましては、今後、本研修で作成した授業モデルを各地区に展開し、地域の実態に応じた平和教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　６、保育施設における救命救急訓練についてお答えいたします。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等には、避難及び消火に対する訓練は義務づけられていますが、救命救急訓練については定めがなく、訓練の実施は各保育施設に任されているところです。しかし、事故発生時において適切な救命処置を行うためには、日頃の訓練の実施が重要だと考えていることから、県としては、今後の施設監査等において、保育施設に対し、訓練の重要性を理解してもらうとともに、訓練の実施を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　それでは再質問させていただきますが、大問１の(7)について。

まずアセスについてなんですけれども、法上規定がない、規則と。それをしなければならないというわけではないと、供用後のアセスに関して。ただ新聞報道によると、長崎においては、運用を考慮したアセスが実施されたというような報道もありますが、そこら辺はそうだったのかどうだったのか環境部としては確認されていますでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

長崎県における環境影響評価について報道があった事例につきましては、長崎県のほうに確認しましたところ、当該県におきましても、条例等において、埋立事業については環境影響評価の対象にはしていないとのことでございます。ただ、実際に供用後の影響について行われたものについては、2004年頃のアセスということで、どのような経緯かということについては現時点では確認できていないというところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　分かりました。

受入れ側としては、やはり供用された後の運用が本当にそうなのかというのは、とても気になるところですので、そこら辺はちょっと検討課題にしていただきたいなと思います。これは指摘で終わります。

次、那覇軍港の浦添移設に関連しての再質問にさせていただきます。

まず、現在の那覇軍港の利用状況について伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　利用につきましては、沖縄と他の地域との間で米軍が必要とする貨物や人員を艦船で輸送するための積卸し等を行う機能を担っているということでございます。具体的な利用状況等について確認しておりますが、まだ回答がないというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　もうちょっと確認させてください。

船が年に何隻入って、どういう船が入ったかというのは確認できていないということでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　船が何隻入ったという数につきましては、把握できていないというところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　分かりました。

これがずっとしばらく続いているというふうに理解しています。要するに、何隻入っているとか、この年に何隻入ったとかという数字が出てこないということは――ここ何年間、来ていると思うんですが、５・15メモというのがあると思いますが、この那覇軍港の用途は何でしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　いわゆる５・15メモにおいて、那覇港湾施設の使用主目的は、港湾施設及び貯油所であると記されております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　では、ホワイトビーチに寄港し

ている船があると思います。米艦船等ですね。そういう米艦船がこの５・15メモにおいて、この那覇軍港の用途の対象となるかならないか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　どのような艦船が寄港しているかというところも明確ではありません。そして、港湾施設に入るものとして可能かどうかというところについても明確ではないというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　それは、入るか入らないかは別として、この港湾施設という用途に当たるか当たらないかですよね。ホワイトビーチに来ている米艦船がそこを利用しようと思ったら利用できないんですか、利用できるんですかということです。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　国としましても先ほど説明しましたように、那覇港湾施設は沖縄と他の地域との間の米軍が使用する貨物・人員を艦船で輸送するための積卸し等を行う機能を担っていると。そして現在でも担っているということで認識しておりますので、その範囲内での利用ということになろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　でも、国は機能と言っているだけで、それを除外しているわけじゃないですよね。いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　これまでの移設協議会におきましては、米軍の艦艇を恒常的に展開する計画とか、空母や原潜を運用する計画があるということは承知していないという説明を繰り返し受けているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　質問を変えます。

日米地位協定がある中で、那覇軍港に米軍の艦船が寄港する場合、この場合知事はそれを拒否することは可能ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　日米地位協定第５条第２項において、合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために、または合衆国の管理の下に公の目的で運用される船舶は、合衆国の軍隊が使用している施設及び区域に出入りすることができるということになっております。ですので、知事が知事の権限で船舶の出入国を止めるということは難しいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　那覇軍港が浦添に移設されようとしていますが、そこに米艦船が入港すると。それはホワイトビーチに入港しているような船かもしれません。そういうものが入港するとした場合、それは知事は拒否できますか。今じゃないですよ、将来の話ですよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　具体的な話はなかなか難しいところなんですけれども、先ほど言いました地位協定の第５条によって、米側は艦船等を出入国させることができるとなっております。ですので、知事の権限を用いて止めるということは難しいであろうというふうに考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　これまでのやり取りを聞いて分かるように、今、那覇軍港はどのような使われ方をしているのか、船がどれだけ入っているのか分からない。それから、今後どのような使い方をされるのか分からない。国はＡＬＰＶですか、これは機能強化ではないって言っているけれども、県はそうではない。機能強化として捉えているわけですよ。そういう中にあって、軍港を今移設しようとしているわけですよね、知事。今本当に立ち止まって、改めて考えてはどうかと私は思います。これはもう考えてはどうかという話なので、今どうですかということは申し上げませんけれども、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に移ります。

大問２番の有機フッ素化合物のＰＦＡＳです。

報道によると、国連人権理事会に任命された特別報告者が、有害物質等について報告書をまとめたとしています。それに関しては御答弁いただけなかったので、ここは知事に伺いたいと思います。

この特別報告者の報告、また新聞記事等でインタビューを受けていることを踏まえて、また、去年11月には県が同氏を招いて県内視察もされてこのような報告書をまとめていらっしゃるわけです。まず、この報告書等について、これまでの発言等について、知事の所見を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先般、沖縄県が11月に招聘いたしました有害物質と廃棄物に関する国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏が、軍事活動と有害物質という報告書を第80回国連総会に提出する予定である

ということで情報を得ております。なお、この報告書では、各国に対して軍事活動から放出される有害物質によって悪影響を受ける人権を保護し、その結果生じる健康と環境への被害に対する説明責任を確保するための国際的及び国内的な法的枠組みを強化することなどを訴えており、沖縄への招聘の結果等を踏まえ、沖縄のＰＦＡＳの問題、辺野古新基地建設問題についても指摘しているというところは非常に重要であると捉えております。

○当山　勝利 議員　終わります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大田　守議員。

〔大田　守　議員登壇〕

○大田　守 議員　皆さん、こんにちは。

維新の会から先祖返りして無所属になりました、大田であります。

では、新しいこの沖縄県をつくるための質問をしていきたいと思っております。

その前に、昨日、不発弾の爆発事故がありました。もう戦後80年ですよね。まだあるんですよ。それも自宅の敷地内から爆発する。やはり沖縄戦は、私たち沖縄の人々にとってみれば、まだ終わっていない。こういったものをしっかりと片づけてまいる、そういった働きを私たちはしてまいりましょう。よろしくお願いいたします。

では、質問をさせていただきます。

１、伝統文化と教育について。

琉球古来の武道、空手を児童生徒の心身の健全育成と地域文化継承の観点から、学校教育への正式導入について、沖縄県教育委員会は、空手道を武道として位置づけ、教育の一環として積極的に学校教育に取り入れる方針を明確にしているが、その現状を伺います。

(1)、空手の体育教育への導入の現状を伺います。

(2)、体育教育の中になぜ武道を取り入れるのか伺います。

(3)、空手のカリキュラム編入の具体的検討について。

ア、体育に空手を組み込む場合の学年別、年間授業時数の目安及び総合的な学習の時間での活用について伺います。

イ、モデル校や先行実施事例を想定しているなら、選定基準とスケジュールを伺います。

(4)、教員研修・指導者認定制度の整備。

ア、学校教員向け空手指導研修の実施計画（頻度、時間数、カリキュラム）はどのように策定しているのか伺います。

イ、地域の道場主を含めた非常勤講師の認定要件及び更新基準をどのように定めるのか伺います。

(5)、文化継承教材・地域連携の推進。

ア、琉球空手の歴史・礼法などを学べる映像教材や指導書の開発・配布計画をどのように考えているのか伺います。

イ、地域の道場や地域行事と連携し、学校外での体験会・演武会を組み込む枠組みを考えているのか伺います。

２、環境・観光に資する自転車道整備について。

沖縄県において、県民の健康増進、観光振興、そして脱炭素社会の実現を同時に達成する手段として、自転車道の戦略的整備は極めて重要です。県の自転車活用推進計画やＳＤＧｓ実施指針との整合を踏まえ、見解を伺います。

(1)、既存の自転車ネットワーク計画とＳＤＧｓの目標との整合を図った上で、優先整備区間はどのような基準で選定されているのか伺います。

(2)、サイクリングルートの設計において、観光地や文化資産をどのように結び、ルートの魅力を高めていくか伺います。

(3)、観光と健康の相乗効果を高めるため、サイクルツーリズムのブランド化やＳＤＧｓ認証の活用可能性について県の方針を伺います。

(4)、自転車利用の拡大を通じて、県民の健康指標をどのように改善していくのか、具体的な目標値を伺います。また、学校・通学路の安全対策として、どのような基準や取組を進められているのか伺います。

(5)、台風・塩害など沖縄特有の自然条件を踏まえた維持管理の在り方とそれに必要な財源確保について伺います。

３、畜産行政について。

(1)、沖縄の畜産は牛・豚・鶏が主流ですが、沖縄の食文化としてのヤギも見直されてきております。畜産のさらなる発展のためには、飼料価格の高騰、家畜排せつ物の管理と資源化、家畜伝染病対策、人材育成（獣医師や家畜人工授精師の育成・認定）が必要であるが、県の対応策を伺います。

(2)、沖縄ヤギのブランド化。

県産ヤギ肉は観光資源としての潜在力が高い一方、流通量や品質面での課題があり、海外産に押されている現状があります。観光地での提供店舗に対する認定制度を設け、併せて臭みを抑えた調理法の普及を図る

ことで、ブランド価値向上と消費拡大を目指すべきだと考えます。

ア、年々飼育の戸数・頭数が減少している中、行政による具体的支援策が必要です。地域ブランド戦略の支援、畜産振興計画の策定・推進、経営支援・資金援助、流通加工体制の整備支援、そして人材育成と技術支援について伺います。

４、水産行政について。

(1)、糸満漁港整備について。

ア、令和４年に食の安全・安心に関する消費者ニーズの高まりや輸出促進による販路拡大に対応するとして、高度衛生管理型荷さばき施設が整備されました。水揚げの推移と今後の計画を伺います。

イ、陸揚げから出荷までの一貫したコールドチェーンの構築を推進するため、漁港施設用地の利用再編による加工場集積ゾーンを新たに設けるとしているが、整備の進捗状況を伺います。

ウ、特定漁港漁場整備事業計画の中で、「大型漁船等に対応した船揚場や護岸及び道路等の関連する施設を整備し、漁船の維持補修費用の低減を図る。」としています。しかし、この議場で何度も訴えているように、漁港内にある10トンクラス以下の漁船でも座礁事故が起きる岩礁がある現状をそのままにして、19トンクラスの大型漁船に対応するために船揚げ場の整備をすることは、漁船の維持補修費用の低減化につながるとは思えません。また、県内唯一の大型造船所も、岩礁がなければさらなる大型船もドック入りすることができると聞いております。県内で修繕する大型船が増えれば、県経済の振興にもつながります。岩礁しゅんせつに対する見解を伺います。

５、報得川河口のしゅんせつによる恒久的水上競技拠点整備について。

(1)、全国でも有数の強豪校である沖縄水産高校カヌー部が練習している報得川河口は、那覇空港に近い立地で、全国大会の開催地としても申し分ない場所だと考えます。カヌーやドラゴンボートなどに対応する恒久拠点を整備するには、河口のしゅんせつが必要となります。競技力強化とスポーツツーリズムを両立し、スポーツアイランド沖縄を体現すべきだと考えます。その見解を伺います。

あとはまた質問席より質問させていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　大田守議員の御質問にお答えいたします。

環境・観光に資する自転車道整備についての御質問の中の(1)、自転車ネットワークの形成に向けた取組についてお答えいたします。

令和５年３月に策定した沖縄県自転車ネットワーク計画は、全ての人に健康と福祉を、気候変動に具体的な対策をなど、沖縄県におけるＳＤＧｓの推進・実現に寄与する計画となっております。自転車ネットワーク計画の実現に向けた整備計画につきましては、令和７年度の策定に向けて取り組んでいるところであり、その中で関係機関と連携の上、優先整備箇所を選定してまいります。

沖縄県としましては、心豊かで安全・安心に暮らせる島の実現に向け、ＳＤＧｓの推進を基本理念として、子どもから大人まで、誰もが安全・安心に自転車を利用できるバイシクルウェルカムな島を目指し、自転車ネットワークの形成に取り組んでまいります。

次に２の(4)、自転車利用の拡大を通じた県民の健康指標の改善と通学路等の安全対策についてお答えいたします。

自転車は、子どもから高齢者までが気軽に楽しめる乗り物であり、日頃からの利活用が県民の健康の維持・増進につながることが期待できます。沖縄県の健康増進計画であります健康おきなわ21では、身体活動・運動分野の目標項目において、ウォーキングや自転車利用を含めた運動習慣者の増加を設定しています。通学路等の安全対策では、ちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づく指針により、街路灯や死角を解消するためのミラーなどを設置する基準を定め、児童等の安全確保に努めております。また、学校におきましては、警察職員による安全教室等を実施し、交通安全教育に取り組んでいます。

沖縄県としましては、引き続き自治体、地域住民、警察等と連携し、通学路などにおける自転車利用時などの安全確保に努めるとともに、健康づくりにおける身体活動・運動の意義と重要性について、広く県民に周知をしてまいります。

次に畜産行政についての御質問の中の(1)、畜産振興に向けた支援策等についてお答えいたします。

沖縄県の畜産業は、農業産出額の約４割を占める重要な分野です。そのため沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、肉用牛、養豚などの生産振興や家畜伝染病対策など、各種施策に取り組んでいるところであります。また、さらなる畜産業の発展のため、飼料価格の高騰や家畜排せつ物の対策、獣医師の確保など喫緊の課題への対応に加え、６次産業化や県産畜産物のブランド化などに努めているところであります。

沖縄県としましては、引き続き亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な畜産業の振興を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　１、伝統文化と教育についての中の(1)及び(2)、学校体育への空手の導入状況等についてお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

武道は我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、勝敗を競い合い、互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動であります。学校体育では、相手を尊重し、礼法などの伝統的な行動の大切さを身につけさせることを目的として、授業に武道を導入しております。公立中学校においては、武道は必修となっており、令和６年度調査によると、県内公立中学校の約９割が空手道を選択しております。また県立高等学校においては、武道は選択制となっており、全日制58校のうち26校が空手道を授業に取り入れております。

同じく(3)のア、空手の授業時数や総合的な学習の時間での活用についてお答えいたします。

学習指導要領における武道の授業時数は、学校や地域の実態等に応じて、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当することとされております。令和６年度調査では、中学校における武道の授業時数は各学年において年間約８時間程度となっており、高等学校においては、導入している学校において年間９時間から14時間となっております。また今年度、中学校において、総合的な学習の時間に空手を取り入れている学校は１校となっております。

同じく(3)のイ、モデル校や先行実施事例等についてお答えいたします。

県教育委員会では、保健体育の充実と伝統文化としての空手道の継承・発展を目指し、県内中学校及び高等学校の中から、空手道指導推進研究指定校を選定しております。研究期間はおおむね３年とし、１年次には研究体制づくりや研究全体の構想を立て、２年次以降に各研究テーマに沿った実践的研究を進め、最終年次には研究発表会を開催し、研究成果を公表することとしております。引き続き研究指定校推進事業を実施し、学校における空手道の充実に努めてまいります。

同じく(4)のア、学校教員向けの空手道研修についてお答えいたします。

空手道指導の研修につきましては、中学校・高等学校の教員を対象にした日本武道館や全日本空手道連盟等が主催する全国空手道指導者研修会に毎年教員が参加し、教科体育空手道の理解を深めるとともに、指導方法及び専門的な知識・技術の充実を図っており、令和６年度は本県から４名の教員が参加しております。引き続き沖縄発祥の空手の継承・発展に向け、空手道を指導する教員の指導力の向上や授業の充実に取り組んでまいります。

同じく(4)のイ、特別非常勤講師制度についてお答えいたします。

学校においては、専門分野に秀でた地域の人材を活用する方法として特別非常勤講師制度があり、教員免許を有しない非常勤講師として登用し、教科の領域の一部を担任させることができます。現在、同制度を活用し、県立高校の保健体育において、空手の指導者として１名を任用しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、伝統文化と教育についての(5)のア、空手の映像教材の開発等についてお答えいたします。

県では、令和４年度に空手界の協力を得て、沖縄空手の保存・継承、若手指導者の育成を目的に、沖縄空手の各流会派に共通する沖縄空手の理念や礼法をはじめ、基本動作や鍛錬、型の指導方法などを取りまとめた指導体系書や普及型等を収録した映像資料を作成し、県内各道場等に配布したところです。

県としては、県内教育機関等と連携し、指導体系書や映像資料の活用を図りつつ、沖縄空手の保存・継承、さらなる普及に取り組んでまいります。

同じく１の(5)のイ、地域の道場等と連携した取組についてお答えいたします。

県では、沖縄空手の保存・継承、普及促進を図るため、空手関係団体と連携して町道場の指導者を小中学校、保育所等に派遣しております。令和６年度は、派遣要望があった小中学校、保育所等約40か所に指導者を派遣したほか、校外学習の一環として沖縄空手会館を訪問し、子どもたちが空手の歴史等を学べる取組も実施しております。

県としては、引き続き空手関係団体や町道場と連携し、沖縄空手の保存・継承、普及促進につなげてまいります。

続いて２、環境・観光に資する自転車道整備についての(3)、サイクルツーリズムのブランド化とＳＤＧｓ認証の活用についてお答えいたします。

サイクルツーリズムのブランド化に向けては、受入れ環境の整備、既存のサイクリングルートの周知・広報に加え、沖縄本島１周モデルルートのナショナルサイクルルート指定に取り組んでおります。また、サイクルツーリズムは、健康増進、脱炭素の面からＳＤＧｓの目標との関連が深いことから、事業者等のＳＤＧｓの取組につながるためのＳＤＧｓ認証制度の活用について、関係部局と連携して検討してまいります。

続いて５、報得川河口のしゅんせつによる恒久的水上競技拠点整備についての(1)、水上競技の拠点整備についてお答えいたします。

県では、現在、令和16年度の国民スポーツ大会に向け、市町村及び競技団体に対して、各競技の会場地選定に向けた意向調査を実施したところです。その結果を踏まえ、ヒアリングや現地調査を行った上で、選定を進めたいと考えております。なお、報得川の河口を会場とする場合については、しゅんせつのほか建造物の環境整備など、様々な要件を満たす必要があるものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、環境・観光に資する自転車道整備についての質問の中の(2)、サイクリングのルート設定についてお答えします。

沖縄県自転車ネットワーク計画においては、観光で自転車利用する際に、広域的な観光の柱となる本島１周の自転車ネットワーク路線を選定しております。また、県内市町村では、地域の主要な観光地を巡る市町村自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画などを策定しております。

県としては、市町村と連携し、自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

次に同じく２の(5)、自転車通行空間の維持管理についてお答えします。

県が管理する自転車通行空間については、日常のパトロールなどを踏まえて維持管理を行っており、雑草対策については、性能規定方式による除草管理等を導入しております。引き続き予算の確保に努め、適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　３、畜産行政についての中の(2)のア、沖縄ヤギのブランド化についてお答えします。

ヤギ肉は本県の伝統的な食文化を支えている重要な畜産物であり、県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において肉用ヤギの改良やヤギ肉の安定供給を推進していくこととしております。ヤギのブランド化を図る上で、安定供給に向けた増頭が必要だと考えており、山羊消費供給安定化事業により多頭飼育技術の確立に向けた実証試験や講習会を実施するとともに、優良な繁殖用ヤギの導入に対する補助を行っております。引き続き、ヤギの生産振興に向けて取り組んでまいります。

４、水産業行政についての中の(1)のア、イマイユ市場の取扱量の推移と今後の計画についてお答えします。

イマイユ市場の取扱量については、開設した令和４年度は1498トン、令和５年度は3617トン、令和６年度は3840トンで、今年度は８月末時点で1560トンとなっております。計画数量の5500トンに対し、令和５年度は66％、令和６年度は70％となっております。今後とも取扱量の増加に向け、関係団体と連携しながら、県内・県外漁船の水揚げ誘致のほか、地元漁業協同組合からの施設整備要望に対応してまいります。

同じく４の(1)のイ、糸満漁港における加工場用地の貸付状況についてお答えします。

糸満漁港においては、漁港施設用地利用計画を見直し、令和２年３月に６区画8443平方メートルを加工場用地として設定したところです。現在、当該用地では１社が加工場を稼働しており、１社は今年度内の貸付契約締結に向け手続を進めているところです。

県としましては、引き続き漁業協同組合や水産加工業者等の関係団体と意見交換を行い、水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく４の(1)のウ、糸満漁港北地区の岩礁のしゅんせつについてお答えします。

糸満漁港北地区の岩礁については、しゅんせつを行う場合は多額の費用が見込まれることから、国の補助事業を活用する必要があります。しかし、当該水域を補助事業の要件である漁港施設として位置づけることは難しいものと考えております。なお、８月には糸満漁業協同組合と、９月には糸満市とも意見交換を行ったところです。

県としましては、どのような事業で対応が可能か、糸満市及び糸満漁協とも連携しながら、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　時間がないもんで、ランダムに

やっていきたいと思っております。

まず畜産行政のほうから、沖縄ヤギのブランド化について、これを進めるに当たり、登録制度の確立と生体頭数の把握は重要だと考えております。特に海外からの優良種導入による改良体制づくりが進められていると伺っておりますが、今後の導入状況やその展開について、県としてどのように進めていくのでしょうか。また、登録制度の確立によって、ブランド価値や安定的な供給にどうつながるか伺います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

優良ヤギの導入でございますけれど、ヤギの海外からの導入に当たっては、輸入経費に加えて導入する現地農場の情報収集、輸送手段の確保、あと国との検疫の手続など、様々な課題があります。そのため現在、課題解決に向け情報収集を行うとともに、関係部局との調整を行っております。また登録制度については、改良促進により、産肉能力向上等の効果が見込まれることから、ヤギの安定生産やブランド化にもつながるものと考えております。そのため、関係団体による制度の普及や生産者による個体登録の推進などに取り組んでいるところであります。このような取組を続けまして、引き続きヤギの生産振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いします。

生体のほうであれば、これなかなか輸入が厳しい部分だと聞いております。公の研究機関、そういったところじゃないとなかなかできない。あとは国と国との検疫制度もありますし、だからそこは、やはり県のほうが主体となってやっていただきたいなと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

同じ水産業行政のほうにそのまま進めていきたいと思っております。

８月、９月と漁協組合、そして市長のほうともお話されたと聞いておりますけれども、ただしかし、これをそのままにして、19トンクラスの漁船の巻き上げ――今10トンクラスでも、前回写真で証明したように、座礁事故が起きているんですよ。それを本当にそのままにしていいのかどうか。それとともに、この漁港内の一角には造船場もあります。県内唯一の大きな造船場でございます。こちらのほうも、あの浅瀬がなければ、もう少し大きいトン数クラスの船でも入れるということをおっしゃっております。これ沖縄県経済にもしっかりと関わってくると思っております。また、これから海上保安庁や、そしてもしかすると自衛隊、米軍の修繕がこの沖縄でも行えるかもしれない。その場合の拠点にもなるのかならないのか、そういったものも含めて今後考えていかないといけないと思っておりますけれども、ただしかし、糸満漁港は沖縄県唯一の第３種漁港です。県内外のあらゆる漁船が出入り可能な、出入港可能な重要な拠点です。この新市場の開設以降、漁船等の往来が増加している中、この港内において――県のほうは港とは認めないと、漁港の管理区外という形でおっしゃっていますけれども、私たちから見れば漁港内なんですよね。漁港内なんですよ、誰が見ても。沖縄県の、そして糸満の漁民の皆さん方であれば、どこに浅瀬があるか分かると思いますが、しかし第３種漁港の中に県外船が入ってきた場合、どこに危険なものがあるか分からない。今の形をそのまま放置して座礁事故が起きた場合の賠償問題、修理費、そして休業補償、これに関しては、管理上大変重大な問題で、もしかすると裁判自体まで起きるかもしれない、請求までやられる可能性もあると私は思っているんですよね。その点に関しまして、部長ならどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

当該岩礁での接触事故については、県としても認識しているところでございますが、管理する航路、また泊地の外にある水域で発生したものということは認識しているところでございます。なお既設の航路及び泊地では、約700トンの船でも一応安全に航行できる水深と幅員を有しているほか、県外船でも航路や泊地を認識できる標識灯なども設置しております。そういったことで、船舶の安全な航行を確保しているというふうに認識しているところでございます。また、昨年度、危険性の周知対策を行ってほしいとの要請があったことから、ブイなどを設置したところでございます。そういったことをやっていきながら、漁船の安全な航行等については取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　この安全対策のほうは、やっていただきまして本当にありがとうございます。ただしかし、まだまだこの浅瀬が40メートル、50メートルある

こと自体、私は本来県の管理機関としてどうかなと思っております。知事、その件に関して知事は何か話したいことはありますでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　８月には糸満漁業協同組合、９月には糸満市とも意見交換を部局のほうで行っておりますけれども、やはりまずこの港湾の利用に関する安全・安心を第一に、先ほど申し上げましたとおり、標識灯やブイなどの設置をさせていただいて、まずは十分使用可能な部分の安全を図ること。そしてさらに、この浅瀬岩礁の部分については、なおかなりの費用がかかるというところから、どのようにしてその費用、つまり財源を確保していくかということは、引き続き検討していくことが重要であろうと思います。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　またよりよい方向に考えていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

　あと、報得川の河口のしゅんせつなんですけれども、国スポがこの沖縄県で行われたときに、私はあの場所が空港からも近いし、大会会場として最適だと思っております。いろんな設備が必要かもしれません。でも、国スポまであと９年ですか、ありますよね。その間に少しずつ――それとともに、ここに恒久的な施設を整備すれば、空港からも近く、私はマリンスポーツの沖縄県におけるメッカになるんじゃないかと思っております。今、あの浅瀬でも水上バイクで水上スキーをやっている方もいらっしゃいます。そういったのを考えた場合に、やはり今回の国スポに向けてのしゅんせつの中でそういったものを考えていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午後３時29分休憩

　　午後３時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　環境・観光に資する自転車道の整備についてなんですけれども、サイクリングロード、サイクルツーリズム含めて、私はすごい発想だと思っておりますし、この沖縄県の観光に資する大きなものになると思っております。だがしかし現状は、今でも歩道が通れないんです。自転車で通勤・通学されている方々もいらっしゃいます。なかなかこの歩道の植栽の草が多く出過ぎて、大きな歩道であればいいんでしょうけれども、歩道も通れない。そして車道を通ったときには、この車道の結構内側まで入らないと通行できない。そういった部分が多いんですよね。私はこういったものを含めてしっかりと対応していかないといけないと思っております。現在のままであれば、どんなにいいこと言ったとしても、自転車に乗ろうかと考える人は少ないと思っております。私の知り合いに、ヤンバルで行われている自転車のツーリングに参加している方もいらっしゃいます。練習のたびにヒヤリとしていると。私たちもそうです。運転しているときに、やはり自転車が道路の植栽の草を避けるために内側に入ってくるんですよね。やっぱりここをしっかりしないと、自転車ツーリズムってどうなんでしょうか。そして、自転車で健康づくりをやろうと思ってもなかなかできない。私はそこから考えてほしいなと思っております。それとともに、これは県道だけ国道だけじゃないんですよね。それにつながる文化的資産、各市町村にある遺跡やそういったものを含めて接続するのであれば、県道だけでは駄目ですよ。市町村道をどうするか、その財源をどう確保するのか。私はそこをしっかりと聞きたいなと思っています。まず、財源確保をどのように考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路には道路管理者というのがございまして、国道は国ですね、そして市町村道は各市町村になるんですけれども、道路法におきまして、各道路管理者のほうが維持管理を行うこととなっておりますので、財源についてはそれぞれの道路管理者で調達することになります。

　以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　確かにそうなりますけれども、だがしかし、今県が考えているものと市町村が合致する場合、できないものも出てまいります。そこは各市町村と共に、その財源確保についてもしっかりと具体的にお話をされてください。よろしくお願いいたします。

　あと伝統文化の空手の教育に関しまして、デニー知事、ウンジュン　ティーサイビサーナ。ティーサイビサーナ　ウンジュ。ウチナーのユクゥトゥバシー　ウタチェーナラン。ウッチンナラン。クトゥヌーネーンシヨル　ジョートゥーって。空手のクトゥバがあるんですよね。ウリ　アガターヌ　ウチナーヌ　ワッターウチナーヌ　尊厳守る「命どぅ宝」、これもつながるんです。先ほど中学校で９割近くがやっているというお話もありました。しかし、高校ではまだ26校ですか、になっております。まだまだ少ないと思っている

んですね。その点を知事のほうも部局として、教育委員会と一緒にやっていただく必要性があると思いますけれども、それについて知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄の伝統空手の基本的な言い伝え・教えは、空手は「人に打たれず、人打たず、事なきをもととするなり」という言葉があります。つまり自分の心身を鍛え、それによって相手を尊敬するということが大事だよというように、私も60前の手習いから始めた空手ではありますけれども、始めて自分の心身の維持にも非常に大きく役立っているなと思います。他方で、ではこれを学校教育の中で取り入れていくということを考えた場合、例えば中学校や高等学校などでの武道空手だとしますと、全日本空手道連盟参画の、例えば競技空手でありますとか、学生空手のようなそういう指導者とそれとは別に、沖縄の伝統空手、首里手、那覇手、泊手などの伝統空手流派の指導者の方々とは、またこの指導内容が幾分違っておりますが、それぞれにその指導体系というものは、またまとめられて利用ができるという環境にもあります。ですから、文化として空手をたしなむということ、あるいは親しむということと、子どもたちが心身ともに健康に成長していくための一つの修養として、武道として空手を教えていくこと、学んでいくこと、これは沖縄においては非常に県民からも大きな支持が得られると思いますので、競技空手、伝統空手、どちらの空手であっても、やはり指導者がしっかりと指導体系を確立した上で、子どもたちに空手を学ぶことの喜び、すばらしさをぜひ広げていただきたいというように県もしっかり後押ししたいと思います。

○大田　守 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、９月22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時36分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年９月22日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和７年 第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

令和７年９月22日（月曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

令和７年９月22日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第２号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
乙第２号議案　沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　通信線損傷事故に関する和解等について
乙第11号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第12号議案　県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第14号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

認定第１３号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第１４号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第１５号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第１６号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第１７号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第１８号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第１９号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第２０号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第２１号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第２２号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第２３号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第２４号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
4番	儀保　唯　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	新里治利　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	新垣　新　議員
11番	新里　匠　議員	35番	島尻忠明　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	38番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	39番	仲村未央　議員
15番	米須清一郎　議員	40番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	41番	山内末子　議員
17番	當間盛夫　議員	43番	座波　一　議員
18番	松下美智子　議員	44番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	45番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	46番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員
22番	新垣淑豊　議員		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	大城　肇	副知事
池田竹州	副知事	小川和美	政策調整監

溜　政仁	知事公室長	砂川勇二	土木建築部長
宮城嗣吉	総務部長	宮城　力	企業局長
武田　真	企画部長	本竹秀光	病院事業局長
多良間一弘	環境部長	友利公子	会計管理者
北島智子	生活福祉部長	白井勝也	総務部財政統括監
真鳥裕茂	こども未来部長	半嶺　満	教育長
糸数　公	保健医療介護部長	小堀龍一郎	警察本部長
喜屋武盛人	農林水産部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
知念百代	商工労働部長	森田崇史	人事委員会事務局長
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
宮城　優次	長	安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮里　洋史 議員　本日１番目の一般質問、宮里洋史です。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、これからの沖縄は本当に可能性が高く、大きく伸び代がある都道府県の一つだと思っております。今回の質問でも皆様と共に未来についてのお話ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１問目に入らさせていただきます。

１、環境問題について。

県内で唯一の公共関与型産業廃棄物最終処分場である安和エコパークの現状と今後の展望について伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

沖縄県環境整備センター株式会社が整備しました安和エコパークは、管理型産業廃棄物の県内処理体制を確保し、県内の社会経済活動を下支えする施設として、令和元年10月から供用を開始しております。当該処分場は、廃棄物の搬入者に制限を設けておらず、廃石綿等の埋立処分を行うことができる県内唯一の施設となっております。現在、２期目の分割埋立地で受入れを行っているところでありまして、４期目の埋立完了予定の令和15年度に向けて、引き続き同社において適切に運用が行われるものと承知しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　アスベストに大きな効果、また船で送らなくてよくなった等、いろんなところで効果が出ているこの施設でございますけれども、管理型は今現在、沖縄県はここしかないと聞いております。当初、令和15年までできるということだったんですが、この期間、実際は早まっていないか、お聞かせ願います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

この処分場は、４分割した埋立地を15年で埋め立てる計画となっております。１つの埋立区域につきまして約３年半で埋め立てることとなっておりまして、第

１期につきましては順調に埋立てを終了しているというところでございます。今現在行われております第２期につきましては、被覆施設の移設を行う工事のために、９か月間の受入れ停止期間がございました。そのために、各事業者におきまして、ストックされていた廃棄物が集中して搬入されたというような状況で、受入れ量が一時的に増加したというふうに聞いております。ただし、令和７年度から令和８年度は平年並みの埋立量を見込んでいるということですので、２期目につきましても計画どおり埋立てを終了する見込みというふうに聞いているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今、令和７年ですので15年まで残り８年となっております。この沖縄県の建築需要も含めて、今後未来へさらにさらに投資していくというときに、最終処分場は必ず不可欠な施設になると思います。この令和15年を迎えたときに、沖縄県として最終処分場をどのように考えているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

廃棄物処理法上、事業に伴って排出されます産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任の下に行うということが原則でございますので、産業廃棄物の処理施設の整備は民間において行われることが基本となります。県が関与して管理型最終処分場を整備するということにつきましては、産業廃棄物の排出状況でありますとか、民間におけます管理型最終処分場の整備状況、それからその残余容量、あるいは県内経済への影響等を考慮して検討する必要があると考えておりますので、県としましては、安和エコパークの令和15年度までの埋立期間を見据えつつ、民間における管理型最終処分場の整備状況等を考慮して、再び県が関与して整備を行うべきかどうかというものは判断していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　これ県経済に大きく関わってきます。そして、県民負担にも大きく関わってきます。やはり、ごみを最終的に捨てるところがないと、お家を造る人だったりとか、病院の捨て場所だったりとか様々なもので県民負担が増えますので、その機能の維持をぜひお願いしたいとともに、あと８年って長いようで本当に短い。一般廃棄物処理場を造るにしても10年、15年かかる中で、民間がやるのか、公共がまた関与するのかもありますけれども、民間がやるのであればもう時間がないと思いますし、公共がやるにしても計画をつくらなければいけないと思いますので、その点、最後に答弁願います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　これにつきましては、繰り返しになりますけれども、県内における産業廃棄物の排出状況、それから民間における整備状況というものを十分検討しながら、県としても判断していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　よろしくお願いいたします。

次に行きます。

２、都市計画について。

中城村・北中城村が共同で進めるまちづくり計画の実現に向けた都市計画区域再編の現状についてお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

中城村と北中城村の共同まちづくり計画ですけれども、両村が中城城跡等の共通する資源を生かしまして、一体的にまちづくりを進めるものでございます。この計画は意義深いものと考えております。県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、中南部都市圏を一体の都市として捉えた都市圏の役割、方向性等を明確にしまして、都市計画区域の再編も視野に入れた検討に取り組んでいるところでございます。今後、有識者会議等におきまして、都市計画基礎調査の分析結果、あと関係市町村の意見等を踏まえまして、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　この再編については、令和９年に判断されるということを聞いておりますけれども、何をもって判断されるのか。また、これまで両村はこの再編に向けて今まで様々、予算もかけて取り組んでおりますけれども、この両村が県から言われて行う追加の作業があるのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　まずどのような基準で判断するのかという都市計画区域の範囲の判断基準につきましては、都市計画運用指針に示されておりまして、都市計画法に基づく都市計画基礎調査の分析結果等を踏まえて判断することになります。具体的に申しますと、まず１つ目に土地利用の状況及び見通し、２つ目に地形等の自然的条件、３つ目に通勤・通学等の日常生活圏、４つ目に主要な交通施設の設置状況、５つ目に社会的、経済的な区域の一体性などから総合的

に判断しまして、実質上、一体の都市として整備、開発、保全する必要のある区域として指定することになります。

次に、両村が取り組む作業はあるのかということにつきましてですけれども、今後の検討につきましては県において実施するため、現時点で市町村による調査検討などは想定しておりません。ただ、検討におきましては、市町村で構成する連絡会議というものを設置する予定でございますので、両村には連絡会議に御協力いただければと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　ありがとうございます。

引き続き両村に寄り添って、また沖縄県の広域の都市計画の考え方もぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。

３、子どもを取り巻く環境について。

(1)、沖縄県におけるヤングケアラーの現状と貧困・虐待への対応についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和４年度に実施した県内の小学５年生から高校３年生までの全ての児童生徒、約13万人を対象としたアンケート調査の結果、ヤングケアラーと思われる子どもは全体の5.5％おりまして、その中でも日常生活に何らかの影響があり、支援が急がれる子どもは1.8％いるということが分かりました。このため県では、関係機関職員向けの研修やヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援、それからヤングケアラー・コーディネーターの配置、ＳＮＳを使った相談等に取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　ヤングケアラー、貧困、虐待などは、一つ一つではなくて複雑に絡み合う家庭の問題だと僕は思っております。これらの家庭の課題を解決するための県の取組をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、困難を抱える家庭を訪問し必要な支援につなげるために、ヤングケアラー等寄り添い支援事業を実施しているところでございます。本事業では既存の支援体制による支援が届きづらい子どもや家庭を対象として、支援員が相談支援、それから生活支援等の直接支援を行うほか、市町村と連携して必要な支援施設等につないでおりまして、令和６年度は５圏域において473件の支援を行ったところでございます。ちなみに具体的事例を紹介させていただきますと、学校から情報提供が役所にあったことをきっかけに、母子家庭の母親がアルコール依存で、子ども２人が母親の面倒や家事を担っている世帯に対しまして、支援員の相談支援が行われた結果、通院等につながり、治療それから公的支援へとつなげた好事例がございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　私この話を聞いて、これが今求められている大変重要な支援だと感じております。本当にその実績もすばらしいものだと思っております。やはりこの家庭訪問に様々なチャンネルがあるわけです。虐待、貧困、ヤングケアラー。その中でも普通の訪問看護であったり訪問介護であったり、ヘルパー、相談員、ケアマネジャー、そういった方々から聞くのは、中に入って家庭がまずいんだけれども、私たちはこの１人としか今契約をしていないからなかなか動きづらいと。そういった相談の中で、こういった県の――ヤングケアラーからではありますけれども、支援があるのは本当にすばらしい事業だと思っております。

ここで最後にお聞きしたいんですが、今市町村から連絡があってこの支援をされているということなんですけれども、今僕が申し上げた現場に入っているケアマネ、相談員、訪問されているヘルパーたちからの通報というよりも、そういった支援の委託を受けている事業者に連絡ができれば一番いいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　ありがとうございます。

先ほどの事例のほかに、事業所等から委託事業者に対しまして情報が入って、市町村と連携しながら必要な支援につなげた事例もあるというふうに聞いております。また県では、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しております。ヤングケアラー・コーディネーターにつきましては、直接相談がある場合もございますので、そういった場合は、家庭支援が必要な家庭に関する情報を市町村と共有いたしまして助言を行っているところです。今後とも、市町村や委託事業者、それから支援施設等との連携により、支援体制を強化してまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員 かしこまりました。よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。

(2)、高校生の退学理由の実態についてお伺いいた

します。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
本県高校生の中途退学率は、令和５年度1.9％となっており、全国平均と比較すると0.4ポイント高い状況にあります。その主な理由としましては、進路変更や学校生活・学業不適応となっております。各学校においては、生徒が学習や学校生活を継続し、安易な退学につながらないよう、教育相談等の支援体制の充実を図り、丁寧に関わり続ける指導・支援に努めているところです。
県教育委員会としましては、スクールカウンセラーや就学継続支援員及び中途退学対策担当教員を配置するなど、引き続き生徒に寄り添った支援の充実に努めてまいります。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　次の質問に行きます。
(3)、10代における薬物犯罪の現状と対策についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　県内における二十歳未満の者の薬物事犯検挙人員は、令和６年中は59人で、前年比で26人増加しております。また、令和７年１月から８月末までの間では38人で、前年同期で同数となっております。これを学識別で見ますと、令和７年８月末までの検挙38人中、中学生が３人で前年同期比３人増、高校生が13人で前年同期比５人増とそれぞれ増加しており、中高生への拡大が懸念されるところであります。
県警察としましては、薬物事犯への対策として、末端乱用者及び密売人の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発、薬物乱用を拒絶する機運の醸成を図るための広報啓発活動など、総合的に取り組んでいるところであります。特に、若年層に対する薬物乱用防止に関しましては、各学校に警察職員を派遣して薬物乱用防止教室を開催したり、大学生少年サポーターによる若者目線からの薬物乱用防止動画の作成などを行っております。引き続き教育委員会、教育現場などの関係機関と連携して対策を強化してまいります。
以上です。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　昨年より増加している中高生の薬物事犯の検挙人員ですね。先ほど退学者の部分でも令和５年度ですけれども、問題行動で退学された方が17名いるということで、ここはリンクはしていないんですけれども、現状として、中高生が薬物犯罪に巻き込まれている現状が僕はあると思っております。この退学とこの薬物との関連はあるのか、またこのような場合、生徒はどのような扱いになるのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
過去５年の薬物事案による退学処分については、報告は受けていない状況にあります。
薬物事案は極めて重大であり、学校としても毅然とした態度で指導・支援する必要があります。生徒は成長過程にあり、立ち直りを支援することも教育の重要な責務であるというふうに考えております。学校においては、生徒の更生を支援するため、スクールカウンセラーや就学継続支援員を活用した教育相談体制を確立し、必要に応じて医療機関や専門機関とも連携しながら、取組を進めております。
県教育委員会としましては、引き続き各学校の取組を支援し、生徒の人格や人権を尊重し、その意思や成長を最優先に考えることのできる生徒指導の充実に努めてまいります。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　高校生が薬物で検挙された場合、犯罪で検挙された場合、退学事由に当たるのかお聞かせください。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げましたが、過去５年、薬物事案による退学処分については報告は受けておりませんが、自主退学あるいは転学、そういった事例はございます。令和７年度においては、その自主退学や転学についても、この薬物事案を理由とした自主退学や転学についての報告は受けていないという状況にございます。この自主退学に至る際には、面談を重ね、就職や他の高校での卒業方法や再入学制度の説明等の支援を行っているところであります。また、転学を希望する生徒に対しても、転学先やその後の生活等について、学校としてできる限りの支援を行っているところであります。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　私は、今の学校教育の中ではそういった犯罪に至った生徒であろうが、しっかりとそういった更生を踏まえた上で、退学処分にすることはないと聞いているんですけど、それでお間違いないですか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　この薬物事案が発生した際に、それのみの理由で退学にするということはございませ

ん。しっかりとその生徒に寄り添って、しっかりまた学業を続けられるという状況も支援しながら、寄り添った支援を行っているところであります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　それでは確認いたします。

現場の声として聞こえてくるのが――今、教育委員会としてはそういった対応はしておりませんと。検挙されても寄り添っていくという答弁をいただいたので、ぜひよろしくお願いしたいところなんですけれども、現場の声で聞こえてくるのは、そういった薬物に限らず、問題行動だったりとか、先生と意見が合わないとか、先生と相性が悪いのか分かりませんけれども、義務教育じゃないんだから退学していいんだよっていう声がまだあると僕はお聞きしておりまして、先生とコミュニケーションが図れない。また、先ほど僕はこの薬物に中高生が巻き込まれているっていう言い方をしました。確かに犯罪を犯すことは駄目です。ただ、中高生がそういったことに関与してしまう、触れてしまうっていう今の社会情勢がありますので、そういった指導をする人は駄目というよりも、こういった指導は今推奨されていないということを再度確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども申し上げましたが、この薬物事案は極めて重大でありまして、学校においてはそういう薬物に関わることはもう絶対駄目であると強い指導を行っているところであります。毅然とした態度で指導しておりますが、やはり生徒は成長過程にありますので、その立ち直りを支援すること、これもまた教育の重要な責務であります。これまで生徒指導担当者協議会、あるいは学校長の研修会等ございますので、そういったことについてはしっかりと共通理解を図りながら進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　引き続き、子どもたちに寄り添った支援をよろしくお願いいたします。

次に行きます。

４、ＳＡＣＯ合意について。

2025年――これは牧港補給地区のことでありますけれども、当時2013年のニュースでもありました。2025年を期限として進められていた米軍基地返還交渉の現状についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

2024年度末現在、ＳＡＣＯ最終報告で示された返還予定面積約5002ヘクタールのうち、約4449ヘクタールが返還されております。また、統合計画で示された返還予定面積約1048ヘクタールのうち、約73ヘクタールが返還されております。その統合計画のうち、2025年度またはその後に返還可能とされている牧港補給地区の倉庫地区の大半を含む部分、約129ヘクタールについては、約３ヘクタールが返還されており、また、そのほかキャンプ桑江も25年度またはその後となっていたんですけれども、約68ヘクタールについては、まだ返還の予定がないということでございます。

以上になります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　県民からは、辺野古問題に沖縄全体の基地問題が矮小化されたという意見もございます。やはりこの返還が決まった部分に関しても大きな声を上げて取り組んでいただきたいと思っております。その嘉手納以南の返還に向けて、その後の跡地利用について、沖縄の大きな未来に向けた取組であります。知事は県をどのように動かして、その後のプランを考えていくのか。また以前、大田知事は、アクションプランの策定等も行っておりましたけれども、玉城知事の御意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県の総合計画の考えとしてまずお伝えしておきたいと思いますけれども、嘉手納以南の基地の返還、これは沖縄県内の人口の約８割が集中をしている非常に産業構造上も、その基地の跡地利用については多くの県民、あるいは業界関係の方々から期待の高い地域でもあります。沖縄21世紀ビジョンで示しておりますのは、基地のない沖縄の将来像を示しておりますけれども、それぞれの市町村の広域的な都市計画と県全体の均衡ある県土の発展、そして開発の計画と整合を取りながら、迅速にそのような跡地利用を進めていきたい。かねてから政府に対しては、ＳＡＣＯ合意に基づくその基地の返還計画を、その進捗を早めていただきたいというようなことも要請をしておりますので、これからもその跡地利用に向けては、鋭意市町村と連携しながら取り組んでいきたいというように考えている次第であります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　基地問題を語るときにネガティブなものが多いのも、もちろん現状としてありますけれども、やはり基地を返還した跡地、未来に向けた沖縄づくりはここが重要な部分ですので、そこは本当に与野党というよりも保守革新も関係なく、県民一体となって取り組んでいけるように、今後ともよろしくお

願いいたします。
　次の質問に行きます。
　５、公営住宅について。
　県営団地の管理体制における民間委託の状況と入居者抽せん方法についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。
　県営団地の管理につきましては、県内を６地区に分けまして、地区ごとに指定管理者を選定しております。現在の指定管理者ですけれども、令和６年度に公募しまして、指定管理者制度運用委員会にて管理運営能力等を審査した上で選定しております。また入居者の抽せん方法につきましては、平成28年度の募集から子育て世帯優遇枠というものを新設しまして、子育て世帯が県営住宅へ入居しやすいよう対応しているところでございます。引き続き、より配慮を必要とする世帯が入居できるように取り組んでいきたいと考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　その子育て優遇世帯についてでありますけれども、ひとり親、多子子育て世帯、子育て支援世帯とありますけれども、これ抽せんでは同列で扱われておりますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　現時点では子育て世帯優遇枠ということで、同列ということで取り扱っております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　これ県民から、まさか同列とは思わなかったという声が多数あります。その理由は、申込みのときに３つに分けて申込みしているわけなんですよね。特に、ひとり親、多子世帯については、全部が全部ではないんですけれども、一部だけでも少しでも差をつけて、そういったひとり親、多子世帯を優遇することができないのか御要望いたしたいと思いますけど、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　優遇枠の中でまた順番をつけてということだと理解しておりますけれども、多子世帯の定義――何名の子どもからとか、ちょっと線引きするのもなかなか難しいところもございますが、本県におきまして、子どもの貧困ですとか少子高齢化など、様々な課題があると認識しております。そのような要配慮者も考慮しまして、住戸を提供できるように、ほかの自治体の取組等も参考にしながら、よりよい方法があるのかということについては研究していきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　子育て支援世帯の中でも、そういった一部、やはりより苦しい家庭と思われるところを支援できるように取組をお願いしたいと思います。
　次の質問に行きます。
　６、防災について。
　津波防災サインの整備状況と活用についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　避難場所等の避難標識については、避難場所を指定する市町村や施設管理者が整備することとされております。県では、避難標識の整備状況を把握しておりませんが、平成28年の国の通知により示された避難場所等の表示方法及びその整備に係る財政措置について市町村に周知するとともに、今年度実施した圏域別の市町村との意見交換会において、適切な標示について依頼したところでございます。引き続き市町村への支援を通じて、災害時に地域住民が本標識を活用して円滑に避難できるよう努めてまいりたいと考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　今回ありました津波警報――また最近ありましたけれども、皆さん高台に逃げて、意識は県民としてかなり高まっていると思います。しかし、この一斉に避難するのは、もう直近でも２回ありました。次は、やはり渋滞の問題がまた顕著に出てきていると思います。垂直避難等、規模に合わせた避難の啓蒙が行えないか、分かりやすい標識を立てる、また、それが検索しやすいようなシステムをつくる、そういった取組を行えないかお伺いしたいと思います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　まず津波避難は、国のガイドラインにおいて、避難するために十分な時間が確保可能な場合は、災害が発生した場所から可能な限り遠くの安全な場所へ避難するという、いわゆる水平避難が原則であるとされています。そして、自宅・施設等の浸水しない上の階へ移動する垂直避難については、ガイドラインにおいて、災害の前兆現象の発見等が遅れたり、また、災害のリスクのある区域等の外側の指定緊急避難場所が遠方にある場合などに優先的な選択肢として検討することが考えられるとされておりま

す。ですので、どのような場合に垂直避難がいいのか、水平避難がいいのかというのは、その場合によって――場合によってというか、その状況に応じて判断されるべきものでありますので、そこはやはり事前の訓練だとか意見交換などを通して周知させていくということが重要なのかなというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　この渋滞の問題は、やはり大変な問題だと思います。結局車が詰まって、より逃げないといけない人たちが動けないという現状がありました。なのでやっぱり台風でも、沖縄県はずっと台風災害がありますけれども、規模に応じた台風対策というのを県民も意識してやっていると思いますので、例えば今回、津波警報３メートルというのがありました。そういったもので、またみんながみんな上へ上へ、遠くへ遠くへって逃げてしまうと、社会の機能も止まるところがあります。ここは本当に難しい話ではあると思うんですけど、ある程度今言った垂直避難であったりとか、県民一人一人が逃げ方、逃げ場所がしっかり分かりやすい取組も必要だと思うんですね。みんながみんな警報が出たから必ず遠くへ高台へってやると、やはり交通網も渋滞を引き起こしてしまいます。そういったことの今後の対策をお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず水平避難におきましては、原則として徒歩で移動するようにというお願いをしているところでございます。その上で垂直避難につきましては、過去の災害で実際に発表された津波の高さを超える津波が発生した事例もあることから、あらかじめ津波注意報あるいは警報等の発令時の津波の高さをもって、何階以上に避難すれば安全というようなことはなかなか難しいのかなと考えております。議員の御提案もありますので、どのような――何ていうんですか、指示が適当なのかというのは、これはもうずっと検討課題だと思いますが、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　よろしくお願いいたします。

次７番目、財政運営について。

(1)、総務省の裁定結果を踏まえ、より充実した予算審議と説明責任が求められているとありました。これまで当局から臨時財政対策債の借換債の発行方針が示されなかった。簡単に言うと、内訳が示されなかった経緯がございますけれども、今後はその説明が行われると考えてよいのか伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　借換債の予算計上に当たりましては、世代間負担の公平性、年度ごとの公債費負担の軽減の観点も踏まえ、慎重に対応しております。具体的には、必要な事業に対し、国庫補助金など活用可能な財源を充当した上で、なお生ずる一般財源の不足分を賄うため、財政調整基金等残高、今後の借換え可能額、財政状況等を考慮しながら借換債を計上しております。今後の臨時財政対策債に係る借換債の予算計上につきましては、議会による修正議決及び総務大臣の裁定等を踏まえ、令和８年度当初予算の編成過程で検討するとともに、丁寧に説明してまいります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　ということは、次年度は幾ら臨時財政対策債を借り換えることができますよっていうことは教えていただけるということでよろしいですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　予算編成過程におきまして、必要な事業は精査の上、措置することとなります。その財源の支出として、借換債うち臨時財政対策債に係る借換債を決定することとなりますので、予算が固まりましたらその内訳は説明することとなります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　この質問は、またそこら辺が示されないと、今年の３月の議決と同じ議決がされるということなので――やはり総務省の裁定でもありました、充実した予算の説明が求められております。私たちも審議が求められておりますので、そこはそのように対応していただけると感じておりますけれども、よろしくお願いいたします。

そして、後年度の利息負担についてございました。後年度の利息負担については、総務省が市中銀行の金利実態に合わせて、基準財政需要額の算定に反映させております。元本・利息においても国が100％手当てをする制度――地方交付税制度の原点に立ち返れば、県として臨財債の借換えについては100％行う選択肢しかないのかなと思います。もしそうでなければ、当初発行額を減らすんだったら分かるんですよ。当初発行額。ではなくて、当初マックス発行して、借換え期間を短くするっていうこと自体がどうなんだろうという質問ですけど、そこはいかがですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　臨財債につきましては、後年度の元利償還金について地方交付税で措置されるというような制度にはなっておりますが、先ほど申しまし

たように、臨財債、借換債の活用につきましては、必要な事業を措置した上で、その財源として手当てするという形になります。精査された必要な事業が積み上がった段階で、借換え可能額の範囲内で対応することとなりますので、その段階におきまして丁寧に説明してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　少し気まずい感じもあるんですけれども、河川のしゅんせつであったりとか、団地の建て替えだったりとか、この和牛畜産農家だったりとか、様々予算要求、どの議員からも出てきます。それをもって、必要であればではなくて、使えるものがあれば、やりたいことはみんなあるわけですよね。だからその答弁をちょっと考えていただきたいなというか、必要なものはあるはずなんですよ。やるべきことはたくさんあるはずなんですよ。そこら辺どのようにお考えですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　予算編成におきましては、財源があるからということよりも、先に必要な事業をどのように措置するかと。そして、その措置に当たりましては、最も有利な財源、それを活用しつつ一般財源を賄うというようなことを考えております。借換債の計上に当たりましては、繰り返しになりますけれども、議会による修正議決及び総務大臣の裁定等を踏まえ、令和８年度の当初予算の編成過程で検討するとともに、丁寧に説明してまいります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　それでは(2)に行きます。

基金の運用実績について、運用額、運用利益、運用利回りについてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

会計管理者。

○友利公子 会計管理者　県では、基金の運用は定期預金や元本の償還及び利息の支払いが確実な債券により運用しております。令和６年度の基金の運用は、運用額が約1587億4239万円、運用益は約１億5350万円、運用利回りは0.097％となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　（パネルを掲示）　このパネル、ぜひ皆さんもタブレットで見ていただきたいんですけれども。我々が３月の議会でいろいろもめたというか、議論になったときに、後年度の利息負担というものがございました。５億円かかるっていうお話がありました。そうです。後年度の利息負担を考えるときに、だからこそ基金の運用が必要だということを今議会で言いたいと思います。基金運用を図ることで負担を軽減することも可能であります。

パネルを御覧ください。

この１番小さいものですね。これが沖縄県の基金のうち債券を運用したところの利益になります。0.8億円――8000万円です。利回りが0.729％。隣が川崎市であります。こちら利息収入13.8億円で、利回り0.884％。利回りは0.1％ほど変わります。そして隣、こちら福岡市です。福岡市、利息収入50.6億円――50億円ですね。利回り1.326％。これ何が違うかというと、一番右の運用額が違うんです。沖縄県令和６年度債券――債券というのは、安定債券を買わないといけないから、国債そして地方債、財政投融資なんです。沖縄県は111億円入れています。川崎市は1571億円入れています。福岡市は3905億円入れております。それでなんですけれども、この下、沖縄県が最も残高が高い基金、そして最も低い残高の基金、これもう基金全部同じ基金のことを言っているんですけれども、高いときと低いときです。高いときで、令和７年３月末で1902億――要するにお金がありました。一番低いときで1756億円です。令和６年11月末。そうであれば一括運用をして、1000億円ぐらいこういったことに入れたらいかがかなと思うんですよ。そういった基金の運用が――今後、後年度の利息の支払い、県民負担と言うのであれば、基金の運用をして、その県民負担を減らすことも可能じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　会計管理者。

○友利公子 会計管理者　お答えいたします。

県では、現在個別基金ごとでの運用を行っております。運用可能額を増やし、運用益を増加させることは重要であると考えておりますが、同時に安全性や流動性の確保にも留意する必要があります。一括運用も含め、より効率的な運用の導入に当たりましては、他県の運用方法なども参考にしながら、執行機関と連携し、新たな運用方法について調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　会計管理者、安全性っていうのは、僕今国債って言ったんですね、国債。安全性っていう話はなかなか厳しいのかなと思うのが、国を信用

していないみたいな話になったら――そういう意味ではないと思うんですけど、もちろん安全に運用しないといけませんが、多分その部分ではなくて流動性と――通帳が全て分かれていると聞きました。その手続論、どのような事務を行っていくのかっていうハードルがあると思いますので、ぜひそこは整えてやっていただきたいと思います。今基金の一番低いときが1756億円って言いました。1000億円を運用するとします。今の県の利回り0.729％を運用しても7.3億円。今年３月にやった58億円の後年度の利払い、全部賄えます。福岡市並みにやると13.5億円、利益収入を得ることができます。県民負担を軽減するため、そして新しい財源を生み出すために、必ずこれやるべきだと思うんですけれども、知事、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御意見のいわゆる柔軟な基金の運用については、当然、これから予定されている事業、新たな事業等々、様々な事業があります。その場合には、やはりこの県債の活用については柔軟に考えていくと。そしてそこでいわゆる一つの自主財源として運用をしていくという範囲は、これからもっと柔軟に考えるべきであろうというように思っておりますので、議員の御意見も参考にしながらしっかり検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　沖縄県の伸び代、こういった部分でもやはり伸び代がありますので、ぜひ取組の強化をお願いいたします。また、こういった利回りでもらったものに関しても、僕は、その基金に積んで、例えば、子どもの派遣事業とかに充てていただきたいんですね。そういった財源の確保、新しい財源の生み出し方の取組をぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。

我が会派の代表質問との関連について。

新垣淑豊議員の代表質問２の(9)、ワシントン駐在問題を受けての内部統制の取組についてでありますけれども、知事公室ではどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理については、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書において重大な不備と位置づけております。知事公室では、現在、問題点及び問題が発生した要因を整理・分析し、報告書として取りまとめる作業を行っているところでございます。今後、庁内で共有し再発防止に努めるとともに、議会や県民の皆様に公表することとしております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　そして駐在事務所、法人に配置していた県の職員（法人役員）は、本来営利企業に従事する形の配置であるため、職員派遣の条例に基づき、県職員を退職して従事すべきもので、給与は現地法人から受け取ることが適切でありますけれども、県から支給されております。これはどのような取扱いになるのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

いわゆる派遣条例につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいており、同法に基づく退職派遣制度は、地方公共団体の施策の推進を図るために人的援助が必要であるなど、一定の要件を満たす株式会社の業務に専ら従事させるため職員に退職を要請し、これに応じて退職した職員を当該株式会社の業務に従事させるものとされております。ワシントンＤＣに駐在する職員は、安定的に滞在し活動できるよう、常時ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねた上で、沖縄の基地問題に関する情報収集、情報発信の業務に従事していたものでございます。このような状況は、県によるワシントンＤＣオフィス社への人的援助には当たらず、また、職員が同社の業務に専ら従事していたものではないため、同法に基づく退職派遣には当たらないというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　兼業許可の中には、７時間半ワシントンＤＣオフィスに勤めるって書いているんですよ。年２回の株主総会だけみたいな書かれ方がされていたので、それを専らと言わないで何て言うのかなというのはありますけれども、ただ、過去の駐在派遣されていた職員は、いまだに兼業許可は出されておりません。これは地方公務員法の違法な状態が続けられているわけですよ。この責任はどうするんですか。この問題、何もなくで県民は納得しませんよ。信頼も回復しませんよ。責任の取り方を教えてください。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　兼業の許可、確かに以前ワシントンＤＣに駐在していた者については、許可は取

られていないということでございます。その問題が発覚した当時の職員については、兼業許可を認めたところでございます。これにつきましては、過去に遡ってそのような行為をすることに効果がないということで内部で検討した結果、出さなかったということでございます。いずれにしましても、このような問題で疑念が生じたことは大変重く受け止めておりますので、この報告書にもこのような内容については十分整理した上で報告したいというふうに考えております。

以上です。

○宮里　洋史 議員　議長、すみません。答弁漏れです。

責任をどう取るのかという質問。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　この一連の問題についての責任等については、現在、内部で調査を行っているところでございますので、その結果において、責任の所在が明らかになろうかというふうに考えております。

以上です。

○宮里　洋史 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

〔比嘉　忍　議員登壇〕

○比嘉　忍 議員　それでは、沖縄自民党・無所属の会、比嘉忍、本日、宮里議員に続きまして２番バッターで一般質問させていただきたいと思っております。

その前に、先日、中川議長を団長として、我々先輩議員と私も含めて10名、事務局２人、それからツアーコンダクターの方と一緒に――池田副知事も同席でした。カナダ移民125周年式典、それから祝賀会等参加させていただきました。その際に県人による三線、獅子舞、エイサー等も鑑賞させていただきました。特に口頭での要望というか意見交換では、県が行っております指導者の派遣事業がとても好評でありましたので、これからも進化させてより強固にして、継続的に支援していただきたいなと思っております。特に県人の皆さんの沖縄に対する郷土愛等も現地で拝見、拝聴させていただきましたので、一緒に受け止めて、カナダの県人、世界に散らばっているウチナーンチュのために、我々一緒になって一体となって取り組んでいきましょう。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

１、県内の10代から20代を中心に乱用されていると指摘があります笑気麻酔について、以下のとおり答弁を求めます。

(1)、沖縄で広まった背景及び現状について。

２、令和６年11月21日に事業者より提出されたベルトコンベヤーの道路占用許可申請について、次のとおり答弁を求めます。

(1)、現時点での状況について。

(2)、今後の予定、見通しについて。

３、令和６年６月26日に本部港本部地区（旧塩川地区）の港湾施設使用に係る連絡会より提出されました安全対策の申入れについて、次のとおり答弁を求めます。

(1)、現時点での現状について。

(2)、今後の予定、見通しについて。

４、今年３月に策定されました県こども計画の取組状況について。

５、昨今、インフルエンザやコロナ及び百日ぜきが蔓延してきている中、県として強力に感染症対策を講じるべきと考えるが、感染症の現況と対策、取組状況について答弁を求めます。

６、地域の課題解決に向けて、次のとおり答弁を求めます。

(1)、名護市東江海岸で進められている高潮対策事業について。

(2)、世冨慶川河口付近の堆積土砂の対策について。

(3)、県道71号線（名護市大北地内）の道路改良工事について。

(4)、県道13号線（名護市豊原地内）の歩道整備事業について。

(5)、北部地域におけるマングース駆除に係る現状と今後の取組について。

(6)、伊江島空港の防災拠点や緊急医療拠点としての利活用について。

以上、１次質問とします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　比嘉忍議員の御質問にお答えいたします。

４、県こども計画の取組状況についてお答えいたします。

沖縄県では、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等の意見を取り入れながら、有識者会議や庁内推進会議による審議、パブリックコメントなどを経て、令和７年３月に沖縄県こども・若者計画を策定し、併せて広く子ども・若者に周知するため、計画のやさしい

版を作成しております。令和７年度においては、国と連携したシンポジウムの開催や県広報紙、ＳＮＳの活用等による普及啓発に取り組むとともに、全ての子ども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、その意見が県の施策に反映されるよう、子どもの意見等をアドボケイトできる大学生ファシリテーターの養成や子ども・若者から意見を聴取するこども・若者モニターの募集・登録を進めております。また、計画の実効性を高めるため、施策評価（ＰＤＣＡ）の実施に向けて取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、子どもを権利の主体として、意見表明や社会参画の取組を進め、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと暮らせる、誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指し、子ども施策を力強く推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　１(1)、笑気麻酔の現状についてお答えいたします。

御質問のありました笑気麻酔と呼ばれる指定薬物エトミデートは、本年５月に指定薬物に指定されたものでありますが、本年８月末現在で７件７人が検挙され、このうち20歳未満によるものが５件４人となっております。このエトミデートについては、本年に入り、その使用によるものと認められる問題事象が顕著となったものですが、規制された今も使用される実態がある背景としては、ＳＮＳ上において販売の投稿がされており、若年層を含め比較的容易に入手できる環境にあることなどが考えられるところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、ベルトコンベヤーの道路占用許可申請についての質問のうち(1)と(2)、申請の現状と今後の見通しについてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

令和６年11月に事業者から北部土木事務所へ道路占用許可申請書が提出されております。現在、北部土木事務所において、同申請書の内容について精査しているところであり、道路法に基づき適切に処理してまいります。

次に３、港湾施設使用に係る連絡会より提出された安全対策の申入れについての(1)と(2)、本部港旧塩川地区の安全対策に関する申入れについてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県の管理する港湾施設は、公的な資金で整備した公の施設であり、一般の方々も利用することができることが原則となっております。昨年６月26日に本部港本部地区（旧塩川地区）港湾施設使用に係る連絡会から、立入禁止看板の設置等、同地区における安全対策の申入れがありました。本部港旧塩川地区の安全対策については、事業者においても検討され、車両を誘導する警備員の増員等がなされているものと認識しております。引き続き事業者と安全対策について調整を行い、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

次に６、地域の課題解決についての(1)、東江海岸の浸食対策についてお答えいたします。

現在、東江海岸では、自然災害防止事業により浸食対策を実施しております。去る７月には、当該事業に係る住民説明会を行っており、今後、工事を実施することとしております。引き続き早期の事業完了に向け、取り組んでまいります。

次に同じく６の(2)、世冨慶川河口付近の堆積土砂の対策についてお答えいたします。

準用河川の世冨慶川における河口閉塞の対策については、管理者である名護市において実施されるものと理解しております。しゅんせつに当たっては、緊急浚渫推進事業債等の活用が考えられることから、県としては、名護市と意見交換を行いながら、技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたいと考えております。

次に同じく６の(3)、伊差川線（伊差川工区）の整備状況についてお答えいたします。

県道71号線は、伊差川西交差点から県立北部病院に向けて640メートルの区間を街路事業の伊差川線（伊差川工区）として平成26年度に事業着手し、整備を行っているところであります。伊差川工区の令和６年度末の進捗率は、事業費ベースで約32％となっております。引き続き予算の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に同じく６の(4)、県道13号線における歩道整備についてお答えします。

県道13号線の約4.2キロメートルの区間については、歩行者の安全確保のため、平成28年度から歩道整備等の事業を実施しており、現在は、国の通学路緊急対策に係る補助事業を活用しているところです。令和６年度からは、久辺小学校付近において歩道整備工事

に着手しており、令和６年度末時点の進捗率は事業費ベースで約34%となっております。引き続き用地取得及び工事の進捗を図り、事業の早期完了に向けて取り組んでまいります。

次に同じく６の(6)、伊江島空港についてお答えします。

伊江島空港は、昭和50年７月に開催された沖縄国際海洋博覧会関連事業として建設されましたが、昭和52年２月に定期便の運航が休止しております。現在、伊江島空港は、地震・津波災害時の輸送拠点空港に位置づけられており、空輸による緊急輸送の受入れを行う空港となっております。なお、空港施設の整備については、定期便就航の条件や具体的な航空会社の就航計画を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　５、感染症の現況と対策、取組状況についての、県内感染症の現況及び対策状況についてお答えします。

本県におけるインフルエンザの定点当たり報告数は、今年１月上旬に37.04人とピークになって以降、直近では4.93人、新型コロナは今年７月上旬に18.04人とピークになって以降、直近では4.84人となっています。百日ぜきは、長期にわたって持続するせきが特徴の感染症で、９月14日時点の報告数は、平成30年に全数把握となって以降で最多の1005人となっています。また、患者の多くは５歳から９歳及び10歳から14歳が占めています。県では、感染症の発生状況を毎週ホームページで公表するとともに、感染拡大時にはプレスリリース等により、手洗い及びせきエチケット等の基本的な感染予防対策について、県民や医療機関等へ注意喚起を行っています。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　６、地域の課題解決についての(5)、マングース駆除の現状と今後の取組についてお答えいたします。

県では、環境省と連携して、大宜味村塩屋から福地ダムを結ぶライン以北でのマングース完全排除に向けて防除に取り組んでおります。その結果、同ライン以北における捕獲数は、平成19年度の619頭をピークに令和５年度は90頭と、ピーク時の７分の１程度まで減少しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、同ライン以北でのマングースの完全排除に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　それでは、１番から２次質問させていただきます。

先ほど笑気麻酔、エトミデートについて、本部長から答弁をいただきました。最近この10代、20代の若者っていうのは、やはり新聞とかテレビ報道はあまり見ないという形がありますので、こういったネットで情報を収集しているということで今回取り上げて、いかに危険であるかということをネットを通じて乱用が広がっている10代、20代の皆様が手を出さないようにという思いでございます。この笑気麻酔の症状や危険性について、どのようなものがありますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

笑気麻酔と称して乱用されている危険ドラッグの成分であるエトミデートは、本来は静脈麻酔薬の一つで、海外では鎮静剤や麻酔導入薬として使用されていますが、国内では未承認の医薬品成分でございます。現在、医薬品医療機器等法の指定薬物に指定され、所持や使用が禁止されております。海外の文献によりますと、エトミデートを摂取し、救急外来を受診した患者の錯乱状態、それから体の震え、ふらつき歩行、失神等の症状や死亡例が報告されております。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　錯乱状態や死亡例も報告されているという大変危険なエトミデートですので、ネットを通じてなんですが、10代、20代の若者がこれ以上、本当に手を染めることがないように願うばかりであります。これまで７件、20歳未満が５件ということだったんですかね、実際に逮捕、それから検挙に至った経緯、事案等、捜査中もあるかもしれませんが、答弁できる範囲内でよろしくお願いします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　先ほどお話がありましたように、様々な身体的影響があるものであります。実際、私どもが検挙した事例におきましては、目撃者からの通報があったり、あるいは家族から通報があった

り、職務質問で発覚したりということで、様々な問題的な事象・行動が認められたことから、検挙につながったというものであります。

以上です。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　これも今本部長からありましたように、やはり第三者あるいは家族とかですね。目撃者や家族から、ちょっと様子がおかしいという事案から検挙に至っているということもありますので、若者に特化したわけではないんですが、子どもたちを見守る大人たちも今沖縄における現状を強く理解して、このような症状の若者等がいた際には即通報して、これ以上の広がりにつなげないような形の対応をしていただきたいと思います。10代と申しますと高校生などになってきますけれども、高校現場でのアプローチとか、そのような対策等はどのような計画で行われていますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　高校生等若者が薬物事犯で逮捕される事件が繰り返し発生をしておりまして、児童生徒を取り巻く大麻等、薬物乱用の現状は極めて深刻な事態であるというふうに受け止めております。

県教育委員会としましては、強い危機感の下で、学校、家庭、地域、県警等の関係機関と連携し、児童生徒が薬物乱用を拒絶し、正しい行動選択ができる規範意識の向上とインターネットによる薬物密売や誤った情報の氾濫など、児童生徒を取り巻く社会環境の変化に対応した、薬物乱用防止教室の充実強化に取り組んでいるところであります。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　今教育長からもありましたように、この危険度だけではなくてＳＮＳ、先ほど本部長からもありました。この購入ルート等がＳＮＳ等に投稿されているっていうことが見受けられるということであります。そういった危険なＳＮＳにも勧誘されないような教育というか、そういったものも含めて行っているという認識でよろしいですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員のおっしゃるとおり、やはり子どもたちの――先ほど申し上げましたけれども、このＳＮＳ等によって危険物に手を染めていくというような状況がございますので、その点については情報教育を学校でしっかりと行っておりまして、そういった誘惑に負けないように、しっかりと自分事として捉えるように、そういう指導の強化を図っているところであります。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　しっかりと対応していただきたいと思います。

この件に関してはもう最後の質問になりますが、学校現場での頻度といいますか、高校生になりますと、３年間で一度は聞くという範囲の頻度なのか。１年に１回はこの生徒たちが――要は３か年間で３回はこの講習みたいなものを聞いているのかという、この頻度はどういう形になっていますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校の取組でありますけれども、まず教科や学級、ホームルーム活動等での教諭による指導、また警察職員や麻薬取締官ＯＢ、医師、薬剤師等の専門家と連携した薬物乱用防止教室の実施等を行っております。また、指導する教諭等に対しても研修会の開催を行っております。また、学校における薬物乱用緊急対応マニュアルも配布しながら、学校における指導の強化を図っているところであります。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　教育長すみません、答弁漏れじゃないですか。頻度、子どもたちがこのプログラムを受講する機会というのはどれぐらいあるんですか。年に……

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　申し訳ありません。回数というのは学校によって状況は異なると思いますが、まずこの薬物乱用防止教室というのは、年に最低１回は実施するように学校のほうには周知をしております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　年に最低１回。そうですね、状況とか背景とかが日々変化してくるような事案ですので、それに即した教室等を展開していただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　次は２ですね、ベルトコンベヤー、塩川の件です。

答弁に関しましては、去る６月議会でも質問させていただきましたので、同様な答えになっておりました。ベルトコンベヤーの、去年の９月に提出されております許可申請について、もうやがて１年になります。通常のこの標準処理期間はどれぐらいというふうに見ておりますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

県で独自に定めた基準等はございませんが、処理期間については国の標準処理期間等を参考にしております。申請を受け付けて許可をする期間につきましては、道路占用の内容により許可を判断する時間が異なりますので一概に申し上げることは困難でございますが、一般的な電柱ですとか水道管など、特に問題となるような事項がなければ、通常二、三週間程度かかる見込みでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　通常２週間というのを先ほどから申し上げていますが、もうやがて１年近くになっております。一番審査に、大幅に時間がかかっているという要因についてはどのようなことが挙げられますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

道路占用許可ができる要件としましては、道路法において占用物件は法令等に該当するものであること、道路の敷地以外に余裕がなくやむを得ないものであること、あと占用の場所・構造等が政令の基準に適合するものであることということがございます。またこの３つのほかに道路管理者としては、占用許可の判断に当たりまして、公共性、計画性、安全性の原則というのを十分に考慮する必要がございます。現在これらの要件に基づいて慎重に審査を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　許可の原則という形で今答弁がありました。公共性の原則、計画性の原則、安全性の原則ということで、今年の２月議会あたりでも安全性の部分はクリアされたという認識だったんですが、特に２月、６月議会で答弁があったのが公共性の原則ということで、ちょっとクリアできていないという認識だったんですけれども、今も現状では変わりはないんでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　いずれの項目も並行して確認してきているところではございますが、安全性につきましては、緊急輸送道路で迂回路のないところであるということで、構造的な安全性ですとかその辺をこれまで確認してきております。その内容については、強度とか構造とかについてはおおむね確認は取れておりますが、現在審査中の事項なので詳細な答弁は控えさせていただきたいと思うんですけれども、特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではないとする公共性の原則がございますので、それに基づいて事業者へ資料提供をしたり意見交換をするなど、現在慎重に審査を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　今ありましたように、これは請願としても土木環境委員会に提出されていまして、それぞれ部長以下の皆さん、議員のタブレットにも審査内容として申請書が出されております。その一部を読み上げさせていただきますと、安和鉱山等の岩ズリ等資材は、ダンプトラックにより国道449号を通って、本部港塩川地区まで搬入し、同港から海上輸送により各地の需要に応えているところであります。国道449号は県内各地と北部の観光施設を結ぶ主要路線であり地域経済にとって重要な路線であるばかりではなく、地域住民が日々利用する生活道路でもありますと。それから、そういった観点で――県内の公共事業による岩ズリやその他の資材の需要が継続的に発生し、それらに対応するためという形で、ほぼ100％と言われるぐらい作業というのは公共事業に使われる過程での業務だということであります。ですから、しっかりと公共性という認識をすべきだと考えます。目的に関しても、近隣住民に無用に悪影響を及ぼさないように、港湾内での多数の妨害者が牛歩等を行う中でダンプトラックが滞留する現状は大変危険であるというような観点、そのような危険性。それから主要道路である観光施設、海洋博とかあの辺に行かれる際の主要道路である国道449号の、反対の方々の妨害行動によって滞留するダンプによる渋滞等を減らすという環境負荷の低減とか、こういった観点からも事業者は提出してきているわけであります。しかも、県内の事業者でもありますし、真っ当な経済活動をしっかりと推進するような方々からの請願でありますので、今のことを踏まえてもっと速やかに審議を進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在審査中の事項でありますので、繰り返しになりますが、詳細な内容についてはちょっとお答えできませんけれども、現在、慎重に審査を進めているところでございますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　もう先ほどから、この必要性とか公共性、目的についても一応発言させていただいておりますが、これはそれぞれのタブレットにも、土木環境委員会のタブレットにもございますので、ぜひ皆さん、お目通ししていただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　次３番、安全対策の申入れですね。

これもなぜこのように――これも請願として出されております。部長の手元にもその請願書があると思いますが、理由、背景について抜粋でもよろしいですので、読み上げていただけませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　申入れの内容、書かれている概要についてお答えいたしますと、まず一つ目が、関係のない者の立入りを禁止し、その旨の看板を設置すること。あと積込み作業を妨害しようとする者に対し、作業中に本部港内に立ち入らないよう指導し、退去させること。あと、警告看板を再設置すること等の内容が記載されております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　そうですね、このような形が記載されています。「本部港においても、妨害者が港内に立ち入り、危険な態様での行為に及んでいる」、「平成31年以降、県に対し正当に使用許可を得ている事業者が港内における作業を安全に行えるよう、所要の安全対策を講じていただきたい」、安全に行われていないんですね。なので、安全に行われるようにという文言で請願が出されております。ちなみに、この立入禁止とかの看板も撤去しておりますが、沖縄県の港湾管理条例第３条の３、並びに第３条の10について答弁を求めます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　港湾管理条例第３条の第３項は、「港湾区域内又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものを投棄又は放置すること。」、第３条の第10項は、「人寄せをし、又は物品を販売すること。」となっております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　失礼しました、第３条の５でした。第３条の５は「港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。」。そして先ほど申し上げました、許可を得て事業を実施している皆様の作業の妨害になっているということと、また特にずっと申し上げていますが、第３条の10で人寄せをする。そういった行為なので、通行人とは言わないと思います。（パネルを掲示）　こちらのパネルにありますが、安和に行って土砂の船積みを止めよう。これ第３条の10、人寄せしている行為じゃないですか、知事。どう思いますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県の管理する港湾施設は、公的な資金で整備した公の施設でございまして、一般の方々も利用できることが原則となっております。このため立入禁止ですとか歩行を制限することはできないものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　現場見たことありますか、知事も。歩行じゃないですよ。牛歩、牛歩です。だからもうこれ何回も言っていますように、それもそれぞれこうして募集して人寄せですよ、人寄せ。（パネルを掲示）　第３条の10で、禁止行為の、こうして塩川デーとか言って、人寄せしている行為ですよ。これ第３条の10、禁止行為の人寄せに当たりませんか、知事。募集かけているこれ、人寄せ以外何て言うのか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　繰り返しになりますけれども、公の施設で、一般の方々も利用できることが原則となっておりますので、歩行を制限することはできないものと考えております。

以上でございます。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　商売じゃないしって、これ「又は」が入っているんですよ。人寄せだけでも駄目なんですね。商売じゃないしって今あったんですけど、それは違うということを指摘しておきます。

ちなみに、この現場、部長に就任されて確認したことがあるのか、玉城知事も現場を確認したことがあるのか、答弁を求めます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　４月に就任して以降、現場は確認に行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私も何回か現場を確認させていただいています。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　このような現状を目の当たりにしたと思いますが、どういうふうに思いましたか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私が現場に行った際には、そのような人が集まっている状況ではありませんでした。至って平穏に、通常の港湾として使用されておりました。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　そうですね、告知して行くとやはりそのような状況になると思いますが、お忍びか告知せずに――現状でそのような困っている事業者から言いますと、こういった妨害行為があるときに県には通報しているそうです。しかし、何ら対応もしないと。この通報された時点で速やかに行くとか、こういった困っているという状況、本当にどうなのかっていうその状態のときに、強いて行くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　通報等があった場合には、北部土木事務所の職員が現地に行きまして状況確認を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　毎回、毎回、これ対応されているということでよろしいですか。そうじゃないという報告も来ているんですが。それで、じゃあ対応策はどのようなことをされているんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　直近で聞いたところによりますと、通報を受けて現場に行った際には、その指導等を行うような状況がなかったということで、現地を確認してしばらくいて戻ってきているような状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　そういった通報とか、それから知事が行かれる際には公にオープンにされるので、状況を回避しているっていう状態じゃないかなと思われます。先ほどから申し上げていますが、港湾施設内で牛歩とかしているのは歩行とは言わないんじゃないかなと思いますね。このような請願、それから現場の厳しい状況を直視して、港湾管理者として安全対策の責務をちゃんと果たすべきだと思いますが、もう一度答弁お願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　直近では、要請にもございました本部港旧塩川地区の出入口にガードレールを設置してほしいということも県として対応しております。引き続き事業者と意見交換を行いながら、県の取れる対策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　何回も答弁でも、安全対策については事業者においても検討がなされるべきという形で、そういった経緯で事業者が検討していることを、通常標準処理期間２週間を約１年近くも審議が進まないということが本当に首をかしげるしかないと思います。港湾、道路の機能が牛歩によって妨げられているっていうことは明らかなんですよ、本当に。牛歩は条例で禁止されている港湾施設の機能を妨げる行為でもありますし、しかも先ほどから申し上げていますように、塩川デーとかって言って人寄せしています。県が定めている港湾管理条例第３条の10の違反ということを強く指摘して、安全対策の観点からも沖縄県がしっかり立入禁止等をやりながら、その辺の対策をすべきだということを申し上げておきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　今度は、６に行かせてください。

名護市東江海岸での越波対策も含めた浸食対策という事業が進められてきておりますが、工事も最終段階の部分で発注もされているということなんですけれども、近隣住民によってはちょっと不安に思っている方々もいらっしゃいます。再度、この不安に思っている方々の御意見等も聞いていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在進めている浸食対策

につきましては、事業着手前に地元区長ですとか、名護市のほうへ対策工法等を説明しておりますとともに、事業中においても、適宜区長ですとか周辺住民等へ事業内容を説明してきているところでございます。当海岸の東江海岸はこれまでに越波ですとか飛砂被害が度々発生しておりまして、防災上、早期の対策が必要であることから、引き続き地元と調整を図りながら事業については進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　そういった不安に思っている方々もいらっしゃるということで、地元の区民とも対応しながらという答弁でしたのでよろしくお願いしたいなと思います。

それから県道13号線と71号線ですね。

先ほど71号線が進捗率32％、13号線が34％という形でございますが、完成までの現時点での見通し、スケジュールについて答弁を求めます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

両方とも拡幅が伴いまして、用地買収、物件補償等がございます。13号線につきましては、令和５年度から補助事業を活用しまして予算も増額しながら取り組んでいるところではございますが、両方とも用地買収等がございますので、事業期間の見通しにつきましては現在申し上げることが困難な状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　その辺もしっかり対応していただきたいと思います。

次に５の感染症の部分で、質問取りの際に申し上げておりますので。国の指針によります後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針で、県の医療計画や予防計画を活用しながらしていかないといけないという形で、現在県の計画には、ＨＩＶの部分が不足しているというか、ないんですね。それで、今後はしっかりこれらも取り入れながら計画を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今議員御指摘のように、ＨＩＶ・エイズについては個別の計画というふうなものではなくて、年に一度協議会を開きまして、協議会の中で重点施策ということで県が掲げている施策について意見を頂くという形にしておりますが、今後、エイズ予防指針、あるいは性感染症に関する特定感染症予防指針が今年度改定の予定がございますので、その改定された指針や他県の事例なども参考に、本県独自の個別計画の作成についても検討したいと思います。

○比嘉　忍 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　沖縄自民党・無所属の会、新垣善之、３番手、始めてまいります。

始める前に、所見を述べたいと思います。

この夏、スポーツや文化芸術の分野で子どもたちが大きな成果を上げました。高校野球では悲願の全国優勝を果たし、その他の競技でも全国大会で力強い活躍を見せてくれました。また、全国高等学校総合文化祭では、沖縄独自の伝統芸能が高く評価され、郷土の誇りを全国に示しました。特に、私の長女が所属する県立南風原高等学校郷土芸能部は、香川県で開催された全国高文祭において、地元南風原町の津嘉山の大綱引きを題材にした演目「御願綱」を披露し、最優秀賞・文部科学大臣賞を受賞しました。（拍手）　地域の伝統を力強く舞台化した姿は、全国の観客を魅了し、その成果として、東京国立劇場で優秀校12校の一つに選ばれ、沖縄の高校生が最高の舞台に立つという快挙を成し遂げました。この経験は、子どもたち一人一人の努力の結晶であり、地域全体の誇りとなりました。こうした地域の行事や学校での活動は、子どもたちに学びと挑戦の場を与え、郷土の誇りを育むとともに、伝統芸能の継承や芸術で生計を立てられる環境づくりにもつながります。そのため、地域・教育・行政が一体となった文化芸術振興が必要だと考えます。

ここからは通告に従って質問を始めたいと思います。

大問１番、文化芸術の振興について。

(1)、文化芸術振興基金の活用について。

ア、県民にとって成果が見える形で基金を活用することが重要と考えるが、具体的な方策について県の見解を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

文化芸術振興基金は、県の拠出に加え、企業や県民から寄附を募ることとしており、基金の使途を寄附者等にお伝えすることは重要なことだと認識しております。そのため基金を活用した事業については、県のホームページ、基金紹介のパンフレット等で公表・公開してまいります。また、事業実施後は、文化芸術振興審議会で評価を行うとともに、ホームページ等で公表することとしており、専門家、関係団体等の意見を

踏まえつつ、県民の皆様に成果が見えるよう取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてイ、担い手への支援や後継者育成について、基金を含めどのように取り組むのか伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、これまでソフト交付金等を活用し、文化芸術団体の担い手や後継者の育成に支援を行ってまいりました。一方で、人材育成は、取組の効果が現れるまでに一定の期間を要することから、令和７年度から新たに基金を活用した複数年にまたがる人材育成等の事業を実施することとしております。具体的には、脚本コンテストを通じた若手の育成や文化芸術団体が実施する取組を支援することとしております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今南風原高校の郷土芸能部は、県主催の事業であったり、教育庁主催の事業であったり、いろんなところでアトラクションに参加させていただいて、こういった経験から、いろんな要人の方々がいらっしゃる前で堂々と高校生が演舞していくというところも人材育成です。郷土芸能部だけじゃなくて、いろんな県内の離島の子どもたちにも大いに経験を積ませていくことが本当に大事だと思っていますので、取組よろしくお願いいたします。

続いてウ、衣装や背景画などの制作物は文化的な資源でもあり、保存・修復を要するものも多い。基金を活用した保存事業の強化について見解を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

衣装や背景画などの制作や修理は、高度な技術に加え、演目に対する深い理解も必要となることから、技術の継承が重要になるものと認識しております。また、制作された衣装や背景画の保存については、保管スペースの不足、湿度対策などの管理が課題となっていると聞いております。

県としては、関係団体等と意見交換を行い、実態把握に努め、どのような対応が可能か検討してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　そうですね、もうこういった歌三線、空手もそうなんですけれども、いろんな武具だったりとか、この三線も今作り手が、担い手が不足しております。そういったところで、作るところから、材料からしっかり育てていけるような、沖縄県にもともとある材料を使って、この人材も含めて物事をつくっていくという取組もしっかり継続してやっていってほしいなと思っております。

続いてエ、沖縄県立芸術大学は県内唯一の芸術系大学として、人材育成や研究に重要な役割を果たしています。県として、芸大と連携し基金を活用した事業を展開する考えはあるか伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、現在、文化芸術振興基金を活用した事業として、文化芸術団体の複数年にまたがる取組を支援するため公募を行っているところです。文化芸術人材の育成及び研究を行っている県立芸術大学が自主的に企画し、事業を実施することは、基金の設置目的に合致することから、現在、大学に対して事業内容等を紹介し、応募を呼びかけているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　私も南風原高校の郷土文化コースに約８年間いたんですけれども、高校生の次の出口としては、保育士であったり小学校教諭であったり観光バスのガイドであったり、いろいろ紹介もできるんですけど、やはり専門性となっていくと道が狭まっていくので、そういった方々が沖縄の伝統文化・芸術を学んでも、外でももっともっと仕事があるという面で研究していってほしいなと感じております。

続いてオ、離島や過疎地域では、芸術を鑑賞する機会が極めて限られており、文化芸術の地域間格差が大きいと感じます。この格差を是正するため基金を活用できないか伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、これまで文化芸術の地域間格差の是正のため、北部や離島での舞台芸術の公演やワークショップを開催してきました。令和７年度は、従来の取組に加え、文化芸術振興基金を活用した文化芸術団体等に対する支援を行うこととしており、事業の審査に当たっては、地域間格差の是正の視点も考慮して考えていきたいと思っております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　やはり小・中・高校が離島や過疎地域にあると学校の規模も小さいので、そういった方々、芸能団体をお呼びするにもやっぱり金額が高過ぎてお呼びできないというところもありますので、そういった格差をなくすためにも基金を活用して、どこにいても沖縄の芸能を鑑賞することができるというところもしっかり伝えてほしいなと思っております。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　続いて大問２番、道路整備について。

(1)、県道240号線（南風原町大名交差点付近）の朝夕の渋滞緩和策をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

県では、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、広域的な交通網の整備による抜本的な対策に取り組みますとともに、交差点改良などによります短期的な渋滞ボトルネック対策というものに取り組んでおります。この短期対策につきましては、沖縄地方渋滞対策推進協議会におきまして、渋滞交差点であると特定された主要渋滞箇所166か所について優先することとしております。当該交差点につきましては、現在主要渋滞箇所に特定されておりませんが、周辺道路の交通状況等を確認して、必要性も含め対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　（パネルを掲示）　パネルを御覧ください。

こちらが大名交差点なんですけれども、与那原から那覇市に向けて行く所ですが、この交差点に新川という地域があるんですけど、そこの坂を登って行くと首里に上って行くんですけれども、ウフカクジャーであったり、途中には那覇・南風原クリーンセンターであったり、開邦高校、首里駅、いろんなところで西原町、与那原町、南城市の佐敷方面の方々がちょっとショートカットで行くんですね。そうしたときに、この交差点がボトルネックになってしまって、自治会長が言うにはこの路肩を少し内側に寄せて歩道を外側で切り回していけば、スムーズに行けるんじゃないかと。ここのところで右に行く方々がちょっと前に出て行くと、直進部分が詰まってしまうというところがありますので、少し、本当に50センチから80センチ、１メーターまでいくかな、移動するだけで、通行のスムーズな流れができるんじゃないかなというのがありましたので、調査検討してやってもらいたいなと思うのと、あと今ちょうど10号線、新川のほうに上って行くところ、10号線と言うんですけれども、そこも県の補助事業で今取り組んでいるんですが、この切り回しでもここのボトルネックはまだまだ解消されないので、そういったところもちょっと見ていただいて、取り組んでいっていただきたいなと思います。

続いて(2)番、国道507号拡張工事の進捗状況をお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　国道507号、仲井真交差点から津嘉山南交差点までの延長約1.6キロメートルございますが、その区間のうち、津嘉山北土地区画整理事業で実施しました約0.5キロメートルにつきましては、もう整備が完了しております。仲井真交差点付近の約0.2キロメートルにつきましては、街路事業として現在整備を行っておりまして、令和６年度末の進捗率が事業費ベースで約75％となっております。残り約0.9キロございますがその区間につきましては、関連事業の進捗ですとか、将来の管理主体等の協議を踏まえまして、事業化に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ここも現道――バイパスと507号、今２つの線が通っているんですけれども、やはり南風原の津嘉山地区の方々が交通量が多いと。ここもしっかり拡幅して早期整備を求めたいという声がありましたので、検証・検討よろしくお願いします。

続いて大問３番、教育行政について。

(1)、マナーアップ指導の効果について。

ア、マナーアップ指導は、日頃の基本的な生活や学習習慣の改善・定着に必要と考えるが、今後の在り方について見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、生徒指導の取組について、機械的に処遇を決定するゼロ・トレランス的な指導に陥っていないかどうか絶えず見直すよう各学校に通知し、管理職や生徒指導担当者研修会等において周知徹底を図っているところであります。現在、各学校において

は、生徒の主体性が最大限に尊重される生徒指導や、校則等についても生徒や保護者の意見を踏まえた見直しが進められるなど、適切な生徒指導が行われていると認識しております。

県教育委員会としましては、引き続き生徒の人格や人権を尊重した生徒支援を進めるとともに、生徒が自らを律することができる自己指導能力を育む生徒指導の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　このマナーアップ指導、前はイエローカード指導と言っていたんですけれども、私も長年教員として生徒指導にも関わってまいりました。その現場から、やはり子どもたちが高校生になってくるといろんな誘惑が多くなったりするし、バイトであったりとか遅くなったりして毎日の生活リズムが崩れていくんですね。そういったときに、学校での無届け欠席だったり遅刻であったり、生活リズムが崩れて登校が困難になることの一因でありました。そこで、こういったカードを利用して全職員が共通理解の下、１校時から６校時まで、新垣君、どうだったとか声かけもするし、毎日毎日声かけをします。孤立させずに学業に専念させていくというところも、全職員でやっていました。また、日誌指導を通じて、生徒がその日の感想や反省を書いて、担任、教頭、生徒指導部が所見もつけます。さらに家庭とも共有して保護者のコメントを得ることで、学校と家庭が連携して生活習慣を立て直すことができました。これは罰ではなくて自己管理能力を育成する教育的機会であると私は考えております。また、卒業後の社会生活、職業規範への接続でもあると思います。決まった時間に起きる、遅刻をしない、身だしなみを整える、報連相を徹底する。社会に出てから欠かせない職業規範であり、学校教育と社会生活をつなぐ、かけ橋としての意味を持っていると思いますので、私はずっとずっとこのマナーアップ指導、イエローカード指導と言われるものは続けていったほうが効果的なんじゃないかなと思いますので、もう一度御答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のように、このイエローカードという言葉が話題になりますけれども、問題はこの名称ではなくて、どう取り組んでいくか、これが重要であると思います。イエローカードでそういった誤解が生じるようでありましたら、その言葉自体はこれは改善すべきであると思いますが、問題はその指導の内容であるというふうに考えております。生徒指導提要においては、生徒指導の目的として、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長による自己実現を支えることと示されております。各学校においても、対話を重視しながら、生徒の課題等の背景を理解し、改善に向けて支援していく丁寧な指導を行っております。

県教育委員会としましても、生徒一人一人の成長を支える各学校の取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてイ、カードの運用方法を段階的な移行・処分の廃止から教育的意義を生かし、より個別性や対話を重視した柔軟な運用に改善すべきと考えるが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げました、やはりこの指導の在り方が重要であるというふうに考えております。この問題行動を繰り返す生徒に対しては、その都度、何がいけないのかを丁寧に説明をし、また前回指導した際に確認した内容を振り返りながら、なぜ改善されていないのか、内省を促す指導を行っていく必要があるというふうに考えております。そのことによって、生徒が自分自身の心や行動、考えなどを深く見つめ直し、自己分析や自己反省に基づき行動を改めていけるよう、生徒に寄り添った支援を進めていく必要があるというふうに思っておりますので、引き続きそのような生徒指導の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　先ほどアでも述べたように、基本的な生活習慣や自己管理能力を高めるための指導は、個別に何度も何度も行って改善すべきと考えます。しかしながら一方で、先ほど各議員からもありました、薬物乱用であったり、飲酒・喫煙、バイク通学、暴力行為といった重大な違反行為については、やはり学校の規律やほかの生徒への悪影響も踏まえて、これはもう懲戒指導は不可欠だと私は考えております。例えば生徒指導でやっていたのは、喫煙指導であれば、保護者と一緒に禁煙外来を受診させるであったりとか、飲酒・薬物乱用では、急性障害、依存の恐ろしさを専門的に再認識させる。保健体育教員も生徒指導部にたくさんいますので、一緒にやっていく。そしてバイク通学では、若年者の事故の現実、そして命の大切さを再認識させるといったような――もう何回も何回もやっぱり生徒指導をやっているんですよ。そういったところはしっかり学校の風土、風紀っていうのをしっかり守っていかないと、ほかの生徒の学ぶ意欲という環境づくりですので、そういったところもしっ

かりやる必要があるなと思っていますので、再度、何かあればお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、やはり生徒たちが問題行動を起こした際に、これがなぜいけないのか、それをしっかりと子どもたちに理解をさせる、そのことが重要であると思います。やはりそのためには、生徒に寄り添って丁寧に話を聞きながら、そして説明をしながら、その子どもたちがしっかりと気づき、そして前に進めるように指導していくことが必要であるというふうに思っております。そのことについては各学校において、教職員全体が共通理解を図りながら組織として一丸となって、そのような生徒指導に取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　やはり規律の確立と教育的な対話を重視して、しっかり柔軟な取組、そうしていけば社会に出てからもこれは駄目――今話題になっている笑気麻酔についても、じゃないよってお互いに注意し合えるような環境づくりも整ってくるかなと思いますので、今後ともまたよろしくお願いいたします。

続いて(2)番、不登校支援とフリースクール認証制度について。

ア、現行の不登校対策について、どのように評価・検証しているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、令和４年度より校内自立支援室事業を実施し、不登校児童生徒の学習支援等について、市町村教育委員会と連携し取り組んでいるところであります。本事業については、令和４年度12市町村36校から令和６年度17市町村60校に拡充し、児童生徒個々の状況に応じた学習支援や登校支援等を行っており、その結果、令和６年度の登校復帰率は53.4％となっております。

県教育委員会としましては、引き続き校内自立支援室等を拡充し、不登校児童生徒の支援の充実に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　このフリースクール認証制度は――我々会派数名で長野県に行ってまいりました。長野県とは相互に交流連携協定を結んでおりましたので、今度、令和７年度からこのフリースクール認証制度について、私たちも研究してまいりました。沖縄県の不登校児童数は小・中・高合わせて約8000人います。そういった方々を県の独自の支援センターとは別に――長野県も約7000人の不登校児童がいて、そこでフリースクールを認証することによって約400名――420名いたのかな、をやっぱり社会に出していかないと。この趣旨は、この8000名の子どもたちが社会に出て、ひきこもりやニートになっていかないか。産業界で人材が不足しているところに、今のこの教育の段階で出していくというところが趣旨にありますので、そういった認証制度も含めながら、今民間でやっていますけれども、それぞれ人件費だったり、いろいろ用具だったり、聞きますがそういったところも制度としてやっていくといいのかなと思います。

続いてイ、不登校支援の一環として、フリースクール認証制度の導入を検討してはどうか、見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

近年、不登校児童生徒は増加の傾向にあり、学校、地域社会、フリースクール等民間施設などが相互に連携しながら取組を進めることは重要であると考えております。議員の御紹介にもありましたとおり、他県において、活動目的、スタッフの資格、在籍校との連携・協力等、一定の基準を満たすフリースクール等民間施設を認証する制度があることは承知をしております。今後、関係部局と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　調査研究、よろしくお願いしたいと思います。

続いて(3)、デジタル図書館の推進について。

ア、本県の読書格差の現状を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県内には図書館がない自治体が13あり、市町村によって読書環境に差が生じております。

県教育委員会としましては、図書館未設置町村への支援として、県立図書館による移動図書館の開催や一括貸出しの実施等を行っております。移動図書館では、地域住民が気軽に手に取って本を借りられるよう、各町村を定期的に巡回し、一括貸出しでは、学校や公民館などに図書をまとめて貸出しするなど、住民の読書機会の拡充を図っております。引き続きこれらの取組を通じて、図書館未設置町村の読書環境の改善に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いてイ、県立図書館をハブとして、電子書籍や学習コンテンツをオンラインで利用

できるデジタル図書館を整備すべきと考えるが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県立図書館では、県民があらゆる機会と場所において読書に親しむことができるよう、全県民を対象とした電子書籍サービスを行っており、郷土資料を中心に提供しております。また、図書館が設置されていない離島の住民に対して、図書館未設置離島用電子書籍サービスぷらすを運用し、児童書や実用書を中心に提供しております。

県教育委員会としましては、今後とも電子書籍サービスの利用促進に努め、多くの住民が読書に親しむことのできる機会の充実を図ってまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　すみません時間がないので。あとは徳田県議も同じ質問をしますので、進めたいと思います。

ウ、ＧＩＧＡスクールを活用し児童生徒がアクセスできるようになれば、読書習慣や学力向上の定着につながると考えますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

学校においては、ＧＩＧＡスクール構想により１人１台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの授業実践に取り組んでおります。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を育む上で重要であり、１人１台端末による電子書籍サービスの活用を含め、児童生徒が主体的に読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　エ、琉球の歴史・文化資料をデジタル化し、共有の財産として、県民や研究者、観光客が活用できるようにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県立図書館では、所蔵している貴重資料のデジタル画像をインターネット上で閲覧できるようデジタルアーカイブを整備しております。現在、絵図や古文書など1000件以上の資料を収めており、画像のダウンロードにも対応しております。また、街歩きマップや資料年表、資料の解説も掲載しており、学校での学習に役立つものと考えております。

県教育委員会では、今後ともデジタルアーカイブのさらなる充実と周知に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　県民の読書習慣というか、子どもたちも県立図書館を利用して様々な学習機会が得られるような周知、よろしくお願いいたします。

続いて大問の４番、畜産業への支援について。

(1)、現場の農家からは、増頭よりもランニングコストの支援をしてほしいとの声が強いが、県はこの実情と要望をどのように受け止め、支援策を講じているのかお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

畜産経営において、まず飼料費が高い割合を占めております。近年、配合飼料価格の高止まりが続いており、畜産農家は非常に厳しい経営状況にあります。このことから県では、令和４年度から６年度まで、飼料価格高騰対策として約36億5000万円を予算措置してきたところであり、令和７年度当初予算においても、約11億8000万円を措置しているところでございます。引き続き市町村や関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　これも自分の同級生が――今議会の補正予算で酪農農家に対して初妊牛の補正予算が上げられていますが、これを同級生に伺ったら、善之、もう牛は増やせないよ。今、餌代――食わすので精いっぱいだよ。もし増えてしまうと、それだけまた餌代の支払いをしないといけない、光熱水費も払わないといけない。ワンネー、メーナチ督促状に追われて、払ってしまったら生活費ネーランドーということを言っていたので――初妊牛を増やすのは分かりますよ、乳量も増やすと。しかしながら、毎月毎月督促状が来る。金利も上がってくる。本当に喉から手が出るぐらい、どこから借りたらいいのかっていうことがありますので、しっかり市町村役場、畜産課と連携して、本当に何が欲しいのか、どんな支援が欲しいのか。もう簡単に言えば、餌代を全部払ってくれ、これぐらいの支援が欲しいというふうにも言っていましたので、そういった調査研究をもっとやってほしいがいかがですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

おっしゃるとおり、酪農経営においては飼料価格が高いということは認識しているところでございます。ただ、やっぱりこの乳用牛の県外導入に対する支援を求める声も県酪のほうからもヒアリングの際にはいろ

いろございましたので、今議会では補正予算として、まず導入に対する支援をさせていただいているところでございます。今御指摘の支援については、しっかりまた県酪あるいは農家等の意見も聞きながら、どのような支援ができるか考えてまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて(2)、飼料費や光熱水費の高騰に対して、国と連携した支援や省力化設備・スマート畜産導入支援など、持続的経営を支える施策をどのように進めていくのかお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、飼料コスト低減につながる取組として畜産担い手育成総合整備事業による、草地改良や造成を行い、粗飼料自給率の向上に取り組んでいるところでございます。また、スマート畜産導入支援については、国の事業等を活用し、繁殖モニタリング機器など省力化や生産性の向上に資する機械の導入補助を行ったところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて(3)、学校給食がない夏休み期間における地場産畜産物の余剰対策として、子ども食堂や福祉施設、観光関連施設での活用や加工・冷凍保管による地産地消・廃棄防止の仕組みづくりを進める考えはあるかお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

学乳休止期の余剰乳は、まず量販店での販売のほか加工乳として県内で処理されておりますが、それでも残る余剰乳につきましては、バター等の加工原料として県外移出を行っており、販売単価が下がる等の課題がございます。そのため、国はこの価格差の一部を補塡しており、県では、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業により、県外出荷に係る輸送費の補助を行っております。さらに県では、当該期間の消費拡大を図るため、ＰＲイベント等を実施するほか、さらなる販路拡大を図るため、観光関連事業者ですとか、小売店等との意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今後とも本当に持続可能な食の安全、食料自給率の保持増進というか、やっていただきたいなと思っております。

続いて大問５番、我が会派の代表質問との関連について。

喜屋武力議員の大問２番(5)の、県内道路の雑草繁茂に対する対策について。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後０時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　（パネルを掲示）　これは国道329号、豊見城から首里方面に向けたパネルなんですけれども、やはりこういった松がある下でもうたくさん雑草が繁茂して、久米島の五枝の松が枯れているにもかかわらず、そういった対策もされていない。ここも枯れてしまったら全部もう伐採するしかないので、景観形成に全然生かされていない。これは国の管理かもしれませんが、一般県民、観光客からすると、どこの管理道かもう関係ないんですよ。しっかり沖縄全体の景観形成をやっておかないと、私恥ずかしくて。多くの議員の方々がそれを指摘しています。それをやってもらわないと、交通安全、生活安全、学校の周辺でも伸びております。豊見城高校の周辺では、本当に背丈まで伸びるぐらいの雑草が繁茂しておりました。だから、連れ込み事案、いろんな不審者対策であったり、交通安全、生活安全、災害安全、あとは観光、いろんなところで県民は見ておりますので、また県知事も議長も、世界のいろんなところに行ってすごい景観をしているなっていうのは見てきているはずなので、この沖縄こそしっかり景観を形成して、世界に誇る観光地にしてほしいなと思いますが、最後いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　御指摘の沿道の景観の管理については、国、県、道路管理者としても市町村とも連携をしておりますけれども、引き続き議員御指摘のように、必要な路線あるいは必要な箇所等、しっかりと丁寧に現場調査、視認調査を行って対応できるよう、また、その予算の状況についてもしっかり考えてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時10分休憩

午後１時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲村家治議員。

〔仲村家治　議員登壇〕

○仲村　家治 議員　議場の皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の仲村家治でございます。

一般質問、通告どおり質問をさせていただきます。

その前に、一言お話をさせてください。

本日、自民党総裁選の告示がありまして、５人の方が立候補しております。国政におきましては、自公はただいま少数与党であります。野党の声をしっかりと聞いて、国家・国民のために働くような総裁が誕生することを祈っております。当県議会では、与野党が逆転しておりますので、与党の皆様、野党の声をちゃんと聞いてください。

それでは、質問通告書に基づいて質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、揮発油税の暫定税率廃止と特例措置について、沖縄県への影響を具体的な数字で示してください。

(2)、現行の消費税10％から５％、そしてゼロ％へと減税されたときの沖縄県への影響をお答えください。

(3)、南北大東島の豪雨災害の対策と現状についてお伺いします。

(4)、特定利用空港・港湾の指定は、離島の災害対応の観点から不可欠。県の整備方針を伺います。

２、海の安全・安心について。

(1)、今年１月から８月までの水難事故発生状況の暫定値と過去のデータを比較してどうか伺う。

(2)、マリンレジャー事故防止対策事業の実施状況について。

ア、自然海岸への巡回パトロールの実施状況について伺う。

イ、今後の事業の方針について伺います。

(3)、ＡＩシステムを活用した海辺のみまもりシステムについて。

ア、沖縄県内での設置状況を伺います。

イ、県として今後、設置を推進する意思はあるか伺う。

(4)、海浜公園の指定管理における安全監視業務の仕様発注方式への切替えについて。

ア、関係部局との検討状況について伺います。

イ、次年度より導入が検討されている宿泊税の使途の柱に、安心・安全で快適な観光の実現とあるが、市町村へ交付する予算配分からパブリックビーチでの遊泳監視業務委託費に充当することは可能か伺う。また、土建部が直接公募を行っている海浜公園での遊泳監視業務委託費に先進的に取り組む考えがあるか伺います。

３、体育館空調導入・運用の課題について伺います。

４、第十一管区の無人機投入予算が計上されたが、把握しているか伺います。

５、我が会派の代表質問との関連について。

新垣淑豊議員の１の(12)、自衛隊の職業差別について。

(1)、全島エイサーまつりで自衛隊団体の参加をめぐり、一部が抗議し取りやめを求めた。この行為は、差別のない社会づくり条例や憲法の平等原則に反しないか。仮に法的問題がなくても、社会的、倫理的に職業差別と受け止められるような可能性がある。知事の見解を伺います。

(2)、新垣淑豊議員の１の(12)の関連で、与那原町上の森かなちホールにおける自衛隊の式典、イオン南風原における自衛隊体験会に対し反対の声が上がり、イオン南風原でのイベントはどうなったのかお答えください。また、復帰後、自衛隊員の成人式への参加について反対の声があり、自衛隊員が小禄地区成人式へ参加することができないという事態がありましたけど、それについて承知しておりますでしょうか。

以上で壇上からは終わりますけれども、答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(4)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県において、空港及び港湾は、経済、産業活動を支える重要な社会基盤であると考えております。そのため沖縄県としては、航空及び海上交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大等に応じた航空路及び航路の拡充、離島振興、防災・減災などの観点から、空港及び港湾の整備を推進しております。一方、国によりますと、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであります。

沖縄県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)、暫定税率廃止による沖縄県への影響についてお答えいたします。

本県の揮発油税及び地方揮発油税は、暫定税率を前提として１リットル当たり７円の軽減措置が行われているほか、県独自の離島支援に係る石油価格調整税1.5円を含めると、全国の53.8円に対して5.5円が軽減され、48.3円となります。特段の手当てなく暫定税率が廃止された場合、本則の揮発油税法等に基づき、全国同様１リットル当たり28.7円が課税されるほか、石油価格調整税1.5円が課税され、合計30.2円の課税額となるため、本県は全国に比べ高い税額を負担することになるおそれがあります。このため、県は関係要路に対し、暫定税率が廃止された場合でも、引き続き同様の軽減措置が講じられるよう求めているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、消費税を廃止した場合等の沖縄県への影響についてお答えします。

消費税を廃止した場合は税収がゼロになりますので、令和５年度実績では、沖縄県の地方消費税は約350億円の減収となります。消費税を一律５％にした場合は、令和５年度実績を基に試算すると、約167億5000万円の減収となります。消費税は、高齢者医療、介護、子育てなどの諸施策を支える重要な財源であり、特に消費税率引上げ分については、社会保障施策の財源に充てることとなっております。消費税を減税した場合、これらの財源が不足することとなります。そのため、県では全国知事会を通じ、地方に負担を転嫁することがないよう社会保障に係る地方財源の確保について要請しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、南北大東島の豪雨災害の対策と現状についてお答えいたします。

令和７年台風第８号に伴う大雨により、大東島地方では、これまでに半壊２件、準半壊10件、一部損壊16件の住家被害のほか、道路冠水や農地・農業施設等の浸水被害が確認されております。県では、同地方において大雨災害の危険度が高まる可能性がある段階で、早期に災害対策本部を設置して、災害救助法の適用や自衛隊への災害派遣要請、北大東村及び南大東村への連絡調整員の派遣と支援ニーズの把握、排水活動等の支援など、地元自治体や国など関係機関と連携して迅速に災害応急対策を実施しました。なお、地元自治体の要望を受けた支援は、おおむね完了したところです。

次に４、第十一管区の無人機投入予算についてお答えいたします。

第十一管区海上保安本部に確認したところ、令和８年度における無操縦者航空機の予算についての要求額はゼロ円であり、その理由は、令和８年度は契約のみを計画しているためとのことです。

次に５、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、自衛隊の行事等についてお答えいたします。

与那原町の文化施設における自衛隊の式典や南風原町のショッピングモールにおける自衛隊体験会について、市民団体等から反対の声があったことは報道により承知しております。自衛隊による民間施設等での行事やイベントの開催については、主催者や施設管理者において判断されるべきであると考えております。また、復帰直後においては、小禄地区において成人式への自衛官の出席を拒否する動きがあったことは承知しております。県民は悲惨な沖縄戦を経験し、また、復帰間もなくという時期でもあり、自衛隊に対して厳しい対応があったものと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、海の安全・安心についての御質問のうち(1)、今年１月から８月までの水難事故発生状況の暫定値と過去のデータの比較についてお答えいたします。

令和７年１月から８月末までの間における当県の水難事故の発生状況は、暫定値で発生件数79件、前年同期比９件減少。罹災者数100人、同じく４人増加。死者・行方不明者数34人、同じくプラス・マイナス・ゼロとなっており、前年同期と比較して発生件数は減少したものの、罹災者数は増えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、海の安

全・安心についての(2)のア、自然海岸への巡回パトロールの実施状況についてお答えいたします。

県では、水難事故が多発する自然海岸を中心にライフガードによる巡回を実施し、ライフジャケット着用の推奨、離岸流等の危険情報の注意喚起を行っております。令和６年度の海岸利用者へのアンケートでは、現地で直接説明があることで説得力があるとの声を頂いたほか、４件の救助事例が報告されております。令和７年度は、巡回の規模や場所を拡大しており、８月末までに救助事例４件に加え、事故の未然防止につながった事例として、熱中症等の応急手当てや陸揚げ対応の10件が報告されております。

同じく２の(2)のイ、今後の事業の方針についてお答えいたします。

県では、観光客の水難事故件数の増加を受けて、ウェブやＳＮＳでの情報発信、広告等の旅マエ周知、宮古・八重山地域での巡回の通年実施など、事故防止対策予算の強化・拡充を図ってきました。対策に取り組む中で、事故件数の約７割が自然海岸で発生、ライフジャケットの未着用、外国人観光客の事故急増が課題として明確になってきました。そのため、令和８年度以降は宿泊税の活用も視野に入れつつ、課題に重点的に取り組み、水難事故の罹災者数及び死者数の逓減を図っていきたいと考えております。

同じく２の(4)のイのうち、宿泊税の市町村における使途についてお答えいたします。

宿泊税を導入しない市町村に対する県からの交付金は、安全・安心で快適な観光の実現など県の５つの使途項目に沿った、新規または拡充する取組に活用することを想定しております。宿泊税を活用した事業の実施に当たっては、市町村の事業計画と使途項目との整合性等を踏まえつつ、個別具体的に判断することとしております。

県としては、市町村において有効に交付金が活用されるよう、地域の観光課題解決に向けた活用事例を示すなど、円滑な事業実施を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、海の安全・安心についての中の(3)のア、海辺のみまもりシステムの設置状況についてお答えします。

沖縄県ライフセービング協会によりますと、恩納村アポガマ海岸付近にある沖縄電磁波技術センターの支柱を用いて、海辺のみまもりシステムを導入しておりましたが、同センターの支柱の撤去に伴い、令和７年９月１日より稼働を停止しているとのことです。また、新たに宮古島市渡口の浜に海辺のみまもりシステムを設置し、令和８年３月の稼働を予定しているとのことです。

次に同じく２の(3)のイ、海辺のみまもりシステムの設置推進の意思についてお答えいたします。

海辺のみまもりシステムの設置については、先進事例の効果等を検証するとともに、市町村や関係部局とも連携しながら、引き続き沖縄県水難事故防止に係る検討会議において協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に同じく２の(4)のア、海浜公園における安全監視業務の発注方式についてお答えいたします。

県が管理する海浜公園における安全監視業務への仕様発注方式の導入については、安全監視業務以外の維持管理及び施設運営業務との連動や役割分担、発注方法などの課題があると考えております。今後、関係部局とも連携し、仕様発注方式の導入も含め、引き続き安全を確保する方策について指定管理者等と意見交換してまいりたいと考えております。

次に同じく２の(4)のイのうち、宿泊税を活用した安全監視業務についてお答えいたします。

土木建築部所管の海浜公園における宿泊税を活用した安全監視業務については、今後、関係部局と意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、学校体育館への空調設備の導入と運用の課題についてお答えいたします。

県では、今年度から国の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、県立学校５校において、体育館の空調設備整備の課題となっている屋根の断熱性確保工事等に取り組んでおります。整備後の運用面の課題については、災害時のほかに、授業や学校行事などにおける空調稼働に係るルールづくり等があります。

県教育委員会では、市町村の積極的な取組を推進するため、連絡会議等において当該交付金の活用を周知しており、交付金の期限である令和15年度までに、避難所に指定されている体育館の空調整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　５、我が会派の代表質

問との関連についての(1)、全島エイサーまつりへの自衛隊団体の参加についてお答えいたします。

第70回記念沖縄全島エイサーまつりへの陸上自衛隊第15旅団エイサー隊の参加について、市民団体等が主催者及び陸上自衛隊に出演の取りやめを要請したことは承知しております。

県としては、この件については様々な意見があるものと承知しており、主催者において要請書の内容を踏まえて対応されるべきものと考えております。個別の言動が差別に該当するか否かについては、事実を確認した上で慎重に検討する必要があるため、県において見解を述べることは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　御答弁ありがとうございました。

まず、４番の第十一管区の無人機投入の件ですけれども、知事公室長は我が会派の新垣淑豊議員の代表質問の尖閣諸島の答弁の中で、第十一管区海上保安本部と連携の上、正確な情報収集に努めるとともに、政府に対して、同海域における海上保安庁の巡視船による整然かつ毅然とした対応を継続し、さらなる海上保安体制の強化等、適切な措置を講ずることを求めていると答弁をなさっておりました。この無人機、実際今もう運用がされておりまして、多分九州の航空基地から今運用されていると思うんですけれども、24時間監視可能だということで、将来的に監視業務は飛躍的に発展すると思うんですけれども、この辺、第十一管区の皆さんと意見交換などをやっておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

まず、第十一管区海上保安本部によりますと、海上保安庁では、日頃から尖閣諸島を含む我が国周辺海域において、巡視船艇、航空機等を用いた警戒監視等を行っているとのことです。また、個別の運用に関する事項については、我が国周辺海域を取り巻く情勢を踏まえて、飛行させる具体的な海域をその都度決定していくこととしていますが、詳細については警備上の観点から回答を差し控えるということで、無操縦者航空機が尖閣諸島周辺海域で飛行しているかということについては、明確な回答は今のところないというところでございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　ぜひこれも連携をよくして、あくまでも八重山・宮古の皆さんが安心して、漁業も含めてできるような形を取っていただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　１の(1)、揮発油税の件ですけれども、先ほど部長から答弁がありましたけれども、実際この暫定税率の廃止というのは、全国の中で沖縄県が一番影響を受けるわけですね。それを国会のほうで自公以外の皆様が暫定税率は廃止ということで、今盛んに協議をして、自公もその協議に加わるという形になっているんですけれども、もし暫定税率が廃止されたら、どのような影響があると想定しているか教えていただけますか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

先ほども申し上げたところではございますけれども、本県は、全国のガソリン税から７円の軽減措置がされているところでございますので、暫定税率の廃止に伴って全体の税額は下がりますけれども、全国と比較しますと、やはり1.5円分の税額が高くなるということになります。その分また税収とかの問題も出てきますので、かなり離島等への影響も否めないというところでございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　これは企画部のほうから頂いた資料なんですけれども、この７円の軽減額が最悪の場合、廃止された場合、沖縄県民だけが払っている石油価格の調整税1.5円が発生する。そうすると全国は28.7円だけれども、沖縄県はこの28.7円にプラス1.5円が加算されるということは――沖縄の一般の県民は、この1.5円というのが表に出てくるまでは分からなかったと思うんですけれども、万が一この1.5円をプラスしないといけない事態になった場合、県としてどのような対策を取るのか。今の段階で難しいと思うんですが、どのような対策を取るか教えていただけますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　1.5円は石油価格調整税という形で県の条例でもって課税をさせていただいており

ます。条例が廃止されない限りは、課税はそのまま継続するという形になりますが、仮に条例が適用されないとなってきますと、離島のガソリン価格はこれまで以上に上昇することが見込まれますので、そのために我々は今現在、国に対して沖縄特例の継続について要望しているところでございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　あわせて、１兆5000億円という税が地方にも配分されているんですけれども、この暫定税率が廃止された場合に、これもなくなるという考えでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　1.5兆円は軽油も含めての数字だと思います。揮発油税だけであれば、１兆円程度だったというふうに記憶しておりますが、そういった財源がなくなるということで地方財政のほうにも影響を与えると思っております。そのために今回法案を提出した国政野党のほうからは、地方財政への配慮についても求めているというふうなことは承知しております。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　多分これは全国的な問題でありますので、知事会でこの暫定税率が廃止された場合の予算措置の件っていうのは、どういうふうな議論をされているのかお答えいただけますでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　知事会を含め地方７団体のほうから政府のほうに要望が出されております。ただその際に知事会の会長のほうからも、この暫定税率の廃止はもう既に与野党が合意されている事項なので、それ自体を反対しているわけではないと。ただ先ほども御案内したとおり、地方財政に対して影響を与えないような配慮をいただきたいというふうな要望を出しているところです。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　今与野党で協議を始めるということで合意されていますので、注視していかないといけないんですけど、知事、沖縄県は全国に比べて1.5円という県税がのしかかるという可能性がある中で、知事として政府に対してどのような要請を今後行っていく予定でしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　暫定税率が減税されると、離島支援の支援費に対して非常に大きな影響が出るということで、ぜひこの分に関しても引き続き支援を行っていただけるよう既に一度要請はしておりますけれども、今般、議論の推移を見ながら、また時宜を見て要請等を行いたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　これは与野党関係なく沖縄の復帰特別措置法の命運がかかっている部分がありますので、一緒になってこの暫定分の部分を守っていかないといけないということがありますので、またこの辺を協力できることは協力しながら、政府に対して、また自公に対して、国政野党の皆さんに対して丁寧に要請をしていかないといけない部分であると思います。しっかりとした形でこれは守っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、消費税10％から５％、それからゼロということで、ゼロの場合は約350億、５％の場合は約167億5000万ですか、この財源がなくなると言うんですけれども、知事、去る参議院選挙で、知事は当選された候補者の選対本部長ということで就任なさっていたんですけれども、多分この候補者は、10％から５％に引き下げるという公約で選挙を戦ってきたと思うんですけれども、政策的なすり合わせをして本部長になられたのか、ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は全ての政策に全て合意、すり合わせをしたということではなく、大筋でその方向性を確認して、本部長の就任を受諾したと、引き受けたということでございます。なお、県では全国知事会を通じ、この消費税が減税された場合には、地方に負担を転嫁することがないよう、いわゆる社会保障に係る地方財源の確保については要請を行っておりますので、そのことに関しても、減税を呼びかけている各党もそのような地方財政に影響がない税制の組み直し、組み方を考えるべきであるというような考え方では一致していると思っております。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　腹七分、八分で合意されたということですけれども、その結果約167億円っていう収入がなくなるというこの重大性を鑑みて、やっぱりこの辺は本部長として慎重にしっかりとした形で議論をして、その穴埋めとしてどうするかということを併せて訴えていくべきだと思います。終わったことですのでそれはいいんですけれども、総務部長、この５％になったときの損失の167億ですか、一般財源だと思うんですけれども、どのような影響が考えられるでしょうか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　各種施策を遂行するために必要な一般財源であることと併せまして、高齢者医療、介護、子育てなど、特に社会保障施策に明示的に充当しなさいということになっておりますので、仮にそういうような減税が他の代替措置がなく実行されるとなると、地方財政に大きな影響を与えるものと考えております。

○仲村　家治 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　エイサーの件ですけれども、こども未来部長は慎重な答弁をなさっておりました。（資料を掲示）　実際、エイサーの出演者はこの冊子があるように、多分大分前にもう出演者が決まっておりましたので、自衛隊のエイサーまつり参加取りやめの要請の皆さんが９月８日に要請しているんですけど、多分もう１か月前ぐらいにはこの冊子はできていた。だから唐突に中止を要請したっていうのは解せない部分があって、ましてや要請団体の団体名が沖縄市と何ら関係がないような団体で、ただ沖縄市支部とかいう名称がついてますけれども、正式な市民の団体がこのエイサーに対して反対したとは思えないんですけど、その辺どうお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、差別のない社会づくり条例を令和５年３月に制定しておりますけれども、第３条の基本理念で、不当な差別をしてはいけないという旨の規定がされております。ただ、当該条例に規定する差別に該当するか否かについては、審議会に諮って議論いただいた上で、提言を受け判断し対応を行っているというのが通常の流れになってございます。その対象者というのが、条例上、本邦外出身者となっているものですから、今回の個別の案件のようなものを調査して、県の見解として示すことはなかなか難しいということで答弁させていただいた次第でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　この問題は我が会派の治利議員に譲りますけれども、私は今までの自衛隊の実際の訓練とか演習とかに関しては、百歩譲って反対するのはいいだろうと思っているんですけど、ただ勤務外とかボランティアとかでそういう地域に根差した活動に参加することに対して異論を唱えるっていうのはいかがなものかと思っております。これはもう部長の答弁は要りません。ただ事実が、そういうことがあるということだけは認識してもらいたいんだよ。

先ほど我が会派の代表質問との関連で、小禄地区の成人式に――当時1979年頃ですかね、小禄中学校の成人式の式典の会場で、校門前に自衛隊反対の人たちが来て、自衛隊の新成人に対して帰れと言って中に入れなかった。そういう大変大きなこれはもう事件なんですよ。この事件があったことをさらりと知事公室長が答弁なさっていたんですけれども、実際はもっと大変な事件だったと思うんですけど、もう一度答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　1979年という今議員御指摘のところなんですけれども、当時は復帰直後で自衛隊も入ったばかりということで、県民の中には沖縄戦の経験というものがまだ生々しく残っているという時期でもございました。そういう時期において、自衛隊に対しての反発というのが非常に厳しいものがあったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　当時、地域の有志の先輩方がこれじゃまずいということで、小禄地区自衛隊親睦会というのを1981年に設立しました。私は今５代目の会長をしておりますけれども、この44年間、大変自衛隊の皆様と地域で交流・親睦を重ねてきました。ただ、最近の訓練とかそれ以外に、この地域の行事とかに出ることに対して反対をするということは、私からしたら成人式に出さなかったのと同じようなことが出てきているんですよ、実際に。彼らは、全島エイサーのときは完全に業務外。要は仕事が終わってサークルとして参加している。その彼らを排除しているというのは、これ成人式のときと全く同じ。そして驚くべきことに調べたら、当時の那覇市長が、なぜ自衛隊が成人式に出られないんですかと問われて、招かれざる客と。当時の市長が定例会見で招かれざる客って言ったんですよ。すごいことですよ。知事、この事例からすると、当時の成人式に出さなかったことは、私は人権問題の疑いがあると思いますけど、当時の歴史的な観点から、今の知事の考え方を教えていただけませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　部長からも答弁をさせていただいておりますので繰り返しで恐縮ですけれども、個別の言動が差別に該当するかどうかということについては、事実を確認した上で慎重に判断をする必要がある

というように考えております。ただし、過去にそのような時代の背景と戦争を体験したということの感情とが織り交ざって非常に厳しい状況にあったということは私も承知をしておりますが、この間、災害対応、人命救助、急患搬送、そして不発弾の処理などなど、沖縄県内における自衛隊の活動は、多くの県民からも評価をされているということも、また時間とともに、そのような評価を得られてきているということもあると思います。しかし、今般の全島エイサーに参加をするということについては、様々な方々のお考えが表出したと。それは私が資料を見てみますに、例えば市議の方々の出演取りやめのお考えの中には、実は沖縄市の青年団協議会にも諮られていなかったなどというようなこともあるという経緯があって、もう少し丁寧にやってほしかったという意見等も聞いております。ですから、様々な意見があるということは承知をしつつも、それが差別に当たるかどうかということについてはなお慎重に判断をしなければならないという考えであります。

○仲村　家治 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○玉城デニー 知事　繰り返しになりますけれども、当時の自衛隊に対する様々な市民の方々の感情が存在したという事実は私も承知をしております。しかし、時間の経過とともに、また自衛隊も様々な活動を通じて、多くの方々から評価をいただいてきているということも承知をしているというように答弁させていただきました。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　あくまでも人権の問題に対してお答えしていないので、この辺はやっぱり知事、もっとはっきりしたほうがいいんじゃないかなと思います。あと、参加させるなと言った団体の要請者がこの議場にいらっしゃいますので、一般質問の所感で正々堂々とその意見を述べてほしいなと思っております。この辺は私の独り言ですけれども、ぜひ所見で述べていただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　（パネルを掲示）　本部長、今年大変ユニークな水難事故防止のポスターと動画を作っていただいて誠にありがとうございます。私はたまたまテレビで見て至極感動したのと、すばらしいなと思っておりますけれども、改めて本部長のほうから紹介していただけませんでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　今、議員に御指摘いただきました水難事故防止のＰＲ動画につきましては、沖縄の伝統芸能も含めながら作成したものでありまして、これは観光客が当県において増加する中で、観光客にいかに訴求するかという問題意識を持って制作したものであります。それと同時に、そういった観点から日本語だけではなく、英語だとか中国語など多言語の動画を作成し、これを空港、バス・タクシー、観光地で放映しております。ちなみに、これを県警のユーチューブで流しているのですが、これまでで最も多い視聴回数を記録しておりまして、さらにその視聴回数の半数以上が外国語バージョンということで、日本人だけでなく外国人の方にも多く見られているというものとなっております。

以上でございます。

○仲村　家治 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　（パネルを掲示）　あと一つ宣伝したいものがありまして、海上保安庁が同じく海の水難事故防止のことで、私も２月の代表質問のときに取り上げたんですけど、沖ツラという作品がありまして、その主人公が安心・安全を訴えているポスターがあったもんですから、早速私のほうで議会で宣伝しておきますということでやったんですけれども、まだ水難事故は減っておりませんので、関係各位の皆さん、ぜひゼロになるように、また次年度の予算も併せてよろしくお願いいたします。

以上です。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

〔新里治利　議員登壇〕

○新里　治利 議員　一般質問に入る前に、所見を申し上げたいと思います。

まず、冒頭に申し上げたいことがございます。

このたび開催されました第70回沖縄全島エイサーまつりに当たり、県警本部並びに沖縄署の皆様には多大なる御尽力を賜りました。特に金曜日の道ジュネーに

つきましては、二十数年以上続く伝統の舞台である国道330号での開催が復活・実現いたしました。これは県警本部そして沖縄署の皆様が地域文化の意義を御理解いただき、安全秩序と伝統を確保するために御尽力くださったたまものであり、主催者、市民、県民、出演者全てが深く感謝しているところであります。ここに県民を勝手に代表して、心からの御礼を申し上げます。

そして玉城デニー知事へも心からの感謝を申し上げます。

去る６月、私の初めての一般質問におきまして、沖縄市東部海浜開発・潮乃森への視察をお願い申し上げたところ、知事からは、近く日程を取り、行きたいとの御答弁をいただきました。そして、その御答弁のとおり、８月16日に開催された潮乃森ビーチフェスタへ御来場くださり、来賓として御挨拶を賜りました。さらには、９月８日に橋梁、そして県埋立箇所、人工ビーチ、載荷盛土の３か所について直接現地を御視察いただきました。知事がじきじきに現場を歩き、目で見て確かめてくださったことは、地域住民にとっても大きな励みとなり、また、県政が現場と向き合っているという強い信頼につながったと感じております。改めて知事が誠実に対応していただいたことに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、玉城デニー知事も市民の一人であります沖縄市は、エイサーのまちでございます。戦後復興の中、基地の門前町である旧コザ市には、職を求めて県内各地から人々が集まってきました。その中で、様々なエイサーをはじめとする伝統文化や創作芸能がごちゃ混ぜになり、果ては、知事、ハードロックまで溶け込んだのがいわゆる沖縄市のチャンプルー文化なのであります。歴史的、経済的、そして必然的にそうならざるを得ない多様性を今にもたらし、人種、職業、性別に関わらない寛容な町である我が沖縄市、その沖縄市の宝であるエイサーに危機が訪れております。これまでの青年会エイサー活動、そして自治会活動で県議会議員にさせてもらいました沖縄自民党・無所属の会、新里治利が、通告に従いまして一般質問に入っていきます。

質問の要旨１番でございます。文化の中立性について。

(1)、第70回全島エイサーまつりでは、陸上自衛隊第15旅団エイサー隊出演をめぐり、文化を盾に職業差別と言っても過言ではない事象がこの祭りに持ち込まれることとなりました。エイサーは県民共有の文化資産であり、文化的中立性を守るべきだと思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

２、安全と伝統の両立について。

(1)、去年、第69回全島エイサーまつりでは、金曜日の道ジュネーについて国道330号での開催が許可されず、代替のゲート通りでの祭りの運営の中で混乱を招いたと思っております。本員かいわいで聞くところによると、背景には沖縄市の渋滞対策が不十分であったとのことだが、県警の御見解をお伺いいたします。

３、県内全島青年会の現状と担い手育成についてでございます。

(1)、沖縄県に所在する青年会は何団体あり、何名ほど活動しておりますでしょうか。

(2)、現状と課題についてお伺いします。

(3)、沖縄県青年団協議会の活動内容をお伺いします。

４、我が会派の代表質問との関連についてで、壇上からは以上であります。

失礼しました。時間が足りないようなので、４番は割愛して取り下げたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新里治利議員の御質問にお答えいたします。

文化の中立性について、エイサーの文化的中立性についてお話しさせていただきたいと思います。

エイサーは、沖縄本島や周辺の離島で旧盆の時期に行われる伝統行事であり、太鼓のリズムと掛け声、指笛で踊る姿は、沖縄の夏を彩る風物詩となっています。実は昨日、私が住所を置いております沖縄市美里区で敬老会がありました。高橋真議員も一緒に参加をしていただきましたけれども、そこでもたくさんの参加している方々の前で美里自治会の青年会たちがエイサーを踊る姿を本当に実の孫を見るような優しいまなざしで参加された方々が見守ってくださっていたこと、これが私はそのままふるさとに対する共通する深い思いを、世代を超えてつないでいくことになる。エイサーはまさにその一つの伝統的な方法でもあり、また、真心を伝える地域の伝統だと、宝だというように感じた次第です。このエイサーは、もともとは祖先の霊の供養を目的として、念仏歌で踊られていたのですが、戦後、各地の青年が青年会活動の一環として精力的に取り組んだ結果、広く県民に親しまれ、地域の連帯感の向上や地域活性化にも貢献してきております。なお今回のエイサーまつりへの自衛隊の参加については、主催者において検討し、判断されたものと考えて

おります。また、参加の経緯等については、主催者からも、市民、関係団体に対して、丁寧な説明がなされるべきものであると受け止めております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、安全と伝統の両立についての御質問のうち(1)、全島エイサーまつりの渋滞対策についてお答えいたします。

まず、把握する事実関係について申し上げます。

令和６年の第69回全島エイサーまつりの開催に当たっては、その前年である令和５年の全島エイサーまつりの道ジュネーが国道330号において行われた際、渋滞が発生し、路線バスの運行に支障を来したことを踏まえ、バス事業者から沖縄警察署に対して渋滞対策を求める要望がありました。そこで、沖縄警察署から沖縄市に対し、沖縄市、沖縄警察署、バス事業者による３者で協議することを働きかけましたが、結局、開催までに協議する時間が取れないまま、沖縄市からは、国道330号ではなく、ゲート通りのみでの道路使用許可申請がなされ、そのとおり許可がされたものでした。したがいまして、国道330号の道路使用許可申請に対して警察が不許可にしたという事実があったものではありません。

次に、沖縄市の渋滞対策が不十分であったとの御指摘について認識を申し上げますと、一般に交通渋滞は、交通事故、路上駐車等、様々な要因により発生するものであり、その責任が誰にあるということは一概に申し上げられることではありません。その上で、渋滞対策については、主催者としての沖縄市が広報、臨時駐車場の確保、交通誘導等を行い、県警察も交通規制、交通整理・誘導を行うなど、関係機関、団体が協力・連携し、渋滞緩和に努めることが肝要であると考えております。今後とも、全島エイサーまつりの開催に当たっては、主催者である沖縄市やバス事業者等とコミュニケーションをよく取りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、県内全島青年会の現状と担い手育成についての中の(1)及び(2)、青年会の現状と課題等についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県青年団協議会によると、同協議会には27市町村の青年会等が加盟しておりますが、個別の団体数や活動人数等については把握していないとのことであります。同協議会では、進学や就職に伴い地元を離れたり、仕事が忙しく青年会の活動に参加できない等の理由により、会員が減少し、役員の成り手が不足している現状にあると伺っております。また、コロナ禍で、旧盆まつり、綱引き、エイサーをはじめ様々な伝統芸能や地域行事が中止となったことにより、青年会活動を通じた伝統文化の保存・継承、地域との交流等が減少しつつあることが課題であると伺っております。

同じく(3)、沖縄県青年団協議会の活動内容についてお答えいたします。

沖縄県青年団協議会は､各市町村青年団の連絡調整を図ること等を目的に結成されており、新宿エイサーまつり及び一万人のエイサー踊り隊への参加、八重山青年芸能フェスティバルの開催等、幅広い活動を行っていると伺っております。

県教育委員会としましては、社会教育活動の推進を図るため、地域づくりの担い手を育成する人材育成推進事業を実施しており、団体が主催する１事業当たり15万円を上限に補助対象経費の２分の１を補助し、同協議会など社会教育関係団体の活動を支援しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　治利 議員　再質問させてもらいます。

２の安全と伝統の両立についてでございます。

70回を数える全島エイサーまつりは３日間開催され、日程といたしまして、旧盆明けの週末と決まっております。毎回、金曜日、土曜日、日曜日、この３日間開催され、金曜日はエイサーの本髄である道ジュネー、土曜日は市内22青年会と沖縄市青年団協議会が主催する沖縄市青年まつり、日曜日は――全島エイサーまつりはもともと全島エイサーコンクールでありました。優劣をつける大会でありました。そのコンクール時代からの流れで、陸上競技場で全島から選抜された演舞を披露する沖縄全島エイサーまつりという構成になっております。

沖縄の年中行事と言えば、正月――旧正月ですね。シーミー、旧盆と、どれも欠かすことのできない伝統

行事でございます。特に旧盆の３日間は、地域の青年会によるエイサー道ジュネーで先祖を迎えます。どこからか三線と太鼓の音、指笛と青年会のフェーシが聞こえ、老若男女チムドンドンして外に出てきて、手拍子を送ります。さきの新聞報道によると、今年は沖縄署が県警本部から職員を応援してもらい、異例の100人体制で各種取締り及び警戒活動を実施とありました。

そこでお伺いいたします。

エイサーの道ジュネーは、県内に広く受け継がれる伝統行事であると認識しております。ゆえに、これからも公私官民挙げて守られるべきだと思いますが、沖縄県の安全をつかさどる県警の御見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　エイサー、道ジュネーは、沖縄の先人たちが受け継いできた大切な伝統行事であると認識しております。このような伝統行事が安全かつ円滑に実施されるためには、多くの方々の理解と協力の下に行われる必要があると考えております。

県警察といたしましても、道路における交通の円滑化をはじめ、県民の安全・安心を守る立場から、関係機関、団体等とコミュニケーションをしっかり取りながら、この伝統行事に必要な協力、貢献をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　本部長、ありがとうございます。

この地域の青年会活動の中で根幹となるのが、この旧盆３日間の道ジュネーでございます。その道ジュネーは、所轄の警察署から道路使用許可を得ないとできないのであります。ですから、その地域のエイサーはもとより、沖縄市の全島エイサーまつりにおいては、絶対的に県警や沖縄署のお力が必要となるわけでございます。るるありましたが、これからは沖縄市もエイサーをやるのは当たり前というのではなくて、本部長がおっしゃったように、皆様の協力があってこそ、皆様納得の上でエイサー文化を残していく、守っていくということは、私もこの場で皆様にお誓い申し上げたいと思っていますので、誠意ある御答弁本当にありがとうございます。

続きまして３、県内全島青年会の現状と担い手育成について再質問でございます。

沖縄県青年団協議会、１つのイベントについて15万円の２分の１の補助でしたか、ということでありますが、沖縄県として、文化・行政・人材の三位一体の施策を打ち出す時期だと思います。冒頭に申し上げましたが、このエイサー文化の危機、今本当に担い手が少ない。青年会という名の下に少年がいっぱいいたり、あるいはもう足腰ががたがたしているＯＢが出てきて、その伝統行事を守っているというような現状があります。沖縄市はエイサーのまち宣言をしていて、沖縄市青年団協議会には手厚い予算を今つけている状況がありますので、この文化・行政・人材の三位一体の施策を打ち出す時期だと思いますが、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員お話しのとおり、地域の青年会は伝統芸能の継承、地域の活性化、そして青少年の健全育成と、大きく貢献をいただいているものと考えております。その青年会等の支援につきましては、当該団体の主催事業への支援や運営面でのサポート、研修会への講師の派遣、指導助言等を行っているところであります。また、当該団体が主催する全国大会及び九州大会の開催時など臨時に多大な経費が必要な場合には、補助金を交付し、支援を行っております。まず、今取り組んでいる補助金の制度をしっかりと継続していきたいと思います。新たな補助金制度の創設につきましては、どのような取組が可能か関係機関と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　教育長、ありがとうございます。

私も25歳から地域の青年会の会長をしていますが、当時、沖縄県青年団協議会はとても光り輝く団体でございました。県内には、沖縄全島エイサーまつりと沖縄青年ふるさとエイサー祭りという２大看板があったわけですね。そのうち沖縄青年ふるさとエイサー祭りは今開催していないというようなことだと思います。ぜひとも、今後もまた細かいディスカッションをさせてもらいたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

１番の文化の中立性についての再質問でございます。

先般、文化の中立性を揺るがす恣意的介入行為があったため、知事へ再質問いたします。

知事、エイサーは好きですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　与勝生まれの私は、エイサー大好きです。沖縄市のダイナミックなエイサーもパーランクーを使った、あの腰を落とした重層なエイサーも

大好きです。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　もう予想どおりの答弁が来ました。私も実は平敷屋の血を引いていまして、デニー知事がお生まれになったところも全くのエイサーのメッカであり、そして居住されているのも沖縄市。また知事も若い頃にはゲート通りでいろんなカルチャーを見聞きしたと思いますので、もうチャンプルー文化の権化と言っても過言ではないと思うんですが。
　次に知事、止めよう辺野古新基地建設沖縄市民会議という団体は知っていますか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　はい。沖縄市にそのような団体が存在するということは承知しております。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　その団体は知事を支えるオール沖縄の構成団体でしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　そのように認識をしております。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　知事は、沖縄全島エイサーまつりへの陸上自衛隊第15旅団エイサー隊の出演取りやめの要請書は御覧になられたでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　はい。資料として目を通しました。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　その要請書を肯定いたしますか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　今回の自衛隊のエイサーまつりへの出演については、様々な意見があるというように受け止めております。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　まさに、知事が今、この文化の中立性について、防波堤になっているのかなというような印象を持ちました。要請文は、自衛隊の出演イコール軍事要塞化の象徴と結びつけておりますが、しかし実際、全島エイサーまつりにおける陸自の第15旅団エイサー隊の演舞は、職務としての文化活動、地域交流であると思います。文化と安全保障政策を混同するのは、論理の飛躍ではないかと思っております。私が今申し上げた思いについてはどうお考えでしょうか、知事。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　団体の出演の決定は、主催者において協議・検討をなされたものと考えておりますが、なお、その経緯については、関係団体等へ丁寧に説明を行っておく必要があったのではないかというように考えております。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　先ほど冒頭、知事の１回目の答弁の中で、もとい――家治議員の質問の中で、沖縄市の青年団協議会へも説明がなかったというようなお話がありましたが、この青年団協議会は沖縄全島エイサーまつり実行委員会の構成員ではありますが、決定権等々、この選別に関しても権限を持っておりません。あくまでも沖縄市青年まつりの主催者として、実行委員会に参加しているという認識であります。それと知事、要請文は、「市民感情・県民感情からしても許されません。」と断言しております。しかし実際には、自衛隊エイサー隊の出演を楽しみにしている県民も多く、感情は多様であると思います。県民全体の意思を一団体が独占的に代弁しているように見せかけていると思いますが、どうでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　繰り返しの答弁で大変恐縮ですが、市民の方々の中には様々な感情があるということだというように受け止めております。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　分かりました。
　この要請書の――私はやっぱり、そういう政治的な問題をこの――何ていいますか、皆さんが楽しまれている祭りや、そういった文化行為に介入してくると。この出てはいけないっていう物言いはいいと思うんですよ。でも、止めに入るということ、止めに入って出るなというようなことを本人なんかに伝えに行って、また沖縄市にもそういう要請書を出すというその行為が私は本当に危ないなと思っております。
　あともう一点は、やっぱり職業差別の問題があるのではないかと思っております。自衛隊につきましては、我が国の平和と独立を守り、国家国民の安全を保つため、我が国の領土・領空・領海を防衛することを主たる任務とし、また、大規模な災害時に様々な復旧作業に当たってくれる誇りある職業だと思っております。自衛隊だから、自衛官という職業だからという理由だけで文化の場から締め出すことは、職業を理由とした差別に当たりませんでしょうか、知事。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　繰り返しで恐縮でございますが、県としましては、この件については様々な

意見があるものと承知しておりまして、主催者において要請文の内容を踏まえて対応されるべきものと考えております。

個別の言動が差別に該当するか否かについては、事実関係を確認した上で慎重に検討する必要があるため、県において見解を述べることは差し控えたいと思います。すみません。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　こども未来部長、あなたは知事ですか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　補助答弁者になっております。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　失礼しました。さらに、質問させてください。

知事、沖縄市国際交流協会は御存じでしょうか。主な外国人は、米軍人・軍属、基地関係者、外国人と交流したい市民が集まった協会であります。1990年に沖縄市長に当選した新川秀清氏が全島エイサーまつり実行委員長としてこう発言しております。エイサーが外国を含めた多方面に広がりを持ったということは、エイサーが沖縄から発信できる文化の一つであること。また同時に、私たちの時代の足元でエイサーがなぜ沖縄で起こり、今日まで継承されてきたかということをきちっと整理していって発展させていく。これは限られた人のみができるものではなく、誰でも行うことができる。また、関わりを持つことができると発言されております。1992年の第37回から2013年第58回まで、21回連続出場、トータル23回、この団体は出演しております、全島エイサーまつりです。以上、これまでの歴史と事実に鑑み、要請書の内容は破綻していると思いますが、知事の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　十分な情報を持ち合わせておりませんが、議員御案内のその団体には、沖縄市内に住んでいる外国籍を持っていらっしゃる方もいらっしゃるというように承知をしているというものであります。ですから、全ての皆さんが思いを持って祭りに参加したい、参加してほしいというようなことは、やはりその主催者においてしっかりと相談・検討されて、決定がなされたものであるというように考えておりますし、なお今般、その様々な市民の意見が惹起したという点についてもやはり――エイサー祭りは終わりましたけれども、主催者からの丁寧な追加説明があってもいいのではないかと思います。ですから、そのような混乱が起こることがないように、丁寧に議論をして説明をしていただいたほうがより皆さんに納得していただけるのではないかというように、私としてはそのように思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　玉城デニー知事が今おっしゃった答弁は、一理あると思います。ここまで報道機関やテレビのニュース等々で報道されますと、ハレーションが起こるのは必然であると思いますから、私も答弁をしっかり心に受け止めて、今後にまた生かしていきたいと思っております。

そして、締めに――もう時間がありません。沖縄のアイデンティティーとは、独自の言語、文化、伝統、これらの要素が複雑に絡み合い、時代とともに変化しております。沖縄県民の多くはウチナーンチュであることを誇りに感じていますが、同時に日本人としてのアイデンティティーも持っております。そして、今では小学校や中学校の体育祭や文化祭でエイサーを踊ることはセオリーであります。そこに自衛隊の子どもたちがいるかもしれない。今回のようなことが起こって誰が傷つくのか。エイサーや文化を盾に県民を分断してはならない。むしろ戦後80年だからこそ、分断ではなく共生、対立ではなく融和であると思います。最後は花城大輔沖縄市長のお言葉を引用して、エイサーは、エイサーを愛する全ての人のもの。エイサーを好きになってくれる人、踊ってくれる人を増やそうというのがエイサーであり、制限はないはずだ。さらに、戦後80年、今日まで平和を維持できた。自衛隊も平和に貢献してきた。その隊員たちが平和を守りますという意味を込めて踊っていたとしたら、どうしてそれを反対できるだろうか。

○中川京貴 議長　そろそろまとめてください。

○新里　治利 議員　以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　皆さん、沖縄自民党・無所属の会の又吉清義です。

一般質問に入らせていただきたいと思います。

少し順番を変えていきたいと思います。

皆様方に一般質問について通告をしながら、なかなかやっていないものがあるものですから、今日はこれから先に行いたいと思いますので、順番として、５、６、７、８を行きまして、我が党の代表質問との関連は取下げいたします。それから、１、２、３、４というふうに行きたいと思いますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

では、５番の農業者の高齢化や担い手の減少、労働

時間の変化に伴い、より一層の省力化の改善、生産性の向上、ブランド化を目指し、これまで取り組まれてきました。県が取り組んでいるスマート農業の実績と現状について伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、県外と異なる気象条件や栽培品目、経営規模など、本県の地域特性を踏まえた沖縄型のスマート農業の推進に向けて、デジタル技術等を活用した実証や導入に取り組んでいるところでございます。具体的には、農業分野では、サトウキビにおけるトラクターの自動操舵システムや農業用ドローンの活用、園芸施設内の環境制御による生産性の向上、花ロボの導入や共同選果場の整備による省力化などに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　その取り組んでいる事実は私もよく理解しております。ただそこで気になるのが、これまで取り組まれてきたスマート農業の事業の中で、現在も継続し、高く評価できると思われる事業をお答えください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

実際に取り組まれた例としましては、サトウキビの自動操舵システムですね。そういったものをやることで、地下のかん水チューブとかそういったものもしっかり守れるということで、こういった自動操舵システム等につきましては、有効なスマート農業の一つだと考えているところでございます。

○又吉　清義 議員　ですから、やることによって実績はどう上がりましたか。継続していますか。

○喜屋武盛人 農林水産部長　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜屋武盛人 農林水産部長　失礼いたしました。

自動操舵システムつきトラクター等につきましては、令和５年度に南大東村に１台、宮古島市のほうに１台、令和６年度は南大東村に１台、宮古島市のほうに２台、それから農薬散布用のドローンにつきましては、令和５年度に八重瀬町のほうに１台導入している実績がございます。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　非常に分かりづらいですね。ドローンとトラクターじゃなくて、やはりスマート農業――いろんな問題をコンピューターシステムなり駆使することによって自動化を図る。そういう大きな趣旨・目的がある中で何をしようとしているかというと、この将来に向け食の安定生産、ブランド化を目指す。そして、そういう取り組んでいる中でなかなか継続することができない、中身が実らないと。その原因はどのような要素が考えられるか。また、県の改善策はあるのか伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

スマート農業の課題ですけれども、やはり機械や設備の導入コストでございますとか、維持管理体制、それからＩＣＴ技術者の育成確保、あるいは機械に合わせた栽培体系への転換のほか、県外と異なる気象特性でございますとか栽培品目であるということから、他県の成果の活用がちょっと難しいというのが課題というふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　やはり最終的なポイントは――何千万円の設備を投資いたします。それはそれで構わないんですよ。ただ残念なことに、これを継続しようとした場合に、データ取りをしないといけない。そして使い方をしっかりと熟知していかないといけない。残念なことにそのランニングコストがこの補助事業、１年分しかない。ですから、部長どうですか。何千万もかけて設備投資をして、僅か何百万のランニングコストがあればしっかりとこれが運営できて、データを取ることができて、生かすことができる。残念だけど、ほとんどの事業、このスマート農業のランニングコストが１年分でございます。どうでしょうか。県としてこれを３年、４年、長いスパンで見て、そのランニングコストを出してあげることによって、これが実用化できるわけですよ、部長。そこまで踏み込んでみませんか。私はそう思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　議員御指摘のとおり、スマート農業においては、機械や設備の導入というのがかかりますし、またランニングコストがかかるということも認識しているところでございます。ただ、やはりスマート農業は、生産規模ですとか栽培品目などに応じた機器や技術をまず導入すると。また、これを導入することによってランニングコストというよりか、生産性の向上でございますとか、省力化等が図られるということで、基本的に持続的経営にまず寄与す

るものということで、そこでしっかりランニングコストを賄っていくというような体制が重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、考えることも非常にいいことなんですが、問題はそこにあるんですよ。私実際にマンゴーもサトウキビも野菜も見てきました。しかしこれ１年分の予算ですよと。遠隔操作をやるにしても、この事業費であり、ランニングコストを農家は２年目、３年目までは出せますが、どうしてもその後出すことができない。そこで断念をしてしまう。とってももったいないんですよ、皆さん。とってもすばらしい事業です。ですから、ぜひ部長、やはりランニングコストを――設備費に出したような金額はかからないんですよ。そこを出すことによって国から頂いたこの事業を実のあるものにすることができる。実のあるものにすることによって、我々はこれを今度は農家に普及することができる。朝の宮里洋史議員からもありました。借換債によって予算を有効に生かそうと。必要な取るべき予算に充てるべきだと――これ総務部長がおっしゃっていましたかね。総務部長どうですか。ランニングコストは僅かです。100万単位です。設備が何千万です。これ生かすことができるんですよ。こういった予算の使い方を我々はやってくれとお願いしているわけですよ。必要としているんですよ。どうぞ、農林水産部と相談して、ランニングコストを出してあげて、10年間もやっているスマート農業を成功させてみようじゃありませんか。いかがですか、部長。必要としているんですよ。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　各部におきまして事業の立案に当たっては、関係団体から意見聴取をしながら立案をしております。その立案に対して、総務部との間で事業の必要性とか効果とか、あるいは後年度の負担とか、あと県と市町村の役割分担等々を精査しながら予算措置をしておりますので、議員に今提言していただいた観点からも精査していきたいと思っております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　本当にもったいない、私からすると。本当に予算を見てみたらいいですよ。国から頂くスマート農業の予算、そして事業をやったら何千万ですよ。ランニングコストはこれの何割もいかないですよ、100万単位ですよ。これが出せない。これをしっかりと補助することによって、この事業は成功しますよ。そういうふうに非常に可能性を持っております。そういったところで私は詰まっているだろうと思います。ぜひ頑張って調査して、そのランニングコストを受注者に出してあげて成功させていただきたいということをぜひお願いいたします。

次、６番の宜野湾市仮設避難港について、沖縄総合事務局との調整状況について伺います。どのように進展しているか御説明ください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　宜野湾市の仮設避難港ですけれども、これまでに国から求められていた既設護岸の整備は完了しておりまして、今後は仮置き土砂の撤去を行う必要があります。そのため、今年度から順次土砂を搬出しまして、搬出した後は、国において行政財産の用途を廃止して、普通財産として県から国へ引き継ぐということになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　じゃあ、昭和48年１月に公有水面埋立許可を受けて整備されたこの仮設避難港、今まで全くこの開発ができませんでしたけど、今の手順で国に引き継いだ場合、国と協議をして開発に向けてもう進めることができるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　国に管理を移管した後ですけれども、国におきまして土地利用に関して国の機関へ照会するなど、国で利用計画を策定するものと思われます。ただ、現時点においては利用計画というのは把握することはできておりませんが、通常の場合だと、国の各機関へ照会を行って、計画がない場合は県とか各市町村に対して照会を行って、それでも利用計画がない場合については普通財産として売却するという方向性になると考えられます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　普通財産として売却するということは、計画がない場合は――県、国、市町村の計画がない場合は普通財産として国が民間に払下げができるというふうに理解してよろしいんですね。また各自治体にも。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　そのとおりでございます。

○又吉　清義 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時59分休憩
午後３時０分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○又吉　清義 議員　次は、７番の道路行政についてお伺いいたします。
(1)、宜野湾市の市道13号線を県道に格上げすることができないかについてちょっとお伺いいたしますが、現状としてはいかがでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　当該13号線ですけれども、当該道路は、長田交差点から真栄原交番前までの区間を結ぶ宜野湾市道であると認識しております。当該道路につきましては、幹線道路ネットワークとしての必要性等を踏まえる必要があることから、今後の検討課題であると考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　今、東海岸から西海岸を結ぶ、環状線でありそういったアクセス道路が非常に少ないと。特にまた宜野湾におきましても、これから返還される普天間飛行場跡地、それを結ぶことによって、この東海岸の中城の34号線でしたか、それからこの13号線を確保することによって、滑走路の真下のほうでカーブになって、直線としてそのまま58号、そして西海岸道路まで結ぶことによって――西海岸道路はまた糸満、那覇と来て読谷まで延びる。そこにアクセスすることによって、一挙に東と西を結ぶ、私はすばらしい道路ができてくるんじゃないのかなと。それを県の事業としてぜひ進めていただいて、そのような大きな、これから返還予定地も想定した道路造り、まちづくりの発展に向けて、ぜひ御検討していただきたいなということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　幹線道路網の構成ということで答えましたが、幹線道路網というのが道路法上、２つ以上の市町村を経由する幹線ですとか、市または人口5000人以上の町――主要地ですね、とこれらと密接な関係にある主要地ですとか、港湾、漁港、飛行場とかに連絡する道路という定義がございます。これらに合致するかどうかというのもいろいろと検討する必要がございまして、また宜野湾横断道路とか、ほかに計画されている道路等もございますので、幹線道路網ネットワークとしての位置づけというのを検討する必要がございますので、今後の検討課題として併せて検討していく必要があると考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　宜野湾横断道路についてはまた次に聞きますけど、今高速道路とは連結せずに下から通る道路、中城から来る道路というのも一民間の道路として、国道58号、そして西海岸道路とも連結できることはまた用途が違うかと思いますので、ぜひ御検討のほどをお願いいたします。
次に(2)、道路附属物の老朽化並びに道路標識や看板の修繕進捗状況について伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　県管理道路におきます道路附属物の修繕につきましては、劣化状況等を勘案しまして、優先度が高い箇所から順次実施しているところであります。なお、道路標識・標示板の修繕につきましては、令和７年度からは年間約30基の視認性改善に取り組んでいるところであります。引き続き、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　年間30基を取り組んでいただけること、本当に感謝申し上げます。ぜひ頑張っていただきたいと思います。
そこで伺いますけど、例えば修繕についての予算の目安というのは、毎年定額でこれから取り組んでいく方針であるのか、県の考え方をお伺いいたします。若干の変化はあると思いますが、大体年間このぐらいの予算を組んでこれを毎年こういうふうにやっていくんだという、そういった考え方でよろしいんでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。
予算につきましては、この劣化状況、標示板だけ替えればいいのか、その他の部材も替えるのかとか、交換するのかとか、そういうところで予算の状況というのは変わってくることになります。ただ、今の計画としては、年間30基程度は更新していこうということで計画しているところでございます。
以上でございます。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　年間30基を目安にやるということは非常にいいことですが、多分、私がぱっぱっと数えただけでも沖縄本島内にかなりの数があるんですよね。これは道路標識だけでございます。ただ、道路附属物に近年どういった現象が起きているかといいますと、劣化による事故が起き始めているんですよ。例えば全国において、道路附属物の老朽化による死亡事故等も起こり始めていると。ですから、修繕の予算の確

保も厳しいのもあるかもしれませんけど、我が沖縄県、観光立県として、また県民が安心して通行できるためにも、私は維持管理は非常に必要不可欠と解釈しております。ですから、やはりその予算、物を見る中で、最低限このぐらいは組んでやるんだという方針を決めていただかないと――実際、全国で道路附属物による死亡事故も起きていることを知って私びっくり仰天しました。我が沖縄県、海風が強く、さびが早い地域でございます。これも遅かれ早かれもう来るものだと思っております。そういったのも勘案して、予算についてはぜひ必要不可欠だということでやはりしっかりとしていただきたいなと思いますが、県の考え方を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　議員おっしゃるとおり、塩害でさびが出て腐食しているというのも確認できております。

県としましては定期点検を行っておりまして、定期点検で必要と判断された箇所については予算を要望して、緊急的なものから改善していっているという状況でございます。点検ですので、ひどいもの、その次みたいな形で出てくるんですけれども、その結果に基づいて計画的な修繕には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　修繕もする中で、道路の標識――看板ですね。あの大きい看板。あれなんかもう全く字も何もないような看板も結構あります。もう半端じゃないです。そして夜、反射しないと思われるし、夜見えない標識等もいっぱいあります。それ見たら30基やっても私は追いつくかなと心配しているものですから、ぜひ予算確保を、ぜひこれはしっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

次、８番目の基地返還跡地の整備計画について伺います。

(1)、普天間飛行場返還跡地の整備計画の横断道路についての進捗状況について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　宜野湾横断道路のことであると認識しております。国道329号から普天間飛行場を横断しまして、沖縄西海岸道路までをつなぐ、普天間飛行場の跡地利用において重要な道路となっております。県では、宜野湾横断道路の中城地区につきまして、現在調査検討を進めておりまして、橋梁及び地滑り対策等の検討に現在取り組んでいるところでございます。引き続き国や関係機関等と連携しながら、実施可能な取組について推進していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　この横断道路の整備計画について跡地利用についても必要不可欠である中で、この横断道路の整備計画は現在のところ、この東側部分だと。西側部分については予想はしていますが、整備計画については全く何の――調査費であり、そういった計画はないですよね。それはどうなっていますか。西側部分についてはどのようになっていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　普天間飛行場より西側の区間であると認識しておりますが、宜野湾地区と呼んでおります。宜野湾地区につきましては、最新のデータに基づく交通量の予測等を行いまして、周辺道路ネットワークの在り方というのを検討しているところでございます。当該区間は新広域道路交通計画でも構想路線として位置づけられておりますので、引き続き国や宜野湾市等と意見交換を行っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ということは、この横断道路等に関して、高速道路とインターで連結する中で、この東側部分はこういった基本設計であり概略設計で進める中で、西側に関しては調査費はこれからつくというふうに理解してよろしいんですか。それとも調査費は今のところつけることができないんですか、どちらでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現時点では、概略検討とか予備設計の段階でございまして、県の単独費で検討を進めております。環境影響評価等に係る調査につきましても県単予算で行うこととしております。国庫補助予算につきましては、予備設計とか環境影響評価については補助対象外となっておりますので、事業化後の詳細設計から対象となります。それまでは県単独費で実施していくということになります。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　じゃあ、私の聞き間違いだったんでしょうかね。東側部分に関しては、今部長がおっしゃるように進めることができるけど、西側部分に関しては全くの手つかず状態だよというのを私聞いたんですが、そういうことではないということで理解してよろしいですね。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　手つかずの状態というわけではございませんで、国直轄によります宜野湾道路とかとの関連ですとか、あと宜野湾市によります区画整理等の関連もございますので、両方の関係機関等と意見交換をしながら進めているという状況でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　分かりました。

じゃあ次、(2)のほうに移らせていただきます。

上記と同じく、基地返還跡地を通る中部縦貫道路整備計画と既存道路との整備計画について伺います。

これはどのように進捗しているのかお答えください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　仮称ですけど、中部縦貫道路と呼んでおりますが、普天間飛行場を南北に縦貫する道路でございまして、普天間飛行場の返還を見据えまして、新広域道路交通計画の構想路線として位置づけられている主要幹線道路となっております。当該道路の整備計画に当たりましては、普天間飛行場の跡地利用計画との整合を図りながら、国や宜野湾市等の関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。現在のところ、ルート等もまだ未定という状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　まだ未定ということじゃなくて、私が質問のたびに皆様に質問しているのが、基地を一日も本当に早く返していただきたい、返すべきだということであれば、皆さん自身も、我々は基地がこのように返されると、こういうまちづくりをするんだという整備計画、これを持って国にもさらに交渉する。基地は出ていけ出ていけと言う中で、まちの都市づくり計画はない。これでは私は説得力はないと思いますよ。基地が出ていくならば、我々はこういうまちづくりをして、こういう経済活性化を担う、国の発展を担う、沖縄県の経済の発展を担うという大きな計画を持って行わないと、私はこれは説得力はないだろうと。ただ、基地は出ていけ出ていけと。出ていった後、何するんですかと。ペンペン草しか生えませんよと。私は議会のたびにそういうふうに言っております。ですから私は――これから返還される例えば那覇軍港、キャンプ・キンザー、普天間飛行場跡地など、その総面積は約810ヘクタールです。この３か所の返還跡地と中部地域を直接結ぶアクセス道路が、私、中部縦貫道路であるだろうと思っております。ですから、その機能は大変重要であり、返還前にはその既存道路との接続をどのような位置づけで進めていくか、また、早急に進めていかなければ、我々はこれから来る、また民間主導でも行われているGW2050――ゲートウェイ構想においても、私は計画はよりスムーズにいかないと思いますよ。やはり、この広大な敷地を全て結ぶ西海岸道路であり、そして縦貫道路であり、これをもってこの沖縄の産業・経済の発展を担うんだという大きな目標を持って、ぜひこれは早急に進めて、接続点をどこにするのか、そしてどこにどのように結ぶのか、私はこれ同時並行だと思いますが、部長、返還が決まってからというのでは遅いんじゃないですか。今進めるべきだと思いますよ。いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該道路の整備計画の検討に当たりましては、まずは普天間飛行場の跡地利用計画との整合を図る必要がございます。その他の計画等も含めまして、今後いろんな計画が動き出すものと考えておりますが、今後国や宜野湾市等の関係機関と連携する必要がございますので、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　別に今の部長の答弁、否定は一切いたしませんけど、それでいいかと思います。ただ、やっぱりまちづくりにおいて一番肝腎なポイントは何かというと、私は道路網をどのように形成していくか、そしていつから着工して、いつまでに完了するか。これがない限り私は町は発展しないと思いますよ。いろんな建物を造ってからまた道路網を造ると、またやり直しになってしまう。無駄な予算が出てしまう。ですから、まちづくりにおいて返還跡地の道路網の整備、これがしっかりあってこそ、そこにどのようにまちをつくっていくか、当てはめていくか、私はこれが確実に成功の一助だと思います。違うのでしょうか。そういった意味でも道路網の整備については、しっかりと早く、これは関係機関とも詰めて、私は確定するべきだと思います。部長どうですか、違いますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県のほうでは関係市町村と共に、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想というものを策定しております。こちらについては策定から10年以上経過したということで、現在その更新に向け

ての作業も進めておりますが、その中で跡地を活用した幹線道路の整備及び公共交通ネットワークの構築についても検討していくという形になっております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ県のほうでも――広大なこれから返還される約800ヘクタール、そのまちづくりをどのようにしていくか、とても重要なことだと思います。ですから私も提案いたします。今、那覇の町、県庁がある中で非常に交通渋滞も激しい。思い切って県庁を宜野湾市の普天間飛行場跡地にでも移設をさせる、移管をする。そしてこの那覇市、これから観光のまちとして、しっかりとまたまちづくりをする。そのような思い切った構想も持つ中で道路網の整備も考えてもらいたいなと思います。県としてもそういう構想は一切まだ持っていないかと思います。そういった思い切った構想を持って、壮大なスケールをぜひ生かしてもらいたい。ぜひ頑張っていただけませんか。部長、どうですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほども御案内したとおり、今、その広域構想について更新の作業を進めているところです。各跡地の特性を生かしながら、広域的な観点から連携した開発、そういったことで沖縄全体の発展につなげていくような構想を検討してまいりたいと思っております。

○又吉　清義 議員　ちょっと休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　１番に行きます。

特別支援学校における教科書の課題についてなんですが、この特別支援学校の教科書――文部科学省著作教科書ということで、聴覚障がい者用、視覚障がい者用、知的障がい者用の教科書が25年間も改正されていなかったという現状があったということで、これが改正をされているようにも聞いておりますが、我が沖縄県の小学校、中学校、これについてはどのようになっているかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

特別支援学校の小学校、中学校で使われております文部科学省検定教科書や文部科学省著作教科書がございます。また、このほか学校教育法附則第９条の規定により、教科用図書以外の一般図書を使用することが認められている状況であります。今御指摘のありました文部科学省検定教科書を使用する場合は、その特別支援学校が所在する採択地区において採択した検定教科書を使用することとなっている状況でございます。その都度、地区において採択された教科書を使っているという状況でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、採択された教科書を使っていて――普通の教科書は４年に１回見直しがございます。現在調べた結果、例えば聴覚障がい者、知的障がい者の教科書において、小学校が令和２年度、中学校が令和３年度の改正年度となっている教科書もあるんですが、現在、県内はどのように改正が取り組まれているかということを確認いたします。こういうふうにしっかりと改正に向けて進んでいるのか。25年前に改正されて、令和２年度、３年度にも改正されたということなんですが、現時点で沖縄県どのようになっていますかということなんですが、改めてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

今議員の御指摘にありました文部科学省著作教科書については、一般的に星本と呼ばれておりまして、知的障がい者の教育課程を履修している児童生徒が使用している状況にございます。文部科学省著作教科書は、知的障がい特別支援学校の学習指導要領に対応した内容で編集されておりまして、障がいの程度に応じて、星１から星５まであります。令和７年度現在、国語、算数・数学、生活、理科、社会、職業・家庭、音楽の７教科が発行されておりまして、それをしっかり採択して使用しているという状況にございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　じゃあもう時間がありませんので、２番に移ります。

新生児聴覚検査について各市町村の実施状況について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

新生児聴覚検査は、通常出産後の入院期間中に分娩取扱施設で実施しておりまして、令和５年に出生した児を対象にした調査では、初回検査の実施率は93.6％というふうになっております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　93.6％じゃなくて100％に持っていけるようにぜひ努力していただきたいと要望いたしますが、部長、頑張っていただけませんか。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　当該検査についてですけれども、各分娩取扱施設で出産入院時に保護者に説明がなされていまして、県ではリーフレットの配布、それから親子健康手帳へ当該検査について記載するなど保護者への周知を行っているところでございます。この新生児聴覚検査は、聴覚障がいを早期に発見することで影響が最小限に抑えられるという重要な検査だというふうに考えておりますので、聴覚障がいの早期発見・早期療育が図られるよう、産婦人科医会や市町村と連携しまして、引き続き普及啓発を行ってまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　部長がおっしゃるように、本当に早期発見であれば、ほとんど健常者と同じような近いレベルで聴覚障がいを治すことができると。であるならば、ぜひ100％を頑張っていただきたいと思います。
　最後に３番目、令和６年６月28日、安和桟橋出口付近で起きた交通死傷事故について。
　(1)、その後の事故発生の調査状況について伺います。
　新聞報道で抗議女性に起訴を求めるということで新聞に載っておりましたが、これについてはそのとおりで解釈してよろしいでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時23分休憩
　　午後３時23分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　御質問の事案につきましては、現在も捜査中でございますので、具体的な状況については答弁を差し控えさせていただきますが、県警察としましては、関係者から聴取し各種証拠を精査するなど、あらゆる観点から慎重に捜査を進めているところであります。
　以上です。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時24分休憩
　　午後３時24分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　新聞記事によりますと、例えばダンプカーの前で抗議をしていた女性を重過失致死容疑で近く書類送検する方針を固めたと。そして、厳重処分の意見をつける方向で最終調整をしていると。そのように最終調整を慎重に協議しているというふうに理解してよろしいですね。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　本件は現在も捜査中でありますので、お尋ねのありました捜査終結までどの程度の時間を要するかも含めましてお答えすることは差し控えますが、県警察としましては、引き続き捜査を尽くしてまいります。
　以上です。
○又吉　清義 議員　ありがとうございます。
○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。
　　午後３時25分休憩
　　午後３時49分再開
○中川京貴 議長 再開いたします。
　休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。
　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　皆さん、こんにちは。
　沖縄自民党・無所属の会の仲里全孝でございます。
　一般質問を行います。
　まず初めに、我が党関連から行います。
　喜屋武力県議の代表質問の中で、２の(10)、国道における白線道路標識について。道路標識が劣化しているのはなぜか。お願いします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。
　道路標識・標示板の劣化についてだと考えておりますが、強い紫外線とか台風等による塩害など、沖縄の厳しい自然環境の影響というのが主な原因であろうかと考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　これは品質的に問題があるということですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　道路標識・標示板につきましては、国土交通省の道路標識設置基準とかのガイドライン等に基づいた品質を確保して設置しておりますので、品質的に全国一律の品質を用いております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　全体的でいいんですけれども、この標識、製作されたのは県内ですか。県外で製作されていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路標識・標示板等につきましては、シートを圧着する必要がございまして、県内では２メーター以下のものしかできないということで、大型の道路標識・標示板につきましては、県内での製作はできません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　私もいろいろ調査しました。そこに問題があるんじゃないかなと思います。部長、塩害とか台風とか、それが理由とおっしゃっておりました。これ以前から骨組みとかガルバナイズとかは沖縄で製作しているんですよ。やっぱり我々、県産品を推進している以上、沖縄の環境に合った、沖縄の業者もできるわけですから、これ皆さんがいろんな工夫をして県内業者への発注はできないでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　先ほども答弁させていただきましたが、現在２メーター以下の小さな標識しかできないということになっておりまして、それ以上の大型を製造するとなると、新たな設備投資等が出てきますので、こちらで企業に対して導入してくれとか、そういうことはなかなか言いづらいところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これは無理なことでしょうか。可能ですか。県内に発注するのは可能ですか、やっぱり無理なことですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　設置の発注自体は、県内の企業に発注しておりますが、大型の標識につきましては九州等の工場で製作したものを運搬してきて設置しているという状況でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　やっぱりこの辺も、私、品質的にちょっと検証したほうがいいと思いますね。この５年以内とか、あるいは10年以内に、同じ年に同じように皆さんが設置したものでも、場所によっては劣化しているところもあるんですよ。また反面、我々土木環境委員会で与那原マリーナ、そして宜野湾港マリーナに行きました。海の近くで劣化していないのもあるんですよ。だから品質にちょっと問題ないかなということで、疑問が出ているんですよ。これ、今後いろんな角度から検討できないでしょうか、部長。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

品質的には統一されたものを使っておりますので、全国的に同じものを使っております。県内でどうにか品質をということですけれども、総合事務局等も同じものを使っておりますので、学識経験者とか、その辺の意見も聞きながら進めていきたいなと考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　よろしくお願いします。

次に、新里匠県議の４の(4)、松くい虫被害の拡大防止について。

県が五枝の松が枯れたと確認したのはいつですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

久米島町より、９月３日付で久米の五枝の松の滅失届が提出され、県教育委員会は９月８日にこれを受理し、枯死を確認したところです。枯死の原因については、久米の五枝の松枯死確認書に沖縄県森林資源研究センターにおいて、マツノザイセンチュウが検出されていると記載されております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　報道を見て、本当に私、衝撃を受けました。これ何とかできなかったのかなということで、この件についての知事の見解を伺う。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　この間、部長からも答弁をさせていただいておりますけれども、国の天然記念物でもある五枝の松、いろいろマツノザイセンチュウ対策として樹幹注入などの薬剤を塗布していたんですが、やはりかなり年代の松であるということと、枝の形状も非常に複雑であるというところから、かなわなかったというように報告を受けて大変残念に思っております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これまでの答弁に樹幹注入とか特殊な枝とか、いろんな答弁があったんですけれども、これは樹幹注入の工法に問題があったんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時57分休憩

午後３時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

まずこの樹幹注入でございますけれども、これは樹木の幹に穴を空けて薬剤を注入する手法なんですけれども、少なからず樹木に負担がかかるというところが

ございます。さらに、久米の五枝の松のような老木では負担が大きいのと、それとこの形状、枝ぶりが非常に複雑ということと、中が空洞化しておりまして、樹幹注入をしたんですけれども、なかなか薬液が全体に行かなかったということで、その一部薬液が行っていない枝から感染したというふうに検証しているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後３時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

樹幹注入に問題があったということではなくて、なかなか技術的にあの枝全体に薬剤を浸透させるというのが非常に難しかったというふうに聞いているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これ専門家も交えて行ったんですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　久米島町松くい虫防除対策会議の中にはもちろん樹木医等有識者もいらっしゃいますので、そういった方々の意見も参考に実施したところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　まず樹幹注入を行った日付はいつですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　久米の五枝の松については、令和４年１月に最初の樹幹注入を行ったところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　質問取りでは令和３年って言っていたけどね。令和４年ですか。まあそれでいいですよ。国の天然記念物に指定されたのは1997年。28年前からこれ国、県、町でこの五枝の松を管理しているんですけどね。なぜ令和４年まで、樹幹注入を行わなかったんですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　五枝の松につきましては、久米島町において、令和３年度に島内における松くい虫被害が初めて確認をされました。久米の五枝の松については同年度に同町より薬剤散布と樹幹注入が行われたということであります。令和４年度以降は、県が主催する久米島町松くい虫防除対策会議で対策が検討されまして、定期的に薬剤散布等が実施されてきたところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　令和３年に久米島で松くい虫を発見したと。そして、１年後に樹幹注入したと。これ遅かったんじゃないのか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

まず令和３年８月頃――夏ですね。松が枯れているのが確認されて――五枝の松ではなくて、久米島に松くい虫が侵入したということで、枯れている松から確認したところ、９月にＤＮＡでマツノザイセンチュウが感染しているというのが確認されました――９月にですね。これは五枝の松ではなくほかの松です。それで、実はこの薬剤注入というのが、薬剤の吸収の適期、時期がございまして、これが冬ということで、大体12月から２月頃が一番この樹幹注入が適期というふうに言われているところで、それで、五枝の松については、令和３年９月に発見されて、この令和４年１月に一番適期のときにすぐ樹幹注入をやったということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　沖縄県で松くい虫防除対策条例は24年前に制定されているんですよ。私は、令和３年に発見して、令和４年に樹幹注入するのは遅かったんですかって聞いているんですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後４時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　先ほどもちょっと答弁させていただきましたけど、これやはり樹幹注入は、木の中に４センチから９センチぐらい穴を空けるということで、特に五枝の松とかああいった老木については、ちょっと樹木に対する負担が生じるということで、それまでは令和３年以前も樹幹注入等は行っていなかったというところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　だからこれまで行わなかったのに、令和３年、令和４年に皆さんが樹幹注入したから、余計おかしくなっているんじゃないのか。私が言っているのは、沖縄県は松くい虫条例を設置してからもう24年になるんですよ。その前になぜ樹幹注入

できなかったんですかと。この五枝の松の維持管理、国、県、町のおのおのの役割分担の中身を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　まず、この松くい虫防除対策の基本方針でございますが、県、町、有識者等で構成する久米島町松くい虫防除対策会議において防除方針を検討し、久米島全体の松くい虫防除を実施しているところであります。基本的には、この五枝の松の管理は所有者である久米島町が行うということでこれまで進めてきているところであります。県教育委員会につきましては、久米島町教育委員会に対して、文化財保護法の説明、あるいは国補助金の活用、現状変更における助言、そして文化庁への進達、その他対策に関わる助言をし、取り組んできたところであります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　県の役割は、技術支援じゃないですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　技術的支援については、農林水産部のほうで町と連携しながら実施したというふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　だから部長、そこを怠っていたんじゃないのかって私言っているんですよ。私が一番気になっているのは、島嶼県である沖縄は離島も含めて、その当時から、もう24年前から松くい虫はもう騒がれていたんですよ。樹幹注入、伐倒焼却って。もう24年前から皆さんが作っているマニュアルがあるんですよ。ちょっと心配しているのは――離島の伊平屋村にある念頭平松の管理状況を教えてください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

国指定天然記念物伊平屋島の念頭平松については、伊平屋村教育委員会によりますと、現在、健全な状況であります。したがって薬剤の樹幹注入は行っていないというふうに伺っております。この薬剤の樹幹注入についてでありますけれども、樹木の幹に穴を空けて薬剤を注入するため、老木である念頭平松への負担は大きく、樹幹注入の時期については慎重な検討が必要であるというふうになっております。

県教育委員会としましては、伊平屋村教育委員会及び関係部局と連携し、念頭平松の松くい虫対策について今後しっかり検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　樹幹注入は別として、皆さんが技術支援をやらないといけないわけですよね。それはどうなっていますかと。だって伊江島もそうだったんでしょう。伊江島も令和３年に発見して、４年にやったけど遅かった。もう既に枯れていたんじゃないかなっていううわさもある。失礼しました、久米島です。だから私が言いたいのは、今、伊平屋村にある松は管理状態はどうなっていますかということです。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども申し上げました、この伊平屋村の念頭平松、今は感染していない健全な状態でありますので、それをしっかりと見守っていると。この防除対策としての樹幹注入については、先ほど申し上げました樹木の幹に穴を空けて薬剤を注入すると。この念頭平松は老木でありますので、まだ感染しない前からそれをやってしまうと非常に木に対する影響が大きいということで、今感染していない健全な状況でありますので、それをしっかりと見守っているという状況であるということであります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　教育長、専門家も交えて、皆さん、ぜひ検討委員会をすぐ設置してください。そうじゃないとまた遅れますよ。どうですか、それは。専門家も交えて対策会議を開いてください。どうでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今県においては、県、町、有識者等で構成する松くい虫防除対策会議がございますので、教育委員会としましても、その会議等と連携しながら、関係部局と連携しながら、しっかりとその防除対策については検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　よろしくお願いします。

次に、通告してありました一般質問を行います。

１、河川河口部の土砂堆積問題について、知事の見解を伺う。

(1)、沖縄県における河口部の土砂堆積問題について、各市町村との調整状況を伺う。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　河川の河口閉塞につきましては、県内の河川で確認されておりまして、課題であると認識しているところであります。市町村の管理

河川におきましては、河口閉塞が確認された場合には、市町村と意見交換や現地確認などを実施しております。また、対策につきましては、緊急浚渫推進事業債等の活用が考えられますことから、事業概要などを市町村へ周知しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　現在、県と市町村で特に土砂堆積、護岸の破損など、河川河口部で問題になっている。これ沖縄全体、市町村も含めて一覧表を作成されていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　河口の閉塞している河川ですけれども、主に市町村の管理河川で確認されておりまして、名護市で７河川、大宜味村で３河川、南城市で４河川、本部町で１河川の合計15河川で閉塞していることを確認しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ぜひこの河口部、閉塞も含めて、部長、ちょっと市町村も――もちろん皆さんの管理分は２級河川が主だと思うんですけれども、各市町村が管理するのも、この河口部においての土砂が今全国的にも問題になっているんですよ。ぜひ、会議を開催して取り組んでいただきたいと思います。

そこで(2)番、本部町字具志堅有馬原の河口における土砂堆積の改善状況について伺う。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　有馬原河口ということで、普通河川の大港川であると認識しております。河口閉塞の対策につきましては、管理者であります本部町において実施されるものと理解しているところであります。しゅんせつに当たりましては、先ほども申しました緊急浚渫推進事業債などの活用が考えられますことから、県としましては、本部町と意見交換を行いながら、技術的な支援または事業化に向けた協力などを行っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　部長、私も北部土木事務所の職員と現場踏査しました。北部土木事務所のほうから部長のほうに現状の報告はありましたか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　北部土木事務所のほうから河川課のほうに話が来まして、私は河川課のほうから報告を受けております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　非常に土砂が毎年たまって、もう集落の近くまで土砂がたまっているんですよ。これぜひ町と部落内と協議して、改善策を進めてもらいたいと思います。

次に(3)、今帰仁村大井川しゅんせつ工事の進捗状況について伺う。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　大井川のしゅんせつ工事についてですけれども、県管理の河川におきましては、河積が阻害されている箇所とかにつきましては、緊急性とか危険性を考えまして、順次しゅんせつや除草等を行っております。大井川につきましては、大井川橋から上流の約0.6キロメートルの区間におきまして、令和７年６月からしゅんせつ等に着手しておりまして、現在、雑草木の除去が完了しております。今後は、堆積した土砂の撤去に取り組むこととしております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　この地域の土砂のしゅんせつ工事の完了時期はいつ頃ですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　大井川につきましては今しゅんせつを行っているところですけれども、土砂の堆積が多く見込まれておりますので、令和８年度以降も堆積箇所を調査してしゅんせつ等を継続していくこととしております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ここも２級河川だと思うんですけどね。この土砂、一般に市町村のちっちゃい川になれば、毎年しゅんせつを行っているところもあるんですよ。ここの大井川については、しゅんせつは５年に一遍やるんですか。どういうふうな計画になっていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在は土砂の堆積が確認されたところについては、順次しゅんせつを行っております。その後につきましては河川のカメラとかを設置しますし、あとドローンでの調査というのも今後計画しておりますので、そういう調査の中で堆積状況が確認されれば、順次しゅんせつを行っていくことになります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ちょっと確認するんですけれども、河川内の土砂、これは県の財産なんですか。河口側の土砂、これ２級河川だったらおのおの県の財産に

なりますか。どういうふうに取り扱っていますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時15分休憩
午後４時15分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　河川内の土砂につきましては、河川の所有が国土交通省、国になっておりまして管理を県が行っております。ですので、土砂については公共用財産ということになります。処分につきましては、使えるものにつきましては、ほかの公共事業で流用したり利用したりいたします。ヘドロ状の使えないようなものにつきましては、産業廃棄物として処分することになります。また海岸部につきましても、公共用財産になります。これにつきましても公共工事で流用するとか、あとほかのちょっと何ていうんですか、浸食が少し進んでいる箇所に移動するとか、管理者に協議してもらえれば利用することは可能となっております。
以上でございます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時16分休憩
午後４時16分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○砂川勇二 土木建築部長　河口部につきましては公共用の海岸になりますので、これについても土地の所有といいますか、あれは国になります。そして管理を県がやっているということになりますので、同じように公共用財産ということになります。利用できるものについては先ほども述べましたが、公共事業で使用するとか、あとは管理者――海岸保全区域であればそこを管理する管理者とかに協議していただければ、利用することは可能と。ただ、民間で利用するというのはできないことになっております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　そこで(4)番確認します。
金武町伊芸区美徳川河口の堤防基礎部が露出状態であるが改善状況を伺う。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　美徳川の河口付近におきまして、護岸の基礎の一部が洗堀を受けているということは確認しております。当該箇所の護岸補修等につきましては、金武町等の関係機関と意見交換を行って対応を検討していきたいと考えているところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　ちょっと再度確認させてください。
この改善、対応は県で行うということですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　当該護岸につきましては、整備した事業者ですとか時期とか経緯が不明となっておりまして、先ほど申しましたとおり関係機関と意見交換を行いながら対応を検討したいと考えております。まずは管理者が誰であるかというのが分からないと勝手に手をつけることもなかなか厳しいですので、いろいろ協議した上で進めていきたいと考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　ここの地域の管理者はどこですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時18分休憩
午後４時18分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　護岸のある土地自体は、金武町の所有となっております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　この護岸の工作物はどこで設置したんですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　それが現在不明な状況であるということで、金武町も含めていろいろ調査した上で、協議した上で、取扱いについて検討していきたいと考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　この河口部の土砂堆積の問題についても、本当に我々の地域でもヤンバルでも、もう大きな問題となっております。
そこで(6)、今後国や学識経験者との連携・研究など取り組む考えはないか伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　河口の閉塞につきましては県内の多くの河川で確認されておりまして、課題であるということは認識しております。今後、国及び市町村等と意見交換を実施しながら、協議会等で意見交換して進めていきたいと考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　ぜひよろしくお願いします。

２番に移ります。

海洋レジャーに関する事故や水難事故について、知事の見解を伺う。

(1)、県内において多発している海洋レジャー事故・水難事故に対する対策状況について伺う。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　県警察では、海洋レジャー等に伴う水難事故の発生が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、海浜パトロールによる遊泳者等への注意喚起、海域レジャー提供事業者に対する安全指導のほか、今年度は沖縄伝統芸能と組み合せたＰＲ動画を制作し、観光客にも訴求する形で広く広報啓発を行うなどしているところであります。また、各警察署と市町村等との間では、各地区水難事故防止推進協議会を開催し、水難事故防止に向けた情報共有や合同海浜パトロールを行うなど、連携を図りながら各種対策を講じているところであります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ここで(2)、古宇利島で発生した水難事故の内容を教えてもらえないですか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　今帰仁村字古宇利の自然海岸において、昨年10月25日、外国籍の観光客の男性がボディーボードを用いて遊泳中に何らかの原因により溺水し、搬送先の病院で死亡が確認された事故が発生しております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　警察本部長、そこで事故防止の観点からちょっと確認したいんですけれども、沖縄県公安委員会のマル優制度について現状を伺いたいんですけれども、どのようになっていますか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　沖縄県水上安全条例においては、海域レジャー提供業者からの申出を受け、遊泳者その他の海域等利用者に係る安全対策が公安委員会規則で定める基準に適合していると認められる事業者を安全対策優良海域レジャー提供業者、いわゆるマル優事業者として指定しており、令和６年は約4000ある海域レジャー提供業者のうち119を指定しております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　4000社のうち119社がマル優事業者として指定を受けていると。このマル優制度っていうのは、義務化はできないんですか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　マル優制度につきましてはその趣旨でありますけれども、特に優れた安全対策を講じている事業者を公的に称揚することにより、事業者全体の安全対策に関する意識向上が図られるなどの有用な制度となっていると認識しております。そこで、県警察では、この制度の普及促進を図るため、県警察のホームページにマル優事業者の一覧を掲載しているほか、大手旅行情報誌でのマル優制度に関する紹介、あるいはオンライン旅行代理店によるマル優事業者の優先掲載などをしていただいており、そのような各種対策を講じているところであります。この点につきまして先生御指摘のマル優制度を義務化するということにつきましては、先生の趣旨が恐らく業者全体の安全のレベルを上げろという趣旨であると考えておりますので、その点につきましてどのようなことができるか、またこれについては研究、勉強していきたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ぜひ取り組んでください。

内容を見ていると、目的と効果というところがあるんですけれども、マル優制度を受けている業者は安全基準の要件が整っていること、法令・条例で要求されている安全設備が整っているということでありますので、これは前向きにまた検討してください。

そこで(3)番、海水浴場や観光地における安全管理体制（監視員の配置、注意喚起サイン、ライフジャケット着用の啓発など）の現状と課題についてお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　まず、県管理海浜公園の安全管理体制等についてお答えいたします。

土木建築部所管の海浜公園におけます安全管理体制につきましては、県と指定管理者が締結しました管理に関する協定書に基づきまして、施設内の監視、遊泳基準等を管理運営要領等に定めております。同要領等に基づき、水難救助や救命技能等の資格を有する監視員等を配置しまして、安全対策を行っております。また、注意喚起のための看板設置ですとか、ライフジャケットの貸出しなど、水難事故防止に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

近年のマリンレジャーの動向として、サンゴ礁や魚を見たいというニーズがあります。観光客がＳＮＳ等の情報を通じて、管理ビーチではなく自然海岸を利用するケースが多く見受けられます。一方で、自然海岸には監視員がおらず、事故発生時の初動対応の遅れや救助の連絡体制が万全でないなどの課題がございます。そのため県では、水難事故が多発している自然海岸を中心にライフガードによる巡回を実施し、ライフジャケットの着用の推奨や離岸流等の危険情報について注意喚起を行っているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　(4)番の、観光客（特に外国人旅行者）への多言語による安全啓発やルール周知の取組について伺う。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県内では、外国人観光客数の堅調な回復に伴い、水難事故件数が増加しており、特に宮古・八重山地域では海外路線の復便・新規就航により、件数が急増している状況です。そのため、特に事故の多い韓国、台湾向けの多言語によるウェブやＳＮＳでの情報発信、広告等の旅マエ周知、宮古・八重山地域での通年による巡回の実施など、予算及び取組の強化・拡充を図ってきました。

県としましては、引き続き関係機関との役割分担の下、連携を強化し、外国人を含む観光客の水難事故罹災者数及び死者数の逓減に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　私も現場に行ってちょっと確認しました。多言語の対応の取組は現在不十分じゃないかなと思うんですよ。ビーチに看板など設置されていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県管理の海浜公園につきましては、日本語のみならず、英語ですとか韓国語ですとか多言語の看板を設置しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　指定管理区域外ではどうなっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　土木建築部では沖縄県水難事故防止に係る検討会議、ワーキンググループというのがございまして、そこでの議論を踏まえまして、海浜利用者が一目で海の特徴や危険性を理解できる看板デザインの作成に取り組んでおりまして、各海岸へ看板を設置するために今年度は1500万円の予算を計上しております。海岸利用者に対して水難事故の注意喚起を行う看板等の設置に取り組んでいきます。この看板は英語ですとか、もちろん多言語の看板となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○砂川勇二 土木建築部長　県は公衆の自由な海浜利用を確保するために、海浜を自由に使用するための条例を制定しております。また水難事故防止の施策を推進するために、水難事故防止推進協議会や沖縄県水難事故防止に係る検討会議におきまして、関係機関と情報共有を図るとともに、海浜利用者が一目で海の特徴や危険性を理解できる看板の設置をすることとしております。これは先ほど述べたものでございます。引き続き海岸管理者としての役割を踏まえまして、海浜利用者に注意を促す看板を設置するなど、海の安全・安心の確保に取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　次に(5)、事故発生時の救助・医療体制について取組を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　事故発生時の救助、消防、海上保安庁、医療関係機関の連携等についてお答えいたします。

県内消防本部及び第十一管区海上保安本部では、水難事故発生時には、どちらに通報があった場合でも相互に情報共有を行い、同海上保安本部のヘリが上空から海面を捜索して、地上の消防隊へ要救助者の位置を伝達するなどの連携が図られております。また、ドクターカーやドクターヘリの要請により医師が現場に出動して早期に初期治療を開始するなど、医療機関と連携した活動が行われております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これ、対策会議など設置されていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　消防と第十一管区海上保安本部が連携して救助活動を行う場合は、基本的には現場で現地合同指揮所を立ち上げて協力してそれぞれの任務に当たることになるということでございます。同海上保安本部のヘリを活用する場合においても、無線交信等で情報共有を図りながら、有機的に活動を連携しているとのことです。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　医療機関との連携をお伺いします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　例えば、沖縄県ドクターヘリ及び各医療機関のドクターカーの要請について、119番通報を受理した通信員や出動隊の現場指揮者等が早期の医療介入が必要だと判断した場合に、沖縄県消防指令センターから医療機関等へ緊急連絡をし、要請するということになっております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　次に(6)、県内におけるユニバーサルビーチの開設状況を伺う。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　海水浴場につきましては、沖縄県水上安全条例に基づき、県公安委員会において開設届を受理し、水難事故防止のための監視人を置くことなどの安全対策が取られているかどうかを確認しておりますが、当該海水浴場がユニバーサルビーチであるか否かは確認、把握しておりません。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　ユニバーサルビーチの定義を誰か説明お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時34分休憩
午後４時34分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
企画部長。
○武田　真 企画部長　ユニバーサルデザインの考え方を導入したビーチという形で理解しております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　県の取組を教えてください。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　県のほうでは、ユニバーサルデザイン推進指針というのを平成17年３月に策定して、県政の各分野の取組にユニバーサルデザインの考え方を導入するというふうな形で推進しているところです。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　現在沖縄県でユニバーサルビーチの開設ができるビーチは何件ありますか。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
県では沖縄を訪れる全ての観光客が、年齢、性別、国籍、障がい等の有無にかかわらず、沖縄を楽しめる沖縄ユニバーサルツーリズム推進事業というのを実施しております。その中でビーチのユニバーサルという形で――バリアフリーですね。それについてパンフレット等を作成しております。その中で、令和６年３月時点で、波の上ビーチ、美々ビーチ、あざまサンサンビーチなどの15ビーチを掲載しているところでございます。
以上です。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　私も先日、古宇利島のビーチに行ってきました。古宇利島ビーチでは、ユニバーサルビーチの対応は可能ですか。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
今15ビーチを掲載しているということでした。その中に、北部では古宇利島は――令和６年と時点がちょっと古いんですけど、それには載っていないです。
以上です。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　古宇利島ビーチでは可能ですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　古宇利島の古宇利大橋の付け根のビーチのことかと思いますが、こちらは一般公共海岸等でございまして、ユニバーサルビーチとしてできるかということになりますと、スロープとか、あとは障がい者、要するに、車椅子の方が車椅子のまま――乗り換える必要はあろうかと思いますが、車椅子のまま水上を走るとかそういうのが可能な設備を開設者が準備できれば、対応は可能であろうと考えます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　部長、古宇利島の西側のビーチ、東側のビーチ、橋を渡って右左にビーチがあるん

ですよ。これ東側のビーチなんですけど、地域が皆さんのほうに指定管理を申請すれば、指定管理の締結は可能ですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　一般公共海岸とか、海岸保全区域等もかかっている可能性もございますが、こちら北部土木事務所に海岸保全区域等占用許可申請書を提出しまして、許可を得る必要がございます。海岸保全区域等につきましては、その占用許可書を持って県警のほうへ海水浴場の開設届を提出すれば、開設者として管理者になれると思います。

以上でございます。

○仲里　全孝 議員　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○砂川勇二 土木建築部長　区のほうでビーチの開設者として申請して許可をもらう必要がありますが、開設者として認められれば管理を行うことはできます。

以上でございます。

○仲里　全孝 議員　部長、前向きな答弁ありがとうございます。区に帰ってまた申請等助言があれば、またこれからもよろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻　忠明 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　沖縄自民党・無所属の会の島尻忠明でございます。

一般質問に入る前に、所感を述べたいと思います。

今月、９月20日から26日までは、動物愛護週間であります。動物愛護管理法では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、９月20日から26日を動物愛護週間と定めております。実は私も犬を飼っておりまして、仕事柄大変遅い時間に帰ると、家族は寝ているんですけど、帰って玄関を開けると、うちのワンちゃんがワンタッチで迎えてくれるんですよ。これで大変癒やされております。そしてさらに先月、県内のある新聞に、うちのワンちゃんがペットとして掲載をされまして、元警察官で浦添市議だった大先輩から、忠明、何々ちゃんが載っているねということで連絡がありまして、こう大々的に載ると、いろんなことがあるから外に散歩に行くときには、ＳＰをつけたほうがいいんじゃないかなと言われました。いろいろありますけど、本題に戻りますが、やはり今ペットは、独り暮らしの方とかいろんな方と本当に家族のような形になっておりますので、この管理法によりますように動物の愛護と適正な飼養に努めていける沖縄県になればいいかなと思って、一般質問をさせていただきます。

まず１、知事の政治姿勢について。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設についてでございます。

(1)、玉城デニー知事は知事就任時に翁長県政を引き継ぐとしており、那覇港湾施設の移設は受け入れる立場であったが、これまでどおり那覇港湾施設の移設を受け入れる立場であることに変わりはないか、伺いをいたします。

(2)、移設に係る現在の進捗状況について伺います。

２、離島住民の生活コストの軽減の取組についてでございます。

(1)、沖縄の離島は美しい自然と独自の文化を有し、国土保全や観光資源として極めて重要な位置を占めております。しかし一方で、生活物資の多くを外部から移入しなければならない構造的制約の下、輸送コストの高さが住民生活を圧迫しております。特に、県外移出に対する補助は存在するものの、生活に直結する県内移入には十分な支援がなく、沖縄県の消費者物価指数は東京を上回る水準となっております。住宅建設費も資材価格高騰や運送費増大により高止まりし、若年層や子育て世帯の定住を阻害しております。このような課題解決に向けての取組を伺います。

３、原付一種（50ｃｃ）のバイク製造終了についてでございます。

(1)、新たな排ガス規制が適用されることになり道路交通法施行規則等が改正され、令和７年４月から総排気量125ｃｃ以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した二輪車を新たに一般原動機付自転車として区分し、現行の原付免許があれば運転できることになりました。そのような答弁がありましたが、これは新規で免許取得する際はどのようになるか伺います。

(2)、一般原動機付自転車の二段階右折の現状と課題について伺います。

(3)、二輪車の車両通行区分規制については既に廃止されておりますが、これは沖縄県独自の規則であり

ましたので、廃止した後の現状と課題がありましたら、伺いをいたします。

４、前回の定例会後の公共インフラ整備についての取組について伺います。

５、浦添北道路についての進捗状況を伺います。

６、我が会派の代表質問との関連についてでございます。

まず、新垣淑豊議員の３の(1)、３の(5)、３の(7)には、先ほど冒頭で申し上げたとおり、離島の不利性解消の中で、燃料コスト、輸送コストについてでありますので、離島の不利性についてもどのようにお考えかお聞きをいたします。

次に同じく新垣淑豊議員の５の(7)、県立高校の教室、体育館にもエアコンをという話でありましたが、今いろんな働く場所では、熱中症対策は、しっかりと対策してくれという義務がありますので、体育館そして学ぶ場である教室に対しても熱中症対策はどのようにしているのかお聞きをいたします。

次に喜屋武力議員の２の(14)、離島の災害備蓄等に関連した質問でありますが、これは質問取りに来たときにお話をしておりますので、答弁方をお願いをいたします。

次に匠議員の１の(7)、エンゲル係数、沖縄県――これ毎月１回総務省が統計を出していると思いますので、その動向についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に新垣淑豊議員の１の(12)、全島エイサーへの自衛隊の参加をめぐってですが、やはり私は人道的にもいかがなものかと思いますが、いま一度御答弁をお願いをいたします。

あとは質問席で再質問させていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

離島住民の生活コストの軽減の取組についての御質問の、輸送コスト等の課題解決についてお答えいたします。

沖縄県では、離島の条件不利性に起因する割高な運賃や長引く物価高の課題を踏まえ、離島振興計画に基づき、運賃等の交通コストや生活コストに係る負担軽減等の施策に取り組んでいるところです。今年度、新たに小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマにした万国津梁会議を立ち上げ、生活コストの負担軽減をはじめ、住宅や担い手の確保に向けた取組について議論をしていただくということになっております。

沖縄県としましては、引き続き離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、持続可能な離島コミュニティーの形成に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から早期の返還が必要であると考えております。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組みの中で移設の目的や条件に沿った取組を進めることが重要と考えており、今後とも移設協議会において、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

同じく１(2)、那覇港湾施設移設の進捗状況についてお答えいたします。

那覇港湾施設の移設については、現在、測量・地質調査及び基本設計等が実施されているものと承知しております。また、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書が８月18日に沖縄防衛局から県に送付されており、同日から９月17日まで縦覧されたところです。住民等は、方法書について環境保全の見地からの意見を10月１日までに提出することができ、沖縄防衛局は、その意見の概要を作成し、県及び関係市に送付することになります。県は、その意見の概要の送付を受けた日から90日以内に、環境保全の見地からの意見を沖縄防衛局に述べることになります。

以上になります。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　３、原付一種（50ｃｃ）のバイク製造終了についての御質問のうち(1)、新規で原付免許を取得する場合の変更点や費用についてお答えいたします。

令和７年４月１日から、一般原動機付自転車の区分として、新たに総排気量50ｃｃを超え125ｃｃ以下で、かつ、最高出力が4.0キロワット以下の二輪車が追加されておりますが、運転免許制度や交通ルールには変更はございませんので、新規に取得した原付免許で従来の50ｃｃ以下の車両と追加された二輪車の両方

を運転することができます。また、原付免許取得費用も変更はございません。

続きまして(2)、一般原動機付自転車の二段階右折についてお答えいたします。

一般原動機付自転車は、二段階右折の道路標識が設置されている交差点を右折するとき、または車両通行帯が３つ以上設けられている交通整理の行われている交差点を右折するときには、道路交通法第34条の規定により、二段階右折をしなければならないとされております。ただし、二段階右折を禁止する道路標識が設置されている場合には、車両通行帯が３つ以上設けられている交通整理の行われている交差点であっても、自動車と同様の方法で右折をしなければならないとされております。これは、三差路等の交差点で二段階右折のための安全な滞留スペースが確保できない場所などでこのような交通規制を行っているものであります。県内でこのような道路標識が設置されている交差点としては、国道58号上之屋交差点、天久交差点など、合計47か所あります。

続きまして(3)、二輪車の通行区分規制についてお答えいたします。

県内では、昭和50年代、複数の車両通行帯がある国道などにおいて、二輪車による急な車線変更等を原因とする事故が多発したことから、同種事故の防止を図るため、昭和58年１月から主要な幹線道路において、二輪車の通行を第一通行帯に指定する車両通行区分規制を実施しておりました。しかしながら、その後の二輪車による事故の発生状況などを踏まえ、令和３年３月から順次規制を見直し、令和６年９月13日をもって本規制を全て解除したところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　４、公共インフラ整備についての取組についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであります。

県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に５、浦添北道路についてお答えいたします。

一般国道58号の浦添北道路は、宜野湾市宇地泊から浦添市港川までの約２キロメートルの高規格道路であり、浦添市における交通渋滞緩和や那覇港、那覇空港へのアクセス性向上などを目的に、国において整備が進められております。国によると、令和７年度は当初予算として13億4000万円が措置されており、調査設計、用地補償、改良工を実施するとのことであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　６、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、離島における輸送コスト等についてお答えいたします。

県では、離島の生活コスト軽減策として、本島から離島への石油製品の輸送費補助を実施するとともに、離島市町村と連携して、食品・日用品等の価格調査などを行っているところです。今年度は、新たに小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議を立ち上げ、生活コストの負担軽減に向けた取組を議論していただくこととしております。引き続き、離島市町村との意見交換や有識者からの意見を踏まえ、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。

同じく６の(4)、離島のエンゲル係数についてお答えいたします。

沖縄本島と離島のエンゲル係数を比較するデータはありませんが、今年６月の沖縄県の２人以上の世帯のエンゲル係数は33.5％で、全国は29.1％となっており、沖縄県は全国と比較して高くなっております。一方、沖縄県と希望する離島市町村で実施した食品・日用品等の令和６年度価格調査では、那覇市の価格を100とした場合、９離島の平均で126.2となっております。このため、離島のエンゲル係数は全国と比較して高いことが考えられます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　６、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、県立高校の教室のエアコン設置についてお答えいたします。

文部科学省が令和６年度に実施した調査によると、本県の県立高校の空調設置率は、普通教室で100％、特別教室で87.6％となっております。現在、使用頻度の高い普通教室を優先的に更新しているところであり、不具合等の報告がある際は、学校と連携し、早期

に改善できるよう取り組んでいるところです。空調設置に当たっては、各教室の面積や利用形態等について学校の意見を取り入れながら、最適な空調能力を算出し決定しているところです。

県教育委員会としましては、引き続き県立高校における学習環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　６、我が会派の代表質問との関連についてのうち(3)、離島の災害備蓄についてお答えいたします。

市町村は、災害対策基本法に基づき食料や生活必需品等を備蓄する義務がありますが、県においても市町村の備蓄を広域的に補完する立場から、発災から３日間に必要となる物資を離島を含む県内５か所に備蓄しております。離島を多く抱える本県では、物資を被災地へ輸送する手段の確保が課題となることから、現在、輸送マニュアルの整備に取り組んでいるところですが、各家庭等においても自助・共助による備蓄を推進し、さらに市町村に対しては、各離島単位での備蓄を呼びかけております。引き続き円滑な災害時の物資供給を行えるよう市町村と連携し、災害に備えた備蓄の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　６、我が会派の代表質問との関連についての(6)、全島エイサーまつりへの自衛隊団体の参加についてお答えいたします。

第70回記念沖縄全島エイサーまつりへの陸上自衛隊第15旅団エイサー隊の参加について、市民団体等が主催者及び陸上自衛隊に出演の取りやめを要請したことは承知しております。

県としては、この件については様々な意見があるものと承知しており、主催者において要請の内容を踏まえ、対応されるべきものと考えております。個別の言動が差別に該当するか否かについては、事実を確認した上で慎重に検討する必要があるため、見解を述べることは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　まず再質問をさせていただきますが、先ほどの那覇港湾施設の移設の件なんですけど。私が伺ったのは、知事は就任当初、この議場である方の一般質問に対して、しっかりと受け入れる立場であるというふうに答弁をしておりますので、私はそのことに今でも変わりはないかということを聞いております。もちろん現在の機能もそのままということで前提がありますけど、それでよろしいですか。確認をしておりますので、お答えをいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど知事公室長から今の取組の進捗を報告させていただき、引き続き移設協議会で移設に向けた議論を行うということでお答えさせていただいております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　すみません、知事。ですから明確に、就任当時の受け入れるという立場で変わりないか、それでいいかどうかだけ答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　変わっておりません。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　方法書についても今現在、進捗しておりますので、その辺も踏まえていろいろとまた御判断をお願いをしたいと思います。

次に、２番の離島住民の件なんですけど、いろいろ答弁がありました。やはり私も離島出身でありますが、沖縄県の離島が抱える最大の問題は、生活物資や建材の輸送コストが高止まりをしている件であります。本土と比べて物資価格が割高であり、沖縄県の――先ほど答弁もありました消費者物価指数は、東京を上回る水準に達しております。このままでは若者たちが住宅も建築できないし、安心して住めるような状況でないのは先ほどの答弁でも私は分かりました。そこで、先ほど答弁がありましたエンゲル係数、高いと言っていますけど、分かりやすいように、高ければどう影響があるのか、それも含めて答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　エンゲル係数、過去からの推移を見ても、令和５年度に本県も30％を超えるようなエンゲル係数になっております。一つの要因としては、円安であったりとか、エネルギー高によるエネルギーの価格の高止まり、そういったもので輸送費を食品のほうに転嫁しないといけないというふうな動きがあろうかというふうに推測はしております。そういった意味で、日本――本土のほうも実はエンゲル係数が上昇していますので、日本全体が食品価格については上昇局面にあろうかと思っております。離島においては、さらにそういうダメージがより反映されるのかなというふうに推測しております。そのために、今回新たに万国津梁会議も立ち上げまして、生活コスト、それから先ほど議員からもございました資材の高騰とか、そういったものの対応についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○武田　真 企画部長　エンゲル係数が高いということは、食品に所得が取られるということになってまいりますので、ほかのものに使う可処分所得が当然少なくなってくるということになろうかと考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　本土から沖縄本島に来て、沖縄本島から離島に行って、さらにまた離島に行くんですよね。ですから常識的に考えれば、それはいろんなコストがかかるわけですけど、私が思うには、冒頭演壇で申し上げましたけど、移入――入ってくる部分の施策がなかなかなくて、これが不利性が解消できない厳しい要因かなと思っております。移出に関してはある程度補助もありますが、やはり私、この辺もしっかりと何か対策をしなければ、永遠に――これ空路か海路で輸送費は出るわけですから。その辺をやはりこれまでの政策を転換というか考えて、移入に対して何らかの対策ができないのかどうかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　移出については、不利性事業とかという形で一定程度支援させていただいておりますが、移入の部分は、議員御指摘のとおりだと思っております。その辺りも含めて、万国津梁会議のほうで有識者から意見を求めたいと考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　ぜひ、しっかりと議論をしていただきたいと思います。

あと、先ほど備蓄の関係で答弁がありましたが、私が思うに、やはり離島は生鮮食品をそこで管理する施設もなかなかないものですから、天気の具合が悪くなると食料品もなくなるし、いろんな意味で――また小さく仕入れるもんですから、厳しいところがありましたのでちょっと触れていたんですけど、離島に関しては一括して何か共同の施設――保管庫ですね。そういうのをやることができれば、いろんな天気にも左右されずにしっかりと供給ができると思いますが、そういう考えはないですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

災害時の備蓄という観点からでよろしかったでしょうか。

災害時の備蓄に関しましては、災害のための備蓄の倉庫のようなものを整備するという考え方もあるかと存じますが、そういったものにつきましては、一括交付金を活用した事例もありますことから、その活用等についても市町村のほうに情報提供を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　そこについては分かりましたが、多層型物流ネットワーク、いわゆる宮古島、石垣島、久米島に大規模な共同調達センターを設置した後、またそこから周辺離島への２次輸送をいかに効率化するかが私は課題だと思っております。その対策としてサブハブ方式を導入し、多良間島や与那国島など、あるいは周辺離島を拠点に需要集約や仕分、一時保管施設をちゃんと整備することを考えてはどうかと思っております。さらに小型船や貨客混載を活用して、定時性を確保し、緊急物資についてはドローンや小型飛行機を用いて補完する、そういった体制を整えることも考えられないかと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員がおっしゃる共同調達だったり共同配送、そういった取組については、一定のスケールメリットによる仕入価格の低減であるとか、在庫の一元管理、また配送の効率化、そういったメリットはあろうかと思っております。ただ、そういった取組をするにしても、現在どういう形で物流が回っているかというのは、綿密に調査をする必要があると思います。さらには、そういった施設を整備するに当たっては、離島における小売事業者であるとか、

配送事業者、そういった方々の意見も大変重要だと思っております。今その仕組みについて即答はできませんが、そういったメリットがあるというのは我々も頭に入れながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　食料もそうなんですけど、それによって私は国土の保全、離島定住維持が安全保障に資するというふうな観点もありますので、ぜひその辺も含めて考えていただきたいと思っております。

やはり、この沖縄の離島の問題は単なる輸送の不便だけではなく、生活コスト高騰による住宅困難という構造的問題もあります。その背景には、移出補助偏重から移入支援、共同調達支援への政策転換が不可欠であると私は考えております。共同調達センターを公共施設、民間指定管理でしっかり整備をし、物流事業者に成果連動型インセンティブを与える制度などを考えてはいかがかと思っております。さらに、多層型物流ネットワークと新技術の投入により、定時・定速・定量を実現し、沖縄離島の生活を守っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほども御案内したとおり、そういった議員のアイデアも含めてどういったことができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　我が党関連の全島エイサーの件につきまして、お伺いいたします。

先ほどから執行部の皆さんはいろんな意見があるというふうに答弁をされておりますが、玉城デニー知事は、知事として自衛隊の皆さんがエイサーを踊ることには反対ですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　どのような方々であれ、皆さんで集まってエイサーを練習して、それを――何と申しましょうか、何かの大会に参加するというようなことに関しては、それぞれのお考えがあっての判断でいいと思います。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　ですから、知事としてはどうですか。沖縄県知事としては。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　職業によらず、みんなでチームを組んでエイサーを練習して参加をしたいということについては、そのような気持ちは非常にいいのではないかと思います。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　教育長にもお伺いします。

教育長、小学校ではいろんな体育祭とか学習発表会でエイサーをやりますよね。これ自衛隊の子どもにエイサーを教えなくていいって学校で教えているんですか。学校ではどのような指導をしていますか。そこまで波及してきますよ、この問題は。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校においては、生徒同士がお互いを尊重しながら、しっかりと協力しながら、学校行事、教育活動に取り組むこと、これは重要であるというふうに考えておりますので、各学校の取組、これはしっかりと尊重されなければならないというふうに思いますし、学校が取り組む方向を決めたものについては、しっかり協力しながら取り組んでいるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　この問題が起きてからある方が――ここにありますけど、正直なところ沖縄の血が入っていないと踊ってはいけないと思っているとか、いろんなものが出てきているんですよ。でも、知事、このプログラムを見てください。東京中野区新風エイサーとか、いろんな方々、多種多様の皆さんが参加しているんですよ。この辺を踏まえて、教育長か知事に答弁をいただきたいと思います。踊ってはいけないんですか、沖縄県以外の人は。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁を繰り返しておりますけれども、この参加される団体については、様々な意見があることを踏まえて、主催者において適切に判断されるべきもの、今回もそのように検討されたものだというように思っております。また、その経緯については、この祭りに関係する関係団体の方々にも丁寧に御説明をしていただいたほうがいいのではないかということも答弁をさせていただいております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　（資料を掲示）　この冊子にもありますが、これ大変な、いろんな誤解も生んでいるんですよ。ここにエイサー川柳コンテストというのがあって、見たら、これ大阪府、東京都、群馬県、愛知県、兵庫県、千葉県、岩手県、こういう人たちからも

選ばれているんですよ。皆さんこれ、日本だけじゃなくて全世界から注目をされている。これは先ほど我が会派の治利議員からも思いの丈は聞いたと思いますが、やはりその皆さんがしっかり誇りを持って、そして先ほどから万国津梁とかって言っても、みんなでひとしくやるってことが原点であると思うんですよ。しかし、こういうところにも余波が来て、こういうことを言っている方もいるんですよ。しかし、しっかりとこのようにコンテストに各都道府県から参加している。これだけ重い全島エイサーだと私思いますので、私はこの辺についても、ぜひいま一度所管であります――どなたか分かりませんけど、こういうのもあります。この辺を踏まえて、いま一度答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えいたします。

エイサーに限らず様々な郷土芸能等がございます。議員からお話がありましたように、そういった取組を各学校においては各行事等で取り組んでいるところでありますので、これはやはり子どもがしっかりと――子どもたちは平等に互いを尊重しながら決めたことをしっかりと行っていくと、そういうことが重要であるというふうに思っておりますので、そういった職業的な部分でそういった差別があってはならないというふうに思います。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　私は今年、おやじの初盆で島に行きました。初盆でありますから、我が家の関係者が仏壇に手を合わせに来ていました。その中には自衛隊関係者もいました。うちのおやじは、物すごくこの人をかわいがっていました。来て、しっかりやって、そこで私もよかったなと思って帰ってきたら、いきなり新聞でこういうのが出るし、本当にこの人たちは生きていても仕事で差別を受けるし、亡くなってから向こうに行っても大変な思いをしなければいけないんですか。ある方は英霊が何とかかんとかって言うんですけど、遺骨収集する方は、非常に無念で亡くなった方をしっかりと遺骨収集してちゃんと鎮めるのが仕事であって、こういうことにも言及したり、またある報道機関はそこにも同調するようなことをする。知事、生きていても差別される、向こうに行っても差別される。私はこれしっかりしないと、慰霊の日で御霊に哀悼の誠をささげます、そんな薄っぺらな言葉は要りませんよ。しっかりとこういうのをやっていかないと、何が何だか今の世の中分からなくなっています。それは立場立場があるのは分かりますが、こうなるとうちのおやじも死んでも死に切れませんよ、悪いけど。しっかりと供養してあげているのに。そういう観点からも知事、いま一度僕は慰霊の日の言葉も含めて答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員、誤解があってはよくないと思いますので、あえて申し上げますけれども、今回県はそのような一連のことに関して発言をしておりません。ただ、社会で起きているそのような状況について、県はどう考えるかということについて答弁をさせていただいております。ですから、何回もこれも繰り返して申し訳ないんですが、かつて復帰当初は自衛隊に対して非常に厳しい見方もあったと思います。しかし、月日の経過とともに、自衛隊の方々のその活動を通して、その評価も、また賛成する方々も増えてきているということも、現状として私たちは十分認識もしております。かかるこのエイサーまつりへの自衛隊の参加については、何遍も申し上げますけれども、主催者において検討をし判断なされたものというように思います。なお、差別であるかどうかについては、この件については、しっかりと調査を行った上で判断をしなければいけないので、そこについての答弁を差し控えさせていただきたいということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　それでは知事含め担当部署も含めて、これはせんだってやった条例、ヘイトスピーチ、要するに差別解消条例についても、これは県のほうでしっかりと制定をしております。これだけ大きな問題になっています。沖縄だけじゃないですよ、日本だけじゃないです、これ。いろんなところまで波及していますので、その辺はしっかりと調査をするってことで答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　繰り返すようで大変申し訳ありません。個別の言動が差別に該当するか否かについては、事実をもろもろ確認した上で慎重に検討する必要があるというように考えております。

○島尻　忠明 議員　ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案

に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、９月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時24分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年９月24日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和７年 第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和７年９月24日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第5号

令和７年９月24日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第２号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
乙第２号議案　沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　通信線損傷事故に関する和解等について
乙第11号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第12号議案　県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第14号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について

認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
4番	儀保　唯　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	新里治利　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	新垣　新　議員
11番	新里　匠　議員	35番	島尻忠明　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	38番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	39番	仲村未央　議員
15番	米須清一郎　議員	40番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	41番	山内末子　議員
17番	當間盛夫　議員	43番	座波　一　議員
18番	松下美智子　議員	44番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	45番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	46番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員
22番	新垣淑豊　議員		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	溜　政仁	知事公室長
池田竹州	副知事	宮城嗣吉	総務部長
大城　肇	副知事	武田　真	企画部長
小川和美	政策調整監	多良間一弘	環境部長

北島智子	生活福祉部長	本竹秀光	病院事業局長
真鳥裕茂	こども未来部長	友利公子	会計管理者
糸数公	保健医療介護部長	白井勝也	総務部財政統括監
喜屋武盛人	農林水産部長	半嶺満	教育長
知念百代	商工労働部長	小堀龍一郎	警察本部長
諸見里真	文化観光スポーツ部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
砂川勇二	土木建築部長	森田崇史	人事委員会事務局長
宮城力	企業局長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

宮城優次	長	安田健主	査
上原毅	議事課長	浦崎千都主	事
宮城亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　おはようございます。

会派沖縄自民党・無所属の会の西銘啓史郎です。

早速、通告に従い一般質問を始めたいと思います。

質問の順番を２番から先にやらせていただきたいと思います。

２番、県政運営についての(1)、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への企業誘致について。

ア、これまでの立地企業数と退去企業数について、分譲地と賃貸工場別に伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　お答えいたします。

県では、平成11年度に国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への企業誘致を開始して以降、現在までに135社の企業が立地しております。このうち、分譲用地には37社が立地し、うち４社が退去しております。また、賃貸工場には98社が立地し、うち47社が退去しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　イ、そのおのおのの退去理由はどのようなものがあるか伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　同地区に誘致しました企業の主な退去理由についてでございますけれども、分譲地、賃貸工場ともに、取引先の計画変更や本社の破産等の外的な要因によるもの、そして、当初の経営計画どおりに事業展開ができなかったことなどとなっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ウにまいりますけれども、退去企業――先ほど分譲地で４社、賃貸工場で47社、合計51社が退去されたとありました。それぞれの退去企業への支援総額について伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　支援総額につきましては、これまでに退去した企業へ県が交付した補助金額ということになりますけれども、確認しましたところ、94件となっておりまして、総額として約２億2700万円となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　エに行きますけれども、今後の課題と対策について伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　企業の主な退去理由として、当初の経営計画どおりに事業展開ができなかったということが挙げられております。このため令和３年度から、経営支援の専門家を立地企業へ派遣しまし

て、課題解決を図る個別支援を中心に、商談や企業間連携等の支援を行っております。この結果、企業の安定操業や事業拡大に一定の成果を上げておりまして、退去数の減少につながっていると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　全体を通してちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど94件で2.2億と言いましたけれども、これは額は合っていますか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　補助金額を確認した範囲でございますけれども、約２億2700万円となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　１社数百万円という計算になるんですけれども、企業の賃貸工場の補助であったり、分譲地の補助であったり、その額で間に合っているとは思えないんですけれども、その数字が正しいという前提で行ってもいいんですけれども、実は、この企業立地ガイドに目を通しました。（資料を掲示）いろんなこと、こういう支援ができますよって書いています。それで、恐らくこの賃貸工場なり分譲地に入った企業が、県は常に入居した数を言うけど、退去した数がなかなか公表されていないという気がするんですね。ですので、先ほど来、計画変更とか本社の倒産とかありますけれども、基本的にこの原因をしっかり把握をして対応しないと、同じことが今後も起こるんではないかと私は危惧をしております。それがないように――もちろんこの沖縄でつながるというこの立地ガイドに基づいて、これを見ながら新しい企業が進出してくることは悪いことではありません。雇用も生まれるし、いろんな税収もあるということからすると、決して否定するものではありませんけれども、累計で98社中、約半分の47社が退去をしたという事実もしっかり商工労働部として原因をしっかり追求をして、この対応を考えていかないと、これは結局生きたものにならないのではないかという気がいたします。ぜひこれについては、先ほど対策もお話されましたけれども、しっかり今後のために原因と課題を解決していただきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　２の(2)の県立芸大及び県立看護大学について伺います。

ア、 おのおのの経営状況について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県立芸術大学の経営状況は、令和５年度は５億4195万円の当期純利益、令和６年度は4488万円の当期純損失となっております。令和５年度の大幅な当期純利益は、地方独立行政法人会計基準の改訂が行われた影響によるものでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県立看護大学の当期純利益の額は、令和５年度が４億849万円、令和６年度が445万円となっており、この数字は財務諸表の損益計算書のほうの数字でございます。なお、令和５年度に地方独立行政法人会計の基準が改訂されており、この影響により令和５年度の利益は一時的な臨時利益が大きく占めております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ちょっと関連しているんですけれども、この両大学の受験者数の推移というのをもしお持ちでしたらお答えいただけますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

美術工芸学部及び音楽学部では、令和６年度の入学定員105名に対し、志願者は245名で、倍率は2.3倍となっております。令和７年度は、入学定員105名に対し、志願者数は262名で、倍率は2.5倍となっております。少子化の進行に伴い、入学志願者の倍率は逓減傾向にあることから、県立芸術大学では、県内外での進学説明会の開催、総合型選抜の導入などの取組を行っていると聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県立看護大学の受験者数、それに関連する競争倍率の推移についてお答えさせていただきます。

令和５年度は受験者数203名で、競争倍率は2.51倍、令和６年度は受験者数178名で、2.17倍、令和７年度は153名で、1.91倍というふうになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、イにまいります。

おのおのの学生の通学方法や通学に関する要望等について把握していればお答えいただけますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和６年度に県立芸術大学が通学方法を調査したところ、複数回答でございますが、乗用車42.4％、徒歩33.4％、モノレール20.2％、バス16.3％、自転車14.3％、原付等が8.5％、その他1.1％となっております。通学については、学生から要望等は特段ございません。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県立看護大学のアンケートによりますと、自家用車が34.6％、公共交通機関のバス・モノレールが28.8％、徒歩が19.0％、そして家族による送迎が14.0％となっております。学生からの要望につきましては、駐車場の確保や民間駐車場の利用料金支援に関する要望があると聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、ウにまいります。

おのおのの学生用の構内駐車場の状況について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県立芸術大学では、当蔵、金城、崎山の３キャンパスそれぞれに学生が利用できる駐車場がございます。学生からは、崎山キャンパスの駐車場について、整地してほしいとの要望があるということを聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県立看護大学では、学生用の駐車場は設けておりません。バス等の公共交通機関の通学を推奨していると聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　続いてエのほうに行きたいと思います。

おのおのの学務課というのでしょうか、その閉館時間について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県立芸術大学の教務学生課の学生窓口は、土日祝祭日及び年末年始を除く、午前８時半から午後５時まで開館し、学生に対応していると聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県立看護大学の学務課の学生窓口は、土日祝祭日及び年末年始を除き、午前８時半から午後５時15分まで開館し、学生に対応していると聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　全体を通してですけど、まず通学の方法ですけれども、先ほど芸大には３キャンパスに駐車場が確保されていると、そして看護大学はないということでした。あと、近隣の琉大とか、また私立の沖縄大学も調べてみましたが、沖縄大学は国場のほうに258台確保されているとありました。申し上げたいことは、県立大学で――もちろん立地場所が違うという環境はあるとはいえ、先ほど看護大学で34％が自動車を利用しているということでした。つまり、近隣にないからできないのではなくて、何か方法を考えられないかというふうに思っています。いろんな形で、看護大学の向かいに南部――何でしたっけ、精神医療センター ――私見てまいりましたけれども、もちろん駐車場は広くはありませんけれども、そういったものも交渉をして借りられないかということもぜひ検討してほしいと思います。

それと、学務課の件なんですけれども、看護大学は８時半から17時までででしたっけ、ということですけれども――17時15分ですか、要は授業が５時半までかかるらしいですね。８時40分に始まって５時半までというと、昼休みは空いているか空いていないか分かりませんけれども、そういう生徒さんたちの声をしっかり学業に支障が出ないように、この辺も――働き方改革でいろんなものが短くなるとか、あるときは15時までであった事実も確認をしていますけれども、ぜひ生徒さんの立場に立って、改善できるところは改善していただきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　(3)に行きます。

株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センターについて。

ア、事業内容及び取扱高について伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

沖縄県鶏卵食鳥流通センターは、鶏卵の集荷、洗卵選別処理及び販売のほか、鶏卵生産に伴う廃鶏処理を行うことを目的に昭和62年に設立されております。同社によりますと、令和６年度の取扱高は、洗卵選別処理部門が１億8000万円、鶏卵販売部門が８億4000万円、食鳥処理販売部門が8000万円であるというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、イにまいります。

食鳥処理販売事業の課題等について伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

沖縄県鶏卵食鳥流通センターによりますと、この廃鶏の処理のところなんですが、肉の部位ごとに消費者の需要に差があることですとか、こういった小さな個体は商品化できず収益化が困難なことなどが課題であるというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今廃鶏の話が出たので、ウの前にエに行きたいと思いますけれども、廃鶏処理の実態と課題について伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

廃鶏処理の実態と課題ですけれども、沖縄県鶏卵食鳥流通センターによりますと、機械や施設の老朽化が進んでいることや、従業員の高齢化や離職による人手不足であること、それから月ごとの廃鶏の搬入羽数に偏りがあることなどが課題であるというふうに聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　部長、もし御存じだったら教えてほしいんですけれども、ひなから親鳥、それから親鳥から廃鶏になるまでの日数ですね、何日ぐらいというのが分かれば教えてください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　採卵鶏でございますけれども、基本的にはひなから親になるんですけれども、まず親になりまして、それから供用期間は大体２年でございます。ということで、成鶏――親鳥は大体２年で廃鶏になるというふうな流れになっております。

以上です。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜屋武盛人 農林水産部長　ちょっと正確ではないんですけど、おおむね１年程度というふうに聞いております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ちょっと休憩していいですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　養鶏農家って何戸ありますか、お答えください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県内の採卵鶏農家は293戸でございまして、そのうち１万羽以上の大規模な農家が24戸ということで、残りの231戸につきましては、100羽以下の小規模農家となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　実は私現場を見てまいりました。株式会社の社長ともお話をして、部長の皆さんとも意見交換をして現場も見てまいりましたけれども、確かに事業的には先ほど部長からありました食鳥処理では8000万ぐらいの売上げしかない中で、環境的には非常に劣悪なんですよね。湿度も温度も高くて、その中で外国人の方々が一生懸命働いていらっしゃいました。部長は現場を見に行ったことはありますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　申し訳ございません。

まだちょっと現場のほうは確認に行っておりません。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　先ほどひな鳥から親鳥、それから廃鶏になるまで65日とあと650日、２年足らずです。実際に見ていて、私は非常にちょっと廃鶏という言葉がいい言葉かどうかは分かりませんけれども、全国的にも使われているようですけれども、やはり畜産の豚や牛やヤギ、鶏も畜産の一つだとは思うんです

けれども、ああいう環境の中で親鳥を終えて、今までただで受けていたものが１羽40円で受け取りをしながら処理をされていると。その全てが食用にはならないということも聞きました。

次、ウのほうに戻りますけれども、これまでこの株式会社に対して国の支援事業等があったと思うんですが、その概要をお答えください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

沖縄県鶏卵食鳥流通センターは、昭和62年から平成２年にかけまして、国の沖縄新農業構造改善緊急対策事業を活用し整備されております。また、平成23年には強い農業づくり交付金を活用いたしまして、作業の効率化や衛生管理の高度化を目的に、洗卵選別包装設備の導入を実施しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ぜひ部長、現場も見ていただいて、課題として部長が感じられたことをしっかり国のほうにも要請をして、対応をお願いしたいと思います。

ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

鶏卵食鳥流通センターは、平成28年に強い農業づくり交付金を活用し、作業の効率化や衛生管理の高度化を目的に、洗卵選別包装設備の導入を実施したところでございます。おわびして訂正したいと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では(4)に行きたいと思いますけれども、イとウについてはいろいろ答弁がありましたので割愛させていただいて、沖縄県内の天然記念物についての中で、ア、国・県・市町村指定の天然記念物の件数について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

本県には、令和７年５月１日現在、国指定天然記念物が57件、県指定天然記念物が50件、市町村指定天然記念物が123件となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　教育長、いろいろ質問がありましたけれども、滅失届は済んだかとかいろいろありましたけれども、私も非常に残念に思います。久米の五枝の松、町も一生懸命、県も一生懸命、文化庁も一生懸命やったと思いますが、これが一つなくなるというのは非常に寂しい思いがします。今後のいろんな対策についてはしっかり行っていただきたい、このように思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　１番に戻りまして、知事の政治姿勢について(1)、玉城県知事２期目の公約について。

ア、２期目の重要公約（政策）は何か伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　知事公約には、子どもの貧困問題や離島振興、辺野古新基地建設反対・米軍基地問題に関わるものをはじめとした重要政策71項目及び推進施策110項目が掲げられており、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、いずれも重要なものと承知しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　イに行きますけれども、重要公約の実現率、もしお答えできるのであれば、答えてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　２期目の公約の取組については、経済分野、平和分野、生活分野などそれぞれの分野において全庁的に取組を進めている最中であります。既に公約で掲げられた全ての事項について着手しておりますが、公約の進捗の示し方につきましては、他県の事例も参考に検討を進めてまいります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　イの重要公約、先ほど辺野古も出ましたけれども、翁長県政からもう11年目になるんですかね。４・４・３――11年目ですね。もう終わって次12年目に入ります。辺野古移設阻止であったり、ＭＩＣＥであったり、鉄軌道であったり、Ｊ１スタジアムであったり、夜間中学の設置であったり、知事の公約に１期目から入っているやつ、継続しているやつ、いまだに実現していません。今いろんな課題がまだ山積ということだと思いますけれども、このウに行きますけれども、知事、残り１年しか任期がございません。１年で取り組むべき課題、また今まで着手した、または進捗が進まないものについては、ど

のように取り組むのかお答えください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　私が公約で掲げた政策は、誇りある豊かな沖縄の未来に向けていずれも重要なものであるという認識で取り組ませていただいております。公約で掲げた全ての事項について、全庁体制でこれからもしっかりと取り組んでいきたいというように考えております。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　１期目、２期目に掲げた公約、重要である政策が進展していないことは、いろんな理由があるというふうに知事も申し上げているとは思うんですけれども、やはり進め方やいろんな取組方については、やっぱり必要なものは再考をして、視点を変えたり、またはアプローチを変えたり、いろんなことをしないと、全て県民に負担がかかるわけですよ。ですので、いろんな形で知事、執行部、日々取り組んでいらっしゃるとは思いますけれども、今後の残り１年間でできることはしっかり進めていただきたい、このように強く思います。
(2)に行きます。
沖縄振興予算について。
ア、令和８年度予算概算要求額の評価について伺います。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を行いました。今回の概算要求では、物価高騰への対応も含めて、沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求が盛り込まれたことなど、御配慮いただいたものと考えております。しかしながら、概算要求額は、県が要望した3000億円台に届かなかったこと、沖縄振興一括交付金は、県と市町村が求めてきた所要額となお乖離があるものとなっております。
県としましては、内閣府をはじめ関係機関と連携を一層密にし、今後の予算編成過程において、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいります。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　部長、もちろん県の要求額と内閣府の予算概算要求額の差額は我々も理解していますし、またこれを埋める努力は双方ですべきだと思いますけれども、もう概算要求が決まって、この後も12月末の決定まで行く間に、税調の問題などいろんな課題を政府としては掲げています。これに対して、沖縄県としてどのようなアプローチをしているのか、例えば国政与党であったり、国政野党であったり、この辺をもう一度丁寧に説明していただけますか。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　令和８年度の要請におきましては、昨年度以上に詳細に予算減額の影響が出ている事業箇所や個別事業の有効性等が検証できる資料を提供・説明するほか、物価高騰等の影響等を具体的に試算して示すなど、市町村の声も丁寧に伝えつつ、内閣府沖縄担当部局と連携を図ってまいりました。また、県議会議員をはじめ、県関係国会議員などの御理解と御支援を賜りながら、所要額がしっかりと確保されるよう、７月には一括交付金の増額確保に係る要請、８月には沖縄振興予算全体の総額確保に向けた要請を沖縄担当大臣をはじめ関係要路に対して、知事及び副知事を先頭に行ってきたところであります。今後、令和８年度予算の折衝に当たりましては、内閣府が財務省に沖縄振興予算の必要性を強く示すことができるよう、資料要求等に対し各部局と連携し、丁寧に対応してまいります。また、時間を頂けるのであれば各政党関係者と勉強会を開催するなど、沖縄振興予算の確保の必要性と理解を深めていただくような取組もしたいと思っております。また、11月にも要請を予定しておりまして、12月末の政府予算決定までに所要額の確保に取り組んでまいります。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　次イですけれども、この沖縄振興予算の執行状況、なかなか私も把握はできていなかったんですが、これについて直近５年間の執行状況等をお答えいただけますでしょうか。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　内閣府が公表している沖縄振興予算の決算を基に、県において確認した執行状況は、令和元年度執行率75.9％、繰越率22.4％、不用率1.7％、同様に、令和２年度執行率59.9％、繰越率38.1％、不用率2.0％、令和３年度執行率65.1％、繰越率21.5％、不用率13.4％、令和４年度執行率69.5％、繰越率28.6％、不用率2.0％、令和５年度執行率68.1％、繰越率30.2％、不用率1.7％となっております。
以上です。
○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時33分休憩
午前10時34分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　部長、ありがとうございます。

今表示しているのは、内閣府ホームページが出典ということで、執行部のほうに作っていただきました。私、これを見てびっくりしたのは、もちろん国直轄部分と地方の分もあるので、この中にはソフト交付金もハード交付金も入っている数字だと思いますけれども。まず繰越しになる理由、もちろんこれ内閣府、国のほうで把握していると思いますけれども、こういった予算がしっかり執行できる。全ては沖縄振興のための予算ですので、これは国直轄だから関係ないということがないように、内閣府の中でも各担当がいらっしゃると思いますけれども、総務部としてはしっかり執行率を高めて、県民のためにしっかり使えるように努力をしていただきたいと思いますが、県知事はどのようにお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　このような執行率、それぞれの年ごとに支出済額を見ますと、約70％前後というようなことになっておりますが、その分、獲得した予算をしっかり繰越しも行って、さらにその事業の実施に向けて取り組んでおりますし、全庁的な執行管理連絡会議を設置して、執行管理を徹底するほか、例えば補正予算による事業間の柔軟な組替え等も行って、より柔軟かつ着実な予算執行に努めているという状況にございます。引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ウにまいります。

これはまだ大変難しいとは思うんですけれども、令和７年度または６年度――６年度決算はこれからですけれども、執行の状況または見通しについてお答えいただければお願いします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　今年度の沖縄振興予算全体の執行率を見込むことは現時点では困難ではありますが、同予算のうち、６月末時点におけるソフト交付金の県分の執行率は68.2％、７月末時点におけるハード交付金の執行率は40.4％となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　予算の執行については、特に一括交付金等は当初、内閣府からも執行率の問題等が指摘されております。年々執行率も高くなっているとは思うものの、無駄がないか、むらがないか、いろいろこれも検証していただいて、県民の生活向上のために使っていただきたいと思います。

(3)に行きます。

百条委員会についてであります。

ア、これまでの進捗状況について、知事はどの程度報告を受けていますか、伺います。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　失礼いたしました。

ワシントン駐在問題調査特別委員会における執行部の対応ですとか、それから参考人の答弁については、これまで概要をまとめた書面による報告、あるいは対面での説明を適宜受け付けております。また、８月５日に開催された同委員会での議論を踏まえ、問題点及び県の考え方等を整理した報告書を作成しているということもありまして、報告書案の概要等を説明する中でも、委員会の主要な論点についても報告を受けております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　今資料を表示していますけれども、これは事務局がまとめてくれました。第１回を令和６年12月20日に開いて、第17回、これが令和７年９月10日にありました。参考人を９名ほど招致いたしまして、いろんなことを質疑いたしました。それから、この後については、参考人ではなくて証人喚問という形でいろんなことを進めていこうとは思っていますけれども、やはり当初の初代所長――社長といいますか、所長兼社長だと思うんですが、その所長の発言を聞いていると、全く執行部と相入れない、違う答弁になっているんですね。ロビー活動なんかしたことがない、県の職員として以外はそういう意識は全くないという答弁でした。この辺、知事、直接的な面識はないにしても、初代の所長――社長とはどのようなお話をされたことがあるか、お答えいただけませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今議員御案内のとおり、令和６年12月20日以降、これまでに合計17回委員会が開催され、そのうち３回は執行部も出席をしております。設立当時の経緯や資金の流れ、ビザ取得などについて質疑が行われたと報告を受けておりますが、また元駐在職員、元副知事、元知事公室長など、これまで９人の参考人が招致され、当時の事実関係や認識等について確認がなされてきたというように承知をしておりま

す。現在、それらの論点整理、それから中間取りまとめに取り組んでおりまして、今年度中に報告書をまとめる方向でもありますけれども、そのような経緯を踏まえて、今後どのように対応すべきか課題についてもしっかりと洗い出して取り組んでまいりたいというように考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ではイのほうに行きたいと思います。

令和２年11月26日付ワシントン事務所の法人登録についてという報告があります。知事はこの件はいつ報告を受けたかお答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

当該資料につきましては、今年２月６日に、調査検証委員会に提出する資料として知事に報告しております。また、去る６月議会においても当該資料に係る質問通告がありましたので、改めて概要を報告したところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　知事はこの報告を聞いてどのように思いましたか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　設立当初に、そのようないわゆる手続における整理がきちんとなされていなかったこと、及びそのような不備によって様々な問題点が継続して行われていたことについて深く反省すべきであるというように思い至りました。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　実は、この資料、百条委員会にも一番最初には、４月18日に資料が提出されました。そして、１枚、２枚、３ページになるんですけれども、聞き取り内容のところは全て黒塗りでした。それが８月１日に黒塗りを解除したものが初めて我々百条委員会に報告されました。私は６月の委員会でこの黒塗りのまま質問をしました。そして、恐らく先ほど調査検証委員会に出したのも黒塗りのままだと思うんですけれども、この中に非常にポイントになるところが幾つかあると思います。個人名は別にして、これポイントとしては、現地職員はあと一人いないといけないが、来年採用するといった感じで毎年ごまかしているという話があるわけですね。それともう一つ、黒に近いようなグレーな話が多く、ワシントン駐在を閉めたほうがいいと思っている、ということもあります。それと、ワシントン駐在の活動支援については、いろんなことが明るみに出るとまずいこともあり、コア社でなければできないと思うとまであるわけですよ。これを当時の班長が当時の課長である溜課長に報告をしたと言っていますけれども、この時点で当時の課長は分かっていたはずなのに、記憶がないというふうにこの間答弁されました。本当に記憶にないんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　これまで答弁させていただいたとおり、その当時報告した者の話では、議会の直前に概要だけを報告したということだったようですので、私としては記憶がないというところでございます。

以上です。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今我が会派の人間からありましたけれども、記憶はなくても記録はあったはずですよね。それと知事、これを知った段階でといいますか、要は、知事はまず株式会社であるということをいつ知ったか、もう一度明確に答弁ください。知事です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　失礼いたしました。

確認しましたところ、昨年の総務企画委員会において決算審査があった令和６年10月24日であるというように認識しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　それまで本当に株式会社という存在を知らなかったという理解でよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　それまで報告を受けておりませんので、それまでは株式会社であるということは認識しておりませんでした。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この後も多分、いろんな方が質問するかもしれませんけれども、百条委員会で一部まだ審査中というか、協議中のものがあります。私は知事が本当に去年の10月に初めて知ったというふうには信じられないんです。溜知事公室長がそのときに知ったということも信じられません。令和２年の段階で報告は上がっています。それを記憶にないと言うのは構いませんけれども、少なくとも部下は上司に報告

をしているんです。そのときの課長、その当時の――調べましたけれども、その当時の公室長がＡさんで、副知事は謝花副知事でした。ですので、金城――ごめんなさい、公室長、個人名はあんまり出したくはないんですけれども、それも含めて、こういった話が上がらないことが当たり前だとしたら、私はとっても違和感を覚えます。知事、毎日知事の日程を見ていると、５分10分刻みで各課との打合せをやっていますよね。それから何会議でしたっけ、知事、副知事が入って、部長クラスが入る会議、その場でも出ていないことが私は全く信じられません。これだけ重要な案件を部下――当時の班長は課長には報告をしました。班長から部長とか室長に報告する義務はないと思いますけれども、課長はそれを部長に報告する義務があると私は思っています。それを怠った理由がどこにあったのか。これは今この場で答えられないと思いますので、もしかしたら証人喚問になるかもしれませんけれども、もうあんまりうそはつけなくなりますよ。いろんな資料も整理をして、我々百条委員会に出す資料も黒塗りを外したり、小出しにしたり、調査検証委員会ではもう情報が少な過ぎるということまで私たちは聞いています。ですので、３月の段階に持ち得た情報と、３月以降に我々がもらった情報と、恐らく調査検証委員会の報告も私は本来変わってくると思います。それぐらい厳しいことになると思いますので、もう一度しっかり整理をしてお答えいただければと思います。

ウに行きます。

百条委員会の今後の方向性について、知事としてどのように認識していますでしょうか。お答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

ワシントン駐在問題につきましては、地方自治法第100条に基づく議会の権限に基づいて、現在調査が進められております。

県としては、問題の所在及び関係法令等の根拠、問題が発生した要因、再発防止策等について、引き続き丁寧に説明を行い、真摯に対応をしてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　一昨日の我が会派の議員からの質問の中で、内部統制上重大な不備として指摘されて、知事公室として取りまとめ中とありました。この辺の詳細といつ頃どう報告するのかお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事公室では、現在、問題点及び問題が発生した要因を整理・分析し、報告書として取りまとめる作業を行っているところであり、取りまとめ次第、早急に公表することとしたいと考えております。

以上です。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども答弁させていただきましたが、取りまとめ次第、できるだけ早急に公表したいと考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　取りまとめ次第というのは、お尻がないとずるずるずるずる行くじゃないですか。我々だって先ほどの百条委員会についても、今、論点整理をして、証人喚問の整理をして、年度内にはある程度の報告書を作ろうかという動きになっています。これはまた新しい情報が出れば分かりませんけど、それについて百条委員会の結果を見てからまとめる予定ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

百条委員会については、これまでどおり対応してまいりますけれども、この報告書については県としての考え方の整理ですので、それとはまた別に報告をしたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　玉城知事、ぜひお願いがありますけれども、私たち参考人招致で元副知事をお呼びしたときに、その方の一言、私何度も申し上げますけれども、気になる言葉がありました。これは前知事が政治的決断をして行ったものだということでした。政治的決断というものは、前知事の公約であったと私は理解しています。それを執行部の皆さんがどうにか事務所をつくろうと思っても、いろんな課題があった。ビザを取るためには非営利ではなくて営利企業じゃなきゃ駄目だと。ロビー活動をするためには、それじゃなきゃ駄目だということで、苦しむ中で職員は動いたと私は思います。それを受け止めなかった上司がいた、これは事実だと思います。それで、ここから先で

すけれども、やはり政治的決断をしたのであれば、これは職員に責任を求めるものではないと思います。これはやっぱりトップとして、政治家として、知事がしっかりこの件を真摯に受け止めて、どれだけの被害を県民に与えたか、もちろんメリットもあるというふうに皆さんおっしゃいますけれども、それ以上に10億近いお金を、違法な形で株式会社を設置をして、職員を兼業させたことを全て事実として、そのための責任をしっかりお取りいただきたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　この際申し上げます。

農林水産部長から発言の申出がありますので、これを許可します。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　先ほどの採卵鶏の育成期間でございますけれども、確認を取りました。私１年と申しましたが、実際はひなの導入から約70日間を育成用の鶏舎で過ごしまして、その後、採卵鶏用の鶏舎のほうに移動いたしますので、このひなの導入から育成期間は１年と申し上げましたが、正確には70日の間違いでございました。おわびして訂正させていただきます。

○西銘　啓史郎 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

〔下地康教　議員登壇〕

○下地　康教 議員　沖縄自民党・無所属の会、下地康教であります。

通告に従い一般質問を行っていきます。

執行部におかれましては、誠意ある答弁、それと県民に分かりやすい言葉で答弁していただけるようお願いしたいというふうに思います。

１、下地島空港周辺用地利活用事業について。

(1)、第４期公募に向けたサウンディング調査とタイムスケジュールを含めた公募内容について伺う。

(2)、第１期から第３期までの公募内容と、その結果について伺う。

２、インフラ整備のフューチャー・デザインについて。

(1)、老朽化した水道施設、下水道施設の課題解決策を伺います。

３、磁気探査事業の予算執行に係る課題と効率的審査方法について伺います。

(1)、民間磁気探査業務に係る課題と効率的審査方法について伺います。

(2)、離島地区における課題と審査方法の効率化について伺います。

４、宮古高校進学サポート施設の整備について。

(1)、宮古地区多良間村などから県立宮古高校へ進学する生徒のための学生寮の整備について伺います。

５、県道（国道）における街路樹の適正管理について。

(1)、今議会に請願第９号「街路樹の植栽改善に関する請願」が提出されていますが、その内容を把握されているのか伺います。また、その対応について伺います。

６、離島振興・過疎地域振興対策について。

(1)、公営住宅、空き家の適正管理、石油製品輸送費補助、離島ガソリンスタンド支援事業、介護人材の確保、ＵＩＪターンの促進などについて伺います。

７、若者の政治への関心について。

(1)、2025、第三回全国高校生政策甲子園で北山高校チームが全国２位を獲得いたしております。また、高校生みんなの夢ＡＷＡＲＤ　ｉｎ　大阪・関西万博で北山高校の生徒がグランプリに輝いております。若者の政治への関心をどのように考えているのか伺います。

８、宮古地域における流動人口が地域経済に与える影響について。

(1)、流動人口の定義について、またその数量の算定方法について伺う。

(2)、特に、地域の住宅事情における影響などを伺う。

９、下地島空港駐車場の有料化について。

(1)、現在無料となっており、数日間駐車場を利用している車両が見受けられます。駐車場の利用実態はどのようになっているのか。また、放置車両の温床になると考えるが、その対策を伺います。

10、県立高校の運動場整備及び教室のエアコン整備について。

(1)、宮古高校のグラウンド整備事業の進捗状況と教室のエアコン整備について伺う。

11、我が会派の代表質問との関連について。

新垣淑豊議員の代表質問で、１の(3)、安和桟橋死亡事故に関する質問に関して、死亡事故発生以前から安全対策のガードレール設置要望が事業者側から出ていたが、事故が起きてからもガードレールが設置されないのは道路管理者としてどのような理由によるものか伺います。

２の(9)、ワシントン事務所の内部統制に関する質問に関連して、知事は、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書では、今後再発防止について、ワシントン事務所の活動及び経費に関する報告書をまとめるとして

おります。その報告書はいつ公表されるのか伺います。

４の(4)、宿泊税に関する質問に関連して、今議会において、先議事項として、宿泊税に関する条例が可決されております。なぜ、条例制定を先議によって急がなければならなかったのか。また条例制定を早めることでどのような効果が得られるのか、そして、独自で宿泊税条例を検討している市町村にはどのような課題があって、それは県とどのように協議がなされているのか伺います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　下地康教議員の御質問にお答えいたします。

７、若者の政治への関心についてお答えいたします。

若者の政治参画意識を高めることは、若い世代の意見を政治に反映させるとともに、積極的な社会参加を促すことにつながるものであり、よりよい沖縄の未来を創造する上で重要であると考えております。沖縄県では、県議会と連携し、高等学校等において出前講座を実施しているほか、県教育委員会におきましては、各教科等において主権者教育の充実を図るなど、若者の政治への関心を高める取組を進めております。なおこのたび、北山高校の生徒が日本青年会議所主催の第三回全国高校生政策甲子園において全国２位を獲得し、さらに、北山高校の３年生の方が高校生みんなの夢ＡＷＡＲＤにおいてグランプリに輝いたことなどは、このような取組の成果の一つであると考えており、生徒たちのさらなる活躍を期待するところであります。

沖縄県としましては、引き続き若者の政治参画意識の高揚に向けた取組を推進し、明日の沖縄を担う人材の育成に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、下地島空港周辺用地利活用事業についての中の(1)、サウンディング調査と第４期の公募についてお答えします。

下地島空港及び周辺用地の利活用事業については、第４期に向けた取組を効率的に行い、公募条件等の検討及び応募見通しの確認をする目的で、令和７年７月から８月にかけて沖縄地域ＰＰＰ／ＰＦＩプラットフォームを活用したサウンディング調査を行い、４社と対話したところであります。今後も他のサウンディング調査を実施し、多くの企業と対話を重ねた上で公募条件の検討を行い、第４期の公募を実施することとしております。

次に同じく１の(2)、第１期から３期までの公募についてお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地利活用事業は、平成26年度から取り組んでおり、第３期までに累計23事業の応募がありました。現在、そのうち第１期の国際線等旅客施設事業などの３事業が実施されているところであります。

次に２、インフラ整備のフューチャー・デザインについての質問のうち、老朽化した下水道施設の課題解決策についてお答えいたします。

土木建築部で所管する下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に点検・更新することとしております。現在、那覇浄化センターの水処理施設や下水道管等の改築を進めており、今後、必要な費用は、令和８年度から令和11年度までは年間約70億円、令和12年度から令和16年度までは年間約55億円を見込んでおります。引き続き、適正な維持管理に努めてまいります。

次に５、県道（国道）における街路樹の適正管理についてお答えいたします。

県管理道路における街路樹の剪定等については、主に交差点部や信号機等の視認性を阻害する箇所を優先的に実施しております。また、交通安全上の支障がある街路樹について伐採等を行っております。国道390号嘉手苅地区の街路樹については、過密になっている状況を把握しております。地域との意見交換を通じて、交差点部のテリハボクを間引くなど、対応を進めたいと考えております。引き続き、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

次に９、下地島空港駐車場の有料化についてお答えします。

下地島空港の一般駐車場は299台の駐車が可能で、令和６年度の平均稼働率は、昼間が84.1％、夜間が50.2％となっており、数日間の利用も確認されております。有料化については、駐車場の利用状況、関係機関の意見、整備に係るコスト等を踏まえて検討する必要があるため、その利用状況等を注視してまいります。

次に11、我が会派の代表質問との関連についての(1)、ガードレールが設置できない理由についてお答

えします。

事業者がガードレール等の設置を求める箇所は歩道上であり、その設置は歩行者の通行を妨げ、歩道本来の目的を阻害するものであることから、道路管理者としてこれらの措置は適切ではないと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　2、インフラ整備のフューチャー・デザインについてのうち、老朽化した水道施設についてお答えいたします。

企業局では、施設の計画的な更新を図るため、水道管や浄水場などの今後の更新計画と事業に係る収支の見通しを含めた中長期計画を策定しております。同計画における主な事業は、北谷浄水場の更新・耐震化に続き、海水淡水化施設の更新に着手するほか、約71キロメートルの水道管の更新・耐震化を計画しております。これら事業の実施に加え、施設更新コストの大幅な増加や電気料金の急激な上昇などの事業環境の変化に対応するため、令和６年10月１日から水道料金の段階的な改定を行っているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　3、磁気探査事業の予算執行に係る不用解消課題についての中の(1)及び(2)、磁気探査に係る課題と審査の効率化についてお答えいたします。３(1)と３(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

住宅等開発磁気探査支援事業については、審査期間の短縮化等の要望があることは承知しております。県では、申請内容の正確さや補助金交付の適切性を確保するため、９名体制で円滑な審査に対応しているところです。さらに、審査の効率化を図るため、申請内容の不備等を防ぐチェックリストの作成や注意事項の周知により、交付決定の迅速化に努めております。また、離島地区に限らず、要望に応じて、対面による調整に代えてオンライン会議システムを活用する等、引き続き、効率的かつ円滑な審査に努めてまいります。

次に11、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、ワシントン駐在に係る報告書の公表時期についてお答えいたします。

知事公室では、現在、問題点及び問題が発生した要因を整理、分析し、報告書として取りまとめる作業を行っているところであり、取りまとめ次第、早急に公表することとしております。

以上になります。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、宮古島における県立高校の学寮についてお答えいたします。

現在、宮古島の県立高校に多良間村から３名の生徒が進学しており、全員宮古島に居住する家族と同居しながら通学していると聞いております。新たな学寮の整備につきましては、生徒のニーズを踏まえた維持管理の観点などを含め、県全体としての教育施設の整備計画等に基づき、検討していく必要があると考えております。なお、高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生に対して、１人当たり24万円を上限とする離島高校生修学支援事業を、国・県の補助を受け実施しております。

県教育委員会としましては、引き続き離島市町村と連携し、生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

続きまして10、宮古高校のグラウンドの整備等についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで宮古高校と連携し、グラウンドの補修や空調設備の修繕等を行ってきたところです。現在、当該校のグラウンドの整備については、令和８年度にテニスコートを含めた全面改修を計画しております。また、普通教室の空調の不具合については、６月中旬に学校からの連絡を受け修繕を行い、現在、供用が開始されております。

県教育委員会としましては、引き続き県立学校における生徒等の学習環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　６、離島振興・過疎地域振興対策についてお答えいたします。

県では、離島振興計画に基づき、住宅確保の取組のほか、石油製品の価格安定、給油所の維持等を目的とした各種補助、地域の介護サービスを支える人材の育成・確保、移住相談会の開催をはじめとした移住定住の促進等に取り組んでまいりました。また、離島振興計画の中期実施計画においては、担い手の確保や行政体制の整備など、重要性を増した課題を踏まえ、船員の確保・育成支援や離島町村等の職員確保・業務効率化支援をはじめとした新たな取組を盛り込み、推進していくこととしております。

次に８、宮古地域における流動人口が地域経済に与える影響についての中の(1)及び(2)、流動人口の定義

等についてお答えいたします。８の(1)と８の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

流動人口については、観光や短期的な就労のため一時的に滞在する者が該当するものと考えられますが、明確な定義がなく、算定方法も定められておりません。観光や短期的な就労を目的とした滞在者等の増加は、地域経済の発展や観光関連産業における人手不足解消等に寄与する一方、環境や公共インフラに与える負荷や住宅不足による家賃高騰をはじめとした離島住民の生活環境への影響なども懸念されるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　11、我が会派の代表質問との関連についての(3)、沖縄県宿泊税条例の先議の理由、課題等についてお答えします。

宿泊税条例については、条例可決後、総務大臣の同意を得る必要があり、令和８年度中の税の導入に向け、総務省との協議をできるだけ早期に行う必要があること。早期に議決を得ることにより、県と同じく宿泊税の導入を目指す５市町村の議会への提案時期も早まることが期待され、総務省協議の円滑化が図れることなどから、先議での審議を希望したものであります。また、宿泊税については、離島住民を課税対象外などとするよう離島市町村議会からの要請等があり、これらの解決に向け、導入予定５市町村、関係団体及び総務省との調整を重ねながら、離島住民への配慮等について整理してまいりました。具体的には、離島から要望の強い部活動など教育活動に伴う宿泊等については、県と５市町村ともに課税免除とし、拡充すること。通院に係る宿泊等については、県と離島市町村が連携し、現行事業の拡充に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　それでは、再質問に入っていきたいと思います。

我が会派の代表質問に関連して、安和桟橋出口付近の安全管理について質問したいと思います。

まず、このパネルの状況でございますけれども、これは安和桟橋から国道出口付近の状況です。痛ましい事故が発生してからも道路管理者である県は、事故再発防止の安全対策に最も有効であるガードレールの設置を認めていません。その理由は、歩行者の通行を妨げ、歩行者本来の目的を阻害するものであると議会で答弁をしており、現在、現場では事業者が防護ネットにおける安全策を強いられているという状況が続いているのが、このパネルの状況であります。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　そこで、道路構造令による歩道を構成する構造物にはどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　歩道を構成する構造物で言いますと、一般的に歩行者が歩く部分と植栽の部分ということになろうかと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　ちょっと私どもの手違いで構造物の図面が掲示されなかったんですけれども、まず歩道には構成する構造物として、歩道、それと植樹帯、それと縁石などがあるというふうに道路構造令に挙げられています。この国道の歩道は全体で8.5メートルの幅員があります。構成内容は、植樹帯の幅員が５メートル、そして歩行者が歩道として利用する幅員が3.5メートルとなっております。そして構成する植樹帯の果たす目的と役割というものはどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

まず、植樹ということで緑陰の確保が挙げられまして、植樹帯としましては、車道を通行する車両の歩道への逸脱の防止、あと運転中の視線の誘導等の効果がございます。

以上でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　そうですね、植樹帯の目的というのは、出口部分に関して、要するに、今言っているように車両の出口部分に関しては――そうですね、図面がないとなかなか説明できないですね。出口部分は、ラッパ状になっております。そのラッパ状になっている部分まで植樹帯が設置されていない理由は、まさにその車両の交通の安全確認のための見通しを確保する目的であるというふうに理解をしておりますけれども、その理解でよろしいでしょうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　沿道利用のために乗り入れ口から出てくる車両の視認性確保、要するに、走ってくる車を確認できるように安全のために設けておりません。
以上でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　まさにそのとおりですね。歩行者の安全を確保するというものと、それと出入りする車両の見通しを確保するために、歩道にはラッパ口まで植樹帯が施工されていないということでありますね。つまり、この植樹帯が施工されていないこのラッパ口は、歩行を目的としたエリアではないというふうに理解しています。この車両の安全の確保のために、見通しを確保するために設けられたエリアに歩行者が進入した場合、歩行者の安全を確保するためにガードレールを設置しないということは、道路管理者として安全確保の義務を怠っているというふうな理解がされるんですけれども、どう思いますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　歩道を構成する植樹帯になるんですけれども、植樹帯が設置されていない箇所についてもやはり歩道でございまして、歩行者がそこを利用することを妨げるということはできないということでございます。
以上でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　その植樹帯を設けていないエリアというのは、その目的そのものが運転者の見通しを確保するためのスペースだというふうに理解されるんですけれども、これは歩行者のためのスペースであるというふうには考えにくいのですが、もしそのスペースに歩行者が進入した場合、見通しが悪くなるということは十分考えられると思うんですけれども、どうですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　歩道としての位置づけで歩道に人が立つということに関しては、植栽であると繁茂しますので見通しが悪くなるということになりますが、歩行者がそこを利用することで何か問題があるかということはないと考えております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　いや、これは大きな問題ですよ。つまり、運転者の見通しが悪くなるという状況が生まれるわけですから、歩行者が進入することによってですよ。それでその歩行者が、皆さん方が歩道と言われているところから、この出入口、車両が通行するようなところに進入してくると非常に危険であるというふうな理解、考え方が発生するんじゃありませんか。どうですか。（発言する者あり）
○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時26分休憩
午前11時26分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　繰り返しになりますけれども、歩道の中を歩行者が利用するということに関しては、制限をすることはできないものと考えております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　いや、歩道の部分を利用するという話は否定はしませんよ。ただ、そこに入ってくると、出入りをする運転手、車両の視認が、要するに安全確保がしにくい。そのためにそのスペースを設けているわけですから、そこに歩行者が進入して、その場所から、その出入口を横断するというような危険性が発生すると言っているんですよ。そこを、歩行者の安全を確認するためにガードレールをするというのが、今この状況の中で、道路管理者が取る唯一の安全対策じゃないですか。どうですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　乗り入れ口というのが、沿道の利用のために車が乗り入れできる部分として空けておりまして、そこへの出入りに関しましては、そこを利用する車両のほうで注意義務がございます。今植栽帯がない箇所ということで議論がなされているんですけれども、幅広い歩道でも植栽帯のない歩道というのは数多くございます。そちらに対しても歩行者の

制限は設けておりませんし、こちらについても歩道について歩行者の利用を制限することはできないと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　このラッパ口の出入口、それに対するその植栽の設置の方法、その目的はほとんど共通していますよ。つまり、見通しをよくする、安全を確保する、そういった目的でこのスペースは設けられているんですよ。そこに歩行者が進入した場合、この歩行者の安全を確保すると。また、いろいろな今問題になっている箇所において、そういった問題が発生するので、事故を防止するためにガードレールを設置するというのは、これ道路管理者として当然のことだというふうに思っておりますので、これぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

我が会派の代表質問に関連して、ワシントン事務所に関する内部統制についての質問であります。

知事は、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書において、「運用上の重大な不備の是正に関する事項」としてワシントン駐在所問題を取り上げ、「法人設立の適法性に疑念を払拭できないままでは、法人を存続することは困難であるため、法人を整理することとしました。」としております。では、どのように整理をされたのか。また、登記上、この会社はどうなっているのか。令和６年12月に公有財産台帳に登録した法人の株券はどうなっているのか伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今の内容につきましては、現在そのような問題点及び問題が発生した要因を整理・分析をし、報告書として取りまとめる作業を行っているところであります。取りまとめ次第、早急に報告をさせていただきたいと思います。

○下地　康教 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。

ワシントンＤＣオフィス社につきましては、４月29日の株主総会で解散を決議し、６月13日の株主総会で決算を承認し清算を完了したところでございます。ですので、同社の株券もその時点で消滅したということでございます。

以上です。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

下地康教議員。

○下地　康教 議員　去る６月議会においてワシントン事務所の閉鎖に関しては、予備費838万6000円を充当したと答弁をしております。事務所は閉鎖したとしていますけれども、このワシントンＤＣオフィス社は完全になくなったのか。それと、会社の所有者または代表者は誰であったのか、お答えください。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど申し上げましたとおり、同社は今年度に解散をしておりますので、今はもうないということでございます。当時の代表者としては、駐在が兼ねて代表者を務めていたということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　この会社はもうなくなったのですか、処分したのですか。どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど御説明したとおり、清算をしているところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　公有財産台帳に登録したその株券、これはどういう処分の仕方をするのですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株券につきましては、公有財産台帳から抹消するという処理をしております。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　この処分に関するものは、しっかりとまたこれから議論をしていきたいというふうに思っております。

まず、この事務所閉鎖費用を予備費で充当したと、さきの議会で答弁していますけれども、その理由を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和７年度の予算につきましては、ワシントンでの活動について認めない形で予算が成立しましたので、これ以上は、ワシントンでの活動ができないということになりましたので、今年度に入って整理をする必要がございます。ですので、そのために予備費を使ってその整理をしたということでございます。

以上です。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　御説明いたします。

一部繰り返しになると思いますが、令和７年度一般会計予算につきましては、ワシントン駐在員活動事業費の全額を予備費に移すという形で可決されており、ワシントンＤＣオフィス社については一旦整理するとしております。一方で、現地では事務所の閉鎖に要する経費や事務所の家賃、現地スタッフの人件費などの義務的経費が継続して発生しているということです。そのため、米国の法令等に基づく諸手続を法律事務所及び会計事務所に委託するための経費、事務所を閉じるまでの事務所の家賃等の必要経費、事務所を閉じるための業務及び経理等に要する人件費などとして、４月１日付で予備費から1057万円を充当する手続を行ったということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　いや、私が答弁していただきたいのは、さきの議会においてワシントン事務所の閉鎖費用は、予算編成後、予見することができない経費として予備費で充当したと答えているんですよ。それを答えてほしいんですよ。そういう意味ですよ。確かにそうですね。確認しますけれども。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　予備費は、地方自治法217条で予算外の支出または予算超過の支出に充てるために計上するということで、予算編成時点で予測しない経費について予備費を充当するものでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　令和７年度予算案に計上され議会に上程されたワシントン事務所運営費は、議会の審議によって、必ずしも可決するとは限らないじゃないですか。つまり、今現在与党の議席数が過半数を超えていないこの状況で、事務所の運営費が可決されなければ、事務所が閉鎖に追い込まれるということは予見可能じゃないですか。つまり、予算というのは議会で審議されるんですよ。否決される、可決されるかは議会が決めるんですよ。それは予測されないことなんですか。どうなんですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　２月議会で上程しました当初予算につきましては、ワシントン事務所の運営経費につきましては、運営にかかる必要最小限の経費ということで計上したということでございますので、執行部としましては、提案しました予算が可決いただくように説明をしたところでございますので、その段階で否決されるというようなことは、やはり想定していないというところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　これは議会軽視じゃないですか。要するに当局の皆さん方が予算を計上する、それで議会が審議をする、それで議会が決める。予算は議会が決めるんですよ。それを予見できないことというのは議会軽視じゃないのか。これはあってはならないことですよ。なので、今回の予算、閉鎖費用は予見することができないと言っておりますけれども、これは本来ならば補正予算として経費の内容を明らかにして議会において審議すべきじゃないのかということですよ。これどう思いますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　予備費は地方自治法の規定に基づき、予算外の支出等に充てるためにあらかじめ計上することは認められております。当初予算に計上する段階では、先ほど申し上げましたとおりその計上された内容について可決いただけるように丁寧に説明をし尽くしたところでございますけれども、結果として移し替えられたということでありますので、その後予測できない、予期しない経費ということで必要となる義務的な経費につきまして予備費を充用したところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　こういったことは、私ども議会人としては議会軽視と言わざるを得ない。その予算の使い方を十分皆さん方、しっかりと考えていただきたいということでございます。

知事は、ワシントン事務所を閉鎖しておりますけれども、今後再開を目指す意思がありますか。伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　現在、ワシントン事務所の課

題、それから問題点等を整理して、その報告書を取りまとめておりますけれども、高い透明性の確保を前提に法的な論点を整理しながら、ワシントン駐在の新たな体制について検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　もし知事が、事務所の再開についてというふうに考えているならば、地方自治法第96条第１項第６号をしっかりと遵守して、議会においてその会社の設立をやっていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

宿泊税に関してですけれども、離島住民にとっては観光目的以外の宿泊が想定されます。そして医療、教育、行政の手続やそういった業務、出張などの宿泊費による追加負担が考えられますけれども、その辺りはどういうふうに考えているか、お願いいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　宿泊税の検討に当たりましては、離島住民へ配慮すべきではないかというところの御意見を踏まえまして、５市町村あるいは宿泊事業者等々と意見交換を行って対応方針を検討したところでありますけれども、その対応としまして離島からの要望の強い部活動など教育活動に伴う宿泊については、県と５市町村ともに課税免除とすること、通院に係る宿泊及び部活動など教育活動に伴う宿泊については、県と離島市町村が連携し、現行事業の拡充に努めることというふうに整理させていただいたところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　国道、県道における街路樹の適正な管理、今こういう状況になっています。もう本当にこのカーブにおいても、安全が確認できない。また地域住民が非常に安全に対して不安を持っています。これをしっかりと管理をしていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　これは歩道の状況です。もうどれが歩道か分からない。そういった状況においてしっかりと植栽、道路の安全管理、それをしていただきたいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

同地区におきましては、テリハボクが幼木のときにちょっと密集していたのが大径木化していることは確認しております。パネルにありますとおり、落ち葉ですとか実の落下等もあるということも認識しております。過密な状態のテリハボクにつきましては、予算が限られているということもございますけれども、段階的に地元と意見交換をしながら間引きを行っていきたいと考えております。まず交差点部ですとか根上がりによって歩行の支障となっている箇所等を優先してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○下地　康教 議員　ぜひ安全管理、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

〔新垣　新　議員登壇〕

○新垣　　新 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　それでは、沖縄自民党・無所属の会、新垣新、質問を行います。

１、平和行政について。

(1)、沖縄全戦没者追悼式における戦後80年平和宣言で掲げた取組について。

ア、平和研究機構の取組について伺う。

イ、戦争遺跡の世界遺産登録に向けた取組状況について伺う。

ウ、グローバル・アライアンスの取組状況について伺う。

エ、平和貢献ビジョン（仮称）の取組状況について伺う。

(2)、摩文仁崖地における廃棄物・不発弾・遺骨収集について。

ア、これまでの要請などの取組状況について伺う。

イ、内閣府との協議の進捗状況について伺う。

ウ、国の補正予算の動向について伺う。

エ、沖縄師範健児之塔周辺道路（参拝道）の修繕について、国との調整状況を伺う。

(3)、ブーゲンビル島慰霊碑（奥津城之塔）維持・管理について。

ア、施設、慰霊碑の趣旨の現状について見解を求めます。

イ、戦友会、遺族会で維持管理を行う必要があるが、会員の逝去、高齢化、後継者の不足等により維持管理に苦慮している問題点について見解を求めます。

ウ、遺族会会長が県庁保護・援護課へ相談した際、来年度より国が南方戦域での遺骨収集を行い、身元不明の遺骨の慰霊碑を奥津城之塔、またはその周辺で検討しているそうだが、会長は奥津城之塔は、県出身の軍人・軍属のみを祭っており、出身地を問わない官民混在の慰霊は趣旨にそぐわないのではないかと言っているが、県の見解を求めます。

エ、当面の維持・管理の対策について見解を求めます。

２、平和の道（県道77号線）について。

(1)、進捗状況と取組について見解を求めます。

４、人手不足解消について。

(1)、沖縄水産高校海洋技術科クラス１増、専攻科の漁業科・機関科のクラス１増を行う必要性について見解を求めます。

(2)、製造業の人材育成及び人手不足解消について、沖縄県の最低賃金は今年度一気に71円引き上げられ、1023円となりました。企業からは人手不足とともに、大きな負担になるとの声が聞こえています。一昨年から生産性の向上は喫緊の課題になっており、内閣府は生産性向上設備の購入だけでなく、生産性向上の人材育成事業も積極的に行い、労使ともに助かる方法を支援していますが、県の管轄である県立高校の生徒や求職者への教育には手が出せない状況です。県でなくては県立高校生や求職者に生産性向上のための人材教育はできない状況ですが、県はどのような施策を考え、または実行しているのか見解を求めます。

５、報得川のしゅんせつ工事整備の進捗状況について見解を伺います。

６、我が会派の代表質問との関連について。

新垣淑豊議員が代表質問で行った１、知事の政治姿勢についての(13)の尖閣問題についてに関連して、再質問を行います。

知事は、平和・地域外交推進課を立ち上げているが、いまだ外交成果が見えない。

(1)、令和６年の１年間、365日のうち、中国が領海・領空を侵犯した日数をお聞かせください。

(2)、令和６年６月において、知事は期待に応えるよう日々精進したいと答弁しているが、漁業権を脅かす中国に対し物を言えないのか。漁業利益を損失している状況をどう考えているのか。

(3)、漁業の損益額は幾らなのか、答弁を求めます。

○中川京貴 議長　ただいまの新垣新議員の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後１時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の新垣新議員の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新垣新議員の御質問にお答えいたします。

平和行政についての御質問の中の１の(1)のア、国際平和研究機構の取組についてお答えいたします。

私は、戦後80年平和宣言において、戦後90年、100年を見据えた長期的な視点に立ち、世界の恒久平和に向け、沖縄が果たす役割の一つとして、国際平和研究機構（仮称）の創設を掲げました。令和６年度に設置した恒久平和に貢献する万国津梁会議で、その在り方について議論していただいており、今後、その提言を踏まえ、具体的に検討する予定です。

沖縄県としましては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信強化のためには、国際平和研究機構（仮称）の創設は重要であると認識しており、その実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、平和行政についての中の(1)イ、戦争遺跡の世界遺産登録に向けた取組についてお答えいたします。

戦争遺跡は、沖縄戦の記憶と教訓を次世代に継承する上で貴重な歴史文化資産として、その保存と活用を図ることは重要であると考えております。このため、知事が行った戦後80年平和宣言では、戦争遺跡群の保存・活用を強力に進め、将来的に世界遺産登録を目指していくことを掲げております。登録に向けた直近の取組としては、去る７月に開催した県・市町村平和施策関係連絡会議において、戦争遺跡群の保存・活用や世界遺産登録について、市町村と問題意識の共有を

図ったところです。

県としましては、まずは世界遺産登録の基礎となる戦争遺跡群の史跡への指定に向け、市町村や県教育委員会と連携し、検討してまいります。

同じく１(1)ウ、グローバル・アライアンスの取組状況についてお答えいたします。

グローバル・アライアンスは、ポストＳＤＧｓで核兵器廃絶が目標となるよう、国際社会に働きかけを行う国際市民社会グループです。県がグローバル・アライアンスに参加し、核兵器廃絶を国際社会に訴えることは、沖縄県が恒久平和に貢献していく上で、大きな意義があると考えております。現在、事務局を務める広島県と早期の加入に向けて調整を進めているところです。

同じく１(1)エ、平和貢献ビジョン（仮称）の取組状況についてお答えいたします。

県では、これまでの平和行政の取組を振り返りつつ、長期的な視点に立ち、本県を取り巻く時代潮流、地域特性などを踏まえ、沖縄の平和、ひいては世界の恒久平和に貢献するためのメッセージとして、恒久平和のためのビジョンとそれを達成するための基本的な考え方を作成することとしております。今後につきましては、恒久平和に貢献する万国津梁会議からの提言や県民意見公募を踏まえて、平和貢献ビジョン（仮称）の作成に取り組んでまいります。

同じく１(2)ア及び１(2)イ、摩文仁崖地における遺骨収集等の取組状況及び内閣府との調整状況についてお答えいたします。１(2)アと１(2)イは関連しますので、一括してお答えします。

糸満市摩文仁の平和祈念公園隣接地の崖地では、毎年、沖縄戦時の遺骨がボランティア等によって発見されておりますが、本土復帰前後に投棄されたと見られる大量のごみのほか、不発弾が埋没している蓋然性が高く、遺骨収集の支障となっています。このため、去る６月に関係省庁に対し、戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援の項目の一つとして、要請を行ったところです。現在、国の財政支援について、内閣府沖縄担当部局と調整を進めております。

県としましては、同地域の戦後処理問題の解決に向け、国と連携し取り組んでいけるよう努めてまいります。

同じく１(2)ウ、国の補正予算の動向についてお答えいたします。

現在、国政与野党間において、物価高等への対応のため、経済対策の必要性について議論がなされていることは承知しております。

県としましては、引き続き情報収集に努め、摩文仁崖地における遺骨収集等について国の支援が得られるよう、求めてまいりたいと考えております。

次に６、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、令和６年に中国が尖閣諸島の領空及び領海に侵入した日数についてお答えいたします。

第十一管区海上保安本部によると、中国海警船が尖閣諸島周辺の領海に侵入した日数は、令和６年は42日となっておりますが、領空侵犯の事案はありません。

同じく６(2)のうち、中国に対する対応についてお答えいたします。

尖閣諸島をめぐっては、日本と中国の政府間において見解の相違があるため、日本政府が我が国の立場を繰り返し表明するとともに、日中両国の政府において協議が行われているものと承知しており、領土・領海など国の主権に関わる問題は、一義的には日本政府において対応するものと考えております。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本政府に対し引き続き強く求めてまいります。

県としましては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で沖縄県の役割と考えており、観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進めております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、平和行政についての(2)のエ、沖縄師範健児之塔周辺道路の修繕についてお答えいたします。

当該周辺道路等の修繕については、関係部局と連携し、国、糸満市など関係機関を交えて意見交換を行う必要があると考えております。

次に２、平和の道（県道77号線）の進捗状況等についてお答えします。

平和の道線は２つの工区で整備を進めており、令和６年度末の進捗率は、事業費ベースで約50％となっております。用地取得率は、取得面積ベースで、山城・喜屋武工区が約28％、喜屋武・真栄里工区が約98％となっております。現在、山城・喜屋武工区は用地取得に取り組んでおり、喜屋武・真栄里工区は、道路改良工事や無地番の用地取得に向けた調整を進めているところであります。引き続き糸満市や地元と連携を図りながら、早期供用に向けて取り組んでまいり

ます。

次に５、報得川のしゅんせつ工事の進捗状況についてお答えします。

県管理河川において河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から順次、しゅんせつや除草等を行っているところであります。報得川については、世名城橋付近から下流側約3.5キロメートルの区間において、令和７年７月までにしゅんせつが完了しております。兼城橋から下流側についても、しゅんせつが必要と判断される場合は、緊急浚渫推進事業債の活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、平和行政についての御質問のうち、(3)アからエ、ブーゲンビル島慰霊碑の現状及び当面の維持管理等についてお答えいたします。１の(3)アから１の(3)エまでは関連しますので、一括してお答えいたします。

ブーゲンビル島は太平洋戦争の激戦地であり、同島では沖縄関係者3600人余が犠牲となったことから、昭和41年９月に同島の戦没者遺族会等により糸満市摩文仁の平和祈念公園内に慰霊碑が建立されております。当該慰霊碑につきましては、過日、同遺族会の会長と意見交換を行い、関係者の高齢化等に伴う塔の管理の課題等について話を伺ったところです。海外で収集された遺骨については、国に確認したところ、遺族に引き渡すことが実現できない遺骨は東京都の千鳥ケ淵戦没者墓苑に納骨しているとのことです。

県としましては、管理困難な慰霊塔・慰霊碑については、国の行う国内民間建立慰霊碑移設等事業の活用を含め、地元自治体や関係団体等と意見交換を行い、どのような解決策があるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、人手不足解消についての中の(1)、沖縄水産高校の海洋技術科と専攻科のクラス増についてお答えいたします。

沖縄水産高校においては、生徒の高いニーズに対応するため、令和３年度に実習船海邦丸を大型化し、海洋技術科の海技士養成課程の定員を30名から40名へ増員しております。専攻科については、海邦丸の生徒定員60名に対し、海洋技術科の生徒40名が同時に乗船する必要があることから、最大20名の定員枠を定めているところです。

県教育委員会としましては、海技従事者の養成は重要であると考えており、民間船社、関係団体等との連携を図りつつ、引き続き水産業・海運業の担い手育成に努めてまいります。

同じく(2)、専門高校における人材育成についてお答えいたします。

県教育委員会では、地域産業の魅力発見、将来の担い手育成を目的に、専門高校地域連携推進事業を実施しており、地域の関係機関や企業と連携・協働した人材育成の推進を図っているところです。具体的には、学校と関係機関をつなぐパイプ役として専門高校にコーディネーターを配置し、座学と企業での実習を組み合わせたデュアルシステムや企業との連携による商品開発、地域人材を活用した授業等を実施しております。

県教育委員会としましては、引き続き地域の関係機関等と連携し、地域産業界の担い手となる人材育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　４、人手不足解消についての(2)の中の、求職者への人材育成についてお答えいたします。

県では、求職者等を対象に、職業能力開発校において、電気設備や溶接等の技能者を育成する職業訓練を行い、製造業をはじめ県内産業に必要な専門知識・技術の習得や資格取得を支援しております。令和６年度は、訓練修了生172名のうち160名が就職し、即戦力として企業で活躍しております。なお、在職者に対しては、生産性向上に向けた企業研修等、リスキリング支援にも取り組んでいるところであり、今後も引き続き、沖縄の産業振興を担う人材育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　６、我が会派の代表質問との関連についての(2)及び(3)、尖閣諸島における漁業損失の状況についてお答えします。６の(2)と６の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域では、中国海警船による日本漁船への追尾等、威圧行為が繰り返されており、本県漁船においても操業を自粛せざるを得ない事態が生じてお

ります。そのため、操業機会の減少による損失が発生しているものと認識しておりますが、損失額については把握できておりません。沖縄県漁業協同組合連合会ほか関係団体からは、同海域における本県漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化に関する要望があります。県は、引き続き関係団体と連携し、同海域における漁業者の安全操業の確保を国に強く求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時33分休憩

午後１時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　知事はじめ、執行部の皆様、御答弁いただきましてありがとうございます。

それでは再質問を行いたいと思います。

まず平和行政についてですけど、１の(1)アですね。平和研究機構の取組について伺うと。この問題等において県としては取り組んでいくという前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私から提案していきたいんですけど、毎回毎回――今日すみません、ちょっとパネルを準備していないんですけど、平和祈念公園内約15万5000坪の中に、公園広場ゾーンのところで約２万3000坪あります。そこを沖縄県として国に提供して、箱物と維持管理そして運営費を国に責任を取ってもらいたいと。仮称――知事と考え方一緒なんですけど、沖縄国連平和支部と、そういう仮称名で、ぜひこういった沖縄の歴史等々も、この平和の集積地、センターとしてこの平和祈念公園で訴えることはいかがでしょうか、知事。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　御提案の設置箇所は、都市公園の平和祈念公園内となっておりまして、都市公園に公園施設として設置可能な施設は、都市公園法第２条第２項で、都市公園の効用を全うするために設けられる一定の施設と規定されております。そのため設置しようとする施設の機能ですとか利用形態を平和祈念公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断していくということになります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　大規模な県有地を調べてみると、ここしかないもんですから、ここが一番手っ取り早く、解決が早いということを強く指摘をしておきます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　平和行政についての１の(3)、管理困難となっている(3)のイです。

ここについて、沖縄県全体で管理困難な慰霊塔・石碑はどのくらいあるか、糸満市の管理困難な慰霊塔・石碑はどのくらいあるかお聞かせください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　すみません。

御質問がございました沖縄県全体の慰霊塔・慰霊碑の数は440基というふうになっております。そのうち管理困難な慰霊碑は４基となっておりまして、御質問のありました糸満市の部分につきましては、ちょっと今手元にないものですから、後ほどお持ちしたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　管理困難な時代がこれから――今年は戦後80年、戦後90年、100年、間違いなくその時代がやってきます。そこで提言したいんですが、ドイツが第一次世界大戦で亡くなった方々を集積してコンパクトにしたんですね、お墓とか慰霊塔・石碑とか、そして資料館も置いて。沖縄県もいずれ管理ができない時代が来て、このような時代がやってくるもんですから、その20年後に向けた取組、この戦後処理の問題等々において、担当職員がぜひ海外を視察なされて、20年後の維持管理、戦後処理ということを見据えたプロジェクトチームも築いていただきたいんですけど、知事、そのお考えですか。知事もぜひまず見に行ってほしいんですよ、そういった先進地に。この沖縄県にも戦後90年、100年まで来ますので、知事いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　戦後90年、100年、20年先を見据えて、今、戦後の事業の締めくくりをしておいたほうがいいという議員の御意見は非常に参考になるものと思います。また、この件に関しましては当然市町村、関係自治体、国ともしっかり協議をしながら情報収集していくことが肝要だと思っておりますので、引

き続きそのような情報収集に努めながら、どのような管理の在り方ができるのかということについても鋭意研究してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事、前向きな答弁ありがとうございます。

平和行政について、今、この摩文仁崖地における不発弾、廃棄物、遺骨収集において、地元選出の西銘恒三郎代議士、そして公明党の金城泰邦代議士、そして元沖縄担当大臣の鶴保庸介先生、元沖縄担当大臣の江崎鐵磨先生、現総務大臣の村上大臣まで、沖縄の戦後処理を一日も早く解決しようという取組があって、県と市と糸満市の当銘市長も一緒になって今総力戦で、我が自民党会派でも座波会派長を中心に、自民党・公明党、一生懸命頑張っています。その中において、知事、改めて県政与党の国会議員、県政野党の国会議員が総力戦で一つになって一日も早くこの――今年は戦後80年の節目なので、補正予算を組んで解決に向かって――二、三年かかるかもしれません、もしかしたら四、五年かかるかもしれません、危険な地域なので。ぜひそういった前向きな形で、スピード感を持って、再度要請していただきたいんですけど、知事の見解を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　摩文仁崖地等の遺骨収集等については、現在、国とも調整を進めているところでございますので、時期を逃さず予算が獲得できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　続きまして質問を変えます。

平和の道についてですけど、進捗状況も伺いました。

そこで伺いたいんですけど、この喜屋武・真栄里工区は今98％の土地の取得率になって、完成率が98％になっていると伺ったんですけど、この糸満市真栄里、北名城のところに無願埋立てのところがあります。水道・下水道等の手続が完成したら、この喜屋武・真栄里線がワンルート完成するという見込みがいつになるのか、今年度内でできるのか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　喜屋武・真栄里工区の無地番地のことであると認識しております。この工区の道路区域内にあります無地番地の用地取得ですけれども、県の農林水産部、国、糸満市等の関係行政機関との協議調整を行う必要がございまして、現在、南部土木事務所におきまして無地番地の測量業務を行っております。９月中に完了する予定となっております。また、関係法令に基づく手続――これは地方自治法に基づく新たに生じた土地の確認というのを糸満市のほうでやっていただく必要がございますが、これについても糸満市と調整を進めているところでございます。時期的には今明確にいつ頃というのをお示しするのは難しい状況ですけれども、引き続き早期整備着手に向けまして、関係行政機関と連携・協力して用地取得に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ喜屋武・真栄里工区を一日も早く完成できるように頑張ってほしいということを強くエールを送ります。

もう一点、山城・喜屋武工区なんですけど、企業の土地の所有が約３分の１、そして地域の地主が約３分の２の土地の所有率、土地の面積があるとお聞きしました。そこでこの問題等において、糸満市と自治体関係者との土地の取得に向けた連携をさらに強化していくべきだと思うんですけど、部長どうですか。伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

同工区におきましては、企業が所有する土地というのがおっしゃるとおり３割ほどございます。それ以外の土地につきましては、約43％既に取得しておりまして、企業の土地につきましてはいろいろ手続の終了後に取得に向けて取り組んでいきたいと考えておりまして、それ以外の土地について鋭意また用地取得を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

続いて、沖縄水産高校の海洋技術科クラス１増、専攻科の漁業科・機関科のクラス１増について。

もう民間団体は意見交換で何度も言って指摘しているんですよ。ポイントを教えているんですよ、重要なこと。まず海邦丸６世があります。高校生には海邦丸６世、そして専攻科生には翔南丸を復活して、こうやって２つに分けてクラスを増やしてくれと、１増してくれと。そうしない限り間に合いませんよと。民間の船舶団体を辞めた、船舶の国家資格を持った方々を学校の教員として差し出していいよと、県の教育委員会に何度も言っているんです。そこを国に要請して規

制緩和して、一日も早く解決に向かおうよと何度も訴えているんですけど、県があまりにも慎重過ぎてプロジェクトチームもなくて、離島に物資を運べない時代が来たらどう思いますか。もうこのぐらいまで来ているんですよ、今。県がのんびりしているんですよ。民間はＳＯＳを出しているんですよ、船舶団体は。どうですか。もっとスピード感を持つべきじゃないですか、いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、この船員不足による県内船社団体等による人材育成の拡充を求める声は非常に大きいものがあるというふうに聞いております。現在、沖縄水産高校の令和６年度の求人の状況を少し見てみました。この県内の船社からの求人は、令和６年度６件で13人という現状でございます。沖縄水産高校及び宮古総合実業高校では、毎年20名程度の三級海技士、20名程度の四級海技士、10名程度の五級海技士を輩出しておりまして、合計50名になりますが、この求人と学校が輩出している海技士とを見たときに、現状としては県内の求人を上回っている状況にはございます。したがいまして、この拡充を検討するに当たっては、この海技資格を取得した生徒が継続的に就業可能な県内船社の雇用状況、そういったことも把握する必要があると思っておりまして、これは引き続き船社関係団体及び関係部局、省庁と連携しながら、そういった御意向ももう一度確認させていただきながら、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ちょっとデリケートな話なんですけど、船員の関係者は、タンカーに乗ったり、マグロ船に乗ったりして、お金をためて辞める方も多いんですよ。だからクラス１増を早くやって、会社を回すような形の体制をつくらないと、離島に物流、荷物が届かない、食料が届かない時代が来ますよということを県は強く危機感を持ってほしいんですよ。だからプロジェクトチームを一日も早く立ち上げていただけませんか。遅い。６年前からずっと訴えている。成果もない。どうですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほど求人状況もお話しさせていただきましたが、やはり議員御指摘のとおり、人材育成は重要であると思っています。この関係機関と、今御提案のありましたプロジェクト等の御要望についても、御意向についてもしっかり伺いながら、情報交換していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ教育長頑張ってください。期待していますので。石垣、宮古、伊是名・伊平屋とか離島に荷物、食料が届かない時代が来たら大変なことになりますので、これは本当に県の教育委員会の責任は重いということも含めて強く指摘しておきます。

次に移らせていただきます。

報得川のしゅんせつの進捗状況です。

報得川の清流を再び取り戻す意欲はありますか、環境部長。伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県におきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、河川や海域等の水質汚濁の状況を測定しているところですけれども、報得川につきましても、この水質等の調査を毎年行っているところでございます。そうした結果に基づきまして、汚染源等が特定されましたら、そういったものの改善に向けまして、業者等を指導するというようなことで取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　私地域住民なんですが、大雨の日に地域住民から苦情もあります。非常に臭い、悪臭を放つように、干潮のときに臭いんです。重ねて、先ほど水質調査をやっているってどのポイントでやっていますか、水質調査。そして重ねてもう一点、この照屋、兼城のところに土砂がいっぱいあります。干潮のときにいっぱい出てきます。臭いもします。僕、山まで歩いて探索しました。ですから、そこの土砂もしゅんせつして、清流を取り戻してほしいんですよ。また重ねて、下流の尻尾のところの糸満西崎と豊崎のところは干潮時にヘドロがあります。これも土壌を調査してほしいんですよ。非常に悪臭がする。でもこれリサイクルで何かに使えないかとか、そういう形で改めてしゅんせつをして、調査をして、清流を再び取り戻していただきたいんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

まず調査地点についてですけれども、調査地点につきましては、糸満市照屋の水位計設置地点、それから糸満市兼城の川尻橋の地点、それから八重瀬町世名城の西原川合流地点という３地点で水質調査を行っております。底質につきましては、先ほど言いました川尻橋におきまして、３年に１回、底質調査を行っているというところでございます。その結果を受けまして、先ほど言いましたように環境基準とかを超過して悪化

しているような場合には、周辺状況を調査しまして、汚染源と見られるような業者に対して改善指導等を行っているというところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ食物連鎖や環境ホルモン等などの人体へ影響がないような形で、この報得川の清流化を目指していただくと同時に、うるま市の天願川のように――天願川清流まつりってやっているんですよ。そういう形で、報得川清流まつりってやってほしいんですね。桜の木だかイッペーの木なのか、自然と触れ合って、自然には畏敬の念を込めて、そういった祭りを開催していただきたいんですけど、そのような意欲はありますか。伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　河川を祭りで活用してということだと思いますが、祭り等は地元市町村が考えていろいろ主催してやるべきものだというふうに考えておりますので、糸満市のほうと祭り等をやる意思があるのかも含めて、いろいろ意見交換したいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　私が考えていることは、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市のまたがる自治体で報得川清流まつりってやりたいんですよ。天願川のような形で、いい形で。それが私が目指しているところですから、まず清流にならないと意味がない話ですから、ぜひこの清流を目指してやってほしいと。重ねて、この報得川には――将来的で構いません。今県も財政厳しいんですけど、カヌーのナショナルスポーツ、カヌー艇庫も造って、カヌー艇庫のためじゃなく、県民が遊べるような、そういったカヌーもできて、いろいろな川で遊べるような、用具もできるように、シャワールームも入れてあげて、トイレも。しっかりこういう形で、将来的に整備していただきたいんですけど、関係自治体と意見交換してみてはいかがでしょうか。伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

報得川の水質につきましては、平成18年度までは環境基準を超過するような状況が続いておりました。平成19年度からは環境基準を達成するような状況に改善してきたところなんですけれども、令和４年度、令和６年度につきましては、生活環境項目の環境基準を達成しないというような状況がございました。そういったものにつきまして、市町村とかのいろいろ協力を得ながら、汚染源の原因等のところを調査をしまして、改善指導等を行っているような状況もございますので、今後とも引き続き関係機関と調整しながら、連携を図りながら、報得川の水質改善に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次、我が党関連の再質問を行います。

知事、この尖閣の問題について、漁民がもう悲鳴を上げています。2010年９月、尖閣で海上保安庁の船と中国漁船が衝突しました。知事はあのとき国会議員でありました。そのときの感想、知事覚えていますか。伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時56分休憩

午後１時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　当時そのような事件が起こったことは非常にショッキングだったことを覚えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事、その当時、与党議員としてコメントした記憶はありますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　何らかコメントしたと思いますけれども、申し訳ありませんが記憶にはございません。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　当時は菅総理でした。そこで当時の民主党内でも考え方が大きく割れていました。当時の小沢元幹事長もこの問題において船長を中国に返したというもので、非常に遺憾の意という問題が起きていました。そこで知事、知事は中国との太いパイプがあります。国会議員時代、県知事になって中国に何度訪中なされましたか。知事に伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　国貿促の一員として県知事になってから２回、衆議院のときは恐らく一度、長城計画訪問という一般の企業の方々や議員の皆さんと一度行ったことがあるかと記憶しております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事は本当に中国の高官対応がすごい、中国とのパイプがあります。それで知事、2010年から今2025年、もう漁民の経営、生活は本当に悲鳴を上げています。この問題に対してどう思いますか、知事。これは県知事で答えてください。悲鳴を上げています。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど農水部長から答弁をさせていただきました。本県漁船においてもこの尖閣諸島周辺海域では操業を自粛せざるを得ないという、そういう事態も生じているということは承知をしております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　この尖閣の海も空も沖縄の領土・領海と知事は認識していますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　日本国の領土・領海であるということです。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　それでも知事は中国にこれだけ会える機会がある。平和・地域外交推進課もつくって、中国に物も言わない、抗議しにも行かない。知事、私はこの漁民の苦しさを考えて、今回知事に強く日本政府に上げていただきたいんですけど、国連憲章第２条第４項によって、この中国の侵略行為を国際裁判をしてくれと。沖縄から日本政府に言って、この尖閣で侵略行為をやめてくれって形を言うのも知事の役割なんです。平和という、尖閣有事を起こさない。知事はその責任があると思うんですけど、行っていただけませんか。国際裁判をやってほしいんですよ。勝ちます日本は、沖縄の領土ですから。かわいそうなんです、もう漁民が。どうですか、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県としましては、沖縄県漁業協同組合連合会ほか関係団体から、この海域における本県漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化に関する要望があるということも承知しております。引き続き関係団体と連携し、この海域における漁業者の安全操業の確保を国に強く求めてまいりたいと思います。

○新垣　　新 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ国際裁判で訴えてください。これ沖縄県漁民の声です。ぜひやってほしいという声ですよ。日本政府に上げてください。勝ちます。沖縄の圏域への侵略行為なんですよ。損失になっているんですよ。漁民が苦しんでいるんですよ。誰一人取り残さないということを信じたい。知事、答弁求めます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　国と国との外交は一義的には国の事項であるということですが、我々としても、どのような協力を行っていけるかということは、鋭意研究していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　研究ってどういう意味ですか。これだけもがいているんですよ。今もう決断を早く急ぐべきですよ。どういうことですか、もう一回お聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内の件について、国際法上どのような対応や、どのような取組、事例があるかということについてはしっかり研究をしたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ強く指摘したいと思いますけど、この問題ですね、武力行為は国連憲章第２条第４項に大きく抵触しています。侵略行為です。知事がこうやって日本政府に言ったら、必ず日本政府は勝ちます。この尖閣有事を起こさないという平和の外交カードの一つになります。知事、これを11月定例会でも質問します。私はこの知事のリーダーシップを期待したいし、日々精進したいと、一歩一歩前進しています。今県民は、知事は親中派なのかと誤解している人が多いです。ああこれ変わったなと、私は喜んでいますので、知事の活躍に期待とエールを送ります。頑張ってください。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

〔大屋政善　議員登壇〕

○大屋　政善 議員　皆さんこんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の大屋政善と申します。

沖縄の夏もそろそろ終わりそうですが、まだまだ暑い日が続いております。今議会も、お互い頑張っていきましょう。

それでは議長の許可を得ましたので、一般質問に入ります。

１、去る参議院選挙において参政党の提唱する日本人ファーストについて、沖縄の観光産業や人材確保などに与える影響について知事の見解を伺う。

２、道路整備について。

(1)、伊計平良川線について。

ア、前土建部長は与勝の島嶼地域に関して、うるま市と連携しながら事業予算の確保に努め、早期の整備に取り組むと答弁しているが、その後の県の事業計画はどうなっているか伺う。

イ、令和６年第４回議会で、道路法の適用について、今後、上原地区の進捗や予算の措置状況等を踏まえ、道路法の手続等を経て整備する予定ですとの答弁があったが、この答弁は、同区間を県が整備した後に、県が道路法に基づく手続を行うとの答弁であると理解してよいか。また、当区間を除く前後の道路は市道になるのか、県道になるのか伺う。

ウ、令和６年度時点で、伊計平良川線事業に要した経費のうち、桃原橋の架け替え費用、設計等事業の執行状況、執行率について伺う。また、伊計大橋、トンナハ交差点、西側ルートの事業費についても伺う。

エ、令和６年第３回議会で、伊計平良川線について、道路法に基づき路線の認定及び道路の区域の決定を行い、うるま市道の一部を県道として整備する必要が生じ、市道に重複して県道の道路区域の変更を行ったとの答弁があった。当該路線の認定とは、西側海岸線のことだと思料するが、平安座からトンナハ交差点までの主要経過地点について伺う。また、市道に重複する県道の道路区域、約１キロの変更を行ったとのことであるが、当該道路の区域を除く前後の道路は市道と理解してよいか。

オ、県は、伊計平良川線の池味から桃原間の道路について住民説明会を行っているが、以下の点について伺う。

(ｱ)、住民説明会で道路延長、事業費、事業期間についてどのような説明を行ったのか伺う。

(ｲ)、地元説明会以降、事業費、事業期間について質問しても答弁が出てこない。なぜ全体計画の情報を住民に提供できないのか伺う。

(ｳ)、桃原から池味間の整備を進める中で、同区域を先行整備するものと理解していたが、現在の部分的な事業の進め方は、地元説明会での内容とは大きく違うものとなっている。その理由についても伺う。

３、災害対応等について。

(1)、大地震発生による津波が金武湾口に入ってきたときの海中道路、金武･石川･宇堅の各電力発電所、平宮の石油タンク、沿岸住民等にどのような被害が発生すると想定しているか伺う。また、これらの施設の被害を最小限に食い止めるために、どのような対策・対応があるか伺う。

(2)、地滑り地帯である県の中南部の東側で、線状降水帯などによる大雨の被害について、県はどのように予測しているか。また、被害を最小限に抑えるために、どのような対策・対応が必要か伺う。

４、鉄軌道導入について。

(1)、知事は、去る８月７日の定例記者会見で、那覇市と名護市を結ぶ鉄軌道計画について、収益性の高い地域での先行整備も含め、国に早期導入を粘り強く求めていくと述べている。このことは、部分開業を視野に入れた計画と思料するが、なぜ次年度予算の要請時期の今の発表になったのか、その真意について伺う。

(2)、同じく知事が記者会見で述べている収益性の高い地域とは、那覇市から沖縄市、そしてうるま市に至る地域のことであると理解してよいのか伺います。

(3)、企画部長は令和６年12月議会で、沖縄鉄軌道は、全国新幹線鉄道整備法に基づく計画の策定を想定しており、鉄道事業法に基づく事業計画の策定については想定しておりませんと答弁している。この答弁は、これまで沖縄県が取り組んできた那覇－名護間を１時間で結ぶ鉄軌道計画を否定する内容であると理解しているが、知事が記者会見で述べた先行整備と議会での答弁との整合性について伺う。

(4)、那覇－名護間を１時間で結ぶ鉄道のシステムの機種について伺う。

(5)、新幹線方式にせよ、小型鉄道方式にせよ、国道や県道を利用してゆいレールを走らせたほうが、用地取得の必要もなく早期の対応ができると思うが、知事の考えを伺う。

５、県立病院等について。

(1)、県は、医薬品卸業者の選定に関する規則等を制定しているか伺う。また、制定している場合、当該規則等をどのような形で関係者に公表・周知しているのか伺う。

(2)、医薬品の卸売業者の選定は、どの部署がどのような手続によって行っているか伺う。

(3)、医薬品の価格について適正な価格であるかどうかについて、どのような方法で判断・確認しているのか伺う。

(4)、流通改善ガイドラインの内容について伺う。また、当該ガイドラインの必要性についても伺う。

(5)、県は現在、どのような方法で医薬品業務の適正化に取り組んでいるか、具体的な事例について伺う。

(6)、全国的に公立病院が赤字経営になっているとの報道があるが、本県の公立病院の現状はどうなっているか伺う。また、赤字経営を改善するための方策についても伺う。

(7)、離島地域における医薬品等の備蓄状況について伺う。また、離島地域における医薬品等の備蓄・保管に関する規則等があるか伺う。

６、県総合運動公園について。

９月６日、沖縄タイムスの新聞に、県総合運動公園のゆい池で、水草の繁茂でコイが大量死との報道がありました。そのことについて。

(1)、県総合運動公園の管理体制について伺う。

(2)、運動公園の指定管理者の業務内容についても伺う。

(3)、運動公園の前年度の維持管理費について伺う。

(4)、ゆい池の水草が他の生物に与える悪影響についても伺う。

７、我が会派の代表質問との関連について。

新里匠議員の３、農林水産行政についての(9)について伺う。

(1)、ゆがふ製糖工場の建て替えについて、工場の予定地は中城湾港内と聞いているが、そのように理解してよいか。

(2)、当該製糖工場について、関係者による話合い・会合が行われたとのことであるが、その呼びかけ人は誰か。また、その会合の内容、目的はどのようなものだったのか伺う。これまでに何回か話合いをされていると聞いておりますので、お願いします。

(3)、会合の主催者及び会長――代表ですね、この構成メンバーについても伺います。

以上、答弁を聞いた後、再質問いたします。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　大屋政善議員の御質問にお答えいたします。

鉄軌道導入についての御質問の中の、鉄軌道の先行整備についてお答えいたします。

沖縄県においては、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等の観点から、那覇と名護を１時間でつなぐ基幹軸として、鉄軌道の導入を目指しております。一方で、沖縄県では、中南部都市圏を中心に慢性的な交通渋滞が社会課題となっており、沖縄総合事務局が公表した交通渋滞に伴う年間の損失時間は、県民１人当たり年間約55時間、年間の経済的損失は県全体で約1455億円に上ると試算されるなど、生活・社会、ビジネス、観光の質の低下につながることが懸念されております。また、今後の高齢化の進展や観光需要の増加への対応など、様々な社会課題の解決に向けても、鉄軌道の先行整備を含め、公共交通の将来像やその在り方について幅広く検討していく必要があると考えている次第であります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のうち、日本人ファーストが観光産業へ与える影響についてお答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向け、沖縄観光の質の向上を図ることとしており、消費単価の高い客層の誘客、平均滞在日数の延伸等の取組が重要であると考えております。そのため現在、国内客と比較し観光消費額が高い傾向にある外国空路客の誘致を推進しているところです。

県としては、引き続き東アジアやＡＳＥＡＮ地域、欧・米・豪などを対象にしたインバウンド誘客に取り組み、多彩で質の高い沖縄観光を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(1)の中の、日本人ファーストが人材確保に与える影響についてお答えいたします。

本県では、観光産業をはじめ様々な産業で人手不足の状況が中長期的に続くと見込まれており、外国人材の受入れについては、人手不足の解消や産業振興を図る上で重要であると考えております。そのため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において「誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」を掲げ、外国人材の受入れ環境整備等に取り組んでおります。

県としましては、引き続き高齢者や女性、外国人等、多様な人材の活躍促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、道路整備についての

(1)のア、伊計平良川線の取組状況についてお答えいたします。

伊計平良川線宮城島工区については、上原地区と桃原地区の整備を優先的に進めており、現在、上原地区の用地取得を鋭意進めているところであります。上原地区以外の未整備区間については、事業中区間の進捗状況等を踏まえ事業化に取り組むこととしております。

次に同じく２の(1)のイと２の(1)のエ、道路法の手続等についてお答えいたします。２の(1)イと２の(1)エは関連しますので、一括してお答えします。

伊計平良川線は、うるま市の字伊計を起点とし、字平良川を終点とする道路として、道路法に基づき路線認定されております。現在整備を進めている上原地区については、道路法に基づく道路区域の変更手続等を経て、令和４年度から用地取得に向けた取組を進めてきたところであります。上原地区前後の道路については、うるま市が管理する市道与那城26号線となっております。

次に同じく２の(1)のウ、伊計平良川線の進捗状況等についてお答えいたします。

宮城島工区では、これまで桃原橋の整備に取り組んだところであり、当該橋梁の整備に係る事業費は約14億円であります。現在は上原地区の整備を進めており、令和６年度末における事業費ベースの進捗率は約44％となっております。島の西側から伊計大橋までの区間については、県道認定前に整備された箇所が多く含まれるため、事業費等を把握することが困難な状況であります。

次に同じく２の(1)のオの㋐からオの㋒、宮城島工区の事業説明会についてお答えします。２の(1)のオの㋐から２の(1)のオの㋒までは関連しますので、一括してお答えします。

宮城島工区では、平成27年、令和３年、令和６年に地元住民等を対象とした事業説明会を開催し、平成27年の説明会においては、事業延長、事業費、事業期間を説明しております。当該事業の整備の進め方については、うるま市と連携を図りながら検討しており、市の計画や地元の意向を踏まえ一部見直しを行っております。事業期間については、今後設計する区間があることや用地取得が多く残っているため、現時点で明確にお示しすることが困難な状況であります。

次に３、災害対応等についての(2)、中頭東部地区地滑りにおける対策等についてお答えします。

中城湾周辺では、急傾斜地崩壊、地滑り等の土砂災害が多く、特に断崖地では、過去に広範囲な地滑りが発生しております。このようなことから、県は、北中城村熱田から西原町小橋川にかけての11地区を中頭東部地区地滑りとして位置づけ、被害区域を設定し、熱田地区ほか４地区を地滑り防止区域に指定して対策事業を進めております。

次に６、県総合運動公園についての(1)、管理体制についてお答えいたします。

当該公園については、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、指定管理者が管理しており、管理運営仕様書や植栽維持管理水準書に従って、公園施設の管理運営を行っております。

次に同じく６の(2)、指定管理者の業務内容についてお答えします。

指定管理者は、管理運営仕様書に基づき、主に施設の使用許可、利用料金の徴収、施設の維持管理・修繕、警備、清掃、植栽管理などを行っております。なお、毎年実施される都市公園指定管理者制度運用委員会のモニタリング会議において、業務内容は審査されており、当該公園は適切に管理できているとの評価を得ております。

次に同じく６の(3)、指定管理業務の令和６年度の支出についてお答えします。

指定管理業務の令和６年度実績によると、支出総額は約４億7000万円であり、主な内訳として、人件費約１億6000万円、委託料約１億5000万円、光熱水費約6000万円、修繕費約5000万円となっております。

次に同じく６の(4)、ゆい池の外来生物が他の生物に与える影響についてお答えします。

ゆい池において、外来生物であるホテイアオイ等が繁茂しており、水面からの酸素供給が抑制されるなど、水中生物の生息環境の悪化が課題となっております。現在、専門的な知見を有するコンサルタントへ駆除計画策定に係る委託業務を発注しているとともに、９月より外来生物の駆除に着手しております。駆除後は、引き続きモニタリングを行うなど、外来生物の根絶に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　３、災害対応等についての中の(1)、金武湾における津波被害と対策等についてお答えいたします。

金武湾沿岸に限定した被害想定はありませんが、平成27年に公表した沖縄県津波浸水想定では、最大クラスの津波が発生した場合、金武湾を構成する、うるま市及び金武町で約1640ヘクタールの浸水が想定さ

れ、同湾沿岸部にある海中道路及び発電所の区域の大部分でも浸水が想定されています。金武湾沿岸における津波対策について、県では、各施設管理者や市町村など関係機関と連携して、広域地震・津波避難訓練の実施をはじめ、関係法令や沖縄県地域防災計画等に基づく災害予防対策に引き続き取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　４、鉄軌道導入についての中の(2)、収益性の高い地域についてお答えいたします。

先行整備をする地域については、利用者需要はもとより、交通渋滞等の社会課題に対応する抜本的な解決策として早期事業効果発現の観点も含め、考慮して検討を進めていく必要があるものと考えております。県では、今年度から次年度にかけて、国が課題としている費用便益比や事業採算性、鉄軌道の導入による経済波及効果等の調査を行うこととしており、その調査結果を踏まえながら、地域を含め先行整備の在り方を検討してまいります。

同じく４の(3)、鉄軌道計画の整合性についてお答えいたします。

鉄軌道の先行整備については、中南部都市圏の慢性的な交通渋滞、今後の高齢化の進展や観光需要増加への対応など、様々な社会課題解決に向け、整備の在り方を幅広く検討するものです。

県としては、引き続き那覇と名護を１時間でつなぐ基幹軸として鉄軌道の導入を目指すとともに、先行整備を導入するに当たっても持続的運営が実現できるよう、上下分離方式を含む全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設を求めてまいりたいと考えております。

同じく４の(4)、鉄軌道の想定されるシステムについてお答えいたします。

那覇と名護を１時間でつなぐには、最高速度100キロ以上の専用軌道を有する小型鉄道やモノレール、ＬＲＴ等の交通システムを想定しております。具体的な交通システムの選定については、構想段階の次の計画段階において決定されるものと考えており、計画段階へ移行させるため、県では今年度から次年度にかけて、国が課題としている事業性や採算性に関する調査を行うこととしております。

同じく４の(5)、ゆいレールを鉄軌道として延長整備することについてお答えいたします。

沖縄鉄軌道構想については、県土の均衡ある発展を支え、都市間をつなぐ公共交通の基幹軸として、那覇から名護を１時間でつなぐ公共交通システムを想定しており、システムとしてモノレールを否定しているものではありません。一方、ゆいレールについては、公共交通の骨格軸となる鉄軌道と有機的に接続するフィーダー交通として位置づけられるものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　５、県立病院についての(1)と(2)、県立病院における医薬品の卸業者の選定方法及び規則等についてお答えいたします。５の(1)と(2)は関連しますので、一括してお答えします。

病院事業局では、各県立病院で使用する医薬品等について、県立病院の物品等の調達等に関する事務を能率的かつ効果的に本庁機関が実施するための事務処理要綱に基づき、病院事業局経営課において、関係事業者相互における競争原理を踏まえ、関係事業者との折衝による見積り合わせを行うなどし、県立病院事業の経済性及び効率性を重視した医薬品の調達業務を行っております。

続きまして同じく５の(3)と(5)、県立病院における医薬品業務の適正化についてお答えいたします。５の(3)と(5)は関連しますので、一括してお答えします。

病院経営における医薬品費は、医業費用の中で大きな割合を占めており、独立採算が求められる県立病院においても、その購入に係る価格の適正化は極めて重要な事項であると考えております。

そのため病院事業局としましては、医療業界の動向や医薬品の適正価格に関するベンチマークデータの収集など、高度な知識や経験等を有する事業者に業務支援を委託しており、関係事業者との交渉時には全国の卸売価格の相場、県内の価格情報及び事業者ごとの得意分野なども考慮し、公営企業として適正な価格での調達に努めております。

続きまして同じく５の(4)、流通改善ガイドラインの内容、必要性についてお答えいたします。

厚生労働省が平成30年に策定した、医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインは、医療用医薬品の安定供給を確保するため、適正な価格交渉や流通の透明性向上を医薬品メーカー、卸業者、病院・診療所等の医療機関、保険薬局等、流通関係者全体に対して求める指針であると承知しております。

病院事業局としましては、当該ガイドラインを遵守し、引き続き医薬品等が適切・安定的に県立病院を利

用する患者様に届く流通体制の確立に向けて取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(6)、県立病院の現状及び赤字改善の方策についてお答えいたします。

病病院事業局の令和６年度決算見込みは、約99億円の純損失となっており、全国的にも公立病院の経営環境は厳しくなっております。病院事業局では、深刻な経営悪化を受け、新たな経営再建計画の策定を進めつつ、専門家の助言を受けながら、新規入院患者の獲得による収益確保、時間外勤務の縮減、委託料の見直しなどに着手しております。また、課題となっている人件費と収益のバランスの適正化を図るため、職員定数の管理方法、看護体制の見直しなど、様々な改革を進めております。

県立病院として、引き続き政策医療など重要な役割を果たせるよう努めてまいります。

続きまして同じく５の(7)、離島地域における医薬品等の備蓄状況、備蓄・保管等に関する規則についてお答えいたします。

県立病院では、医薬品等の備蓄について、各品目ごとに定数管理を行っており、常に診療に必要な量の医薬品等を勘案しながら、一、二週間程度の在庫量を確保しているところです。また、県立病院における医薬品等の備蓄・保管等に関する規則はありませんが、台風時など事前に情報が把握できる場合には、通常よりも多く医薬品等の発注を行い、卸業者に船便から航空便へ配送方法の変更を依頼するなど、早急な在庫確保を行っております。

県立病院としましては、引き続き診療に必要な医薬品等の安定的な確保に努めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　７、我が会派の代表質問との関連についての(2)、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議についてお答えします。

県では、令和２年２月に、県農林水産部や関係市町村、沖縄県農業協同組合中央会、日本分蜜糖工業会、分蜜糖製造事業者等で構成する沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議を設置しております。ゆがふ製糖工場については、同検討会議の沖縄本島部会で議論しており、これまでに計10回開催し、同工場の老朽化の現状や建て替えの必要性、事業費、事業主体などについて検討を進めてきたところです。

同じく７の(3)、ゆがふ製糖工場の移転候補地についてお答えします。

ゆがふ製糖株式会社では、製糖工場の移転先として、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区内の用地分譲について内定を受けており、現在、当候補地への移転に向けて計画を進めているところです。

県としましては、引き続き丁寧に市町村等と協議を進め、早期の事業化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　議長、休憩願います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大屋　政善 議員　一通りの答弁、大変ありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

まず、伊計平良川線についてであります。

地元説明会のない中で、桃原橋の工事を先に行った理由についてお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

伊計平良川線の宮城島内の道路につきましては、平成22年度に現道の桃原橋を利用して、島の中央部を経て、島の北側の上原、宮城、池味地区を通るルートで地元了解が得られたことから、平成24年度から事業に着手したところでございます。桃原橋の整備については地元との意見交換において、当該橋梁の改修が課題となっておりましたことから、優先して実施したところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今の部長の答弁からしますと、説明会をやったということなんですが、私も２回、３回と説明会に行っておりますが、桃原橋の説明は１回も聞いたことなかったんですよね。行ったということでありますから、それは了としましょう。

次に、宮城島の池味集落から平安座方向へ向かう途中の西側道路の維持管理、シーバース側の道路の段差、草木が非常に繁茂して生い茂っております。そこの維持管理はどこの担当なのか御答弁願います。うるま市なのか、県なのか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　宮城島の西側の道路だと認識しておりますが、県が管理する道路となっておりまして、令和６年度には除草作業や舗装補修等を行ったところでございます。今年度は道路の状態等を把握するために調査設計を行う予定としております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今現状を見ても、多少道路の段差、少し応急処置程度がされております。しかし、全体的にこの道路一帯、約500メーター草木が生い茂って、１回たしかやられている形が見えておりますが、まだ完璧というわけではないですから、この段差も、ぜひもう１回確認して、やっていただきたいと。農家の人が通れないということはないんですけど、通るのに今、一番非常に不便を感じているということでありますので、ぜひ早めにそのことについてお願いをしたいと思います。そのことについて。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　先ほども答弁させていただきましたが、令和７年度、今年度、道路の状態等を把握するために委託業務を発注しまして、調査設計等を行って確認する予定としております。その後にうるま市とも意見交換しながら、維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ぜひお願いします。

そこで、これまでの答弁もいただいておりますが、事業の全体計画、実施計画の答弁ができていないというのが非常に残念でありますが、そのことについて、伊計平良川線の全体計画、実施計画、ぜひ何らかの形で早めに示してもらいたいんですが、そのことについて再度お伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　伊計平良川線につきましては、桃原地区から池味地区までの間がまだ未整備の状況となっております。宮城島工区につきましては、先ほども答弁いたしまして繰り返しになりますが、上原地区と桃原地区の整備を優先的に進めておりまして、現在上原地区の用地取得に向けて取組を進めているところでございます。その上原地区以外の未整備区間につきましては、現在事業中である上原地区区間の進捗状況等を踏まえて、事業化に取り組むこととしております。なお事業期間につきましては、今後設計する区間があることですとか、用地取得が数多く残っていることから、現時点で明確にお示しすることは困難な状況となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　なぜその計画を示してもらいたいかといいますと、それが示されないと、いつ終わるか分からないと。この事業が果たしていつ終わるか分からないというのが、私は問題だと思っているんですよ。そういった答弁のやり方がありますか。そういう中で、宮城島、伊計島への産業経済振興は、道路整備の遅れがそれを阻害していると。人口も減る中、道路がいかに早くできるかによって、この島の地域の活性化ができるかどうか、今その道にかかっております。その伊計平良川線に。地元の。だから事業計画、実施計画を示してくれと。いつ終わるのか分からないというのが非常に残念でならない。そういうことで再度、知事にお答えをお願いします。知事に。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　繰り返しになって恐縮ですけれども、現在、上原地区の整備を進めておりまして、用地の買収も進んできております。その区間の整備の進捗状況を踏まえて、その前後の区間についても取り組むこととしておりますが、予算の状況等もございますので、今いつから着手できるとか、いつ終わるとか、そういうことを申し上げるのが非常に困難な状況となっていることを御理解ください。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　理解できないです。理解ができない。私は議会あるごとに、この伊計平良川線の質問はやっていきたいと思います。それまでにはぜひ終わりを示してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、３番の宮城島の農道災害箇所に隣接する急傾斜地対策についてお伺いします。

部長、大雨による地滑り、答弁の中では西原と北中城がありましたけど、私は南城市から西原・中城と、この東一帯全部そこまで答弁してくれるかと思っておりましたが、宮城島のことが入っておりませんので、宮城島もそういった地形のことがあります。お分かりのように、大雨のたびに災害が起きておりますよね。去年も災害で、その災害工事、この前完成したばかりであります。その一帯は大雨のたびに崩れる可能性があります。それを何とか事業にできないかということなんです。よろしく御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

宮城島農道災害箇所に隣接する急傾斜地対策についてですけれども、当該傾斜地の対策につきましては、うるま市に確認しましたところ、現時点では亀裂や変状は確認されておらず、直ちに事業化する予定はないんですけれども、今後、変状が確認された場合には、

土砂崩壊防止対策などの事業活用を検討していくというふうに聞いているところでございます。

県としましては、うるま市と連携して必要な指導助言を行いながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ぜひうるま市とも連携を取りながら、もし万が一のことを考えた場合、非常に危険ということもありますので、ぜひお願いします。

最後に、これは質問ではないんですが、沖縄県総合運動公園のゆい池、私見てまいりました。立派にされておりました。ありがとうございます。やっぱり新聞でこういうふうに公に出されると、県もすぐ力を入れてやるんだねということを感じました。その点で、この50年たってもできない伊計平良川線もぜひ新聞が取り上げて、県も早めに対応してもらいたいとお願いをしておきます。よろしくお願いします。

終わります。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

〔徳田将仁　議員登壇〕

○徳田　将仁 議員　皆さんこんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、徳田将仁でございます。

それでは通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

１、国道507号（八重瀬道路整備）について。

(1)、東風平中学校前の横断歩道橋の撤去状況について、いまだに撤去されていない状況だが、何が原因なのか。

(2)、東風平南交差点（座喜味交差点）、富盛交差点及び終点側の具志頭交差点などの暫定整備の進捗状況はどのようになっているのか。

(3)、令和８年度の事業予算と整備計画を伺いたい。

２、県民全体が利用できる電子書籍サービスについて。

(1)、現在、市町村単位で導入が進む電子図書館は、自治体ごとに対象や内容が異なります。市町村ごとにばらばらに契約すれば重複投資となり、コストも割高になっていきます。県が一括で契約することで、効率的運営が可能になるのではないかと考えます。県が一元的に整備し、全県民がひとしく利用できる仕組みを構築できないか伺う。

(2)、長野県では、デジとしょ信州を導入し、学校・家庭のみならず77市町村、全県民が24時間電子図書が利用できる環境を整えています。電子図書館は、教育分野では学習支援、文化面では資料保存、観光面では情報発信に資する多面的な事業であります。県として教育委員会や観光部局と連携し、横断的な政策として推進する考えがあるのか各部局に伺います。

３、交通公園について。

(1)、沖縄県の全国的に交通事故率が高い現状を踏まえ、子どもたちへの実践的な交通安全教育の場としての交通公園の整備について、県として検討したことはあるのか伺います。

(2)、学校教育や警察の交通安全教室と連携し、交通公園を教育拠点として活用する可能性について、県の見解を伺いたい。

４、水溶性天然ガスについて。

(1)、県として水溶性天然ガス及びヨウ素資源の存在をどのように評価しているのか伺う。

(2)、西原町での試掘調査では相当量の埋蔵が報告されておりますが、県としての公式な認識、また商業化の可能性についての見解を伺う。

(3)、採算性や技術的課題も含め事業化が進んでいないと思う。しかし、現在は再生可能エネルギーとの組合せ、分散型エネルギーシステム、さらに国の補助制度の活用により状況は大きく変わりつつあると考えます。改めて事業化の可能性を評価し直す考えはあるのか伺う。

(4)、水溶性天然ガスを地産地消型エネルギーとして位置づけ、ホテルやＭＩＣＥ施設、さらには産業用熱源として活用するモデル事業を推進することについて、県の考えを伺う。

(5)、西原町をはじめとする南部地域を水溶性天然ガス特区と位置づけ、国のエネルギー政策や沖縄振興一括交付金を活用した支援策を検討するお考えはないか伺う。また、国への積極的な働きかけを行う意思があるかお聞きしたい。

５、県道糸満与那原線バイパスについて。

(1)、前回、土木建築部長は沖縄県、南城市、与那原町の３者で意見交換を行い、ルート案に対する合意は得られたが、整備に当たっての要望等が示され、引き続き地元自治体の理解が得られるよう取り組むと答弁されておりますが、その後、地元自治体との協議は進んでいるのか。

(2)、改めて事業化に向けた今後のスケジュールを伺いたい。

６、大型ＭＩＣＥ施設整備について。

(1)、大規模災害時の避難拠点・防災拠点としての活用をどう位置づけているか。

(2)、コロナ禍を踏まえた柔軟な施設運用（展示場から病床転換など）の設計は検討されているのか。

(3)、入札不調となってから１年がたつ。この１年で、有識者委員会、事業者、業界、地元自治体で説明会や意見募集を何回実施し、何を反映したのか伺いたい。

(4)、大型ＭＩＣＥ施設の運営における催事の誘致・開催では、施設の機能と交通アクセスが非常に重要であることから、再度の入札公告による施設整備着手までの間、周辺交通インフラの充実が図られるよう関係機関と連携して取り組んでいくとの答弁をこれまでもらっているが、この１年間、どの関係機関と何を協議し、何回会議を実施して、どのような考えなのかを伺います。

(5)、事業スケジュールで示しているとおり、基本計画の改定は今年度中に示していただけるのか。

７、我が会派の代表質問との関連について。

喜屋武力議員の知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、地域外交の取組の成果と課題についての中から関連して質問したいと思います。

(1)、今ＡＳＥＡＮ各国では、黒蜜、黒糖を使用したカフェラテやティーラテなどで、沖縄という名を冠したドリンク類があり、コーヒー大手チェーンや現地チェーン店において、沖縄黒糖ラテ等の定番商品化が進んでおります。特にフィリピンの大手チェーンでは、首都圏の五十から六十店舗で沖縄ラテが定着し、１店舗当たり黒蜜や黒糖を月間25キロ程度を使用すると推計されます。300店舗であれば、年間90トンに相当し、さらに拡大の可能性があります。県としてこのようなＡＳＥＡＮ市場での需要拡大をどのように把握しているのか。また市場規模の推計や需要調査を体系的に進める考えがあるのか伺いたいと思います。

以上、答弁を求めます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　徳田将仁議員の御質問にお答えいたします。

県民全体が利用できる電子書籍サービスについての御質問の中の２の(1)、電子書籍サービスの整備についてお答えいたします。

県立図書館では、県民があらゆる機会と場所において読書に親しむことのできる取組として全県民を対象とした電子書籍サービスを行っております。また、県内では、14市町村が個別に電子書籍サービスを提供しております。県と市町村が協働して一元的に整備する電子書籍サービスにつきましては、県民の読書環境の充実はもとより、図書館未設置町村における読書機会の提供、障がいの有無にかかわらず誰もが読書に親しむことのできる環境づくり、そして学校教育への活用等、様々な効果が期待されております。

沖縄県としましては、各市町村の意向を確認しながら、先進事例の情報収集、研究を行ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、国道507号（八重瀬道路整備）についての(1)、東風平中学校前の横断歩道橋撤去についてお答えします。

横断歩道橋の撤去工事は、去る７月に契約を行ったところであり、10月から現場に着手する予定であります。現場の安全管理を十分行いながら、11月の工事完了に向け取り組んでまいります。

同じく１の(2)、東風平南交差点等の整備についてお答えいたします。

国道507号八重瀬道路の東風平南交差点については、現在、暫定対策に向けた設計業務を実施しているところであり、関係機関との調整が完了した後、改良工事に取り組む予定であります。富盛交差点及び具志頭交差点の整備の進め方については、用地取得状況等を踏まえながら、八重瀬町と意見交換を行っていきたいと考えております。

同じく１の(3)、今後の整備計画等についてお答えします。

国道507号八重瀬道路は、沖縄振興公共投資交付金を活用し整備を進めており、令和７年度は当初予算約6000万円を配分し、東風平交差点部の改良工事等に取り組んでおります。令和８年度は、用地取得や東風平交差点から東風平中学校前までの道路改良工事等に取り組んでいきたいと考えております。引き続き整備に係る所要額の確保に努めるとともに、八重瀬町と連携を図りながら、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に５、県道糸満与那原線バイパスについての質問のうち(1)、地元自治体との協議の状況についてお答えいたします。

県道糸満与那原線バイパスについては、ルート案への地元自治体の合意が得られたものの、整備による土地改良区の分断などの課題について要望があることから、南城市と協議を進めているところであります。また、与那原町に対しては、去る９月18日に現在の調整状況について情報共有を行ったところであります。

次に同じく５の(2)、事業化に向けた今後のスケジュールについてお答えいたします。

今後は、地元自治体の整備に当たっての要望に対する理解を得た後に、地域住民の合意形成や環境影響評価条例に基づく手続等を進める予定であります。このようなことから、今後のスケジュールについては、現時点で明確にお示しすることが困難な状況であります。引き続き地元自治体と意見交換を行い、事業化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、県民全体が利用できる電子書籍サービスについての中の(2)、電子書籍サービス等の横断的な取組についてお答えいたします。

県立図書館では、県民の読書環境の充実に向け、電子書籍サービスやデジタルアーカイブを導入しており、さらなる活用が図られるよう、電子書籍・資料の充実や県民への周知等に取り組んでいるところであります。電子書籍サービス等の横断的な活用については、どのような取組が可能か関係部局と連携し研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、県民全体が利用できる電子書籍サービスについての(2)のうち、電子書籍サービスを活用した観光情報の発信についてお答えいたします。

県立図書館の電子書籍サービスは、時間や場所に縛られずに利用できることから、県民にとって有用なものであると認識しております。現在、県では、観光振興の意義に対する県民の理解促進を図るため、観光教育の推進を図る観光学習教材の作成や外国文化の理解を促進し温かく受け入れる機運を醸成する取組を実施しているところです。

県としては、県民に対する観光情報の発信は重要であると考えており、電子書籍サービスの活用についても、県教育委員会と連携し研究してまいります。

続いて６、大型ＭＩＣＥ施設整備についての(1)と(2)、避難拠点・防災拠点としての活用及び柔軟な施設運用についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備等事業では、令和６年６月の入札公告の際に、要求水準書において、立体駐車場の津波避難施設としての利用のほか、大型ＭＩＣＥ施設の災害時等の一時滞在施設機能を事業者に求めております。再度の入札公告においても、同様の機能を事業者に求めることとしており、地域の防災機能の向上に寄与する施設の実現に向けて、引き続き西原町、与那原町と連携し、マリンタウンＭＩＣＥエリアの安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

同じく６の(3)、入札不調後の意見募集等についてお答えいたします。

県では、令和６年９月の入札不調後、有識者委員会を３回開催するとともに、事業者への対面またはオンラインでのヒアリング等を35社、39回実施したところです。有識者委員会の委員や事業者からは、再公告に向けて検討すべき事項の整理のほか、ＭＩＣＥ需要動向を踏まえた事業条件、ホテルの整備手法、実現性の高い官民連携等について意見を頂いており、現在、基本計画の改定に向けて検討を進めているところです。

同じく６の(4)、周辺交通インフラの充実についてお答えいたします。

交通インフラ整備については、周辺の道路整備の取組状況等を含めて、事業者へサウンディング調査等を実施し、ニーズを把握した後、副知事とサンライズ協議会の会長が主宰する大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会において協議を進める予定です。また、大型ＭＩＣＥ施設整備後の催事の誘致・開催に当たっては、交通アクセスが重視されることから、再度の入札公告による施設整備着手までの間、周辺交通インフラの充実が図られるよう、引き続き関係機関と連携してまいります。

同じく６の(5)、基本計画の改定についてお答えいたします。

令和７年度は有識者委員会の意見を踏まえ、基本計画の改定と実施方針、要求水準書等の策定スケジュールを示す予定としております。また、大型ＭＩＣＥ施設整備の事業者参画の確実性を高めるため、まちづくりコンセプトの明確化、施設整備の実現性が感じられるイメージ図等の事業ＰＲ資料を作成することとしております。

県としては、引き続き東海岸地域の振興を着実に進め、県土の均衡ある発展を目指して、大型ＭＩＣＥ施設の整備を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、交通公園についての御質問のうち(1)及び(2)、交通公園の整備と教育拠点としての活用可能性についてお答えいたします。３の

(1)と３の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

交通公園は、昭和30年代の第一次交通戦争と呼ばれる時代を背景として、交通弱者である児童に交通知識及び交通道徳を体得させることを目的として整備されたもので、県は市町村が整備する交通広場に対して補助を行ってきた経緯が確認されておりますが、県が設置主体となる整備につきましては、これまで行っていないものと認識しております。県では、毎年４月に新１年生を招いて、春の交通安全運動出発式を開催しているほか、あらゆる機会を捉えて、県民への交通安全意識の普及・啓発のため、様々な取組を行っているところです。次世代を担う子ども達に対する学校等における参加・体験・実践型の交通安全教育は大変重要であると考えております。

県としましては、引き続き関係機関・団体と連携し、交通安全教育の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　４、水溶性天然ガスについての(1)、水溶性天然ガス等の評価についてお答えいたします。

本島中南部及び宮古島では、水溶性天然ガスやヨウ素等の地下資源が確認されております。これらは、脱炭素社会の実現に向けて、低炭素なエネルギーへの転換や次世代太陽電池の原料に活用できる貴重な資源であると考えております。

県としましては、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、エネルギーの地産地消化を基本目標に掲げ、水溶性天然ガス等の県産エネルギーの利用拡大に取り組んでおります。

同じく４の(2)、西原町での調査及び商業化の可能性についてお答えいたします。

平成29年度に民間事業者が行った西原町での試掘調査において、県の調査結果と同様に、水溶性天然ガスの賦存が確認されたことは承知しております。また、県では、民間事業者や市町村による利活用を促進するため、これまでに実施した資源調査結果の提供等を行っておりますが、現状においては、多額の設備投資などの課題から、水溶性天然ガス単独の事業では採算性が確保しづらい状況にあると認識しております。

同じく４の(3)、事業化可能性の再評価についてお答えいたします。

天然ガスの利活用に当たっては、埋蔵量などの不確実性や技術的課題、地域環境への影響等、多くの課題があります。一方、天然ガスは石炭等に比べ、燃焼時の二酸化炭素排出量が少なく、将来の脱炭素に向けた移行期のクリーンエネルギーとされております。また、ヨウ素は日本が輸出できる数少ない鉱物で、次世代太陽電池の原料や医療用途など、需要拡大が期待されております。これらを複合的に利活用することで、事業化の可能性が広がるものと考えております。

同じく４の(4)、水溶性天然ガスの利活用についてお答えいたします。

県内においては、ホテル等においてかん水を温泉水として利用すると同時に、かん水に溶け込んだ天然ガスを発電に活用し、さらに発電時に発生した熱を給湯にも利用するという複合利用を実現した事例があります。

県としましては、市町村や関係事業者等と意見交換を継続しながら、先進事例の横展開も含め、水溶性天然ガスの利活用と産業化に向けて研究してまいります。

同じく４の(5)、特区への位置づけや国への働きかけについてお答えいたします。

西原町をはじめとする南部地域を水溶性天然ガス特区と位置づけ、国へ働きかけることや交付金を活用した支援策については、現時点で具体的な検討に至っておりません。

県としましては、国や市町村、関係事業者と意見交換を継続しながら、資源の賦存状況、産業や観光への利活用の可能性、採算性等を踏まえ、必要に応じて国の制度や支援の活用について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　７、我が会派の代表質問との関連についての(1)、黒糖の海外販路拡大の取組についてお答えします。

県産農林水産物の輸出には、輸送時の鮮度保持や加工時の衛生基準のクリア等相手国から求められる課題があり、県産農林水産物輸出体制強化事業では、香港やシンガポール等を対象に、シークヮーサー果汁やモズク加工品等について輸出を進めております。黒糖についても、現地ニーズの把握や海外バイヤーの招聘、プロモーション等により販路拡大に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　答弁少し読み上げます。

令和７年度は有識者委員会の意見を踏まえ、基本計画の改定と実施方針、要求水準書等の策定スケジュールを示す予定としておりますというようにお答えしております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それでは再質問したいと思います。

１、国道507号についてのところで再質問したいんですけど、そこで富盛交差点について再質問させていただきます。

富盛交差点の現状についてちょっとお聞きしたいんですけど、県道52号線新城側には新城小学校が立地しており、富盛地域の多くの児童は、信号機が設置されていない県道の丁字路交差点側からの国道の横断歩道を渡って通学をしている状況であります。富盛の地域の人たちは、この道を渡らない限りは新城小学校には通えないというところでございます。そこは信号機が設置されていない交差点のために、朝夕の通学時は地域のボランティアの方々が交通安全街頭運動を行って児童通学の安全を確保しております。しかし、交通安全街頭運動を行っている最中でも、児童が巻き込まれる人身事故も度々起こっているとのことであります。その危険な状況を一日でも早く何かしらの対応をしてほしいと、町をはじめ地元自治会からの署名と要請書が出されるとのことでありますが、この場所で事故が多発している現状を県は御存じですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

この箇所で横断中の事故が発生しているということは確認しております。地元から交通安全対策に関する要望があることも承知しております。現在、現場の状況を確認しながら関係機関と連携しまして、道路管理者として何ができるかという対応を今検討しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ここ数か月の事例の中でも、４月23日の児童の人身事故以来、５月14日、５月15日、５月16日、立て続けにずっと事故が起きているんですよ。それぐらい危険な場所。その事故はほとんどが児童の横断に気づいて車が急停車して、それに後続車が追突する事故がほぼほぼなんですね、とっても多い。だからそれぐらい危険な場所なんですけど、このような危険な状況の交差点について、信号機のある富盛交差点側を十字路化にする。十字路に早めに整備改良して、県道52号線バイパスの路線を整備することが一つの解決策だと思うんですけど、この計画はどのように考えて、いつ頃予定されているのか、再度お聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在まだ用地取得できていないところもございますので、まずはそこの用地取得に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えています。その後、正式な十字路として整備することになりますが、それ以前に安全対策としても地元とも意見交換しながら、何ができるかというのについては取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　そこで、今の答弁でも言っていたんですけど、この十字路化整備が長くかかる、これは僕もそう思います。今まで用地取得もしてないですから。ただ、これぐらい危険な場所が、今から要請もなされて、県も認識するという中でこの安全対策を横断歩道側にできるとしたら、どういったことができるのかなっていうのを相談したいんですけど、そこら辺どう考えていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現時点で対応については検討しているところでございますが、横断歩道の前後にカラー舗装をやるというのも手かなと考えております。交通安全対策として横断歩道があることを認識させるようなカラー舗装ですね。そういうことも対策の一つであろうと考えます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　住民からの切実な声ですので、それをしっかりと受け止めて迅速かつ具体的な整備に踏み出されるように切に私も願っております。よろしくお願いいたします。

それでは、２の県民全体が利用できる電子書籍サービスについて再質問したいと思います。

沖縄県と長野県は、令和５年３月に交流連携協定を締結されていると思います。それは相互補完的に共に発展していく大事な取組だと思います。

そこで、この質問をしたいと思います。

県は、デジとしょ信州――これ長野県でやっております。そして富山県の一元化など他県の事例を調査したことがあるのか。そしてあるならば、その成果をどう沖縄に応用しているのか、お聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時19分休憩

午後３時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御紹介のありましたこの長野県の電子図書については、県立図書館として把握しているところでございます。この長野県においては、全ての県民がいつでもどこからでも無料で必要とする情報、電子書籍にアクセスできる環境を構築するために、県内の公共図書館等が連携・協働し、一元的な電子書籍サービスが行われているというふうに聞いております。目指すところは本県も同じでございますので、今後の在り方についてはまたさらに情報収集を図りながら、関係部局と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　どこでも誰でもすぐに読める読書環境が整うという意味で、県が掲げる子どもの読書活動推進事業を行う上で、読書量の拡大につながると思うんですけどどう思いますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今私もお話ししましたが、いつでもどこでもアクセスできるということであります。学校においても、今現在ＧＩＧＡスクール構想で１人１台端末が配備されておりますので、そのような状況ができますと学校においても活用が図れると。そういうことによって、子どもたちの読書環境の推進につながるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　県が今この旗を振らなければ、市町村単独の導入がやっぱり進んでいって、格差が拡大するのではないかなと思うんですけど、そのリスクをどう認識していますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今県においてもこの電子書籍サービスが実施をされている、また県内においても14市町村が個別に電子書籍サービスを実施している状況にございます。それぞれ県においては、県民のほうを対象としているサービスでありますし、また県内においては、その導入している14市町村の市民が活用できるということで、今は個別の活用状況になっておりますが、やはり一元的に活用できることは、電子書籍サービスを県民が活用できる方法等が拡大をしていくということにもつながると思いますので、しっかりその在り方については研究してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　先ほどから言っているとおり、長野県がやっていますので、長野県が。友好都市ですので。

さらに質問したいんですけど、仮にこの一元化が何か少し難しいなというのであれば、その障害というのは何なのか。例えば財源なのか、それとも市町村の合意形成なのか、それともシステム上の制約なのか、教えていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今活用については、非常に効果的なメリットも多いと思いますが、一方で課題等も想定はされるというふうに思っております。例えば、各図書館の独自性について、それが薄れるんではないかと。あるいは、市町村により電子書籍サービスに対しての考え方が異なっているという状況もございます。また既にサービスを始めている市町村は、既存の契約を取りやめるか、あるいは重複してサービスを行うか選択しなければならないと。また、この重複すれば予算への負担が増えるということでいろいろ判断が分かれるということもあろうかというふうに思っております。そういった課題等もございますので、これについては進める上で、市町村の意見も聞きながら進める必要があるというふうに考えております。

○徳田　将仁 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　先ほどから答弁あるように、県立図書館は既に、図書館未設置離島用電子書籍サービスぷらすを運営していると思います。その中で広域的電子図書館の実績がもうあるということで、これは本島都市部まで拡張することは十分可能なのかなと思います。

そこで、そのプラットフォーム自体も、これ皆さん、急に入っていってもどんどんできるような状態だから――長野県もやっていますので、そういう心配は

全然ないと思います。本当に確認してみてください。そこで、各市町村も財政的にやっぱりこの厳しい中で図書館運営というのはやられていると思うんですね。その中でも電子書籍サービスを行っていると思います。例えばある市では、これまで電子書籍サービスをこの３年、４年始めてから、今まで図書館をずっと運営してきてからの来館者よりも上回るぐらいもう読まれているというところもあります。それぐらいすぐ浸透するんですね。だから、その中でも電子書籍サービスは、きつい財政運営の中でも、厳しい中でやっているんですよ。その中で、本当は市町村は、もう県による一元化を望んでいると私は思うんですね。そこで、まずは県が主体となって、市町村に意向調査を行うべきだと私は思うんですけど、県は実施する考えがあるのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　現時点で電子サービスの一元化について、進めるための調査等は今のところは想定はしていないところでありますが、今後、今御紹介がありましたとおり多くのメリットがございますので、その調査も含めて少し検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　いや、だから意向調査をするということでよろしいですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　申し訳ありません。まだこの意向調査については、内部でも確認がされておりませんので、持ち帰って少し検討させていただければと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　意向調査ってお金かかるんですか、いっぱいかかるんですか、教えてください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　すみません。いろんな方法があると思いますので、持ち帰って少し関係部署とも確認させていただければと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　長野県は77市町村あります。沖縄は41市町村。77市町村全てがやってくださいって全員が手を挙げてやりました。意向調査、お願いできませんか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　持ち帰って検討させていただければと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　これ以上、重複投資、市町村がしないようにとにかくお願いします。

３、交通公園についての再質問をしたいと思います。

交通公園のイメージというのがあまり沖縄県民の中でもイメージが湧かないと思うんですね。簡潔に言うと、遊びながら交通ルールを体験的に学べる教育施設の公園です。今までは歩行者、そして自転車の交通ルールのためが多かったんですけど、最近では新たなモビリティーを想定した交通公園、交通安全広場の事例が全国で出てきています。例えば電動キックボード、沖縄もよく観光客も使いますよね。電動自転車、そして高齢者向けのモビリティー ――シニアカーだとか、電動カート、そして自動運転車、様々な共存シーンを想定した構想が各地で今描かれてきています。可能性は本当に無限大だと思うんですね、この公園。

そこで、教育委員会にお聞きしたいと思います。

教室内での指導や警察による出前授業に加えて、模擬道路・信号機を備えた交通公園での実地体験教育の必要性について、教育委員会はどう考えているか。そして交通公園を整備した場合、教育委員会は学校教育の一環として活用する意向があるのか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず交通公園の設置につきましては、今現在設置されていないところでありますけれども、設置された場合の利用についてお答えさせていただければ、各学校において、まずこの設置場所や交通安全教育に係る取組状況等に応じて、その活用については、まず検討がなされていくというふうに考えております。交通安全については、やはり子どもたちの命を守るという意味で重要な取組でありますので、現在、学校では小学校において、御紹介がありましたとおり、横断歩道の渡り方の実習や交通ルールに関する講話、中学校では警察職員による交通安全教室等を実施しているところでありますので、その辺の取組についてはしっかりと今後引き続き充実を図ってまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　続いて、警察本部長、ちょっとお聞きしたいんですけど、他県では交通公園が整備されて、子どもたちが日常的に自転車や模擬道路を使った体験型教育を受けています。こうした他県の取組と比較して、沖縄県は自動車社会で交通事故率が高いにもかかわらず、常設型の施設整備が遅れていると思われます。実際の環境を模した交通公園を整備すること

で、児童・高齢者の事故防止効果を高められると考えますが、県警はどのように認識しているかお答えください。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　他府県の状況を確認しましたところ、交通公園の施設を利用しまして、警察官等が児童生徒に対して、横断歩道の渡り方や自転車の通行方法を指導するなど、交通安全教育や交通安全イベントなどで有効に活用されているものと承知しております。交通ルールやマナーを習得するためには、参加・体験・実践型の教育手法が有効であると考えております。県内では、小中学校等で交通安全教育の際、室内で模擬信号機を利用したり、実際の横断歩道を活用したりしているところですが、引き続き関係機関と連携して、効果的な交通安全教育を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　教育委員会としても、そして県警としても交通安全教育をする上では必要な施設だと私も思います。そこで、まずは学校――小学校や主に幼稚園とかなんですけど、ＰＴＡ、そして交通公園の必要性や期待を把握するために地域住民にアンケートを実施してみてはどうか、伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　議員の御提案、本当に非常に重要な御提案だと思っております。この交通公園についてはこれまで設置されていない状況もございますし、また今後その状況の中で、この交通公園についてはいろいろ情報収集しながら研究していく必要があるというふうに思っております。申し訳ございませんが、その調査についても、少し持ち帰って検討させていただければと思います。私のほうで今ここで即答できる状況にはございませんので、少し持ち帰って検討させていただければと思います。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　もうこれは、今先ほどおっしゃったように本当に必要な施設だと私は思うんですね。しっかり調査をお願いします。それを今聞いて、知事、どうですか。感想、意見あればお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私も離島に行ったときに、必ず離島の子どもたちが信号を渡るための信号機が設置されているという現状を見ると、やはり子どもたちにとっては、車社会の沖縄で島から出ていったときの交通事情が全然違うというようなことを本当に御苦労していらっしゃる、教育の場面でも頑張っていらっしゃると思います。議員御提案の交通公園を含め、どのような交通の安全対策あるいは利用方法が必要なのかということは、教育庁とも我々部局と連携してアンケート調査を行うなど、丁寧にその必要性と、そして他県の状況なども含めながら、子どもたちにとってのよりよい安全な交通体系システムについても検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　知事、前向きな答弁ありがとうございます。教育長、どうぞよろしくお願いします。

そして４の水溶性天然ガスについてなんですけど、実用化に向けての各主体の役割についてちょっとお聞きしたいんですけど、国、県、市町村、企業おのおのの役割をどのように認識していますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　国、県、それから民間事業者のそれぞれの役割というところでの御質問かというふうに理解しておりますが、国において鉱業法を所管しておりまして、鉱業権等の申請に基づき、それを許可するといったことをしてございます。また国のほうにおいても、例えばクリーンエネルギーの導入促進に向けた実証実験の補助金なども展開しているところでございます。県のほうにおきましては、クリーンエネルギー・イニシアティブ計画のほうに基づきまして、様々な民間事業者の取組を支援していくといったことをやってございます。また、水溶性天然ガスに関しましては、県がその鉱業権を持って実施するというものではございませんで、民間事業者がどういった形でそれを採掘しながらやっていくかといったところもありますので、民間事業者の実験ですとか、また県が行いました調査事業などの情報提供などを行うといったことで、連携を図っているといったところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　令和４年度の検証シート、沖縄

振興特別推進交付金事業の県分の検証シートの中で、「地下資源の需要把握等の利活用可能性調査を実施し、目標を達成した」とありますが、どのような目標を達成したのか教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時36分休憩

午後３時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　すみません、お待たせしております。

議員がおっしゃいますその目的についてどういったことを達成したのかというお話でございますが、今手元に資料はないんですけれども、令和４年の可能性調査の中では、天然ガス、ヨウ素及びかん水の複数の地下資源について、経済合理性のある複合的な利活用に向けて、民間事業者の投資を呼び込むための条件を整理したというふうにしております。国のほうで示しているＰＤＣＡのシートに基づいた形での検証も行っているところではあるんですが、すみませんが今手元になく、十分なお答えにはなってないかもしれませんが、そういった調査をしたというところでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　今その支援を整理した、支援条件を整理する中で、それを目標達成したというところで、その次の年度、令和５年度の中では、民間業者のヒアリングを行ったけど申請には至らなかったと、また検証シートにあるんですね。その原因は何なのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　まず、民間事業者が取り組む場合というのは、その民間事業者が多くあるわけではございません。そういった水溶性天然ガス等を活用する事業者というのは、非常に限られてくる状況になっております。令和５年度の調査におきましては、過去に行った調査に基づきまして、どういった支援ができるかっていうことで補助事業などを仕込んでいたところなんですけれども、民間事業者の中で受入れ判断がございまして、ちょっとその補助事業を活用するには至らなかったといった経緯がございます。

以上でございます。

○徳田　将仁 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　水溶性天然ガスについての利活用、県が主体性を持ってしっかりと頑張っていってほしいなと思います。ぜひよろしくお願いします。

大型ＭＩＣＥ施設整備について少しお聞きしたいんですけど、去年のような入札不調を繰り返さないために、ホテル必須条件、人材要件、リスク分担など、いろいろ見直す点の再整理を今現在やっていると思います。その中でどの段階で明確にして事業者に伝えるのか少しお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

委員会は今年度３回ぐらい予定して、しっかり今年度で改定をする予定ですけれども、ホテルを含めたいろんな条件がございます。ただそれに加えて、まちづくりを明確にすることであるとか、周辺の整備の状況、それも事業者の参画に寄与するということがございましたので、そういう話で両町長と直接私、お伺いしてお話をしています。年度内にはしっかり基本計画を改定することで、その後の事業のスケジュールがはっきり見えてくると。ですから３者で力を合わせて今年度、計画をしっかり改定するということを合意しておりますので、しっかりそれに向けて全力で取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○徳田　将仁 議員　よろしくお願いします。ありがとうございます。

以上です。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後４時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

小渡良太郎議員。

〔小渡良太郎　議員登壇〕

○小渡　良太郎 議員　皆さんこんにちは。

会派沖縄自民党・無所属の会の小渡良太郎でございます。

開会はしているんですが、人数は少ないんですけれども、恐らく追って皆さん御来席いただけると思いま

すので、一般質問を進めていきたいと思います。

質問に入る前に１点だけ所見を述べさせていただきたいと思います。

これは先日の代表質問、一般質問を通じて、何度か質問に取り上げられている全島エイサーまつりの件でございます。我が町沖縄市が誇る一大イベントでありますこの全島エイサーまつりにおいて、陸自エイサー隊の出演をめぐる、とある団体の行動が物議を醸しております。

今回出演した陸自第15旅団エイサー隊は、あくまで旅団内有志が沖縄の伝統文化継承を目的として行っている課外活動の集まりであると伝え聞いております。それに対して、当該団体は、このエイサー隊が陸上自衛隊という組織に属していることを理由に、その出演を自衛隊の広報活動であると位置づけ、市民生活や地域行事と自衛隊の広報には垣根を設けるべきとして、自衛隊の出演は許されないと主張しております。

これは、県が定める沖縄県差別のない社会づくり条例の特設サイトにも記載されています、ある特定の対象を地域社会から排除することを扇動する言動、つまり不当な差別そのものであると私は考えており、断じて許容できるものではないというふうに捉えております。

上述の条例は、条例第10条以降の条文にあるとおり、上位法に照らし合わせて、その対象を本邦外出身者としておりますが、条例の理念は、社会全体で不当な差別の解消を推進することであると思います。誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別も受けることなく自分らしく生きることができる社会を実現するということが目的であり、県は、先日の答弁にもあったように、当該団体の要請並びに主張が差別に当たるかどうか調査するとの見解を示しているところでありますが、そもそもこの不当な差別的言動というのは、基本的人権に対する攻撃行動全てであり、捉え方や条例の解釈などによって変化するものではないし、ましてや沖縄ヘイトなるものだけが差別的言動ではないはずであると私は考えております。

もし県当局が、不当な差別とおぼしき言動を目の前にしてもなお、例えば条例に規定されているような本邦外出身者であるか否かなどという基準を基に判断するようなことがあれば、それはこの条例が、言葉は過ぎますけれど、悪法であると言わざるを得ない。県当局には条例の条文いかんにかかわらず、差別的言動は許されるものではないという条例の原点に立ち戻って、この条例の存立意義に沿った客観的な評価が下されることを期待しているものであります。

またもう一つ、条例制定前の議論の中で、国の機関に対する批判は政治的言動であり不当な差別に当たらないとして、当該団体の主張を擁護するような意見が先日あったように思いますが、さきに申し述べたとおり、当該団体の主張は有志団体の出演の是非を問うものであり、国家機関に対する批判とは受け取れません。もし、これを国家機関に対する批判とするのであれば、それは単なる恣意的な拡大解釈にすぎず、この条例自体、改めて議論を整理すべき内容になるのかなというふうに懸念をしております。ちょうど条例制定時の附帯意見のとおり、見直しのタイミングでも今ありますから、必要があれば、解釈の整理をいま一度やっていきたいというふうに考えております。

最後に、昨今の情勢を受けて、厳しさを増す任務を全うしながらもなお、課外での練習にいそしみ、今回の騒動に巻き込まれ不当な差別とおぼしき言動にさらされながらも、堂々と息の合った演舞を披露した第15旅団エイサー隊の健闘をたたえて、通告に従い私の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

１、部活動等の県外派遣費支援について。

(1)、先日行われた全国高等学校野球選手権大会、いわゆる夏の甲子園において沖縄尚学高校が初優勝を果たし、沖縄中が歓喜に沸きました。民間企業の果断な応援サポートをはじめ、優勝という結果以外にも多くのエピソードが取り上げられた今年の夏でしたが、同時に以前より、私も文教厚生委員会等で主張してきた県代表への県外派遣費支援の必要性を改めて感じさせられたところでもあります。

甲子園のみならず、あらゆる競技・種目の大会において、毎年必ず全国大会へ出場する子どもたちがいる。その都度学校や親御さんたちが派遣費を捻出するために多大な労力を払っているということは周知の事実であります。市町村については、それぞれの市町村の学校が出るかどうかということについては、その年の状況によって変わってくると思うんですが、県については必ず県代表が出場するという観点から、県が積極的に支援をするべきということをずっと訴えてまいりました。

沖縄県は離島県であります。この移動について、全国ほかの地域と比べて違う労力、または苦労する不利性を被るということは自明の理であります。市町村の支援だけではなくて、我が県を代表して沖縄をしょって全国大会に臨む以上、本来はまず県が支援するべきであり、また県行政の責任であると考えますが、当局の見解を伺います。

２、県総合運動公園について。

(1)、以前より継続して県総合運動公園における設備修繕や抱える問題・課題解決の状況について確認をさせていただいておりますが、以前から指摘している点等について進捗を伺います。

(2)、これ一つ大きな問題だと私は捉えているんですけれども、県総合運動公園内で行うイベント等の施設利用について、利用を予定している施設やエリアだけでなく、全く利用予定のない周辺施設や設備まで含めて借りるよう促しているというふうに確認をさせていただきました。そうでなければ利用許可を出さないというふうな話も聞こえております。そのような事実はあるのか。あるのならば、なぜそのような利用形態を取っているのか。ほかにそのような利用を促している指定管理者管理の施設があるのかどうか、またそのやり方は条例及び指定管理者制度の運用上適当であるのか、当局の見解を伺います。

３、中城湾港新港地区について。

(1)、新港地区における道路において繁茂する雑草がかなり長い間放置されております。一部の報道では、車道に出なければ通行できない、本当に茂っていて、私も子どもと一緒に自転車で通行したんですけれども、あそこは大きなトラックが通りますから、車道になかなか出ることができなくて、草むらの中を突っ切ったという経験もちょっと前にさせていただきました。そのような状況であります。歩道等を設けている以上、この適正な管理は管理者である県の責務であります。この沖縄県管理のうち最大の港湾である中城湾港地区について、県当局は状況をきちんと把握しているのか。把握しているなら、なぜ対処しないのか、見解を伺います。

(2)、新港地区に立地する企業から、県の誘致に応じて進出してきたものの、誘致企業向けの支援制度等を調べてもなかなか分かりづらい。また以前あったものがいつの間にか廃止となっていたりして、分かりづらくて非常に不親切であるという苦情を頂きました。現に最新版の立地ガイドにおいても、既に廃止された支援制度に言及した企業のコメント等が記載されているなど、誤解を招きかねない内容が記載されていると言わざるを得ません。新港地区の利活用向上を図る上では、立地企業に対するきめ細やかな支援が必要不可欠であるはずだが、なぜこのような苦情が発生する事態に陥っているのか説明を求めます。

４、持続可能な沖縄県の治安維持・向上について。

(1)、県民の安心・安全な生活を実現する上で、治安の維持向上は最優先の行政課題でありますが、現状、若年者等による薬物事案の増大など治安を脅かしかねない事案が噴出する一方で、その対応を一手に担う沖縄県警においては離職者や成り手不足といった話が聞こえ始めてきております。沖縄の治安が低下する懸念は増しつつある状況にあると考えております。沖縄の持続的な治安維持向上を実現する上で、現在の沖縄県警における待遇や業務の負担の状況を確認させていただきたいと思います。

５、我が会派の代表質問との関連については、喜屋武力議員の２の(11)、交通渋滞解消対策について。

公共交通政策の観点から、担当課に対してバスレーンの在り方、いま一度確認させていただきたいと思います。

アメリカ等ではカープールレーンとして２人以上乗車していれば、特定のレーンを走行することができるという制度が存在します。もしこの制度を実施すれば、２人以上乗車の車は通行できると。要は車の台数、相乗りをするとか、いろんな形での副次的な効果が見込めると考えておりますが、このカープールレーンというものの事例を把握しているのか、または実施を検討する余地があるかというところについて確認をさせていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。残りは質問席から再質問させていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

部活動等の県外派遣費支援についてお答えいたします。

昨今、沖縄県の中高生のスポーツ面や文化面における全国大会等での活躍は目覚ましいものがあり、県民に大きな希望と感動を与えております。沖縄県としては、このような生徒たちの活躍を支援することは重要であると考えており、これまで中学生、高校生に対して、九州大会及び全国大会に参加する生徒の派遣費を補助してきたところであります。また、その充実を図るため、離島保護者の経済的負担軽減として、令和６年度からクラウドファンディング型ふるさと納税の活用を進めています。

沖縄県としましては、今後とも未来を担う子どもたちが夢や目標に向かってチャレンジできるよう、支援の充実に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、県総合運動公園についての質問の(1)、公園内の池の外来生物対策についてお答えいたします。

外来生物であるホテイアオイ等が繁茂している公園内の池において、水面からの酸素供給が抑制されるなど、水中生物の生息環境の悪化が課題となっております。現在、専門的な知見を有するコンサルタントへ駆除計画策定に係る委託業務を発注しているとともに、９月よりゆい池の外来生物の駆除に着手しております。駆除後は、引き続きモニタリングを行うなど、外来生物の根絶に向けて取り組んでまいります。

次に同じく２の(2)、大型イベントの施設利用についてお答えいたします。

指定管理者に聞き取りを行ったところ、施設の使用許可手続において、大型イベント開催に伴い近隣施設の利用が制限されることから、これまで主催者と協議の上、近隣施設も含めて利用を許可する運用を行っていたことが確認されました。当該運用については、今後詳細に状況を確認の上、適切な対応を行ってまいります。

次に３、中城湾港新港地区についての(1)、中城湾港新港地区における雑草対策についてお答えいたします。

中城湾港新港地区における臨港道路等については、草木の繁茂などが課題となっており、限られた予算の中、優先順位をつけ、雑草対策を実施しているところです。対策実施箇所につきましては、利用者が多い臨港道路や公園を中心に取り組むとともに、効果的な対策方法についても検討しているところです。引き続き、関係機関等と連携を図りながら予算の確保に努め、港湾施設の適切な除草管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　３、中城湾港新港地区についての(2)、立地企業への支援策の周知等についてお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区に立地している企業に対しては、企業立地サポートセンターの設置、立地企業と国・県・市が参加する連絡会議の開催、専門家による経営支援等により、様々な要望や相談に対応するとともに、支援策の紹介等を行っているところです。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、立地企業の支援に努めるとともに、企業への支援策を分かりやすく一覧にしてホームページで公開するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　４、持続可能な沖縄県の治安維持・向上についての御質問のうち(1)、現在の沖縄県警察における待遇や業務負担の状況についてお答えいたします。

県警察職員に対する給与につきましては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づいて支給されております。給与処遇に関する他府県との比較につきましては、様々な要素が存在するため、一概に申し上げることは困難ですが、新規採用時に支給される警察官の初任給基準額で申し上げますと、本年度における県警察の初任給の平均は23万4100円となっており、47都道府県中41番目となっております。

一方、当県における警察官の業務負担の状況につきましては、条例定員１人当たりの110番通報の受理件数は全国で最も多く、また、刑法犯認知件数、検挙件数ともに福岡に次ぎ、九州管区内で２番目に多くなっております。また、年間約1000万人に及ぶ国内外からの観光客、米軍関係者による事件・事故への対応など、当県特有の治安事象への対応も求められております。さらに近年は、サイバー犯罪や匿名・流動型犯罪グループによる違法行為等への対処など、これまでとは全く質の異なる治安課題にも直面しております。

こうした中、当県の警察官の業務は質・量ともに非常に重くなっていると認識しており、現下の雇用情勢や働き方の変化も踏まえますと、今後も持続可能な形で沖縄県の治安を維持・向上させていく上では、警察官の処遇を時代に合わせて改善していくことはとても重要なことと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　５、我が会派の代表質問との関連の中の、カープールレーンの検討についてお答えいたします。

国外では、交通渋滞の緩和などを目的として、カープールレーンと呼ばれる複数人が乗車している車両等を走行可能とする専用レーンを導入する事例があることは承知しております。しかしながら、諸外国に比べ道路が過密などの課題もあり、現時点で国内での導入事例は確認できておりません。引き続き、本県の道路事情なども踏まえ、交通渋滞の緩和に向けた研究を重

ねてまいりたいと考えております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　今、ちょっと順番を入れ替えて再質問していきたいと思います。
まずカープールレーンに関して、国内ほかの地域で事例はないという話だったんですけれども、まずそもそもこの渋滞区間に専用レーンがある――沖縄はバスレーンがあります。でもほかの県にはそのようなものがあるというのは非常に限られているという背景もありますから、それも含めてぜひ検討していただきたいなと要望します。
４番の治安維持に関してなんですけれども、今本部長から答弁がありましたように、待遇については全国41番目、下から数えたほうが早いという中で、質・量ともに負担は増大をしているというふうにありました。これは、人手不足の今の世の中ですから、警察だけじゃなくてほかの公務員もそうですし、民間企業も同じように人手が足りないという状況にあるかもしれないんですけれども、ただ県警に関しては、例えば事業ごとに年度任用して、人を補充するというふうなことがなかなかできない業務の特殊性、専門性を鑑みると、できないという状況にもありますし、また、他府県のように、ほかの県から臨時的に応援をもらうということも、離島県である沖縄にとっては厳しいと。さらに、やはり負担感が多いだろうなというふうに理解をするところであります。この質問については――最近いろいろ県民の皆さんと話をしている中で、多くの方々が昔より治安が悪くなっているような気がするというふうに感じている人が非常に多くいると。では、どのようにすれば、治安の向上が図れるかというところを考えて、このような質問をさせていただきました。やはりマンパワーを抱え続けなければならないという県警の状況も勘案すると、待遇面の改善というのは急務であるというふうに、改めて答弁を聞いて感じさせられました。
この待遇についてもう少し詳しく確認をしたいんですが、代表質問の中でも渉外官の件が新垣淑豊議員からあったと思うんですけれども、手当とか、基本給は条例にのっとってやっている部分であると言っても、手当等はいろいろと状況に応じて考えていくことができるものであるというふうに思います。渉外官の方々、外国語通訳とかをやられる方々も、手当は一応あるというふうには聞いてるんですけれども、この専門性、特殊性または業務の軽重に手当の内容が沿っているかどうかというところも、いま一度、警察内部で検討して、もし必要があるんだったら増額等を検討してはいかがかなというふうに考えるんですが、本部長の見解をお聞かせください。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　議員御指摘いただきました、手当を含む給与処遇の改善につきましては、これまでも知事部局に対し、要望し、相談させていただいております。例えば、今年度は人事院規則等の一部が改正されたことに伴う災害対応関連の特殊勤務手当の改善、あるいは高い能力を有する若手警察官の活躍を促すための巡査部長の昇格時期の見直しだとか、あと離島地域における住居手当の特例措置などについて要望しているところでございます。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　では、知事部局の担当にお聞きするんですけれども、警察は各種提案を行っているということなんですが、この提案をどのように取り扱われておりますか。どれくらい認めているか含めて、教えてください。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　県職員の給与については、地方公務員法に定める均衡の原則等を踏まえて行われる人事委員会の給与勧告を最大限尊重して決定すべきものと考えており、警察官の給与については同様に人事委員会勧告を踏まえて改定しているところであります。また、本県における特殊な事情を考慮した県独自の警察官の給与として、特定の業務に従事する職員に対する給料の調整額や警察官がハブ等を捕獲した場合等に支給されるハブ等捕獲手当、また車両での警ら作業に伴う自動車等警ら作業手当とか、潜水器具を活用しての作業に伴う潜水作業手当など、各種の特殊勤務手当を措置しているところであります。
今後とも人事委員会勧告を踏まえた給与改定を行うとともに、警察官の処遇改善として、今お話のありました特殊勤務手当の改善などについては、関係部局からの意見等も踏まえ、引き続き検討してまいります。
○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。
○小渡　良太郎 議員　今特殊勤務手当の説明がありましたけれども、沖縄独自のものとしてハブの捕獲手当というのが先に上がってくるとは思いませんでした。別にそれを駄目というわけじゃないんですけれども、先ほど答弁にもあったように、観光客もたくさん訪れる、また基地の所在によって外国人も多くいる。観光客としての外国人の訪れも非常に多いという状況で、本当に沖縄に必要な沖縄の独自性を生かした手当というものは、いま一度考え直す時期にあるのかな

と、これをきっかけに考え直してもいいのかなというふうに強く感じるところであります。

よく、水と安全はただというような言葉があります。ただ、その維持にかかるコストというのをけちって治安の悪化を招くことになれば、県民生活に直接それは跳ね返ってくるというだけじゃなくて、この住みやすい県土、良好な観光地、人気の観光地というイメージも損なわれる懸念がある、非常に重要な事項じゃないかなというふうに私は考えております。

今沖縄は全国的にも、またはほかの国からもたくさんの観光客が訪れるんですけれども、治安が悪いよと。例えば若者の薬物事案も含めて、そういったものが前面に出るような状況になってしまうと沖縄のイメージはどんどん悪くなっていくと。そういう意味でも、ぜひ知事も含めて、これは県警だけではなくて、この待遇含めての改善というのは、知事部局の協力、特に知事の理解が必要な部分が大きくあるというふうに考えるんですが、ぜひ財政面のサポートを含めて、警察官の重い負担を強いられている部分でしっかり待遇を改善していくというところについて、意気込みをお聞かせいただきたいと思うんですが、知事、どのようにお考えですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど県警本部長からありましたとおり、沖縄県の警察官の業務は、今、質・量ともに非常に厳しくなってきているという状況、それから各業界においては人材不足も露呈してきている。さらに私の周辺にも警察官、現職の方々、ＯＢの方々大勢いらっしゃいますけれども、非常に少ない予算の中で、うまく切り盛りしながら業務に当たっていらっしゃるというお話も聞かせていただきました。ですから、やはり勤務といいますか、勤めがいがあるというような状況は、いろいろな形でやっぱりサポートが目に見える形で行われることだと思います。それが予算面であったり、あるいは装備の面であったり、あるいは施設、警察署の建て替えでありますとか、そういうことにも表れてくるだろうと思います。引き続き、そのように治安が保たれていると、良好に保たれているという沖縄県の在り方をしっかりと検討しながら、鋭意努力してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　この待遇改善については、先ほどから答弁もあったように、条例改正等々も必要だし、予算は議会の理解を得られないと通らないという部分もありますけれども、これは大いに理解されるであろうことだというふうに私は考えています。総務企画委員会じゃないんですけれども。なので、ぜひ前向きに着実な前進をまず、県警と知事部局、力を合わせて待遇改善に邁進していただきますようお願いをいたします。

次に１の(1)に関して、県外派遣費の支援なんですけれども、クラウドファンディングの説明も知事からありました。ただこの支援については先ほども申しましたように、沖縄県代表として全国大会に行くチームは必ず存在するわけであります。ですから都度予算を編成して支援制度を立ち上げるというわけじゃなくて、もう長期的に必要ですから、基金を設立して広く寄附を募って運用していくということも一つの方法じゃないかと考えるんですが、見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　現在、九州大会や全国大会及び県大会等に参加する生徒の派遣費を中体連等を通じて補助しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、特に島嶼県である本県における派遣費負担が大きい状況にあります。引き続き既存の派遣費補助予算を最大限に活用しながら、より安定した支援を行っていくために関係部局と連携しながら、御提案の内容も含め、あらゆる手段を検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　基金だと税制面の優遇も含めて、寄附が集めやすいという側面もあると思います。今後は進捗も見ながら、基金条例の提案も含めて全般的な支援の実現を図ってまいりたいと、私議員個人としても考えておりますので、ぜひ前進する姿勢を見せていただきたいと思います。

次、指定管理者について、２の(2)です。

先ほどほかの議員の答弁の中で、県総合運動公園は適切な管理がなされているというふうな答弁がありましたけれども、このような押し貸しみたいな貸し方が、この指摘があるまで気づかなかったという点については、制度運用の面で、少々危機感を覚えるところでもあります。どのような貸し方がされているかということについては、やはりこの指定管理者の状況をしっかり確認するという必要があると思うんですけれども、この指定管理者に任せっ放しにならないように、ぜひ気をつけていただきたいと思います。以前からそういうふうな形でやっていたという話も聞こえてきますから、ちゃんとやっていただきたいなと。

最後、申し訳ありません、ブザーが鳴っているんですけれども、この県総の(1)に関して、先日県総を訪

れたら、久しぶりに池の水面を見ることができました。ずっとホテイアオイが茂って、もう草原みたいになっていたんですけれども、ようやくそれがなくなって、本来の池の機能を取り戻したというふうに理解をしました。ただレクリエーションプールは非常に要望が強いところでもありますから、来年夏の再開に向けて、ぜひ努力をしていただきたいと思うんですけれども、再度見解をお聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　レクリエーションプールについてでございますが、令和５年３月から漏水が確認されまして、現在利用を中止している状況がございます。漏水の原因調査と改修方針の検討を実施しているんですけれども、いまだに漏水の原因というのが特定されていない状況ではございます。詳細調査に係る参考見積りも徴取しておりまして、今後、原因調査と対応について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小渡　良太郎 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　ちょっと順番を変えたいと思います。

まず、我が会派の代表質問からさせていただきたい。

新垣淑豊議員の行財政運営の沖縄県の路線価について。

11年連続の上昇について所見を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　本県の土地価格は、入域観光客数の増加に伴う店舗需要の回復等により県内経済が拡大基調にあることから、上昇傾向にございます。土地価格の上昇は、保有している資産価値が増加するメリットがある一方、事業コストの増加や住宅が購入しにくくなるなどのデメリットがあると考えております。

県としては、急激な土地価格の上昇により適正かつ合理的な土地利用に支障が生じないよう、土地価格動向の推移や土地取引状況等を注視してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　深くこれをやるつもりはありませんが、中部でも我々宜野湾のところでも、もう土地が高くて買えない。だから私はずっと市議会の頃から３世帯住宅というのを目指してきたんですね。しかし、もうこの状況では非常に厳しくなってきたなというような感じがしてなりません。これはまた改めてやろうと思っています。

それで、淑豊議員のもう一つ、(8)の職員の提案制度の中身についてちょっと気になっていますので、どういったものがあったのかを少し説明をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県では、業務改善提案スキーム＆チャレンジを実施し、若手職員の提案を取り入れた業務改善に取り組んでおります。昨年度は、働きやすい職場づくりのための会議のペーパーレス化や在宅勤務の推進、生成ＡＩ等デジタルツールを活用した業務支援などの提案がありました。これらの提案については、令和７年度業務プロセスの見直しに位置づけ、業務所管課において検討し、順次改善を図っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これなかなかいいことだと思うんですよ。だから、これをどれだけ続けられるかが僕は勝負だと思います。これをそこに反映できるかどうかを今後は見ていきたいなと思っています。

それと４、文化観光スポーツ行政についての宿泊税のことですが、使途について項目が決まっているのか、少し――大まかに決まっていることは聞いてはいますけど、どういったものを大まかにやっていくのか聞かせていただきたい。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

宿泊税は、観光目的税として観光振興のため、幅広く活用が可能であることを確認しております。具体的には、県民・旅行者双方にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全など５つの使途項目の新規または拡充する取組に活用することを想定しております。使途項目と各事業計画との整合性等を踏まえつつ、個別具体的に判断していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　各地を回っていますとよく言われるんだけれども、この道路の清掃、これだけはもう

観光税の中で本当に中心に進めてほしいな。ここだけ要望だけしておきたいと思います。

新里匠議員の沖縄のエンゲル係数についての部分で、南西諸島の特別加算、これについての政府の反応について、ちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

介護保険のほうの加算についてですが、介護保険制度では、サービス確保の観点から、離島等の事業者が行う訪問介護等については、既に特別地域加算が設けられております。要請している内容は加算ではなくて、介護職員の安定的な確保・定着に向けて、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むことということで、全国知事会を通して国に求めているという状況でございます。具体的な要請については、令和７年８月に内堀社会保障常任委員会委員長のほうから、仁木厚生労働副大臣に対し手交して、国のほうからは、要望の趣旨について承ったということはありましたが、具体的な内容についてのコメントはまだなかったというふうに承知しております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは中身については、後ほど過疎地域の部分で触れていきたいと思います。

喜屋武議員の２番の国土強靱化の(15)番。

私が前から問題にしていたテレビや携帯電話の電波が届きにくい地域が、幾つの市町村で何か所あるのか、これを明確にしていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　地形的要因によってテレビ電波の受信が困難な難視聴地域について、市町村からの聞き取りによりますと、18の市町村で97地域あることを確認しております。これらの地域については、地元市町村や自治会等の団体において、共同受信施設を整備し対策を講じているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕はこれ何年前に質問したかな、国頭村の安田。テレビ組合をつくって毎月お金を払って積立てをしている。皆さんにとってはここで暮らしているから、いつでも電波をつかまえて見られればいいんだろうけれども、過疎地域でこんなことが起こっているっていうところは97地域もある。一体これデジタル化して何年になるんですか、今。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　デジタル化については、10年以上経過しておりますが、それ以前に昭和59年にＮＨＫのほうが衛星放送の開始を行っているところです。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これ細かく話するつもりはないけれども、もうこの12年になっても、これだけあるって分かっていながら、年に１つも改修していないんでしょ。年にどれぐらいできているんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　同様の施設については、耐用年数が十年から十五年と言われておりまして、直近の15年間の改修状況を確認したところ、47の施設の改修が行われております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　じゃあこれ永遠に順繰り順繰り回っていくというような感じになるのかな。ただ、私は何を言いたいかというと、もうずっとこの小規模離島だとか過疎にターゲットを絞って今までやってきていますよ。ただ、これはやっている皆さんが本当に痛みを感じているのかと。過疎の痛みを分かっていてやっているのかと。そこまで疑わざるを得ない。さっきの質問に答えてみてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　更新につきまして、やはり地元だったり、地域の住民の方に負担がかかるというところで、更新も非常に厳しいというような状況を聞いております。そのため県は、全国知事会を通して国のほうに更新費用等の支援制度、そういったものも今求めているところです。国においても、これまである意味地元任せのところがあったんですが、支援制度の拡充についても行っておりますので、そういったものも活用しながら更新の支援を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　今から過疎の持続的発展計画というのを一つずつ見てまいりますけど、過疎地域に住んでいる人も、小規模離島に住んでいる人も沖縄県民なんですよ。僕はあなた方の対策を見ていると、県民扱いしていないんじゃないかとしか思えない。

本題に入りますけど、小規模離島・過疎対策について。

この過疎地域の持続的発展計画、これ最終年度に来ましたけど、令和３年度からの５年計画、最終年度、この評価はどうなっているか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今議員が御指摘のとおり、今年度が前期計画の最終年度になっております。今年度、最終年度において、副知事を会長とした関係部局長で構成する離島過疎地域振興対策会議において、評価を行うこととなっております。まだ今現在、作業をしているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これさっき言ったように令和３年度から７年度、今年度まで。（資料を掲示）　部長、再度質問するけど、これ43ページある。これどれぐらいあるかっていうと、全部で166事業ある。この166事業やったら一体この予算幾らになるのか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　令和３年度から令和６年度までにトータルで1234億円程度を予算計上しております。令和７年度も含めると、1550億円程度の予算を計上しております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕が聞いているのは、あなた方がやったことではないよ。やっていないものも含めてやったら、この事業全部完結したら幾らになるのか。あなた方は今、投下した予算の話をしている。僕はあなた方が質問取りに来たときに、この計画を全部やったら幾らになるのかっていうことを僕は通告したはず。これ1500億円どころじゃないんだよ、実際は。幾らになるのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時44分休憩

午後４時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○呉屋　　宏 議員　あのね、私がこれをこの３日、４日ずっと眺めていて感じるのは、あなたはその1500億――今年度まで入れて1500億程度。ところが、これ持続的にずっと重ねていくわけだから、かなりの費用になるんだよ。こんなもんじゃない。見て感じたのは、これは計画をつくるための計画なんだなと。やっているふりをしてる計画なんだなってしか見えないんだよ。だから、本当にやれるものだけをここの中には書いたほうがいいよ。僕はそう思っているんですよ。できないものがかなりある。それだけは提言しておきます。

次に、この計画の中での成功例と失敗例を挙げてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　失敗例、成功例といいましょうか、成果と課題について答弁させてください。

この計画に基づいて社会インフラや情報通信基盤の整備、教育・医療・福祉等の質の向上が図られたものと考えておりますが、一方で、多くの過疎地域において、産業振興の遅れや若年層の流出、高齢化の進行による地域活力の低下、そういったものが課題と考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　続けて、過疎地域の定義というのはどういうものですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　定義でございますが、過疎対策の根拠となっています過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、そちらの第１条において、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」というふうに定義されております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　続けて通告のとおりに、今年の渡名喜村問題。

このほかに皆さんが考えている市町村は、あとどれぐらいあるんですか。同様のところ。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　離島を含む13の町村と北部の３村を支援の対象と考えています。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　ということは、今渡名喜に送っている人をそこにも送る予定にしているっていうことか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県職員を派遣するということが全ての解決策ではなくて、様々な業務の圧縮であるとか、県職員の派遣も含めてどういったふうな支援ができるかということを引き続きやっていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　この渡名喜問題というのは、そ

もそもどこに問題があったのか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時49分休憩
午後４時49分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○武田　真 企画部長　渡名喜の問題が発生した一つの要因としましては、令和６年度末に普通退職、あと希望退職も含めて退職者が集中したことが大きな要因というふうに考えております。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　この退職していった職員に聞き取り調査をしたのか。どういう問題なんですか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　退職を希望される方に慰留も含めた形でヒアリングを渡名喜村のほうで行ったところ、やはり介護とか、個人の人生プランであるとか、また業務の過多、そういったものも一つの要因になったというふうには聞いております。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　これ前議会で、僕は委員会で部長に質問したはずなんだけど、僕は渡名喜のラスパイレス指数を聞いてみた。そしたら84って言うんだよね。つまり、国家公務員の水準よりも16％落ちているっていうことだよ。だけど、この16％はどこに起因するかって、あれ渡名喜ですよ。国家公務員は周辺に病院もあればスーパーもある。全てがある。整っている。これ那覇も同じですよ、国家公務員とね。ところがあの離島は、病気しても那覇に来なければいけない。ちょっとした買物をするのも那覇まで来ないといけない。それがなぜラスパイレス指数が同じように比較されなければいけないのか。僕はこのときに言ったはずだよね。こんな小規模離島だったらラスパイレス指数は120あってもいいんじゃないのと。そしてこれは宮里離島振興協議会会長かな、座間味村長と話をしましたよ。そしたら、呉屋さん、それもいいけれども、交付金を上乗せしてほしいと。そうじゃないと出せないと。ラスパイレス指数を上げるにしても。でも、算定基準をもっと上げることが大事なんじゃないのかっていうことを僕はそこで議論したんですよ。離島だから、何かしようとするときはその周辺に必ずお金がかかるんだよ。この部分を対策できなければ、僕はこれずっと続くと思う。どう思いますか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　離島も含めて職員の給与については地方公務員法に規定する均衡の原則等そういった諸原則に基づいて国の俸給表が定められていますし、県の人事委員会勧告を踏まえて、各市町村のほうで定められることになると思っています。渡名喜村についても、人事委員会勧告を踏まえた形で給料表については改定されているところです。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　だからそこが問題だから――例えば昔だったら、市町村の職員になったらみんな喜んでいたよ。今は民間のほうが高いんだ。だから、この人事委員会がどう判断しているか分からないけど、僕はそこまでのことを真剣に考えるべきだと思うよ。あそこで不便な生活をするよりは、那覇に来て一般の民間で働いたほうがずっとお金はもうかっていく。だからこんなふうになっている。これ粟国だって一緒になると思うよ。だから気をつけてくださいと言っておきます。
議長、休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時52分休憩
午後４時52分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○呉屋　　宏 議員　次に、過疎地域に最低限に必要なものは、部長が今まで１年やってみて、何が――何ていうのかな、最低限必要なものだと思っていますか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　過疎地域・離島含めてそうなんですが、生活基盤の充実による定住条件の整備、地域の特色を生かした産業の振興、さらにはそれを下支えするための人材の確保・育成、そういったものが大変重要だと考えています。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　僕はやっていて感じるんだけど、通告はしていないけど、教育長の感性だけで話をしますけれども。これね、那覇でやっている職員と過疎・離島の職員と、適性を見ながら配置をしているのか、人事は。どうなのか。同じか。教えるのも同じか。那覇で教えるのも、離島で教えるのも同じなんですか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　人事配置については、方針としては全県的な視点に立って人事をするということであります。地域の実情に応じて、例えば地域の出身の方、そういった方がやはりその地域として必要であるというような場合にはそういったことも配慮しなが

ら、基本的には全県的な視点で配置をしているところであります。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　３か月ほど前に久米島で、久米島高校の園芸科で一人の先生が米作りを教え始めて、それで今どうなっているかというと、園芸科の子どもたちが町役場に行って、副町長に会って、もっと空いている田んぼありませんか、貸してくださいというふうなことになっている。僕はね、これ原点だと思うんだよ。だから――この先生は残念ながら今年度で帰るっていうことになっているようだけど、そういう方針でそこに人を――要するに先生方を配置できているかどうかが、あなた方が離島を大切にできるということなんだよ。だからこれもう小学校も中学校も那覇と同じようなことやっていていいのかというようなことを考えるんだよね。だからそういうような人事配置の中で、ここは考慮してほしいと思っているんだけど、どうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今議員の御紹介にありました久米島高校園芸科ですね。今米の栽培の御紹介もありましたが、その他の面でも非常に活躍しているというようなことで話を聞いているところであります。そういった地域のニーズ等も踏まえながら、やはり人事配置については総合的に判断して行っているところでありますので、引き続きそういった状況も勘案しながら人事配置に努めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは何も企画部だけで過疎対策をしようということを考えるんじゃなくて、全体の部分から見ていかないといけないと思いますよ。

次に、遠隔医療について。

第８次沖縄県保健医療計画と過疎地域持続的発展計画との関係はどうなっているのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

まず、第８次沖縄県医療計画は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的に、令和６年３月に策定しております。一方、沖縄県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展を図ることを目的に、令和４年３月に策定したものとなります。その中に保健医療の確保というふうな分野がございます。それぞれの計画において遠隔医療やＩＣＴを活用した医療連携を推進することとしており、県では、両方の計画の整合を図りながら、離島・僻地での遠隔医療の導入に向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　４年半前に、ここの17ページに書かれている。「インターネット等を活用し県立病院と16箇所の離島診療所を情報通信網で結び」と。いわゆる遠隔医療だよね。今の時代は、自分の携帯でアタッチメントをつけたら目の診断ができるような時代、そんな時代。精密なカメラで皮膚を映せば、皮膚の感染、どういう病気なのかっていうのが分かる時代。わざわざ那覇まで来なくてもできること。なぜ４年半もここに書いていて、前に進まないのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　そういうデバイスといいますか、医療機器の代わりになるような制度が日進月歩的に非常に発展してきているというところはございますけれども、沖縄県の保健医療計画の中では、まず、どういう場面で遠隔医療を実際に取り入れるのが適切かどうかということをワーキンググループを立ち上げて検討するというふうなことをしておりまして、これが今年度立ち上がって今議論が始まったというところでございます。ただ、実際に、遠隔医療をＩＣＴとかで行っているというふうな診療機関というのは、もう既に存在しているということは認識をしているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　東京の先生が機械を使って北海道の病院の手術をする、東京で北海道の手術をするような時代で、診断ぐらいできないでいつまで――これ見てくださいよ。離島を巡回するヘリを運航させて、医者を乗せて巡回診療していく。こんなナンセンスな話ではないでしょうと。20世紀の話をするんじゃなくて、もっと真剣に先行事例をつくっていってほしいなと思っているんですね。

議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後４時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○呉屋　　宏 議員　続けて聞きますけど、部長、同計画の18ページ、⑪、⑫について今どうなっているのかお聞きします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

⑪、離島診療所代替看護師支援事業、そして⑫番が離島医療体制確保支援事業という事業でございます。

こちら⑪番のほうは、代替の看護師が、僻地・離島診療所の看護師が用事で外出する場合に、そこを支援する――看護師の代診の形で入るというふうなものですけれども、こちらは令和６年度の派遣については、420日の計画に対して実績が404日となっております。

そして⑫は、離島医療体制確保支援事業ということで、専門医による巡回診療となりますけれども、こちらは78回の計画に対し実績が67回というふうになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　この項目のアとイは飛ばしていきたいと思います。

２番の農業政策についてお聞きします。

沖縄本島内におけるサトウキビの収穫状況、サトウキビの収穫の今後10年間の予測をお聞きします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、まず令和４年度の分蜜糖振興対策支援事業の委託調査におきまして、沖縄本島におけるサトウキビの生産見通しを推計しているところでございます。重点的な生産対策を実施した場合の施策推計値として、10年後の生産量は約11万トンから12万トンということになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　サトウキビ農家っていうのはどの地域に多いんですか。中部ですか、南部ですか、北部ですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

令和６・７年期の沖縄本島のサトウキビ生産農家数は全体で4129戸となっておりますが、最も多い地域は本島南部地域で2462戸となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　本島内の製糖工場、ゆがふ製糖の改築はめどがついたんですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場の整備につきましては、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議等で検討を進めており、事業主体や事業費の見通し等で一定の進展がありました。県では、７月下旬から９月上旬にかけまして、市町村長への説明会を地区別で開催いたしまして、これまでの検討状況でございますとか、財政費用負担等について説明を行うとともに、財政負担の軽減が課題となっていることから、８月に知事が国へ財政支援等の要望を行ったところであります。丁寧に市町村等と協議を進めて、早期の事業化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　皆さんから頂いたこの資料、南部、糸満や八重瀬、南城市――豊見城も少なからずありますけど、これ南部だけで全体の54％あるんだよ。そして、北部が全体の26％、中部が19％。ゆがふ製糖は中部にあるんだよね。これ僕はおかしいと思って、この間部長とちょっと意見交換をしましたよ。何で生産量が多いところに製糖工場がないのかと。これまでの推計も見ました。昭和47年からの皆さんの分も見ましたけど、製糖工場が減るたびに生産量が減っていくんだよね。今は本島は１つしかないから――部長、逆に聞きたいんだけど、皆さんはサトウキビを増やしたいのか、減らしたいのか、どっちなのか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　サトウキビにつきましては、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画の中でも、本県の農業の基幹作物として位置づけているところでありまして、農家経営の安定と生産振興を図っているところでございます。またサトウキビは、台風、干ばつ等の厳しい気象条件下においても比較的安定した生産が可能な本県の基幹作物、あるいは輪作作物として持続的な畑作物生産を支えるということもございます。またその生産が関連産業とも、地域の経済社会においても、重要な位置を占めているというところでございます。国のさとうきび増産プロジェクト基本方針とかそういったものに基づきまして、沖縄本島をはじめ島別に計画を作成しているところで、沖縄本島、離島についてもサトウキビはしっかり生産していこうというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕は、部長にもこの間話したけれども、南風原だとかそういうところに製糖工場を造って、北部は北部で、金武だとか宜野座だとか名護だとか、この辺に造ればいいんじゃないのかと。私はそういうふうに分離した形のものをもう少し小規模で造ったほうがもっと現実的だと思うよ。今皆さんが移そうとしているところは、うるま市だって反対しているんでしょう。

議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○呉屋　　宏 議員　これ以上質問したらほかのものができなくなるので。

沖縄県の将来像と沖縄振興計画について。

部長、将来人口推計はどう考えているんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における将来人口の推計でございますが、現在、展望値というのを定めておりますが、その中では、令和２年の国勢調査における男女別、年齢別の構成を基に、将来の出生率や生残率等の想定値を用いて、目標年次となる令和13年の総人口を148万6000人程度と見込んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あなたの話を聞くと難しいから簡単に話しましょうね。

今2025年です。2050年には、沖縄県はもう総人口の10％が亡くなります。このときに、実は全国は１億2800万いるのが１億を切ってくるんです。これから25年後。25年後に、沖縄の人口は10万人減るんです。25年後。それで、老年人口は10万人増えるんですよ。生産年齢人口というのは15万人減るんです。だから、この状況下で今あなた方がやっている全ての振興計画というのは、25年後どうなっているかっていうことを想定しながら計画をつくっているのかどうかを聞きたい。どうですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほど御案内したとおり、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画は、10年間の計画ですので、その際には、令和13年度の人口として148万6000人という形で展望値として設定しております。ただ、議員がおっしゃるとおり、いわゆる人口減、それは国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と言われる機関のほうで推計されております。その際の沖縄県の人口についても減少して、2020年の146万7000人から2050年は139万1000人になるというふうに推計されております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これ全てそこに全部つながっていくので僕はちょっと心配をしていて、果たして、５年を迎えた沖縄振興計画、あと５年ある。これ将来あと５年たったときの６次振計が終わったときにどうなっているのかなということを考えていくと、とっても心配で、皆さんに質問したんですよ。特に老年人口。高齢化していく、働く人たちが減っていく、人口も減っていく。この沖縄県がどういうような形で政策をつくっていかないといけないかということは、真剣に考えていかないといけないし、もう一つは――いいですか、那覇、浦添、宜野湾、この近隣の市町村は影響ないんですよ、10年後、2050年になっても。この影響がもろに行くのは、私は過疎地域だと思っている。だからこそ、過疎地域を今やらなかったら、将来的にもできないんですよ。これが減少し始めたらもう止められない。だから、僕が振興計画の中で過疎地域だけを重点的にやった理由は実はそこにあって、今、住みやすいところをつくっておかないと、将来25年後の部分というのは考えないといけなくなると思うけど、どう思いますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員の御指摘については私も同様に考えておりますし、そういう意味ではすごく強い危機感を持っております。離島の部分について言いますと、その人口減のペースをできるだけ緩やかにする、それから、そのための定住条件の整備を行う、さらには、関係人口の創出、そういった移住・定住という形で外からの人の手当ても行う、そういったものが非常に重要であろうというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね、いいですか。これ人口推計で――これどこでだったかな、統計課かどこかで人口統計で出ているんだけど、渡名喜村、これ2025年、221名。これで村。いいですか、宜野湾市の喜友名にいる人口、2000名余っています。これ何を言いたいかというと、もうそろそろ皆さんはこの南部の離島、これを将来的にどうするかというのは、市町村から外すのか、あるいは那覇に統合していくのか、こういうところも本当に真剣に考えていかないと、221名の村なんていうのは今みたいな話になりますよ。真剣に考える気があるかどうかの決意表明を聞いてから終わります。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御指摘のとおり、やはり離島の状況は非常に深刻なものがあり、流出人口が止められない、そして定住促進を図るための生活基盤の充実が図れないとなると、ますますもう離島に人が住めなくなる。では、それが単独の町村で存立できるのかということは非常に大きな問題であり、課題だという

ように考えております。そこの議論もやはり早急に将来を見据えて、バックキャスティング的に早くその知見を寄せておくことは非常に重要だと思っておりますので、引き続き部局を通して様々な情報交換は行ってまいりたいと思います。

○呉屋　　宏 議員　以上、ありがとうございました。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　先ほど与党議員から、この県議会棟は６時にクーラーが切れるから、６時までに終わらないと大変ですよという脅しがありましたので急ぎます。

それでは、首里城火災裁判について伺います。

県民にとってかけがえのない貴重な首里城や文化財が灰じんに帰したにもかかわらず、原因も責任も不明、消防局の原因不明だけで責任を葬り去ろうとしております。この首里城火災は、安和死傷事故あるいは違法なワシントン事務所設置運営問題の根底にある県政トップにある者の責任をうやむやにする姿勢、これが共通しているのであります。県職員の遵法精神を損ね、県行政の停滞を招いている。今まさに沖縄県民の良識が問われております。最初に、証人尋問において信憑性の高い火災原因が証明されましたが、県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　８月に行われました証人尋問の証言につきましては、現在係争中でございますことから、答弁については差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　多分そのような答弁になるとは思っております。しかしながら、原因究明をする姿勢はあるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時15分休憩

午後５時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員は、同じこの項目の中で私の最高責任者としての責任も問うておられますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、裁判も行われておりますけれども、この間、沖縄県警察の捜査結果、那覇市消防局の発表において、首里城火災の原因は特定されませんでしたが、やはり県は施設の管理者としての責任はあるものということはしっかりと受け止めております。

県では、令和３年度に外部有識者で構成する首里城公園管理体制構築検討委員会を設置し、首里城公園における火災の再発防止策を含む管理体制の構築に向け、検討を行っているところでありまして、引き続きそのような状況の中で、いかに防火体制を強化していくかということについても責任を持って取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　知事、原因究明を伴う責任じゃなければいけないんですよ。これは今、原因が不明であるというものが前面に出て、これで逃げ切ろうというようにしか見えない。この裁判で何が争われているかということは言えませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　現在の係争中の証人尋問の証言等、まだ係争中であることから、答弁は差し控えたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　証人尋問で、かなり精度の高い証言があったわけですね。結果的に、これまでも電気ショートがあったかなかったか、これがポイントなんですよ。これは非常に精度の高い証言で、私は非常に納得したわけですが、このような証言、いわゆる溶融したコードと溶融しなかったコードが同じ場所にあるんですね。だから、この溶融したという原因は、電気ショートでしかないのではないかという非常に根拠のある証言なんですよ。ですので、前々から指摘されている電気配線の、この白い市販のコードですね、これを設置した側の管理責任、そして24時間通電させた責任、これ管理者であるということが私は大きな争点じゃないかなと思っております。このような私の見解でありますが、そこに対する見解はありませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁が重なるようで大変申し訳ありませんが、警察の捜査結果、消防局の発表においても、火災の原因は特定されておりません。それでなおかつ、ただいままだ係争中でもありますので、状況の推移を注視をしたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　電気ショートとなると、完全に人為的なミスですので、それを否定するならこの証拠を立証しないといけないことをぜひ分かってほしいと思います。そしてまた、先ほど知事が最高責任者としての責任はあるということを言っていましたのでそれはいいんですが、本来ならこのような木造文化財に、この市販のコードを使うというのはあり得ないんで

す。ちゃんと電線を配置して、整備してやるわけですけれども、これは沖縄県が管理した途端、８か月後にこのようなことが起こった。要するに御内原につながるこの通路が暗い。暗いから電気をつけなければいけない。本来ならちゃんと工事をしてやらなければいけないものを、工事費をけちったのか分かりませんが、このような形で安易につけてしまった。それが管理不足で、結局ショートにつながったという、そのようなことなんですね。そういったことを理解できませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　係争中でありますので答弁を差し控えますが、仮想の問題に関しましても答弁を持ち合わせておりません。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　このような答弁になるだろうと予想はしておりましたが、ぜひとも原因究明というものから逃げないで、しっかりと究明してもらいたい。それが、これまでの首里城に対する、ある意味では感謝であります。

　続きまして、沖縄県の農業行政についてであります。

　過去５年間の全畜種における生産高、農家戸数、農家の所得の推移を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

　本県の畜産業における農業産出額は、肉用牛が令和３年の209億円から令和５年は160億円、乳用牛が36億円から33億円、養豚が114億円から120億円、養鶏が58億円から77億円、その他畜種が３億円から４億円となっております。

　農家戸数につきましては、肉用牛が2263戸から2140戸、乳用牛が61戸から59戸、養豚が231戸から201戸、養鶏が306戸から314戸となっております。

　以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午後５時22分休憩

　　午後５時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜屋武盛人 農林水産部長　農家の所得というのは、基本的に農家さんの経営の個人的な情報等もございますので、畜産関係におきましては農家の収入といいますか、そういったものについてはちょっと今把握しているところではございません。

　以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　答弁のとおり、農家の所得までは把握できないと、農業センサスとかでしか推計できないというような状態もこれ聞きました。しかしながら、農家の所得の推移を把握せずに、そういった畜産業の振興ができるんでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　農家の所得というのは、その経営の中から自分の生産費とか引いて残った個人的な収入ということにはなるというふうに理解しているところでございます。ただ、やはり経営というものを指導していく上では、そういった収入等も必要となりますが、なかなか個人的な情報等もございますので、経営サポートとかそういった支援の中で開示していただければ中身は確認できるんですけれども、ただ、個人の収入ということになりますと、総じて全体的なものを把握するというのが厳しいということでございます。

　以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　これでは、農家の声を反映した本当の政策はできませんよ。飼料高騰やふん尿処理代がどれだけ増加して苦労しているか、所得で賄えるのかどうか、その辺も計算したことがないんですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　畜産業は、経営形態ですとか経営規模などが多岐にわたっていることですとか、先ほど申しました個人情報保護の観点からも、畜産農家の所得を正確に把握することは、非常に難しいとは思っております。なお、この肉用牛の経営緊急サポートチーム等におきましては、農家の経営分析でございますとか、経営改善計画の作成支援等を行っております。相談のあった畜産農家につきましては、こういった経営状況等を把握して、経営安定に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

　以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　これはぜひ今後沖縄の農家、畜産を含めて、やはり農家の所得というのはしっかり把握すべきじゃないかと思いますよ。担当部長、これはできないにしても、副知事とか知事はどう思いますか。やらなければいけないでしょう、沖縄の基本的な農業の対策は。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　るる部長から答弁をさせていただいております。やはり農業経営ということの観点から考えると、その収入がどのように推移していくかと

いうことをしっかりと把握をする必要があると思いますが、さすがに個々の所得、手取りが幾ら残ったかということまでは、なかなかその状況をつぶさに把握をすることは非常に難しいだろうと思います。ただ、全体の経営規模、経営基盤が整っているか、その経営は順調かどうかということに対して、どのような支援が行えるかということはしっかりと検討していきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　次に、過去５年間の漁業における生産高、漁業戸数、漁業者の所得の推移を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

本県の漁業産出額は、平成30年の216億円から令和５年は190億円、漁業従事者数は3686人から3268人となっております。漁業者の所得については、県別の統計情報はございませんが、漁業センサスにおける県別の販売金額別経営体数では、販売金額300万円未満の経営体の全体に占める割合が、平成30年は66.7%、令和５年は68.9%となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　事前の調査で、漁業農家は７割近くが300万未満だということが分かっております。その中でも、産出額に大きく影響するのがモズク農家でありますけど、やはりこのようなモズク農家の所得の推移も十分把握することが必要だと私は思っております。ところで、県の事業に、漁業人生まるみえ事業というのがあるようなんですが、それを説明してもらえませんか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

漁業者の所得に関する情報を収集するということは、個々の漁家経営の健全化を図る上で重要であるというふうに認識しているところでございます。そのため、令和６年度から、この漁業人生まるみえ事業によりまして、若年層の漁業者を対象といたしまして、経営診断ですとかライフプランの作成に取り組んで、漁家経営の見える化により、経営ノウハウの習得と経営改善につなげることで定着率の向上をさせて、漁業経営を継続できるような支援を行っている事業でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　すばらしい事業じゃないですか。このように個人個人の経営家、若い人たちの経営農家をちゃんと見ていくというまるみえ事業、そうでなければ丸投げ事業になりますよ。そういうふうにやる姿勢が――先ほどの畜産もそうですよ、そういうふうにできないんでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　今回漁業人生まるみえ事業というものを、若い漁業者の定着につなげるということで取り組んでいる事業でございます。畜産におきましては、先ほど申しましたとおり、畜種が多岐にわたるということもございますが、このようなまるみえ事業等も参考にそういった所得の把握ができるように、またいろいろ研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　次に過去５年間の農業産出額の推移と食料生産の確保と振興の短・中・長期的展望を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

本県の農業産出額は、令和元年977億円、令和２年910億円、令和３年922億円、令和４年890億円、令和５年879億円となっており、近年は900億円前後で推移しております。この食料生産の確保につきましては、生産拡大が重要なことから、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づきまして、各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力強化、生産基盤整備の促進、耕作放棄地を含む農地の有効活用などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き各種施策を推進し、生産振興に努めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　特に和牛の肉用牛生産は、供給基地として非常に沖縄は評価が高いんですよね。有望であります。全国で４位です。それなのに、競り価格は全国平均を下回っている。これを何とかせないかん。ということは、国の補償基準価格の見直しを求める。このようなことを県はやったことがありますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時31分休憩

午後５時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、令和６年８月と10月に国に対して、肉用

子牛生産者補給金制度の保証基準価格の算定とか、離島地域の生産コストを反映させて、肉用子牛の再生産が確保できるようなことを国に対して要請したところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　これは、ぜひやっていただきたい。そしてまた酪農家が激減して、非常に経営難に陥っている。特に学乳の安定供給が今できていない。休校の夏休みとかですね。その穴埋めのために、減産、マイナスの循環になっているわけですね。供給ができなくなって、メーカーにも出荷できない。それで本土から入ってくる。これ悪循環なんですね。それをどのように解決しようとしていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県産生乳の生産の安定供給でございますけれども、県では、令和12年度を目標とする沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画書におきまして、飼養頭数を酪農の場合4395頭、１頭当たりの生乳の生産量8500キログラムという目標値を定めております。目標達成に向けまして、ゲノム検査による後継牛の育成の支援、あるいは施設機械の設備、あと環境対策の実施等に支援しているほか、今議会で、この乳用牛の県外からの導入に対する緊急支援として補正予算8250万円を計上して支援を行うところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　短期的な対応策として、今学乳は１リッター当たり155円なんですね。それを、通年、休みも含めて買取りしたような価格で平均価格にするためには、188円が必要だと言われているんですね。そこでこの買取り価格を沖縄県がやってあげる。188円に上げて、安定生産をしてもらう。そうすることで、酪農家がずっとこの安定した生産をできるという強い要望があるんですね。そのために、私どもが提案して借換債で生み出した58億円、これを使って基金を創設して、学乳買取り価格を安定化させるという制度をつくりませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　一般論としましては、予算措置に当たりましては、所管部局が関係団体等の意見を聞きながら、その事業の必要性、効果など立案していく形になります。その立案に基づいて、総務部と関係部局で有利な財源の活用をした上で、一般財源の活用も含めて予算の措置ということを検討することとなります。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　だから関係部局に提案しているじゃないですか。そういうことができないかと。そういう事業が立ち上がれば、予算は措置できるよという意味ですよね、部長。事業があれば予算を措置できるということですから、このようなことに使ったらどうですかという提案なんですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員の御意見も参考にさせていただきたいと思いますが、なお、財政調整基金は、当初予測が立てられなかった新たな事業が発生した場合にまたそれも活用するということですけれども、これから国の財政措置の状況、あるいは県の予算の状況等を勘案しながら、必要なところにしっかりと予算をかけていけるようにまた検討も進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　だから今必要なところをしようとやっているんですがね。これをぜひとも事業としてできるのではないか、今後とも提案していきたいということを御理解いただきたい。

次にですね……。休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　モズクの安定生産は必須であります。市場への出口戦略と気候に強い株が必要であるということも聞いておりますけど、その研究の進行状況はいかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

モズクの養殖振興につきましては、こういった安定生産に向けた技術開発研究が重要ということは認識しているところでございます。今、高温耐性の株を１株、系統選抜を試験研究のほうで作出したということは報告を受けておりますので、そういった研究を進めて、今後、こういった高温耐性のモズクの養殖の振興にしっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　順番飛ばします。

５、南城市佐敷東海岸地域の整備について。

マリンタウンプロジェクト計画の変更により除外された佐敷東地域の整備に関する県の責任と責務及び地域の要望の把握について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　佐敷東地区のマリンタウンプロジェクトですけれども、平成２年の中城湾港港湾計画に位置づけられ、地元南城市における中止表明等を経まして、令和４年に計画を改定しております。南城市では、令和５年に佐敷海岸海辺のまちづくり構想を策定し、その実現に向け地域からの要望もあることを承知しております。県では、引き続き県と市で構成する総合調整会議を通しまして、適切な役割分担の下、地域の諸課題解決と振興発展に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○座波　　一 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

座波　一議員。

○座波　　一 議員　（パネルを掲示）　これがマリンタウンプロジェクト計画で、与那原・西原の部分が今これですね。こっちが佐敷東です。このように全体的に一体としたマリンタウンプロジェクト計画があったわけですね。これは沖縄県が責任を持ってこの計画を一体化したということなんですが、それでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県のほうで港湾計画に位置づけた事業となっております。

○座波　　一 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

座波　一議員。

○座波　　一 議員　（パネルを掲示）　しかしながら、この佐敷の地域がこのように計画から除外されているわけですけども、この地域は1947年、終戦直後、このように馬天港のしゅんせつ、仲伊保港のしゅんせつというような航路のしゅんせつによって、大量の土砂がこの辺に廃棄されたんですね。廃棄されたんですよ。この影響で築島という島ができたり、あるいは砂州ができたり、非常にこの辺の環境を悪化させて、年々悪化してきているんです。だからこの30年間、この計画除外後、全く手をつけていないという現状が今ここにあるわけですよ。だから地域の人たちは非常に危機感を持っている。もう30年間も放り出されたというような格好で、危機感を持って――先ほど部長からあったとおり、海辺のまちづくり計画ということではありますけれども、これが地域の声を拾った形の整備計画になっていないという危機感を持っているんです。いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時42分休憩

午後５時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　海辺のまちづくり計画でございますが、南城市のほうで計画が策定されておりまして、それに基づいて要請等を行っているというふうに認識しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　今、総合調整会議で調整しているということではありますけど、これは各箇所の、堤防の整備とか護岸の整備とかいろいろやっているわけですが、それではなくて、全体がこの地域の要望に沿って、全体的な計画として一体的に進めてほしいという意味では、大きな政策的な県の決定が必要なんですね。それはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　海辺のまちづくり計画の策定された経緯等も踏まえまして、地域の諸課題への対応につきましては、県と地元南城市が連携し、適切な役割分担の下、対応を進める必要があると考えておりますので、引き続き会議の中で議論していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　先ほどのしゅんせつ土の問題、これ本当は戦後処理の問題なんですよね。これもぜひ分かってほしい。知事、どうでしょうかね、このしゅんせつ土がある限り、この地域の海洋の汚染は止まらないんですよ。もうこの陸地からの排水も滞って、いるはずのトビハゼもどんどん少なくなってきています。いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　当初の佐敷東地区のマリンタウンプロジェクト、平成２年に中城湾港港湾計画に位置づけられ、さらに、地元南城市では多くの市民の反対という声で、この埋立てを中止するというような計画を経て、計画が見直しされてきている事実があると認識をしております。引き続き、沖縄県と南城市で構成する総合調整会議を通して、それぞれの役割分担と、そしてよりよい土地の利用、海浜の利用というようなものも併せてしっかり議論をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　冒頭で申し上げました県の政策で、ぜひとも決定していただきたい。これが県の責務と私は思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　先ほど呉屋議員からあったテレビ難視聴の問題についてですが、県内のテレビ電波難視聴地域の共同受信団体の数はいいんです。しかしながら、質問を進めますと、これはまさに過疎化対策なんですね。情報基盤が、通信基盤がないところに今どき人は住まないですよ。今、ヤンバル、離島、結構あるということが分かりました。例えば、私が住んでいる南城市知念地域もあるんですね。しかしこの知念地域は、ゴルフ場の山の上に大きなＮＨＫの受信塔があって、ここから西原、中城に飛ばしているんですね。飛ばしているんですけど、地元は電波が来ないんですよ。このような現状。これもおかしい。だから私が提案したいのは、久高島に逆に受信施設を建設してもらって、島からこっち側に飛ばすというようなやり方、これもあるんじゃないかなと思うんですけど、ぜひ検討してもらえないでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今議員のほうから御提案のありました久高島にアンテナを設置することにつきまして、過去に実は沖縄総合通信事務所のほうに確認をさせていただきました。その際、事務所からの回答として、電波の受信環境は県内全体のバランスを考えて設置されていると。基地局の新設や既存のテレビ局の電波を強くした場合に、新たな難視聴地域が発生する可能性があるというふうな回答をいただいているところです。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　それも調査すれば分かることですから。だから今より改善する策として検討してほしい。本当に、共同アンテナ組合というのを私も経験しました。大変ですよこれ管理するのは。台風が来るたびに断線する。断線する箇所を見つけるだけで３日かかりますよ。だからその間、テレビが映らないんです。それは放送義務にも反しますから、ぜひ、ギャップフィラー方式とかそういったのをどんどん切り替えていって、そういったものを解消してほしい。いかがですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　国においても過疎化等によって、組合減少等によって、この共同受信施設の維持管理が非常に厳しいというふうな認識はお持ちのようです。そのため、施設の高度化や代替施設への移行、そういった補助メニューも新たな形でできております。引き続き難視聴対策については、沖縄総合通信事務所とかの意見も踏まえながら、地元の意向も踏まえながら連携してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　今回の補正予算で携帯電話に支援するということでした。これ、携帯電話にできてテレビにできないということはないと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほども少し御案内したんですけど、テレビの難視聴地域の支援について、現在、総務省のほうで共同受信施設の高度化・光化を目的とした補助事業が活用できますが、同施設の単純な更新

については補助の対象外となっております。県のほうでは全国知事会を通じて、この施設の単純更新についても補助対象となるように要望しているところでございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　では、よろしくお願いします。

次に３に戻ります。

建設業界の下請業者の適正労務費の確保について。

(1)、公共工事の運送業におけるトラック業者の適正労務費の確保について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県の公共工事設計労務単価におけますダンプトラック運転手の単価ですけれども、平成25年度以降、13年連続して上昇しておりまして、令和７年度は２万7500円となっております。平成24年度と比較して76.3％の増となっております。土木建築部では、令和４年２月から、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行しておりまして、建設業の賃金上昇に向けて取り組んでいるところでございます。令和６年の建設業法等の改正を踏まえまして、技能労働者の適切な賃金水準の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　法の改正のほうはないんでしょうか。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時51分休憩

午後５時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

建設業法の改正ですけれども、令和６年６月に改正されまして、施行は12月と聞いております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　その改正でどのようなことが起こるんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　インフラ整備の担い手、守り手である建設業がその役割を果たし続けられるようにということで建設業法が改正されております。現在、国の中央建設業審議会におきまして、労務費の基準――これ標準労務費と呼ばれておりますが、これの作成及び実効性確保について議論されていると承知しておりまして、県としては、国の取組を参考に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　県は、労務費見積り尊重宣言等はやってきました。ですけど、この法改正で、標準労務費を下回る契約には指導できるというふうになると期待しているんですが、そうはならないですか。ですからこれまで難しいとされていた、最後の下請、下請の運送業の労務費・運賃もしっかりとこの契約の中で見るということができるということになると思うんですけど、そうではないのでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　適正な水準の労務費が、公共工事、民間工事にかかわらず、受発注者間、元請・下請間の全ての段階において確保されて、技能労働者の賃金として行き渡ることを目的としてその基準が作成されることになります。改正建設業法におきまして、著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえまして、行政が指導監督する際の参考指標として活躍されると聞いております。具体的に国のほうで先行してやるということも聞いておりますので、その状況も注視しつつ、県としても取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　部長、それが聞きたかったんですよ。そこを大切に、ぜひともこのなくてはならない建設業界の下請、孫請、あるいはトラック運転手の問題とか、これまで本当に存続すら厳しいような労務単価だったものを、国の法律の改正を受けて、県が率先してしっかりとこの契約内容まで見届けて、労務単価を確保するということで、今後行くということでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在議論中でございまして、12月をめどに作成されると聞いておりますが、具体の詳細の内容についてまだ公表されておりませんので、それも確認しつつ、国とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　我が会派の代表質問について。

新垣淑豊議員の５の(12)、公立夜間中学についてなんですが、代表質問での答弁で、戦後80年を経て、対象者が減少していることを理由に、県は設置にどう

やら消極的だというように聞こえたんですが、まさにそうなんでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

今、県立中学校についての取組の状況ですけれども、県教育委員会では、県、市町村、有識者で構成する検討委員会を開催し、ニーズ調査や設置主体案を取りまとめ、その結果を基に、通学の利便性の観点から市町村に検討をお願いしてまいりましたが、本年全ての市町村から設置しないとの回答を得たところです。

そのため県教育委員会においては、これまでのニーズ調査や直近の他県の設置状況等を基に庁内連絡会議を開催しておりまして、引き続き関係団体等への調査を行うなど、今後の在り方について検討を進めているところであります。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　夜間中学の設置は、知事の公約ですよ。あのときの答弁で、戦後80年たっているから対象者が減少している。当たり前です。年数がたてば減る。こんな失礼なことを言ってはいけないですよ。この８年間、デニー知事が就任して８年間、これを待ち望んでいた人、無念の死を遂げた人もいたかもしれませんよ。そんなことも考えてその答弁したんですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　夜間中学校は義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方も対象とされておりまして、やはり一定程度いらっしゃるというふうに考えておりますが、やはり希望されるかどうかというふうなことも大きな視点であるということで、現状を御説明したところでございます。

○座波　　一 議員　知事はないでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　様々な調査を行いながら、市町村からの回答があったということで、では引き続き、そのように教育を受けられなかった方々に対してどのようにアプローチするかということは、しっかりと検討は進めていきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　これからは不登校の問題も多くなっておりますので、今こそ多様な学びの機会をつくるということが大きなテーマだと思いますよ。ですので、夜間中学も含めてフリースクールと連携するように、しっかりとした、この教育機会を逸した方々に対する思い、知事の公約どおりぜひとも実施するように決意してもらえませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　どのような形で教育を受けることを望まれるかという、そのニーズに即して検討していけるよう、我々もしっかり研究したいと思います。

○座波　　一 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時58分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年９月25日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和７年
第　５　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和７年９月25日（木曜日）午前10時開議

議　　事　　日　　程　第6号

令和７年９月25日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第２号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
乙第２号議案　沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　通信線損傷事故に関する和解等について
乙第11号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第12号議案　県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第14号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について

認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（46名）

48番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
4番	儀保　唯　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	新里治利　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	新垣　新　議員
11番	新里　匠　議員	35番	島尻忠明　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	38番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	39番	仲村未央　議員
15番	米須清一郎　議員	40番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	41番	山内末子　議員
17番	當間盛夫　議員	43番	座波　一　議員
18番	松下美智子　議員	44番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	45番	又吉清義　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	呉屋　宏　議員
22番	新垣淑豊　議員	47番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（１名）

20番　大屋政善　議員

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	大城　肇	副知事
池田竹州	副知事	小川和美	政策調整監

溜　政仁	知事公室長	宮城　力	企業局長
宮城嗣吉	総務部長	本竹秀光	病院事業局長
武田　真	企画部長	友利公子	会計管理者
多良間一弘	環境部長	白井勝也	総務部財政統括監
北島智子	生活福祉部長	半嶺　満	教育長
真鳥裕茂	こども未来部長	小堀龍一郎	警察本部長
糸数　公	保健医療介護部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	森田崇史	人事委員会事務局長
知念百代	商工労働部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	武田昌則	選挙管理委員会委員長
砂川勇二	土木建築部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

宮城　優次	長	安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事
宮城　亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案１件の提出がありました。

次に、９月３日に受理いたしました陳情１件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務企画委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

沖縄自民党・無所属の会、大浜一郎でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、令和８年度沖縄振興予算概算要求について。

ア、目玉事業に位置づけられたＧW2050への知事の評価について。

イ、沖縄こどもの貧困緊急対策事業の経年の課題整理と具体的成果について。

ウ、予算概算要求額における知事の取組と成果について。

(2)、揮発油税暫定税率廃止議論に伴う現行軽減措置への影響について。

(3)、特定利用空港・港湾指定に県が同意しない理由について。

昨日、石垣市議会において、石垣空港の特定利用空港指定について、知事に早期の同意の決断を求める意見書が採択された。知事の明確な答弁を求める。

(4)、宿泊税導入に係る離島住民負担軽減への詳細な取組について。

これも昨日、石垣市議会において市宿泊税条例が可決をされました。

(5)、尖閣諸島及びフィリピン等南シナ海海域における中国の大規模な海洋膨張戦略、領土拡大志向に対する知事の地域外交姿勢からの見識についてお伺いします。

(6)、百条委員会において県ＤＣオフィスに係る疑

義や違法性が疑われる案件が山積している実情に対する知事の行政的、政治的責任について。

２、八重山地域の課題について。

(1)、旧八重山病院跡地利用における民間病院移設に係る行政手続等の進捗について。

(2)、竹富町離島航路運賃サーチャージ高騰に対する早急な島民負担の軽減策について。

(3)、与那国町の医療体制への県の具体策について。

３、我が会派の代表質問との関連について。

新垣淑豊議員の代表質問に関連して、５の(13)、学校行事における運動会の簡略化について。

児童生徒の家族や地域との親和性や情操教育の衰退を懸念しております。早急に見直すべきであり、教育長の答弁を求めます。

次に１の(3)、安和地区事故について。

知事は、事故時の映像をいまだに確認していないとの答弁があった。なぜ公開されている映像を確認しないのか。事故時の映像を確認することで、現場の安全対策を強化することと、県警の捜査は別の話ではないか。知事の答弁を求めます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

おはようございます。

本日も真摯に答弁に努めてまいります。

大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のウ、令和８年度沖縄振興予算概算要求についてお答えいたします。

沖縄県においては、８月４日から６日にかけ、伊東沖縄担当大臣をはじめとする関係要路や、８月20日に来沖された衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会の逢坂委員長へ沖縄振興予算の所要額の確保に関する要請を行っております。８月４日に行った私からの要請に対し、伊東沖縄担当大臣からは、令和８年度予算について要望に沿えるよう努力をしたいとの御発言をいただいたところであります。今回内閣府が行った総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求につきましては、物価高騰への対応も含めて、沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求が盛り込まれたことなど、ある一定御配慮いただいたものと考えております。しかしながら、現時点における概算要求では、県が要望した3000億円台に届かなかったこと、沖縄振興一括交付金は、県と市町村が求めてきた所要額となお乖離があるものとなっております。

沖縄県としましては、この事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のア、ゲートウェイ構想の評価についてお答えいたします。

ゲートウェイ構想については、基地返還跡地の効果的な活用など、強くしなやかな自立型経済の構築に資する取組の一つになるものと受け止めております。本構想の内容については、本県が抱える課題や強みに対する認識に加え、成長産業として位置づける分野が新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策単位で整合する等、共通点も多く確認できております。

県としましては、本県の優位性や発展可能性を存分に引き出すことができると認められるアイデア等について、連携していきたいと考えております。

次に２、八重山地域の課題についての中の(2)、燃料サーチャージの負担軽減についてお答えいたします。

県では、燃料サーチャージの負担軽減策として、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業での対応を見据え、燃料費高騰分等の運賃転嫁を含めた住民の負担軽減の在り方を検討しており、国、竹富町、航路事業者と意見交換を実施しております。今後、竹富町において、対応の方向性について航路事業者と協議する予定であることから、県としては、地元意見を踏まえ、住民の負担軽減に向けて、引き続き関係機関と調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、こどもの貧困緊急対策事業の課題と成果についてお答えいたします。

県では、こどもの貧困緊急対策事業を活用し、広域的な支援に取り組んできたことにより、子どもの居場所は、令和７年３月１日時点で227か所、延べ利用者数は50万2876人となっております。居場所につながることで、児童生徒の自己肯定感の向上や将来に対する目標が定まる等、心境の変化が見られております。

一方、居場所の継続的・安定的な運営が課題であることから、県としましては、アドバイザーを派遣し助言等を行っており、引き続き伴走的支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)、暫定税率廃止による軽減措置への影響についてお答えいたします。

本県の揮発油税及び地方揮発油税は、暫定税率を前提として１リットル当たり７円の軽減措置が行われているほか、県独自の離島支援に係る石油価格調整税1.5円を含めると、全国の53.8円に対して5.5円が軽減され、48.3円となります。特段の手当てなく暫定税率が廃止された場合、本則の揮発油税法等に基づき、全国同様１リットル当たり28.7円が課税されるほか、石油価格調整税1.5円が課税され、合計30.2円の課税額となるため、本県は全国に比べ高い税額を負担することになるおそれがあります。このため、県は関係要路に対し、暫定税率が廃止された場合でも、引き続き同様の軽減措置が講じられるよう求めているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(3)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

国によると、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊・海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであります。

県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に３、我が会派の代表質問との関連についての(1)、安和桟橋の安全対策と知事が事故映像を確認しない理由についてお答えします。

安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。また、安和桟橋出口において、車両乗入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置しました。事故の映像につきまして、県としては、今後の安全対策を検討する上で参考となると考えたことから、実務を担当している土木建築部において確認を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、宿泊税導入に係る離島住民の負担軽減についてお答えします。

宿泊税については、離島住民を課税対象外などとするよう離島市町村議会からの要請等があり、これらの解決に向け検討する必要があり、６月議会での提案を見送りました。県では、学識経験者等専門家の意見を聴取の上、導入予定５市町村、関係団体及び総務省との調整を重ねながら、離島住民への配慮等について整理してまいりました。具体的には、離島から要望の強い部活動など教育活動に伴う宿泊等については、県と５市町村ともに課税免除とし、拡充すること。通院に係る宿泊等については、県と離島市町村が連携し、現行事業の拡充に取り組むこととしております。これらの対応方針について、要請のあった離島市町村議会の議長等に対し直接説明し、理解が得られたことから、今議会で条例案を提案したものでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)、尖閣諸島等における中国の動向に対する見解についてお答えいたします。

アジア太平洋地域の安全保障環境については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試みなど、より厳しさを増しているものと認識しております。そのため、同地域の関係国・地域が、平和的な外交により、対話と協議を通じて相互信頼関係の構築に努めていくべきであると考えております。

県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で沖縄県の地域外交の重要な役割と考えており、このため、観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤として様々な交流を進めてまいります。

同じく１(6)、ワシントンＤＣオフィス社に係る知事の責任についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、文書による意思決定がなされなかった結果、同社の経営状

況の議会への報告など法令の定める手続が行われず、また、様々な疑念を招いたことを重く受け止めております。知事は、県の事務について包括的な執行管理権限を有するとともに、内部統制の最終責任者であり、これまでワシントン駐在に関する不適正な事務処理について必要な対応を決定し、また令和６年度沖縄県内部統制評価報告書においては、当該事案を重大な不備と位置づけたところです。現在、令和６年度内部統制評価結果を踏まえ、総務部において、職員の責任に関する調査を実施しているところであり、服務規律の徹底と再発防止に向けた取組を進めながら、公務の遂行に対する信頼回復に全力で努めるとともに、百条委員会の審議も踏まえ、適切な時期に知事として何らかの判断を示すものと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、八重山地域の課題についての(1)、旧八重山病院跡地利用の進捗状況についてお答えいたします。

病院事業局では、旧八重山病院跡地を南北に分筆し、令和７年８月に不動産登記を完了しました。跡地の南側１万733平方メートルを職員宿舎建設用地とし、北側の余剰地１万3600平方メートルは、県の公有財産管理運用方針等に準じて、処分手続を行っているところです。

病院事業局としましては、現在、県内部の利用要望照会を行っており、要望がなければ、令和７年10月下旬を目途に、地元自治体へ取得要望照会を行いたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、八重山地域の課題についての(3)、与那国町の医療体制に対する県の対応策についてお答えします。

与那国町診療所の運営に関しては、現在の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が令和８年度以降、指定管理を更新しない旨の意思を示されていることは承知しております。県では、令和７年７月に知事が琉球大学を訪問し、与那国町診療所をはじめとする離島診療所への地域枠医師の派遣について要請する等、医師確保に向けて取り組んでおります。また、９月に池田副知事が上地新町長と面談し、令和８年４月以降与那国町が無医地区にならないよう、町と引き続き調整を行うことを確認しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、運動会等の簡略化についてお答えいたします。

学校行事等に保護者など地域の方々が参加し、喜びや感動を共有する機会を持つことは、子どもの豊かな情操を育む上で重要であると考えております。運動会等の学校行事は、教育的意義を十分に踏まえつつ、教育課程をより効果的に実施する観点を含め、各学校が子どもや地域の実態に応じて時期や内容を計画し、実施しております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会や学校と連携し、学校教育全体を通して、豊かな感性や創造性等を育む教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　では、私からお答えいたします。

今、大浜議員がお話しになりました事故の映像については、土木建築部長から答弁をさせていただいておりますけれども、事故の映像につきまして県としては、今後の安全対策を検討する上で参考になると考えたことから、実務を担当している土木建築部において確認を行っていただき、私へはそのための対応策について報告を頂いているということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　もう一度だけいいですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁になっていないのではないかというお声がありますけれども、私は土木建築部がそれを確認をして、私に報告をしたということで、私はそれを了としているということも答弁させていただいております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　議長、順番を変えて……

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　八重山病院の跡地利用についてですけれども、これ要望の照会の期間、どれぐらい見ていますか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　照会期間を現在、令和７年９月19日から10月９日までの３週間で行っているところです。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これ時間もないので、２週間ぐらいに縮めてもらえませんか。できると思いますよ。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　仮に石垣市が取得を要望した場合に、石垣市から提出される利用計画等々、ちょっと不確定なところがありますけれども、その間に今の３週間、その間の中に入ってしまうんですけれども、いずれにしてもできるだけ速やかに売却できるようにやっていきたいと思いますので、御了解お願いします。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　次にサーチャージの件ですけど、検討と調整中ではないんですよ。もし部長が島民だったらと思って、自分事のように考えてくださいね。これ予算の問題もありますけど、これ必要な予算は容易に計算できると思いますよ。問題はいつからできるかですよ。そこを明確にお答えいただけませんか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　サーチャージの問題につきましては、その問題解決に向けて、町のほうとは２月から意見交換をさせていただいております。それを踏まえて、航路事業者と４月から５月にかけて、このサーチャージ分を運賃に転嫁できないかと。そうすることによって、交通コスト事業のほうで適用できるというふうに我々も考えておりまして、その方向で今、地元、それから国のほうともいろいろ相談させていただいている状況にございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　スピードアップ、お願いをいたします。

次に与那国の医療体制なんですけれども、この地域医療振興協会は県のドクターバンク制度の委託先で、約460名以上の登録と年間5500万円の予算も投入されているというふうに聞いております。なぜ医師派遣が困難なのか。私は台湾有事の懸念というような問題、これは枕言葉だと思っておりますけれどもね、今後の対策を協議された池田副知事、今どういう状況で、どのような方向性なのかちょっとお聞かせください。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　私のほうは、先ほど大浜議員おっしゃるように台湾有事とかありましたので、７月９日に地域医療振興協会の会長、そして理事長などと意見交換を行いました。台湾有事というのは、実際はその主な要因とかではなくて、その後、正確な情報交換をもう一度したんですけれども、医師の退職が相次いで、ドクターの確保が今非常に困難であるという御説明で、そのため来年度、令和８年４月からの指定管理をちょっとお受けすることは困難であるという御説明でした。このため９月４日ですかね、上地新町長とお会いしたときにも、４月以降、無医地区とならないように連携して取り組んでいくということを確認させていただいたところです。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　登録数だけは増えているんだけど、なかなかここから派遣されないというのが非常に不思議でならない。それで、町のほうは県立を要望しているけれども、これはなかなか時間がかかる。指定管理をまずやるのか、その辺のサジェスチョンをしっかり町にやってもらいたいというふうに思いますけれども。知事、お聞きしますけど、この離島医療の充実と維持は県政の重要な行政責任です。住民に無医師地区には絶対にしないと、これ約束してほしいんですけど、知事どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど池田副知事からも答弁させていただきました。そのように一生懸命対応していきたい、頑張っていきたいと思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　いや知事、必ず医師がいないような状態にはしないと、明確にもう一度言ってくれませんか。そのほうが町民が喜ぶんです。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　引き続きしっかり頑張ってまいります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　我が会派の代表質問との関連についてですけど、教育長、これ早急に見直したほうがいい。今のままだと情操教育とか地域との親和性が育

たない、子どもに。早急に見直すべきだと思うけどどうですか、来年から。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員からお話がありました、これまでの運動会のよさ、私も十分理解をしているところであります。しかしながら、子どもたちの環境は今大きく変化をしておりまして、その運動会が見直しをされている背景を少し見てみますと、まず１点は何といっても暑さの対策であります。近年、気温上昇によりまして、午後の時間帯は特に熱中症のリスクが高くなっております。子どもの体への負担や安全面を最優先に考え、現在は午前中のみ実施する学校が多くなっている状況にあります。また、文部科学省からも業務改善の通知が出されており、行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を検討することが求められているところであります。各学校もそのような環境の変化、あるいは施策の方向性を踏まえ、試行錯誤を重ねながら工夫し取り組んでいるものと承知をしております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　よろしくお願いします。

知事の政治姿勢についてに移ります。

ア、目玉事業に位置づけされたGW2050の件ですけれども、これ経済界主導の政策提案が新しい振興策として据えられたということです。本来なら知事が主体性を持って取り組むべきだったんではないかなというふうに思うんですけど、知事どうですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ゲートウェイ構想につきましては先ほども答弁させていただいたとおり、強くしなやかな自立型経済の構築に資する取組として、県としても受け止めております。本県として優位性や発展可能性が存分に引き出せると認められるアイデア等については、連携して進めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　本来はもっと主体性を持つべきだったんじゃないかなと思いますが、結局、県が後追いするような格好になっているわけでありますけれども。ここで、ちょっと知事に聞きたいんだけれども、知事はなぜ経済界と密な連携関係が築けていないのか。これは知事のリーダーシップ不足ではないかと疑いたくなりますけど、知事、どうなんですかそこは。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は、機会あるたびに経済界からの要望・要請も受けておりますし、また、忌憚ない意見交換をする時間なども設けるように努めさせていただいておりますので、特に、我々の信頼関係に毀損はないものというように受け止めております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　それなら最初から一緒に動くべきでしたね。

そこで聞きたいんですけど、知事は自立型経済とか地域外交とか、21世紀ビジョンの理念は強調するけれども、実は具体的な施策の進捗度合いが乏しいのが現実だと。これはもう我々の評価でもあるし、県民の評価でもあると思います。知事は今回も含めて、今後においても特に沖縄の未来を見据えた、特に経済政策を構想して具現化していく、そういう力をもっとつけるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、知事の言葉でお答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　この間、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画あるいは実施計画に基づいてそれぞれの事業を計画し、予算を立ててしっかりと取り組ませていただいているというように思っております。その効果も相まって観光の回復、それに伴う各分野での人材不足のための人材確保の予算等々、目に見える形で丁寧に事業と予算を執行させていただいてるというように考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　今後とも、経済界との密な連携は今後の沖縄の将来にとって必要ですから、ぜひそうしていただきたい。

子どもの貧困についてお伺いします。

沖縄こどもの貧困緊急対策事業は、10年間で累計額は幾らになりましたか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

沖縄こどもの貧困緊急対策事業の予算総額ですけれども、平成28年度から令和７年度までの10年間で、約144億6600万円となっております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　知事、これだけの事業費を投じてきたわけでありますけど、依然として全国平均の2.2倍の水準で悪化しているということがあります。こういう成果しか今、出ていないわけですよ。これどう思うんですか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

これまで子どもの貧困対策に取り組んできた結果、子どもの貧困世帯の割合が平成27年度より8.1ポイント改善しまして21.8％となっているほかに、保護者

の正規雇用率の改善、それから子どもの自己肯定感の向上などが調査結果から確認されており、一定の効果を上げているというふうに一応考えております。ただ、課題については、昨年のこども調査でも明らかになったんですが、物価高騰の影響により生活が苦しいという世帯が増えているので、継続した支援が必要だというふうに考えていまして、昨年度策定したこども計画の中にも、最重要課題として位置づけたところでございます。

今後も、こども・若者計画の最終年度である令和11年度の目標値であります子どもの貧困世帯の割合17.9％を目標として、関係機関と連携を密にしながら、横断的・重層的な切れ目ない支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これは、事業費が効果的に使われているのかどうかっていうのをもう一度僕は精査したほうがいいと思う。このＰＤＣＡの精度がどれぐらいのものか、どういうふうに確認しているか。そして国に対してどのような協議を重ねて、今後もやるのか。これストップしたら終わりですからね。だからＰＤＣＡの精度がどうしても甘いと思うんだよ。そこで今このような観点から、厳しく見ていかなければいけない。事業費の問題、よこもつ経費の問題。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　子どもの貧困対策につきましても、ＰＤＣＡを毎年回させていただいて評価をいただいているところでございます。初めての調査をいたしまして、今年度でちょうど10年目になるという節目でございます。子どもの貧困対策につきましては、沖縄振興計画の中間見直しを見据え、これまで実施した調査結果を総括して、効果、それから課題を整理することにしておりますので、その辺の中で整理してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　それでは揮発油税暫定税率廃止議論に伴う軽減措置への影響についてお伺いしますけれども、この暫定税率が廃止されれば、沖縄では７円の軽減が消え、1.5円の逆転負担が起きる。1.5円の県税は離島への石油製品の輸送費、年間10億円の生活支援に直結しているということです。知事は、県民生活に直撃するこの逆転負担を絶対させないことを国に保障させる覚悟を持って交渉できますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　問題認識は、議員と全く一緒の立場でございます。そのために７月下旬から８月上旬にかけて、法案を提出する政党のほうを中心に御説明したりとか、また８月の中旬には衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会宛て、また９月には暫定税率廃止に関する与野党実務者協議の関係者宛てに要請を重ねているところでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　特措法の期限が来ますね。いつでしたか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　令和９年の５月までででございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　次回の特措法の交渉は、これまでより相当ハードになると思いますよ。仮に最悪の結果として特措法延長ができなかった場合、県単独で年間10億程度の輸送補助制度が維持できますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　令和６年度の税制改正において政権与党から、この延長に当たって４つの条件が出されております。１つは本措置の趣旨、２つ目に地球温暖化対策の観点、３つ目に県内離島のガソリン価格への対応、４つ目に強い沖縄経済の実現に向けた沖縄振興策との関係。これを踏まえて在り方を検討することになっておりますので、それを踏まえ、現在、そういった課題に対して整理をしている段階でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これにプラスアルファ、離島住民の定住安定というのも入れたらいい。これを持って僕は交渉すべきだと思う。知事、これは知事が説得力のある理論武装をして、交渉しなければならないというふうに思うし、これは知事の政治責任というふうに思っているんですよ。そういう自覚が知事ございますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　関係要路に対して、先ほども丁寧に部長から説明をさせていただきました。暫定税率が廃止された場合でも、同様の軽減措置が講じられるよう、令和９年５月までの延長について要請をさせていただいております。なお、沖縄県の経済動向、あるいは経済方向を考えるところは、国においても、やはり強い沖縄経済を構築するということについては、考えは一致していると思っておりますので、引き続き御検討いただけるものと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　覚悟を持って交渉していただき

たいと思います。

特定利用について、県が合意しない理由についてお伺いします。

部長の答弁は、国からの説明を理解しているのか、理解しようとしていないのかよく分かりません。他県の情報も精査していない。そこで知事にお聞きしますけど、知事、先島地域の議会から今回も要請、意見書が出ましたけれども、特定利用の空港・港湾の指定に合意しないのは、知事の政治的立場を優先しているから合意できないんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　特定利用空港・港湾の整備については繰り返しになりますが、民生利用を主とするものであるということで、費用対効果分析が求められます。これは民間の需要が求められるということでございます。予算についても、通常の公共事業予算で行われるものと国から伺っております。海上保安庁、自衛隊のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して予算の配分を優先的にしたかというのは、制度上困難であるということを国から伺っておりまして、土木建築部としましては、指定されたほかの道県の施設の整備の状況、あと予算の状況等も注視していく必要があるものと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　これは聞いていますよ。だから、部長答えなくていい。これ以上答えられないんだから。

次に移りますけれども、知事はある意味、政治的な理由があって、特定利用ということで制度のラベル――名称に反発して、本来災害時や住民保護、民生利用の活性化を通した離島振興に資する公共インフラの整備を拒否しているのと同じようなことになるんですよ。知事、そこはどうなんですか。これ部長は答えなくていい。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　この空港・港湾の整備、先ほども部長が答弁させていただいておりますけれども、既存制度で実施をすると。既存の制度、予算を講じるということですので、では全国で特定利用空港・港湾等に指定されたところが優先的に整備されるのか、あるいは何か特別な措置がされるのかということについてはしっかり調査をしたいということでありまして、そのことをるる説明を申し上げているということであります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　ほかのところではやっているじゃないですか。そこを調査すればいいだけの話ですよ。何で――合意すれば別に構わないことですよ。知事、那覇空港はもう特定利用空港に指定されています。沖縄観光需要の拠点の施設であり、自衛隊も共用しています。また、整備を通して災害時や有事の際の住民避難や抑止力を高めることを目指しているというのが見解です。同様に離島地域において必要なインフラ整備は、知事の政治的立場よりも県民の命や住民生活を優先して国に求めるのが、知事の行政的かつ政治的な責任ではないかと私は思うんですよ。知事、ちょっと答えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御指摘の離島住民を軽視しているという考えは毛頭ございません。我々は、きちんと離島においても生活が安定できるよう、空港・港湾がしっかりと利用できるように整備を行ってまいりたいという考えは、従来から変わっておりません。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　であるならば、今回、石垣市議会から意見書が出ました。しっかりと対応するような行動を取ってもらいたいと思います。

尖閣諸島及びフィリピンの問題等々に関連する地域外交姿勢からの見識についてお伺いします。

知事、南シナ海においてフィリピンが提訴し、中国との間で争われた国際仲裁裁判所の判決結果の内容と判決後、中国がどのようなことをしたのか。それをどう思われるのか、御答弁を願います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　報道等によりますけれども、国連の海洋条約に基づくオランダ・ハーグの仲裁裁判所は、南シナ海での中国の海洋進出をめぐり、中国が主権を主張する独自の境界線――九段線には国際法上の根拠がないという認定をしたということは承知しております。一方、中国の習近平国家主席は、南シナ海の島々は昔から中国の領土であると。判決に基づくいかなる主張や行動も受け入れないと強調しているということも承知しています。また、フィリピンの外相等については、フィリピンは画期的な判決を尊重し強く支持する。紛争の平和的解決のために引き続き努力するという趣旨のことを述べたということで承知しております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　この仲裁裁判所で中国の意見はほとんど退けられて中国は完敗したんですよ。負けたんですよ。しかし、それは紙切れ同然だと言って、自

分たちの主張を繰り返し、正しいと言って主張している。

次に移りますけど、今回、フィリピンのＥＥＺ内のスカボロー礁において、中国が国家級自然保護区を設定して自国領ということにしました。先ほどの問題と関連します。これもどういうふうに思うか。これは、僕は知事に地域外交姿勢からの見識について聞いているので、るる説明は結構。どう思われるかというのを僕は知事に聞いているんだから、知事が答えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど国際裁判のほうでも申し上げましたが、フィリピンの外相等については、フィリピンは画期的な判決を尊重し強く支持すると。紛争の平和的解決のために引き続き努力するというふうな趣旨で述べています。

沖縄県としましても、地域の緊張緩和や信頼関係の構築のためには、やはり対話による解決、外交による解決が必要であろうというふうに考えております。

以上です。

○大浜　一郎 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　国境等に関する紛争あるいは問題に関しては、一義的には国同士で解決すべき問題であるというように考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　人の土地を自国領だというふうにして、勝手なことをするのが中国なんですよ。それを言っているわけだ。それをちゃんと認識しないと、知事。笑い事じゃないよ、これ。これはどのような法的根拠でそのようなことが起きたか、知事、御存じですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　繰り返すようで大変申し訳ございません。沖縄県の地域外交の姿勢は、地域と地域が信頼関係を構築し、もって相互の交流と平和に貢献したいということが地域外交の基本方針です。ですから、先ほども申し上げましたが、国家間における紛争等、特に国境についての問題、あるいはその領内における課題については、当事国であるその国同士でしっかりと話し合っていただきたいということを申し上げている次第です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　その辺が次につながるわけですよ。

尖閣諸島について中国から日本に対して、当面、共同管理をしようじゃないかという通告があると聞いております。知事は地域外交の実利として、共同管理を仮にした場合、仮にその海域が平穏な海域にと希望するのであれば、中国の通告を前向きに検討して、静かな海を取り戻そうと、共同管理もいいんじゃないかというようなことを国に進言しますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　尖閣諸島周辺地域は我が国の領土・領海でありますので、そのような仮定の話にはお答えしかねます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　実はそのようなことが報道でまことしやかに出ていると。この共同管理というのが出たときに、知事はどのような対応でやるのかと、どのような対応をするのかということを聞いているわけですよ。静かな海になることを保障するんだったらどうしますかと。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　我々は、そのような仮定の状況については検討したことがございません。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　きっぱりと断るべきです。こういう話には一切乗らないことが僕は肝要だと思うし、これは知事としての、僕は正しい姿勢だと思う。絶対にそんな話には耳を傾けるべきじゃないと思う。これはもうぜひ覚えておいていただきたいと思う。

百条委員会における問題について、ちょっとお伺いします。

これ、知事、我が会派からも様々な質問がありました。ＤＣオフィス社の問題に関わった知事を筆頭に、行政担当者が誰も分からない、知らなかった、覚えていない――昨日も覚えていないって発言がありましたね。この無責任な答弁に終始しているんですよ、ずっと。これはもう隠蔽性にまみれた行政行為、これに９年間、県税を出し続け、議会への報告も一切してこなかった。さらにこの問題に対して、第三者の公的評価や県監査委員からは違法性満載だと強く指摘されている。しかしながら、ここが問題なんだけれども、知事自身を含めて主体的に誰も責任を自覚していないことが、この問題のあきれた本質なんですよ。知事は、監督責任の放棄の張本人であるということに今なっとるんです。知事はどういう責任を県民に示すのか、そし

て議会に示すのか。明確な答弁を知事御自身から頂きたい。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず、議員御指摘の違法性満載という言葉については、私はそのような言葉が使われたということは存じ上げておりません。ですから、そのようなことはないというようなことは御指摘をさせていただいた上で、私の考えを述べさせていただきます。

県の事務について、包括的な執行管理権限を有するとともに、内部統制の整備及び運用に関する最終責任者として、ワシントンＤＣオフィス社について、地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていない事態が生じたことを、私は重く受け止めております。このような事態を踏まえ、行政の長として、令和６年12月に法人の設立について文書で意思決定をした上で、株券については公有財産として登録し、駐在職員については営利企業従事許可の手続を取り、令和７年２月に議会に対して経営状況報告書を提出するなど、改善の措置を講じ、令和７年６月にはＤＣオフィス社の解散等手続を完了したところです。当然引き続き必要な措置を講じていくとともに、高い透明性の確保を前提に、法的な論点を整理しながら、ワシントン駐在の新たな体制について検討していきたいと思っております。また現在、令和６年度内部統制評価結果を踏まえ、職員の責任に関する調査を実施しているところであり、服務規律の徹底と再発防止に向けた取組を進めながら、公務の遂行に対する信頼回復に全力で努め、適切な時期に私の判断を示してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○大浜　一郎 議員　総時間がなくなってしまいましたね。

シカイトゥ　ミーファイユー。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　島袋大です。

知事、私、県議会を代表しまして、この間、北米カナダへ行かせていただきました。与野党の皆さんで行きましたけれども、カナダへの移民125周年、県人会の皆さん方と話しましたけれども、そこで島袋大さんですよねって言われまして、県議会をユーチューブで見てますと言われまして、北米の方々も見られて、感謝しますと言ったんですけど、島袋さんと知事は仲が悪いんですかって言われて、仲が悪いんじゃなくて、県民の生活のためにお互い激論をしているんですよという話をさせていただきました。今日もこういった形で映像を御覧になっている方々もいると思いますから、真剣に県民の生活を守るためには、お互いの思いをぶつけ合って、いい方向性を見いだせたらいいかなと思っていますので、ひとつ今日もやっていきましょう。よろしくお願いします。

まずは、令和８年度概算要求についてお聞きします。

令和８年度概算要求は2829億円となりました。令和７年度概算要求は2820億円、９億円の微増となりましたけれども、昨今の物価高騰を鑑みますと、私は政府もそれなりに頑張ったと評価しております。令和６年度概算要求が2920億円だったことを考えると、令和７年度はマイナス100億円の2820億円、それを考えても令和８年度はそれなりに予算を積んでくれたと私は思いますけれども、当局の評価はいかがですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を行いました。今回の概算要求では、物価高騰への対応も含めて、沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求が盛り込まれたことなど、御配慮いただいたものと考えております。しかしながら、概算要求額は、県が要望した3000億円台に届かなかったこと、沖縄振興一括交付金は、県と市町村が求めてきた所要額となお乖離があるものとなっております。

県としましては、内閣府をはじめ関係機関と連携を一層密にし、今後の予算編成過程において、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額3000億円台が確保されるよう取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　肌感覚ですけれども、上京して要請活動、勉強会、そして官僚との意見交換をしていますと、財務省の力がかなり強くなっていることを私は感じます。そんな中で、2829億円を要求するのは、かなり内閣府も頑張ったんじゃないかなというふうに私は評価しているんですけれども。ちなみに、この概算要求が出た直後、我々沖縄県議会の与党の皆さん、オール沖縄の皆さん方が沖縄予算の3000億円の確保と要請しているんですよ。あれ何だったんですかねと私は感じていますけれども。概算要求で3000億円の確保を要求して、その後に満額確保してくれという要請ならまだ分かりますよ。我々自民党本部にも要請に来たそうですけれども、関係者も概算要求後に3000億円――概算要求出た後に3000億円の要求というのは、どういう意味なのかねと。これは内閣府も含めてみんな首をかしげているんですよ。これはまさに、少

数与党って国会で言われている中で、我らオール沖縄の皆さん方は、何ら今までこういう議論をしていなかったということですよ。何かあったら自民党の人が言えばいいという感じですよ。全く汗をかいていないですね。ただ単に反対運動だけすればいいという組織ですよ。だからこそこういう予算要求も私はできないんじゃないかなと思っていますよ。

さて中身についてですけれども、概算要求の一丁目一番地にGW2050のプロジェクトをはじめとする駐留軍用地跡地の利用推進と書き込まれたのは、大変画期的なことだと私は考えています。この、予算の中の帯――題目を中心に、これから那覇空港の拡張や充実化、那覇軍港の跡地利用、そしてさらに以北の跡地利用を進めていくことは、今のうちから動き始めないといけないという施策なんですよ。その意味から我々沖縄自民党は全力で支援するつもりですけれども、県の評価をお聞かせください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　同プロジェクトにつきましては、県としましては、本県の優位性や発展可能性を存分に引き出すことができると認められるアイデア等について、連携していきたいという考えを持っております。また、内閣府におきましては、令和８年度予算概算要求において、同プロジェクトの早期実現に向けた取組の一環として、駐留軍用地跡地の先行取得等を引き続き強力に推進するとしております。こうした国における米軍基地の早期返還と跡地の効果的な活用等を目指す同プロジェクトの早期実現に向けた取組とも足並みをそろえ、本県が着実に推進していくためにも、駐留軍用地跡地先行取得事業をはじめとした関連予算の確保を連携して求めてまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　前向きな答弁ありがとうございます。

そんな中、９月11日に東京で開かれた立憲民主党の沖縄協議会において、このゲートウェイについてぼろくそに否定している記事を見ました。愕然としましたよ。県が自主的に計画を策定して、政府がサポートするべきだとか、民間計画をそのまま丸のみにして進めていくのはいかがなものかなど、立憲民主党は言いたい放題だと思っていますよ。他党のことはどうこう言いませんけれども、それならこういう人たちがこの計画を上回る新たな振興策を出しなさいって言いたいんですよ。申し訳ないですけど、沖縄県側もこのような計画を策定できなかったんだから、しびれを切らして経済界が進めてきたということを理解しないといけませんよ。ピーチクパーチク文句を言うのは簡単ですよ。なら皆さんの計画を出してくださいということですよ。我々沖縄自民党は経済界のこのゲートウェイに共感して支えていきますよ。あなた方は文句ばっかり言ってどうするんですか、対案を出してくださいって言いたいですよ。知事、あなたはこの立憲民主党が言っていることをどう思いますか。あなたも同じ考えですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今議員がおっしゃったことは、他党の方々の御意見ということで我々も承っておりますけれども、県としましては、均衡ある県土の発展と米軍の跡地利用の促進については、これは政府も市町村も経済界も同じ方向に向いているというふうに考えております。その上で我々は今、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて、着々と事業を進めておりますし、跡地利用につきましても当然市町村が主体となる計画の中に、県、国が一緒に関わってつくっていくという方向性には間違いございませんので、引き続きその方向で協議を進めていきたいというように考えています。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　他党のことを私どうこう言うつもりはありませんけれども、これだけ少数与党になったからお互い関係なしに、がっちりスクラム組んでいこうなら分かりますけれども、やってきたことに茶々を入れて、自分たちは対案もないくせにこういうことを言うこと自体、おかしなものかなと私は考えているんですよね。

今後予定されている補正予算についてお聞きします。

現在総裁選が行われている最中ですけれども、誰が総理になっても補正予算は必ず組みます。毎年、我々沖縄自民党は、この９月議会には補正予算に対する注文をつけてきていますけれども、基本的に沖縄県の補正予算に対する認識が弱い。その意味において、今回早めに準備するということで私は要望したいんですけれども、前回の議会で土建部長と議論させていただきましたけれども、皆さんが危惧しているハード交付金について、今回沖縄自民党は、私が代表して上京しまして、沖縄振興調査会と政府に対して、具体的に河川事業、道路事業、街路事業、無電柱化、区画整理事業を令和８年度の予算もしくは今度の補正予算で前倒しで拾うように強く要望しました。この個別の箇所については言及しませんが、おおむねこのような事業を確

実に拾ってもらおうと思いますけれども、土建部長どう思いますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　議員おっしゃられた調査会に要望をしていただいたことは承知しております。我々としましても、今年度の補正予算については、今のうちから弾出しといいますか、執行可能額というのはもう既に調査を始めておりまして、補正予算については、政府の動向も見ながら、手を挙げて確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　我々沖縄自民党は、前回政府には県民の生活を守るために水道事業を拾ってもらいました。今回も補正でこのような事業を拾ってもらおうと考えております。土建部長、これから内閣府沖縄振興局からその調整が必ず行くと思っております。そのときに出遅れないよう政府と調整する準備はしておいてください。我々沖縄自民党から要望した詳細も引き継ぎますので、そのつもりで取り組んでいただきたいなと思っています。ぜひその決意をお聞かせください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　県民の生活及び経済の安定、そして県勢の発展については、与野党など政党の別なく、我々しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き御協力賜りますようよろしくお願いします。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　我々沖縄自民党はウイング広げてやっています、間口も広げております。オール沖縄が何もしていないからですよ。そこは我々しっかりと汗をかいていきますよ、知事。
　次に、安和桟橋における事故対応についてお聞きします。
　まず県警と、土建部にも聞きますけれども、県当局は安和桟橋出口付近にラバーポールを設置しましたけれども、本来ラバーポールというのはどのような目的で設置されると思いますか。県警と土建部の認識をお聞かせください。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　一般論として申し上げますと、ラバーポールは、道路管理者が交通の安全を確保することを目的に設置しているものと承知しております。
　以上です。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　県警察のほうからも答弁ございましたが、車両の逸脱ですとか、その辺を防止するための安全対策として設置されるものでございます。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　私が認識しているラバーポールは、車道と歩道を区別するために境界部分に設置するものであり、車両に飛び出す人や歩道へ進入する車を防ぐことができず、今回未然防止になっていないんじゃないかなと理解するんですけれども、次に移ります。
　この事故後、何件か同じ事故になりかねないことが起きたそうですけれども、状況を伺います。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　安和港出入口におきましては、昨年６月28日の死傷事故が発生した後も、危険な抗議活動が見られますが、個別具体の状況についてはお答えを差し控えさせていただきます。
　以上です。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　この抗議活動、妨害者ですね、事故が起きて１年たちますけれども、既に２回ぐらい同じようなことが起きております。私が前回の議会、６月27日の金曜日10時から一般質問しましたけれども、そのときにもこの安全対策聞きましたよ。何かしら同じような事故が起きたらどう責任取るんですかと聞いたら、責任者である私もしっかりとその辺は対策を打ちますという答弁でしたよ。それにもかかわらず、４時間、５時間後のお昼の２時に、同じように飛び出して警備員がけがをして、という事故が起きているんですよ。これ耳に入っていますか、どうですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　道路上で起きたトラブルですとか事故ですとか、道路管理者のほうに全て報告が来るわけではございませんで、その件についても確認はしておりません。
　以上でございます。
○島袋　　大 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時９分休憩
　　午前11時９分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　死亡事故が起きて１年です。あらゆる対策をしましたって言っているけど、改善がされていない。この間、去る議会の中でも飛び出して

ガードマンがけがしているんですよね。そこで県警が連携していろいろやっているかもしれないけど、この報告の意思疎通はないのか。ここを問いたいんですよ、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　繰り返しになりますけれども、道路上で起きた事故等に関して道路管理者に全て通報が来るものではございませんので、一般的にそういう事故について、土木事務所とかに報告が来ることはございません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　ただいま御指摘のありました事案につきましては承知してはおりますが、その詳細についてはお答えを差し控えさせていただきます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　死亡事故にならないと、知事部局は耳に入らないということで理解していいんですか。知事の会見においても、ラバーポールを設置することで車両からの視認性を高め、事故の未然防止に取り組んでいるなどと発言があったが、なぜラバーポールの設置が今回のような事故の再発を防ぐ対策になるのか、全くもって私は理解できない。その辺りもっと詳しく説明してください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路法に基づきますと、道路管理者が歩行者を含みます道路交通を規制するというものにつきましては、道路の破損ですとか欠壊など、あと道路工事のためにやむを得ない場合等に限定されております。今回ラバーポールを設置しましたのは、国土交通省から発出されております歩道の一般的構造に関する基準というものがございまして、交通安全対策としまして、車両乗り入れ部以外の歩道への車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、必要に応じて駒止め――これはポールも含まれますが、等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとするという基準がございます。我々としましてはその基準にのっとりまして、ラバーポールを設置して、視認性の確保を図って安全対策を行ったということでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　今の答弁聞いていて、亡くなって１年たつのに同じような――二度と起きないようにと言っておきながら、同じことが起きそうな事故が何件も出ているのに、これで未然に防止されているのか、このポールで。全く話通りませんよ。安和桟橋出入口の安全対策は、事業者である沖縄防衛局において検討がなされるべきとの答弁を行っていますけれども、沖縄防衛局が計画したガードパイプとバリロードについて不許可としています。ガードパイプとバリロードの設置をなぜ許可しないのか、改めて詳しく教えてください。付け加えて、どんな対策なら皆さんは許可するのか。聞かせてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路工事には道路工事施工承認申請等がございまして、ガードパイプやバリロードの設置が申請されてきたのは、この歩道の巻き込み部でございます。これまでも答弁しておりますとおり、歩行者の通行を妨げるものを設置することが適切ではないということをもって不許可としております。なお、巻き込み部じゃない箇所につきましては、鋼製のポールに替えたいということで申請が出てきておりまして、それに関しましては道路管理者として承認しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　沖縄防衛局が検討していたガードパイプとバリロードの設置は、歩道の通行可能な部分を閉塞するものではないと承知していますけれども、ガードパイプやバリロードがどのように歩行者の通行を妨げ、歩道本来の目的を阻害するというのか、詳しく聞かせてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　御指摘の箇所につきましては、車両乗り入れ部手前で、もう植樹帯もないという状況でございまして、そこは歩道ということになります。それを踏まえまして、歩行者の通行を妨げることはできないということになります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　土建部長、土建部長はさっきも話があったけれども、あの悲惨な事故の映像を見ましたか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　昨年度の段階で当時の部長が確認しておりますが、私自身は確認しておりません。

以上でございます。

○島袋　　大 議員　最後聞こえなかった。

○砂川勇二 土木建築部長　私自身は確認しておりま

せん。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　であれば、確認する必要性はないですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　昨年度において、安全対策の参考となるものと思われるということで、当時の部長のほうで確認しておりまして、それに基づきましてできる範囲で法令に基づいて対策を実施したものでございます。なお、この映像につきましては、我々は捜査機関でもございませんし、捜査資料の一部であると考えておりまして、我々が通常確認すべきものではないという考えでございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　亡くなって１年たって、この改善策が全く見られない。これ改善策していませんよ。２度も同じような、死亡事故になりそうなのが出てきているんだからさ。これが亡くなった後の県民に対するやり方かって話ですよ。道路管理の責任者は玉城デニー知事、あなたですよ。その担当部署もあっぷあっぷになっている中で、あなたが映像を見て判断すればいい話なんですよ。どうですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　この事故については現在捜査が進められておりますので、その内容については捜査の推移を待ちたいというように考えておりますが、この間、実は沖縄防衛局と部局において所管のやり取りもさせていただいて、双方で確認をしながら安全対策を講じさせていただいているということも申し上げておきたいと思います。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　これ一県民・市民と言っていますけれども、妨害者ですよ。日頃から歩く人はいませんよ、この通りは。妨害者が暴れているんですよ、ここで。これ何ていうんですか。しっかりと県はその辺を確認してください。
　次移ります。
　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時16分休憩
　　午前11時17分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○島袋　　大 議員　和牛繁殖農家の支援についてでありますけれども、令和７年２月に沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランを策定しておりますけれども、今現在農家への説明などのプランの進捗状況について伺います。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。
　沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランでは、本年３月から５月にかけまして、沖縄本島北部・中南部、それから宮古・八重山の各地区で協議会を設立するとともに、地域の実情に即した計画を策定し、協議会を中心に各種事業、取組等を推進しております。また、当該プランに係る支援事業等の周知を図るため、沖縄県畜産振興公社においては、県内各地域で令和７年度事業説明会を開催するとともに、肉用牛農家を対象に支援事業等のリーフレットの発送等を行っております。
　以上です。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランを策定されましたけれども、パブリックコメントの実施は行ったか伺います。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人 農林水産部長　パブリックコメント等は実施しておりません。
　以上です。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　令和５年の議会答弁、議事録を見ましたけれども、粗飼料への取組の回答をしていますけれども、どの程度増産されているんですか。再興プランまでは、粗飼料自給率が令和５年53％から令和11年65％と７年間で12％しか増産されていませんけれども、これが妥当なんですか。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人 農林水産部長　粗飼料の生産につきましては、今プランのほうで数値を上げておりますが、やはり草地がどうしても必要ということでございますので、数値が妥当かどうかということも含めまして、しっかり粗飼料の生産には努めてまいりたいと考えているところでございます。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　「県産和牛肉消費拡大」の中で、「肉用牛繁殖農家の経営安定を図るためには、県産牛肉の消費拡大を図ることが重要である。」と書かれております。消費拡大が図られた際、現在約９割が県外へ販売されていますけれども、どの程度県外販売が減り、子牛の価格がどの程度値上がりするのか教えてください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時19分休憩
午前11時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。
子牛の価格がどれぐらい上がるかということでございますけれども、今、繁殖雌牛が――例えば高齢の牛から生まれた場合、例えば10歳以上の雌牛から生まれた子牛が、令和５年度の子牛平均価格だと43万3488円というデータがございます。逆に10歳未満の雌牛から生まれた子牛につきましては、51万8707円と約８万5219円価格が上がるということで、そのため県としては、高齢の雌牛を若い雌牛に更新するような事業を展開しているところでございます。
以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　生産技術や事故率――牛の死亡ですね、課題もあると思いますけれども、畜産振興公社の取引実績データによりますと、令和元年の平均体重が272キロ、２年が275キロ、３年が276キロ、４年が279キロ、５年が282キロ、６年が286キロと、赤字経営が続く中、農家は相当努力を行っていることが数字に表れていると私は思っていますけれども、この事故率においても、夜間診療の中止などで農家への負担は増えるかと思われますが、農家には限界があると思っております。このように、和牛繁殖農家は高く売るための努力をし続けておりますけれども、現在の世界情勢に左右されて厳しい経営が続いておりますので、中長期的な計画での支援ではなく、即効性のある支援に方向転換するべきではないでしょうか、どうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時23分休憩
午前11時23分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　県では畜産の経営安定を図るため、配合飼料費の一部補助でございますとか、子牛競り価格下落に対する補助、あと先ほど申しました優良繁殖雌牛の更新に係る支援等を実施しているところでございます。また国のほうも、肉用牛の経営安定対策の強化等にも努めているところでございます。そういった国の制度もしっかり活用していきながら、畜産農家の経営安定を図るということに努めていきたいというところでございます。
以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　次です。
沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業の保証基準価格が55万円とありますけれども、現在の損益分岐点の価格に変更し、農家を支援する考えはないですか。伺いたいです。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業の保証基準価格については、国の肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格と全国及び県内の生産費等を勘案して設定しているところでございます。国の保証基準価格につきましては、令和７年度には56万4000円から57万4000円に引き上げられたところでございます。また、国の保証基準価格の見直しに伴いまして、県の保証基準価格についても、55万2000円に引き上げたところであり、肉用子牛の価格下落時における補塡金が発動しやすくなるように見直されているというふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　この間、経済労働委員会をちょっと拝見しました。経営技術の数値と現状で差があると認識していると回答し、現在の数値に当てはめて活用することが可能で、現在も指導現場等で広く問題なく活用されていると回答しておりましたけれども、現在の数値を当てはめた場合、今現在、国・県が補塡している金額で経営が成り立つと思いますか。平均価格が60万円を超えたことにより、補塡金の発動がなく厳しい経営と理解していると回答しておりますけれども、県が試算する１頭当たりの販売金額は、幾らで売れば分岐点を下回らないと考えていますか。その金額が農家へ補塡する金額ではないでしょうか。どう思いますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時25分休憩
午前11時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。
国の経営調査等でこういった生産費等も出されているところでございますが、今子牛の価格につきましては上がっておりまして、直近では、平均価格65万9025円というところでございます。こういった国の経営調査等のものも含めて試算しましたところ、やはり１頭当たり、一定程度の所得が確保されているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　畜産振興公社のデータによりますと、令和元年の取引金額が約170億円。農家の経営は成り立っていたと思いますけれども、しかし令和５年は120億円、令和６年は110億円と、直近２年で相当な損失が出ていると思います。その損失は農家の貯金や借入金でカバーしていると思いますけれども、県が行っている支援では全然足りないと私は思っています。努力の限界を感じますけれども、どのように感じ、どのように支援の改善が必要だと考えますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

肉用牛再興プランの中で経営サポートチームというものを編成いたしまして、その中で農家からのこういった資金の相談とかも受けているところでございます。また国も、近年のこういった畜産の経営の厳しさというのを御理解いただいたということで、今年度、資金繰りの安定化を図るために、これまで１年分の償還金の上限が決まっていたものを、３年分の償還額を長期低利で借り換えることができる酪農肉用牛担い手緊急支援資金等の新設も行っているところでございます。そういった資金等も活用させていただきながら、農家の経営安定に努めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　担当副知事であります――初めてですけれども、大城副知事に聞きたいと思います。

農林水産部を所管していると思いますけれども、沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランを御存じですか、副知事。

○中川京貴 議長　大城副知事。

○大城　肇 副知事　細かくは知っておりません。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　ひとつまた、その辺は内容を把握してください。

繁殖農家は約５年間、経営悪化の状況が続いており、借入れやリスケ等でどうにかつないでいる状況であります。また、100軒の農家が廃業や離農に至っているんですけれども、現在の体力のない繁殖農家に若返りを目的とした入替え事業を行うこと、借入れを進めることは、経済学を専門としてきた大城副知事としては妥当と思いますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

この肉用牛優良繁殖雌牛更新で、先ほど申しましたとおり、子牛の販売価格がやはり優良な雌牛から生まれたほうが８万円程度高くなるというデータもございます。そういったことも勘案して、畜産農家の経営の安定のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　知事に聞きます。

（パネルを掲示）　先日、繁殖農家が論壇に寄稿した新聞を私も見ました。この写真は、令和６年３月に畜産農家の現場視察及び意見交換を行ったと私は聞いております。そのとき知事は農家から要請書、要望書を手交されたかと思います。そして所管部署に対策を指示したと聞いていますけれども、多くの農家から意見に沿った支援ではないとの声が上がっています。また、対策を行っているにもかかわらず、多くの農家が廃業や離農しているんですよ。今の支援は沖縄県の畜産頭数を維持する施策であり、農家の数を維持する施策ではないと私は思っているんですよ。農家の支援が急務だと思っています。失われたものを取り戻すには時間がかかりますけれども、食い止めることは早急にできると思います。約５年経過しております。ずっと苦しんでいる和牛繁殖農家のためにも、改善されない施策を見直し、農家の意見に沿った施策を実行すべきじゃないですか、知事。どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は令和５年度から６年度にかけて、離島を含め畜産農家の皆様との意見交換をさせていただきました。その中で、生産者の皆様からは、経営基盤を立て直すための即効性のある支援など様々な御要望を頂きました。その上で、私から農林水産部に対し、具体的で効果的な支援策を検討するよう指示いたしました。この間、飼料価格の高騰対策のみではなく、子牛の価格安定対策や優良畜種の導入対策等、部長からも答弁がありましたとおり、そういうものも含めて82億9000万円を措置し、令和７年度の予算においては、肉用牛繁殖農家の経営安定及び生産基盤強化に向けて、27億1000万円を予算措置しております。そして、その前の令和６年の６月議会でも同じように飼料価格高騰、子牛価格下落等への支援として緊急対策17億8000万円を補正予算として措置をさせていただきました。このように、様々な手だてを講じて何とか経営が安定する方向に向いていけないかということで、日々また様々な情報も収集しながら、本年２月には沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランを策定し、さらなる支援体制を取ろうということで今取り組んでおります。引き続き、畜産農家の経営安定に向けてしっ

かり取り組んでまいります。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　要は結果だと思っていますから、昨日も我々会派からもありましたように、財政調整基金の58億円を活用して何らかの手助け、経営安定につながるような形の施策をひとつまたお力添えを頼みたいと思っています。
　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時32分休憩
　　午前11時32分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○島袋　　大 議員　県立高校について。
　制服の夏場対策について、前回の質問からの進捗状況を伺います。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
　夏場における暑さ対策としての制服の取扱いについては、全県の中学校、高等学校、特別支援学校の生徒指導担当者を対象とした研修会や校長研修会等において、柔軟な対応を依頼したところであります。各学校においては、新たな制服の購入による経済的な負担もあることから、生徒や保護者等の意見を踏まえた対応が検討されるものと考えております。その後、全ての学校の状況は把握しておりませんが、幾つかの学校においては、生徒の声を拾い上げながら、夏場における暑さ対策としてポロシャツ等の準制服の導入や検討が行われていると聞いております。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　今あったように、８月にその会議がされたと聞いております。私が６月に質問して早急に対応してくれたことに感謝しますし、今豊見城高校、小録高校周辺の高校も10月までは高校Ｔシャツ、短パン、トレパン、体育着でもいいということになっておりますから、子どもたちが非常にスムーズに登下校するのは目に見えます。中学校も生徒指導の先生方が子どもたちをチェックして、我が豊見城の一部の中学校は同じような体育着、短パン登校になっていますから、こういった改善策がスムーズにできるんだったらやってほしいと思っています。自主性を重んじることもいいですけれども、まずはアンケートを取ることも私必要かなと思っているんですけど、その辺は時期を見てどうですか。もう９月過ぎますけど。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　制服の形態等については、学校の校則の中に位置づけられておりまして、全ての学校においては生徒や保護者の意見を聞く場を設けながら、その意見を反映する形で校則の見直し等も行われております。この制服の在り方についても、生徒たちが自発的に考え提案していく形で議論を進めていくことができればとも考えておりまして、この校則の変更についても、学校が保護者、生徒にアンケートを取る、あるいは生徒自身がアンケートを取る、そういった形で進められておりますので、主体性を重んじながら進めていければと思っております。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　次、通学バスの遅延、延着について、各高校の対応を伺います。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　お答えします。
　各学校においては、事故や自然災害等によりバスの遅延等が発生し、生徒の登校が遅れた場合には、各学校の判断により遅刻として取り扱わない等、生徒の不利益にならないよう柔軟に対応しているところであります。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　これも高校生が十数名、私の事務所に来て、意見交換をさせてもらいました。バスの到着が大幅に遅れてしまい、急いで正門に入るけれども遅れ、遅刻しました。正門にいた先生に、はい、あなたは遅刻ですと言われ、バスの延着を訴えたが認めないと言われたということでした。納得いかない本人と保護者は、翌日父親が学校に連絡をするも、生徒指導の先生の答えは、駄目です。遅刻は遅刻です。もっと早い時間のバスに乗せてくださいとの一点張り。１つ前のバスだと満員状態で気分が悪くなります。寝坊したわけでもなく、公共交通機関の落ち度での遅刻なのに、なぜ遅刻扱いになるのでしょうかと。ですから、しっかりとその辺の議論は学校に任せていると言っていますけれども、この遅延証明書を取るのも、乗っているバスの運転手に書かせるんですよ、教育長。これ分からないところは遅延証明書を出さないで、ただ遅刻でチェックされて、大学入試にも影響があると思いますよ。その辺どうですか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　遅刻等の取扱いについては、まず交通事故であったり、自然災害などで生徒の申出があった際には、担当者がバス会社に確認をするなどして、その事実を確認した際には、遅刻等を取り消すなどの取扱いを行っております。ただ、自然渋滞等によって満員で乗れないという状況も都市部によってはあろうかというふうに思います。社会に出て充実した

生活を送れるように、自分自身が適切な生活管理を行っていく、この習慣を身につけることも重要であるということで、できるだけそういった状況があるときには、その前のバスに乗るとか、そういったことも指導しているところではありますが、やはり今お話のあった件については、学校の状況もちょっと確認しながら、対応等は検討していきたいと思っております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　この件は、遅刻するよりかは学校を欠席したほうがいいよってなっているんですよ、今学校は。遅刻するよりは――遅刻３回で親呼出しだから、学校を休んだほうがいいと言う子どもたちもいるんですよ。だからまずはアンケートを取る。学生からまずアンケートを取ってください。高校１年生なんて遅延証明書の取り方も分かりませんよ。だから、こういったことをまず学校現場の声を聞くためにもアンケート――すみません、時間を過ぎて。アンケートを取るような形をやってみるっていうことはどうですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　遅延証明書のお話がありましたが、特に高校においては、遅延証明書の提出を求める対応というのは基本的に私のほうで把握はしておりませんが、その点についても確認してみたいと思います。まずアンケートを取る前に、こういった実態を少し確認させていただければと思います。

○島袋　　大 議員　すみません、時間食いました。後ろからクレーム来ましたけど、これはみんなが抱えている問題だと思うよ。大変失礼しましたね。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ちょっと待ってくださいね。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　公明党、高橋真でございます。

今回、一般質問では一問一答で取り上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

早速ですが、通告書に基づいて質問いたします。

まず、知事の政治姿勢について(1)、令和８年度沖縄振興予算の取組について。

ア、予算獲得の見通しについて。

これは知事としてどのような政治姿勢で臨み、どのような成果を得ようとしているのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　内閣府は、総額2829億円の令和８年度沖縄振興予算の概算要求を行っております。今回の概算要求では、物価高騰への対応も含めて沖縄振興一括交付金などの地方向け補助金が増額要求されるとともに、事項要求が盛り込まれたことなど、御配慮いただいたものと考えております。

県としましては、引き続き今後の予算編成過程において、事項要求を含む地方向け補助金のさらなる増額により、総額にして3000億円台が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では、次行きます。

イ、県並びに市町村の公共事業への影響についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

県及び市町村におきましては、限られた予算の中で道路改築、あと港湾及び公営住宅整備事業など、公共事業全般において事業計画の見直しによる完成時期の遅れなどが生じているものと思われます。その結果、事業効果の発現遅れによる地域経済の発展や地域住民の安全・安心の確保などへの影響が生じているものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ということは、やはり市町村では計画変更が起きて、事業が遅れて大変迷惑しているという状況もあるかと思います。市町村の公共事業への影響については、いわゆる道路であったり、港湾であったり住宅、また、防災インフラは待ったなしの課題であります。だからこそ、知事のリーダーシップを発揮していただいて、県民生活を守る政治姿勢を明確に示すことが必要であると考えております。その覚悟を知事、示していただけないでしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　土木建築部における公共事業の予算の確保につきましては、機会を捉えまして国交省ですとか内閣府への要請を行いますとともに、先ほどもございましたが補正予算の話があった場合には、その確保も積極的に取り組んで、事業の進捗に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では、次行きます。

(2)、沖縄県の最低賃金が1023円に引き上げられ

た。県の各事業への影響と対応方針について、県知事として御見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　お答えいたします。

県では、沖縄県の契約に関する条例を制定しまして、県と契約を締結する事業者の適正な利益の確保や労働環境の整備等について、取組方針を定め推進しているところです。最低賃金引上げに係る方針としましては、年度途中での改定に伴い、事業者が最低賃金法違反とならないよう配慮することですとか、価格等の変動が生じた場合に契約変更の必要性について協議することなどを定めております。

県としましては、同条例に基づきまして、最低賃金引上げに伴う取組を適切に実施してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　私は、知事の政治姿勢をお伺いしているのであります。12月に引上げがされます。これは大変意義深く有意義なことだと思う反面、様々な影響があると思います。全庁的ないろんなガイドラインなど、方針を定めていく必要があるかと思います。知事としての見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県内は、およそ99％が中小零細企業だというように言われております。中小零細企業へのこの最低賃金の引上げの影響が高まることがないよう、県としても様々な分野、方向性から企業の稼ぐ力がその賃金へ反映されるようにというような事業を進めさせていただいております。引き続き、そのような動きにも注視をしながら取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ありがとうございます。

では(3)、中城湾港泡瀬地区開発事業において、知事は本年、就任後初めて現地を視察し、さらに潮乃森ビーチフェスタのオープニングセレモニーに初めて参加し、予算を傾注すると発言されたと承知をしております。この発言の意図する内容をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　潮乃森ビーチフェスタは、沖縄市が事業の魅力を市民等の皆様へ広く周知することを目的に、平成28年度から毎年８月に開催しているイベントでございます。

県におきましては、現在、中城湾港泡瀬地区開発事業を推進しているところでありまして、去る８月に開催したイベントにおける知事の発言については、知事、副知事等による国への予算要請活動や補正予算等を弾力的に活用し、早期供用を目指して取り組むという姿勢を表現したものであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　なぜ土木建築部長が知事の言葉を説明するのでしょうか。私は、この知事の傾注するという力強いお言葉は、地元にとって大変心強いと感じているわけであります。しかしながら、県施行分に関しては依然として進捗が遅れている状況であります。

ここで改めて知事にお伺いいたします。

知事が今後の事業推進と予算確保に全力を尽くして、東海岸サンライズ構想の一翼を担う中城湾港泡瀬地区事業を後押しするという、その決意を県民に向けて御明言いただけないでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　予算を傾注する、そのように私が発言をさせていただいたことは、まさに私の気持ちの表れでありまして、あらゆる方向から早期の供用を目指して取り組むという思いで、これからも進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　知事、ありがとうございます。

本当に今回初めて現地を視察していただいて、そして、そのように前向きに答弁をしていただいたことは大変評価をいたします。ぜひ知事御自身のリーダーシップをもって、特に遅れている県施行分を前に進めていただきたいと考えております。その思いを強く申し上げまして、次の質問に移ります。

２、備品など公有財産の管理の在り方について。

前回質問いたしましたが、議長の配慮があったにもかかわらず時間切れとなり、十分に議論ができませんでしたので、今回はその続きをお伺いしたいと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　議場では前回答弁で明らかとなった資料を掲示させていただいております。ここで示されたように過去５年間で所在不明となった備品は9826点、取得金額にしておよそ18億7000万円。これほどの規模の亡失がなぜ繰り返されるのか、県民の誰が納得できるのでありましょうか。

まず伺いたいと思います。

(1)、今年度より備品基準額が10万円以上に引き上げられたことにより、備品点数と金額はどう変わったのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　会計管理者。

○友利公子 会計管理者　お答えいたします。

令和６年度末の備品現在高を基に、引上げ後の基準額で試算したところ、点数は約28万点から約18万点減少して約10万点となり、金額は約894億円から約97億円減少し、約797億円となっております。率にしますと、点数では約64％、金額では約11％の減少となります。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　前回の答弁では、昨年度までは３万円以上、そして今年度からは10万円以上と基準額の変更がありました。基準額が引き上げられれば、当然管理備品の対象は減少いたします。すると、どうなるかというところであります。昨年度まで真面目に亡失処理をしてきた部署は指摘を受ける。そして一方で、今年度から基準外となり、亡失処理をしなくて済む部署が生まれてくるわけであります。ということは、これは真面目に対応した部署が損をし、不真面目な部署が守られる構造なんです。私は、これは隠蔽につながる危険な要因だと強く指摘をさせていただきます。この点について、当局の見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　会計管理者。

○友利公子 会計管理者　基準額の引上げにより、消耗品となった物品の管理については、各所属長がその物品の特性に応じて使用簿等を作成するなど、物品の使用に係る責任の所在を明確にした上で、県の大事な財産として引き続き丁寧に管理する必要があります。

出納事務局としては、過去の管理体制の不備を踏まえ、消耗品となった物品を含め定期的な使用状況の把握を徹底する必要があると考えております。そのため、物品管理者である各所属長のリーダーシップの下、担当者任せにしない組織的な物品管理体制の構築に向け、さらなる事務指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　次に伺います。

この図にも載っておりますとおり、昨年、亡失点数が一番多かった部署は、農林水産部農業研究センターであります。898点、取得価格約２億2000万以上であります。

(2)であります。

その中で一番高額の亡失備品とは何か。取得時期、亡失要因をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

令和６年度に亡失処理を行った備品の中で最も高額なものは、平成18年３月に989万1000円で取得した近赤外分析装置となっております。亡失処理をした898点の主な要因といたしましては、那覇市にありました農業試験場とうるま市にあった園芸支場が農業研究センターとして糸満市に移転・統合したことに伴い、備品の変更登録の手続に不備があったものと考えております。

農林水産部としましては、このような状況を重く受け止め、備品の管理体制を強化し、適切な管理に努めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　今の答弁で明らかになったのは、約1000万近くする近赤外分析装置を亡失しているという事実であります。研究の基盤となる高額な精密機器が、所在不明のまま消えてしまうと。庁舎移転の引っ越しや整理の過程で見つからなかったということでは済まされない事実でございます。県民からすれば、そんな高額で大切な機器装置がどこにあるのか分からんのかと、強い不信感を抱くのは当然であります。農業研究の信頼を揺るがし、県政全体の管理体制への疑念を深める重大事であります。高額備品については特に厳格な管理が必要ではありませんか。答弁を求めます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　高額備品に限らず、やはり大切な県民の財産であります物品に対しては、不適切な対応との疑念を持たれることのないよう、物品の管理体制を強化し、適切な管理に努めてまいりたいと思います。具体的には、担当者の異動があっても、全職員が現物を確認できるよう今回のシステム改修に伴いまして、全ての備品について備品番号、保管場所、写真をそろえて管理するように指示しているところでございます。また、定期的な在庫確認等によりまして、備品の亡失を起こさぬよう管理体制を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では最後に、内部統制と説明責任についてお伺いしたいと思います。

前回、会計管理者はこう答弁をされました。地方自

治法において、物品、いわゆる備品などの管理については、職員は金額の大小にかかわらず県の財産として注意深く使用し、適切に管理する必要があると考えますと。しかし直後、こうも述べております。亡失報告を受けた大部分の備品は、耐用年数を経過したものの、更新や庁舎の移転などの際に台帳から抹消する手続を経ずに廃棄されたため、所在不明となったものと考えておりますと。注意深く管理をすると言いながら、手続忘れで所在不明になったという、これは到底納得できる理由ではございません。これは単なる事務上の不備ではなく、危機管理の欠如、リスク管理の放棄になるのではないでしょうか。なぜならば、県民の財産が適正に管理されていなければ、勝手に持ち出されて私用に利用される、あるいは転売されるリスクすら否定できないのではないでしょうか。このような状態を放置すれば、県民は、県の財産は誰も責任を持たずに消えていくという不信感を持つのではないかと私は考えております。

そこでお伺いいたします。

(3)、内部統制の在り方についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　物品等の適正な管理は、県行政に対する信頼性を確保する上で重要であると認識しております。内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するものであります。

県としましては、令和６年度から各部等に設置した予算経理班や内部統制専任職員を活用し、物品等の取得や処分手続を徹底するとともに、使用状況を定期的に把握するなど、引き続き事務の適正な執行の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　知事、この亡失備品というものは、単なる事務の不手際ではございません。県民の血税による公有財産への信頼そのものを揺るがす重大問題であります。知事をはじめ執行部におかれましては、強い決意を持って改善に取り組むこと、ここで明確に約束をしていただけませんか。知事の見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　内部統制の最終責任者である私からお伝えをしておきたいと思います。県民等の県行政に対する信頼、信用、それらを確保することは、県政運営にとっては非常に重要であると当然認識をしております。そのため県では、令和２年度に沖縄県内部統制に関する方針を定め、これまで事務の適正な執行確保に取り組んでまいりました。内部統制は、各所属においてどのようなリスクが考えられ、どのように備えるべきかなどについて意識を共有し、職員一人一人が意識して行動すること、これが重要であると考えております。そしてこれらの各所属における対策の徹底に加えて、絶対に重大な不備を発現させないという強い意識を全庁で確認をさせていただきながら、さらなる内部統制の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　しっかりしていただきたいと思います。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　続いて３、県総合体育館の機能改善についてお伺いいたします。

まず、見ていただきたい写真を掲示させていただきました。この積年である体育館床の全面改修についてでありますが、段差が解消されました。そして、現地視察の際には、やればできると率直に評価をいたしました。知事、担当課の御尽力に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。しかし、以前は――また休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　今資料で提示させていただきましたが、しかし以前は御覧のとおり、バリアがないところにあえて段差を造って、そしてその解消のために追加工事費1650万を要しました。本来、当初の計画段階で精査していれば防げたはずです。再発防止も含めてお伺いいたします。

(1)、体育館床全面改修事業の経過についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県総合体育館の床につきましては、経年劣化によるささくれが多く発生しましたことから、利用者の安全を確保するため、令和５年度に改修工事を実施したものでございます。改修に当たりまして、利用停止期間を最小限とするなどの理由

から、総合的な判断でシート・合板の重ね張り工法を採用したところ、既存床面と段差が生じたものでございます。障がい者団体等関係機関と意見交換を行った上で、現在、段差を解消するための改修工事を行ったところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　いつ段差に気づいたんですか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　申し訳ございません。

具体的な日時、時期等については現在資料を持ち合わせておりませんが、前回の工事が完了した時点で、各団体等から指摘があったものと認識しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　もう一度確認いたします。

具体的にどの段階で何を見落としていたんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　設計段階におきまして、当該工法を採用した時点で段差が生じるということは認識していましたが、沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえまして、擦り付け部材を設置して段差処理を行ったことで条例に適合していると判断したものでございます。体育館床の改修に当たり、様々な団体や利用者の意見を詳細に反映していなかったことが課題であろうかと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　具体的にお伺いいたします。

設計の段階で見落としていたということであれば、これは単なる見落としで済ませてよい問題ではありません。そういう疑問を抱いております。そして、ほかにもたくさんいろんな声が寄せられております。県民からは、複数候補があった中で、特定の資材が急に決まったのではないかという声も寄せられております。もちろん県側は否定をしておりますが、こうした声がある以上、県民の疑念を払拭する説明責任があると私は思います。

そこでお伺いしたいと思います。

今回の設計の段階、これはどの段階で何を見落としていたのか。また、外部からの影響や不透明な意思決定はなかったのか。そして、再発防止をいつまでに講じるのか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　見落としてということなんですけれども、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等では、段差が生じる場合にはこの程度という規格がございまして、それをクリアしていたことから大丈夫であろうと判断してしまったことが問題であろうかと考えております。発注に当たりましては、シート材の使用につきましてスポーツ施設の品質基準、メンテナンス性、経済性等を考慮した素材――これ塩化ビニールになりますけれども、厚さを2.1ミリから4.5ミリという仕様で発注しておりまして、複数の製品を採用できる仕様となってございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　これはまた終わってからしっかりと。次の再発防止策というのはいつまでに示すのかというのが答弁漏れていました。お願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　失礼いたしました。

再発防止策につきましては、全庁的な再発防止策としまして、企画部のほうから本県のユニバーサルデザイン推進の基本姿勢についてという文書で周知をしております。その中で、利用者のニーズに応えることを心がけ、法律や基準の遵守だけでなく利用者の視点を重視することということを記載しております。また土木建築部内における再発防止策としましては、工事担当部署に対しまして、都市公園施設に係るユニバーサルデザイン化の推進に向けたチェックシートの活用についてということで、チェックシートを含め通知しますとともに、各種研修会等で事例等を周知して説明しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　次移ります。

（パネルを掲示）　床改修後の視察をした際、偶然、屋外はスコールで雨降りでありました。そして、この県民が使う体育館でバケツを並べるという現場に私立ち会いました。こういうことって認められないと思うんですが、いつまでに修繕を行うのか。

(2)、天井雨漏り等の老朽化への対応についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該体育館は昭和62年に建設されておりまして、今年で38年が経過しております。老朽化の進行が課題となっているところでございます。令和２年に屋根等の改修工事を実施しておりますけれども、現在再度雨漏り等が発生していることから、老朽化の状況等を確認の上、対策工事を今後実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時４分休憩

午後０時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　続いて、空調であります。

(3)、空調設備の設置についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該体育館の空調設備につきましては、利用者の利便性向上を図るため平成30年にトレーニング室に、令和６年にメインアリーナの控えスペースに設置しております。さらなる空調設備の設置につきましては、財源の確保などの課題もございまして、今後の検討課題であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　酷暑の中で競技や観戦を強いられる現状は、熱中症の危険性があり、県民からも強い不満の声があります。将来の国スポ・全障スポを契機に空調設備を設置する方針と時期を明確にすべきではないでしょうか。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時５分休憩

午後０時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた当該体育館の整備につきましては、大会会場ですとか競技種目の確定後において、関係機関と連携しながら取り組んでいくこととしております。また空調設備につきましては、先ほども答弁いたしましたが、いろんな課題があることも事実でございますので、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　次、バリアフリーでございます。

今回、メインアリーナとサブアリーナをつなぐ通路には、あまり意味が分からない段差がありました。また、スロープも端っこに寄せられていて、全く使い勝手が悪い、こういう状況であります。さらに、２階観覧席は車椅子で上がれない仕様となっております。これは誰もが使いやすいとは言えない環境であります。

そこで(4)、バリアフリー化の推進についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　先ほども申し上げましたが、当該体育館は昭和62年に建設されておりまして、バリアフリー化に未対応であるということは課題であると考えております。バリアフリー化につきましては、障がい者団体等の関係機関と意見交換を行いまして、より利用しやすい施設となるように機能改善に今後取り組んでいきたいと考えます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　分かりました。

最後に、整備方針をお伺いしたいと思っております。

先ほど、土木建築部長からも答弁をいただいておりますけど、この県総合運動公園の体育館は昭和62年に海邦国体を契機に整備をされ、新体操の会場として利用されたと伺っております。以降、約38年間、県民に愛され続けてきた唯一の県営体育館なんです。よくよく調べてみると県営の体育館ってここしかないんですよ。そしてまた約９年後、沖縄で再び国スポや全障スポが開催されるということであります。県総合体育館は、主要会場となる可能性が極めて高いだろうというふうに私は考えております。

そこでお伺いいたします。

(5)、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会に向けた整備方針についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　先ほども同じような答弁をさせていただきましたが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた当該体育館の整備につきましては、大会会場ですとか競技種目がまだ確定しておりませんで、それの確定後におきまして関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　そこでやっぱり文化観光スポーツ部長にお尋ねしたくなるわけであります。
整備というのは急にはできません。なので、早く会場なりそれなりのめどをつけて、そういう整備を促していくということが重要であろうと考えております。いかがでしょうか、お伺いいたします。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
県では現在、令和16年の国民スポーツ大会に向けて、市町村及び競技団体に会場地選定の意向調査を実施したところでございます。おおむね令和９年度までには、全ての正式競技の会場地を選定したいと考えております。県有施設が会場として選定された場合は、大会の施設基準を満たすための改修やバリアフリー対応など、必要な整備について関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　しっかりと整備をしていただきたい。また、連携をして取り組んでいただきたいと考えております。
知事、最後にお尋ねしたいんですが、私は県総合運動公園体育館には手厳しいことばかり申し上げております。何だかんだ申し上げましても、みんな大好きなんですよ。県総合運動公園自体、また体育館自体。指摘が多いということは、それだけ利活用している県民の熱い視線が集まりやすいのであります。ぜひ県民に誇れる施設へ再生させるという、そういう整備をしていくという決意をお伺いさせてください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　今議員御案内のように、それぞれのスポーツ施設、体育館にしろプールにしろ、非常に多くの方々に愛用していただきながら、いろいろ御意見を頂戴いたします。当然その御意見にも一つ一つ真摯に丁寧に向き合っていきながら、よりよいその施設の維持管理と、そしてバリアフリー化に努めて、少しでも多くの方々に日頃の健康増進、あるいはまた自分の目標に向けた施設の活用等を図っていただけるように取り組んでまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　知事の姿勢はよく分かりました。
そして最後であります。
質問の４、我が会派の代表質問との関連について。
松下美智子県議が、代表質問事項６、土木建築行政について(1)、県営住宅に関連いたしまして、私は、県営団地における共生社会の実現について質問をさせていただきます。
(1)、県営団地に居住する日本語が不得手な入居者について、県はどのように把握をしているのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　県営団地に入居する外国籍の世帯数ですけれども、66世帯となっておりまして、その中で主な国籍としましては、フィリピン国籍18世帯、中国国籍10世帯、米国籍９世帯等となっております。なお日本語が不得手な外国籍の入居者の数に関しましては、現在把握しておりません。
以上でございます。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　私は、日本語が不得手なという表現を使っております。要するに、そういう言語能力の詳細までは未掌握ということでありますが、これ非常に重要なことであります。しっかりと今後は対応していただきたいと。現場では既に困難が生じている、そういうことをお伝えしたいと思います。
次(2)で課題についてお伺いいたします。
この日本語が不得手な入居者と団地自治会と住民とのコミュニケーションについて、県はどのような課題を認識しているのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　入居に際しまして、支援者のサポートによりまして団地内におけるルールですとか、各種手続について説明を行っているところでございますが、騒音ですとか違法駐車など迷惑行為が発生し、自治会が注意を行っても日本語が通じない、不得手であるということで、改善されないといった事例があることを県としても認識しております。現在、指定管理者を通しまして、団地自治会役員と入居のしおりの翻訳等の作成について調整しているというところでございます。
以上でございます。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　こういう現場の声があるわけです。いわゆる生活ルールに関する課題が寄せられているんであります。さらに、新規入居者の誓約書というのがございますけど、全部日本語の表記でありまして、入居者本人も緊急連絡人も理解ができていないというケースがあると伺っております。こうした現場の声を踏まえ、県としてこういう課題解決というのは、先ほ

ど言いましたけど、多分多言語のチラシを配付するだけではこれ解決いたしません。なので、どのような関わりを持って解決をしていくのか、最後に支援策についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

外国籍の入居者への対応についてですけれども、指定管理者ですとか団地自治会とも意見交換を行いながら、必要な対策について検討していきたいと考えております。今考えられるものとしては、簡易なものとしまして翻訳機等――これも最近品質のいいものができておりますので、それですとか、先ほどありましたけど翻訳した書類の作成とか、その辺りも今自治会とも意見交換しておりますので、それも含めましていろんな面から検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　これは実効性のある取組を求めます。しっかりと現場の声を受け止めて、不安を払拭するように御尽力いただきたいのであります。

最後に、県知事、何か見解ございませんでしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　外国籍の入居者への対応につきましては、指定管理者あるいは団地の自治会としっかりと意見交換を行い、必要な措置を講じるように部局においても取り組んでまいりたいと思います。

○高橋　真 議員　以上です。ありがとうございました。以上、終わります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時15分休憩

午後１時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

糸数昌洋議員。

〔糸数昌洋　議員登壇〕

○糸数　昌洋 議員　議場の皆様、県民の皆様、こんにちは。

早速でございますけれども、公明党糸数昌洋、質問させていただきます。

１、離島過疎地域対策について。

(1)、宿泊税についてです。

我が会派の松下議員の代表質問に対し、離島からの通院に伴う宿泊への対応については、既存事業の離島患者等通院費支援事業、通称リトカン事業の拡充で対応したい旨、答弁がありました。具体的な検討状況を聞かせてください。

(2)、離島過疎地域住民の読書環境を整える支援を行うべきであると考えますが、見解を問います。

これは６月定例会におきまして、県内の自治体で図書館のないところが13か所、書店のない自治体が23か所もあり、沖縄県の整備状況は全国ワーストであります。特に離島過疎地域での格差が拡大していることから、改善の必要性を訴えました。現在、移動図書館や電子書籍サービスもありますが、私は、離島過疎地域は高齢者も多いことから、常設の図書館設置が必要だと感じております。国の振興予算の活用も含め、ぜひとも検討いただきたい。見解を伺います。

(3)、離島過疎地域を対象とするＥＶ車等導入事業の申請受付が、去る16日から始まりました。進捗と課題を問います。

２、交通政策について。

(1)、鉄軌道導入計画の進捗と実現可能性についての見解を問います。

(2)、那覇市のＬＲＴ導入計画への県の対応と事業化見通しへの見解を問います。

(3)、公共交通としてのバス交通について、県の課題認識を問います。

３、御茶屋御殿の復元について。

かつて王家の別邸として国賓等の歓待に使用された御茶屋御殿は、昭和初期には国宝の候補にもなりましたが、さきの対戦で破壊され80年がたちます。平成10年には御茶屋御殿復元期成会が設立され、早期の復元を目指し、行政一体となって取り組んでおりますが、四半世紀を過ぎていまだ事業化可能性の検討が続いている状況です。首里城正殿の復元工事が明年秋の完成に向けて着々と進む中、ぜひとも議論を加速させて、明年には事業化へのめどをつけていただきたいと願います。那覇市、県、国で構成する御茶屋御殿ワーキンググループにおける検討状況の進捗と課題を問います。

４、ストーカー対策について。

県警におけるストーカー事案の相談件数と対応を問います。あわせて川崎市ストーカー事件の捜査対応の検証報告を踏まえた体制構築について伺います。

５、性暴力から子どもを守る対策について。

児童の盗撮やわいせつ行為などの疑いで教員が逮捕される事件が各地で相次いでおります。教育現場の信頼や安全性を損なう卑劣な行為であり、断じて許されません。県内における状況と対応について問います。

６、政治倫理の確立について。

地方政治における政治倫理の確立が求められており

ます。県は政治倫理やハラスメントに関する包括的なモラル条例を制定すべきと考えますが、見解を問います。

７、災害対策について。

全国各地で記録的な豪雨災害が相次いでおります。県は昨年の北部豪雨災害を受けて、どのような検証を行い、対策の改善を行ったのか問います。

８、県営住宅について。

県営住宅の空き家対策につきましては、これも代表質問で松下議員が取り上げましたけれども、改めて今年度の県営住宅の募集状況と空き家解消に向けた取組を問います。

最後に９、松くい虫対策について。

久米島町の五枝の松が枯死し、国の天然記念物指定が解除される見通しとなりました。私にとりましては、物心ついた頃から当たり前にあったものがなくなってしまう喪失感と、結局守れなかったという敗北感をこの数か月間ずっと感じております。令和３年に始まった久米島における松くい虫との闘いは、県、町、専門家の皆さんの御尽力と、町民皆さんの島を挙げての取組でやってきた経緯があります。大変に残念な結果でありますが、今後のこと、他の地域のこともありますので、しっかり検証いただきたいと思っております。これまでの県の対策の総括と今後の対応を問います。

以上で壇上での質問は終わりますが、再質問させていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　糸数昌洋議員の御質問にお答えいたします。

政治倫理の確立について、政治倫理等に関する条例の制定についてお答えいたします。

公職に就く者は、一定の倫理感を備え、その振る舞いを含め、住民の信頼を得ながら、民主政治の健全な発展を牽引していく役割があると考えております。昨今、地方における政治倫理やハラスメントに関する報道が増えていることは認識しており、これらの問題は、沖縄県においても重要であると考えております。

沖縄県では、沖縄県職員倫理規程及び沖縄県職員ハラスメント防止規程を定めており、その対象は一般職員となっているところです。知事職についても、公平公正な県政運営や県民の代表者としての行動規範の遵守など、倫理的な責任を有していると認識しており、条例の制定につきましては、他の都道府県の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、離島過疎地域対策についての(1)、離島からの通院に対する対応についてお答えします。

県では、離島の患者が島外への通院に必要な交通費及び宿泊費を助成する離島市町村に対し、一部を補助する離島患者等通院費支援事業を実施しております。令和８年度に向けては、例年実施している市町村要望調査に加え、宿泊費が高騰している現状や宿泊税導入に際して、離島住民への配慮を求める声がある点も踏まえ、事業の拡充に向けて、令和８年度予算編成の中で検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、離島過疎地域対策についての中の(2)、離島過疎地域の読書環境の整備についてお答えいたします。

県教育委員会では、図書館のない自治体に対し、県立図書館による移動図書館の開催や一括貸出しを行うなど、市町村と連携しながら読書環境の充実に取り組んでおります。市町村においては、沖縄振興特別推進交付金を活用して、図書館機能を有した複合施設を整備した事例もあり、令和２年10月には久米島町において、複合型防災・地域交流センター（ほんのもり）が開館しております。

県教育委員会としましては、今後とも離島等図書館未設置町村の読書環境改善のため、図書館整備に向けた助言等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして５、児童生徒に対するわいせつ行為等の状況と対応についてお答えいたします。

教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の懲戒処分は、令和５年度２件、令和６年度ゼロ件、令和７年度４件となっており、いずれも免職処分としております。これらの行為は、教育に携わる者として断じて許されるものではありません。

県教育委員会としましては、服務規律の確保を徹底するための研修や密室での指導は複数で行うことなど、被害を未然に防止するために必要な措置を講ずるよう、市町村教育委員会及び県立学校長に対して改めて指導したところです。引き続き職員研修会等あらゆる機会を捉えて、児童生徒に対するわいせつ行為等の未然防止の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　1、離島過疎地域対策についての(3)、離島過疎地域におけるＥＶ導入推進事業の進捗と課題についてお答えいたします。

県では、令和７年度から離島過疎地域を対象として、ＥＶまたはＰＨＶ車両及び併せて設置する充電設備の購入費用に対して補助を行う、離島・過疎地域におけるＥＶ導入推進事業を実施しており、去る９月16日から申請の受付を開始したところです。本事業は今年度からの事業のため、県民に広く周知することが当面の課題と考えております。

県としましては、運輸部門の二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、離島・過疎地域の課題解決に向け、本事業の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　2、交通政策についての中の(1)、鉄軌道の進捗状況と実現可能性についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に向けては、国から事業性や採算性などが課題として示されていることを踏まえ、県では、今年度から次年度にかけて、費用便益比や事業採算性、鉄軌道の導入による経済波及効果等の調査を行うこととしております。国においても、費用便益比等の課題や上下分離方式等による特例制度の調査を継続して行っていることから、引き続き国への提案や意見交換を行うなど、鉄軌道の早期導入に向けて取組を進めてまいります。

同じく２の(2)、那覇市のＬＲＴ計画への県の対応についてお答えいたします。

那覇市では、令和８年度を目途に、那覇市ＬＲＴ整備計画の策定を目指しており、県では、那覇市都市交通協議会の参加や個別の意見交換などを行っております。ＬＲＴの事業化に当たっては、現況道路や市街地等への影響、周辺市町を含む広域的な移動利便性の観点から、市民や周辺自治体、道路管理者など、様々な関係者と十分な調整が必要と認識しております。

同じく２の(3)、公共交通としてのバス交通の課題認識についてお答えいたします。

県では、これまで路線バスの利便性向上と利用促進に向けて、基幹バス区間でのバスレーンの延長、ＩＣ乗車券の導入、バスロケーションシステムの導入、ノンステップバスの導入、バス停上屋の整備、車内表示の多言語化対応、わった～バス党による企業・学校・個人向けの各種広報・啓発、キャンパスバスの実証事業、バスの無料実証事業など、様々な取組を行ってまいりました。さらに今年度は、バス・モノレールの利用料金を半額にする実証事業を行い、県民の利用実態を調査することとしており、実証事業の成果や先進事例を踏まえながら、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　3、御茶屋御殿復元のワーキンググループにおける検討状況と課題についてお答えいたします。

御茶屋御殿は、1677年に建てられた王家の別邸でありますが、さきの大戦で焼失いたしました。失われた御茶屋御殿の復元については、整備主体や用地取得、交通問題など、多くの課題があると考えており、那覇市、県、国で構成するワーキンググループで引き続き検討してまいります。

次に８、今年度の県営住宅の応募状況と空き家解消についてお答えいたします。

令和７年度は、597戸の募集に対して4382世帯の応募があり、倍率は7.4倍となっております。空き家解消の取組については、指定管理者と連携しながら、応募状況に応じて計画的に修繕を行うなど、入居時期の前倒しに努めております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　4、ストーカー対策についての御質問のうち、ストーカー事案の相談件数と対応等についてお答えいたします。

令和６年における県内のストーカー事案の相談件数は151件で、前年比で25件減少しております。また、令和７年１月から８月末までの間の相談件数は、暫定値で89件で、前年同期比で21件の減少となっております。相談を受けた際の県警察の対応としましては、まず相談者等に対し、ストーカー事案の特徴や警察の取り得る措置について説明を行い、その上で被害者等に危害が及ぶおそれのある事案については、ストーカー行為者への速やかな事情聴取や指導・警告の実施、ストーカー規制法に基づく文書警告や禁止命令により、重大な事案に発展することを未然に防止する、さらに被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高く、刑罰法令に触れる場合は積極的に事件化するな

ど、被害者等の安全確保を最優先に対応しております。また、これらの措置後も被害の再発がないか確認するために、定期的な近況確認や被害者の要望に沿った対応をするなど、継続して被害防止に努めております。

先般、神奈川県川崎市で発生したストーカー事件等の検証結果が取りまとめられ、警察庁から各都道府県警察に対し、人身安全事案への対応強化に関する通達が発出されました。県警察では、これを受け、県警察内における人身安全事案への対処体制や対応要領の現状をつぶさに点検し、改善の余地がないか検討しているところであります。引き続き相談者や関係者の心情に寄り添い、組織を挙げて被害者等の安全確保を最優先に対処してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　７、災害対策について。

北部豪雨を受けた検証と改善についてお答えいたします。

北部豪雨の対応については、国や市町村との振り返りを実施し、被害情報の集約や被害全容の把握に時間を要したこと、国との連絡体制が十分でなかったことなど、多くの課題があったことを確認しております。このため県では、災害など危機事象の初動対応の担当課を２課体制として強化するとともに、災害対策本部等の設置基準を全面的に見直し、防災関係機関による初動対応を時系列でまとめた、おきなわ県域水防災タイムライン（試行版）を策定して運用しております。また、本年５月には、タイムラインに沿った防災訓練を新たに実施して、防災関係機関の連携強化を図ったところです。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　９、松くい虫対策について、久米島町におけるこれまでの防除対策と今後の対応についてお答えします。

県では、令和３年度に久米島町で松くい虫被害が初確認されて以降、町・県・有識者で構成する久米島町松くい虫防除対策会議を設置するとともに、会議において防除戦略を策定し、防除に係る技術的指導や費用を支援してまいりました。町内には久米の五枝の松のほかにも、ナガタケ松並木やタキンダ松並木、上田森などの貴重な松があります。引き続き貴重な松を保全するため、薬剤の樹幹注入や周辺被害木の伐倒駆除などの費用を支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　それでは再質問を行いたいと思います。

御答弁ありがとうございました。

まず、宿泊税の対応の分なんですが、このリトカン事業の概要部分ですね。まず対象市町村、対象者等について、あと対象経費について教えてください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　離島患者等通院費支援事業、通称リトカン事業と言っていただきましたけれども、平成29年度に事業を開始しているところです。対象の自治体数については、離島を持っている18市町村ということで開始をしているところです。現在の対象者の分類が全部で９分類ございまして、１つは不妊治療などの生殖補助医療を受ける夫婦、それから妊産婦（出産）、がん患者、それから子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している方、小児慢性特定疾病児童等、指定難病患者、そして重度障がい者・障がい児、そしてさらにそれぞれ必要に応じて付添いの方というふうな形になってございます。対象疾患はそのようになっていますが、対象者数については令和６年が延べ5605人、補助額で申し上げますけれども4471万5000円ということでございます。対象者につきましては、平成29年は2121名でしたので、現在は5605人ということでこの期間で約2.6倍、補助額についても6.4倍というふうな形で、市町村の要望に応じた形でこれまで拡充してきているという状況でございます。

○糸数　昌洋 議員　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○糸数　公 保健医療介護部長　補助対象経費といいますのは、離島の患者が島外に通院するのに必要となる交通費及び宿泊費ということとなっております。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　今回このリトカン事業を拡充するというお話がありますけれども、どの部分を拡充するのかというのがちょっと難しいのかなと思っています。先ほどあった、いわゆる対象者ですね、今９つあるという話がありました。生殖補助医療とか妊産婦とか、がん患者とか子宮頸がん予防ワクチンの云々とい

う、この対象疾患の方々はもう既に掌握はされていると思うんですよ、誰々かというのも含めて。だけれども、今回この宿泊税の問題で出てきたのは、やはり島に診療を受ける場所がなくて、それで島外に出て診療を受けるということで、いわゆる今回このリトカン事業の対象疾患外の人、例えば歯医者とか、眼科とか、今対象疾患になっている方々以外で、通院で本島に来られている方々が結構いらっしゃるんですね。これが問題だよという話を私も議会でやったつもりなんですよ。ですので、今回この拡充ということで、リトカン事業のいわゆる対象者そのものを拡充するのかということを含めて、この辺の整理をどうしていくのかと。それと、この対象者を拡充するとなった場合には、この掌握が大変です。その掌握をどうしていくのか。この辺の考え方をお聞かせください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

対象の疾患につきましては、毎年各市町村への要望調査を行っております。各市町村、離島にいらっしゃる患者さんの背景でそれぞれ要望する項目が島によって違いますので、その中から割と共通したものをこれまでは選定しているというふうな状況で、今年もその調査のほうはもう済んでいるという状況でございます。それからもう一つは、宿泊費のほうの基準額を令和２年に１度、4000円から5000円に上げたんですけれども、その後の上昇にまだ追いついていないという指摘もありますので、そういうところの視点でもまた拡充できるかというふうな形でしております。基本的には、市町村が補助するものに県が上乗せをするという形ですので、対象者の把握については、市町村のほうで持っている情報で、こちらの要望に上がってくるものだというふうに認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　補助率が10分の９ということで、10分の１はそれぞれの離島の負担になっていくということもありまして、この対象者を極力――やっぱり通院等で本島に出てくる方々には該当させていきたいという方向だと思うんですけれども、この辺様々議論がこれから出てくると思いますので、ちょっと丁寧に離島の声を拾っていただいて、この対象の追加分についてはよろしくお願いしたいと思います。

続いて読書環境の支援なんですが、今13の図書館未設置自治体があるということで、離島が10、それから国頭村、東村、大宜味村の３村ということになっております。先ほどあった、やっぱり移動図書館はどうしても１か月とかという期間限定なんですね。それから、デジタルを使った図書整備もやはりデジタルデバイドで格差が生まれる可能性もあるということで、特に高齢者も多いですので――前回指摘しましたけれども、図書館が１館あることで、要介護者が48％減っているというそのようなデータもあるということから、やっぱり常設の図書館が必要だなというふうに思うんですよ。気軽に行ける場所が必要だと私は思っております。そういう意味では、先ほど教育長からもありましたけれども、久米島町の複合施設のように防災拠点として整備をするやり方もあります。それから、県の分館として整備をするというやり方もあると思います。運営体制についても、民間の力を借りるという意味では、例えば書店を併設して、この貸出業務を書店に任せているというようなところも全国であるわけです。様々な手法を使って、やっぱり沖縄県は、全ての自治体に図書館を設置して、未設置自治体をなくすんだというような目標を掲げてしっかり取り組むことを検討いただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御紹介のありましたとおり、この図書館の設置、運営方法については様々な方法があろうかというふうに思います。県教育委員会としましても、図書館未設置町村に対して、沖縄振興特別推進交付金の活用事例等の情報提供、助言を行っているところであります。町村から設置について具体的な相談があった場合には、国や関係部局とも連携し、必要な指導助言を行いながら支援してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　よろしくお願いします。

ＥＶ車等導入事業の進捗なんですが、今回県が補助をしていくということで、乗用車については初めての取組になると思います。県の補助以外に、どのような補助メニューが追加であるのかということをお聞かせください。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

電動車に対する補助金につきましては、国のほうにおきましてＣＥＶ補助金といったものがございます。今回のこの離島ＥＶへの補助金については、そのＣＥＶ補助金に上乗せする形で補助事業を実施していこうというようなものでございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　市町村によっても補助があると

いうふうに聞いていますけれども、それはどこになりますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

市町村における補助金といたしましては、宮古島市、それから久米島町において補助金があるというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　今回県が補助に踏み切ったことで、各市町村にも広がる可能性が出てくると思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。この事業は３年間の事業ということで、まず初年度の実績、これしっかり周知していただいて、それを踏まえて今後拡充していくということも考えられると思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

今議員からおっしゃられたとおり、本事業につきましては、令和７年度から９年度までの事業を予定しております。

県としましては、今回、今年度の事業の実施状況を踏まえまして、事業の拡充も踏まえ、どのような施策としてやっていくのが効果的なのか検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ありがとうございます。

交通政策についてですが、まず鉄軌道導入計画、それからＬＲＴ導入計画、まだこれは見通せないという状況かなと思っております。バス交通につきましては、これまで様々な取組をしてきたけれども、なかなか改善がされていないという現状があろうかと思います。先ほどありました、様々な調査業務を行って、昨年は無料化の実証実験をやったり、また今回は3000名のモニター事業をやると聞いておりますけれども、この事業等で得られたデータをどのように活用していくのかということについてお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今回3000名のモニターを募集しまして、それによっていわゆるＯＤデータを入手する予定となっております。それを活用して、例えばバス網の再編をどうするかとか、人の動きはどういうふうな形で実際動いているかを参考にしながら、バス網の再編も含めて、事業者とも共有しながらさらなる利便性の高い公共交通の構築に取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この交通政策については、私の後に上原県議もまた取り上げさせていただきますので、ちょっと所感だけ述べたいと思います。

実は私、以前はバス会社に勤めておりまして、20代、30代と、バスと共に青春があったような状況だったんですが、本当に公共交通を担う大変さ、それから民間会社としての収益確保の難しさ、これを本当に経験をさせていただきました。御存じのように、バス交通というのは国の許認可事業でございまして、ダイヤ編成、路線再編、運賃改定、これ大変な作業なんですね。そして、日常的な運行管理、運転手確保、交通安全業務など、全く気を抜けない業務が、一日も休むことなく365日続いていくというのがバス業界です。そういう中で、バス会社は独自で添乗調査等を行って、我々の時代も、どこのバス停に何時の時点で何名乗客が降りて何名乗るということを全部掌握していました。これは日々データを取っております。バス会社にとって、このデータというのは各社それぞれ収益の生命線なんですよ。だから、今皆さんが一生懸命データを取っていると思いますけど、本来であれば、バス会社が持っているデータとも突合して、どれが一番いい路線の再編になるのかということも検討できるような状況をつくらないといけないです。非常に感じたのは、この利便性向上に本当にしっかりと推進していこうと思ったら、バス会社もやっぱり経営上の課題を抱えていますから、そことしっかり向き合う覚悟が必要になってきます。ですので、我々は、県民の足として、県民のための利便性向上を図りたいという思いはありますけれども、バス会社にとっては死活問題なので、そことどうやってお互い信頼関係をつくって、まさにいろんな意味でバス会社にもう少し寄り添った、その官民協働の作業を推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

御茶屋御殿の復元についてでございます。

ワーキンググループが平成19年――2007年に設置されまして、これまで21回開催されております。最後が令和２年になっておりますけれども、５年間開催していないということで、まず今年度、確実に開催をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

今後のワーキンググループの開催につきましては、令和６年度に実施した業務等の検討成果もございまして、その辺がまとまり次第、事務局である那覇市へ開催を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

この整備範囲３案というのが、既に示されていると思いますけれども、この整備範囲３案の概要と、それから那覇市、国の受け止め、もう皆さん説明をされていると思います。これについて教えていただけますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　令和４年に事業化可能性検討調査業務を発注しておりまして、御茶屋御殿跡地の全面整備という案がまず一つ。そして、部分整備が２案、これは敷地を――取得範囲をちょっと変えたものになりますが、その合計３パターンを検討して、国及び那覇市へ報告しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　このワーキンググループ、ぜひ年度内開催を求めたいんですが、開催の際に、ぜひこの復元期成会の皆さんの御意見も何らかの形で反映できる、聴取できる形をつくってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今でもといいますか、常々連携して取り組んでいるところでございまして、引き続き意見交換しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　最後に知事にお尋ねいたします。

知事は、この御茶屋御殿復元の意義、そしてまた期成会の皆さんの思いというのはよく存じていると思いますけれども、この事業化に向けた――いよいよ来年は首里城が復元されるという状況の中で、せめてこの事業化のめどというものをそろそろ示していただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内のとおり、首里城の正殿の復元完成、そして南殿、北殿、さらには、中城御殿の整備、そしてこの御茶屋御殿の復元整備などについても、多くの方々から期待を寄せていただいているところだと思います。ワーキンググループでも、この間議論をさせていただいておりますけど、より広範に整備計画全体の中の一つとして組み込めないかということも含めて、那覇市ともしっかり協議をし、国へも協力を求めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ありがとうございます。

ストーカー対策についてです。答弁ありがとうございました。

大事なのは、この被害者の訴えに真摯に向き合う姿勢ということと、神奈川のストーカー事件の反省を踏まえると、ストーカー事案としての認知の対応があると思います。県警における警告と禁止命令の対応状況、具体的な件数等が分かれば教えてください。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　令和６年における県内のストーカー規制法に基づく禁止命令は64件で、前年比２件の減少となっております。また、令和７年１月から８月末までの間では48件で、前年同期比で５件の増加となっております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　引き続き、対応方よろしくお願いしたいと思います。

性暴力から子どもを守る対策についてですが、２点再質問させていただきます。

様々研修をされているというお話がありました。この研修のポイントについて説明を求めます。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会としましては、被害を未然に防止する観点から、教職員と児童生徒が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面を限りなく減らしていくことが重要と考えており、ＳＮＳ等による私的なやり取りの禁止、密室状態の回避及び組織的対応の徹底といった取組の強化を図っているところであります。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　あと環境整備が大事だと思います。そういう意味では、もう何度も取り上げられていますけれども、防犯カメラの設置について検討の状況を伺わせていただきます。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会としましては、防犯対策として、教室

やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、盗撮等ができないような環境にしていくよう周知しております。学校内への防犯カメラ設置につきましては、国において効果や課題についての議論があることは承知しており、今後の国の議論を注視してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この性暴力は、子どもたちに回復し難い一生涯の傷を負わせることになるということから、未然に防ぐための徹底した取組が必要になると思いますので、対策のほうよろしくお願いしたいと思います。

政治倫理の確立につきまして、知事、御答弁いただきましてありがとうございました。

今、県内外で首長による政治倫理が疑われる事案が起きていて、政治の信頼を大きく損なう事態となっております。地方政治においては、住民から選ばれる政治家というのは首長と議員のみでありまして、特に首長につきましては、独任制で、ある意味大統領と同じという意味では、権限が非常に強い。そういうことから議員よりも高い倫理感が求められると思いますので、先ほど職員の条例の話がありましたけれども、知事以下、ぜひともこの条例制定については、検討をしっかり重ねていって制定していただきたいということを要望して終わりたいと思います。

災害対策についてです。

昨年、この北部豪雨災害を受けて、私一つ提案させていただいたのが、線状降水帯の発生が全国的にも非常に続いている状況の中で、やっぱり気象の専門家、気象防災アドバイザーの活用を提案しましたけれども、検討状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

県では、毎年沖縄気象台との共催で開催する防災気象講演会において、国土交通大臣が委嘱する防災の知見を兼ね備えた気象の専門家である気象防災アドバイザー等に防災気象情報の解説をしていただくなど、県民の災害対応力の向上の取組に活用しております。また、毎年度市町村職員を対象として実施している気象警報等対応ワークショップの中で、気象防災アドバイザーの要件を満たす沖縄気象台職員から、特に注意を要する気象情報など、市町村における避難指示等の判断が迅速になされるよう講話をいただいているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　引き続き連携をよろしくお願いしたいと思います。沖縄は、これからの季節が非常に災害リスクが高くなりますので、よろしくお願いしたいと思います。

県営住宅は飛ばしまして、最後松くい虫対策なんですが、国の天然記念物指定解除に向けた、今後の手続について教えてください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、久米島町から提出された五枝の松の枯死確認に基づく滅失届について、文化庁へ進達を行ったところであります。今後は文化庁調査官による現地確認が行われ、久米島町から文部科学大臣宛て指定解除の意見具申が提出される予定であります。その後、文部科学大臣から文化審議会へ諮問、答申を経て、官報告示の後に指定解除になるというふうな流れとなっております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　教育長、指定解除になってから、松の伐倒というのは行われるんでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　そのように考えておりますが、基本的には久米島町から申請がありまして、それを受けて伐倒等の作業が行われるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　この間も仲里議員からありましたけれども、県内には文化財級の松がまだあります。そういう意味では、今回指定解除後に伐倒されるとは思うんですけれども、その際にこういう五枝の松のような老木で、いわゆる樹木の形容もああいう形で横に広がるような、こういう松がどのように松くい虫に侵食されたのかという検証が――これは解体しないと分からないと思うんですけれども、必要かと思います。その対応をぜひお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今後の対策につきましては、今議員の御紹介のあった方法も含めて、久米島町あるいは関係部局、それから文化庁と連携しながら検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　一つの所感にはなりますけれども、久米島町の場合、非常に貴重な動植物や天然記念物級の動植物も多くて、そういう意味では、自然保護との兼ね合いで全面的な薬剤散布というのができな

かったんですね。なので、重要な松を保護する。そして戦略的放置という手段で対応してきたけれども、本来であれば、徹底防除の戦略というのが望ましいことは望ましかったわけですよ。それができないということで、こういう選択をして対策を練ってきたという状況があります。だから、島であることの難しさというのが、この松くい虫については言えて、この虫が島外に出られないわけですよ、周りは海ですから。だから、島の中でとことん侵食し尽くすという、こういう状況が生まれて五枝の松までやられたという状況がありますので、やっぱりこの教訓をぜひとも生かしていただいて、まだまだ残っている松が後世までしっかりと生き延びるような対策をぜひともお願いをさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

〔上原　章　議員登壇〕

○上原　　章 議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○上原　　章 議員　皆さん、こんにちは。

公明党会派、上原章でございます。

通告に基づき一般質問を行います。

質問の前に所感を述べさせていただきます。

本年は、沖縄移民125周年を迎え、ハワイ及びカナダで記念行事が開催されました。また、ハワイ州と沖縄県の姉妹締結40周年、ハワイ沖縄センター35周年の佳節にも当たります。私も今回、玉城知事と一緒にハワイを訪問させていただきました。様々な記念行事や交流に参加する中で、改めて移民の歴史に思いをはせ、当時の先人の皆様の御苦労、志に感銘を受け、また、今日の県系人の皆様の御活躍に感動を覚えてまいりました。

沖縄県民がハワイへ移民したのは、1900年１月８日、沖縄出身者26名がホノルル港へ到着し、サトウキビ耕地で契約移民として働き始めたとのことです。遠く異国の地に移り住んだ先人たちは、言葉や習慣の違いに苦しみながらつらく厳しい耕作労働に励み、幾多の困難を乗り越えられ、また、さきの大戦では、言葉では言い尽くせない苦難の歴史があったと推察いたします。そのような中、先人そして県系人の皆様は、沖縄を忘れず、家族らのために送金し、窮乏する沖縄社会の助けとしました。また、御存じのように、さきの大戦で荒廃し食糧難で耐え難い状況下にあった沖縄県に、遠くハワイの県系人の皆さんは、募金を集め、豚550頭を送り、直近では首里城焼失を受け、再建資金を募り、多額の寄附金を送っていただきました。

今回、ハワイ沖縄センターを訪問し、移民の父と言われる金武町出身の當山久三氏の「いざ行かむ　吾等の家は　五大州」の石碑に触れ、万国津梁の世界を結ぶかけ橋の精神と重なり、また、今回の訪問でハワイ州副知事やハワイ東西センターの首脳の皆さんとの意見交換の中で、現在４万人を超えるハワイ沖縄連合会の皆様がハワイ社会で活躍されていることを高く評価され、また２日間にわたり開催された第43回ハワイ沖縄フェスティバルに多くのハワイの方々が集い、楽しんでいる姿に感動いたしました。

現在ハワイを含め、世界で42万人の県系人の皆様が頑張っていることに敬意と大きな誇りを禁じ得ません。そして改めて、次の時代を担う多くの若い方々が沖縄から世界に雄飛し、活躍する志を持ち、挑戦されることを願うものでございます。

それでは質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、ハワイ移民125周年・ハワイ沖縄姉妹提携40周年、ハワイ沖縄センター35周年の記念式典等に参加された知事の見解と今後のハワイ州及び県系人の皆さんとの交流について伺います。

(2)、世界のウチナーンチュの心のよりどころとなる世界ウチナーンチュセンター（仮称）の設置について取組を伺います。

(4)、台風８号の影響を受け、記録的な大雨が大東島地方を襲い、甚大な被害をもたらしました。被害状況と復旧支援の取組を伺います。あわせて今回の被害について、降水量が観測史上１位とのこと。今後の対策として、地元からの県への要望及び対応を伺います。

(5)、県内のシルバー人材センターは、様々な取組を推進し、地域社会に大きく貢献しています。沖縄県シルバー人材センター連合から県に支援の要望があるが、同センターについて、知事の評価及び支援強化について伺います。

２、福祉・医療行政について。

(1)、介護保険について、県及び県内36首長が担い手や財源不足等を理由に、介護保険サービスの提供体制に危機感があるとの調査結果がありました。知事の見解と課題及び対策を伺います。

(2)、県内の市町村が所管する公的な福祉施設が老朽化し、財源不足で改修・建て替えができず、サービスが提供できない事案が寄せられています。支援が必

要と考えるがどうか。

(3)、県内では、生活保護が受けられず、少ない年金で暮らす独り暮らし、また高齢者の御夫婦が物価高騰のこの社会では生活できないと、地域の民生委員や福祉施設等に相談に駆け込んでくる話を聞きました。月６万円弱の生活費のうち４万円が家賃という中で、食事、光熱費、移動費、病院代等、どんなに計算しても生活が守られることはありません。公営団地にも入れず、民間賃貸住宅を選ぶしかない高齢者の方々に、どのようにして希望を持っていただけるのか、実態調査、家賃補助等、ぜひ御検討いただきたい。

(4)、来年４月以降、医師不在の可能性がある与那国町から医師確保の協力要請があるが、県の対応を伺います。

３、教育行政について。

英語立県を目指す本県は、新・沖縄21世紀ビジョンの中で、「国際感覚を身に付ける教育の推進」、「外国語教育の充実」を掲げています。

そこで質問です。

(1)、英語教育の現状・課題・対策を伺います。

(2)、県は、ＣＥＦＲ Ａ２レベル相当以上の英語力または有すると思われる生徒の割合を令和６年度までに45.5％にするとの目標を掲げていたが、取組はどうか。あわせて実用英語技能検定（英検）等への検定料の助成を検討できないか伺います。

(3)、小学校の給食費無償化実施はどうか。

４、有機的な公共交通ネットワークの構築について。

(1)、現状・課題・対策を伺います。

(2)、県内の交通渋滞による経済損失は年間約1450億円と言われております。県は公共バス利用促進のため、昨年９月、バス無料実証実験を実施したが、予算及び効果、併せて今後の取組を伺います。

(3)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定の目的、内容を伺います。

最後に５、学生時代に利用した奨学金の返済で苦しむ若者が多く、県が実施している沖縄県奨学金返済支援事業は、大きな意義があると思います。取組状況とさらなる拡充について伺います。公明党として、国において返済額の一定割合を所得控除できる奨学金減税を新たに提唱しているところですが、知事の見解を伺います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　上原章議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の、ハワイ訪問への見解と今後の交流についてお答えいたします。

８月29日に開催されましたハワイ沖縄姉妹提携40周年記念式典・ハワイ移民125周年記念式典では、私はじめ上原副議長、そして県内39の市町村長などのほか、州政府関係者、県系人の皆様など多くの方々が集い、ハワイと沖縄とのこれまでの友好を盛大にお祝いすることができました。また、ハワイ沖縄センター創立35周年記念式典では、ハワイ沖縄連合会や県系の方々が現地で御活躍されながら、沖縄への思いを持ち続けていることに大変感銘を受けました。今回のハワイ訪問を通じて、ハワイと沖縄の絆をさらに強固なものとし、また将来に向けてさらなる、特に若い世代の交流、人材交流などについて、もっと展開を広げていきたいということ、あるいは連携への取組が確認される点においても大変有意義であったと考えております。なお10月には、グリーンハワイ州知事やハワイ沖縄連合会の皆様を沖縄にお迎えし、姉妹提携40周年記念式典を予定しており、那覇大綱挽に参加していただくなどのスケジュールも併せて組ませていただいております。これからも相互の友好をさらに深めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、世界のウチナーンチュセンターについてお答えいたします。

県では、交流拠点となる機能を備えた世界ウチナーンチュセンター（仮称）を大型ＭＩＣＥ施設に併設し、整備することとしております。ハード面の整備を行っている間は、県が運営するウチナーネットワークコンシェルジュを活用した情報発信、次世代を担う人材育成研修、交流イベント等に取り組んでおります。引き続き海外県人会や関係団体の意見、要望を踏まえ、コンシェルジュ機能を拡充しつつ、世界ウチナーンチュセンターの設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての(4)、大東島地方の被害状況と取組等についてお答えいたします。

令和７年台風第８号に伴う大雨により、大東島地方では、これまでに半壊２件、準半壊10件、一部損壊16件の住家被害のほか、道路冠水や農地・農業施設等の浸水被害が確認されております。県では、同地方において、大雨災害の危険度が高まる可能性がある段階で早期に災害対策本部を設置して、災害救助法の適用や自衛隊への災害派遣要請、北大東村及び南大東村への連絡調整員の派遣と支援ニーズの把握、排水活動等の支援など、地元自治体や国など関係機関と連携して、迅速に災害応急対策を実施しました。なお、地元自治体の要望を受けた支援は、おおむね完了したところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、沖縄県シルバー人材センター連合からの要望等についてお答えいたします。

同連合から要望のあります補助金の確保、事業発注等につきましては、必要な支援を講じながら対応しているところです。シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の提供、社会参加の促進を図るほか、地域経済を支える重要な役割を担っていると認識しております。

県としましては、運営補助により、センターの運営基盤の強化を図るとともに、今後とも同センターの安定的な運営に資する各支援に取り組んでまいります。

５、沖縄県奨学金返済支援事業についての、取組状況等についてお答えいたします。

本事業は、県内中小企業の人材確保・定着を目的に、従業員へ奨学金返還支援を行う企業に補助を行うものとなっております。令和６年度は65社に対し、289名分の総額1410万円を補助し、令和７年度は予算を拡充し、８月末現在で66社から277名分の約1426万円の申請を受け付けております。奨学金減税につきましては、若年者の経済的負担の軽減につながるものと認識しております。

県としましては、引き続き人材確保等に取り組む県内中小企業に対し、各種支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、福祉・医療行政についての(1)、介護保険に関する調査の見解等についてお答えします。

本県では、令和７年以降、75歳以上人口の伸び率が突出して増加することが見込まれており、介護人材の不足及び介護給付費の増大が懸念されることから、県内首長においても危機感を持っているものと認識しております。そのため県では、介護人材確保に向けて参入促進や人材育成、介護現場の生産性向上に係る取組など、総合的な対策を進めているところであります。また、介護保険制度が将来にわたり安定したものになるよう、国庫負担割合の引上げについて、全国知事会を通して国に対し要請しているところです。

同じく２の(3)、少ない年金で民間賃貸住宅に暮らす高齢者への対応についてお答えします。

昨年度実施した高齢者の生活状況調査によると、施設入所者を除く単独世帯が１か月に支払っている持家以外の家賃などの合計金額は、３万円から５万円未満が約４割を占め、経済的負担が重いと回答した割合は14.4％となっております。介護保険制度では、地域包括支援センターが高齢者の生活実態を把握し、適切な機関や制度の利用につなげており、一部の市町村では、民間賃貸住宅等に入居する高齢者の相談援助や見守りを行っているところです。

保健医療介護部としては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を所管する土木建築部及び生活困窮者自立支援制度を所管する生活福祉部と連携し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

同じく２の(4)、与那国町の医師確保に係る県の対応についてお答えします。

与那国町診療所の運営に関しては、現在の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が令和８年度以降、指定管理を更新しない旨の意思を示されていることは承知しております。県では、令和７年７月に知事が琉球大学を訪問し、与那国町診療所をはじめとする離島診療所への地域枠医師の派遣について要請する等、医師確保に向けて取り組んでおります。また、９月に池田副知事が上地新町長と面談し、令和８年４月以降与那国町が無医地区にならないよう、町と引き続き調整を行うことを確認しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　２、福祉・医療行政についての御質問のうち(2)、市町村社会福祉協議会が入居する施設の改修・建て替えについてお答えいたします。

相談事業や日常生活自立支援事業などの各種取組を

行っている県内の市町村社会福祉協議会は、その多くが市町村の所管する庁舎や保健福祉センターなどに入居して、各種取組を実施しているところです。

県としましては、施設の老朽化等に伴う移転等の相談に対して、市町村庁舎の建て替えや保健福祉センターを新設した際に、入居できた事例などについて情報提供するとともに、引き続き福祉施設が適切にサービスを提供できるよう、市町村と連携して支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、教育行政についての中の(1)及び(2)、英語教育の現状等についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県教育委員会では、生徒の英語力向上に向け、生徒に対する英語能力判定テストや教員の指導力向上を目的とした、英語小中高大連携研修会等を実施しております。令和６年度の国の調査によると、英検３級以上相当の中学３年生の割合は37.6％、英検準２級以上相当の高校３年生の割合は43％で、調査が始まった平成25年から中学生は13.2ポイント、高校生は26.3ポイント改善しておりますが、全国平均と比較すると10ポイント程度下回っております。国際性に富む人材育成を図る上で英語力の向上は重要であり、引き続き新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値達成に向け、さらなる取組の充実を図ってまいります。なお、英検等の外部検定試験については、学習意欲を高める観点から有意義であると考えており、検定料の助成の在り方について、他県の動向等を注視してまいります。

同じく(3)、小学校の給食費無償化についてお答えいたします。

県教育委員会においては、令和７年度から中学生の学校給食費の２分の１相当額を市町村に対して補助する事業を実施しております。現在国においては、給食無償化の令和８年度実施に向けた取組が進められており、今後の拡充については、国の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　４、有機的な公共交通ネットワークの構築についての中の(1)、現状・課題・対策についてお答えいたします。

県内の公共交通においては、慢性的な交通渋滞による定時性の低下、県民の日常生活や観光客の増加等に係る移動需要への対応、供給側においては、バスやタクシー等の運転手不足による輸送力の低下などが課題であると認識しております。そのため県では、バス・モノレール半額実証事業や運転手確保支援、バス利用環境の改善、基幹バスシステムの導入、地域のコミュニティーバスの接続性の向上など、公共交通の利便性向上に向けた取組を推進しております。

同じく４の(2)、バス利用促進乗車体験事業の予算及び効果、今後の取組についてお答えいたします。

昨年９月に実施した、わった～バス利用促進乗車体験事業の予算額は約２億1000万円で、本島バス会社の乗車実績において、通常運行日と比較して、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍と利用者が大幅に増加する効果が確認されました。今年度は、同事業の成果や課題を踏まえ、県民からモニターを募集し、バス・モノレールの利用料金を半額にして利用実態を調査する実証事業を行うこととしており、その調査分析結果を活用し、公共交通の利用促進に向けた取組の強化につなげてまいりたいと考えております。

同じく４の(3)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）についてお答えいたします。

県では、中南部都市圏の交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消を２本の柱とした次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に今年度から着手しております。当ビジョンでは、県民や各種ステークホルダー等と連携・協働しながら、基幹交通インフラや公共交通ネットワークを含む、戦後100年の公共交通の将来像の構築やその実現のための課題の整理、必要な取組の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　どうも御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問と要望をさせていただきたいと思います。

まず、ハワイ州との取組なんですが、これまでの交流事業、もし聞ければお願いできますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

直近の交流では、令和５年７月、玉城知事が日本ハワイ姉妹サミットに参加し、ビジネスやエネルギー、教育等を議題に意見交換を行っております。令和７年１月には、池田副知事が沖縄移民125周年記念式典に

参加したほか、マウイ島被災地の県人会を慰労訪問しております。ハワイ沖縄連合会に対しては、毎年、知事から新会長就任の祝辞、オキナワン・フェスティバルへのメッセージ送付、来沖時の知事面談で歓迎の意を表するなど、継続的に相互交流を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ありがとうございます。

先ほど知事は、特に若い世代の交流をこれからもっと大事にしていきたいと。昭和60年に姉妹都市提携を結んで今回40年ということで、そのときにスタートした若い世代の交流事業というのがあると思います。この現状をお聞かせ願えますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　幾つかの事業をやっているんですけど、まず１つはウチナーンチュ子弟等留学生の受入れという形で、沖縄県出身移住者の子弟等から優秀な人物を選抜し、県内の大学、県内企業等で就学・研修させるとともに、沖縄の歴史・文化・習慣の理解促進、県内企業での実務経験、あと県民との交流促進等の機会を提供する事業を実施しております。これは昭和44年度から令和６年度まで、ハワイから45名の留学生を受け入れております。６年度はハワイから１名の学生が来ており、名桜大学と琉球大学で就学したところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　事前にちょっと資料も頂いたんですが、例えば高校生海外雄飛プロジェクト受入れ、それから高校生海外雄飛プログラム派遣ということで、これまで多くの高校生がお互いに交流している中で、以前は受入れも派遣も30名やっていた時代があると資料ではあるんですが、現在は、例えば令和７年度、受入れが15名、それから派遣が20名と。少し減少しているところがちょっと気になっているんですけど、これはもっともっと充実させる、拡充する必要があると思うんですがいかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

英語力の向上に向けて、やはり国際的体験活動は重要であるというふうに考えておりまして、今、県教育委員会としても様々な取組を行っているところでありますが、御紹介いただきました雄飛プロジェクトについても、高校生をハワイと沖縄において相互に派遣をしながら交流を深めていくという事業に取り組んでおります。御指摘のとおり、様々な社会的な状況もありまして減少というふうな傾向にありますが、引き続きハワイの方々とも連携しながら継続できるような取組にしていくように連携を図っていきたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　よろしくお願いします。

あと世界ウチナーンチュセンター（仮称）、これ前回のウチナーンチュ大会でも多くの県人会の方々から早く沖縄にウチナーンチュセンターをつくってもらいたいということがありました。先ほどハード面は大型ＭＩＣＥ施設の中に入れていきたいということなんですが、この大型ＭＩＣＥ施設も今、前になかなか進んでいないことを考えると、現在、ＪＩＣＡの中でいろんな取組をしているとは聞いているんですけど、ＪＩＣＡは本来ＪＩＣＡの仕事があるので、もっともっと世界ウチナーンチュセンターをどういうふうに今後していくか。特にソフト面、どういった機能を持たせていこうと考えているかお聞かせ願えますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

現在ＪＩＣＡの施設内に県が委託して、令和３年度から運営を開始しています。委託先は、世界若者ウチナーンチュ連合会というところで、そこに数名、県のほうで委託して、一部を県の区画として運営しているところです。今後ですけれども、当然ハード整備ができるまでの間、相当数時間がありますので――令和９年度に世界のウチナーンチュ大会が開催されます。第８回ですね。それに向けて当然、今後いろんな問合せを含めて業務が増えてくると思います。また、近年ニーズが非常に高まっているルーツ調査、そういうのもたくさん出てきていますので、県立図書館とか市町村関係機関と連携して、取組をしていく部分が増えていきます。ですので、今後この部分について体制を強化していきたいというふうに今考えているところでございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　この世界ウチナーンチュセンターができれば、僕は世界のウチナーンチュの県人会の皆さんからもいろんな要望があると思うんです。そういった要望は集約されているんでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

機能として実は５つございます。１点目が交流拠点

としての機能、そして２点目が移民資料や物品等の資料収集の展示機能、あと３点目が県民やウチナーンチュ子弟等留学生、海外研修生が移民に関する歴史文化を学ぶ機能、４点目が国内外のウチナーンチュからの問合せや相談、そこに随時対応しているところです。ですので、その部分を相談――国ごとにいろいろ変わってくると思いますので、そこのきめ細かい対応ができるような機能を今後拡充していきたいなというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　知事、今回一緒にハワイ訪問させていただいて、私も何度か南米とかカナダも議員という仕事を通して行っているんですけれども、結構いろんな要望がある中で、例えば、もう１世・２世の皆さんも高齢化して、３世・４世・５世という中で、地元のハワイの皆さんもおっしゃっていました。日本語教育がなかなかもう――この連合会や県人会でも今、次の世代にどうやって日本語またウチナーグチを覚えてもらうか、理解してもらうかというところで相当苦労されている。そういったのを母県というか、ふるさとの沖縄県が応援していただければという声もあったんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　確かにハワイのウチナーンチュの皆さん、まだ３世・４世の方々は日本語を一生懸命思い出しながらお話をしていただいてるんですが、若い方々になるほど、そういう言語を獲得する能力は高いけれども、その機会がなかなかない。だからできれば、日本語を指導してくれる方を派遣してくれないかという話も直接聞かせていただきました。教育長ともしっかりと相談して、そのような人材の確保や派遣の方法については、また改めて考えてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　教育長、先ほどの英語教育とも関連するので、ちょっとお話ししたいんですが、英語教育がなかなか進まない課題というところで、ちょっと調べてみたら、音声学習が足りない、受験対策が重視されている、和訳を前提としている、学習時間が不足している、英語を使う機会が少ない、海外留学の経験がある教員が少ない、外国語指導助手（ＡＬＴ）をうまく活用できていないとか、いろんなそういう課題があるということをちょっと調べてみたんですけど。この海外留学の経験がある教員が少ないというところを考えると、今この世界のウチナーンチュの皆さんが日本語教育を必要としている一方で、沖縄の英語教育をどう進めていくかで、教員がもっともっと英語をしっかり学ぶ場所も必要じゃないかなということで、今回のこういった取組も、教育長としてもしっかりこういった教える側の育成ということが、これ大事じゃないかなと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　御指摘のとおり、この英語力向上に向けては、いかに話す機会を多く持っていくかと。やはりそのためには、指導する側の能力の育成も重要だというふうに思っております。先ほど紹介しました、国際性に富む人材育成事業であったり、雄飛プロジェクト、国際体験活動については、引率についても教員が同行すると。そしてその教員も同じように、そういった環境において研さんを積むというふうなことも目的としているところであります。実際、本県の英語の指導者、教諭のレベルは、全国に見ても非常に高い状況にございますので、お互い切磋琢磨する、そういう研修会の機会も持ちながら、英語力の指導力の向上に努めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひよろしくお願いします。

あと南北大東島の集中豪雨について。

ほぼ地元の要望には対応していますということなんですが、今回実はこの島の中央部のくぼんでいる地域がもう本当に冠水して、なかなか海も遠いところにあるということで、ポンプもしくはこのたまったものを持っていく労力も大変だということで、どちらかというと、この排水が非常に厳しい状況だったそうなんですが、改めてこの排水システムを新たにしっかり構築していきたいという村長の声もありました。一方で、南大東においては、今回の水草や汚泥をもう一回しっかり県と一緒に調査をして、それに対する排水システム、しっかり排水ができる状況をつくりたいってことを聞いているんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

南大東の自然池の水草の除去ですけれども、農業用排水路においては、緊急浚渫推進事業債によって堆積土砂と併せて水草を撤去することは可能と考えております。しかしながら、この自然池に関しては、同事業債の対象には含まれていないということで、そのためどのような補助事業が活用できるか、また関係機関及

び南大東村と連携し調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひお願いしたいと思います。

次に、与那国町の医師確保についてなんですが、無医村にならないようにということでお話がありましたが、県立の診療所への移行ということも長期的にお願いしたいという声もあったんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　与那国町議会のほうから与那国町診療所を県立に移行するようにという要請を受けているところでございますが、やはり医療従事者の確保、それから運営体制をすぐ県立に変えるということについては、やはりクリアしないといけない課題がありますので、時間を要するというふうな形で今考えているところでございます。現在行っている指定管理者を別の形で続行するかなどの方法を今、与那国町と一緒に協議しているところでございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　もうぜひ無医村にならないように、県も県の取組として強い決意でやっていただきたいと思います。

次に、独り暮らしの高齢者もしくは御夫婦で、ふるぎつかない生活費で、日々の暮らしに不安を感じながら頑張っている方々を――私は県が取り組んでいる、これから住宅を確保する人たちへの支援は結構評価しているんですけど、現在アパート等に住んでいる方々が本当に生活保護が受けられない、そういうはざまで必死に生きている人たちが１万円でも家賃補助を頂ければ、本当に頑張っていけるというお話も聞くんですね。新たに入る方々に、入居対象とするときに調査しますよね。生活保護を受けるような方々と同じような調査があるんですけど、私は今、本当に苦しんでいる人たちをどう救うかというところでは、しっかり光を当てるべきところがあるんだということをぜひ認識していただけないかなと思うんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

低所得の高齢者に対する居住の支援について、今回も３つの部でいろいろ今の事業状況などを確認しましたが、どうしても既存の入居されている方への支援方法がまだないというふうなことでございます。今議員がおっしゃっています家賃の支援というのも考え方の一つとは認識しておりますけれども、財源、それから事務処理上の課題がやはりあるということもまた同時にございます。土木建築部のほうでは低廉な家賃の賃貸住宅の供給の促進、それから生活福祉部のほうでは家賃の低廉な住宅への転居支援というふうな形のものがございますので、そういう中でどういうふうな対応ができるかということを、また引き続き各部連携して検討していきたいと思っております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　よろしくお願いします。

あと知事、小学校の給食費無償化の実現なんですが、国の動向を見るとあったんですが、これ知事の公約にもあるので、私はぜひ県独自で進めていく決意も必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

先ほど答弁でも国の動向を見ながらというふうなお話をしましたが、現在の国の動向でありますけれども、令和８年度、文部科学省の概算要求において、事項要求として給食無償化について盛り込まれたというふうに聞いているところでありますので、しっかりと国の動向も見据えながら、給食の無償化の充実に取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　よろしくお願いします。

あとバス・モノレール半額実証事業、いよいよ12月から始めるということで、これ予算幾らですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　予算は総額で１億5800万円でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　内容をちょっと教えてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　主な経費につきましては、補助金という形でこれが１億円余りございます。さらには委託料という形でそのデータを入手して、これを分析したり、また周知をするような事業、そういったことで委託料が5000万ほどかかっているという内訳になっております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　モニターを最大3000人募集すると。この資料を見たら、応募方法が――もうあしたから申込みがあるんですけど、ホームページ等から応募

と。ホームページになかなかなじみのない方々はどういうふうな応募になりますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　若い方はＱＲコードを使ってスマホとかで申込みをすると思うんですが、それがなかなか不得手な方については各役場とかにポスター、あとチラシとかを置いていますので、それで役場のほうで申込みが可能となっております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　今回、半額でどれだけの方がバス・モノレールを活用していただけるかのデータを取るということですが、私これが本当にどういうふうな効果があるのかなとちょっと疑問なんですね。若い人がホームページで申し込む、地域・年齢等バランスを取るとは聞いていますけど、ぜひこれを効果あるものにしていただきたいと思います。

あとは奨学金返還制度。

今全国では、奨学金の代理返還というのがあちこちで非常に好評だと聞いていますが、県内はどうでしょうか。この内容も含めて教えてください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　今お話のありました代理返還についてでございますけれども、これは奨学金を受給した学生本人ではなくて、企業等の第三者が奨学金の返還を行う代理返還というものについて、福利厚生として導入するケースがあるというふうに承知しております。これは企業にとりましては人材の確保と定着、そういったことの観点からは非常に効果があるものだというふうに思っております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　要するに、従業員に給料として入れるんじゃなくて、会社が日本学生支援機構に返還をする。そうすると、その返還額の所得税が非課税になっている。また、標準報酬月額の算定の基となる報酬に含まれないということで、とてもメリットがあるんですね。あと企業側には法人税の税額控除を受けることができる。そういった本当にすばらしい制度だと私は思っているんですけど、県内ではこの取組はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　大変恐縮ですが、県内事業者のほうでそういった代理返還をしているといったデータは現在持ち合わせてはおりません。今県のほうでやっております奨学金の返還支援事業というものは、県内中小企業の人材確保とそれから定着を目的としているということになりますので、今議員のほうからお話がありました減税といったことに関しましては、また様々な角度、視点からどういったメリットがあるかというのを整理していく必要があるかなというふうには思っております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　日本学生支援機構でちゃんと企業用のチラシをつくっています。企業も応援したいけど、これが税の対象になるかならないかでとても違うんですね。その辺もぜひ県内にもお願いしたいと思います。

最後に、私が前回も取り上げた中で、この奨学金返還支援事業を医療・福祉で働いている方々も対象にすべきだと言ったんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　以前にもそういったお話がございました。本事業、返還支援事業のほうでは、中小企業基本法に規定されます中小企業者が対象となっております。医療・福祉分野のほうで申請が実際ございましたのは、例えば介護サービス事業所ですとか、薬局等が株式会社で法人格を持っておりまして、そういったものに対する支援実績はございます。

○上原　　章 議員　すみません、もう時間になりましたけれども、医療法人、福祉法人、こちらで働いている若者が多いので、よろしくお願いします。

終わります。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　じゃ、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢のほうから、まず(1)番、令和８年度沖縄振興予算概算要求についてのアのほうから行きます。

沖縄振興特定事業推進費の予算額の推移と不用額の推移をお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　内閣府の公表資料によりますと、沖縄振興特定事業推進費の予算額は、令和元年度35億円、令和２年度70億円、令和３年度85億円、令和４年度80億円、令和５年度85億円、令和６年度85億円、令和７年度95億円と推移しております。また、同推進費の不用額については、令和元年度１億円、令和２年度23億円、令和３年度14億円、令和４年度２億円、令和５年度22億円、令和６年度13億円と推

移しております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　今度、令和８年度の概算要求の１番目にＧＷ2050があるんですよね。この推進協議会のほうもこの特定振興予算からのものになっているという認識でよろしいでしょうか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　そのように聞いております。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　この特定振興予算――国が決める予算になってはいるんですが、市町村が対象、そしてまた今言うように、民間が沖縄の振興ということであっても民間の部分でも活用できるというところであるんですけど、知事、令和５年度を見てもこの不用額、約22億円、そして令和６年度を見ても不用額ということで13億円ということがあります。国は、沖縄の不用額はもう相当にきつく言うわけですね。ところが、この特定振興――自分たちで決めるその不用額に対しての、まず知事の認識をお聞かせください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　我々としては、常に減額傾向にある一括交付金については、しっかりと要望額を確保したいという一方で、このような沖縄振興特定事業推進費はなかなか予算執行ができていないということについては、非常に残念であるなというように思います。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　次年度の概算要求は100億の要求になっているんですね。私からすると、全体的なこの予算、今回も減額をされての概算要求という形になっているんですけど、知事、やっぱりこの辺は市町村も絡むこの一括交付金だとか、今回もいろんな議員から質問があるんですけど、やっぱり離島に関する予算を増額してくれということを求めるべきではないでしょうか。減額されているのに、国のこの特定振興費は100億という増額があるということからすると、この２点、増額を求めるべきじゃないですか。どうでしょうか。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　特定事業推進費につきまして様々な御意見があることは承知しておりますけれども、県としましては、ソフト交付金の所要額確保は重要であるというふうに考えておりますし、また離島関連の予算の確保も当然重要だと考えておりますが、同交付金につきましては、ソフト交付金と併せて効果的に活用されることで、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた諸施策の着実な展開が図られるということを期待するものであります。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　また年度内にいろいろと要請をするということですので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。
　次にイのほうなんですが、不発弾等対策事業の不用額の推移と対策、そしてＰＦＩ事業での取扱状況を聞かせてください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　不発弾等処理事業の不用額は、令和２年度から令和６年度の過去５年間で、約8000万円から約３億円の間で推移しております。不用額の縮減に向けては、県事業の早期発注や市町村事業に対する早期発注の推奨、執行状況の確認を行うとともに、市町村支援事業で執行できない予算については、広域探査発掘加速化事業や住宅等開発磁気探査支援事業への予算流用などの対応を行っているほか、国に対しては、繰越しの承認について柔軟な対応を要望しているところです。
　ＰＦＩ事業については、Ｐａｒｋ－ＰＦＩ事業における民間施設の磁気探査を対象に住宅等開発磁気探査支援事業を活用している事例等もあり、ＰＦＩ事業における同事業の活用について、引き続き検討してまいります。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　今答弁にありましたように、Ｐａｒｋ－ＰＦＩではこの住宅等を活用したわけですよね。それからしたら、同じ公共のＰＦＩ事業ですよ。公共用地を使って民間事業者が造ったということがあるわけですから、やっぱりこの辺は公共も使うこのＰＦＩ事業というのは国ともっと調整して、そういう住宅等が使えるような在り方を持つべきだと思うんです。国とのやり取りはどうなっていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　市町村の公共施設整備を対象とした磁気探査費を補助する市町村支援事業については、ＰＦＩ事業での利用実績や市町村からの要望はこれまではないところなんですけれども、今申し上げましたＰａｒｋ－ＰＦＩとかの需要等、今後の需要を見据えて国との調整を今行っているところでございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　ないではなくて、那覇市も今、

元の那覇市民会館をこのＰＦＩでやっているわけですよ。各市町村そういうＰＦＩ事業を始めているわけですから、やっぱりその辺は前回も私は質問して、これは国とちゃんと調整してできるようにやるということでしたので、しっかりとその辺は捉えてやってください。

次にウのほうなんですが、GW2050 ＰＲＯＪＥＣＴＳにおける航空関連産業クラスター形成促進事業のこれまでの成果と拡張整備での県経済に与える効果を教えてください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　航空関連産業クラスター形成の成果としましては、航空関連企業９社がクラスターに参画しておりまして、また、これまでに700名を超える雇用と約266億円の経済波及効果を生み出すなど、順調に進展しているところです。県では、航空機整備施設の拡張整備により、さらなる航空機の整備需要を取り込み、関連産業の集積を図るとともに、県内製造業やＩＴ関連企業等によるクラスターへの参入を促進することで、県経済への波及効果を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　この整備計画の中に、国際物流拠点産業集積地域に関連企業の集積を促進していくということがうたわれているんですけど、那覇地区の関連企業の入居状況は、今どのようになっているんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　例えば、航空機整備を行っている企業はもちろんございますが、航空機の部品ですとか材料の輸入業者、それから整備データの管理を行うＩＴ企業、航空機整備用の備品販売業、そして航空関連施設の保守管理を行う企業等に参画いただいているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　何社入っているかちょっと詳しく――まあいいですよ。この那覇地区は、以前ＰＦＩ事業でもということでの建て替えっていうんですかね、再整備ということはあったと思うんですけど、これ状況はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　那覇地区再編との関連性につきましてですけれども、航空機整備事業の観点から申し上げますと、航空機整備関連クラスター推進会議というものがございまして、昨年度にその推進会議のほうから那覇地区の再編と併せた形で展開を図ることを提言していただいているところです。今現在それをＰＦＩでするとか、具体的な内容までは検討に至っていない状況となります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時19分休憩

午後３時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○知念百代 商工労働部長　先ほど航空機整備関連のクラスター推進会議というふうに申し上げましたけれども、ちょっと訂正させていただきます。提言がありましたのは、国際物流拠点産業集積地域那覇地区再整備検討委員会でございました。

今議員のほうからありました防衛省のほうで管轄しているその地区をどういうふうに再編していくかといったところでございますけれども、おっしゃるようにＰＦＩでやるにしても地権者との調整も必要となりますし、また防衛省のほうとも調整が必要になってきます。ですので、沖縄県のほうでこういったことをしていくという案をつくっても、様々な調整が必要になってくるというところにはなりますので、これからどういった形で整備していくかということは、また引き続き検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ありがとうございます。

それでは次にエのほうなんですけど、沖縄科学技術大学院大学は強い沖縄経済の実現に寄与するためにとありますが、これまでの成果と課題をお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ＯＩＳＴは、地元漁協と連携して、モズクや海ブドウの生産性向上に関する研究を行ったほか、世界的に例のないイカの養殖技術開発等、新たなイノベーション創出に取り組んでおります。また、世界中からアイデア、技術を持つ起業家を沖縄に引きつけるためのスタートアップ創出支援にも県と連携して取り組んでおり、これまで34社が県内

で起業しております。ＯＩＳＴの研究成果を経済振興につなげるためには、知財等の技術移転を促進する必要があります。そのため、共同研究等産学連携及び革新的なアイデアや技術力を有するスタートアップの創出に向けた取組に、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事、私は、この大学院大学が今スタートアップをいろんな形で頑張っているっていうところも理解はしております。世界トップクラスの大学院にするためには、私は年間300億という予算は決して大きな予算ではないと思うんですけど、我々の沖縄振興策の予算なんですね。その予算の中の10％なんですよね。今回も概算要求約300億ですよ。その認識を知事はどうお持ちでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　確かに、議員がおっしゃるとおり約200億円から230億円程度の予算が毎年計上されております。ＯＩＳＴの運営予算については、同学園法に基づいて内閣府において検討されているものと認識しております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事に聞きたかったんですけど、知事、私は県がもっとこの大学院大学を積極的に活用――活用というんですかね、連携も含めたやり取りを県はもっとやるべきだというふうに思うんですけど、知事の認識をお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほども答弁させていただきましたが、特に今様々なアイデアや技術を持つ、いわゆるスタートアップ・エコシステムにチャレンジをする若い方々からＯＩＳＴとの連携に非常に注目を集めております。また、そのＯＩＳＴから始まったスタートアップの企業などは、もう既に視野を世界に向けていて、非常にそれも沖縄県としては魅力のある企業に成長していくのではないかと考えております。ですから、このような民間とＯＩＳＴをつなぐようなポジションにも、やっぱり沖縄県がしっかり関わっていきたい、より一層関わっていきたいというように考えています。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　それを踏まえてオのほうなんですけど、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業の取組と成果、また提言した愛知県との連携の取組状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　県では、県内スタートアップの海外展開支援や海外起業家等の受入れを促進するため、今年度から海外進出を目指す８社への伴走支援やスタートアップビザ相談窓口の設置など、本事業により実施しております。すみません。この事業というのは、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業のことでございます。

それと、愛知県との連携につきましては、本年８月にＳＴＡＴＩＯＮ Aiを視察いたしました。関連施策の内容ですとか、相互連携等について意見交換を行ったところです。今後とも企業や投資家など、支援機関とのマッチング等も含めまして、相互の交流を深めていこうということで、取組の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事、私は愛知県に行かれてそういう連携を持たれたほうがいいということでお話をさせてもらいました。やっぱりスタートアップということになってくると、今、東京であり、大阪でありということで、そしてこの愛知県がＳＴＡＴＩＯＮ Aiということで先行しているというのがあるわけですから、やっぱりこの愛知県のＳＴＡＴＩＯＮ Aiを活用する中で、このサテライトを沖縄に持つということは重要なポイントだと思うんですよ。知事、この愛知県との連携、もう一度どうお考えか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　実はせんだって東京へ要請行動に伺ったときに、大村愛知県知事と偶然お会いいたしまして、様々な形でＰＦＩですとか、それ以外のスタートアップ事業などについても、ぜひ沖縄県も連携させていただきたいということで、はい、喜んでやりましょうというお話を頂いておりますので、なお一層情報収集を積極的に行っていって、そのような知見をできるだけ関係部局で早期に積み上げていけるように、さらに取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　先ほどもありましたように、我々は大学院大学ということで、世界的にそういう形でやっている大学院もあるわけですから、その活用も含めながら、我々沖縄はスタートアップということが大事なポイントになるというふうに思っていますので、ぜひ前向きに検討していただければと思っておりますので――進めていってください。よろしくお願いします。

次に、交通政策についてお伺いします。

(1)、沖縄本島中南部都市圏の慢性的な交通渋滞の現状と課題、そして経済損失をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　本県では、中南部都市圏を中心に慢性的な交通渋滞が社会課題となっており、沖縄総合事務局が公表した交通渋滞に伴う年間の損失時間は、県民１人当たり年間約55時間、経済的損失は県全体で約1455億円に上ると試算されるなど、生活・社会、ビジネス、観光の質の低下につながることを懸念しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　今、企画部長が答弁されたんですけど、パーソントリップ調査は土建部がされているんですよね。その中で、パーソントリップ調査の部分での交通手段の分担率の変化をどのように認識しているか、そしてまたその対策、部長お答えになれますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　分担率で申し上げますと、自動車の分担率が67.4％から72.5％に増加しています。結果として、自家用車への依存が大きく進展した。モノレールについては、0.6％増加した一方で、バスについては0.5％減少したと。そういう形で分担率は低下しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　私は前々からこのお話をするんですけど、ぜひ沖縄の重要政策、交通ということであれば、交通局をつくるべきだということで話しているんですけど、このパーソントリップ調査は土建部がやるんですね。そして、今答弁は企画部長がやられるわけですね。そういった整合性を僕はもっと持つべきだというふうにも思うわけですよ。このパーソントリップ、もっと我々も勉強していきたいなというふうに思っていますので。

次に移ります。

(2)、レンタカーの車両数と事業者数の推移、協会非加盟事業者の増加等の課題・対策を聞かせてください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

レンタカーの車両の数は、平成30年の４万1249台から令和６年は５万6658台に、事業者数は812社から2186社にそれぞれ増加しております。また、県内では、協会非加盟の小規模事業者が増加し、安全面を含めたサービス低下、那覇空港内での違法貸し渡し等が懸念されております。

県としては、レンタカー業の許認可庁である内閣府沖縄総合事務局と意見交換を行うとともに、違法貸し渡しについては大阪航空局那覇空港事務所、豊見城警察署等の関係機関と連携して取締りキャンペーンを行っているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　今、協会加盟と非加盟のお話があったんですけど、この協会加盟と非加盟別のレンタカー台数と事業所数、分かりますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和７年３月末現在ですが、レンタカー台数５万6658台中、協会会員は２万4800台、44％。非会員が３万1858台、56％。事業者数で言いますと、協会会員が68社、３％。非会員が2118社、97％となっています。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　僕は、これこそ問題だと思うんですよ。レンタカー協会の非加盟の会員数がもう97％、会員になっているのが３％の事業者数しかないというところなんですよね。この辺の部分は総合事務局が許可権者になっていると思うんですけど、国とのやり取りはどういうふうな意見交換をされていますか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

これまでレンタカー関係で意見交換を総合事務局の運輸部と何度か行っております。その中では、許可基準の厳格化につきましては、法律上、運送事業でなければ許可しなければならず、厳格化は難しいというお答えをいただいております。引き続き、意見交換をしてこのレンタカー問題、様々な問題が生じていますので、しっかり対応していく、対応策について一緒に考えていこうということを申し合わせたところでございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　調査のほうでも、沖縄の観光の交通手段はレンタカーが６割だというようなお話もあります。やっぱり他府県では見られないレンタカーの

取扱いをどういう形でやるのかというのは沖縄特有の問題だというふうに思っていますので、その辺しっかりと総合事務局と意見交換をされてください。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　それでは、次に(3)、本島中南部都市圏のバス路線についてですが、ア、通勤・通学の利用者の状況と支援等をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　沖縄本島路線バスの利用目的調査によると――平成25年でちょっと情報が古いんですが、通勤・通学の利用が全体の約７割というふうになっております。通勤・通学の利用者が多い朝夕の時間帯に、那覇－コザ間で基幹急行バスを運行しており、それ以外にもバスレーンの延長を含めた各種取組も検討を進めているところです。また、高校生や大学生向けに学校周辺のバスマップの作成・配布、そういった取組、さらには高校生等への無料バスの取組であるとか、浦西駅から大学へのキャンパスバスの実証事業等の支援を行っております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　すみません。イは取り下げますが、ウのほうで県と市町村の広域的な連携による方針・計画の検討と実施についてということで、別の団体というか金融公庫からそういう提言があるというふうにも思っているんですけど、この辺ちょっとお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県では、北部・中部・南部の各圏域の関係市町村と連携交通会議において、コミュニティーバスの広域運行や路線バスとの連携による利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて議論を行っております。コミュニティーバスについては、市町村圏域を越えて運行する取組や複数の市町のコミュニティーバスが接続する取組も見られるようになってまいりました。

県としましては、引き続き地域公共交通の充実に向けて市町村とも連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　バスとモノレールの無償の実証実験ということがあるんですけど、それと並行して持続可能な交通環境構築推進事業という国事業含めてあるんですよね。この中で決済システムと交通データの活用という取組があるんですけど、この取組状況を聞かせてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　デジタルシステム活用検討業務につきましては、沖総局のリ・デザインと連携しまして、公共交通の利便性向上に向けたデジタル技術の利活用について調査検討を行うこととして、昨年度から取組を行っているところです。これによって、先進地の事例等も踏まえながら、交通データの利活用に向けたデジタル技術の将来像や必要な機能など、本県に適したデジタルシステムの在り方について整理することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　僕は両方そのデータをどのように取るかというような事業だというふうに思っていますし、この決済システム――僕もモノレールだとかバスに乗るときにＯＫＩＣＡを使うんですけど、ＯＫＩＣＡを使ったときにポイントがたまるとか、やっぱりいろんな工夫を私はもっとやるべきだというふうにも思っていますので、その事業は大事な事業だと思っていますので、しっかりとやってください。

県職員の通勤手当というのがあると思うんですけど、その通勤手当の支給状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　通勤手当の認定を受けて受給している職員数は3581名となっております。この内訳ですけれども、パーク･アンド･ライドの場合には、モノレールと自家用車または二輪車と重複になりますので、この数字とは一致しませんけれども、内訳としまして、バスが884件で23.7％、モノレールが759件で20.4％、自家用車が1799件で48.3％などとなっております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　バス・モノレールのものを合わせると――パーク・アンド・ライドもあるんでしょうけど、40％前後なんですね。そして、自家用車ということになってもまだ48％ということで、半数近くパーク・アンド・ライド――モノレールを活用してもこれだけの分があるということで、やっぱりもう少し公務員のほうから、知事部局のほうからバス・モノレールを活用するということを促してもらえればなというふうに思っております。

この交通政策の担当部長、武田部長の通勤手段ってどういうものですか。

○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　バスで通勤しております。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　やっぱり率先してやらないといけないですね、知事、その辺は。やっぱり管理職からしっかりとこの公共交通を使うということは、僕は大事な分があると思っていますので、これからもよろしくお願いします。
　次に、離島交通のほうでの久米オーシャン――アはいいです。
　イの久米島空路赤字補塡補助の概要と国・県・久米島の各補助金の金額をお聞かせください。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　久米島路線の運航費補助につきまして、令和６年度の欠損見込額は約１億2000万円となっており、そのうち国のほうは約3000万円の補助を行うこととなっております。今後、県と久米島町で実際に生じた欠損額から国庫補助金を除いた分を２対１の割合で補助を行う考えでございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　ちなみに、今、令和６年の概算になると思うんですけど、令和７年の予想はどうですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時39分休憩
　　午後３時39分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　企画部長。
○武田　真 企画部長　失礼しました。
　令和７年度の実績見込みでは、約３億5000万となっております。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　この３億5000万の内訳は分かりますか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　現時点では、国のほうが約4600万円、残りが２対１で県のほうが２億、町のほうが１億というふうな見込みとなっております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　久米島町の一般会計予算を見ると90億という形になるんですけど、この90億の中からの１億って結構大きな数字だと思うんですよね。住民の運航費補助も含め――含めるというか、そういったところもあるわけですから。やっぱりその辺は令和６年から始まったこの事業だというふうに思うんですけど、もっとやっぱりＲＡＣ含めてＪＴＡとしっかりと協議をしてもらえればというふうに思いますので、よろしくお願いします。
　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時40分休憩
　　午後３時40分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○當間　盛夫 議員　次にＰＦＩ事業なんですが、まず(1)、Ｊリーグ規格スタジアム整備等事業の中での、アの当初整備概算建設事業費と想定維持管理費、収支計画と費用対効果をお聞かせください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　当初整備段階の建設事業費、維持管理費、収支計画等は、概略設計等に基づき、整備計画の策定と併せて算定を進めているところでございます。整備費用は、変動率の大きい電気及び機械設備等に係る建設市場の動向、人件費の変動、事業者サウンディング調査等を踏まえ算定を進めているところでございます。また、維持管理費を含む運営収支は、入札公告後の事業者提案への影響を考慮し公表は控えますが、事例調査等を踏まえ、一般的なスタジアム運営で想定される業務項目ごとの費用、指定管理料等を見込むこととしております。今後、概算整備費と整備に伴う経済効果を示す予定としております。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　今出せない数字から言うと、イを質問しても仕方ありませんので、ウのほうの民間事業者からの提案提出について取組状況をお聞かせください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　令和７年５月29日に、Ｊリーグ規格スタジアム整備事業に関するＰＦＩ法第６条に基づく民間事業者の提案がございました。提案を受けた公共施設等の管理者は、同法に基づき、効果及び効率性等に関する評価を検討しまして、その結果を提案者に通知することとされております。現在、有識者委員会を設置し、提案内容の妥当性の検証、提案に対する県の方針を検討しております。年内には、その結果を出したいというふうに考えております。

県としては、引き続き那覇市、関係機関等と連携して、令和13年度の供用開始を目指して取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　私は以前から、単体のサッカースタジアムだけのものでは収支は合わないよということもお話しさせてもらっています。ですので、民間が提案できるような形からすると、やっぱり奥武山公園全体をプランニングするという形で出させるほうが、私は収支が合うというふうに思うんですけど、この奥武山の全体的な公園再整備というような活用、多分土建部長になると思うんですけど、どう考えていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　奥武山公園ですけれども、昭和48年に開催されました若夏国体の主会場として整備された公園でございます。現在、土木建築部が所管する都市公園としての整備事業はほぼ終了しておりまして、奥武山公園全体の方針につきましてはＪリーグ規格スタジアムの整備の検討状況を踏まえ、那覇市ですとか各運動施設の管理者等、関係機関と連携して取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　連携したほうがいいです。那覇市は今度、弓道場のサブグラウンドのほうに多目的というのかな、そういったものを那覇市で造るという形で、奥武山全体がばらばらな計画では駄目だというふうに思っていますので、再度その辺もぜひ検討していただければというふうにも思っております。

(2)番目の中央卸売市場のほうは質問だけになりますので、すみません、取り下げます。ありがとうございます。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　農水部長、すみませんでした。

次に道路行政についてでありますが、(1)番、沖縄県における道路整備予算推移と道路維持管理費の推移及び植栽管理費の推移をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県の過去５年間の道路整備予算につきましては、当初予算額で比較しますと、令和３年度の約206億円に対しまして、令和７年度は約148億円となり、約29％減少しております。なお、この数字は県事業の予算のみとなっております。同じく道路維持管理費につきましては、令和３年度の約11億円に対しまして、令和７年度は約13億円となり、約18％増加しております。これも純粋な道路の維持管理に使う費用となっております。また、植栽管理費ですけれども、道路維持管理費に含まれておりまして、年間約６億円で推移しているという状況でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ちなみに部長、沖縄県の――今、県の分があったんですけど、国直轄も含めて、沖縄県のこの道路事業――道路事業費っていうんですか、この分の平成10年の予算額と令和６年の予算額、分かりましたらお教えください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　本県の道路事業における予算額ですけれども、補正後の予算ベースになりますけれども、直轄事業、県及び市町村等事業の総額になります。平成10年度が1930億円、令和６年度は668億円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　自民党の島袋会長がいろんな形で頑張っていると。もっと頑張らせないといけない。だって平成10年で1900億ですよ。令和６年が619億ですか、668億。ピークの30％しかないんです。ピークの30％で国直轄のものもやる、皆さんのこの県道のものもやる、植栽もやるということになってくると、なかなか予算的にはきついわけですよね。そういったことを踏まえながらも、ぜひ――自民党は国政与党ですので、自民党にもしっかりと頑張ってもらって、県知事も頑張らないといけないと思うんですよ。知事、この予算の推移をどう考えますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員の御意見のように、非常に厳しい状況にあるということは、さらにこの関連予算の確保に向けてしっかり頑張っていかなければならないだろうというように思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　それじゃ、パネル大丈夫か。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後３時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　（スクリーンに表示）　今、御覧になっている写真は、国道331号、陸上自衛隊那覇駐屯地入り口近くのものです。私が撮ったのが９月４日。指摘しますよ、質問しますよって言ったら、草刈りをやってこういう状態になったんです。そして、指摘しますよと言ったら、これ空港のモノレールの上のほうの段ですよ。言ったら、このように。指摘しないとやらないのかっていうところもあるんですけど、その分でやっていないところがあるんですよ。これサザンゲートの前なんですよ。だから、それからすると、僕はこれが――今写真を皆さんに御覧いただいたんですけど、(2)番の持続可能な国際観光景観モデル事業の整備状況と官民連携体制構築の取組ということをぜひお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　本事業は、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成を図り、観光振興に資する事業となっております。県では令和６年度から、先行区域である県道那覇空港線等の５か所におきまして、魅せる沿道景観の整備などに着手しております。今年度は、街路樹の更新整備などを進めるとともに、官民連携による維持管理体制の構築に向け、地域や関係団体等との意見交換を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　言葉で官民連携と言うのは簡単ですが、なかなか民間にメリットがないと、民間もじゃあ何をやれば、ボランティアでやるんですかということになってくると思うんですけど、部長、この民間事業者が連携するメリットって何ですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　民間事業者、企業のことでよろしいでしょうか。

○當間　盛夫 議員　皆さん、官民連携と言うわけですから、これ民間が連携するメリットって何ですか。

○砂川勇二 土木建築部長　県管理道路につきましては、道路ボランティア団体による植栽管理の拡充に努めているところでございまして、令和７年度、589団体と連携して道路の美化に取り組んでおります。県のほうからは、除去した雑草の回収ですとか、保険の加入とか、あと費用の補助等を行っております。また企業に対しましては、今年度から新しいボランティア制度を創設しまして、企業名の表示とか、そういうことも含めて今いろいろ周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　次に(3)番目の、雑草ゼロの達成状況と国道・県道の道路除草や清掃等の状況をどのように認識しているのかお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　令和２年度から性能規定方式による道路の除草管理を導入しておりまして、対象路線を段階的に拡大しております。令和７年度は、県管理道路の約７割となる880キロメートルで導入しておりまして、従来の発注方式と同程度の費用で雑草の草丈を低く維持できるなど、効果が現れているものと考えております。その他の維持管理につきましては、日常のパトロールなどで対応が必要な箇所を把握し、優先度が高い箇所から順次清掃や補修等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　この雑草の除去の予算というのは、先ほどお伺いした国際観光景観モデル事業とは別――予算にならない。日常的なものだから、さっきの部分というのはこれは使えないわけですよね。だから、皆さん一般の単体道路維持費ということでやらないといけないけど、この予算っていうのは６億という形でずっと一緒なんですよね。そして、国も一緒ですよ。国も――さっき御覧になってもらったんですけど、国も年１回っていうのが今規定なんですよ。国の状況っていうのはどうなんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後３時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今、県は性能規定型でほとんど発注しているんですけれども、国のほうは仕様規定発注になっておりまして、年に数回とか回数を規定して委託業務を出しているものと思われます。ただ路線につきまして、どこが何回かというのはちょっと今現在把握できておりません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　僕は今、私の周辺の空港のことだけをお話ししたんですけど、北部に行くともっとひどいですね。ヤンバルに行くとこれは交通にも影響するんじゃないかと、安全運転にも影響するんじゃないかというぐらい雑草の状況は改善が必要だと思ってお

りますので、よろしくお願いします。
　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時54分休憩
　　午後３時54分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○當間　盛夫 議員　最後になりますけど、(4)番目、都市計画道路龍潭線の整備状況と石張り舗装や松の植栽での課題と変更の検討状況をお聞かせください。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　龍潭線ですけれども、現在、龍潭前の110メートルの区間と当蔵交差点から鳥堀交差点までの550メートルの区間で道路改良と電線共同溝の工事を実施しております。歩道の舗装や植栽につきましては、那覇市都市景観審議会の審議を経て、石張り舗装や樹種を松とすることが決定されております。石張り舗装や植栽の松につきましては様々な意見がありますことから、地域住民との意見交換や那覇市との調整を行っていきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　皆さん、今度の事業の中に中城御殿前（Ｒ－１）工区というんですか、このものがあるんですけど、この中城御殿前の歩道の舗装の規格はどうなっているのか、また、その理由をお聞かせください。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　令和５年度の中城御殿跡地整備検討委員会におきまして、委員のほうから、かつての龍潭通りは石粉舗装と想像されるとのことで、採用するのも一つの案ではないかという提案がございました。この提案を受けて、御殿前の区間の舗装仕様について検討し、委員会において耐久性を踏まえて脱色アスファルト舗装とすることで合意形成がされておりますが、これをもって変更が決定されたものではないとの認識でございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　皆さんの規格の仕様を見ると、中城の分はコーラルカラーになっているわけですよ。委員会でそういう形に決めたから、このコーラルカラーにするというような発注をかけているわけですよ。ところが、そのほかの部分っていうのは全部石張り、琉球石灰の今までどおりの石張りという。これ整合性が合わないわけですよ。皆さんは那覇市の景観条例の話をする。ところが、この中城の委員会で、それはこういう形でやろうねって言ったら、このことで決められる。これは本当にそういう整合性でいいんですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　都市景観条例等に基づきまして石張りになっておりますが、委員会においては石粉舗装となっております。今後、那覇市のほうとも調整をしまして、基準を見直すことが可能か、あと基準を見直してアスファルト舗装に変えることができるか等々含めまして、意見交換をしていきたいと思います。
　以上でございます。
○當間　盛夫 議員　よろしくお願いします。ありがとうございました。
○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。
　　午後３時57分休憩
　　午後４時20分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。
　儀保　唯議員。
○儀保　唯 議員　質疑に入る前に所感を述べます。
　先日、中谷防衛大臣が、沖縄における市民の自衛隊に対する抗議活動そのものを問題視する発言をしました。私たちが戦争の歴史から学んだことは、国が行うことが全て正しいとは限らないということです。そして当時、国が国民を戦争に向かわせるために、情報規制と言論統制を行ったことを忘れてはいけません。自衛隊の存在には賛否両論ありますが、大切なのは、賛成・反対どちらの意見も自由に発言できる国であることです。国民には、自衛隊は必要か、また存在させるとしても、米軍との一体化はされるべきではないなど、安全保障の在り方を議論する権利、表現の自由があります。それは、国の政治の在り方を最終的に決定するのは国民であるという国民主権に基づくものです。南西シフトが進められている沖縄で、自衛隊について様々な意見が出るのは当然であり、防衛大臣という立場においては、なぜ抗議活動がされているのかの理由をしっかりと聞くべきです。
　では、質問に入ります。
　１、選挙の投票時間の短縮について。
　(1)、今年７月に行われた参議院選挙で、投票時間を繰り上げた（短縮した）離島以外の市町村はどこがあるか伺います。
○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。
○武田昌則 選挙管理委員会委員長　本年７月20日執行の参議院議員通常選挙において、投票所の閉鎖時刻

を繰り上げた沖縄本島内の市町村は、うるま市、南城市、国頭村及び今帰仁村となっております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　聞き取りでは、国頭村、今帰仁村以外の南城市は船で行かないといけない久高島、うるま市の津堅島も船で行かないといけない所、浜比嘉島、宮城島、伊計島も遠いという、道路でつながっていますが島ということで聞いております。

(2)、公職選挙法では、投票に支障を来さない特別の事情がある場合に限り、市町村選管の判断で投票時間の短縮が可能でありますが、(1)の市町村における特別の事情とは何か伺います。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則 選挙管理委員会委員長　投票所の開始時刻の繰下げ、または閉鎖時刻の繰上げにつきましては、市町村の選挙管理委員会の判断で、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り行うことができるとされております。国頭村及び今帰仁村における本年の参議院議員通常選挙で投票所の閉鎖時刻を繰り上げた事情については、投票区内の選挙人が少ないこと、閉鎖時刻を繰り上げる時間帯の投票者が少ないことなどであると承知しております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　法律の原則は、午前７時から午後８時までとなっていて、繰上げは例外とされています。先ほど述べられた理由のうち、短縮した時間帯の投票人数が少ないという理由は、公職選挙法の特別の事情に該当しないのではないでしょうか。もし該当するとしたら、何人から少ないと言えるのか伺います。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則 選挙管理委員会委員長　公職選挙法第40条第１項ただし書の適用に当たっては、選挙の行われる時期や地域の実情等を精査し十分な検討を行った上で、市町村の選挙管理委員会が判断するものと考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　こちらが質問しているのは、投票人数が少ないという理由だけで、今回繰上げを行った地域があると聞いていますので、この少ないっていうことが何人かはっきり言えないということでよろしいですか。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則 選挙管理委員会委員長　繰り返しになりますけれども、投票所閉鎖時刻の繰上げについては、選挙の行われる時期や地域の実情等を精査し十分な検討を行った上で、市町村の選挙管理委員会が判断するものと考えています。なお一般論として申し上げますと、国会答弁において、地域の実情により、例えば山間部などは、大半の選挙人が早めに投票を済ませていることなどを理由に繰り上げることがあるというふうに承知しているという答弁がなされているものと承知しております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　この少ないということが何人か言えないということは、選管に裁量があるとはいっても、それが乱用されないように県は注意していくべきではないかと思います。

(3)、今回初めて投票時間の繰上げをした今帰仁村では、これまでと違うことを知らずに投票できなかったという声があります。地域による差異で選挙の公平性に影響を与えることがないよう県として対応すべきであると考えますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員長。

○武田昌則 選挙管理委員会委員長　県選挙管理委員会としましては、投票所の開始時刻の繰下げ、または閉鎖時刻の繰上げを行う際には、各市町村の選挙管理委員会において、地域の実情等を十分に検討した上で対応し、選挙人に対して丁寧に説明を行うことが必要と考えており、引き続きその旨を要請してまいります。また、県の管理する選挙では、開閉時刻の繰上げ、または繰下げの届出があった投票所の一覧を県のホームページに掲載するほか、各種啓発媒体で一部の投票所で投票時間に変更がある旨を周知しており、引き続き必要な取組を行ってまいります。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　離島ならまだ投票時間が繰り上げられることがあるのも知られていますが、沖縄島内では、まだまだ夜８時まで投票できるというのが一般的な認識だと思います。繰上げをするのであれば、ほかの自治体で行われているような、住民に事前にアンケートを取るなど、丁寧な周知がされるべきであると考えますので、県としても今おっしゃられた対応、周知の方法の助言を行ったりするなど、引き続き対応をお願いします。

次に２、農林水産業の振興について。

(1)、現時点における沖縄県の耕作放棄地の面積を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県全体の耕作放棄地面積は、令和５年度で3578ヘクタールとなっております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　今の耕作放棄地の面積が、沖縄県全体の農地における割合を教えてください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　試算になりますけれども、本県の耕地面積が３万6100ヘクタールでございます。そして、耕作放棄地の面積が3578ヘクタールということで、それを割りますと、約９％ということになります。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　(2)、(1)の耕作放棄地の面積のうち、国頭郡区に占める割合を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　北部地区に占める割合ということでお答えさせていただきますけれども、令和５年度の県全体の耕作放棄地面積のうち、北部地区に占める割合は約40％となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　北部地区というのは、伊平屋・伊是名を含む地区だということで、ここが多く占めているということが分かりました。

(3)、耕作放棄地の解消に向けた対策及び新規就農者への支援内容として、地主に対して農地の賃借を奨励するような施策はあるか伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、農地所有者から農地を借り受け、新規就農者等担い手に対して農地を貸し付ける農地中間管理事業を実施しております。地主へのメリットとしては、賃料の徴収と支払いはこの農地中間管理機構が行うことや、農地の借入契約期間終了時には農地所有者に確実に返還されることなどがあります。また、県では、農地中間管理機構が担い手へ貸し付けた耕作放棄地の再生費用に対し補助を行う農地活用集積促進事業を新たに実施しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　今の農地中間管理機構の実績を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　県では、農地の担い手への集積・集約化を推進するため、平成26年３月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、農地中間管理事業を実施しております。同事業では、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借り受けて、担い手等へ貸付けを行っております。令和６年度までの累計で、借受け面積が1441ヘクタール、貸付面積が1584ヘクタールとなっております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　農地中間管理機構に登録している人のうち、土地を貸したい人と借りたい人ではどちらが多いですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　農地を借り受けたい方のほうが多いというふうに聞いております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　借りたい人が多いということですが、今北部で農業をやりたいとか、現在農業をしていてもっと耕作地を広げたいという意欲ある人たちから、なかなか土地が借りられないという声を実際に聞きます。特に、農地中間管理機構を使うと原則10年以上でなければ貸せないということで、高齢の地主からすると、10年後は自分がどうなっているか分からないから貸せないっていう意見などもありまして、この原則10年以上の趣旨は何か伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

まず農地の賃貸借期間につきましては、やはりこの担い手の効率的かつ安定的な経営を図るため、国の農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱においては、原則10年以上とすることが望ましいとされております。例えばサトウキビ等を植え付けて、その後、株出し等もやりますし、パイナップルは植えて約２年ぐらい収穫までかかります。そして農家も実際借りた土地に対する土づくりとか、そういったものもやっていくというところがございます。ただ10年以上の期間が難しい場合は、協議により10年よりも短い期間で対応してきているところでございますので、農地の所有者である出し手の意向や受け手の調整等を踏まえ、賃貸借期間については柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　おっしゃるとおり10年以上の趣旨は分かりますし、また土地の賃貸借は長期間に及ぶの

で、地主が見知らぬ人には貸したがらないという事情もあると思います。ただその中でも、やはり借りたいけど借りられない人が多いという問題を何とかしなければならないと思うんですけれども、この農地の賃貸借を推し進めるために、地元の地域に人脈を持つ市町村の農業委員会にやはり頑張ってもらう必要があると思うんですが、県の役割は、この現場の方がどうすれば動きやすくなるかを考えることだと思います。県としてできることは何か伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　担い手への農地集積・集約化に取り組むため、まず県では市町村や農業委員会への働きかけといたしまして、農地中間管理機構職員の現地駐在員配置ですとか、市町村への農地調整員配置を支援するとともに、市町村や農業委員会との緊密な連携に取り組むため、市町村推進チーム会議の設置ですとか、農業委員等への研修会の開催など、農地中間管理機構、市町村、農業委員会等の連携を強化する取組を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　聞き取りではタブレット端末を支給して視覚化を進めているとか、あと宮古・八重山では地権者に説明会を開いているということも――まあ、これ農業委員会の取組ですけれども聞いておりますので、それらに加えて他県では、農地を長期間貸し出す農地所有者に対する奨励金を交付している事例もあるんですけれども、こういったことは考えられませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　奨励金等の施策等について、今県ではちょっと取り組んでおりませんけれども、農地所有者に対する施策につきましては、農地中間管理事業により、貸付手続や賃料の回収を機構が行うことによる農地所有者の負担軽減ですとか、所有する全ての農地を10年以上貸し付けることによる固定資産税の軽減など、出し手対策としても各種施策が展開されております。また、市町村農業委員会では、農地所有者に対する直接的な働きかけによる農地中間管理事業を活用するメリットについても呼びかけているところでございます。引き続き、出し手対策としての必要な施策の実施等に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　お願いします。

次に３、公営住宅の地域対応の活用について。

(1)、県が管理する教職員住宅のうち、現時点における地区ごとの入居率と空いている戸数は幾つあるか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、北部、久米島、宮古及び八重山の４地区に県立学校教職員住宅を設置し運営しております。令和７年４月30日時点の入居率は、久米島、宮古及び八重山地区が100％、北部地区が61.3％で、空き戸数は31戸となっております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　(2)、過去５年間の北部地区の入居率はどれくらいか。北部地区の入居率が低くなっている原因は何が考えられますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

北部地区の教職員住宅における過去５年間の入居率は、令和２年が63.8％、令和３年が48.9％、令和４年が44.6％、令和５年が56.8％、令和６年が66.7％となっております。また北部地区につきましては、民間賃貸住宅の増加や道路網の整備により、中南部地区からの通勤が可能となったことなどから、他地区と比べて入居率が低くなっているものと考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　(3)、教職員住宅は、僻地学校等に勤務する教職員の使用が前提ではありますが、使用されないまま放置されている状況が長期間続くと、建物自体も荒廃するおそれがあります。教職員以外の者への入居貸付け（目的外使用）を推進し、柔軟に県の資産を活用することが北部地区の住宅不足の問題解決にも役立つと考えますが、県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

北部地区の教職員住宅については、その効率的な活用を図るため、必要戸数を確保した上で統廃合を推進するとともに、今後とも維持・補修等の適切な管理を行ってまいります。また、教職員以外の者を入居させることについては、目的外使用となることから、関係

機関との調整や入居者の選定等様々な課題があり、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　聞き取りでも課題は多いということは聞いているんですけれども、大宜味村では村に１つしかないこども園で働く予定の保育士の入居先がなくて、役場が県に対して、数年間使用されていない教職員住宅への入居を打診したけれどもできなかったと聞いています。北部地区はアパートも少ないですし、地元の若い人が戻ってきたいとか、移住をしたいっていう人がいても、住居がないっていうのがもう長年の問題です。空き家対策も重要ではありますけれども、今ある県の資産を有効活用してほしいと思っております。実際、佐賀県佐賀市では、期限を限って教職員以外への入居貸付けを行っています。１年だと短いとは思うんですけれども何年か住むことができれば、結局空き家対策においても、見知らぬ人に長期間家を貸すのはちょっと難しいという家主の気持ちがあるので、短い期間でも貸すことができれば、その間に自治体に参加して人間関係を構築して、家主との信頼関係もつくれて、移住ができると。そういった効果も期待されると思いますので、新規就農者とか移住促進の事業と掛け合わせて、条件を考えて、引き続き検討をお願いしたいと思います。

次に進みます。

４、教育行政について。

(1)、県内の小学校、中学校、高校における不登校の生徒数を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和５年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校3284人、中学校3729人、高等学校1227人となっております。また、1000人当たりの人数は、小学校が32.7人、中学校が73.9人、高等学校が28.9人となっております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　不登校の生徒数について松下議員への回答で教育長がおっしゃっていたのは、国公私立の小中学校、高校合わせて8240名ということでまず間違いないですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時43分休憩

午後４時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　すみませんでした。小・中・高合わせて8240名となっております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　(2)、不登校の原因について様々な理由があると思うんですけれども、県は多くの生徒に共通する原因が何か把握していますか、伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和５年度問題行動等調査によりますと、不登校の主な相談内容は、無気力や不安、生活リズムの不調となっております。また、不登校の増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透等も指摘されております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　不登校の原因については、家庭の問題や子ども自身が抱える疾患や発達の問題など個別的な理由もあると思うんですけれども、先ほど挙げてもらった子どもたちが不安や無気力になる原因として、学校制度の在り方に原因はないか、あるのであれば教えていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　様々な要因があろうかというふうに思います。やはり学校においては、しっかりとその個々に応じた要因を把握して寄り添った指導を行っているところでありますが、今、無気力、不安、生活リズムの不調というふうなことを申し上げましたが、学校の中においても、やはり教師との関係でありましたり、あるいは生徒同士の関係でありましたり、そういった背景も一つの要因としてあるものというふうに思います。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　これに関連するんですが(3)、フリースクールを利用している生徒や保護者、民間施設に対し、その実態やニーズを把握するための公的調査を実施するよう求める陳情が出されています。県が子どもたちが登校できる魅力ある学校づくりをしていくに当たっても、不登校の生徒や保護者、フリースクール等の施設からの意見を取り入れることが重要だと考えますが、県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

不登校児童生徒の支援において重要なことは、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや不登校が続く理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援を行うことであります。各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による

教育相談を実施するとともに、校内におけるケース会議において支援計画を立て、個々の児童生徒に寄り添った支援に努めております。引き続き、市町村教育委員会や関係機関等と連携した組織的な支援に取り組むとともに、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりを推進してまいります。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　この質問の趣旨は、先ほどの答弁で、不登校の人数が国公私立の小中学校、高校合わせて8000人を超える子どもがいますと。この子どもたちが今の学校に行くことを選んでいないわけです。この中には、学校に行きたいけど現状の学校には行きたくないっていう意思表示が表れていると思っていますが、この県が掲げる魅力ある学校づくりを進めるに当たって、この不登校の子どもたちから意見を聞くというのが一番重要かつ必要だと考えますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　その要因については、例えば担任が面談をしてその状況を把握する、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが面談によりその原因等を把握する等、様々な方法で確認をしているところでありますので、そういった理由をしっかりと把握しながら、例えば今、その要因として学校に原因があるのであれば、その改善に向けてしっかりと教職員が共通理解を図って、その改善を図っていくと。それは必要であると思いますので、そういった様々な面談等を通して、その背景、理由については把握しながら改善に努めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　スクールカウンセラーや担任の先生からも聞き取るのは重要なことだと思うんですけれども、直接子どもたちからの声を聞き取るのもとても重要だと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

(4)、既に県が行っているフリースクールや定時制高校に通学する生徒への支援制度について、いかなる周知方法を取っているか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県では、令和２年度から子どもの貧困対策として、高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施しているところです。これまで通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大しております。制度の周知につきましては、例年８月頃、市町村教育委員会宛てに各中学校の進路指導担当教員、中学３年生及びその保護者へ周知するよう依頼を行うとともに、各学校では、新入生に対し入学オリエンテーション等で周知を行っているところです。また県ホームページでは、フリースクールに通う生徒に向けた周知を行っているところであります。引き続き支援を必要としている生徒、保護者へ情報が行き届くよう周知方法を検討してまいります。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　その答弁だと学校に通学している生徒については周知はできていると思うんですけれども、フリースクールに対する周知ができていないかなと思います。一番支援を必要としている生徒たちに周知がされていないと思いますし、不登校の生徒の中には、家庭に問題があったりして市町村の福祉課が把握していることも多いですから、市町村の福祉課や先ほどの陳情を出しているフリースクール協議会と連携して、周知を徹底してほしいと思います。

５、離島における介護人材の確保。

(1)、離島の介護施設を運営する事業者からは、介護人材を確保するため特定技能外国人を１人雇うと、登録会社に１人当たり３万円の登録料を支払うことが負担であるという声があります。背景には、離島の施設利用者は低所得者が多く、利用料金を値上げすることが難しいという事情があります。特定技能外国人の登録料を県が補助することができないか伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

登録支援機関に係る費用に対する補助についてお答えいたします。

特定技能１号外国人を受け入れる事業所には、出入国時の送迎や住居確保支援など義務的な支援を行う責任があり、その支援を登録支援機関に委託して実施している事業所があります。県では、外国人介護人材の定着のため、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護事業所が行う自転車購入や家賃負担などの取組に対する補助を行っているところですが、登録支援機関に支払う費用については、補助の対象外となっている状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　今年６月以降、伊江島、伊是名、伊平屋に行って状況を聞いてきたんですけれども、どこも人手不足が問題となっていました。介護職員を確保するために、国が介護職員等処遇改善加算を行っていますが、それだと利用者が１割負担ということで、利用者の負担が増してしまうんですね。しかし、離島

の高齢者は、ずっと農業などの自営業をしてきて、年金がもう月々３万円しかない、貯蓄もないっていう人が多いと聞いています。他方で、施設に入所しようとすると、もう１割負担でも毎月８万ぐらいの費用がかかることがあるので、入るのをちゅうちょする人がいるということも聞いています。その中で、施設を経営する事業者は、利用料を上げずに介護職員を確保する方法として、特定技能外国人の方に来てもらっているという事情があります。今は事業者の努力で何とかしている状態なんですけれども、県として、国からこの登録料の補助は対象でないと言われたとしても、所得が低い地域の実情を訴えて、地域の所得事情に合わせた制度の改善を求めていってほしいんですけれども、いかがですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　今どうしても対象外ということで、県のほうから支払うことはできないという状況でございます。先ほど家賃のほうの補助は行っているということも申し上げましたけれども、九州各県調べてみますと、家賃も対象外としているようなところもあり、少し自治体によって差があるという状況でございます。

ただ、県としましては、外国人人材の確保・定着が今後ますます重要であるという認識でございますので、どのような支援が可能なのかというのを、他県の情報などを収集しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　お願いします。

次６、私宅監置遺構の保存・活用について。

(1)、精神障がい者を隔離した私宅監置制度により、多くの人が甚大な人権侵害や被害を受けましたが、その実数や態様について公的な調査や検証、総括は行われているか伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

沖縄県が平成８年に発行いたしました長寿のあしあとという冊子などによりますと、私宅監置者数は、昭和16年115人、昭和32年209人、昭和39年は58人であったという記載がございます。監置場所の様子につきましては、屋内の１部屋に格子や板を張った場所や庭先にブロック造りで頑丈な扉と２つほどの小窓を備えた小屋など、薄暗い狭隘な空間であったとのことでございます。私宅監置の検証等につきましては、現在文献や研究などの情報収集を行うとともに、有識者等との意見交換を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　この問題は過去の問題ではなく、日本は精神科病院への入院期間が国際的にも長過ぎると指摘されていまして、今現在はもう自宅ではなく、病院や施設に精神障がい者を閉じ込めているのではないかという形で問題が残っています。それは精神障がい者に対する差別・偏見が根強く残っているからで、その根底には優生思想があります。県として、この私宅監置は国の政策の過ちであったということも周知させて、今も残る差別・偏見をなくすためにも検証していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　私宅監置では、かなり患者さんの人権を拘束したような形で監置が行われていたということでございます。ただ、その元となります精神病者監護法、1900年の法律に基づきまして、国そして県のほうもそのような対策を取っていたということがありますので、そのような法的なバックグラウンドの検証とか、そういうことがまだなされていない状況の中で謝罪をするということについては、少しまだ情報収集、検証のほうが先なのかなというふうに考えているところでございます。また、精神病の方への偏見をなくすための普及啓発等につきましては、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例というものも制定をしていますし、精神保健に関しては、保健所、総合精神保健福祉センターなどにおいてパンフレットを配布、普及啓発のための研修会等を実施しているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　これに関連する次の質問をしますが、(2)、沖縄県北部に残る私宅監置遺構について、今年２月の定例会における平良識子議員の質問に対し、県は、「私宅監置遺構の保存については、当該監置所跡が私有地にあることから、現在、遺族等の意向確認を進めている」と述べています。しかしこの問題は、家族自身も周囲から差別や偏見を受けるおそれがあり、公に声を上げにくいのが現状であります。患者の家族個人の責任が問われないような環境づくりが行政として求められていると思いますが、県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、精神病者監護法によ

り規定された制度で私宅監置というものが実施されましたが、その背景といいますか、医療機関がかなり不足している中で入院できない精神障がい者を自宅で家族が監護せざるを得なかったことなどが背景としてあるかと思っております。沖縄県の中で現存している監置所の跡というのがございますけれども、家族のほうの御意向を丁寧に確認を今行っているところでございます。議員おっしゃっているその家族に責任が問われないようなということにつきましては、まず家族の意向を最優先に、私有地に存在するこの遺構についての今後の保存の方法等について、丁寧に話し合っていく必要があるのかなというふうに考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　今部長がおっしゃったように、手続上、患者の家族が監護義務者になるので、まるで自分たちが閉じ込めたように家族は思ってしまっていて、自分を責めていますし、触れてほしくない問題でもあるんですね。けれども、本当は患者を病院に入れて治したいし、助けたいっていう気持ちがあったわけです。今言った病院に入れられなかったっていう事情も広げていかないと、遺族の同意は得られないと思いますし、遺構は残せないと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次７、辺野古新基地建設について。

(1)、安和桟橋において、抗議行動をする市民と工事業者の間では、抗議者が安和桟橋前の歩道を渡り歩いたらダンプカーを１台出すというルールがありました。昨年６月定例会における警察本部長の答弁でも、事故当時、現場に警察官はいなかったと認めており、現場に問題はなかったと思われます。しかし新聞報道では、沖縄防衛局が工事を早急に進めようとするあまり、ダンプカーを２台出させるというような現場のルールとは異なる危険な運行を指示していたという指摘があります。発注者である沖縄防衛局には、工事を安全に進める法律上の義務がありますが、沖縄県警は沖縄防衛局の責任追及はしているのか伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　本件は現在も捜査中であり、具体的な状況については答弁を差し控えさせていただきますが、県警察としましては、関係者から聴取し、各種証拠を精査するなど、あらゆる観点から慎重に捜査を進めているところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　この事故については、運転手や誘導員など複数人の過失が重なって起きた事故であることから、解明は裁判所において慎重に審理されるべきだと考えています。県警は、事故のビデオカメラの映像が流出していることは捜査の支障にならないか伺います。県警としての考えを伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　他機関からビデオ映像が出ていることについてのコメントでしょうか。特に私ども、その辺については関知をしておりません。捜査については、粛々進めさせていただいております。

以上です。

○儀保　唯 議員　答えになっていない。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小堀龍一郎 警察本部長　私たちは、捜査機関としてやるべきことをやるというスタンスですので、その流出という実態がどのような実態を指すのか定かではありませんけれども、私たちは捜査として法と証拠に基づいて粛々と捜査させていただくということでございます。それ以上でも以下でもありません。

以上です。

○儀保　唯 議員　終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

瀬長美佐雄議員。

〔瀬長美佐雄　議員登壇〕

○瀬長　美佐雄 議員　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆様、こんにちは。

日本共産党、瀬長美佐雄です。

一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、今年の平和宣言で掲げた沖縄の果たす役割が重要性を増し、その実現が期待されています。進捗状況と決意を伺います。

(2)、６・24平和シンポジウムは、国連の取り組む平和構築と沖縄県の地域外交が平和構築の本流であり、核抑止力論等の誤りを共有できた意義は大きいと思います。今後、この成果をどのように生かすか伺います。

(3)、戦後80周年事業の進捗と成果を伺います。

(4)、恒久平和に貢献する万国津梁会議の知事への提言書の内容、今後の取組を伺います。

(5)、日米共同実動訓練レゾリュート・ドラゴンが強行されている。81年前、沖縄で日本軍による軍事演習が行われ、沖縄が捨て石とされた歴史を想起すべきです。昨年の日米の机上演習では、核の脅しを米軍に要請したとされ、その訓練の延長線で沖縄を戦場に見立てることに県民は怒りと危惧を感じています。同訓練の中止、反対をすべきです。見解を伺います。

(6)、中国を念頭に軍拡と実戦訓練の激化で、県民は戦場となる不安を高めている。日本政府と中国が2008年に結んだ日中共同声明では、双方は互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないと合意しています。この合意を日中双方が守ることが重要と思います。見解を求めます。

(7)、今年７月の参議院選挙では、社会保障等で外国人が不当に優遇されているなどのデマを発信した排外主義の立場に立つ勢力が台頭しました。差別や排外主義が戦争や関東大震災時の弾圧につながった歴史を研究・継承することは重要です。包摂性のある社会に進む努力が必要ではないか、見解を伺います。

２、物価高騰から県民生活を守る施策について。

(1)、物価高騰が続き、県民生活が深刻な状況にあります。県民生活実態への認識、県独自の支援事業や市町村事業への新たな支援策を検討すべきと思うが、見解を伺います。

(2)、６月補正で増額となった子ども食堂等への支援の状況を伺います。

３、生活保護行政について。

(1)、今年６月27日、最高裁は2013年の生活保護引下げ処分が違法だと認め、原告勝訴の判決とした。改定前基準との差額分の保護費の支給が求められています。裁判の判決への見解と今後の対応、物価高騰が続く中であり、保護費の引上げ等を国に求めるべきではないか伺います。

(2)、保護受給世帯の推移、申請後の決定迅速化などを求めてきましたが、運用改善の状況を伺います。

４、農業振興と農家支援、食料危機への対策の強化について。

(1)、物価高騰が続く中、補正予算等の執行を速やかに行う必要があります。執行状況及び新たな支援拡充についても取り組むべきと思うが、検討状況を伺います。

(2)、農家の後継者不足問題は深刻です。後継者不足の実態と対策の状況を伺います。

(3)、異常気象、気候危機が進行する中で、稲作や穀物等の沖縄での増産等に取り組むなど、食料自給率向上の取組強化が必要だが、認識を伺います。県民の食料生産、食料品備蓄等に関して全庁体制で取り組む必要があるが、現状と検討状況を伺います。

５、豊見城市内の交通渋滞解消の取組状況及びＬＲＴ等の豊見城市、南部地域への整備について検討状況を伺います。

６、代表質問との関連について。

我が党の比嘉瑞己県議の代表質問４、中小企業振興に関連して、物価高騰の中、厳しい経営環境の中にあっても、従業員のために賃上げを行った中小企業を対象に、沖縄県として賃上げ支援金の実施を求めたものであります。賃上げ支援金事業に取り組む自治体の動向と支援事業の実績等を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

物価高騰から県民生活を守る施策についての御質問の中の(1)、物価高騰の状況と支援策についてお答えいたします。

物価高騰の状況につきましては、全国的にも円安やエネルギー価格の高止まり等により大きな課題となっておりますが、県民生活においても様々な分野に影響を及ぼしているものと認識しております。

沖縄県においては、国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで重点支援地方交付金等を活用し、総額93.4億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援などを実施しているところです。また、９月補正予算で2.1億円を計上し、酪農家に対する乳用牛更新、離島・僻地等における診療所整備及び小児医療拠点施設への支援などを実施してまいります。今後も国の交付金や一般財源等を活用しながら、物価高騰が県民生活に与える影響を注視しつつ、必要となる支援を検討してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、平和宣言で掲げた取組の進捗状況と決意についてお答えいたします。

知事が、戦後80年平和宣言において掲げた国際平

和研究機構（仮称）の創設については、恒久平和に貢献する万国津梁会議でその在り方を議論していただいており、今後、その提言を踏まえ、検討してまいります。戦争遺跡群の保存・活用については、県・市町村平和施策関係連絡会議において市町村と問題意識の共有を図ったところであり、引き続き市町村や県教育庁と連携しながら取組を進めてまいります。核軍縮及び核兵器廃絶については、グローバル・アライアンスの早期の加入に向け、事務局を務める広島県と調整を進めているところです。

県としては、世界の恒久平和に貢献するため、沖縄県が果たすべき役割について一歩一歩着実に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく１(2)、平和に関するシンポジウムの成果についてお答えいたします。

去る６月24日に開催した、戦後80周年の沖縄から国際平和を考えるをテーマとしたシンポジウムでは、中満国連事務次長、被団協の田中代表委員を招聘し、核兵器問題をはじめ、国際平和に関する議論がなされました。両氏からは、沖縄が国際平和のために果たすべき役割や地域外交の必要性について発言があるなど、アジア太平洋地域の平和構築や相互発展に貢献することを目指す沖縄県にとって、大変有意義であったと考えております。

県としては、今回のシンポジウムで得られた成果を今後の地域外交の展開、核兵器廃絶に向けた取組など様々な施策に生かしてまいります。

同じく１(3)、戦後80周年平和祈念事業の進捗と成果についてお答えいたします。

県では、戦後80周年平和祈念事業として、40事業に全庁体制で取り組んでおります。これまでの主な取組としては、平和の礎刻銘者インターネット公開、国連関係者等招聘によるシンポジウム、子どもや若者への沖縄戦に係る舞台の体験を通した学びなどを行ってきました。今後は、平和の礎建立30周年シンポジウム、戦後80周年平和教育フォーラム、伝統芸能でつなぐ平和の心等の平和関連イベントなどを予定しています。引き続きこれらの取組を通じて、次世代を担う若者をはじめ、多くの県民の平和を考える機会を創出するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信してまいります。

同じく１(4)、万国津梁会議の提言等についてお答えいたします。

恒久平和に貢献する万国津梁会議では、県が戦後90年、100年といった長期的な視点に立って策定する平和貢献ビジョン（仮称）に対する提言に向けて議論が行われ、県が果たすべき役割や取組の方向性、ビジョンの実現に必要な推進体制などについて取りまとめられる予定となっております。今後につきましては、万国津梁会議からの提言や県民意見公募を踏まえて、平和貢献ビジョン（仮称）の作成に取り組んでまいります。

同じく１(5)、レゾリュート・ドラゴン25についてお答えいたします。

今月11日から25日までの間実施されたレゾリュート・ドラゴン25では、離島を含む県内において、米海兵隊の地対艦ミサイル（ＮＭＥＳＩＳ）等を展開した非実射による戦闘訓練や米海兵隊無人艇（ＡＬＰＶ）を使用した物資輸送訓練などが実施されました。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。そのため、去る９月10日、沖縄防衛局に対し、地元の理解が得られない訓練は実施しないこと、県民生活や事業活動への影響を最小限とすること、必要な情報を早期に提供することなどを求めたところです。

同じく１(6)、日中共同声明を遵守することについてお答えします。

2008年５月に発出された、戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明では、日中両国の平和共存、世代友好、互恵協力、共同発展という崇高な目標を実現していくことを決意するとともに、双方は互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないこと等を確認したものと承知しております。日中双方が対話と協議を通じて相互信頼関係の構築に努めることは、地域の平和と安定につながるものであり、県としましては、日本政府に対してこれまでの日中両国の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって中国との関係改善を図ることを要請しております。

同じく１(7)、包摂性のある社会についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、平和について、戦争や紛争のない状態にとどまらず、人権の抑圧や差別等がない、安らかで豊かな状態であり、人間の尊厳を何よりも重く見る人間の安全保障の視点も含まれるとしております。恒久平和に貢献する万国津梁会議においても、沖縄県による恒久平和への貢献を長期的な視点で考えていくには、人間の安全保障という課題に海外の国や地域と連携して取り組んでいくことに意義があるとしています。

県としましては、万国津梁会議からの提言を踏ま

え、恒久平和に貢献する沖縄の実現に向けて取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　2、物価高騰から県民生活を守る施策についての(2)、子ども食堂に対する支援の状況についてお答えいたします。

県では、去る６月議会において、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、おきなわこども未来ランチサポートを通じて、子ども食堂へ食料品等を提供するための補正予算を計上したところです。現在、子ども食堂との県産米の受入れ調整やその他の配布する食料品の選定を行っているところであり、調整が整い次第、提供を開始することとしております。

県としましては、今後も物価の推移や国の示す経済対策を注視しながら、必要な支援を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　3、生活保護行政についての御質問のうち(1)、最高裁判決への対応及び保護費の引上げについてお答えいたします。

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟については、本年６月、当該生活保護基準の改定に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱または濫用があり、違法とする最高裁判所の判決が示されたところです。

県としましては、最後のセーフティーネットである生活保護制度に関わる判決として大変重いものと受け止めており、当該判決を受け設置されました国の専門委員会等の動向について注視し、適切に対応してまいります。また、生活保護費については、本県で続いている地価高騰等の特殊性を踏まえ、住宅扶助額の引上げ等、国への要望を検討してまいりたいと考えております。

続きまして同じく３の(2)、生活保護受給世帯の推移と保護決定の迅速化についてお答えいたします。

県内の生活保護受給世帯数は、５年前の令和元年度と比べると、令和６年度は３万2486世帯となっており、2918世帯、9.9％の増となっております。また、申請から法定期間である14日以内に生活保護の開始決定を行った件数の割合は、令和６年度の県内福祉事務所において、66.7％となっており、統計を取り始めた令和２年度の割合58.1％に比べ、8.6ポイント改善しております。

県としましては、今後とも生活保護法施行事務監査等を通じて、各福祉事務所に対し、14日以内での決定に努めるよう助言指導を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　4、農業振興と農家支援、食料危機への対策の強化についての(1)、物価高騰に係る取組についてお答えします。

県としては、長引く物価高騰による生産コストの上昇が生産者に及ぼす影響は大きいものと認識しております。このため畜産事業者を支援する費用として、令和６年度は配合飼料価格差補助緊急対策事業など、総額約19億円を補正予算で措置し、令和７年度も約27億円を当初予算に計上し、速やかな事業執行に取り組んでいるところです。また、同様に影響を受けている酪農家を緊急に支援するため、8250万円の補正予算案を今議会に計上しているところです。引き続き関係機関と連携し、生産者の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(2)、農業後継者の実態と育成確保対策についてお答えします。

令和２年の農林業センサスでは、基幹的農業従事者数は１万3288人で、平成27年と比較して4459人減少していることから、新規就農者の育成確保が課題となっております。そのため、県では年間300人の新規就農者の育成確保を目標に、新規就農相談会等の開催、農業大学校における技術取得支援のほか、国の事業を活用し、施設・機械の導入や資金交付等を支援しているところです。引き続き所要額が確保されるよう国に対し求めていくなど、新規就農者の育成確保に努めてまいります。

同じく４の(3)、食料自給率向上の取組強化についてお答えします。

県では、今般の社会情勢の変化などに伴い、食料自給率向上の重要性は一層高まっているものと認識しております。食料自給率の向上には生産拡大が重要なことから、本県の気候や土壌条件など生産環境に適し、生産者の所得が確保される品目の生産振興に向けて、各種生産振興対策、担い手の育成・確保などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、県民への食料の安定供給に向けた食料自給率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　５、豊見城市内の交通渋滞解消の取組状況及びＬＲＴ等の整備についての質問のうち、豊見城市内の県道整備についてお答えいたします。

土木建築部では、豊見城市内の県道について、豊見城中央線、東風平豊見城線及び豊見城糸満線で事業を実施しております。また、沖縄地方渋滞対策推進協議会で特定された主要渋滞箇所について、交差点改良等による短期的な渋滞ボトルネック対策に取り組んでおります。引き続き交通渋滞の緩和に向け予算の確保に努めるとともに、早期整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　５、豊見城市内の交通渋滞解消の取組状況及びＬＲＴ等の整備についてのうち、ＬＲＴ等の豊見城市、南部地域への検討状況についてお答えいたします。

県では、南部地域のフィーダー交通の充実に向けて、南部圏域の市町村や交通事業者との連携交通会議を開催し、広域的な交通課題の整理等に取り組んでいるところであります。今年度は、移動需要や運転手不足を踏まえ、バス等のフィーダー交通のサービスレベルの検討や市町村を結ぶ交通結節点の整理などを行うこととしております。今後も同会議において、南部圏域にふさわしい公共交通の在り方について、ＬＲＴなども含め、幅広く検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　６、我が会派の代表質問との関連についての、賃上げ支援に取り組む地方自治体の動向等についてお答えいたします。

賃上げに係る支援金につきましては、岩手県以外に確認できている範囲ではございますが、茨城県や山口県などでも実施されております。岩手県の場合、賃金引上げを行っていることを要件に、令和７年度実施事業において、１事業者当たり最大50人分を上限として、従業員１人当たり６万円を支給しております。その実績としまして、９月19日時点で、2176事業者に対し、２万2076人分を支給しており、執行率は73.6%と伺っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　答弁ありがとうございました。

質問６、代表質問関連で取り上げました賃上げ支援金の実施が全国で広がっていることが分かりました。日本共産党は、564兆円を超えた大企業の内部留保金に課税し、時限的に５年間で10兆円を中小企業への賃上げに直接支援することを国に求めています。賃金引上げの財源確保は政治の責任です。

さて、全国で78万事業者等が加入する全国商工会連合会が実施したアンケートによると、今年、８割の事業所が賃上げを実施しているようです。資本金3000万円以下の中小企業、小規模事業者では、６割が賃上げを実施できていません。97％の事業者が、現在の最低賃金水準が負担となっていると答え、売上げ2000万円未満の事業者は、最低賃金の大幅引上げへの対応は、廃業、休業につながると懸念を示しています。県内の小規模事業者も厳しい状況だと思います。賃上げの動向を伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　賃上げの動向についてでございますけれども、まず全国の経済団体調査によりますと、令和７年度に賃上げを実施または予定している企業の割合は、71.1％となっております。一方で、県内の経済団体調査によりますと、令和７年度に賃上げを実施または予定している企業の割合というのは、57.4％となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　中小企業の経営者、小規模事業者の皆さんは、苦しい経営の中でも、従業員の賃金を上げられるものなら上げたいと真剣に考えています。中小企業、小規模事業者が圧倒的に多い沖縄でこそ、直接支援が必要ではないでしょうか。沖縄県としても、賃上げ企業の決断に応えた事業実施の決断を知事に求めたいと思います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　沖縄でやるべきだというお話ではございますけれども、原材料費等の高騰が続いております。そういった中で、今回の最低賃金の引上げにつきましては、県内中小企業それから小規模事業者にとりまして、さらなるコスト増ということになります。そういった意味では、経営環境を改善していく、それから収益を上げていくといったことが支援として重要になってくるというふうに認識しているところです。一方で、中小企業等の持続的な賃上げを実現していくためには、やはりその経営基盤の継続的な強化というものが必要となっておりますので、県としま

しては、賃上げの原資を確保していく取組に注力していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　全国商工会連合会の会長が政労使の意見交換の場で、地方創生臨時交付金等を活用し、賃上げやコスト削減の直接的支援を求めています。全国知事会において、中小企業の求める社会保険料の負担軽減や賃金引上げへの直接支援金制度の創設などを提起して、国に財源確保を要請する考えはないか伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　これまでも答弁の中で申し上げていることで大変恐縮ではありますけれども、国の重点支援地方交付金の状況を注視しつつ、他の自治体の動向も参考にしながら、国への要請を含め、どういった対応が可能かということを検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　知事に伺います。

確かに県の財政も厳しいんです。しかし、全国の自治体も、厳しい中小企業があえて経費上昇の中でも従業員の生活を守ると、これがひいては好循環につながるという立場で決断をされております。沖縄こそやる意義が大きいのではないかと。ぜひ全国知事会で、国にその財源をしっかりと確保せよと言うのは、県知事として求められる当然の行動ではないかという思いで提起いたしました。知事としていかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内の全国知事会の件に関しましては、やっぱり全国知事会からも政府に対してそのような、財源に乏しい地方の財政事情を考慮した上で、賃上げに努力をする企業に対する支援、そういうような仕組みをつくるべきであるというようなことは提案がなされております。さらに、いわゆる重点支援のための臨時交付金等も含めて、今ある制度の拡充、あるいはそのための財源の確保も含めて、やはり国に対しても求めていきたいと思いますが、当然、沖縄県としましても、どのような財源を活用して支援の拡充を図っていけるかは、幅広く検討していかなければならないだろうと考えております。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　ぜひ実現方をお願いいたします。

次に質問４、農家支援の(1)に関してですが、昨年、農業団体と政府に求めた物価高騰対策を求める、特に配合飼料価格への支援要請は実現できたのか伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

配合飼料価格は現在も高止まりの状態が続き、畜産農家の経営は非常に厳しい状況にあります。このことから県では、令和６年８月に配合飼料価格安定制度の見直しなどについて、関係団体と共に国へ要請を行ったところであります。しかしながら、同制度による補塡は、令和５年度第４・四半期以降、発動していない状態が続いているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　去年の１月からは発動されていないと。

確認ですが、配合飼料価格安定制度における実績、国からの支援金の金額、そして沖縄県独自の支援金額、この間の実績を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

本県における国の配合飼料価格安定制度の補塡金は、令和２年度第４・四半期から令和５年度第３・四半期まで発動しており、総額約54億円が交付されております。一方、県では、独自の支援として、令和４年度から６年度まで、飼料価格高騰対策として約36億5000万円を予算措置してきたところであり、実績額は約33億2000万円となっております。また、令和７年度当初予算においても、約11億8000万円を措置しているところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　この物価高騰の中で、本当に農家が困っていると。にもかかわらず、政府の物価高騰対策の配合飼料への支援が発動できていない。制度改正を求めても対応しないというのが、今の自公政権の農政の実態だということが明らかになりました。補正予算に初妊牛の支援事業が計上されています。高く評価いたします。中央酪農会議の調査によると、酪農家は１万戸を割り、酪農家の６割は赤字で、８割は離農を検討しているというアンケート調査があります。深刻です。県内の酪農家の実態を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県内の酪農経営においては、生産コストに占める飼料費の割合が全国平均と比べて高く、また高齢化や近年の飼料価格の高騰等の影響を受け、飼養戸数・頭数

が減少し、県内生乳生産量が減少傾向で推移しているものと認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　農家の後継者問題について伺います。

新規就農者支援事業の目標を300人からさらに50人、100人と上乗せして引き上げる必要があるのではないかと思います。あわせて就農準備資金、経営開始資金等の金額の増額や支援期間の延長等の拡充を国に求めるとともに、県としても独自の上乗せ等ができないか伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

新規就農者育成の目標を年間300人としておりますが、これは平成27年から令和２年度までの実績を考慮いたしまして、令和２年の農林業センサスに基づく主業農家数3621経営体を10年後も維持させていくための目標ということで300人を設定したところでございます。この目標値の見直しにつきましては、新たな農林業センサスの結果公表など最新の動向等を分析しまして、これまでの実績を踏まえた上で検討する必要があると考えております。

あと、県独自の上乗せはできないかということでございますけれども、県では、経営発展支援事業や新規畑人資金支援事業等を実施しており、令和７年当初予算では、市町村の要望に応じて総額約５億5000万円の予算を確保し、担い手の育成確保に取り組んでいるところです。現在のところ、市町村の要望を踏まえて予算措置をしておりますので、支援拡充等について、現時点でまだ特段の要望は上がっておりませんが、必要に応じて他県の状況把握に努めるなど、効果的な事業実施に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　ぜひ引上げ、努力していただきたいと思います。

外国における農家の所得補償制度が効果を上げて、食料自給率を引き上げてきたのではないかと思います。農家の所得補償制度の導入を農業生産者団体、農家の皆さんとも協議をして、国に働きかけてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　諸外国地域における所得補償制度などの農業政策については、国で調査が行われているものと認識しております。国の調査によると、ＥＵで実施されている共通農業政策では、農業者が所有する農地面積に応じて支払われる直接支払いですとか、環境に配慮した農業への取組に対して上乗せされる直接支払いなどの直接支払い制度が実施されております。諸外国ではこうした農業政策を総合的に実施することにより、農業振興が図られているものとは承知しておりますが、団体と共に国への要望につきましては、これはまた引き続き関係団体とも意見交換を行いながら、生産者の所得向上、経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　続きまして質問３、生活保護行政について伺います。

私の御近所の独り暮らしの高齢者の方は、日中はクーラーをつけないで、寝るときだけスイッチを入れるとか、ほかにも食事が３食取れないなど、ぎりぎりの生活であります。こういう高齢者の世帯の状況があります。ここに寄り添うかどうかが問われているかと思います。

まず質問の１点目ですが、物価高騰に伴う生活実態に見合う生活保護費の基準額は引き上げられているのか、額の推移、高齢者比率等を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時45分休憩

午後５時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

生活保護費の基準額につきましては、世帯の人員数や年齢、収入等により様々でございますけれども、県内の無収入の高齢者夫婦２人で生活扶助と住宅扶助を受給している世帯を例にとりますと、令和７年度の月額最低生活費は14万7720円となっておりまして、物価高騰の兆候が見られる前の令和３年度の14万4350円と比べますと、月額3370円、2.3％の増ということで引き上げられていると見ております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　物価高騰に見合う引上げではないのはもう明らかだと思います。先ほどの答弁で、国へ求めると、検討したいという答弁でしたので、ぜひ求めていただきたいと。

参議院選挙で外国人の生活保護受給世帯を不当に批判する政党がありました。影響は看過できません。外国人の生活保護適用の実態を伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づきまして、日本国民を対象と定めているところでございますが、生活に困窮する外国人につきましては、人道上の観点から、永住者、定住者等一定の在留資格を有する場合について、行政措置として生活保護の取扱いに準じた保護を行うこととしております。なお、県内で生活保護を受給している外国人の世帯数は、令和６年４月時点で146世帯、県内保護世帯数の約0.45％となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　外国人が社会保障に優遇されている実態でないということが明らかになったかと思います。

続きまして、知事の政治姿勢の中で(1)、万国津梁会議から提言された国際平和研究機構の設置に係る提言内容、期待される役割等について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

恒久平和に貢献する万国津梁会議では、国際平和研究機構（仮称）を創設する効果について、まず一つ目として、戦争体験者が減少する中、資料や史実の重要性が再認識されており、質の高い研究や資料は、平和の発信と教育において横断的な役割を担う効果が期待できること、また、研究機構の設置により、研究者や研究成果が集積することで、研究の相乗効果が期待されること、さらには、国内外の研究機関とのネットワークの構築も期待できることなどの意見を頂いたところでございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　次に(4)、万国津梁会議から知事に対して基金の創設が提言されています。恒久平和に資する事業を行うための財源確保は意義があると思います。この提言に至る議論や必要性について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　恒久平和に貢献する万国津梁会議において、平和関連施策を推進するに当たり、中長期の視点に立ち、安定的な財源を確保する観点から、平和基金の創設が議論されたところです。

県としては、万国津梁会議からの提言を踏まえ、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時49分休憩

午後５時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　次に(5)、日米共同訓練において、我が党の国会質問で、米軍と自衛隊の核の運用をめぐる机上演習を問われ、石破総理は、抑止力に足り得るために、いろいろ想定がされるのは当然だと答弁し、沖縄を戦場に見立て米軍と共に核兵器や生物化学兵器を想定した訓練が行われていることに、県民は怒りと憤りを感じております。沖縄で核戦争をも想定する訓練について見解を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　昨年10月に実施された日米共同統合演習キーン・ソードにおいて、化学剤や放射線、核などの事案が発生した場合を想定し、汚染地域の検知、除染、生物剤の同定、感染患者の収容などの対処訓練が行われたことは承知しております。

いずれにしましても、県としましては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　被爆国の日本が被爆者の願いに応え核兵器禁止条約に加わることは、世界平和にも重要な貢献となります。沖縄県はグローバル・アライアンスに加わることを目指していますが、日本政府に対して、核兵器禁止条約に加わることを要請することを求めたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行ったほか、核兵器を禁止し廃絶する条約を締結することを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名しております。日本は唯一の戦争被爆国であることから、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し、国際社会を主導するため、核兵器廃絶に向けた議論に加わることは重要であると考えております。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　次に(6)、2008年の日中共同声明では、互いに脅威とならないと合意し、2014年には尖閣問題などを念頭に、対話と協議を通じて問題の解決を目指すと日中合意しております。軍事対軍事の悪循環で沖縄が戦場になることは許されません。双

方とも合意を遵守し対話することが重要と思うが、知事の見解を求めます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほども知事公室長から答弁をさせていただいておりますけれども、やはりこの間、日本と中国は2008年５月に発出された戦略的互恵関係の包括的推進以降、幾つかの共同声明においても、やはり戦略的互恵関係を構築すること、さらには、双方は互いに協力するパートナーであるのだから、互いに脅威とならないということなども、繰り返しそのような声明の中で確認をしております。

県としては、やはり日中両国の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって関係改善を図ることをこれからも求めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　戦後80年のこの節目の年に県政が行っている事業、本当に意義と価値があると思います。今後も引き続き県民の期待に応えて頑張っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時54分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年９月26日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和７年第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

令和７年９月26日（金曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第7号

令和７年９月26日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）
第３　乙第15号議案（知事説明、質疑）
第４　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2025）
第５　議員派遣の件（高校等出前講座）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第14号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第２号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
乙第２号議案　沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　通信線損傷事故に関する和解等について
乙第11号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第12号議案　県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第14号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について
決算特別委員会の設置
決算特別委員会委員の選任
日程第３　乙第15号議案
　乙第15号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
日程第４　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2025）
日程第５　議員派遣の件（高校等出前講座）

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	20番	大屋政善　議員
42番	上原　章　副議長	21番	小渡良太郎　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	22番	新垣淑豊　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	23番	比嘉　忍　議員
3番	喜友名智子　議員	24番	当山勝利　議員
4番	儀保　唯　議員	25番	西銘純恵　議員
5番	大田　守　議員	26番	新垣光栄　議員
6番	高橋　真　議員	27番	上原快佐　議員
7番	宮里洋史　議員	28番	玉城健一郎　議員
8番	徳田将仁　議員	29番	山里将雄　議員
9番	新里治利　議員	30番	糸数昌洋　議員
10番	新垣善之　議員	31番	仲里全孝　議員
11番	新里　匠　議員	32番	仲村家治　議員
12番	平良識子　議員	33番	下地康教　議員
13番	比嘉瑞己　議員	34番	新垣　新　議員
14番	次呂久成崇　議員	35番	島尻忠明　議員
15番	米須清一郎　議員	36番	大浜一郎　議員
16番	幸喜　愛　議員	38番	渡久地　修　議員
17番	當間盛夫　議員	39番	仲村未央　議員
18番	松下美智子　議員	40番	仲宗根　悟　議員
19番	喜屋武　力　議員	41番	山内末子　議員

43番	座波　一　議員	46番	呉屋　宏　議員
44番	西銘啓史郎　議員	47番	島袋　大　議員
45番	又吉清義　議員		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
大城　肇	副知事	宮城　力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜　政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	白井勝也	総務部財政統括監
武田　真	企画部長	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	小堀龍一郎	警察本部長
北島智子	生活福祉部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
真鳥裕茂	こども未来部長	森田崇史	人事委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
喜屋武盛人	農林水産部長	勝連盛博	選挙管理委員会委員
知念百代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

宮城　優次	長	安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事
宮城　亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第2号議案、乙第2号議案、乙第4号議案から乙第14号議案まで及び認定第1号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

てぃーだ平和ネットの上原快佐です。

今日は那覇みらい支援学校の子どもたちも見ているということで、教育についての質問もございますので、ぜひまた若い皆さんとともに、この沖縄の教育の問題についても考えていきたいと思っております。

私ごとなんですけれども、専門学校、そして大学と浪人時代も含めて7年間、私自身も奨学金を受けてきました。とはいっても、私の奨学金というのは新聞奨学生ということで、新聞配達をする代わりにというか、学費と住居と生活費を頂けるという奨学金でした。当然学業と同時に新聞配達をしなければならないということで、幸いなことに、この体格と体力に恵まれたおかげで特に大過なく過ごせて、勉学も修めることができたということですけれども、ただやはり、これからの子どもたちにはそういった心配をせずに、「学びを、お金で、あきらめない。」と。文科省のほうでもそういうキャッチフレーズで年々給付型の奨学

金の拡充をしているところですけれども、沖縄においても、沖縄県はじめ各市町村で返さなくてもいい奨学金の事業が行われております。那覇市においても、返さなくてもいい奨学金制度、これは県内大学等進学者限定になりますけれども、沖縄県においては県外大学進学者に対する奨学金、返さなくてもいい給付型の奨学金というものがございます。

この教育行政について、まず最初に質問させていただきたいと思っております。

(1)、沖縄県県外進学大学生奨学金制度の応募状況についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県外進学大学生支援事業の応募者数は、例年100人前後で推移しておりますが、所得要件等による対象外や進路変更等による辞退もあり、定員25人に対して最終的な候補者は例年35人程度となっております。なお、令和６年度は106人の応募があり、そのうち所得要件等による対象外が29人、進路変更等による辞退が38人となっており、最終的な候補者数は39人となっております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　様々な要件等があって、実際にはなかなか幅広く応募できている状況ではないのかなというふうに思っております。そういった現状も踏まえて、この制度を今後どういうふうに拡充していくのか、この方向性も含めて答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県外進学大学生支援事業につきましては、令和２年度から国が低所得世帯に手厚い修学支援新制度を開始したことから、所得要件を緩和し、支援対象を中間所得世帯まで拡大しております。また、国の修学支援新制度では、令和６年度に対象世帯の拡大、令和７年度に多子世帯に対する授業料等の減免が実施をされております。県事業につきましては、国の制度の支援内容等を注視しつつ、必要な見直しを図り適切な支援ができるよう努めてまいります。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今答弁ありましたように、国のほうで中間所得世帯であったり多子世帯に対して、どんどんこの奨学金制度というのが使いやすいと、利用しやすい、応募しやすいようになっているというところですけれども、ただ一方で、この沖縄県の給付型奨学金制度というのは、まだまだ見直す余地があるんじゃないかなと思っているんですね。というのも、この県の奨学金制度は、県外の対象大学が決まってしまっていると。そして、これは何を基にその大学を決めているかというと、スーパーグローバル大学に選定されている大学群に限っているわけですね。これ、なぜこのスーパーグローバル大学に限っているのかという理由を教えていただけますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県の県外進学大学生支援事業の目的でありますけれども、本県の大学等進学率の向上と難関大学等進学者の改善及びグローバル人材の育成を促進することを目的として実施をしているところであります。これらの目的の達成に資する大学として、文部科学省が実施したスーパーグローバル大学創成支援事業に採択された大学を対象としているところであります。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今説明ありましたように進学率を上げるためということで、沖縄県内の大学は限られていますので、これ以上進学率というのが県内だけを対象にすると上げるのがなかなか難しいという意味合いもあって、やはり県外と。その県外の中でもグローバル人材の育成に資するということでスーパーグローバル大学に絞ってやっているということですけれども、この制度創設から来年で10年と。県は今御説明あったように、グローバル人材の育成を促進するためにこの奨学金を給付することが目的の一つとなっていますけれども、じゃあこの給付を実際に受けた方の何割がグローバル人材として活動しているんでしょうかということと、あとそもそも県が考えているこのグローバル人材とはどういった人材なのかということを教えていただけますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　このグローバル人材についてでありますが、本事業は将来的に国内外で活躍し、沖縄の振興発展に寄与するリーダーとなるグローバル人材の育成を促進していくこと、これを目的に実施をしているところであります。このグローバル人材として活躍している方々が何割かということでありますけど、なかなかその状況等を把握するのは難しい状況でありますが、この県外進学大学生支援事業の奨学生として採用された方の過去５年間の主な進路状況については、県外企業等への就職が32名、大学院等への進学が28名、県内企業等への就職が９名となっているところであります。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　もちろん全員が全員、スーパー

グローバル大学に進学したからといって、県が求めるような沖縄の振興発展に資するようなグローバル人材と、沖縄で働きなさいと、必ずしもそういう縛りがあるわけではないし、そうしてはいけないというふうには思ってはいるんですね。ただ、県としてやっているからにはそういう目的があって、その目的に資するような成果というのがやはり求められていくことになるかと思います。と同時に、やはり公平性ということも考えないといけないと。この給付型の奨学金を受けたいと思っている方の中には――このスーパーグローバル大学以外の優秀な大学ももちろんいっぱいありますよね。難関大学もいっぱいあると。そういった中で、県の給付型の奨学金を受けたいけれども受けられない。そこに指定されていないからということで、やはり公平性にちょっと欠けるのではないかという指摘があります。これはやはり県内の大学に進学する、もしくはスーパーグローバル大学に指定されていないけれども、グローバル人材を育成している大学もいっぱいあると思います。そういったところにやはりこの10年という期間をめどに制度を拡充していくべきではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県の事業の目的は先ほど申し上げたとおりでありまして、その課題を解決するためにということで立ち上げた事業でございます。県内大学への制度の拡充等についてでありますけれども、国の修学支援新制度では、大学や専門学校において学ぶ意欲があり、所得要件を満たす全ての学生を対象としているところであります。世帯状況等によっては、国の制度が充実していることから、県事業につきましては国の制度の支援内容等を注視しつつ、必要な見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　学びたいけれども経済的な状況によって学べないという沖縄の子どもたちというのは、さっき言ったようなスーパーグローバル大学以外の大学に進学したい子どももいれば、状況によっては県内の大学にしか進学できないという方ももちろんいらっしゃいます。なので、これは制度の見直しを今検討するとおっしゃいましたけれども、なるべくちょっと早めに――子どもたちの成長というのは止まってはくれない、待ってはくれないので、制度の拡充と見直しをしていただいて、公平性の担保もしっかりやっていただきますようにお願いしたいと思います。

　では、続きまして離島課題についてですけれども、まず、前回質問させていただきました西表島西部地域のジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）による被害状況がありましたけれども、その質問を受けての県の対応、そして、その他、西表西部地域以外の地域の状況というのをお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

　県内における令和７年産一期作の水稲については、育苗時期の低温により植付けが遅れ、ジャンボタニシの活動が活発になる時期と重なったことから、西表島西部地域等で食害被害が多発しました。県では二期作に向けて、ジャンボタニシ防除に係る講習会を実施するとともに、西表島全域において、農薬の提供及びトラップの設置等を実施し、被害防止を図っているところでございます。なお現時点では、西表島以外の地域において、ジャンボタニシによる大きな被害の発生は確認されておりません。

　以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

　前回の質問後、島の方たちの話を聞くと、すぐに県の職員の方が頻繁に足を運んでくれて現場を調査していただいたと。さらに、迅速に防除対策の資材の提供であったり薬の配布であったり、丁寧な対応をしていただいたということで、大変感謝をしておりました。ありがとうございます。とはいっても、これは今年だけに限らず、以前から指摘はされていて、今後もこういった状況が続く可能性があるんですね。今後も継続的な支援とやはり抜本的な解決策というものが必要だというふうに考えているんですけれども、それについての見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

　ジャンボタニシの防除につきましては、国で防除対策マニュアルが策定されておりまして、防除方法については確立されているものと認識しているところでございます。そのため当該マニュアル等を活用し、生産者がしっかり防除対策に取り組むことが重要であります。

　県としましては、引き続き水稲生産農家へ講習会を実施するなど、市町村、関係団体と連携してジャンボタニシの被害防止に努めてまいりたいと考えております。

　以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　国のほうで防除対策も既に確立されているということですけれども、とはいっても西

表島西部の地域で非常に被害が深刻であったという事実はございますので、そこは丁寧に広がらないような対策というものを、ぜひ継続的に行っていただきたいなと思っております。

続いて、粟国島の粟国港の中に未整備箇所がありますけれども、具体的には雨が降ったときに水はけがちょっと悪いであったりだとか、そういった箇所があるんですけれども、そういった未整備箇所の計画及びその港に接続する道路の拡幅も予定されているようですが、その道路の改修についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

粟国港における港湾施設の修繕については、粟国村との現地調査等を踏まえまして、今年度、緑地内にある遊具等の撤去や屋根つき荷さばき地周辺の水たまり等の改善、あとグレーチングの取替えを予定しております。粟国港線の港湾進入路の拡幅につきましては、令和２年度に設計を完了しておりまして、令和３年度から用地取得に着手しているところでございます。引き続き同村と連携を図りながら、港湾施設の適切な維持管理と粟国港線の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　私も実際見に行きまして、やはりグレーチングの腐食が非常に激しくて、公園内の整備については先ほど部長がおっしゃっていたとおり、既に完了してる部分もあるんですけれども、やはりグレーチングの腐食がちょっと激しくて、その上に鉄板を置いて今対策をしているところですけれども、やはり危険な箇所であることには変わりありませんので、今年度中にやっていただくということですけれども、なるべくちょっと早めに対応していただきたいなというところです。ぜひお願いします。

次に(3)、小規模離島における妊産婦の支援及び産後ケアの状況についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、小規模離島町村を含む全市町村において産後ケア事業が実施できるよう支援しておりまして、令和７年度は39市町村で実施されております。小規模離島に居住する妊婦は、本島で出産するケースがほとんどでありまして、未実施の小規模離島２村に対しましては、本島内で出産した産婦が本島内で産後ケアが受けられるよう、事業所との契約方法等、事業の進め方について助言等を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今部長から答弁があったように、特に本島の周辺離島に関しては、ほとんどが沖縄本島での出産及び産後ケアを受けるような状況ということですけれども、そうは言っても財政規模の小さい村になると、やはり負担というのが大きい課題だと思いますけれども、これ県による財政的な支援、さらなる支援というのが必要ではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

産後ケア事業ですけれども、今年度より子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられておりまして、都道府県負担のほうが導入されております。そういうことから県では市町村への補助金としまして、8425万2000円を計上しているところでございます。

県としましては、引き続き市町村と連携しながら、産後ケア事業の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ぜひこの産後ケア事業拡充をしていって――これ産後ケア事業を充実させていっても、当事者が知らないケースが多いんですね。その周知も含めて、利用しやすいような環境というのを沖縄県としてサポートしていただければなというふうに思います。

次に、小規模離島の火葬場の問題ですけれども、揺り籠から墓場までという、行政として一体的にその地域で生まれた方をサポートしていくというのは、当然の使命でありますけれども、一方で火葬場のない小規模離島というのは、島で亡くなられたときにいろいろと問題がございます。そういった小規模離島の現状及び支援についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

火葬場のない小規模離島の現状・支援につきましては、まず厚生労働省の通知で火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体と定められております。しかし、小規模離島の渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町の７町村については火葬場がなく、これらの地域は沖縄本島をはじめとする近隣の自治体の火葬場を利用しているという状況でございます。なお一部の自治体では、遺体の火葬のために要する費用の一部を助成していると聞いております。

県としましては、市町村担当者会議がございますので、このような事例を共有するとともに、市町村が抱える課題等について意見交換を行うなど、火葬に係る負担軽減に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　小規模離島は大体、高齢になると様々な病気を抱えて、本島であったり大きい島の病院で亡くなられるケースがやはり多いとは思うんですけれども、ただ一方で、少人数ながら島の中で亡くなられるという方もいらっしゃいます。私も西表島にちょっとルーツがあるもんですから島の方たちと意見交換する中で、竹富町内の島では島内で亡くなられた御遺体を石垣に運ぶ際に、貨物船とか、あとは船をチャーターして運ぶことになって費用が高額になると。往復で30万であったりするケースもあるみたいです。そういった状況の小規模離島ですけれども、先ほど部長がおっしゃられましたけれども、やはり県として、様々な意見交換の中で支援をしていただくということですけれども、こういった小規模離島の不利性の各種支援、財政的な面も含めてさらなる支援が必要ではないかというふうに思っているんですが、見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今御指摘のように小規模離島における御遺体の搬送については、費用が高額となることから課題であると認識をしているところです。

県としましては、火葬に係る負担軽減について、先ほど申し上げましたが市町村担当者会議というのがございますので、意見交換、それから他の自治体の事例の情報提供、それからどういうふうな要望があるかということなどを丁寧に連携の中で拾い上げて、今後の円滑な火葬を行うための環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ぜひお願いしたいと思います。

次に福祉行政についてですが、(1)、ひとり親家庭に対する本県の支援制度についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

私も経験上、ひとり親家庭で育ってきておりますので、身にしみて思っているんですが、ひとり親家庭は、子育てと生計維持という２つの役割を保護者が１人で担っていることが多く、安定した仕事に就くことが難しい、収入が少ない、あるいは貯蓄が心もとないなど様々な課題を抱えているというのが現実だと思います。沖縄県では、ひとり親家庭等の自立を支援するため、民間アパートを活用した就労や生活、子育ての総合的支援、母子父子寡婦福祉資金貸付け及び好条件の転職等に役立つ資格の取得支援等に取り組んでいるところです。

県としましては、次年度以降も事業や予算の拡充を図るとともに、引き続きひとり親家庭の生活の安定及び自立支援に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

今知事から答弁いただいたように、沖縄県では様々なサポートが今現在でも行われています。市町村でもそういった細かな支援というのが行われていますけれども、ただその支援になかなか行き着かないという方がいるのも事実なんですね。つい先日、明治大学の公共政策大学院と埼玉県のＮＰＯ法人が、これ初めて行った調査らしいんですけれども、ひとり親世帯の半数に鬱であったりだとか不安障害の疑いがあって、このうちの３割余りの人が、重度の疑いがあることが分かったみたいです。沖縄県でも、沖縄こども調査というのを10年ぐらいやっておりますけれども、そういった形で様々な調査というのが行われておりますが、やはりそのひとり親家庭が実際支援につながっているかどうか、もしくはその精神的なケアにも踏み込んで、そういった実態というのをまず沖縄県においても調査すべきではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　ありがとうございます。

実は、県のほうでも５年ごとにひとり親世帯の実態調査というのを行っておりまして、令和５年度に実施した沖縄県ひとり親世帯等実態調査によりますと、ひとり親が暮らしの中で不安、悩みに感じているものとして、家計（生活費）や子育て・教育が上位を占める中、自分の健康、それから精神的苦痛、孤独感といった心身の状態に関する回答もございました。また、令和５年度沖縄こども調査では、二人親世帯に比べてひとり親世帯では抑鬱や不安感といった傾向が高い結果ということの報告を受けております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

沖縄県でも５年ごとにそういった調査というのを

やっていることが分かりました。一方で先ほど申し上げました、埼玉の調査の事例ですけれども、この調査における提言というのがありまして、その提言においては、行政が経済的支援のほかメンタルケア、医療、就労など多面的な支援を行うべきであるというふうにしているんですね。沖縄県の実態については詳細な調査が行われておりますけれども、じゃあその調査に基づいて実際どういったケアが県として、また市町村としてできているのかというところがやはり課題だと思いますので、そういった支援に対する見解と今後の取組についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど答弁もさせていただいたとおり、ひとり親家庭ですと、どちらかというと健康が前提である上で、経済的な支援が集中していると。そこにその重きを置いてるという面があると思いますが、今議員御案内のように、やはりひとり親であることの精神的な不安、あるいは将来に対する失望感など、様々なメンタルヘルスをケアしていく必要があると思います。それは、子どもも保護者の方も同じような精神的な環境を抱えていると思いますので、その点についても手厚く対応できるように、ぜひそういうような仕組みを構築していきたいというように思います。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

今沖縄県においても、旭橋にありますグッジョブセンターであったりだとか、多面的な取組は非常に高く評価しておりますけれども、特にひとり親世帯に関してはさらなる拡充というのがやはり必要になってくるのかなと。そこの拡充をぜひお願いしたいなと思っております。

次に(2)、高齢者の生活状況調査の結果への見解についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

令和６年度に実施した調査で、県内の高齢者世帯の収入は全国を下回っている一方で、生きがいを感じている割合は全国より高く、人との交流が生きがいと結びついていること、また、身体が弱っても半数以上の人が自宅で暮らしたいと希望していることなどが明らかになりました。このため県では、高齢者の地域でのつながり、交流の機会を維持していく仕組みづくりや、生活支援ニーズに対応するサービス等の創出に向け、行政や民間企業、地域団体等で話し合う官民連携プラットフォームの構築を進めているところであり、高齢者が生きがいを感じ、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今の答弁にありましたように、やはり年を重ねても53.3%の方が現在の住んでいるところで生活を送りたい、または45%の方が特養などの介護保険で入所できる施設に住みたいと。これは複数回答可能のアンケートですけれども、そういうふうに答えているんですね。ということは、これらのサービスがますます拡充して充実していくことを高齢者の皆さんは望んでいるということですけれども、そういったニーズに対して、今現在の沖縄県の状況と今後の取組を教えていただけますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

令和７年４月１日現在、県内の高齢者が自宅や地域で利用できる地域密着型サービス事業所数は440事業所、特別養護老人ホーム等の入所の定員数は１万2476床となっております。沖縄県では第９期の沖縄県高齢者保健福祉計画に基づきまして、市町村と連携し、地域密着型サービス事業所の整備に取り組むとともに、令和６年から８年度末までに特別養護老人ホーム等の1483床の定員増に取り組んでいくということで、それらのニーズに対応して施設整備も進めていくというふうに取り組んでおります。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

最後に保育行政について。

発達支援保育に係る県内11市の取組状況についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県内11市へ確認したところ、発達障がい児等、特別な支援を要する子どもの保育に係る補助につきましては、11市全てが実施している状況でございます。主な内容としましては、障がい児等を受け入れる際に必要となる保育士を配置するための費用等の補助で、補助単価は５万3000円から25万円となっております。また、保育士の追加配置については、子どもの状況に応じて、保育士１人に対し、子どもは１人から３人となっております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

発達支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあるというふうに聞いております。今市町村で様々な対応

をされているということですけれども、実際には自治体ごとに補助金の額に大きな差が出ているということですけれども、それについての見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

特別な支援を要する子どもの保育については、市町村の実情に応じて補助や支援の内容が異なっているということは承知しております。保育現場においては、子どもの発達過程や障がいの状態を勘案し、対応する保育士の配置が行われていると聞いております。

県としましては、適切な保育の推進を図るため各市町村の支援の内容等を共有するとともに、必要に応じ助言等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　この発達障がいを抱える子どもたちがその保育サービスを受けるためには、診断が必要になりますけれども、この診断の状況についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

市町村における発達障がい児等、特別な支援を要する子どもの判断については、医師の診断書または専門家の意見を聞くための審議会等を開催し判断しているところです。なお、医師の診断書を取る場合に、時間がかかる等の課題があるというふうに聞いております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今部長が答弁でおっしゃったように、診断書をもらうことに非常に時間がかかって、サービス開始まで１年近くかかるというケースもやはりあるということですけれども、そもそも実際サービスを受ける際に、診断書がなくてもサービスが受けられるのかどうかということをお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

特別な支援を要する子どもの判断についてですけれども、医師による診断書に限らず、専門的知見を有する者の意見を聞くための審議会等を開催し判断することも可能となっております。なお、県内11市中、審議会等を開催し判断しているのは９市となっております。

県としましては、各市町村の判断方法について共有し助言を行うなど、適切な保育が実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　最後に、アレルギーの子どもたちに対してですけれども、やはり発達支援児と同様に、アレルギーを抱える子どもというのも増加傾向にあるというふうに聞いております。そのアレルギー児に対して、県としてどのような支援に取り組んでいるのかということを最後にお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

アレルギー疾患を持つ子どもについては、保育所等の公定価格において、アレルギーを含む様々な問題に対応するための栄養士配置等に係る加算がありますが、その加算に対し、県も財政支援を行なっているところでございます。

以上でございます。

○上原　快佐 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　光栄 議員　皆さん、おはようございます。

会派おきなわ新風、新垣光栄、一般質問を行います。

よろしくお願いいたします。

まず初めに、大枠の１、知事の政治姿勢について。

私たち沖縄県民は、長年過重な基地負担により生活環境や人権を脅かされてきました。にもかかわらず、最近政府はＰＦＡＳ汚染対策予算の削減、一括交付金の減額、無人偵察機の配備、自衛隊基地の強行設置、環境汚染への二重基準など、県民の生命財産、尊厳を軽視する対応を続けております。これらは県民をないがしろにし、侮辱するものと受け止めざるを得ません。

そこで(1)、米軍基地等に起因する諸問題に係る沖縄県への差別的対応について、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

戦後80年を経た今もなお、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。日常的に発生する航空機騒音をはじめ、ＰＦＡＳ等による水質汚染等の環境問題、米軍人等による相次ぐ事件・事故など、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えてい

ます。本県の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、日米両政府においては、沖縄の過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただく必要があると考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　差別的な扱いに対して、強力な対抗措置を講じるべきと思います。知事、見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど公室長からも答弁させていただきました沖縄県における基地負担、日本国民の８割が日米安保を容認しているという状況の中において、とても応分の負担とは言えないという状況が戦後ずっと続いてきています。そのことは私たちには本当に異常としか言いようがないという、ちょっと過激な表現ではありますけれども、あえてそういうような表現をさせていただいています。

沖縄県としては、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても日本全体で議論し、その負担も全国で担うべきであり、その基地の提供責任者である政府においては、県民の不安を解消し、県民の生活に寄り添う予算配分を行っていただく。そのことがやはり安定的な日米同盟の形にもなり得ると我々は常に意見を申し上げております。そのことについて、これからも真摯に政府に対して要求していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　よろしくお願いします。

次(2)、学校給食費無償化事業とバス通学費等支援事業の成果検証と県財政等について見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、令和７年度から学校給食費無償化支援事業を実施しており、中学校で27市町村、小学校で23市町村が無償化しております。令和６年度に比べ、中学校では９市町村、小学校では５村が増えております。また、令和２年度から高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施しており、令和６年度に利用者を対象に行った調査では、経済的負担が軽減されたと感じると回答した割合は全体の96.6％で、そのうち77.2％が教育費が充実したと回答しております。事業費については、令和７年度当初予算で、学校給食費無償化支援事業が約11億4000万円、バス通学費等支援事業が約３億8000万円となっております。引き続き、保護者の経済的負担の軽減や教育環境の整備に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　（スクリーンに表示）　今提示された写真は、当日の献立表は確認中ですが、昨今の学校給食の実態を表しているものと思います。今、物価高騰で学校給食の質の確保が課題になっています。国が令和８年度以降に無償化を実施した場合、本県の学校給食費無償化事業の財源を材料費の補塡に充て、地産地消や郷土食文化の推進、地域経済の活性化につなげる考えはないか、見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今後の無償化の方向性につきましては、今議員のお話にありましたとおり、国において取組が進められているところでありますので、その動きを注視しながら、今後の拡充等を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。また、学校給食の充実につきましては、これまで市町村の学校給食担当者を対象とした研修会も実施しておりまして、県教育委員会としましても、市町村と連携をしながら、その充実に努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひ給食の質の向上をよろしくお願いします。

次に移ります。

県職員の皆さん、お疲れさまでした。私は、沖縄県の自主財源の確保のため、観光目的税の定率制導入を繰り返し提案してきました。条例化に至ったことを大変うれしく思います。今後、総務大臣同意に向けて協議をよろしくお願いいたします。

そこで(3)、観光宿泊目的税の配分の整合性と離島住民への配慮、使途について見解を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

独自に宿泊税を導入する５市町村と県の税配分は、県２、市町村３とし、それ以外の市町村には、税収見込額の２分の１に相当する額を交付金として配分することを検討しております。配分に当たっては、宿泊施設の少ない市町村にも最小交付金額を設定している他県の事例なども参考に、引き続き検討してまいります。宿泊税の使途としては、受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び景観の保全などの新規または拡充する取組に活用することを想定しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県では、学識経験者等専門家の意見を聴取の上、導入予定５市町村、関係団体及び総務省との調整を重ねながら離島住民への配慮等について整理してまいりました。具体的には、離島から要望の強い部活動など教育活動に伴う宿泊等については、県と５市町村ともに課税免除とし、拡充すること。通院に係る宿泊等については、県と離島市町村が連携し、現行事業の拡充に取り組むこととしております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　先ほど部長からもありましたとおり、沖縄観光の生命線である自然環境、景観を守り次世代へ継承するため、宿泊税は自然の保全と景観事業へ優先的に使うべきだと思います。詳しい見解をお願いいたします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

議員御提案の自然環境や景観、そういう部分についての宿泊税の使途については、５つの項目を挙げておりますが、その中の一つとして、観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりの観点、また、今議会で多くの議員から御提案もございますので、今後、関係部局、市町村、関係団体等から意見をお伺いして、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　よろしくお願いいたします。

次に順番を変えて、大枠の３、中部圏域自治体の特性と課題、県や県警との連携について。

(1)、中城村・北中城村共同まちづくりに係る中部広域移行の提言書について、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　中城・北中城の両村ですけれども、地域が求めるまちづくりの実現に向けまして、土地利用計画や立地適正化計画の検討を行う委員会を設置しております。提言は、同委員会委員長より両村長へ意見されたものであり、景観や交通機能への配慮、居住誘導区域における災害対策等の取組課題や広域都市圏の発展について関係市町村と連携した取組が示されております。また、県へは都市計画区域再編の方向性を示すことが求められており、県としては、両村や関係市町村と連携して取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　光栄 議員　（スクリーンに表示）　先ほど配付した資料がこれですね。よろしくお願いします。ありがとうございます。

手元の提言書に掲載しているとおり、両村は真摯にできることは実施してきました。大事なことは、今後のステップにいかにつなげていくかであります。そのためには、中城村・北中城村がどの広域都市計画区域に属したほうが、広域都市圏全体の発展に寄与していくのか。各関係市町村との意見交換の場を設け、既存の指標やデータのみでなく、将来の広域的な都市計画の観点から、両村がどうあるべきか将来ビジョンが示される必要があります。

そこで砂川部長、宮里議員への答弁にも関係しますが、提言書の１ページ、「今後の両村の取組課題」――後半部分ですね、申し送り事項を読み上げていただきたい。そして、今後の両村がやるべきことを述べてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今後の両村の取組課題としまして、「以下の事項は申し送り事項とする」ということで、「都市計画区域再編の取組状況を確認しながら具体的な、風致地区、特定用途制限地域、用途制限地域の計画策定に取り組む。」こと。また「農業（農業の地域計画）、交通（地域公共交通計画）、防災（地域防災計画）、歴史（歴まち計画）分野と連携を取りながら、立地適正化計画に必要な具体的な交通計画や防災計画を検討し計画の策定に取り組む。」ということが記載されております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　部長の認識はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　まちづくりにおきましては、このように委員会から提言を受けました様々な観点か

ら、総合的な計画につなげていくことが重要であると思っております。ですから、この中城村・北中城村両村の取組を推進するための提言の中にはまさにそのように、どちらの広域圏に所属するとも――何ていうんでしょう、両村の持っている広域的な連携を図っていくことによって、様々な波及効果を生み出していくということもここで提言されていると思いますので、まさにそのような状況で我々も、何ていうんでしょう、どこを切っても同じような町並みをつくるのではなく、真に地域住民が誇りを持てるような、そういうまちづくり計画へと進展していくような取組を一緒に進めていきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　知事、この答弁を最後に欲しかったんですけれども。今、やるべきことをはっきりさせたいと思って、部長の答弁をお願いしました。

部長の答弁で、今後の中城村・北中城村のやるべきことがはっきりしたと思います。部長が読み上げたとおり、両村も今後、県の都市計画区域再編に向けた取組状況を確認しながら、具体的な土地利用計画や立地適正化計画に取り組んでいきますので、御指導のほどをよろしくお願いします。

次に砂川部長、先日の答弁で、都市計画区域の一体性の判断基準を説明しておりました。基礎調査の結果によると、北中城村は、那覇広域と中部広域のどちらの都市計画区域と一体になっているか。部長、答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

まず都市計画区域の範囲の判断基準につきましては、先日も答弁したとおり、土地利用状況の見通しですとか地形等の自然条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的経済的な区域の一体性等から総合的に判断することになります。実質上、一体の都市として、整備開発及び保全する必要のある区域として指定することになりますので、どちらに所属したほうがいいのかということにつきましては、今後、有識者会議等で関係市町村の意見も聞きながら、連携して検討することとなります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　部長、調査結果によると、北中城村は那覇広域ではなくて、中部広域と一体となっていることがもう既に分かっております。部長は答えなかったんですけど、一体となっていることは誰が見ても明らかであります。また、北中城村と共同のまちづくりを進めている中城村を一つの広域として見た場合、両村と中部広域との関係性も提言書にしっかり示されております。一方、県としては広域的な視点からどのように考えていくのか、実務だけでなく政策的な視点も大切であります。県土の均衡ある発展を図るため、また、持続可能な県土構造を構築するためにも、先ほど知事に述べていただきましたとおり、しっかりやっていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県は、均衡ある県土の発展というものが計画を見る上での最も大きな目標であります。ですから、今後この都市計画を図る上においても、例えば中城・北中城両村においては、サンライズベルト構想の一角をなしている重要な地域でもありますので、那覇から中部に至るまでのその広域的な連携をぜひ視野に入れて、どのような広域圏に属するべきかということについても真摯に検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　知事、どうもありがとうございました。

本日の知事、部長の答弁を受けて、両村も今年度の補正予算、次年度の予算計上もできると思います。また近々３度目の要請を準備しておりますので、知事よろしくお願いいたします。

次に(2)、中城村南上原交番設置に伴う敷地の選定や確保は既に決定しているのか、県警の検討状況を伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　県警察では、中城村におきまして、南上原地区を中心に人口の増加、都市化が進展していることなどを踏まえ、南上原地区を含む中城村内への交番設置について検討しているところであります。具体的には、現在、交番用地の選定について中城村と協議をしているところでありまして、現時点で関連予算が確保されているというものではございません。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　まだ選定も決まっていないということで理解してよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　おっしゃるとおりでございまして、まだ選定が決まっているわけではございません。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　具体的には予算もまだ計上されていないという答弁でした。仮に南上原に交番が設置された場合、国道329号沿いの２駐在所――津覇と伊舎堂の廃止案は、具体的に検討されているのか伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　一般論で申し上げまして、県警察では、県内全域における交番・駐在所の位置、管内人口の変動、治安情勢、道路交通網の整備状況等を勘案し、新設や統廃合を含めた交番・駐在所の適正配置について、不断の検討を行っているところでございます。御指摘のありました中城村内への交番設置に伴う既存の２駐在所の運用につきましても同様の観点から検討を行っておりますが、現時点で今後の方針は未確定であり、今後、地元の御意見も伺いながら、丁寧に検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　本部長、ありがとうございました。

この両駐在所の警察官は、住民と親密な関係を築き地域の実態を把握してきました。特に津覇駐在所の警察官は、私たちと一緒に20年間、地域学校会議を通じて子どもたちの安全・安心の確保に努めてきた実績があります。何よりも、駐在所設置当初から先輩警察官が築き、代々引き継がれてきた信頼関係が、今日の地域を支えております。一方で交番は勤務形態上、住民との関わりが薄くなりがちで、中城村の農村部ではその違いが顕著です。駐在所の廃止は地域ニーズに即した対応が難しく、警察と住民の信頼関係が希薄化するおそれがあります。そのため新たな交番の設置は、駐在所の存続を大前提とすべきであります。さらにお願いですけれども、村行政や自治会等からの要望や新しい提案があった場合は、地域住民への十分な情報提供と説明、対応をよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。

現在、旧琉大病院・医学部の跡地の再利用計画が進められております。

そこで(3)、西原町旧琉大病院・医学部の跡地利用の事業化と地域振興に向けた連携について、進捗状況と課題、対応策を伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　令和４年度に琉球大学が設置した琉球大学上原地区キャンパス跡地利用推進協議会には沖縄総合事務局、西原町、沖縄県などが参画し、５回の協議を経て、令和６年４月に上原キャンパス跡地利用推進計画が策定されております。同計画では、対象地域のゾーニング、建物の利活用や交通インフラ等の課題、跡地利用事業者等の選定、関係機関等と連携した事業プロセスなど協議会の検討結果を踏まえた方向性が示されております。今後、琉球大学において実施する跡地の利用については、地元の要望も踏まえつつ、同計画に沿って検討を進めていくものと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　方向性は示されているんですがまだ決定ではないということで、公募もしているんですが、まだ実際応募する業者もいないと。旧琉大病院・医学部の土地の提供は、戦後の復興期に地域社会の発展を願った土地所有者の苦渋の決断によるものです。未来の子どもたちと地域の発展のため、捨て値で提供されたこの土地は、沖縄の医療と教育の基礎を築く大きな一歩となり、土地所有者の深い思いが込められております。その思いをつなぐ観点から、私は薬学部や薬草・漢方・創薬研究機関、そしてハワイ東西センターのような国際機関、コミュニティーホテル等を含む複合施設の設置を提案していただきたい。県として審議会への提案は可能なのか、大城副知事、見解を伺います。

○中川京貴 議長　大城副知事。

○大城　肇 副知事　お答えします。

議員御指摘のとおり可能だとは思いますが、先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、琉球大学上原地区キャンパス跡地利用推進協議会において、令和６年４月に上原キャンパス跡地利用推進計画が策定されております。同計画では「事業として実現可能な提案を求め、対話を通し機能の実現化を図る。」と記載されております。議員御提案の３施設の設置につきましては、関係部局を通じて跡地利用推進協議会の事務局である琉球大学にお伝えさせていただきます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　副知事、よろしくお願いします。地域の思いが込められた跡地ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、西原町の崎原町長、大城議長から池田地内の地滑りの危険除去と原状回復を求める請願・陳情があり、６月の土木環境委員会で審査し、委員会視察で現地踏査を行ってまいりました。

そこで(4)、西原町池田地区の土砂災害現場の対策と土地所有等に係る県の対応策を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該地区におきましては、地滑りの影響により町道２号線の通行ができない状況となっております。町道の復旧等につきましては、道路管理者である西原町と協議し助言を行ってまいります。また、当該隣接地において、民間事業者が資材ヤードとして土砂等を搬入している状況が確認されておりまして、当該事業者に対し、都市計画法等に基づく指導を継続して行っております。

県としては、事業者による原状回復が早期に図られるよう、各関係法令に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　部長、この現場は都市計画法、そして建築基準法、道路法、農地法、県土保全条例違反の疑いがあり、住民からは市街化調整区域がごみ捨て場や迷惑施設の集積区域になっているのではとの強い不安と怒りの声が上がっております。本来、市街化調整区域の役割は、都市の無秩序な拡大を防ぐことですが、形骸化しており、県の監督責任の放棄と連携不足が原因だと思います。知事はこの状況をどのように認識され、具体的かつ抜本的な改善策をどう講じる考えか、見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　土木建築部で所管する法令としましては、都市計画法、あとは道路法などがございます。これらに違反しているという状況に関しましては、まず事業者のほうで処理していただくことが大前提でございますので、県としましては、現在所有者とも連絡を取り合っていろいろ改善に向けた調整も行っておりますので、引き続き指導等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　本当にもう少し県が主導的な立場、監督的な責任を持って指導していただきたいと思います。この辺は、また土木環境委員会でしっかり審査させていただきますので、各関係部よろしくお願いいたします。

そして、もう一つの規制の対象になり得るのが土地規制法の区域指定であります。その指定はどのようになっているか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　盛土規制法のことであると認識しておりますが、県では宅地造成及び特定盛土等規制法、これを通常、盛土規制法と呼んでおりますが、この法律に基づく基礎調査を令和６年度から実施しておりまして、令和８年度に同法に基づく規制区域を指定して、規制を開始するということを予定しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひこの指定をして、遡及して違反土地所有者等に対しての対策をやっていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　この盛土規制法では、過去の違法な盛土等へ遡及して罰則等を適用することはできませんが、過去の工事によるものであっても、危険な盛土等に対しては土地所有者等に是正命令を実施することができます。是正命令に従わない場合は、刑事告発や行政代執行等も可能という法律になっておりますので、それに基づいて施行後は取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　しっかりよろしくお願いいたします。

次、大枠の４、スポーツ振興と学校教育について。

(1)、2034年沖縄開催予定の国民スポーツ大会（旧国体）に向けての施設の整備状況について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和16年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた競技施設の整備は、可能な限り既存施設を活用しつつ、将来にわたる地域住民の幅広い活用やスポーツコンベンションの推進が図られるよう配慮することとしております。施設整備については、市町村及び競技団体に対する会場地選定意向調査の結果を踏まえて、会場地に決定した施設から順次進めていくことになります。

県としては、必要な整備を計画的に進められるよう、引き続き市町村、競技団体等と連携し取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　よろしくお願いいたします。

次に(2)、国民スポーツ大会等参加競技団体への支援拡充と強化選手の負担軽減についてお伺いいたしま

す。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　県では、国民スポーツ大会参加競技団体等に対して、選手強化費用及び選手等の派遣費用を補助することで、競技団体の支援、選手等の負担軽減に努めております。また、令和７年度は、企画提案型競技力向上対策事業に加え、新たにスポーツデジタルツール活用促進事業を実施し、選手の強化を図ることとしております。
　県としては、令和16年の国民スポーツ大会開催に向けて、今年度、競技力向上組織の設置及び基本計画の策定を行い、計画的に競技力向上に取り組むこととしております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　しっかりよろしくお願いいたします。
　次に移ります。
　沖縄県総合運動公園自転車競技場は、特殊な事情で常設扱いではありませんでした。私は北中城高校の評議員や村議会議員時代に、平良昭一元県議に陳情を行い、仲井眞知事時代に継続答弁をいただいて、本議場でも一般質問や会派代表質問を通じて新設を訴えてきました。今回、常設競技場として条例化されたことがうれしく、各関係者に感謝申し上げます。
　そこで(3)、条例の一部改正に伴う自転車競技場の整備と施設管理の課題、対策について伺います。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　県では、自転車競技場の常設化に向け、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を本議会に提出しております。仮設の施設については、修繕費の予算を確保することが困難であることから、まずは施設の常設化に向けた関係部局との協議を経て、手続を進めてまいりました。本条例案の可決後は、予算確保に努め、管理棟などの修繕に取り組み、利用環境の改善を図ってまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　常設になったことで、予算確保ができるということで本当にありがとうございます。
　そこで、この施設は仮設競技場であったため、施設は老朽化が進み、リンクや管理棟の修繕、倉庫の設置が必要だと思っております。どう認識しておりますでしょうか。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　今回常設化に向けて条例案を提案しているところなんですけれども、令和７年度において、県有施設の老朽化、バリアフリー対策の改修も含めた詳細調査というのを現在実施しております。これは国民スポーツ大会に向けてということでございます。既に競技を行うバンクについては経年劣化によるひび割れ、あと管理棟においては水道管の劣化等が判明していることから、修繕の必要性や緊急度を踏まえ、整備計画と整合を図りながら、必要な修繕に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　この料金徴収前に条例化をしていただきました。徴収前に修繕が必要だと思います。条例制定を機に、11月定例会で補正予算を確保し、施設の修繕を行うことが重要だと思いますけれども、予算措置の見通しは確実なのか、総務部長、よろしくお願いします。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　現在、その改修の内容について整理をしているところでございますので、その整理が整い次第、関係部局である総務部含めて調整に入りたいと思っております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　知事、これ改修を行わないまま料金を徴収するということはあり得ないことだと思います。知事、補正予算の確保は確約できますでしょうか。よろしくお願いします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　いわゆる県総の自転車競技場は、県内唯一のバンクを持っている競技場ですので、使用していらっしゃる方々からも、常にその施設を維持していただきたいという要望が非常に強いということも伺っております。引き続き、予算の確保に向けて検討してまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　知事、これ検討ではないですよ、料金を徴収するわけですから。また委員会でもやると思いますけれども、もう一度答弁よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　鋭意検討させていただきます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　知事、必要な予算措置ですよ。ぜひよろしくお願いいたします。
　続きまして、運営面について自転車競技連盟と十分な協議をしていただけるようお願いをします。いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　本議会で条例が可決後は、当然ながらその運用について、特に国民スポーツ大会に向けて調整をしていきたいと思っていますが、特に自転車競技につきましては場所はここしかございませんので、その場所の整備と併せて、競技力向上に向けて協会の皆様と真摯に対応していきたいと思っております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　あとは経済労働委員会の皆さん、よろしくお願いいたします。
　大枠の２、サンライズベルト構想の展開について。
　(1)、サンライズベルト構想具体化の進捗状況と課題、対応策、知事の見解を伺います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　県では、東海岸地域の発展を推進するため、中城湾港新港地区を中心とした産業集積地の形成、中城湾港泡瀬地区開発事業の推進、南部東道路の整備等、サンライズベルト構想に関連する各種取組を分野横断的に推進しております。一方、大型ＭＩＣＥ施設整備に向けては、事業条件の再整理を行っているところと認識しております。今年度は、同構想をさらに進めるために、これまでの取組状況を取りまとめるとともに、関係市町村や事業者との意見交換を実施し、今後の取組の方向性等について整理してまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　次に、大型ＭＩＣＥ施設の入札について、事業者参入環境の課題と対応策を伺います。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　令和７年度は、有識者委員会を設置し、建設物価高騰への対応などの不調要因について、事業条件、事業範囲、事業スケジュール等の検討を行い、基本計画の改定を行うこととしております。
　県としては、引き続き東海岸地域の振興を着実に進め、県土の均衡ある発展を目指して、可能な限り早期の大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けて取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　私は、入札の不調の要因は県のＰＲ不足にあるのではないかと思っております。需要予測とエリアビジョンを明確にし、積極的にＰＲすべきではないか。伺います。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　事業者からは、リゾート地であることや文化施設等のユニークベニューを生かした対面形式による会議開催需要、施設の規模感や求められる機能のほか、マリンタウンＭＩＣＥエリアにおけるまちづくりコンセプトの明確化等の意見を頂いております。今後、大型ＭＩＣＥ施設整備の確実性を高めるため、東海岸地域の観光客統計データの分析を進めるとともに、ＭＩＣＥ前後に提供される観光コンテンツ、あと施設整備の実現性が感じられるイメージ図の事業ＰＲ資料、その作成に取り組んでいるところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　株式会社ロッテの沖縄初進出に際し、直営の土地を持たない方針であれば、県は東海岸大型ＭＩＣＥエリアを候補地として積極的に誘致すべきではないかと私は思っておりますけど、どうでしょうか。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　少し繰り返しになりますけれども、県としましては、マリンタウンＭＩＣＥエリアにおけるまちづくりコンセプト、これを示しつつ東海岸地域の魅力ある観光コンテンツ、大型ＭＩＣＥ施設整備の実現性が感じられるイメージ、そういうものの作成を通して民間事業者の参画意欲の向上を促し、事業の実現性が高まるよう取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣光栄議員。
○新垣　光栄 議員　今、ロッテの誘致はどうかという提案だったんですけれども。知事、今大型ＭＩＣＥエリアへのホテルの誘致は、知事のトップ営業が問わ

れていると思います。どうでしょうか、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まずＭＩＣＥ施設、１回目の公募が不調に終わったことから、様々な条件を整理して、どのような対応でまたサウンディングしていくかということについては検討していきたいと思います。先日、私実は与那原マリーナも見に行かせていただきました。実は、全国でもこの与那原マリーナに対する引き合いが非常に高いということで、そういう魅力も我々掘り起こしていって、さらなる計画への連続性を持たせていかなくてはならないというように考えておる次第でございます。つきましては、部局においてその点なども整理をしながら、しっかりと次の公募に向けて、より確実性のある内容に仕上げていければというように考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひよろしくお願いいたします。知事のトップ営業に期待しております。

次に移ります。

土建部長をはじめ職員の皆さん、大変お疲れさまでした。先月、私も花城沖縄市長の御案内で、潮乃森ビーチフェスタに参加させていただきました。

そこで(3)、東部海浜開発地区を核としたスポーツコンベンション拠点形成の進捗状況を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　中城湾港泡瀬地区開発事業の進捗状況ですが、令和６年度末時点で、国が埋立面積ベースで約70％、県は事業費ベースで約74％となっております。現在、橋梁の上部工と護岸工事に取り組んでいるところでありまして、橋梁部においては令和８年度、埋立部は令和11年度の完成を目指しております。引き続き沖縄市及び国等の関係機関と密に連携を図りながら、事業推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　国や沖縄市と連携して、早期に完了することを期待しております。

続きまして(4)、伝統芸能文化の保存・継承・発展等に係る文化情報発信拠点形成の課題を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、平成25年度に文化発信交流拠点整備基本計画、平成30年度に実施計画（案）を策定し、芸能団体等と意見交換を行ってまいりました。一方でこの間、県内では新たな施設整備が進んできており、令和５年度調査では新たな拠点設置のニーズは少なく、道具類の保管場所や駐車場を備えた稽古場のニーズが多く示されました。

県としては、調査結果を踏まえ、令和７年度から組踊保存会及び琉球舞踊保存会の道具類保管場所並びに県内文化芸術団体等の稽古場確保のための支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　私が言っているのは、稽古場の倉庫を造れって言っているんじゃないですよ。サンライズベルト構想の実現には、東海岸の自然・歴史文化・観光資源を最大限生かすことが不可欠です。そのためには地域芸能や県立芸大による人材育成と琉球料理・泡盛を結びつけ、文化継承と夜間観光を支える常設の文化情報発信拠点複合施設の整備が必要だと思います。県の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　サンライズベルト構想、大型ＭＩＣＥ施設を拠点とした施設の整備につきましては、今議員御案内のように様々な期待がやっぱり寄せられていると思います。ですから、このいわゆる県内の文化芸術団体が希望している状況内容と、それをサンライズベルト構想の中でどうリンクさせていけるのか、あるいは単独でそれぞれきちんと整備をしていくのかということについては、世界のウチナーンチュセンターの整備等々も含めて総合的に勘案していきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○新垣　光栄 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた武田昌則選挙管理委員会委員長は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、勝連盛博選挙管理委員の出席を求めました。

引き続き一般質問を行います。

平良識子議員。

〔平良識子　議員登壇〕

○平良　識子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

沖縄社会大衆党の平良識子です。

質問が多いので、早速通告に入らせていただきます。

まず１、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄の自立経済発展に最も高いポテンシャルのある那覇空港に隣接する陸上自衛隊那覇駐屯地について、面積、使用内容、当該地の経済的評価についてお伺いいたします。

(2)、那覇市に残された広大な一等地であります陸上自衛隊那覇駐屯地は、国際機関やグローバル企業の誘致、金融特区など、その跡地利用は次世代の沖縄を牽引するものであり、沖縄の自立経済の実現に資するものであると考えます。戦後80年、玉城県政は返還及び整理縮小、あるいは統合を国に要請をして、跡地利用に道筋をつけるように提案いたします。見解を伺います。

(3)、現在、外務省が所有・保管しております琉米条約等の琉球国３条約の原本の沖縄移管については昨年も取り上げましたけれども、進捗状況について伺います。また、来年秋に開館予定の中城御殿跡地整備事業における御内原エリアに国宝が収蔵・展示されますが、開館の目玉事業として、琉球国３条約原本の展示をしてはいかがと思いますが、見解を伺います。

２、平和行政について。

(1)、糸満市南部の未開発の緑地帯について、沖縄戦戦没者の遺骨がいまだ多く残されております。将来にわたり遺骨収集が行えるよう県有地化することを提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

(2)、第32軍司令部壕跡のガイダンス施設の整備場所について、再検討を求める声が複数上がっております。計画に盛り込まれた現在地の見直しについて求めますが、見解をお伺いいたします。

３、公共交通について。

(1)、先月20日、衆議院沖縄北方特別委員会との面談におきまして、鉄軌道の整備に関して知事は、内閣府の調査で費用対効果の面で課題があると説明をし、中南部の渋滞対策は喫緊の課題だとして、那覇－名護間の鉄軌道整備が難しい場合も、中南部から先に、ＬＲＴも含め整備したほうがいいのではないかということも考えていると語ったと報道されました。中南部のＬＲＴを含む先行整備について、改めて知事の見解をお伺いいたします。

(2)、まちづくりと交通を全体的・一体的にデザインすることにより、真に県民の利便性につながる公共交通が実現できると考えます。そのためには、交通、都市計画、基地跡地利用が一体となった執行体制、これまでの議会質問でも取り上げられてきましたけれども、いわゆる交通局――複数の議員が提案されておりました、その組織が不可欠であると考えます。そこで、組織体制の整備と軌道系の公共交通システムの導入の実現に向けた知事の決意をお伺いいたします。

４、教育行政について。

(1)、がん教育について、学習指導要領にも盛り込まれておりますが、外部講師の活用状況は、文科省調査で沖縄は3.3％と全国で２番目に低く、外部講師派遣費が課題としてあり、取り組む団体より県及び県教育委員会に対して支援要請が出されております。外部講師派遣費の補助の創設を求めます。対応についてお伺いいたします。

(2)、公立小中学校の学校給食において、通常の給食を食べることが難しい、障がいを持つ児童生徒への２次調理（ペースト食）の提供について、県内の実態及び整備要望の実現が進まない課題は何か。障がいを持つ児童生徒への合理的配慮、インクルーシブ教育、食育の推進、市町村での対応の課題解決に向けて、県の支援が必要ではないかと考えておりますけれども、対応をお伺いいたします。

(3)、義務教育課程における公立学校の修学旅行に係る民間施設入場料の教職員の費用負担について、教職員は生徒管理及び職務命令により入場しており、その費用負担は、行政が対応するべきであります。現状と今後の対応についてお伺いいたします。

５、選挙管理委員会事務について。

選挙当選人について、当選証書における名前を戸籍名ではなく、届出名にすることについてお伺いいたします。

６、我が会派の代表質問との関連について。

当山勝利県議の代表質問４番目の(1)、鉄軌道導入について。

特に鉄軌道導入を国に要請するに当たっては、我が会派としては、沖縄県には戦前に県営鉄道があったこと、沖縄戦で破壊されたこと、そして米軍統治下においても、県として米軍にも復興を求めてきたことなどの歴史的背景による戦後補償の観点で、鉄軌道の復興、導入を求めることが肝要であると考えております。国の要請内容に盛り込まれたのかお伺いいたします。

残時間は質問席にて再質問をさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　平良識子議員の御質問にお答えいたします。

公共交通について御質問の中の(1)、鉄軌道の先行

整備についてお答えいたします。

沖縄県においては、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等の観点から、那覇と名護を１時間でつなぐ基幹軸として鉄軌道の導入を目指しております。一方で、沖縄県では中南部都市圏を中心に、慢性的な交通渋滞が社会課題となっており、沖縄総合事務局が公表した交通渋滞に伴う年間の損失時間は、県民１人当たり年間約55時間、年間の経済的損失は県全体で約1455億円に上ると試算されるなど、生活・社会、ビジネス、観光の質の低下につながることがそれぞれ懸念されております。また、今後の高齢化の進展や観光需要の増加への対応など、様々な社会課題の解決に向けても鉄軌道の先行整備を含め、公共交通の将来像やその在り方について幅広く検討していく必要があるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のうち、陸上自衛隊那覇駐屯地の面積等についてお答えいたします。

陸上自衛隊那覇駐屯地の面積は約34.6ヘクタールであり、主に第15旅団司令部及び警備や輸送などの後方支援施設として使用されていると承知しております。また、陸上自衛隊那覇訓練場の面積は、約87.8ヘクタールであり、主に野営訓練等が行われていると承知しております。

同じく１(2)、陸上自衛隊那覇駐屯地の返還要請等についてお答えいたします。

県としては、沖縄県を含む我が国が独立繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えております。陸上自衛隊那覇駐屯地等は、沖縄の日本復帰に当たり、米軍施設が返還され、自衛隊に引き継がれた施設であり、これまで沖縄産業支援センターや県道等の整備に当たり、同施設の一部が返還されております。同施設の返還及び整理縮小に当たっては、那覇市及び地権者の意向を踏まえることが重要であると考えております。

次に２、平和行政についての中の(2)、第32軍司令部壕展示施設の整備予定地についてお答えいたします。

第32軍司令部壕展示施設については、首里城公園内の第１坑口や首里杜館周辺、県立芸大金城キャンパス駐車場の３か所を候補地とし、既存文化財へ与える影響や十分な広さを確保できる点等を踏まえ、保存・公開基本計画検討委員会で検討した結果、琉大駐車場を建設予定地として選定したところであります。同展示施設の整備に当たっては、現在作成中の展示施設基本計画に係るパブリックコメントや住民説明会などを通して、整備予定地の選定経緯や配置計画等について説明してまいりたいと考えております。

以上になります。

大変失礼いたしました。

先ほど平和行政についての２の(2)の中で、候補地について芸大駐車場を琉大駐車場というふうに読み間違えて発言しました。正しくは芸大駐車場でございます。訂正しておわびいたします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のうち、陸上自衛隊那覇駐屯地における土地の経済的評価についてお答えいたします。

那覇空港周辺地域の評価ということで申し上げますと、交通アクセス等の面から商業施設等の立地に良好な条件にあることや、産業集積を図る上で優れた結節機能を有していることなど、利用価値の高い地域であると考えられます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、琉球国３条約原本の沖縄県移管についてお答えいたします。

琉球国３条約の原本について、昨年11月に外務省外交史料館へ聴取を行ったところ、特定歴史公文書等の保存に必要な環境下で厳重に保管されており、保存修理施設の併設や修理技術者が常駐していると伺っております。文化財の移管を行う場合、保護の観点上、移管先は現在の収蔵環境を上回ることが求められますが、現在このような収蔵環境等が整っていない状況です。なお、同条約については、沖縄県公文書館でのレプリカ閲覧が可能であり、アジア歴史資料センターにおいてもデジタルアーカイブでの原本の公開が行われております。

続きまして４、教育行政についての中の(1)、がん教育に係る外部講師の派遣についてお答えいたします。

学校におけるがん教育については、学習指導要領に基づき、がんの予防や治療方法、検診の普及等について、小学校から高等学校までの発達段階に応じた指導

を行っているところであります。外部講師を招聘した取組については、沖縄がん教育サポートセンターの外部講師派遣事業等を活用するなど、各学校の予算や地域の実情に応じて実施しております。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関と連携し、がん教育の推進に取り組んでまいります。

同じく(2)、学校給食での再調理の実態と実現に向けた課題等についてお答えいたします。

通常の学校給食を食べることが難しい児童生徒に対し、再調理によりペースト食等を提供している市町村はないものと認識しております。学校給食を実施する設置者においては、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生面に十分配慮した上での給食の提供が求められております。再調理による学校給食の提供は、調理工程が増えることから、加工スペースや調理機器の整備、衛生管理を担う人材の確保など、幾つかの対応すべき課題があります。

県教育委員会としましては、引き続き実施主体の市町村教育委員会と連携しながら、安全な学校給食の提供に向け、適切な指導助言に努めてまいります。

同じく(3)、修学旅行における教職員の施設入場料についてお答えいたします。

学校運営に係る経費については、学校教育法第５条により、法令に特別の定めがある場合を除いて、学校の設置者が負担することとされております。市町村立学校の教職員の旅費については、市町村立学校職員給与負担法により県が負担することとなっておりますが、施設等への入場料は使用料に当たるため、沖縄県職員の旅費に関する条例で定める旅費には含まれておりません。なお、県立学校の修学旅行に係る施設等への入場料は、学校設置者である県が使用料として負担しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のうち、中城御殿における琉球国３条約の展示についてお答えいたします。

土木建築部では、首里城復興基本計画に基づき中城御殿の整備を進めており、令和６年11月、県、那覇市、沖縄美ら島財団で覚書を締結し、施設等は那覇市が管理することとなっております。同施設では、那覇市所有の国宝・琉球国王尚家関係資料等を展示・収蔵することとしており、企画展示等についても那覇市が主体となると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　２、平和行政についての御質問のうち(1)、未開発緑地帯の県有地化についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により国の責務であることが明記され、国において同施策を総合的かつ計画的に実施しており、県は、国からの業務委託を受け、一部を実施しております。また、戦没者の遺骨が残る可能性を理由として土地を取得することについては、その目的や必要性、取得後の維持管理など様々な課題を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、公共交通についての中の(2)、組織体制の整備と軌道系の公共交通システムの導入についてお答えいたします。

県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた基幹バスシステムの導入や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けて取り組むとともに、中南部都市圏の交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消を２本の柱とした次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に今年度から着手しております。これらの取組に当たっては、交通のみならず、まちづくり、基地跡地利用との連携を強化する必要があり、今後、それに向けた体制についても検討したいと考えております。

次に６、我が会派の代表質問との関連について、鉄軌道要請における戦後補償の観点についてお答えいたします。

県としては、急激な自動車交通の増大による慢性的な交通渋滞やそれに伴う時間的・経済的損失、観光需要増加への対応や高齢化の進展などの社会課題に加え、戦後、鉄道の復旧がなされないままに過密な市街地が形成されてきた歴史的経緯など、様々な課題の抜本的解決策として、国に対し鉄軌道の早期事業化等を要望しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　選挙管理委員会委員。

〔勝連盛博　選挙管理委員会委員登壇〕

○勝連盛博 選挙管理委員会委員　選挙管理委員会委員の勝連でございます。

本日は、委員長が所用のため、本日の会議に出席できませんことから、私から答弁させていただきます。

５、選挙管理委員会事務についての、当選証書に記載する氏名についてお答えいたします。

当選証書に記載する氏名については、当選証書が当選人としての身分を公証するものであることから本名を記載することとされておりますが、当選人から申出があった場合には、本名を記載した上であれば、追加情報として通称または旧姓を付記することもできることとされております。これを踏まえ、県選挙管理委員会では、県の管理する選挙において、通称または旧姓の付記について各候補者に対して意向を確認しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　御答弁ありがとうございました。

まず順序よく行きたいと思います。

１番目の知事の政治姿勢についての(1)と(2)、陸上自衛隊那覇駐屯地についてですが、まずこの提案、議論を深めるに当たって、私の趣旨としては自衛隊の賛否を問うということではなくて、経済的な観点からこの議論を深めていきたいという問題意識から提案をさせていただきたいと思います。

まず沖縄の経済自立を達成するためには、県都那覇市の経済自立が必要であるということで、私も那覇市議会において、那覇市としてはその経済的戦略性の観点からも、やはり将来的には不交付団体を目指していくべきだという話をさせていただきました。その中でこの那覇市においてもまとまった広大な、そして一等地として空港に隣接する土地として、那覇軍港と陸上自衛隊那覇駐屯地のこの２か所があるわけですね。今、那覇軍港については協議が進められておりますけれども、那覇軍港が56ヘクタール、そして陸上自衛隊那覇駐屯地と訓練場、２つ合わせて122.4ヘクタールなんですね。駐屯地が34.6ヘクタールと。そして私が注目しておりますのはこの訓練場なんですね。先ほどおっしゃっておりました87.8ヘクタール。那覇軍港の1.5倍の広さがあります。この訓練場ではどういうことが行われているのかと申しますと、野営訓練であると。これ具体的にはサバイバル訓練なんですよね。サバイバル訓練場として使われているわけですけれども、とりわけこの場所というのは那覇空港とモノレールの沿線に隣接している土地であります。隊員からもモノレールの観光客からも中が見える。都市の中に、そして企業が周辺に隣接しておりますので、サバイバル訓練がしづらいという声もあるわけですよね。ポイントとしては、この施設の使用内容について、代替が困難なのかどうかっていうのが、まず課題として、あるいはポイントとしてあるかなと思っております。私は、那覇軍港よりも返還の交渉時期が早まる可能性があるこの大きな土地としてこれまで注目してきたわけなんですけれども、まずサバイバル訓練場であるっていうことも含めて統合という検討ができないものか、あるいは隊員自体も訓練しづらいっていうこと、そしてまた交渉相手が――那覇軍港は米軍もありますけれども、日本政府と交渉をしていくということも含めて、やはりこの地主さんを守り補償をするという大事な合意形成の観点、そしてまた、この法整備も必要ですけれども、やはり沖縄県政としては、将来的に情報収集をして、知事、意見交換も含めて最初の提案ですので、ぜひ問題提起として内部でも意見交換、情報収集を関係者としていただきたいなということを要望してとどめたいと思います。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

どうぞ。

○平良　識子 議員　琉球国の３条約の原本についてですけれども、この中城御殿については、国宝が収蔵・展示される施設になりますので、まさにこの国宝である３条約原本もしっかり展示・収蔵される施設になります。そして課題としてありますのは、この琉米条約が日本で最古の国際条約原本になるわけですね、日本において。その４年後に締結された日米修好通商条約、1858年に締結されておりますけれども、これは国の重要文化財に指定されております。しかし、このもっと古い琉米条約は手つかずの状態なんですね。何の指定もされていない、文化財指定もされていないということが一つの課題としてありますので、沖縄県としてやはりこれはまず、国の重要文化財に指定していく動きをつくっていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この３条約については、これまでの沖縄県の歴史を知る上で貴重な資料であるというふうに我々も捉えているところであります。この県指定有形文化財の指定の対象は「県内に存する有形文化財」と沖縄県文化財保護条例において規定をされていることから、現時点ではその対象外というふうになっているところであります。また県内に存する有形文化財であっても、指定には所有者または占有者の同意が必要と、そういった条件もございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　まさにそうなんですよね。なので、沖縄移管が必要となる、課題としてあるというこ

とで、沖縄移管というのを求めておりますので、引き続きこれを調査検討していただいて、取り組んでいただきたいと要望します。

そして、次に平和行政についてですけれども、第32軍司令部壕の展示施設の設置場所についてです。

まず最初に、知事そして担当部局の皆様に感謝を申し上げます。大田県政時代から保存・公開基本計画が策定されてきた中で、その後ずっと動かずにおりましたので、本当にここまで展示施設まで提示されたということに、心から本当に感謝を申し上げ、喜んでおります。と同時に、この保存・公開を求める会がありますね。戦争当事者の先生方３名が役員としていらっしゃいます。そしてまた首里地域の皆様方からも、県が提示した場所ではない第１坑口、あるいは首里城の近くに整備してほしいという趣旨のそれぞれ違う意見がありますけれども、いずれにしても県のこの第５坑口の場所ではないという意見が私のほうに示されまして、今後意見交換していくということでありますので、ぜひ各団体のその思いを聞いていただいて、再検討も含めて深めていただきたいと要望をさせていただきます。

次に３番目の公共交通についてですけれども、再質問をさせていただきます。

本日から10月31日まで、（資料を掲示）　このようにバス・モノレールの半額パスモニターの募集が始まりました。県民はどのように応募するのか。特に、パソコンの使用が難しい高齢者の皆様方はどのように応募するのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　本日からバス・モノレールの県民モニターを募集しております。応募方法につきましては、まず、特設ウェブサイトからの申込み、それから応募チラシの裏面の申込用紙をファクスまたは郵送でお送りするというふうな形で申込みができます。お年寄りなどパソコンが苦手な方は、市町村役場のほうで手伝っていただけます。そういう形で応募していただければと思います。応募チラシも市町村、学校、商工会議所、医療機関、スポーツジムなど幅広く配布しております。本日９時から募集が始まっており、既に200件を超える申込みがあるようです。ぜひ多くの方に応募していただき、バスの利用促進にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　昨日、ニュースでも取り上げられていたようですけれども、まず周知も含めて引き続き10月31日まで取り組んでいただきますようにお願いいたします。

４番目の教育行政についてですけれども、(1)のがん教育については、やはり沖縄がん教育サポートセンター、さきの先輩議員からもありましたけれども、補助の御検討をしていただきたいという要望にとどめさせていただきます。

次に、学校給食の２次調理について再質問をさせていただきたいんですけれども、県内に必要とする児童生徒がどのくらいいるのか、改めて御答弁をいただけますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　申し訳ございません。

この数値等については、今把握をしていない状況でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　具体的なこの課題について、当該問題については、この当事者と市町村とではもう２年になるわけですね。その中で、現在この当該児童には、９月から牛乳しか提供できませんということで、それに対して主治医からは病状悪化の可能性を指摘し、市の教育委員会に改善を求める診療情報提供書が出された。そして実際におなかを壊して、今小学校に登校できない現状にあると伺っております。学校給食の一義的な責任は市町村にありますけれども、学校給食の２次調理がハードルで普通学校に通わせたいけど断念するケースもあると伺っております。沖縄県においては、２次調理はまだ１例も実現していないということも伺っております。だからこそ今回の当該案件について、市、県、保護者、関係者が取り組んで、この児童や保護者だけの問題ではなくて、沖縄県における今後２次調理を必要とする全ての障がいのある子どもたちの学ぶ選択肢を大きく広げる、未来に向けた県全体としての政策的な課題として私は受け止めておりますので、ぜひ教育長、力を合わせて門戸を開いてまいりましょう。実現するためには、やはり市町村ができないというところの課題整理と県のサポートが必要です。まず実現する目標スケジュールをある程度めどを立てて、そこに向かって整理をして、市と連携していただきたいと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この２次調理の現状については、関係市町村からも相談を受けながらこれまで助言等を行ってきたところであります。先ほど申し上げま

したが、公的な機関が２次調理を給食として提供する際には、やはり学校給食衛生管理基準に照らして十分に衛生面に配慮する必要があるということがうたわれておりまして、施設の整備であったり、人員の配置等、様々クリアする課題もあることから、担当市町村においてもいろいろ検討しているというふうに伺っているところでありますので、引き続き連携を図りながら、どういった方向性が出せるのか検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今教育長から答弁がありました。本当に様々な課題をまずはあぶり出さないといけない、そしてそこをどのようにすれば実現できるのかということについては我々も真摯に受け止めなければならないと思います。なぜなら今、アレルギー対策の食事についても子どもたちが非常に悩んでいる。そして、ハラールの食事を提供するレストランも増えてきている。そのように、食に対しての関心と健康という面で、これはもう教育とは切っても切れない関係にあるということは言うまでもないと思います。ぜひ次年度は、それらのことについて調査費を含め、どのような予算化が考えられるかということについては、教育庁としっかり協議をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　今、知事から非常に大きな御答弁をいただいたと思っております。ありがとうございます。ぜひ未来を開いていくためによろしくお願いいたします。

(3)番目に、修学旅行の民間施設の入場料の一時負担、あるいは自己負担なんですけれども、現状として、校長先生が負担している学校もあるということも伺っております。この入場料を県が費用負担することはできないのか、まず再質問させていただきます。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　市町村立学校の修学旅行における施設等への入場料は使用料に当たるため、市町村立学校職員給与負担法により、県が負担することとされている旅費には含まれないというふうなことで考えているところであります。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　法律上、設置者ということで市町村になるわけですよね。それは具体的にやはり現場の先生方から非常にクレームが多い、苦情が多い案件だと聞いておりますので、教職員に負担させないように市町村とぜひ連携していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会としましても公立小学校、中学校の修学旅行の実施の考え方など、市町村へ周知し連携して取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　最後に修学旅行の旅費については、これは県が負担することになります。しかし、今現在、立替えが前提となっておりますので、これも現場からのクレームとして、教員が立替えの負担をしないよう、対応するように改善を求めますけれども、最後にいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県の支出は精算払いが原則でありますけれども、旅費については、債務金額の確定前にあらかじめ一定の金額を交付する概算払いも可能であります。ただし、この概算払いの場合には改めて精算の手続も行う必要があるため、事務量が増えるということも想定をされます。このことについては県としても、例えば学校長の研修会等において周知を図っていきたいと思います。

○平良　識子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時６分休憩

午後１時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　まず冒頭に、今回の議会の中でも議論がある、全島エイサーまつりへの陸上自衛隊第15旅団エイサー隊の出演を取りやめるよう実行委員会に求めた市民団体の要請について、所感を申し上げたいと思います。

市民団体の要請は、自衛官個人がエイサーを踊ることや祭りに参加することを否定するものではありません。これまでのように、地域の青年会や子ども会エイサーを優先してほしかった。また今回は70周年記念、戦後80年の節目でもあることから、姉妹友好都市の出演など、別の選択肢があったのではないかとの指摘が市民や青年会ＯＢ関係者からも上がりました。また、自衛隊南西シフトが住民への十分な説明もなされずに県内各地で進められ、日米の軍事一体化、訓練の強化で沖縄が再び戦場にされるのではないかという県民の不安の声がある中で、陸上自衛隊第15旅団の組織名を掲げて出演してほしくないとの指摘もありました。

今回の自衛隊組織の選定については、実行委員会の

構成団体からも、知らなかった、違和感があるなどの反応があり、元沖縄市長の新川秀清さんからは、エイサーは祖先との関わり、時代を築いてきた先人たちや青年たちの営みの上にあるものであり、私たちはその歴史を今日まで継続してきた。青年の頃からエイサーに携わってきた者として、また市長としてエイサーまつりに関わってきた者として、今の社会状況の中での自衛隊の参加については遺憾に思っているとの御意見もありました。

出演団体の選定をめぐって疑問が上がったり、議論になることは、祭り本来の趣旨に合わないと考え、実行委員会への要請を行いました。実行委員会には、このような市民団体の意見があること、その意見の背景にも耳を傾けてほしいと思います。

以上、所感として申し上げ、質問に入りたいと思います。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　未央 議員　それでは、農業・畜産業の振興についてということでお尋ねをいたします。

まず今、県は食料自給率向上等に向けた調査検討を行っていますけれども、その目的を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

今般の社会情勢の変化等に伴い、国においては食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保が基本理念に掲げられるなど、食料の安定供給等に対する重要性が高まっているところでございます。そのため、沖縄県の食料自給率向上等に向けた調査検討業務では、本県における農産物等のさらなる生産増大による食料自給率の向上を図るため、生産の基盤となる農地、生産者、生産技術・経営、流通等に関する情報収集・整理、分析等の調査検討を行うこととしております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　もちろん自給率の向上は大事ですけれども、この間の報道においても、まず農地に関して、10年後の後継者未定という調査結果が報道されて衝撃を受けましたけれども、この件に関してはどのように受け止めていらっしゃるんでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

令和７年９月９日に、農林水産省から令和７年４月末時点の地域計画の策定状況が公表されたところでございます。今回は初めて都道府県別の調査結果の公表となり、地域計画における10年後の耕作者未定率が示されております。県内の地域計画区域内の農用地へ耕作者の位置づけが進んでいない状況は、農地所有者と借手の意向確認に時間を要することなどが主な理由となっております。

県としては、この市町村ごとの課題を整理するとともに、耕作者の位置づけが円滑に進んでいる地区の優良事例等を共有いたしまして、各市町村との意見交換、個別相談などに取り組んで、地域計画のブラッシュアップが円滑に行えるよう、関係機関と連携して支援を行っていこうというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　75.7％が未定という数字でしたので、もちろん実際のところとの状況は確認が必要だと思いますけれども、ただ一律に全国調査で行われたものですので、同じ基準でやった場合に、やっぱり東京、大阪に次いで、かなりその割合が高いということで出ましたので、非常に心配をします。

それから、２点目の畜産の産出額ですね。これについても今、農業産出額は２年連続で900億円を下回る状況が続いていますけれども、その中でも約半分――44.7％の構成比を占める畜産というのは非常に主力ですけれども、その農家戸数等の推移についても伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

新・沖縄21世紀農林水産業振興計画の令和６年目標値に対する令和５年12月末現在の飼養頭羽数の達成率ですが、肉用牛が7万2231頭で90％、乳用牛が3679頭で86％、養豚が19万3756頭で89％、採卵鶏が130万6000羽で93％、ブロイラーが46万4000羽で75％、ヤギが9493頭で74％となっております。また、令和４年と令和５年の12月末時点の農家戸数ですけれども、まず肉用牛が2225戸から2140戸、乳用牛は59戸で増減なしということでございます。養豚につきましては226戸から201戸、採卵鶏が285戸から293戸、ブロイラーが20戸から21戸、ヤギが1129戸から1104戸となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　いずれも生産目標に達するにはなかなか厳しい、８割９割というところでとどまる状

況なんですけれども、これについてまず生産計画――皆さんが立てる生産計画と自給率の関係ってどうなっているのかということが知りたくてお尋ねしたいんですが、分かりやすいのは生乳ですね、牛乳。この生産に関して、例えば県内の学校牛乳をどれぐらい生産すれば、学校牛乳を提供する部分に当たるのかというような、そういった学乳に占める県産乳の目標値というのはありますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　失礼いたしました。

学校給食向けの牛乳における生産計画ですけれども、まず県では、令和12年度の生乳生産量の目標を３万585トンとしておりますが、学校給食向けの牛乳に限定した生産計画というのは策定しておりません。なお、国は持続的生産強化対策事業により、離島など学校給食向け牛乳の提供が不利な地域に対して、提供に係る経費の一部を補助しておりますが、この補助に係る要件といたしましては、年間供給日数の９割を国産牛乳により提供することとなっております。また、当事業の実施に当たり、県では、県産牛乳の優先使用を求めており、令和６年度における県産牛乳の使用割合は約８割となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　今の学校給食の８割を県産乳で占めようということになった場合の、生産量の目標というのはありますかということです。もう一度お尋ねします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　ちょっと細かい数字はあれですけど、今学校給食における県産牛乳の使用割合が約８割ということでございますので、残り２割を増産して、そこを県産牛乳で賄うということがこの数量につながるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　部長、分かりやすく言ってほしいんですけど、何万トンあったら学校牛乳の８割を占められますよという、その生産量のベースになる計画があるんですかと。目安になる数値目標を持っていますかということを聞いているんです。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時46分休憩

午後１時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　学校給食ですとか、例えば小売店も含めてですけど、安定供給するのに必要な生乳の生産量は、消費者の需要の変動や小売店ごとに経営形態が変わるということもございまして、設定することはちょっと難しいんですけど、まず県の改良増殖目標に基づき定めた乳牛１頭当たりの生乳生産量の目標が8500キログラムということで、今経産牛の飼養頭数の目標が3598頭ということでございますので、生乳生産量の目標としては、３万585トンというふうに設定しているところでございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　つまり、今皆さん、生産量が令和５年実績で約２万トンなんですよね。そして、目標値は３万585トンですから、これ今の現状でも差が出ているわけです。それで今、学校牛乳はこれ以上減ると、もうこの県産乳を提供する環境がつくれないと、非常にメーカーも危機感を持っているわけですよね。これ以上下がると、もう優先的に県産乳を契約してそれを学校に回す、あるいはスーパーの棚に卸すということも含めると、もっとないといけないわけですから、今の生産量では足りないという危機的な状況、現状を持っているわけです。だから先ほど申し上げたのは、こういった少なくとも県民が食す分の、例えば牛乳などは非常に分かりやすいですけれども、野菜とか肉とか卵とか、それぞれどれくらい県内でつくろうとするのかという地産地消の目標というのは、やっぱりその目標値をもって立てるような、そういう連動する生産計画、具体的な目標というのは置けないのかと。そういう農政はできませんかということを聞きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　この食料自給率と地産地消の目標との関係ですけど、まず県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に掲げた目標の実現に向けて、農林水産物の生産拡大による食料自給率の向上や

地産地消の推進など、各種施策に総合的に取り組んでいるところでございます。なお沖縄県地産地消推進県民会議においては、官民一体となって県産農林水産物の地産地消の推進に取り組んでいるところであります。引き続き生産・販売対策等の各種施策、様々な財源を活用して、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　非常に目標が抽象的に聞こえるのは、計画値に到達できていないという状況が現にあるのに、その危機感が見えないというのを非常に感じるんですよね。そして、乳用牛も肉用牛も豚も生産が減少しています。それから、サトウキビ、野菜、ゴーヤー、あるいはカンショ、こういったものの作付面積も生産量もみんな減っているわけですよね。だから皆さんの生産計画と実際の現場と、そして本来沖縄で食したい分を賄えるのかという部分が、本当に関係者――耕畜連携ならば牧草地の量と飼養頭数、堆肥の量、これをやっぱり連携しないと、具体的な目標を共通認識で持たないと、地産地消しよう、食料自給率を上げようと言っても、計画値ばかりが踊って、それにかなり今乖離が出始めているのに、この部分が非常に具体性がないというふうに見えるわけですよ。だからその推進体制をつくるにも今の目標の取り方というのは具体的な改善が必要じゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします

確かに今、生産量あるいは生産額の減少というのは、農林水産部としても認識しているところでございます。明確な目標値というものをしっかり設定するべきではという御提案だと思いますけれども、農林水産業振興計画の中でも一応計画値というのは持っております。ただ、そことの乖離があるというのは我々も認識しているところでございますので、そこの目標にしっかり近づけるように、各種施策にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　もちろん頑張ってほしいと思いますけれども、(4)番目ですね、飼料高騰への支援、これは多くの――自民党からも共産党からも各会派からみんな上がっています。それから畜産廃棄物の処理、そして製造加工の技術や施設の建設とか、みんな切望しているし、そしてブランド育成がないと、価格そのものが引き上がらないというすごく切実な要望もあると。そして、この議会でも、例えば学乳の安定買取りできませんかとか、子牛の競り価格、この基準や保証価格、これもどうにかなりませんかという、いろんな現場の要望がありますけれども、こういったことを具体的な目標につなげて関係者一同が同じ目標を持ってできる体制づくりと、これを具体的に後押しするような推進基金のような取組。これが着実に進むようなそういう体制づくりができないかなというのが提案で、やっぱりこれは皆さんの――今回の議会でもあったように、臨時財政対策債の活用についても議会と執行部と調整をして、これを具体的な事業に後押しするような財源として使えないかという、私もその提案をひとつこのことに思っているんですよね。これについては部長あるいは知事、いかが思いますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内の、そのような推進体制の構築、そして基金を創設してしかるべき財源を確保する、さらには臨時財政対策債等、いわゆる予備費などの流用についても柔軟な考え方ができないかということは、我々もきちんとそれは想定をしておきたいと思いますし、昨今では、やはり安定的に事業を行うための基金について、さらに深掘りをしていく必要があるだろうということもありますので、真摯にそのような状況についても検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。提案していきたいと思います。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　未央 議員　３点目の日米地位協定のほうからお尋ねをいたしたいと思いますけれども、まず基地の施設外の警察権に関して、県警の認識をお尋ねしたいと思います。この間、県警の公式な見解として、特に2008年の得津八郎本部長のときの答弁というのは非常に明快ですけれども、この基地外の警察権に関しては、施設外においてその治安の確保は県警察の責務であると、そして何らかの犯罪を犯した米軍人を県警察とＭＰとが共同逮捕した場合、地位協定の規定で当該米軍人の身柄は米軍に引き渡されることになるから、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することから容認していないというのがこの間の姿勢だと思いますけれども、これは特に変更ございません

か。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　言うまでもなく、御指摘の答弁でも同趣旨が述べられておりますが、沖縄県における治安の確保は県警察の責務であります。また、米軍法執行機関との合同でのパトロールについては、県民感情への配慮が必要と考えております。その上で申し上げますが、昨今、米軍関係者による犯罪が相次ぎ発生し、県民に不安を与えている中、このたび沖縄市が主体となり、犯罪抑止や防犯意識の向上を目的として、市民、行政、米軍関係者が協力してパトロールを実施することとなったため、県警察としましても必要な協力をさせていただいているところでございます。
以上です。
○中川京貴 議長　仲村未央議員。
○仲村　未央 議員　それで県のほうにお尋ねしたいんですけれども、日米の合同パトロール、これはこれまで何回行われたんでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時57分休憩
午後１時57分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　合同パトロールにつきましては、これまで４回行っております。
○中川京貴 議長　仲村未央議員。
○仲村　未央 議員　それはいつなのか、それから米軍単独のパトロールは何回、いつ行われましたか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時58分休憩
午後２時１分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　すみません、お待たせいたしました。
まず合同パトロールにつきましては、４月18日金曜日と５月31日土曜日、７月19日土曜日、８月16日土曜日の４回でございます。それと単独パトロールにつきましては、９月13日土曜日ということになっております。
以上です。
○中川京貴 議長　仲村未央議員。
○仲村　未央 議員　９月13日というのは、これは米側単独で行われたということですね。これの内容をちょっと教えていただけますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時１分休憩
午後２時２分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　９月13日土曜日の未明に行われたパトロールにつきまして、９月５日に在日米軍司令部から、９月13日土曜日の午前１時から沖縄市のゲート通りにおいて、憲兵隊独自でパトロールを実施したいという連絡があったところです。それについてパトロールの実施前に米軍関係機関との意見交換を行った際、リバティー制度が守られていない現状への対処の必要性は否定できないこと、あるいは地元である沖縄市が憲兵隊の単独パトロールを容認していることなどから、県としては反対しないということをお伝えしたということでございます。
以上です。
○中川京貴 議長　仲村未央議員。
○仲村　未央 議員　これは私は昨夜初めて知ったんですけれども、９月13日に単独で米軍側がパトロールをしていたということ。これは県民への周知、あるいは市民、関係者、特にメディア関係、あるいは県警察のほうにはどのようにお知らせをされたんでしょうか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　県警のほうには我々と同じタイミングでお話があったというふうに承知しております。我々としましては、県民に対しては、まず主催者である米軍が公表すべきであるというふうに考えていて、米軍からは公表しないという話があったため、県から公表することを打診しました。それに対し米軍から、事前の公表により公共の安全に対するリスクがあるということから認めないという返答がありました。このため県として検討した結果、公表によるリスク等を考慮して、今回パトロールの実施に当たっては県民とトラブルにならないよう慎重に行動することなどを申し入れた上で、県からは公表は差し控えたところでございます。
○中川京貴 議長　仲村未央議員。
○仲村　未央 議員　公表することによるリスクというのが一体何なのか教えてください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　合同パトロールの際、マスコミ等も一緒に行動するわけですけれども、その際、飲酒をしている米兵のほうからカメラを向けているマスコミのほうに威圧的な態度、あるいは攻撃的な態度

等を取るという事案が見受けられましたので、それを指しているというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　８月16日に初めて基地――施設外で、いわゆる民間地、沖縄市ゲート通りで逮捕案件が発生をしたと。そのときに皆さんは、実際には基地の施設外での警察権の行使、これについて非常に課題を残したというふうに思いますけれども、この８月16日の、しかも深夜２時までは合同パトロールと、そして２時以降は実際には米軍単独のパトロールに切り替わったというような状況の中で、逮捕の案件が発生した。そのときに、県としては何が問題あるという認識だったのか、お尋ねをいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

８月16日に沖縄市で実施された日米合同地域安全パトロールにおいて、米軍憲兵隊は米軍人９人を一時的に拘束し、うち３人は統一軍法典違反の疑いで逮捕したという説明がありました。外務省によると、日米地位協定第17条に基づき、米軍憲兵隊は米軍施設・区域外で警察権を行使することが可能とのことですが、当日の拘束時の状況等について、現在引き続き米側に詳細を確認中とのことです。

県としましては、米軍施設・区域外での米軍の警察権の行使については、地元住民の不安を増大させ、反発も大きくなる懸念があることから、慎重に行うべきであると考えており、引き続き関係機関と連携し適切に対応したいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　そして、８月16日の課題、特に問題になったのは、日本警察側との事前の調整がなされていなかったという、そういった状況の中で逮捕案件が実行されたということで、これが刑法に基づくものなのか、軍法に基づく彼らの管轄内の問題なのかというところの整理も非常におぼつかなかったわけですけれども、今回の９月13日の単独のパトロールに当たっては、このような課題というのは解決をして、そこに皆さんは対応されたということですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、外務省によると、日米地位協定上は米軍憲兵隊は米軍施設・区域外で警察権を行使することが可能ということになっています。ただし、逮捕について日本の刑法に抵触するか、あるいは独自の米軍基地内の内規といいますか、それに基づいて対応したのかということについては、確認をしていく必要があるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　ですので、課題として浮上したことが解決をされて、単独のパトロールというのが９月13日に行われることになったんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　逮捕の状況等については引き続き確認をしていく必要があるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　沖縄県の基本的な考え方をちょっと原点に戻って確認したいんですけれども、（資料を掲示）　皆さん地位協定の改定要求を出されていますね。この別冊の第17条の、まさに今施設外での取扱い、あるいは逮捕権、起訴前の身柄の拘束、このようなことについて沖縄県の基本的な考え方をおっしゃっていただけますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　地位協定改定の第17条関係の３の沖縄の考え方というところでよろしいですか。読み上げます。

「事件・事故が繰り返されるのは、米軍人・軍属等が日米地位協定によって守られているとの認識が根底にあると言わざるを得ない。合衆国の軍当局に最終決定権を留保した合意内容では不十分であり、全ての犯罪の場合について、日本国の当局が裁判権を行使すべき被疑者の起訴前の拘禁は、速やかに日本側が行えるようにする必要がある。」ということになっております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　そうですよね。つまり、被疑者の起訴前の拘禁の問題があるから、これまで県警としては、共同逮捕になった場合、この地位協定上のことで身柄は合同パトロールの場合、ＭＰ――憲兵隊がそれを持っていくと。起訴まで向こうのほうに身柄が行くことになると。だから、この取扱いについては非常に慎重だし、県警としては認めていない、容認していないというのがこれまでの姿勢なわけですよ。同じように立ち会った場合、米軍のほうがこれは優先されて、身柄は起訴されるまで行ってしまうと。だから、単独パトロールの場合においても、例えばリバティー制度違反で、軍規違反で拘束をしました、逮捕をしましたと言われても、従来の事件を振り返る中でも、例えば明け方泥酔して米兵が歩いていると。これを軍規違反として、リバティー制度違反として拘束した場合

でも、もし事前に別の何らかの事件、刑法に関わるような犯罪が起こっていた後であった場合でも、ＭＰが単独でこれを拘束した場合は、そのことに関してはもう向こうに身柄は行っちゃうわけだから、捜査・確認というのは非常に困難が生じるということがこれまでもやっぱり課題になってきたわけですよね。そういう意味で、この間深夜２時までは皆さん立ち会った。日本側もいた、警察もいた、皆さんもいたけれども、２時過ぎたら米軍単独になった、その後に拘束が起きたということがこの間のこと。そして、今回は完全に単独でやったということであれば、やっぱりこれは市民にも知らせなきゃいけなかっただろうし、こういった拘束をめぐる環境というもの、先ほど解決をしてやったんですかというところが非常に課題を残したままどんどん拡大をして、基地の施設外で米軍のパトロールが先行しているように思われるんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　合同パトロールあるいは単独でのパトロールにつきましては、我々も合同パトロール等で確認したところ、沖縄市におきましては、リバティー制度が守られていないという状況が明らかになったというところで、我々としても米軍人の事件・事故防止という観点からリバティー制度を厳しくしていく必要があろうということは、米側にも指摘していると。そのような中で、沖縄市が主体となって、合同パトロールという提案があったという経緯がございます。単独パトロールについても、米軍の行動等の規律というか、それを守るという意味で行われているということは承知しております。また一方、御指摘のように県警察と憲兵隊が犯罪現場に居合わせた場合の被疑者の身柄の取扱いについては、日米地位協定に関する課題はまだ残されているという認識もございます。今後も同協定の見直しに向けて取り組んでいきたいというふうには考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　基地施設外における警察権というのは、基本的に私たちは日本国内の主権の問題であるというふうに思うわけですね。ですので、そこに米軍側の警察権が行使されるという状況が二重に民間地域で発生する状況については、非常にこの間問題になってきたし、警察としては、施設外は自分たちの管轄権であると。これで同時に出てきたときに、身柄の拘束で向こうが優先されるということがあるから慎重ですよと、何度もこういうことで議論をしてきた中なので、これが解決されない中で、今日もパトロールありますか。そして、13日の米軍が単独でやったときに、これ県はどうしていたんですか。その場に行ったのか、どうしていたんですか。全く関知をしていないのか、そして今日もやるのか聞きたい。お尋ねいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　単独パトロールの際には、県も確認の意味でその場にはいたということでございます。それと本日といいますか、日が変わって午前零時から今回も合同パトロールがあるということです。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　米軍のほうは、那覇市でも合同パトロールなり、あるいは単独パトロールも含むかもしれませんけれども、それを執行していきたいというふうな表明をしておりますけれども、那覇市でも同じように、皆さんはこれを容認していくということになりますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄市での合同パトロールについては沖縄市が主体となって行ったということでございます。単独パトロールについても沖縄市のほうは反対をしていない状況であったということがございます。ですので、那覇市について同様のことをやるのかということについては、那覇市の意向等々、様々なことを検討する必要があろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　知事、私は、沖縄県が歴代地位協定の改定要求をしてきたのは、外務省の行政解釈によれば、例えば第17条でも必ず軍事警察は日本国の当局との取決めに従うことを条件としとか、これが条件にありますよというのは、必ず日本国の当局との取決めに従う、そして県警のほうに連絡をしてなされるということに条文上なっていても、実際日米合同委員会合意というふうな解釈に行けば行くほど、これは単独でもできますよというような形で緩められて、こちらの県民側の視点ではなくて、米軍の運用がよりやりやすくなるような形で解釈をどんどん拡大してくるから、私たちの主権の問題、人権の問題に差しかかるということがこの間あって、そして皆さんこういうふうに地位協定の改定要求をまとめてきたと思うんですよね。そういう意味では今、まだ問題も課題も残されて

いるという中で、やっぱりこういう施設外の権利、特に主権の根幹に関わるところまで及ぶようなことを今放置して本当に進めるのか、やっぱりここは立ち止まって一旦再考しながら整理をするところではないかなと思いますけれども、この合同パトロールの件についていかがお考えかお尋ねいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　公室長からるる答弁をさせていただいておりますが、やはり地位協定上の解釈はもちろんですけれども、その解釈もどこに当事者の意識を置くかということで運用が変わってくるということは、結局そこで何も決まっていないということになるわけですね。従来我々はそういうことからも、市民の反発、県民の反発も大きくなるということから慎重に行うべきであるということは、かねてから米側にも求めておりますし、外務省沖縄事務所にもそのような我々の考え方をしっかりとお伝えさせていただいております。引き続き、その点についてはさらに協議を重ねていきたいと思います。

○仲村　未央 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

〔山内末子　議員登壇〕

○山内　末子 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山内　末子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、こんにちは。

質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

80年前の９月20日、ここ沖縄では日本本土より７か月も先駆けて、女性の参政権が実現いたしました。初めて投票した女性の皆さんたちに思いをはせてみますと、平和な沖縄を夢見て、希望を託して一票が投じられたのではないかと思います。しかしながら、その10年後の1955年９月４日、私の住む旧石川市のほうでは、６歳の幼女、由美子ちゃん――由美子ちゃん事件といいます、米兵により拉致、暴行、殺害され、ごみ捨て場に捨てられたという残虐な事件が発生いたしました。その犯人は死刑を宣告されましたが、本国に帰り、沖縄の基地反対運動の犠牲者だということで、本人そして関係者の大きな運動により減刑、仮釈放され、没後は大統領によりまして、本来は贈られるはずのない軍人の栄誉である墓石が贈られました。県民の命、人権が奪われても、犯人は英雄として祭られる。そんな理不尽な状況が、そして不条理な沖縄が少なからずもまだ今も地続きでつながっています。今年９月４日は、あの1995年の少女暴行事件から30年、その節目の年でもあります。私は９月になると、いつもこのことを見直しています。全てはやはり政治の責任だと思います。80年前の女性の希望の一票を実現するために、政治家の一端を担う自身の責任をいま一度言い聞かせて、皆様と共に頑張っていきたいと思っております。

それでは一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、戦後80年の節目の年に沖縄戦の歴史的事実にあらがう政治家の発言や認識が、一部国民やとりわけ若者へミスリーディングしている実態を危惧しています。沖縄戦の実相は、戦後80年間の県民の血のにじむ努力による歴史検証や地獄の体験をした証言を基にまとめられた歴史資料として、後世に語り継ぐべき平和の鼓動だということを改めて認識しているところです。新たな戦前をつくらない戦後80周年事業が展開されております。歴史の最前線に立つ知事としてその理念・方針、決意を伺います。

(2)、北東アジアの平和構築のためにオブザーバー参加をしております北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）は、国としての意見の食い違いを乗り越え、対話の大切さを実践する自治体連合だと認識をしております。正会員参加でアジア地域の平和構築のリーダーとしての期待が高まりますが、その取組状況と今後の方針を伺います。

(3)、核廃絶に向けて。

ア、1960年代、広島型原子爆弾の70倍の破壊力を有するメースＢ核巡航ミサイルが沖縄に４か所配備されていたといいます。69年に核抜き返還合意で撤去され、唯一遺構が恩納村に残されております。世界で唯一の被爆国として核兵器の悲惨な結果や核廃絶の重要性を後世に語り継ぐ上で、県内のこの発射基地遺構はとても貴重だと考えます。国会議員によります「核武装は安上がり」発言や核武装に約14兆円が使われる現実があります。一宗教団体の所有ですが、平和教育の観点から積極的な活用を期待したい。沖縄県の核廃絶に対する考え方と発射基地遺構の存在を認識する上で知事の視察を求めるものです。見解を伺います。

(4)、差別・分断を生む排外主義について。

ア、トランプ大統領の難民・移民排除政策、アメリカファーストの潮流、ヨーロッパや世界で広がる排外主義の矛先はやがて全ての人に向けられるというのは

歴史の教訓です。我が国でも参政党の日本ファーストを掲げた政策が物議を醸しております。世界中で沖縄の移民が受け入れられ、イチャリバチョーデーの言葉の下、人間関係の大切さ、お互いを尊重する尊い精神の沖縄県は、むき出しの暴力を断固拒否する姿勢を見せていただきたい。全ての民族、外国人をケアし、日本国内でモデルとなる政策の構築が重要だと考えます。見解を伺います。

イ、世界に広がる42万人を超える沖縄県人、移民125周年という長きにわたり異国の地に根差し、ウチナーンチュ魂を受け継いできた先人たちに心から感謝を申し上げます。その歴史は県民の財産であり、国際社会に誇るべきコミュニティーであります。その史実を次世代へ継承すべくドキュメンタリー映画の構想がありますが、構想に対する県の評価・見解を伺います。

２、性暴力被害、防止対策について。

(1)、国際家事福祉相談所のこれまでの相談件数、解決事例、５年間の実績を伺います。また、米軍人は、軍の指揮命令系統に属し軍法会議の対象になる反面、軍属は指揮官の命令系統になく、責任の所在が曖昧である。両者の実態から相談体制の課題、地位協定の壁が表面化しております。県の認識とこれまで改善に向けどのような議論が交わされているか、対策も併せて伺います。

(2)、沖縄県の性犯罪の実態について。

ア、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪の３年間の検挙件数を伺います。

イ、日本全体の米軍人・軍属による検挙件数、沖縄県の検挙件数と全体に占める割合を伺います。

ウ、県内発生の米軍（軍属含む）関係と県民の検挙件数の割合、特徴について伺います。

エ、2025年警察庁の調査によると、2024年に18歳未満の子どもが被害に遭った犯罪の検挙数が4850件という数字があります。被害者の低年齢化が問題視されております。県内の実態を伺います。

(3)、こども性暴力防止法――2024年に制定されました、来年度施行に向け、その準備が重ねられております。日本版ＤＢＳの中間取りまとめがこのほど発表されました。国、県、市町村との連携、保育所・学童保育所・教職員等子どもを取り巻くあらゆる機関が対象となりますが、その取組を伺います。

(4)、多発する性犯罪、性暴力から県民を守るため、大阪府・福岡県・茨城県では防止条例が制定されております。今月には三重県でも議会に提案されると聞いております。本県の認識について伺います。

３、うるま市無形民俗文化財である闘牛の県指定について、調査の進捗状況を伺います。

４、性の多様性について。

(1)、本県では沖縄県差別のない社会づくり条例において、性的指向や性自認を理由に差別を禁じております。那覇市議のトランスジェンダーは「伝染する」発言はまさしく条例違反ではないのか。公的立場の議員の発言に県民・当事者からは発言の撤回を求める声が大きい。見解を伺います。

５、教育行政について。

(1)、戦後80年、沖縄戦に対する歴史認識修正発言が飛び交う昨今、これまでの平和教育の実績と偉業を次世代に確実に伝えるために、教育長として正式な談話や声明を出すことが必要だと考えます。今後の平和教育推進のためにも、初となる教育長談話を発出することは大きな意義があると考えますが、教育長の見解を伺います。

(2)、学校図書館司書の採用試験実施について。

国の就職氷河期世代支援策に準じ、選考試験未実施期間（24年間）に受験年齢を超えた学校司書に対し、大分県では社会人枠として受験の機会が設けられました。学校図書館は、生徒の精神的居場所になっている実態もあります。経験値の継承からも学校司書の配慮ある選考試験の実施が求められるが、教育長の見解を伺います。

６、観光政策について。

(1)、観光事業者事業継続・経営改善サポート事業交付決定取消し及び返還請求について、宮古島市の事業内容、返還に至った経緯、課題、県の対応、今後のスケジュールを伺います。

７、うるま市宮城島の土砂搬出現場の赤土流出問題について。

(1)、本年５月の同現場からの赤土流出問題について、市民団体からの訴えで、これまで沈殿池としてきた場所が県有地であり、平成30年以降不法占拠していたことが明らかになった。環境保全の責務の認識が欠けていると指摘せざるを得ません。その経緯と赤土流出防止対策改善策の指導、管理スケジュールを伺います。

８、ＰＦＯＳ問題について。

(1)、ＰＦＯＳ除去補助費が国の適用外となり、16億円の県負担という驚く報道があります。米軍由来の蓋然性が高いと言われ原因究明のための立入調査を求め、実現されないままのこの予算編成についてじくじたる思いを持っておりますが、その経緯と対応策を伺います。

(2)、ＰＦＯＳ健康調査の実施に向けて、詳細の検討がなされていると思いますが、検査の対象が重要です。その中でもやはりリスクの高い人から、とりわけ基地内で就労している基地従業員の健康調査を優先してほしいという声が高いのですが、取組を伺います。

９、我が会派の代表質問との関連についてです。

先ほど仲村未央議員のほうから合同パトロールの件がありました。山里議員の米軍基地問題の中で合同パトロールの件について私も同じようなことを質問しておりましたが、先ほどの議論の中で十分理解はしておりますが、その中でやはり大事なことは、県、そして県警、米軍、地方自治体、しっかりとした取組というかコミュニケーションがとにかく必要だということを要請をいたしまして、この件の答弁は要らないです。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、沖縄戦の歴史認識についてお答えいたします。

沖縄戦の実相と教訓は、沖縄戦体験者が後世に伝えようと残した証言と、それを裏づける歴史資料の分析に基づく沖縄戦研究の蓄積によって、これまで受け継がれてまいりました。私は、住民を巻き込んだ沖縄戦の実相と教訓を未来永劫、正しく伝え続けるためには、県民一丸となった不断の努力によって、世代を超えて守り続けていくことが重要であると考えております。このため、戦後90年、100年といった長期的な視点に立ち、国際平和研究機構（仮称）の創設、第32軍司令部壕をはじめとした戦争遺跡群の保存と活用、平和祈念資料館のリニューアル、平和の礎の発信力の強化、平和学習の充実、次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保など、平和行政を強力に推進しているところです。私は、今後ともこうした取組を通じて、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信、さらには、世界の恒久平和の貢献に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）の取組状況についてお答えいたします。

昨年９月のＮＥＡＲへのオブザーバー加入以降、今年度は６月の総会、７月の青年政策分科委員会、９月の観光分科委員会に参加し、県の地域外交、子ども・若者政策及び観光振興施策を発信したほか、県内中学校・高校に対し、ＮＥＡＲ主催の青少年絵画コンテストを周知しました。今後は正式加入を見据え、加入後の効果的な活動につなげるため、ＮＥＡＲにおける沖縄の役割を明確化し、より効果的な連携について整理した上で進めてまいりたいと考えております。引き続き様々な分野における分科会等への参加を積み重ね、北東アジア地域の自治体等とのネットワーク構築に取り組んでまいります。

同じく１(3)ア、県の核廃絶に対する考え方と核兵器の発射基地遺構の知事視察についてお答えいたします。

県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため平成７年に行った非核・平和沖縄県宣言のほか、知事が行った戦後80年平和宣言において、長期的な視点から沖縄が果たすべき役割として、国際社会と連携して核軍縮及び核兵器廃絶に取り組んでいくことを掲げているところです。県内に残る核兵器の発射基地遺構は、核兵器廃絶の重要性を語り継いでいく上で重要であると考えており、平和教育の場としての活用や今後の知事の視察について、関係機関との調整を踏まえ、検討してまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(4)のア、外国人をケアする政策の構築についてお答えいたします。

県では、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の構築を目指し、今年度、アクションプランを策定することとしております。海外に渡ったウチナーンチュは、イチャリバチョーデーの言葉に象徴される親和性や寛容性、ユイマールに見られる相互扶助の精神で多くの困難を乗り越えてきました。このような独特の歴史や県民性は、多文化共生社会の構築のための力となり得るものであり、アクションプラン策定の際にはこのような背景も踏まえ、沖縄らしい施策を検討してまいります。

同じく１の(4)のイ、移民ドキュメンタリー映画についてお答えいたします。

125年にわたる沖縄移民の歴史を後世に伝えることは、県民や県系人等の相互理解を深め、ウチナーネットワークのさらなる継承・発展を図るために重要なこ

とだと認識しております。また、映画を含む記録映像等は、移民の歴史を継承する重要なコンテンツの一つであり、本県にとって貴重な財産になるものと考えております。

県としては、今後、海外県人会、関係団体、専門家等の意見を踏まえつつ、移民に係るドキュメンタリー映画の活用方法を検討してまいります。

続いて６、観光政策についての(1)、観光事業者事業継続・経営改善サポート事業についてお答えいたします。

令和４年度に実施した当該事業の一部で、補助事業者の経費精算の不備があったことから、交付決定取消し及び返還請求を行っております。本事案では、宮古島市の事業者及び申請手続代行者の適正な事業実施への認識及び意思疎通の不足、県の審査が十分でなかったこと、取消し判断に時間を要したことが課題であったと認識しております。

県としては、今後、補助金充当分について国への返還手続を進めるとともに、再発防止に向けた仕組みの整備や審査体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　２、性暴力被害、防止対策についての(1)、国際家事福祉相談所の相談件数及び課題等についてお答えいたします。

県では、在沖米軍人・軍属を相手方とする離婚や養育費等で悩みを抱える方に対し、令和３年１月に国際家事福祉相談所を開設し、令和６年度末までに延べ906件の相談を受けております。軍属の課題として、例えば養育費に関して、軍人の場合、各軍で養育費に関する規定が設置されていますが、軍属の場合は当該規定等の対象外となり、対応に困難なケースがあります。

県としましては、引き続き国際家事に係る課題を関係機関と情報共有し、相談状況が改善できるよう取り組んでまいります。

続きまして同じく２の(3)、日本版ＤＢＳの取組についてお答えいたします。

教育・保育施設等で働く際に、性犯罪歴等の証明を求める仕組みである日本版ＤＢＳについては、去る９月12日に、制度の骨格を示す中間とりまとめ案が国から公表されたところであり、年内を目途に政令の整備やガイドラインの策定等が予定されております。県では、沖縄県こども・若者計画において、日本版ＤＢＳの導入について関係機関と連携し取り組むとしており、引き続き国の動向を注視するとともに、適切に対処してまいりたいと考えております。

続きまして同じく２の(4)、性犯罪、性暴力防止条例の制定についてお答えいたします。

県では、沖縄県男女共同参画推進条例において、男女間の暴力的行為による男女の人権侵害の禁止を規定しております。また、同条例に基づく計画では、性犯罪・性暴力への対策の推進を掲げており、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを設置し、24時間365日体制で相談を受け付け、被害者支援に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き相談者に寄り添った支援を行うとともに、他県の条例制定の動向を注視してまいります。

続きまして４の(1)、性の多様性についてお答えいたします。

那覇市議会におけるトランスジェンダーに関する発言については、報道により承知しております。県では、沖縄県性の多様性尊重宣言及び沖縄県差別のない社会づくり条例の下、啓発活動やにじいろ相談、パートナーシップ制度の普及に取り組んでおり、性的指向・性自認を理由とする不当な差別をしてはならないと考えております。

県としましては、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向け、引き続き各種施策を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、性暴力被害、防止対策についての御質問のうち、(2)アからウまでは関連しておりますので、一括してお答えいたします。

まず、当県における不同意性交等の検挙件数は、令和４年10件、令和５年21件、令和６年45件、不同意わいせつの検挙件数は、令和４年39件、令和５年47件、令和６年69件となっております。

次に、米軍構成員等による不同意性交等の検挙件数について、全国と当県の数値及びその割合を述べますと、令和４年は全国で２件、うち当県はゼロ件で全体のゼロ％、令和５年は全国で３件、うち当県は２件で全体の66.7％、令和６年は全国で４件、うち当県は４件で全体の100％でした。同じく、米軍構成員等による不同意わいせつの検挙件数については、令和４年は全国で３件、うち当県はゼロ件で全体のゼロ％、令和５年は全国で１件、うち当県は１件で全体の100％、令和６年は全国で２件、うち当県はゼロ件で全体のゼ

ロ％でした。お尋ねの県民の検挙件数の抽出が難しいため、ただいま申し上げました数値から、県内における不同意性交等、不同意わいせつの検挙件数全体のうち、米軍構成員等によるものの割合を述べますと、不同意性交等については、令和４年はゼロ％、令和５年は9.5％、令和６年は8.9％であり、不同意わいせつについては、令和４年はゼロ％、令和５年は2.1％、令和６年はゼロ％となっております。当県の現状として、不同意性交等及び不同意わいせつの検挙件数は、過去３年間、いずれも全国と同様に増加傾向にあります。なお、これらの増加の要因の一つとしては、令和５年に刑法等の一部改正がされたことや性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進してきたこと等が挙げられます。

続きまして２(2)エ、18歳未満の子どもが被害に遭った犯罪の県内の実態についてお答えいたします。

県内における児童買春や不同意わいせつ等の子どもの性被害に係る検挙件数は、令和４年が52件、令和５年が65件、令和６年が75件となっており、全国と同様に増加傾向にあります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、闘牛の県指定についての調査の進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和６年２月に闘牛に関する現状基礎調査を実施したところ、闘牛を実施していると回答した市町村は、うるま市を含めて６市町村あり、地域のイベント等で行われております。

県教育委員会としましては、関係する市町村を対象に引き続き情報収集を行い、県指定無形民俗文化財指定基準に基づき、指定の妥当性や課題等を研究してまいります。

続きまして５、教育行政についての中の(1)、沖縄県の平和教育についてお答えいたします。

県教育委員会では、平和教育を主要施策に位置づけており、学校の教育活動全体を通して平和学習を行っております。各学校においては、これまでの研究の蓄積と史実に基づき、様々な工夫を行いながら平和教育に取り組んでおります。近年は、生徒が主体的に平和学習の在り方を考え、平和を自分事として捉えることのできる新たな視点での平和学習が進められており、高校生が主体となった平和劇の発表や中学校に出向いた平和学習ワークショップの実施など、高校生が発信する平和教育の取組も行われております。

県教育委員会としましては、10月に開催する平和教育フォーラムにおいて、これまでの取組の成果やこれからの平和教育の在り方について広く発信し、平和を希求する「沖縄のこころ」を育み継承する教育の推進に努めてまいります。

同じく(2)、学校図書館司書の採用についてお答えいたします。

学校司書の採用試験は、沖縄県職員中級試験の試験区分県立学校事務Ⅱとして、県人事委員会が実施しているところです。上級、中級及び初級の職員採用試験においては、長期勤務によるキャリア形成を図るとの趣旨から、受験年齢に上限が設けられております。採用試験等の見直しを行うに当たっては、受験者数の推移や他選考試験との均衡など、幅広い観点から十分な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　７、うるま市宮城島の土砂搬出現場の赤土流出問題についての、浸透池の場所に係る経緯と指導等についてお答えいたします。

今年７月にうるま市宮城島の鉱山において設置されている浸透池について、一部が県道の道路区域であると市民団体から情報提供がありました。道路管理者である中部土木事務所に確認したところ、道路区域内を浸透池で占用することはできないとのことから、事業者に対し鉱山の敷地内に赤土等流出防止条例で定める施設基準に適合する浸透池を設置するよう、８月20日に指導を行いました。その後、事業者から鉱山敷地内に施設基準を満たす容量の浸透池を設置したとの報告があり、９月10日に中部保健所が立入調査を実施して確認しております。同鉱山における赤土等流出防止対策については、鉱業法及び鉱山保安法を所管する国とも連携して、引き続き監視・指導してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　８、ＰＦＯＳ問題についての(1)、ＰＦＯＳ対策費用についてお答えいたします。

企業局がＰＦＯＳ等対策のため、防衛省補助事業を活用して導入した高機能活性炭の更新について、沖縄防衛局と協議を重ねてきましたが、国庫補助の対象外とされております。しかしながら、企業局の水源地に係る米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染の対策費用は、施設提供者である国が負担すべきものと考えており、これまでもあらゆる機会を通じて国及び米軍に対し、対策費用の負担並びに汚染原因の究明と必

要な対策の実施等について要請しているところであり、引き続きこれらの実現に向けて求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　８、ＰＦＯＳ問題についての(2)、基地従業員のＰＦＯＳ健康調査に関する取組についてお答えします。

県では、県民のＰＦＡＳに対する健康影響への不安軽減を図ることを目的に、ＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、健康影響を把握するために活用できる既存資料・統計等の検討や血液検査を実施する場合の要点や留意点の検討、県民への情報発信の在り方などについて検討することとしております。委員会は公衆衛生学や疫学等の専門家で構成されており、基地従業員に係るＰＦＡＳの健康への影響についても、労働安全衛生の専門的視点から御意見を頂きたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　一通りありがとうございます。

まず、国際家事福祉相談所について伺います。

累計で906件の相談件数がありますし、いろいろと難しい相談内容、英語を使ったり、それから法的な知識や専門的知識がないとできない。そういうような状況の中で、今回とても画期的な報道がございましたよね。ずっと相談をしていた方が、養育費問題で養育費をかさにされながら暴力を振るわれていた。その方が相談員と一緒になってずっと――これ、岩国で今回検挙されているんです。この件というのは、相談する方と相談される側に本当の信頼関係があり、岩国警察のほうでも本当に粘り強い捜査を進めながら、今回初めて検挙されました。これこそ、この国際家事福祉相談所の実績だと思います。こういうことを一つ一つ丁寧にやられているということをやはりもっと皆さんに公的に知らせながら、相談したいけどできない人たちに対してどう取り組んでいくのか。この辺がこれからの課題でもありますので、その辺について広報活動を含めて、もう一度部長からの見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

この国際家事福祉相談所でございますが、ちょうど令和３年１月に開設して、これまでいろいろな相談を受け付けて、親身に寄り添いながら対応してきております。ているとも連携を図りながら進めているところでありますけれども、今後とも寄り添いながら支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　課題であります軍属の問題、ここにやっぱり相当大きな課題があります。ここは県だけではなくて、外務省、それから防衛局、関係機関と新たな――軍属はもう沖縄では何をやっても捕まらないっていう、そういう風潮が皆さんの中にあるんです。戦後80年、同じような状況が続いております。この件につきましては、やはり知事、こういった軍属に対する全国的な広がりと、あと専門的な皆さんたち、米軍、米国、外務省、みんなが一緒になって考えないといけないと思いますので、新たな制度の設置というのはとても重要だと思いますが、その件について知事の所見をお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　長くこの、特に国際問題における女性の立場について、どのようにその問題を解決することができるのか、少し悩ましい時期があったと思いますが、今、この国際家事福祉相談所には多くの相談が寄せられており、本当にその存在がますます重要であるという認識が女性の中にも広がってきているだろうというように思っています。沖縄県では、国の機関とも連携し、国際家事に関する啓発事業を実施していますが、この家事相談の現場においては、相手方が軍人か軍属であるかの違いや、日本と米国の法的・制度的な違いなど、多くの課題があることももちろん認識をしております。ですから、この家事福祉相談所の果たす役割、先ほども申し上げましたけれども、本当にますます重要になると思っております。引き続き外務省、防衛省をはじめ、国の機関とも連携をし、相談の状況が、その個々の課題の解決につながっていけるよう、県としてもさらにどのような取組の拡充ができるのかについても、しっかり注視をしていきたいというように考えています。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　性犯罪についてです。

18歳未満への性犯罪の検挙件数が、昨年は75件。これはあくまでも検挙件数ですので、そこに数字が出てこない、そういった数字を考えますと、本当に今、子どもたちの周りにはいろんな意味で悪の手が潜んでいるということを考えます。そういった意味で、特に教育関係者のそういった事件も大変多いです。教育長、昨日の答弁の中でいろんな対策を述べておりましたけど、いま一度、公務員として、教職員として、聖職であるはずの教職員の今の状況について、どのような対

策、そして見解についてもお聞かせいただけますか。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、これはもう断じてあってはならないことであるというふうに考えております。その防止に向けて、当然、教職員の人権意識の高揚、それとともに改めて教員としての、教育者としての使命感をしっかりと原点に返って考える、そういった研修機会の充実を図っていきたい。そしてまた、こういったわいせつ事案が起こらないような環境づくりも重要であるというふうに考えております。しっかりと教職員と生徒が１対１にならないような環境、複数で指導する環境をつくっていきたい。また、盗撮事案もございますので、教室内の整理整頓、管理者による見回り等を徹底しまして、環境整備にも努めていきたいと思います。このような事案が起こらないように、学校を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　山内末子議員。
○山内　末子 議員　公務員としての意識の軽薄さがちょっと最近は顕著に出ているのかなと。うるま市のほうでもありました。知事、やはり公務員は本当に全ての人たちの模範になるべきだということ、そういう人たちが、こういった弱い立場の人たちに手を差し伸べていくはずの人たちがそういう犯罪に染まっていくということ、それは県庁のほうでも、県全体として取組を強化していかなければならないのではないかと思います。それで、私は条例の制定ということを強く申し上げておりますが、その件につきましてもう一度、知事としての見解をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　現在、内部統制によって少しずつその事務に対する職員の責任、そして倫理感を含めた意識の高揚などを図りつつ、様々な形で検討を進めております。当然、知事職においてもその公平性、公正性などから考えても、その職責は非常に重いというようなことを考え、他府県の状況を参考にしながら今検討を進めているところですが、いずれにしましても、今はもうとにかく、公務上のハラスメントの問題が非常に問題になっておりますし、また、そういう意識が市民・県民の中に、公務に対する信頼性の重さと相反する形で、我々からその信頼性を欠くようなことをやってはいけないというようなことを改めて伝えられてきております。引き続きしっかり引き締めて取り組んでいけるように、様々な検討を加えてまいりたいというように思います。
○中川京貴 議長　山内末子議員。
○山内　末子 議員　ＰＦＯＳ問題についてです。
　知事、沖縄県のミネラルウオーターの年間支出金額が7066円ですけど、これ何と全国で１位ですって。全国の平均――全国は3300円ぐらいかな、平均の倍ぐらいミネラルウオーターを買っているんですね。それを考えますと、やっぱり沖縄県民の命の水に対する思いというのが大変強いということ、そして今、世界的に水の汚染について、特に女性の、産み育てるお母さんたちのその不安というのを、この今の問題にしっかり取り組むということで、そういった意味では、このＰＦＯＳの問題というのはとても大きな問題、私たち沖縄県の問題だと思いますので、今回の補助金がなくなったということ、なくさないような形であらゆる観点からこの問題にしっかりと取り組んでいただきたいんですけど、最後に知事の決意をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　ＰＦＯＳの問題は、命の水というその表現にも表れているとおり、本当に今、県民の命と健康との関心において、非常に重要なポイントになってきています。そして企業局のＰＦＯＳ汚染の対策費用についても、これは本来であれば国、政府もしくは米軍が負担すべきものであるということは、これは何と申しますか、もうそれ以上の理由は要らないというぐらいの重要な点だと思います。引き続き国には、その点を踏まえてしっかりと、別の予算の仕組みを講じていただくことも含めて、検討していただくよう要請したいと思います。
○山内　末子 議員　ありがとうございました。
○中川京貴 議長　西銘純恵議員。
　〔西銘純恵　議員登壇〕
○西銘　純恵 議員　休憩願います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後３時６分休憩
　午後３時７分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○西銘　純恵 議員　こんにちは。
　日本共産党の西銘純恵です。
　一般質問行います。
　１、米兵による性暴行事件について。
　(1)、1995年、30年前に３人の米兵によって少女が性暴行された事件について、２人の米海兵隊員に前科があったと沖縄タイムスが報道しました。米軍は前科がある者の入隊を認めない原則となっているが、事件当時、海兵隊の入隊者のうち22％、7000件の犯罪歴のある入隊者がいたという。全国の７割の米軍基地が集中し、大半を海兵隊が占める沖縄は、米軍犯罪の温床

になっているのではないか。犯罪歴のある米兵の実態把握を日米政府に強く要求し、その結果を公表すべきではありませんか。また、海兵隊の撤退を求めるべきではないですか。知事の見解を問います。

(2)、16歳未満の少女への誘拐・性暴行で二審でも懲役５年の判決が下されたが、米兵は上告しました。沖縄県警が逮捕できず身柄が米軍基地内に置かれた米兵は拘束されていたのか、どんな処遇だったのか全く明らかにしません。この事件を政府が隠蔽したことも米兵を擁護する行為にほかなりません。日米安保条約――軍事同盟によって米軍基地が置かれ、米軍専用面積の７割が集中している沖縄で米兵犯罪が絶えません。沖縄県警が逮捕して取り調べ、起訴ができるように、日米地位協定の抜本改定は急務です。知事の見解を伺います。

２、浦添新軍港建設問題について。

環境アセスの中で、本当に浦添市の西海岸の海を守ってほしい、埋立てをさせないでほしい、軍港を造らせないで、このような声が多く今広がっています。

それでは質問いたします。

(1)、浦添新軍港建設の工事期間、総事業費、全体計画の内容等、県は防衛局から説明を受けていますか。防衛局は県や県民への説明責任があります。知事の対応を伺います。

(2)、第30回那覇港湾施設移設に関する協議会で沖縄県が軍港面積などで指摘した事項。それに対して防衛局はどう対応したのですか。

(3)、環境影響評価の配慮書において、沖縄県が提出した意見で方法書に記載を求める事項は何件ありましたか。防衛局の対応はどうですか。また、県が軍港面積を最小限に抑える必要がある。49ヘクタールにした算定根拠や埋立ての必要性について方法書に記載するよう求めたが、防衛局はその対応をしましたか。

(4)、公有水面の埋立てで環境影響評価方法書に軍港供用後の米軍活動が含まれていないのは、法的に問題があると環境学や環境アセスの専門家が指摘しています。軍港が供用開始された場合の環境影響も調査・予測しなければならないのではありませんか。環境アセスの対象にすべきではないですか。

(5)、沖防波堤はどれだけ延長して全長は何キロになりますか。どこが建設しますか。従来のように国土交通省の事業として防波堤の建設をすれば、これまでの実績から試算して、完成までにかかる費用はどれだけで期間は何年を要しますか。

(6)、浦添新軍港が使用開始されたら沖縄県の権限は及ばないのではないですか。米軍軍艦や潜水艦、最新鋭のミサイルを運搬できる無人艇の配備、オスプレイの使用など、現有機能どころか機能が一層強化された軍港となるのは明白です。基地の機能が強化される浦添新軍港建設に反対し、那覇軍港は無条件で早期返還を求めるべきです。

３、ガマフヤーの遺骨調査によって、糸満市の東辺名で軍服と遺骨が発見され、周辺にも埋葬されているといいます。また、元琉球大学教授の保坂廣志氏が県公文書館所蔵の米軍記録から、旧日本軍第32軍連隊の遺体埋葬記録を発見しています。県は政府に抜本的な財政支援などを求めて、調査、遺骨収容、ＤＮＡ鑑定を行い、遺族の元に早く帰れるようにすべきではないですか。

４、県は中学卒業まで子ども医療費の窓口無料を実現しました。高校卒業まで拡充すると負担額はどれだけ増えますか。市町村と協力して拡充することについて。

５、教育行政について。

(1)、学校給食費の無償化は、本来政府の責任であり、市町村が実施すべきです。県の支援で中学校の給食費無償化に向けた制度が４月から実施されましたが、支援を受けていない中学生がいるという訴えがあります。なぜか理由を伺います。また人数は何人になりますか。

(2)、小・中・県立学校の直近の教員の未配置状況は３年前に比べて改善されていますか。４月に比べてはどうですか。未配置の増える理由をどう捉えていますか。

(3)、県教育委員会は、正規教員の割合を全国並みにする採用計画を実施していますが、進捗状況と課題を伺います。臨時教員の本採用を抜本的に増やす改善策が必要ではありませんか。

(4)、定時制・通信制の現場教員から、困難を抱える生徒の就学継続支援にはフルタイムの支援員配置や細やかな生徒支援には本務教員を増やすことだと切実な要望があります。現場教員との意見交換を行い、速やかな改善が求められるが対応を伺います。

６、群星沖縄臨床研修センターが400人の血液検査を行い、ＰＦＡＳ血中濃度と心血管リスクとの関連を国内で初めて検証報告しています。その内容は、検査した全員がＰＦＡＳ濃度が全国平均より高く、基準値を超え健康リスクがある。約４割はＰＦＨｘＳ濃度が30倍高く、高リスク群に該当して心筋梗塞や脳梗塞のリスクが高まる可能性があるという報告です。沖縄県民は、米軍基地によって長年ＰＦＡＳに暴露されてきたのではないですか。北谷浄水場から水道水の供給を

受けてきた住民、普天間基地など基地周辺の住民は不安を抱えています。

(1)、県が米軍基地内に立入調査を行うこと。

(2)、県が市町村と協力して血中濃度検査を行い、費用負担は日米政府に求めること。

(3)、ＰＦＡＳ除去のための16億円の活性炭費用の県民負担に怒りが広がっています。知事の見解を問います。また、日米政府が費用負担をすべきではありませんか、見解を問います。

７、読谷村は救急病院がなく、長年米軍基地を挟んだ遠方の東部地域への救急搬送を強いられてきました。住民の命や観光客の命を守るために二次救急病院と地域包括ケアシステムを構築する病院建設と病床数確保のための要請が県や議会になされています。対応を伺います。

８、浦添市内間の崖崩れ対策の進捗、今後の取組を伺います。

９、集中豪雨による河川の氾濫が各地で甚大な被害をもたらしています。安謝川の浦添市内間３丁目付近の雑木の繁茂、小湾川の浦添市大平から下流に向けて雑木の繁茂、土砂の堆積で住民から伐採などの要望が寄せられています。安全対策を急ぐべきだが、取組を伺います。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

米兵による性暴行事件についての御質問の中の(2)、日米地位協定の改正についてお答えいたします。

令和５年12月に発生した米軍人による性的暴行・誘拐事件については、女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質なものであり、断じて許すことはできません。当時、県への通報体制にも問題があったことから、上川外務大臣などに速やかな通報の徹底を要請したところ、政府から在日米軍による犯罪における国内情報共有体制が示されています。また、日米地位協定の改定については、これまで繰り返し抜本的見直しを要請しておりますが、政府は、その時々の問題について、運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えているとのみ説明しています。しかしながら、米軍人等による事件・事故の再発防止を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であることから、裁判権について、日本側からの要請がある場合は、速やかに被疑者の起訴前の拘禁移転に応ずることを明記する、そのようなことを求めております。引き続き全国知事会とも連携し、日米地位協定の見直しに向けて全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、米兵による性暴行事件についての中の(1)、犯罪歴のある米兵の実態把握、海兵隊の撤退要請についてお答えいたします。

県では今般の報道を受け、政府に対し、米軍入隊時に前科を把握した上で特別許可を出す制度の存在や、特別許可で入隊した在沖米軍人の有無等について照会しておりますが、現時点で回答はありません。

県としては、引き続き情報収集を行うとともに、日米地位協定上の問題点を確認する必要があると考えております。また、米軍人による事件など過重な基地負担の軽減を図るためには、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転を確実に実施することが重要であると考えております。このため、昨年12月に中谷防衛大臣に対し、再編計画に基づく在沖海兵隊約9000人の国外移転計画を明らかにすることを求めております。

次に２、浦添新軍港建設問題についての中の(1)、那覇港湾施設代替施設建設事業の事業期間等についてお答えいたします。

那覇港湾施設の移設に係る工事期間や全体計画等について沖縄防衛局に照会したところ、移設に向けた今後の進め方については、事業全体の内容を踏まえながらさらなる検討を行っていく必要があり、移設に要する期間及び代替施設の整備に要する費用について、現時点でお示しすることが困難である旨の説明がありました。

県としては、今後も本事業の全体計画について、移設協議会などにおいて確認してまいります。

同じく２(2)、第30回移設協議会における県の指摘についてお答えいたします。

本年４月に行われた第30回移設協議会において、県は代替施設建設事業の検討に当たっては、環境への配慮や埋立面積の最小化等を求めました。これに対し、防衛省からは、代替施設の検討に当たって、環境保全に十分配慮する考えであり、環境影響評価の中でも本事業が環境の保全に十分配慮して行われるよう適切に対応する。埋立面積について沖縄統合計画にある約49ヘクタールが必要最小限のものであると認識しており、また、那覇港港湾計画に基づく埋立予定の一部エ

リアを作業ヤードの候補地とし、将来の施設整備等に支障を及ぼさないことを前提に那覇港湾施設代替施設建設事業において埋立てを行う考えであり、関係機関との間で検討・調整を進める等の回答がありました。

同じく２(6)、那覇港湾施設代替施設の機能等についてお答えいたします。

那覇港湾施設代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されております。また、国は米軍艦船を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないとしております。

県としては、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えており、引き続き移設協議会において確認を求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、浦添新軍港建設問題についての(3)、計画段階環境配慮書に対する知事意見の件数等についてお答えいたします。

本件配慮書に対する知事意見22件のうち、環境影響評価方法書に記載を求める内容の意見は７件述べております。方法書では、同意見に対する沖縄防衛局の見解が示されており、方法書への記載を求めた埋立面積が必要最小限であることの根拠及び埋立ての必要性については、日米合同委員会での合意等において結論に至ったものとの見解のみが示され、埋立面積の算定根拠等については、方法書に記載されておりません。

次に同じく２の(4)、供用後の環境影響評価についてお答えいたします。

当該方法書について、供用に伴う環境への影響も対象とすべきとの指摘がありますが、埋立事業は、水面を埋め立てる行為や埋立地の存在が環境に著しい影響を及ぼすものであることから、環境影響評価制度では供用に伴う環境影響は対象となっておりません。

県としましては、当該方法書について厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の意見も踏まえ、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、浦添新軍港建設問題についての(5)……（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

答弁中であります、どうぞ。

○砂川勇二 土木建築部長　浦添防波堤の整備概要についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、令和５年の港湾計画改訂において、浦添第一防波堤の延長は、4660メートルから5690メートルとなり1030メートルの延伸、第二防波堤の延長は、660メートルから500メートルとなり160メートルの短縮、合計で870メートルの延伸となっているとのことであります。また、第30回移設協議会において、防衛省から防波堤と代替施設の建設を一体的に進めたいとの説明があったとのことであります。防波堤の整備に関する費用や期間については、事業主体において算定されるものと考えております。

次に８、浦添市内間の崖崩れ対策についての、浦添市内間の急傾斜地崩壊対策についてお答えいたします。

当該箇所については、令和５年12月に浦添市より斜面対策に関する要請書が提出されております。県では、令和７年７月から急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく現地調査を実施し、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件等を確認しているところであります。今後は区域指定に向けた住民説明会を開催し、地権者の同意取付けなど、浦添市と連携しながら事業化に向け取り組んでまいります。

次に９、集中豪雨による河川の氾濫の安全対策についての、安謝川及び小湾川の維持管理についてお答えいたします。

県管理河川において、河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から順次しゅんせつや除草等を行っているところであります。小湾川の県道那覇宜野湾線から上流側約1.4キロメートルの区間及び安謝川の内間西橋から上流側約0.5キロメートルの区間については、今年度からしゅんせつ等を行うこととしております。引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○仲村　家治 議員　議長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、遺骨調査についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により国の責務であるとされ、県では国からの業務

委託を受け、地表部分の遺骨収集を行っております。先日、糸満市東辺名において発見された戦没者と思われる遺骨については、戦没者遺骨収集情報センターが現在収骨作業を進めており、今後、必要な調査範囲等について関係機関と調整してまいります。また、米軍による遺体埋葬記録については、これまでに行った厚生労働省による調査と比較し、新たな情報と確認された場合は、同センターにおいて調査を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　４、子ども医療費の拡充等についてお答えいたします。

対象年齢を18歳まで拡大した場合の助成額につきましては、全市町村で約11億円、県予算としてはその２分の１の約5.5億円の増を見込んでおります。

県としましては、対象年齢を18歳まで拡大することについて、子どもの貧困対策や少子化対策の一環として検討を進める必要性があると考えていることから、市町村の意向や財政状況を踏まえ協議を行うとともに、国に対し全国知事会等を通して、子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設について、引き続き要請してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、教育行政についての中の(1)、学校給食費無償化の支援を受けていない理由等についてお答えいたします。

令和７年４月から実施している県の学校給食費無償化支援事業は、保護者が負担する学校給食費を減免する事業であり、学校給食の提供を受けていない生徒は、補助の対象外となっております。支援を受けていない生徒の人数については、年度途中のため把握が難しい状況にあります。なお、県立中学校１校については、本年12月１日から学校給食が開始されるため、同月から支援対象となり、その人数は239名であります。

同じく(2)、教員未配置の現状等についてお答えいたします。

県内公立学校における９月時点の教員の未配置数は、令和５年80人、令和６年52人、令和７年32人と年々減少しております。また、令和７年４月時点と比較すると、25人の増加となっております。教員未配置については、年度途中の休業等に係る代替教員の確保が十分でないことが課題であります。県教育委員会では、教員の採用制度改革や県内外での教職セミナーの開催及び大学生への説明会等の取組を拡充しており、引き続き教員確保に向け取り組んでまいります。

同じく(3)、教員の正規率改善計画の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県の公立小中学校における令和７年度の正規教員数は8279人で、前年度の8151人と比較すると、128人の増となっております。また、令和７年度の正規率は82.9％で、前年度の82.6％と比較すると、0.3ポイントの増となっております。

県教育委員会としましては、引き続き計画的な採用を行い、正規率の改善に努めてまいります。

同じく(4)、就学継続支援員の配置と本務教員の増員についてお答えいたします。

県教育委員会では、校内外における生徒の支援体制等の構築を図るため、心理及び福祉の専門性を持つ就学継続支援員を定時制・通信制課程の全校に配置しております。各学校においては、教育相談担当者が就学継続支援員と連携し、生徒・保護者への相談支援や各関係機関への接続等を行っております。今後とも生徒の学びの継続に向けて、スクールカウンセラーや就学継続支援員等を配置するなど、教育相談体制の充実に努めてまいります。また、教職員定数については、学校ヒアリングによる適切な配置に努めるとともに、その拡充に向け全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し要請を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　６、ＰＦＡＳによる健康リスクについての(1)及び(3)、米軍基地への立入調査及び活性炭の費用負担について、６の(1)と(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

企業局では、沖縄県生活環境保全条例に基づき、過去２回嘉手納基地内への調査のための立入りを申請しておりますが、いまだ認められておりません。企業局の水源地に係る米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染は、施設提供者である国の責任において適切に対処する必要があると考えており、これまでも国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施、県職員による立入調査の実現、自治体が実施したＰＦＯＳ等汚染の対策費用の負担等について、要請しているところです。また、企業局ではこれまで軍転協や渉外知事会を通じた要請も継続して行っており、引き続きこれらの実現に向けて求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　６、ＰＦＡＳによる健康リスクについての(2)、県による血中濃度検査の実施及び日米政府への費用負担の要請についてお答えします。

県では、有識者で構成するＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、血液検査を実施する場合の要点や留意点等についても検討することとしております。公費による血液検査の実施については、県が実施するには整理すべき課題があると考えており、その点も含め、委員会において御意見を頂きたいと考えております。また、県または市町村が実施するＰＦＯＳ等対策に係る費用については、国が負担するべきものであると考えており、国へ要請しているところです。

続きまして７、二次救急病院と地域包括ケアシステムを構築する病院建設と病床数確保の対応についてお答えします。

読谷村における病院設立につきましては、救急病院までの搬送に時間を要する等の理由から、令和７年６月９日に読谷村長、恩納村長及び北谷町長の連名で民間病院の設立に関する要請を受けたところです。県では、読谷村を含む中部医療圏において回復期機能105床の病床整備が必要であると考えているところですが、中部地区医療提供体制協議会において琉球大学病院移転の影響を確認すべき等、多くの意見が出たことから、引き続き整備する病床数等を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

質問の途中でありますが、西銘純恵議員の再質問は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後４時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘純恵議員の再質問を行います。

西銘純恵議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　失礼いたしました。

現在整備中の浦添第一防波堤ですけれども、国直轄事業として整備しておりまして、延長が100メートル、事業費が約65億円とのことであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　浦添新軍港について、(1)ですね。

政府は、現有機能を米軍の運用だから公表できないと言っているのではありませんか。知事が容認している現有機能とはどんなものですか。環境アセスを中断させて、日米で合意した現有機能を公表させるべきではありませんか。知事、お答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　例えばいわゆる５・15メモにおいて、那覇港湾施設の使用主目的は、港湾施設及び貯油施設であると記されており、沖縄と他の地域との間で米軍が必要とする貨物や人員を艦船で輸送するための積卸し等を行う機能を担っているということでございます。また、これまで国から米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画はないと説明を受けていることを踏まえて、移設協議会において代替施設の機能強化がないかを確認してきたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　休憩願います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時11分休憩

午後４時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　純恵 議員　（スクリーンに表示）　(5)番の防波堤についてですけど、北谷町の西海岸地域は観光客の多い、にぎわいのある地域です。その北谷町から浦添軍港のボーリング調査の台船が見えるんです。写真を御覧ください。防波堤が水平線を隠すことになる。環境破壊で観光に大打撃になるのは明らかです。県は防波堤の長さを短くするように意見を出しました。でも、防衛局は逆に防波堤を１キロ延ばしています。少なくとも元の長さに戻すように県は要求すべきではありませんか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

環境影響評価制度は、環境影響評価を行う手続の過

程におきまして、環境影響評価の結果を事業計画の内容に反映させることによって、環境保全上よりよい計画にしていくというものを趣旨としているものです。御指摘の防波堤の長さ等の規模についても、この環境影響評価の結果を踏まえてどういう形で反映されていくかということが事業者において検討されるものと理解しております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　短くしてくれということを前もって言わないと、防衛局が検討するという話ではないですよ。

次聞きます。

防波堤の建設費が今実績で100メートル、65億円とありました。１メートル当たり6500万円ですよね。そして、防波堤4.4キロこれから建設するんです。単純計算で幾らになりますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在の事業費を参考としましたそのような推定もあるかとは思いますが、地形など設計条件等により異なりますので、単純に算定できるものではないと考えております。また事業主体ではございませんので、事業費を示すことはできないと考えます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　物価高騰していますから、4.4キロを１メートル6500万円でやっても、2860億円になるんですよね。それを超えることは明らかだと思います。

休憩願います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　純恵 議員　(4)番の環境影響評価について。

日本環境会議が軍港使用による環境影響も評価する必要があると声明を出しました。環境影響評価法第２条第１項に基づけば、軍港を対象にすべきです。そして専門家は、使途が確定していない一般の埋立事業と違って、米軍軍港として使途が確定した当該事業に適用するのは省令の第17条第１項第４号だと指摘しています。見解を伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

日本環境会議理事会が９月24日付で、供用後の米軍活動に伴う影響も評価項目に加えることを求める声明を発出したことは確認しております。その中身、声明におきましては、那覇港湾施設代替施設建設事業は、供用後の埋立地における事業活動が既に決定していることから、環境影響評価法第２条第１項の規定に該当し、供用時の影響についても環境影響評価を行う必要があるとしているところです。

先ほど答弁しましたとおり、埋立事業につきましては、環境影響評価制度では、供用に伴う環境影響は対象とはなっていないところでございますけれども、供用時に実施される活動が、環境影響評価法または沖縄県環境影響評価条例の対象となるのであれば、今回の埋立事業とは別に、法または条例に基づきまして環境影響評価が実施されることになると考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　省令の第17条というのは、今答弁やりましたか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　失礼しました。

主務省令の第17条におきましては、事業内容の記載について述べているもので、既に決定されている内容については記載するという形で定められているということになっております。事業内容につきましては、アセスの当初におきまして、環境影響評価の結果とは別項目として記載事項として位置づけられているところでございます。そのため事業内容としましては、供用時の活動についても既に決定している内容については、記載する必要があると考えているところでございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　事業内容がはっきりしているから埋め立てた後の上物も、運用状況もアセスをやるべきだというのが指摘されています。ぜひ検討願います。

（スクリーンに表示）　長崎県では――スクリーンを御覧ください。米海軍のＬＣＡＣ（ホバークラフト型揚陸艇）を移設する６ヘクタールの埋立てを過去にやりました。運用後の影響を評価しているんです。長崎県の８倍の面積49ヘクタールと専用道路付の米軍専用軍港は、当然環境影響評価が必要ではありませんか。当時の福岡防衛施設局が米軍の運用も環境影響評価の対象にしています。本土では環境アセスをするが、沖縄ではやらないというんですか。知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　新聞報道のありました長崎におけるこのＬＣＡＣ駐艇場の環境影響評価につきましては、供用時の騒音に係る環境影響評価が行われたということは承知しております。ただ、長崎県の条例におきましても、埋立事業につきましては環境影響評価の対象とされていないというふうに聞いておりまして、この事業につきまして、供用時の環境影響評価が実施された経緯については、現在のところ確認できていないというところでございます。

○西銘　純恵 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時18分休憩

午後４時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　２の(6)、那覇軍港は機能強化しているのではないかということをお尋ねします。

１点、オスプレイの使用は機能強化ではありませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。

防衛省からは、那覇港湾施設における航空機の離着陸等について、航空機が船舶と飛行場の間の輸送や移動のために使用することは、港湾施設への輸送対象の搬出入の一環であり、航空機を使用した訓練についても一般的に港湾の使用が想定されるものは、使用主目的である港湾施設としての形態に沿ったものだと考えており、一般論として、代替施設でも想定され得るものだという見解が示されております。

一方、県としましては、オスプレイについては――オスプレイといいますか、那覇港湾施設における航空機の使用については、これまで50年間ほとんど行われなかったということがありますので、引き続き航空機、オスプレイ等の使用は反対してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　銃器で武装した米兵が訓練するのは機能強化ではありませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　銃器で武装した訓練等について、どのようなことが想定されるのかというのがちょっと明確ではないので、なかなかこれが機能強化だということを申し上げるのは難しいかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　これまでなされなかった訓練を那覇軍港でやっていいという立場なんですか。

３点目お尋ねします。

最新鋭のミサイルを運搬できる無人艇の無期限配備は機能強化ではありませんか。

○溜　政仁 知事公室長　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時22分休憩

午後４時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　防衛省からは、今配備されている無人艇（ＡＬＰＶ）の無期限展開は実証運用の継続を目的とするものである旨や、本無人艇が小型かつ静穏性を特徴とする旨の説明を受けていることなどから、現段階において、この無期限展開が基地機能強化に当たるのか判断することは困難であるというふうに考えております。本無人艇でミサイルや弾薬を輸送する計画はないということですが、県としては、基地負担の軽減が進まない中、展開期間が無期限に延長されたことは大変遺憾であり、政府に対し、地元が負担軽減を実感できるよう取り組むことを求めているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　政府の言うことだけを答弁しているようです。沖縄県として、無期限配備は駄目と言っているのは、やってはいけない、機能強化だと見ているからでしょう。負担減にはならないということを今言われましたよ。機能強化だと明確じゃないですか。

もう一点、７月10日、高速輸送船グアムで米海軍無人地対艦ミサイルシステム（ＮＭＥＳＩＳ）と防空統合システム（ＭＡＤＩＳ）が那覇軍港に陸揚げされています。これも機能強化と言えませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　いわゆる５・15メモにおいて、那覇港湾施設の使用主目的は、港湾施設及び貯油所であると記されており、沖縄と他の地域との間で米軍が必要とする貨物や人員を船舶で輸送するための積卸し等を行う機能を担っているという認識です。その

ため、今回のＮＭＥＳＩＳとＭＡＤＩＳの陸揚げのみをもって那覇港湾施設が機能強化されたと評するのは困難であるということで考えております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　ミサイルを運ぶ無人艇も入ってきて、機能強化とは見ないと今答弁されたんですよね。

私知事に伺いたいんですよ。

負担軽減と言われるけれども、新たなものがどんどん――今言っただけでも４つですよね。だから、那覇軍港というのは負担軽減にはならないし、負担が増加しているんではありませんか、機能強化ではないですか。浦添に移設する軍港は機能が強化された軍港になるのは明らかではありませんか。私知事に答弁いただきたいんですよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　知事公室長から答弁をさせていただいておりますけれども、私が防衛局から伺っているのは、那覇港湾施設代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることがこれまで何度も確認されてきております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　現有機能にはなっていないと。長い間やっていなかったものをやっているということですから、もっと厳しく県側としてそれを見てほしいと思います。

続いて２の(6)について伺います。

日米地位協定第５条は、米軍艦船の日本への出入り、日本国内の移動の自由を認めたものです。

１点目、横須賀と佐世保に限定されていた原子力潜水艦の寄港地は、沖縄の復帰後はホワイトビーチへの寄港が米国公使の書簡で決められています。一片の手紙ですよね。日米合意で浦添軍港にも原子力潜水艦が寄港できるようになるのではありませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、これまでの国からの説明では、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画はないと説明を受けているということでございます。これらを踏まえまして、移設協議会において代替施設の機能強化がないかを今後も確認してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　２点目、米兵は検疫せずに米軍基地から基地へと移動できるのではありませんか。浦添軍港に数千人の米兵が上陸したら、コロナのときのように感染症が県民に広がることになるのではありませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　隊員の輸送については可能だと考えております。検疫については、当然米側のほうもしっかりやっていただく必要があろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　オミクロン株が基地から県民に広がったのは、検疫が日本国でできないからということは、皆さんもう既に検証済みじゃないのか。

３点目、日本の領海内で米空母からの航空機の発進または空母への着艦は自由にできることになっています。日米地位協定第５条です。浦添沖に停泊した空母から艦載機が飛び回ることになるのではありませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母や原潜を運用する計画はないとの説明を米側から受けているという説明を国から受けているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　４点目、国際法で定めている潜水艦の浮上掲旗義務は国内法にはない。海面に浮上しないで潜水艦が浦添軍港に入港するようなことになるのではありませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　大変申し訳ございません。

繰り返しになりますが、これまで米軍艦艇を恒常的に展開する計画、あるいは空母や原潜を運用する計画はないとの説明を受けているということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　日米地位協定第５条で国内法が適用されないと、港の出入りについて定めているんです。私が今聞いたことは全てできることなんですよね。それを今後の新軍港――水深も深くなるし、そして使い勝手もよくなるし、広くなるし、そういう軍港で使われないという保証は――ましてや使っていいということになる、容認されているということなんですよ。

それで、お尋ねします。

米軍艦船で火災があったときに、弾薬を積んでいたのかと。例えば、浦添沖でも何でもいいんですよ。空

母なんかがあって火災が起こったときに、沖縄県が弾薬を積んでいるのかどうかとか、権限を行使することができるんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回のような火災等があった場合には、沖縄県あるいは海上保安庁等が弾薬等についての確認等は行うことになろうかとは思いますが、これについての回答義務というところまではないというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　今やり取りしましたけれども、本当にデニー知事に、負担軽減はされずに負担増になっていく、そして那覇軍港は本当に無条件返還をさせて、牧港補給基地と一体となった海兵隊の出撃基地となる、自然破壊や税金の無駄遣いの新軍港建設を中止させるべきだと私は強く求めて、知事にも今の中身についてしっかり県として検討していただきたいということを求めて終わります。

○中川京貴 議長　総時間が過ぎておりますので、答弁はできません。

○西銘　純恵 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

〔仲宗根　悟　議員登壇〕

○仲宗根　悟 議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

本日最後でございますので、よろしくお願いします。

会派おきなわ新風、仲宗根悟です。議席は40番です。よろしくお願いいたします。

さてここまで来ますと、目は口ほどに物を言うということで、皆さんのこの視線が非常に気になりまして、フェーク　ウヮリヨーヤ　ウヮタトーンドーというメッセージがこうひしひしと伝わってきますけれども、しっかり皆さんの御期待に沿えるよう頑張っていきたいと思いますので、ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

それでは１、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

(1)、南西諸島などで行われた日米合同訓練レゾリュート・ドラゴン25は、約１万9000人が参加し過去最大規模と言われています。近隣諸国との緊張をより高めるものであると考えますが、訓練内容と県の対応を伺います。

(2)、石破総理が退陣を表明いたしました。地位協定改定に期待をいたしましたが、進展は見られぬままとなりました。石破総理の退陣をどのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

２、基地から派生する諸問題についてお聞きします。

(1)、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の航空機騒音は、周辺住民の生活や健康に重大な影響を与え、環境基準をはるかに超えています。国や米軍の軽減策は取組がなされていない現状であります。県の対応と対策を伺いたい。

(2)、せめて静かな夜を過ごしたいとする住民の願いもむなしく、夜間・早朝における航空機の離着陸が繰り返されています。日米間で取り交わした航空機騒音規制措置で示した合意に反するものであり、協定そのものが形骸化している現状にあります。見解を伺います。

(3)、住宅防音工事対象地域の拡大及び区域指定告示後に建築した住宅にも適用できるよう求めるなど防音対策の充実を図るべきでありますけれども、県の対応を伺いたいと思います。

３、農林水産業の振興についてであります。

(1)、本県の農業分野における生産高の現状を伺います。

(2)、畜産業の現状と課題を伺いたいと思います。

(3)、遊休農地を利用して小麦の栽培が普及できないのかなと思っています。他県などでは、特産品の麺づくりの原料となる小麦の独自の品種を農研センターと連携して確立していると聞きます。本県独自の小麦の生産・育成はどのように考えているのか伺います。

(4)、地産地消の取組を伺います。

４、読谷－沖縄市を結ぶはしご道路の実現に向けてであります。

(1)、読谷村などから強い要望のある国道58号伊良皆北丁字路より米軍施設区域内を通り、沖縄市登川付近と結ぶ道路の整備について、共同使用を前提に、県軍用地転用促進・基地問題協議会から日米関係機関に協議の場を求める決定をしたとしていますが、この内容を伺います。

(2)、この道路は、沖縄島中部の東西をつなぐ交流のアクセス道路として、中部市町村会などから長年要望されてきた経緯があります。ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたい。決意を伺いたいと思います。

５、読谷村内への民間病院設立についてであります。

(1)、読谷村では、誰もが住み慣れた地域で暮らし、生涯を全うすることができる仕組みとして、医療、福祉、介護、保健の有機的連動体制を担う読谷型

地域包括ケアシステムの構築を進めています。その中心的施設となる高齢者救急と回復期機能を併せ持つ地域包括医療病棟機能を有する有床病院の設立に取り組みたいとしていますが、県の見解を伺います。

(2)、急性期病床の病床逼迫を招いているのは、いわゆる出口問題である回復期機能の不足による転院調整の難航にあるとしています。そのことから今回の読谷村における回復期機能を併せ持つ病院設立は時宜を得た計画と考えるが、どのように捉えているのか伺いたいと思います。

(3)、恩納村で発生した救急事案の80％が中部地区の病院（中頭病院、県立中部病院、中部徳洲会病院）に搬送されています。読谷村へ病院を設立した場合、救急搬送時間の短縮、アクセスのしやすさ、ドクターヘリの場外離着陸場（読谷村多目的広場）の利便性、患者・家族の負担減など効果が期待されると強く要望をしています。また、沖縄県のリーディング産業である観光産業においても、本島西海岸地域は県内有数のリゾート地となっており、今後の観光の量から質への転換において、多くの観光客の安全・安心を確保するためにも、読谷村への有床病院の設立は必要と考えるがどうか伺いたいと思います。

６番目の我が会派の代表質問との関連については割愛をさせてください。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、石破総理退陣の受け止めについてお答えいたします。

石破総理大臣の退陣につきましては、昨年10月の衆議院議員選挙、また、今年７月の参議院議員選挙の結果など、様々な状況を踏まえ御自身で判断されたものと思います。６月23日の沖縄全戦没者追悼式の挨拶では、戦没者の遺骨収集、不発弾の処理等に着実に取り組むとともに、観光業等の高付加価値化、先端技術を活用した医療や航空産業の拠点化など、国家戦略として沖縄振興を進めていくとの発言をされるなど、沖縄に思いを寄せていただいたと感じております。一方、日米地位協定の改定に取り組む姿勢を示していた中、内政や外政における喫緊の課題への対応に迫られていたこともあり、目に見える具体的な進展がなかったことは大変残念であったと考えております。総理大臣になられる方には、沖縄が抱える基地問題など様々な課題について率直に意見交換ができる場をつくっていただくとともに、解決に向けた具体的な取組を期待したいと思っています。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、レゾリュート・ドラゴン25についてお答えいたします。

今月11日から25日までの間実施されたレゾリュート・ドラゴン25では、離島を含む県内において、米海兵隊の地対艦ミサイル（ＮＭＥＳＩＳ）等を展開した非実射による戦闘訓練や米海兵隊無人艇（ＡＬＰＶ）を使用した物資輸送訓練などが実施されました。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。そのため、去る９月10日、沖縄防衛局に対し、地元の理解が得られない訓練は実施しないこと、県民生活や事業活動への影響を最小限とすること、必要な情報を早期に提供することなどを求めたところです。

次に２、基地から派生する諸問題についての中の(2)のうち、航空機騒音規制措置の形骸化との指摘についてお答えいたします。

航空機騒音規制措置では、22時から翌朝６時までの間の飛行などが規制されているものの、依然として住宅地上空における低空旋回飛行や夜間・早朝の飛行が行われております。

県としては、これらは、「できる限り」、「任務により必要とされる場合を除き」など、規制措置に例外的な運用ができる文言等があるためと考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に求めてまいります。

同じく２(3)、住宅防音工事助成措置の対象拡大についてお答えいたします。

米軍基地に起因する航空機騒音は、周辺地域における住民生活に多大な影響を与えております。県は、騒音対策の充実強化は重要な課題であると認識しており、去る９月２日、沖縄防衛局長に対し対象区域や告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化・拡充を要請したところであります。

県としては、沖縄防衛局に対し基地周辺地域における騒音実態の情報を求める等、情報収集を行いながら軍転協とも連携し、日米両政府に対し騒音対策の強

化・拡充について引き続き求めてまいります。

次に４、読谷－沖縄市を結ぶはしご道路の実現に向けての中の(1)、道路整備を目的とした米軍施設の共同使用についてお答えいたします。

今年度の軍転協の要請内容を会員の市町村に照会したところ、読谷村から、本島中部地域においては中央に広大な米軍施設が位置し、東西連結のはしごとなる道路が十分とは言えない状況にあることから、道路整備等を目的とした提供施設内の共同使用に係る関係機関による協議の場の設置を要請項目に追加してほしいとの提案がありました。東西連携道路の整備は、観光や産業の振興のほか、医療提供体制の面からも地域住民の生活向上や県全体の発展につながるものであることから、８月12日の軍転協総会において要請内容を決定し、８月22日に日米両政府に対し要請したところです。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、基地から派生する諸問題についての(1)と(2)、航空機騒音の現状と航空機騒音規制措置に係る県の対応と対策についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)のうち、航空機騒音規制措置については関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和６年度の航空機騒音測定結果では、環境基準の類型当てはめのある測定局において、嘉手納飛行場周辺の19測定局中８局で、普天間飛行場周辺の13測定局中３局で環境基準を超過しております。また、航空機騒音規制措置で飛行が制限されている夜10時から翌朝６時までの間においても騒音が数多く発生していることが確認されております。そのため、県は去る９月２日及び11日に、日米両政府に対し同規制措置の厳格な運用を求めるなど航空機騒音の軽減について要請をしたところです。今後も引き続き騒音の実態を把握し、あらゆる機会を通じて、日米両政府に対して粘り強く騒音軽減を求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　３、農林水産業の振興についての(1)、農業産出額の現状についてお答えします。

本県の令和５年の農業産出額は879億円で、主な内訳は、サトウキビで166億円、園芸品目で280億円、畜産で393億円となっております。平成28年の農業産出額は1025億円ですが、近年は900億円前後で推移しております。

県としましては、引き続き農業産出額向上のため、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化など各種施策を推進し、本県農業の振興に努めてまいります。

同じく３の(2)、畜産業の現状と課題についてお答えします。

長引く飼料価格高騰等により、県内の畜産農家は厳しい経営状況にあります。県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度から令和６年度まで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策等として総額約55億8000万円、加えて、今年度は継続的な支援として約27億1000万円を予算措置してきたところです。さらに今議会では、県外からの優良な乳用牛の導入に対する緊急支援として、補正予算8250万円を計上したところです。引き続き関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、県産小麦の生産振興についてお答えします。

県では、多くの県民や観光客が食する沖縄そばの原料に県産小麦を活用する取組を推進するため、令和６年度より、おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業を実施しております。同事業において、沖縄に適した品種の選定、栽培実証展示圃の設置、小麦生産の収益性検証等に取り組んでおります。引き続き市町村、関係団体と連携し、小麦の生産振興に向けた各種取組を推進してまいります。

同じく３の(4)、地産地消の取組についてお答えします。

県では、消費者や生産者団体、小売事業者等で構成している沖縄県地産地消推進県民会議において、第５次沖縄県地産地消推進計画を策定し、各種施策に取り組んでおります。具体的には、県産食材を活用している県内飲食店等をおきなわ食材の店として登録する制度、県内ホテルや学校給食を対象に産地ツアーや食材のマッチング等の支援、一般消費者向けに地産地消シンポジウムや、おきなわ花と食のフェスティバルの開催等、引き続き地産地消を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　４、読谷－沖縄市を結ぶはしご道路の実現に向けての質問の(2)、読谷村と沖縄市を結ぶ道路の整備についてお答えいたします。

当該道路の整備については、米軍嘉手納弾薬庫地区

を横断するルートとなっており、同地区が日米で合意された返還予定地に含まれていないことから、現時点では困難であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　５、読谷村内への民間病院設立についての(1)、高齢者救急と回復期機能を併せ持つ病院設立についてお答えします。

読谷村を含む中部医療圏では、地域医療構想において回復期病床の不足が示されていること、高齢者人口の増加に伴い医療需要の増加が見込まれていること等から、高齢者救急への対応も可能な回復期機能を持った病床の整備が必要と考えております。

同じく５の(2)及び(3)、読谷村における病院の計画と設立についてお答えします。５の(2)と(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

読谷村への病院設立につきましては、村からメディカルエリア構想に基づき、150から250床の病床整備を行いたい旨の説明を受けております。救急医療の逼迫を解消するためにも、県では、読谷村を含む中部医療圏において105床の病床整備が必要であると考えているところですが、中部地区医療提供体制協議会において、医療従事者の確保について課題があること、病院間連携の強化が優先であること、琉球大学病院移転の影響を確認すべきであること等、多くの意見が出たことから、引き続き整備する病床数を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　それでは再質問をさせていただきます。

まず、２番目の米軍飛行場の騒音問題について――まあこれは要望にしておきましょうね。私は基地問題の中でこの騒音問題、質問の機会があるたびに取り上げてまいりました。基地周辺で暮らす住民の皆さん、あるいは学校、職場から何とかしてほしい、どうにかしてほしいと苦情が寄せられています。せめて夜ぐらいは家族団らんで食卓を囲みたいと、そして静かな夜を過ごしたいというような悲痛な叫びなんですよ。ぜひ改善できるように県当局の取組をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。答弁は要りません。

あと、農林水産業の振興なんですけれども、この農林関係、農業生産高は右肩下がりで下って行っている状況にあると、そういう状況だと。そしてアンケート調査でも、76％が10年後に後継者がいないんだという結果があると、そういう内容なんですね。今後、この農業政策をどのように持っていくか方向性をしっかりと示していく時期かなというようなことも考えているんです。これについては部長、どういうふうにお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えします。

産出額の減少とか、そういった課題があるということは認識しているところではございます。農林水産部といたしましては、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づきまして、「おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化」、あるいは「県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保」、あるいは「担い手の育成・確保と経営力強化」、あるいは「成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備」、こういった７つの柱を施策に挙げて取り組んでいるところでございます。この振興計画をしっかり推進しまして、魅力と活力ある持続可能な農林水産業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　どんどんどんどん生産高は右肩下がりの現状だと。ところが、自給率は上げてきた――先ほど仲村議員とのやり取りもあったように、その自給率向上を図るためにも効果的な作物ということで私、小麦を挙げてみました。おっしゃるように、小規模ながら県産小麦を使ったパン屋さん、あるいは沖縄そばを提供するお店など、数多くあるというような報告をいただきましたけれども、私は那覇へ行くときに国道58号を通っていきますけれども、かなりラーメン屋の数が多いんですよ。しっかり県産小麦で沖縄そばを提供するお店がどんどん増えていったらなあというのが非常に期待といいますか希望としてあるんです。それで道の駅、あるいは大規模なデパートなんかでサーターアンダギーなどを出す店がありますけれども、ここは行列ができるほどですよ。こういうふうに人気があるわけですから、県産小麦を使った商品だとグレードが相当上がるんじゃないかなというふうな気がしているんですね。そして先ほどあったように、自給率の向上、もちろんキビ作も大事ですよ。輪作をしながらこの小麦の生産向上を図る意味でも自給率を上げるためにも小麦は非常に有効な作物じゃないのかなという気がしてならないんですがね。その小麦の供給体制をぜひ推進していただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

議員御案内のように、県産小麦を利用した事例といたしましては、例えば伊江村の生産法人が小麦チップスとか、あるいはパンや沖縄そば麺を生産販売しているとか、またうるま市の生産組合が県内飲食店へ県産小麦を直接供給しているとか、そういった独自の小麦ブランドを立ち上げてパンなどの加工品をうるま市内の直売所等で販売するということで県産小麦の利用が広がっているということは認識しているところでございます。今食料自給率の話もございますので、小麦につきましては沖縄県では栽培があまりないものですから、事業等を活用いたしまして――課題としてはこの収量が低いとか、そういったのがあるんですけれども、農業研究センター等で適した品種の選定とか、そういったものを実証しながら、また小麦の生産振興に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　ぜひお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、読谷－沖縄市を結ぶはしご道路ですが、軍転協で日米両政府へ要請をされるというところでは、実現可能な方法を追求するといいましょうか、探求する意味では評価を申し上げたいと思います。（資料を掲示）　私もこの要請書を見させていただきました。本当に期待がかかると思っているんですが、ところが、土建部のほうは、返還予定地に入っていないのでこの道路を通すのは難しいんだと、そういう一貫した姿勢なんですよ。以前私、土木環境委員会に所属していたときにやり取りしたことがあるんですが、この道路がマスタープランに位置づけられた経緯があったんですが、部長、御存じでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　過去にそういった計画に位置づけられていたことがあるということは知っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　それで、マスタープランに位置づけられたのが平成６年と言っていました。ところが平成21年の交通体系網の将来ネットワークの中では当該道路計画は盛り込めませんでしたと。なぜかと聞いたら、やはり軍用地ですから返還予定計画に入っていないので困難ですというふうなことだったんです。私も、平成６年といっても軍用地だったわけだから、そこをマスタープランに位置づけたということは、必要な道路として皆さんは計画に位置づけたんですよね。だったら、共同使用という手もあるんじゃないですか、ちゃんとしっかり国と交渉したらどうですかというところで申し上げました。当時の部長は、そういう軍用地でありながら無理かもしれませんが、いろいろおっしゃるように共同使用という形もあるならば、沖縄市、そして読谷村と共に防衛局に相談してみたいというところで、ぜひお願いしますと、これで終わってしまいました。その後は何も報告はありませんでしたし、進みませんでした。今回こうして要請書がなされて、しっかり共同使用でもできるんじゃないですかということで進めようということですので、私は非常に期待をしています。それこそ希望の道が開けるような要請かなと思っていますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲宗根　悟 議員　（スクリーンに表示）　民間病院の設立についてです。

今スクリーンに示したのが、西海岸には病院がないよというのを示した図です。これを御覧になりながらぜひ聞いてください。

読谷村への民間病院設立については先ほど答弁もありましたとおり、読谷村長、そして恩納村長、北谷町長及びそれぞれの観光団体から県へ連署で要請書が出されています。これは把握されていると思います。それで、この要請書の提出に至った背景というんでしょうか、どのように認識をされているのか伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　一つは、読谷村における医療機関の地理的な――東海岸に比べるとかなり少ないというようなことがございます。先ほどの質問にもありましたけれども、救急の３病院――中部病院、中部徳洲会病院、中頭病院というのが、読谷村から行くと嘉手納基地の間の道を通ってかなり時間もかかるというふうなアクセスのところが一つの問題としてあるのかなというふうに考えております。加えて、恩納村などの西海岸の観光客、ホテル等の増加によって、そこの受皿にもなり得るだろうというふうなこと。そしてもう一つは、読谷村診療所などでは在宅医療等をかなり精力的に行っていると認識していますけ

れども、そういうふうに病院から在宅までシームレスにといいますか、地域包括ケアシステムを進める上でも、やはりそういう核となる病院が必要というふうなことで、そういう構想を立ち上げたというふうに認識しています。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　令和５年に、この中部圏内に593床を整備すると。そういう方針であったと思いますが、それは間違いないでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　令和５年度に策定しました第８次の医療計画では、中部医療圏全体で整備可能な病床というのは、当時593床というふうな数字となっていたということでございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　それで読谷村では、かねてから病院設立に意欲的に臨んでまいりました。そこで民間病院とパートナーを締結して、この250床の病院設立について準備を進めてきました。その間も県当局とは調整をしてきたというふうに思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　医療計画の数字については、令和６年の時点で593ということでございました。ただその後、琉球大学病院が西原町から宜野湾市へ、南部医療圏から中部医療圏に移転をしたということで病床の調整というのがございまして、その結果について読谷村のほうになかなかうまく伝わっていなかったのかなというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　そこでこの要請に至った背景というのはこの辺なんですよね。ところがここへ来て、琉大病院が中部医療圏である宜野湾市に移転したことに伴って、105床で進めていくという方針を打ち出したと。私自身ここで疑問に思うんですが、令和５年に593床で進めながら、琉大病院が中部医療圏に移転してくるということは知っていたと思うんですよ。ところがこれを250床で読谷側は準備を進めてきたというのが現実なんですよね。それで読谷側は全国規模の民間病院ですので、病院スタッフも全国からリクルート可能だということで整えて、あとは県の承認待ちだというようなところだったということなんですよね。

　確認しますけれども、今後は105床から――これも聞いていますけれども、152床まで伸ばしていくんですか。105床の交渉を進めながら段階的に進めていくんだというようなことだったらしいんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　琉大病院の移転によって、その病床が移転をする、しかも南部医療圏にあるときには550床だったものが、救急病床が新たに20床に増えたので570床ということ、そして、この移転による影響など国と調整をした結果、数字としては152床という数字が出ましたが、県の医療提供体制協議会の中で議論をしたときに、152床といっても今実際に医療スタッフ、看護師等が足りないということで、かなりの休床――休んでいる病床がある中で、この数字についてどう考えるかという議論があって――感染症の流行などがあったときにいつも逼迫するんですけれども、それにはちゃんと対応できるぐらいの病床、最低限必要な病床ということで今105床という形で結論を出したところでございます。ただ読谷村のほうは、３月、６月、９月と中部地区医療の関係者に集まってもらってお話をしていますけれども、やはりまだ県が考える105床で今年度整備をするということについては、まだ時期が早いんじゃないかというふうな意見もありました。様々調整、あるいは情報をもっと集めるべきだということがありましたので、引き続き議論を継続しながら病床整備について話し合っていくというふうな状況でございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

○仲宗根　悟 議員　私も105床から段階的に増やしていくという説明を受けました。理由は、この地域内の医療従事者、特に看護師確保に影響が出ないようにしていくんだと。そういうふうに段階的にしていくんだというような説明でした。読谷村の計画では、県内の医療従事者の確保に影響が出ないように、人材確保については全国的な規模でリクルートしていくんだということを示しています。ですので、ぜひともこの中部医師会や地元の意向が反映されるように御判断を願いたいと思うんですが、最後に知事、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先日、読谷村長とお会いしたときも、読谷村に高齢者救急と回復期機能を併せ持つ病院をぜひ設置したいということで、非常に熱い思い、読谷村だけではなく西海岸全体の救急についても、ぜひ貢献したいというようなお話を聞かせていただきました。専門的なことは今、保健医療介護部長から答弁をさせていただいたんですが、やはり我々がその病院を設置する、あるいは病床を幾つにするということについても、鋭意その議論を積み重ねて、なるべく早期

にその方向性が見つけていけるように頑張っていければというように考えております。

○仲宗根　悟 議員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、９月３日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、乙第13号議案及び認定第１号から認定第24号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　ただいま決算特別委員会に付託されました議案を除く甲第２号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第３　乙第15号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　令和７年第５回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、条例議案１件であります。

乙第15号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額の適正化を図るため、両マリーナの使用料を改めるとともに、宜野湾港マリーナの船台置場使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第15号議案については、土木環境委員会に付託いたします。

○中川京貴 議長　この際、**日程第４**及び**日程第５**の**議員派遣の件**を一括議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を地方議会活性化シンポジウム2025及び高校等出前講座へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明９月27日から10月７日までの11日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明９月27日から10月７日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月８日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時17分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善

令和７年10月８日

令和７年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和７年 第５回 沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和７年10月８日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第8号

令和７年10月８日（水曜日）

午前10時開議

第１　乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第６号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第15号議案（土木環境委員長報告）

第４　乙第８号議案及び乙第14号議案（総務企画委員長報告）

第５　乙第11号議案及び乙第12号議案（経済労働委員長報告）

第６　乙第９号議案及び乙第10号議案（土木環境委員長報告）

第７　甲第２号議案（総務企画委員長報告）

第８　自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書

比嘉　瑞己議員　儀保　　唯議員
米須清一郎議員　幸喜　　愛議員
上原　快佐議員　玉城健一郎議員
山里　将雄議員　山内　末子議員
喜友名智子議員　次呂久成崇議員
新垣　光栄議員　仲村　未央議員
仲宗根　悟議員　瀬長美佐雄議員
西銘　純恵議員　渡久地　修議員
瑞慶覧長風議員　平良　識子議員
当山　勝利議員

提出　議員提出議案第１号

第９　自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議

宮里　洋史議員　徳田　将仁議員
新里　治利議員　新垣　善之議員
新里　　匠議員　喜屋武　力議員
大屋　政善議員　小渡良太郎議員
新垣　淑豊議員　比嘉　　忍議員
仲里　全孝議員　仲村　家治議員
下地　康教議員　新垣　　新議員
島尻　忠明議員　大浜　一郎議員
座波　　一議員　西銘啓史郎議員
又吉　清義議員　呉屋　　宏議員
島袋　　大議員　高橋　　真議員
松下美智子議員　糸数　昌洋議員
上原　　章議員

提出　議員提出議案第２号

第10　陳情令和６年第59号及び同第70号（総務企画委員長報告）

第11　請願第10号、陳情第11号、第14号、第24号、第43号、第45号、第63号、第73号、第88号及び第127号（経済労働委員長報告）

第12　陳情令和６年第53号、同第55号、同第67号、同第116号、同第216号及び陳情第77号（文教厚生委員長

報告）
第13　請願令和６年第９号、請願第８号、第９号、陳情令和６年第165号、同第181号、同第206号の４、陳情第８号の３、第17号及び第29号（土木環境委員長報告）
第14　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案
　乙第２号議案　沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第６号議案
　乙第６号議案　沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第15号議案
　乙第15号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第８号議案及び乙第14号議案
　乙第８号議案　工事請負契約について
　乙第14号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
日程第５　乙第11号議案及び乙第12号議案
　乙第11号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第12号議案　県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について
日程第６　乙第９号議案及び乙第10号議案
　乙第９号議案　工事請負契約について
　乙第10号議案　通信線損傷事故に関する和解等について
日程第７　甲第２号議案
　甲第２号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
日程第８　自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書
日程第９　自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議
日程第10　陳情令和６年第59号及び同第70号
　陳情令和６年第59号　公共サービス労働者の適正な人員確保及び配置、会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情
　陳情令和６年第70号　水源基金創設に関する陳情
日程第11　請願第10号、陳情第11号、第14号、第24号、第43号、第45号、第63号、第73号、第88号及び第127号
　請願第10号　沖縄移民の歴史を描くドキュメンタリー映画製作に関する請願
　陳情第11号　沖縄県内の離島に住所を有する者は、宿泊税（観光目的税）の課税対象外とすること等を求める陳情
　陳情第14号　沖縄県の宿泊税に関する陳情
　陳情第24号　宿泊税の免除を求める陳情
　陳情第43号　「ラーケーションの日」制度の導入に関する陳情
　陳情第45号　宿泊税の免除に関する陳情
　陳情第63号　離島住民の宿泊税（観光目的税）の免除等に関する陳情
　陳情第73号　観光目的税（宿泊税）制度の導入を求める陳情
　陳情第88号　宿泊税の早期導入に関する陳情
　陳情第127号　観光目的税（宿泊税）に関する陳情
日程第12　陳情令和６年第53号、同第55号、同第67号、同第116号、同第216号及び陳情第77号

陳情令和６年第53号　不適切な指導の予防及び防止マニュアルの策定に関する陳情
陳情令和６年第55号　沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に関する陳情
陳情令和６年第67号　母子及び父子家庭等医療費助成事業の対象の拡大に関する陳情
陳情令和６年第116号　薬剤師の処遇改善を求める陳情
陳情令和６年第216号　沖縄県における多胎児（双子・三つ子等）に関する支援を求める陳情
陳情第77号　化学物質過敏症に関する説明文書の配布を求める陳情

日程第13　請願令和６年第９号、請願第８号、第９号、陳情令和６年第165号、同第181号、同第206号の４、陳情第８号の３、第17号及び第29号
請願令和６年第９号　うるま市川田区における急傾斜地土砂崩れ復旧工事及び危険性除去を求める請願
請願第８号　県道204号線（伊良部字池間添736-９付近）の道路管理について是正を求める請願
請願第９号　街路樹の植栽改善に関する請願
陳情令和６年第165号　県道伊計平良川線（宮城島区間）の早期整備を求める陳情
陳情令和６年第181号　「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」及び「街路樹植栽・維持管理ガイドライン」に基づく施策等の確実な実行を求める陳情
陳情令和６年第206号の４　集中豪雨による被害への支援を求める陳情
陳情第８号の３　北部豪雨災害への支援を求める陳情
陳情第17号　本部半島国道449号・県道84号線の早期整備促進を求める陳情
陳情第29号　宜野湾港マリーナ料金改定に関する陳情

日程第14　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	座波　一　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	西銘啓史郎　議員
20番	大屋政善　議員	45番	又吉清義　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	呉屋　宏　議員

47 番　島袋　大　議員

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長		浦崎千都	主	事
宮城　優	次長		伊敷ユカリ	主	幹
上原　毅	議事課長		大城聖子	主	幹
宮城　亮	課長補佐		上運天慎也	主	幹
安田　健	主査				

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月26日に設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に仲村家治議員、副委員長に仲村未央議員を互選したとの報告がありました。

次に、10月６日、比嘉瑞己議員外18人から議員提出議案第１号「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」、宮里洋史議員外24人から議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　日程第１　乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案の４件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長及び警察本部警務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第２号議案「沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例」は、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、政令で危険鳥獣として指定されているイノシシによる人的被害及び地域ごとの農作物の被害状況について質疑がありました。

これに対し、令和６年度の県内におけるイノシシによる人的被害はゼロ件で、農業被害額は、北部地域が1934万円、中部地域が１万円、南部地域はゼロ円、宮古地域が46万円、八重山地域が1826万円で総額3807万円になるとの答弁がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち、準法定事務と重複することとなった事務を廃止する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例」は、女性警察官の職域拡大等に伴い、現場警察活動においては機動性を重視してズボンが着用されている実態を踏まえ、制服スカートを廃止するため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の制服スカートの廃止について現場からどういった意見があったのか。また、暑さ対策

として、制服に関して何か特別な取組などがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、現場ではスカート着用の実態がなく、当該廃止に対して反対する意見もなかった。また、暑さ対策として、９月から制服のワイシャツをポロシャツ型にするとともに、帽子の天井部分に網目の細かいメッシュ型素材を導入し、通気性等をよくするような取組を行っているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案の４件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○中川京貴 議長　日程第２　乙第６号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

────────────────────

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

────────────────────

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第６号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第６号議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、適正な施設の維持管理のため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、陸上競技場等の各種施設・設備の利用料金の基準額を改め、自転車競技場を対象施設として定める等の必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、自転車競技場を常設化して利用料金を設定するからには、当然更衣室やトイレ等の最低限の設備の整備が必要だと考えるが、来年４月の施行までに間に合うのかとの質疑がありました。

これに対し、故障している管理棟のトイレの修繕など必要な設備の整備について、補正予算等での対応を含めしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、利用料金の設定については、関係者への説明や意見交換等は行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、今年の２月以降に、自転車競技連盟の幹事会や高体連の自転車競技関係者に対して、全国の類似施設の平均で利用料金を設定すること等について説明を行い、了解を得ているとの答弁がありました。

そのほか、自転車競技場が約37年間も仮設のままだった経緯、ライフル射撃場へのクーラー設置などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第６号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第３　乙第15号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第15号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第15号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額の適正化を図るほか、宜野湾港マリーナの船台置場使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、使用料の改定によって一般会計からの繰入れはなくなるのかとの質疑がありました。

これに対し、収支見込みでは、宜野湾港マリーナの１億2000万円及び与那原マリーナの4000万円の繰入額について、使用料の増額及びその他の増収努力により、一般会計の繰入れは解消されると考えているとの答弁がありました。

次に、使用料改定以外の収入確保策について、見込まれる金額の根拠と具体的にどのように増収を努力するのかとの質疑がありました。

これに対し、陸上のヤード再編等による船の台数増や地域のイベントとの連携などにより増収を図っていく。増収額については今までの実績から見込んでいるが、さらに経営努力をしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、今後の経営計画策定の必要性、起債償還計画を含めた利用者への十分な説明の必要性、放置艇の解決策、海洋レジャー業者と一般利用者とのバランス、平成13年度における設備投資に係る起債額等について質疑がありました。

採決の結果、乙第15号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長を除く委員全員から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第15号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第４　乙第８号議案及び乙第14号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第８号議案及び乙第14号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第８号議案「工事請負契約について（本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備））」は、本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備）の請負契約について、予定価格５億円以上の工事請負金額となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定により、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、仮契約金額が14億800万円、契約の相手方は、株式会社東洋設備･株式会社和高建設工業･株式会社大川工業特定建設工事共同企業体である。当

該工事は、本庁舎の空調システムを構成する設備のうち、クーラー用の冷熱を製造する冷凍機やその排熱を屋外に排出する冷却塔などの熱源設備を更新するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新しい機器に入れ替えた場合、どれくらいの電気料金が削減されるのか。また、併せてソーラー発電の導入や遮熱フィルムの貼付等は検討しないのかとの質疑がありました。

これに対し、当該空調設備を改修・更新することにより、行政棟、議会棟及び警察棟におけるエネルギーの削減は７％、電気料金はおおよそ年間1130万円の削減になるとの答弁がありました。

また、ソーラー発電については、行政棟において有効なスペースがなく設置が難しいが、照明のＬＥＤ化、全フロアにおける遮熱フィルムの貼付など、省エネに向けた取組を行うとの答弁がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県土地利用審査会委員の任命について」は、沖縄県土地利用審査会委員７人が令和７年10月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第４項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該審査会委員について、県土全域のバランスが取れるように、税法、都市計画法や建築基準法等も把握し、日々の実務に携わるような宅地建物取引の専門家等を選任してはどうかとの質疑がありました。

これに対し、委員の選任については、国の通知で法律等６分野から選任するよう明示されているが、７番目としてその他の項目があるので、次回の人選に当たって、委員の提言を貴重な意見として受け止めたいとの答弁がありました。

採決の結果、乙第８号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第14号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより乙第８号議案及び乙第14号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第８号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　次に、乙第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、委員長報告のとおり同意されました。

○中川京貴 議長　日程第５　乙第11号議案及び乙第12号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第11号議案及び乙第12号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、当該事業により利益を受ける関係市町村に対し費用の一部を負担させるため、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県が行う建設事業により利益を受ける関係市町村に対し経費の一部を負担させるため、地方財政法第27条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

乙第11号議案に関し、毎年土地改良事業を実施しているが、耕作面積は伸びず、逆に放棄地が増えている状況をどう捉えるのかとの質疑がありました。

これに対し、土地改良事業は単純に面積が増えるということではなく、機械化等に対応できるよう区画整理することで農業の効率化につながるものと考えており、耕作放棄地の対策と併せて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、農地からの赤土流出対策などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第11号議案及び乙第12号議案の２件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案及び乙第12号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　日程第６　乙第９号議案及び乙第10号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第９号議案及び乙第10号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「工事請負契約について」は、さきに締結した国道449号災害復旧工事（令和５年災１号）請負契約について、設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定により、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、国道449号道路護岸の破損・欠損したブロックの新規製作及び破損ブロックの処分等のため、契約金額を２億6724万600円増額し、６億1891万600円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、ブロックの破損状況を当初予測できなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、当初の調査段階ではブロックが水中に散乱・埋没していたことから、水上から目視をして再利用できる数量を算出した。工事開始後に１個ずつ引き上げて確認したところ、想像以上に破損していることが判明したものであるとの答弁がありました。

次に、元の契約の30％を大幅に超える金額にもかかわらず、なぜ別件発注にならなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、被災が大きく、別件発注にするとかなりの期間が空いてしまうが、一連の流れで対応するほうが数か月単位の短い期間で復旧できることから、増額で対応するという結論に至ったとの答弁がありました。

そのほか、増額変更契約に関する国との調整状況、破損ブロックの根固めブロックとしての転用可能性の検討、新たな工期の遵守可能性等について質疑がありました。

次に、乙第10号議案「通信線損傷事故に関する和解等について」は、県道153号線に県が設置した樹木の剪定作業中にＮＴＴ西日本株式会社の通信線を損傷させた事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、剪定した枝が線に引っかかり切断することはよくあるが、日頃どのようなやり方をしている

のかとの質疑がありました。

これに対し、確認者が注意し、枝が落ちるところを工夫しながら線に引っかからないように剪定をしているが、うまくいかない場合もあり、今回のような事例が発生しているとの答弁がありました。

次に、樹木の剪定については、道具を貸し出すなど民間に協力を呼びかけてはどうかとの質疑がありました。

これに対し、低木の剪定については、ボランティアや周辺の企業を巻き込んだ官民連携の管理に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

採決の結果、乙第９号議案及び乙第10号議案の２件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第９号議案及び乙第10号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案及び乙第10号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○中川京貴 議長　日程第７　甲第２号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

──────────────────────

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

──────────────────────

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました甲第２号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第２号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、当初予算編成後の事情変更により対応を要する経費、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、実情に即した支援等を実施する経費及び災害対策を実施するために必要となる経費について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ13億2270万円の増額で、補正後の改予算額は、8937億7923万7000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金、県債及び繰入金等である。

歳出の主な内訳は、当初予算成立後の事情変更に伴うものとして、携帯電話不感地帯の解消に要する経費、北大東島堆肥等生産施設等の設置及び既存堆肥化施設の解体等に要する経費、道路施設の整備等によるロードキル防止対策に係る経費、教員の働き方改革に基づく負担軽減及び休日の部活動の地域移行に向けた取組を推進するための経費、警察活動及び警察運営に要する経費。

経済対策・物価高対策として、患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援に要する経費、乳用牛の増頭または更新に係る初妊牛の県外導入費用の補助に要する経費。

災害対策として、県管理道路の道路施設における災害の発生予防・拡大防止対策に係る経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について適正な工期を確保するため、80億1302万9000円を計上するものである。

また、債務負担行為補正は、事業発注に伴う関係機関との調整等において、不測の時間を要したことから、事業期間を見直したことに伴い、期間の変更を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、道路空間整備事業について、調査方法等の計画書作成やモニタリング調査ではなく、ロードキルが発生している現状に即して、早急に対策をすべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、今回の予算はこれまでの調査よりも範囲を広げて、野生生物の出現箇所の確認、モニタリング調査、設計業務及び調査業務等を行うものであり、道路の視認性を確保するための対策等、早期の整備に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業について、県はどのような役割を担うのか。また、補助金

を活用した民間事業者による住宅の整備・貸出しについて検討しないのかとの質疑がありました。

これに対し、直接的には委託事業者が市町村へ支援を行うが、県としては、今後の他市町村への横展開を見据えて事業者と連携しながら課題や市町村の支援ニーズの把握を行いたい。また、移住受入協議会においても、民間事業者による住宅整備等の先進的な事例を参考にしながら、住宅確保に向けた取組について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業について、介護職員の賃金が全産業の平均と比べて低い実態を踏まえ、人材確保のために介護事業所に対する国や県の支援による賃金引上げ等根本的な対策が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、介護報酬制度における介護職員の賃金の引上げについては、臨時改定を含め全国知事会を通して要請していきたいと考えている。また、県独自の支援策については、財源確保の課題もあることから、どのような支援が可能か他県の情報収集や関係機関と意見交換しながら研究していきたいとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興事業について、教員の負担軽減等のために具体的にどのような取組を行っているかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業では、実施市町村においてどのような課題があるのか調査を行い、移動手段としてのコミュニティーバスの活用や体育館等施設管理等について検討した上で、実証事業を行いながら成果を確認しているところであるとの答弁がありました。

次に、緊急自然災害防止対策事業の対象について、県道85号線道路冠水に係る調査範囲及び県と市の管轄について質疑がありました。

これに対し、調査範囲は、冠水していたうるま市の江洲と沖縄市の松本の周辺を含む形で検討している。また、県道の施設内で対処できるものについて検討しているが、接続する市道等について冠水の影響が大きいため、県土木事務所と両市で協議を行い取り組んでいくこととしているとの答弁がありました。

次に、酪農生産基盤維持緊急支援事業について、頭数を増やすことより飼料価格高騰の対策を先にすべきとの意見もあるが、乳用牛農家ときちんと話合いをして当該事業の実施を決定したのかとの質疑がありました。

これに対し、飼料価格高騰対策としては、令和４年度から６年度までに約36億5000万円、今年度予算においても約11億8000万円を措置している。今回の事業実施については、県酪農農業協同組合にヒアリングを行ったところ、当該事業に対する要望が強かったため、優良な乳用牛導入支援を実施することにしたとの答弁がありました。

そのほか、オーバーツーリズムの問題と対策、僻地診療所施設の早急な整備の必要性、酪農生産基盤の抜本的な対策、小児科医不足に対する取組、過去の国勢調査における改善点、医師のいない離島の数などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第２号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第８　議員提出議案第１号自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

比嘉瑞己議員。

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第１号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言について関係要路に要請するためであります。

それでは、内容を朗読いたします。

〔自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第１号に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　それでは、通告に従い、議員提出議案第１号「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」に対する質疑を５点行いたいと思います。

まず１点目、与党の皆様は、中谷防衛大臣の９月19日の会見の動画や議事録を確認したか伺います。

２点目、意見書の中で、「この発言は、憲法で保障された「表現の自由」を否定し」、国家権力の「抗議活動を萎縮させる圧力であり」とありますが、中谷大臣のどの部分の発言を捉えて指摘されたのか伺います。

３点目、「米軍との訓練も激化している」とあるが、激化する原因は何だと考えるのか伺います。

４点目、「沖縄を再び戦場にさせてはならない」とあるが、中谷大臣はどのような見解を述べているか伺います。

５点目、「防衛大臣は、（中略）基地負担の軽減を願う県民の思いに真摯に向き合うべきである」との記述について、何をもって真摯に向き合っていないと考えるのか伺います。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　西銘啓史郎議員からの質疑に答弁をいたします。

１点目の与党は大臣の会見や議事録を確認したかということですが、新聞報道で私たちも知り、防衛省のホームページから、９月19日金曜日の定例記者会見の議事録と動画を確認いたしました。その上で、防衛大臣の発言は、憲法で保障された表現の自由を侵害するものであり、看過できないものと考え、本意見書提案となっております。

２点目、中谷大臣のどの部分の発言を捉えて指摘しているのかという質疑にお答えいたします。

意見書案にも書いてあるとおりですが、中谷大臣は定例記者会見において、「沖縄における自衛隊の活動に対する過度な抗議活動、また、妨害行為が続いている」と発言し、記者との質疑応答の中でも、「行き過ぎた抗議活動」、「良識をもってやっていただきたい」等の主張をしております。基地負担の軽減が進まない中、自衛隊の配備増強や訓練強化ばかりが進むことへの県民の不安や感情を理解しない大臣のこれらの発言自体が問題ですが、我々がより重大だと考えているのは、文民統制（シビリアンコントロール）の問題です。軍部に巨大な権限を持たせ、暴走を許した戦前・戦中の反省から、戦後、国民の基本的人権を守るために、文民統制（シビリアンコントロール）が生まれました。実力組織である自衛隊のトップである防衛大臣が、県民の抗議活動を妨害行動と断定し大変遺憾であると述べることは、憲法で保障された国民の表現の自由を侵害し、県民を萎縮させる恫喝的な圧力であると言わざるを得ません。２番目の質疑への答弁になりますが、意見書案に書かれているとおり、中谷大臣の「沖縄では自衛隊活動に対する過度な抗議行動、妨害行動が続いている」等の発言、並びに実力組織である自衛隊の指揮権を持つ防衛大臣が、公式の記者会見の場で、記者からの質疑応答でもなく、自らの冒頭発言として述べたことが、文民統制（シビリアンコントロール）を揺るがす、県民を萎縮させる恫喝的な圧力であると指摘をしているところです。

続いて３番目ですが、「米軍との訓練も激化している」とあるが、原因は何だと考えるかという質疑にお答えいたします。

沖縄が本土に復帰した1972年当時、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は58.7％でした。復帰から53年たった今も米軍基地はなくならず、国土面積の約0.6％しかない沖縄県に全国の米軍専用施設面積の約70.3％が集中しております。さらには、2022年に安保３文書が策定され、自衛隊が米軍と一体となって進める南西シフトを推進し、沖縄でも敵基地攻撃能力を持ったミサイル配備が計画され、与那国島、宮古島に続き、石垣島でも自衛隊の駐屯地が開設されました。３番目の質疑への答弁ですが、こうした政府によるアメリカと一体となった軍備拡大、沖縄への基地の集中強化が米軍との訓練も激化している原因だと考えております。

４番目、「沖縄を再び戦場にさせてはならない」とありますが、中谷大臣はどのような見解を述べている

かとの質疑ですが、記者からの「旧日本軍と自衛隊の連続あるいは断絶性についてどのようにお考えでしょうか」との質問に対して、防衛大臣は、「沖縄の人々の筆舌に尽くしがたい困難と癒えることのない悲しみ、これらを胸に刻みながら戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない」との考えを述べております。確かに防衛大臣は平和への思いを語りましたが、基地の機能強化、過重な負担が押しつけられている沖縄の現状とはあまりにも乖離があります。そしてなぜこうした抗議行動が起こるかという沖縄の歴史的な背景、社会的事情について、大臣の理解が不足しているのではないでしょうか。新しい戦前とも言える危険な動きに対して、県民が不安や反発を覚え、非暴力の抗議の声を上げているにもかかわらず、巨大な権力を持つ防衛大臣が妨害活動と断定して、活動を萎縮させるような発言は大問題だと捉えて、今回の意見書提案に至りました。

最後の、「防衛大臣は、（中略）基地負担の軽減を願う県民の思いに真摯に向き合うべきである」との記述は、何をもって真摯に向き合っていないと考えるのかという質疑にお答えいたします。

私たち沖縄県議会も県民の願いである過重な基地負担の軽減を求める意見書、決議を何度も上げてきたところです。一方で、沖縄県の現状はどうでしょうか。1995年の米兵による少女暴行事件を受け、日米両政府が米軍基地負担軽減のために96年に公表したＳＡＣＯ最終報告から来年で30年を迎えます。しかし、基地の整理縮小は一向に進んでおりません。普天間基地は１ミリも動かず、圧倒的な県民の民意を踏みにじり、辺野古新基地建設を強行しております。ほかにも、東村高江のヘリパッド建設、普天間基地への欠陥機オスプレイの配備、嘉手納基地ではＦ22戦闘機などが暫定配備され、騒音被害が激化しています。無人偵察機ＭＱ９は無期限に配備され、パラシュート降下訓練は常態化しております。さらには米海兵隊と陸上自衛隊による、過去最大規模の共同訓練レゾリュート・ドラゴン25が展開され、石垣島では米軍の最新型無人地対艦ミサイルシステム（ＮＭＥＳＩＳ）と新型防空統合システム（ＭＡＤＩＳ）が国内で初めて展開され、陸自の１２式地対艦誘導弾とともに戦闘訓練が行われました。こうした共同訓練について、中谷防衛大臣は今回の記者会見の中で、地元の自治体には事前に説明をしている、周知はできていると述べていますが、宮古島市の嘉数市長が、大規模な訓練の実施は、市民に不安を生じさせる。米軍による市内での訓練は自粛を求めているとコメントを発表したように、県民の理解は得られていません。５番目の質疑への答弁ですが、これら沖縄で起きている米軍基地や自衛隊基地の機能強化の実態を見れば、基地負担の軽減を願う県民の思いに防衛大臣が真摯に向き合っていない、このことは明らかではないでしょうか。御理解をいただきたく存じます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　御答弁ありがとうございました。

再質問といいますか、中谷防衛大臣の記者会見、御覧いただいたと、動画も含めて見ていただいたということでした。私もこの24分近くの動画も見ましたし、議事録も全て目を通しましたけれども、今確認した中で、中谷大臣の高圧的だとか、萎縮させるような発言というのは、本当に皆様はどのように感じたのか。受け止め方なので見た方によってはすごく威圧を感じたという方もいるかもしれませんが、この会見での発言の文章を全部見てみると、決してそうではないっていう気もするんですが、その辺を再度確認したいと思います。動画を見て議事録も見たということですけれども、この前後の文章も含めて見ていただいた中で、改めてどのような考えを持ったのか教えてください。

最後に、文民統制とありましたけれども、中谷大臣は防衛大を卒業して、元自衛官でもありました。ただ、今は選挙を通して国会議員であります。この辺の文民統制についてどのようなところがそう感じるのか、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　西銘議員の再質問にお答えいたします。

２点あったと思います。

受け止めの話ですが、最初の質疑でも答弁をさせていただきましたが、この発言自体も問題ではありますが、防衛大臣という立場にありながら、防衛省の記者会見という公式の場で、記者から聞かれていないにもかかわらず冒頭で自ら発言をしているわけです。あくまでこの防衛省の見解として発表したということに大変私は危惧をしております。

文民統制の話でありますが、この文民統制――もち

ろん制服組と文民という範疇もありますけれども、やっぱりこの戦前の反省から、戦前、治安維持法などでも言論弾圧が行われ、国民が自由に物が言えなくなってきた、軍部がどんどん力を持っていって、そういった物が言えない社会になっていたことに対して、私たちは危惧をしております。そうした意味で、この文民統制（シビリアンコントロール）がどんどん崩されていくのではないかという危惧を持って今回の意見書の提案にしております。（発言する者あり）　何を根拠にということなんですけれども、やはり大臣という立場だからこそ、こうした権力を持つ大臣が一市民に対して、非暴力であるこうした抗議行動を妨害だと、このように断定をする。このこと自体が大問題だと思っております。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより討論に入ります。

議員提出議案第１号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

下地康教議員。

〔下地康教　議員登壇〕

○下地　康教 議員　こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の下地康教であります。

議員提出議案第１号「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」案に対し、反対の立場で討論を行います。

今回の意見書提出に至る経緯でありますけれども、提出する与党議員として、野党・中立会派への理解を得るための事前調整を含めた努力がどのように行われたのか、今回全く見えない状況を大変残念に思っております。さらに、本意見書案が野党・中立会派の理解なしに可決できると考えているのか分かりませんけれども、対立案件であろうとも丁寧に調整を進めるべきであったとして、ここに苦言を呈しておきます。

それでは、反対討論に入ります。

与党の皆様は、中谷防衛大臣の９月19日金曜日の記者会見動画または議事録を拝見しているというふうに思っております。今回の意見書案の中では、「憲法で保障された「表現の自由」を否定し」という文面がありますけれども、中谷防衛大臣は、防衛省・自衛隊の様々な活動については、国民の皆様の中にも様々な御意見があるということは承知しているが、反対の立場も含めて、こうした御意見をもってそれを表明すること自体を否定するものではないと、その表現の自由を否定しておりません。また、本意見書案の中では、「非暴力の抗議活動を萎縮させる圧力であり」とか、「県民を萎縮させる恫喝的な圧力である」とありますけれども、そもそも恫喝とは、相手を脅して恐れさせることであり、中谷大臣の記者会見が恫喝的圧力であるとは、到底それに値するものではないということは明白であります。また、抗議活動と妨害活動には大きな違いがあります。抗議は憲法でまさに保障をされているところであります。しかし、妨害活動というのは、道路での違法な座込み行動など、法律を守らない危険な行為であります。その行為は決して肯定されるものではありません。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いします。

○下地　康教 議員　中谷大臣は、記者会見でこう発言しております。「我が国の防衛を預かる防衛大臣としましては、やはり国民の命と平和な暮らしを守るために、また地域社会、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていくために、隊員一人一人が日夜様々な活動によって、一生懸命取り組んでおります。こうした防衛省・自衛隊の活動につきましては、国民の皆様にも御理解と御協力をいただきたい」としております。

そして、本意見書案では、「「沖縄を再び戦場にさせてはならない」」という「県民の願いを理解せず」としておりますけれども、中谷大臣は、「沖縄の人々の筆舌に尽くしがたい困難と癒えることのない悲しみ、これらを胸に刻みながら戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない」というふうに述べております。このことは、全国民同じ願いだと私は理解をしております。過去の凄惨な沖縄戦を呼び起こすことは、私たち

現代を生きる沖縄県民にとっては無念な思いを残して旅立った先人の御霊に対して申し訳が立たないというふうに私は感じております。国の守りを整え、国を守るということは、決して戦争を起こすことではありません。私たち国民の生命と財産、そして私たちの国に息づく文化と尊厳を守り抜くために必要なことであります。

自衛隊は国民の生命と財産を守るために、昼夜を問わず任務に当たっております。沖縄では不発弾処理をはじめ、災害対応、急患搬送など、県民の命を守るために日々尽力しております。沖縄県が平成26年度に行った地域安全保障に関する県民意識調査において、自衛隊に対する印象について尋ねております。自衛隊に対して、よい印象を持っている、どちらかといえばよい印象を持っていると答えた方が71.4％でした。自衛隊に対する考えや感情は、県民全てが一つではありません。この意見書は、そうした現場の努力や苦労を直視せず、政治的な立場から防衛大臣の発言だけを切り取り批判するものに見えてなりません。

私は、沖縄の歴史を否定するものではありません。大切なものは、過去から学び、現在を直視し、未来に向けて沖縄県の向かうべき道を考えるとき、信頼を基礎にした対話を重ねることだというふうに考えております。県議会が出すべきメッセージは、対立や撤回要求ではなく、共に理解し合おうという呼びかけではないでしょうか。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げるとともに、自衛隊への正しい理解と県民との絆を深める努力を私たち議会からも広げていくことを願い、はんせい討論といたします。（「反対」と指摘する者多し）　――失礼しました。もといです。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げるとともに、自衛隊への正しい理解と県民との絆を深める努力を私たち議会からも広げていくことを願い、賛成討論といたします。（再度「反対」と指摘する者多し）

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　最初から……

○中川京貴 議長　いや、最後の部分だけでよろしいです。

○下地　康教 議員　県民との絆を深める努力を私たち議会からも広げていくことを願い、反対討論といたします。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

〔当山勝利　議員登壇〕

○当山　勝利 議員　こんにちは。

沖縄社会大衆党の当山勝利です。

ただいま議題になっています「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、中谷防衛大臣が９月19日の閣議後の会見の冒頭で、沖縄では自衛隊の活動に対する過度な抗議活動、また、妨害行為がありと発言しました。その会見に参加していた記者が「憲法で保障された表現の自由の否定に繋がる」と質問を投げかけた際の答弁で、再度大臣は、「非常に行き過ぎた抗議活動とか、妨害行動」と主張されました。

今回の防衛大臣の発言は、閣議後、記者会見冒頭で自発的になされた発言で、防衛省を代表する発言であると大臣本人がそうおっしゃっております。つまり、防衛省が市民・県民の抗議活動にくぎを刺すための意思表示であると言わざるを得ません。

戦前の日本は軍国主義に走り、明治憲法の下で言論の自由を制限するための法整備が進められ、体制にそぐわない国民や団体への弾圧や粛清が行われたことは周知の事実であり、戦中においては、非常に厳しい言論統制がしかれました。その反省を生かすために、日本国憲法においては、表現の自由を強く保障し、国民の権利として認められたところです。最高裁判所も、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならないと判示してきました。日本国憲法が表現の自由を守る理由は、国民が主権者として政治に参加し、人間らしく生きるために不可欠だからであり、戦前の反省から、民主主義を守るための最重要の権利として位置づけられています。だがしかし、防衛省を代表する防衛大臣が、表現の自由を否定するような発言をしたことは、過去を想起させる許されざる発言であると言わざるを得ません。

日本で唯一地上戦が行われた沖縄において、県民の４人に１人の命が戦争で奪われるという大きな犠牲を払い、その後27年間、米軍統治下にあって、県民は人権が無視されるほどの苦しい時代を経ました。本土復帰してもなお多くの米軍基地が残され、県民の期待を裏切り、さらに現在においても、全国の米軍専用施設の70.3％が沖縄に押しつけられています。

日米両政府は、台湾有事を殊さらに喧伝し、自衛隊と米軍との軍事一体化を強力に推し進め、過日もレゾリュート・ドラゴン25が実施されました。また自衛隊は、与那国島、石垣島、宮古島、本島内において基

地強化を行っており、今月下旬には過去最大の統合演習が全国で展開され、県内では、自衛隊機や米軍艦船が一部の民間空港や港湾などを使うことが計画されているようです。

2019年２月24日の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票では、投票総数の71.7％、43万4273人の圧倒的多数の県民が辺野古埋立てに反対しましたが、にもかかわらず、政府は辺野古が唯一として工事を止めません。さらに、最近では、那覇軍港への無人艇（ＡＬＰＶ）や嘉手納基地への大型無人偵察機の無期限配備など、米軍基地における負担が増えているにもかかわらず、防衛省は県に対して伝達するだけで、基地負担軽減の努力が見られません。

沖縄県民は、米軍基地があるがゆえに起きる事件・事故は解決せず、基地負担は増大し続け、さらには自衛隊の軍備増強や日米軍事訓練の拡大に対して危機感を持っており、沖縄を再び戦場にしてはいけないという強い思いを表現するために、抗議行動を行っております。それに対する防衛大臣の今回の発言は、意見書にあるとおり、憲法で保障された国民の表現の自由を侵害し、県民を萎縮させる恫喝的な圧力であり、看過できません。

よって、「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」に賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。（拍手する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

仲村未央議員。

〔仲村未央　議員登壇〕

○仲村　未央 議員　会派おきなわ新風の仲村未央です。

会派を代表し、ただいまの議員提出議案第１号、賛成の立場からの討論を行います。

中谷防衛大臣は、去る９月19日の記者会見において、県内で行われている自衛隊への抗議行動等に対し、「過度な抗議活動」、「妨害行為」などと発言しました。政府・防衛省という強大な権力を背景にした防衛大臣が、市民の表現行為や抗議活動を良識の範囲を超えたものと断じ、行き過ぎとの評価を下すことは、憲法が保障する国民主権と表現の自由を軽視するものであり、市民の言動を萎縮させるものと言わざるを得ません。驚くべきは、同発言が記者とのやり取りの中で不意に発せられたものではなく、防衛大臣として、閣議後の記者会見の冒頭において、原稿を用意した上で述べられたことです。どのラインで良識の範囲を超えているのか、何を基準に度を越しているのか、記者から問われても、その基準や根拠についての説明はなく、権力者側の一方的な価値判断によって、市民を敵視するかのような苦言を展開し、ついには、ちゃんとした度量と良識を持ってやっていただきたいと、抗議の態様にまで踏み込んで、記者会見を通じて国民に求めたことは、市民社会に対する直接的な威圧に等しいものです。

日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しており、この自由には国家権力を批判し、国策に異を唱えることができる、主権者としての市民の権利が含まれます。市民が、国家に非難されるかもしれない、行き過ぎと思われるかもしれないと感じ、自由な意思表明を控えることになれば、それは次第に統制社会への道を開く危険なものとなりかねません。

かつて戦前・戦中には、国策に異を唱える者は非国民とされました。国家への批判は士気を下げるものとみなされ、言論は統制され、映画も音楽も出版も検閲され、新聞は大本営発表を報じました。同じく、教育の現場も国家体制に組み込まれ、学徒たちは、お国のためとして戦場に動員され、多くの若い命が失われました。言論・報道・教育、これらが国家の道具と化したとき、社会はどれほどたやすく沈黙をつくり出したか。沖縄にはその果てに起きた筆舌に尽くし難い経験と痛切な教訓を得て、自由と人権、平和を求めて声を上げることのできる社会をつくり出してきた歴史があります。土地闘争や復帰運動、不断の反戦・平和運動を通じ、圧倒的権力に対して主権者として粘り強く抗議し、声を上げてきました。だからこそ、今を生きる私たちには、再び異論や批判を封じる空気や雰囲気、風潮の台頭を許さず、表現の自由を守り抜く主権者としての責務があるのだと思います。戦争で命を奪われた人々から、私たちが託された最大の責任であり、言論の府としての議会の使命であるとも思います。

よって、中谷防衛大臣におかれては、市民の表現活動を萎縮させるような発言を厳に慎み、このたびの発言の不適切さを認め、速やかに撤回するよう求め、議員提出議案第１号への賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

〔儀保　唯　議員登壇〕

○儀保　唯 議員　議員提出議案第１号「自衛隊活動

への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」について、てぃーだ平和ネットを代表いたしまして、賛成の立場から討論いたします。

中谷防衛大臣は、沖縄における自衛隊への抗議行動を、「過度」、「妨害行為」と主張していますが、その理由について、国民の皆様に自衛隊の活動を御理解いただき、御協力をいただきたいからと述べています。まず、自衛隊の災害派遣活動については、国民の命を守る重要な活動であり、多くの人が感謝をしていると思いますし、私もそうです。しかしそれは、自衛隊の主たる任務ではないと自衛隊法第３条に明記されており、自衛隊という組織の本質は、武力を行使して国を防衛することにあります。確かに、国防は武力を持つ自衛隊のみに任せるのではなく、国民が協力するのは当然だという意見もあるでしょう。実際に、空港、港湾、通信、運輸、医療など、多様な職種の公務員や民間の労働者が協力しないと戦争はできません。しかし、武力を行使する組織である自衛隊には協力したくないという意見もあって当然なのです。

第二次世界大戦中に沖縄では何が起きていたか。戦争をすると最初に決めたのは、当時の政府や軍部ですが、国民も沖縄県民も自ら進んで戦争に協力していました。集団疎開に始まり、残った人々は食料や自宅を軍隊に供給し、中学生も鉄血勤皇隊やひめゆり学徒隊などで従軍するなど、県民は、国のため、天皇のためにと全滅を覚悟で戦い、その結果、４人に１人と言われる人の命が失われました。住民が積極的に戦争に協力したことによって被害が拡大したのです。この歴史から学ぶべきことは、皇民化教育によって戦争に協力する人々がつくられたということです。当時の人々は、情報や言論統制により、戦争に協力しなくてもいい、したくないという選択が許されないと思い込んでいました。しかし、今は違います。私たちには、軍隊に協力しない、ひいては戦争に協力しないという自由があり、それを表現する自由もあります。軍隊に協力しないという態度がイコール国の防衛を考えていないことにはなりません。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○儀保　唯 議員　国の安全保障は武力ではなく、外交で行う手段もあり、私たちはそれを選ぶこともできるのです。

私は、自衛隊に協力しないという自由、また、それを表現する自由が保障されていることが、国が戦争に進むことを止める重要なことだと考えています。中谷防衛大臣は国会議員であり、憲法第43条１項により、全国民の代表と定められており、自衛隊に反対する意見を持つ国民をも代表する立場なのです。しかし、そういう立場にありながら一方的に自衛隊への反対行動を「行き過ぎ」、「過度」と断定するこの発言は、戦時中、戦争に協力しなかった人のことを非国民として村八分にしたことにつながる発言であり、実際、報道によれば、大臣の発言後、宮古新報社の社長が石垣市内のセミナーの中で、自衛隊への反対行動を「恥知らず」だと発言しています。これらの……（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○儀保　唯 議員　これらの意見の内容の是非を議論するのではなく、国の方針に反する発言をすることそのものを否定する発言は、私たちの表現の自由を侵害するものとして容認することはできませんし、これが広がることを止める必要があります。

議員の皆様におかれましては、沖縄戦の歴史から学んだことを生かし、二度と戦争を起こさせないという強い決意を込める意味で、本議案について賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○當間　盛夫 議員　議長。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ただいまの「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」についてでありますが、賛成討論を聞かせてもらいました。なかなか理解に苦しむようなところもあります。そしてまた、これは中谷防衛大臣に対する発言の撤回、謝罪ということでありますが、新たに総裁も決まり、来週には新たにまた組閣になるのかなということを考えると、時期を逸しているのではないかというふうにも考えておりますので、よって我が会派は退席をいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

〔無所属の会　所属議員退場〕

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより議員提出議案第１号「自衛隊活動への県民の抗議等に対する防衛大臣の発言に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立少数であります。

よって、議員提出議案第１号は、否決されました。

────────◆・・◆────────

○中川京貴 議長　休憩いたします。

〔無所属の会　所属議員入場〕

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第９　議員提出議案第２号　自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮里洋史議員。

────────────────────

〔議員提出議案第２号　巻末に掲載〕

────────────────────

〔宮里洋史　議員登壇〕

○宮里　洋史 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第２号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求めるためであります。

それでは、内容を朗読いたします。

〔自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第２号に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

上原快佐議員。

〔上原快佐　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○上原　快佐 議員　県民の皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネットの上原快佐です。

議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」についての質疑です。

今回のこの決議に関しては、昨日行われました議会運営委員会の前日に、急遽自民党会派と公明党会派において出されてきたもので、当初自民党会派単独で出してきたものとは大幅に内容が違いますので、全ての質疑に対しましてそれぞれ両会派の見解をぜひ伺いたいと思っております。

１回目の質疑になります。

まず、本決議は沖縄県民は自衛隊及び隊員とその家族に対して差別的な風潮があることを前提とした内容となっております。どのような具体的事象に基づく決議なのか事実関係をお伺いいたします。また、それは判例や具体的に差別であると認定された事例はあるのか明確に示していただきたいと思っております。

２点目でございます。

そもそもこの差別的な風潮とは何なのか。また、差別的な風潮を改めた状態とはどういった状態のことを指すのか具体的に御説明をいただきたいと思います。

１回目の質疑は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　上原快佐議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

最初に頂いた通告がどのような具体的事象に基づく決議なのか、それから差別的な風潮とは何か、具体的な事例を踏まえて説明してくださいということでありました。それについて、我々会派としてまず最初に提案の中身が変わった理由ですけれども、これについては我々は何度も意見交換をしながら提案の中身を変えていこうということでしたので、これについては各会派にも一番最初は一案を持っていきました。そして、よりよいものにすべく今の経緯に至ったことを説明しておきます。

まず、具体的な事象に基づく決議なのか、これは後ほど賛成討論でも具体的に事象を申し上げますけれども、本決議は、特定の単一事例に基づくものではなく、県内各地で自衛隊員やその家族が地域行事への参加を断られたり、学校や自治体での説明活動が制限さ

れるなど、社会参加に支障を来した複数の事象が報告されていることを背景としております。これらの状況を改善し、県民全体で共生と理解を進めるために提案するものであります。

そして、差別的な風潮とはにつきましては、ここで言う差別的な風潮とは、自衛隊員やその家族であるという理由のみで、地域行事や教育活動、行政サービスの場から排除したり、偏見の目で扱う社会的雰囲気を指します。例えば、学校行事から自衛隊の参加を排除したり、家族が勤務先で不当な言動を受けるケースが見られます。思想信条の違いを超え、人として尊重し合う社会を求めている議案であります。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

〔糸数昌洋　議員登壇〕

○糸数　昌洋 議員　皆さん、こんにちは。

公明党の糸数昌洋です。

今、議員提出議案第２号に対する上原快佐議員の質疑に対する答弁の前に、今回私たち公明党は賛成をさせていただくことになりました。この経緯について若干説明をさせていただきたいと思います。

まず当初案は「自衛隊員であることを理由とする職業差別を許さない決議」というものでございました。これにつきましては私たち公明会派として、２点、求めさせていただきました。１つは、自衛隊の地域行事参加への抗議を差別と断じて、断固許さないという趣旨になっているので、これについては、抗議は表現の自由でありますから、抗議に対する決議ではなくて、むしろ理解と協力を求める決議に変更いただきたいという点であります。

もう一点は、「自衛隊という職業に対する差別」、「職業差別」という表現がございました。これにつきましても、職業に対する差別というふうに断ずることはできないのではないか、そういうことで削除を要請いたしました。その上で今回「差別的な風潮」という文言が加えられ変更になったというふうに理解をしております。

これに対する私たちの見解なんですが、そもそも今回具体的な事象は書かれておりませんけれども、決議そのものは今回の全島エイサーをめぐる参加への抗議やコンサート会場の問題等が当初案にありましたので、それが当然端緒となっての決議であります。防衛政策への批判や抗議を差別的としたものではないと、抗議や批判は当然差別ではないということを前提に、この「差別的な風潮」との表現については、当初案に追加された表現であるということで、我々もここについては様々議論をさせてもらいました。一つは、地域における行事に対しましては、自衛隊としての組織参加、このことについて抗議がなされたわけでありますけれども、組織参加ではあっても、参加する個々の隊員は沖縄への文化の理解に努めながら日々練習をされて、そしてある意味地域貢献への思いを持って臨んでいる。そのような中で、複雑な気持ちで参加せざるを得ない。そしてまた、肩身の狭い思いをしながら参加をしている方々もいる。なぜ自分たちだけが拒まれてしまうのかという、そのような差別的な風潮を感じざるを得ないということではないだろうかということで理解をしております。ですから、この「差別的な風潮」という表現は、過去から現在に至る具体的な事例もあろうかと思いますけれども、まずもって自衛隊の当事者の皆さんたちが感じている表現として使用されたものと理解をしておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

〔上原快佐　議員登壇〕

○上原　快佐 議員　それぞれの会派からの丁寧な御答弁ありがとうございます。

今の答弁で明らかになったように、大きく見解が違うのかなというふうに感じております。

２回目の質疑でございます。

全部で６項目になります。この件についてもそれぞれの会派の見解をぜひお伺いしたいと思っております。

まず１点目、本決議は前段では「表現の自由として尊重されるべき」としつつ、後段では県民に対して「役割と努力を正しく理解」することを求めております。前段と後段で主張が矛盾しており、論理が崩壊しているというふうに言わざるを得ません。見解をお伺いいたします。

続きまして２点目、本決議はそもそも誰宛てに出している決議なのかぜひ御説明をいただきたく思っております。結論部分における主語は「県議会」となっておりますけれども、タイトルや文面を読む限りにおいては県民宛てとしか読み取れません。誰宛てに出している決議なのか明確にお示しいただきたいと思います。

３点目、県民宛ての決議であるとするならば、自衛隊に対して異論も批判も差別的な風潮と一くくりにされ、発言や表現が萎縮する可能性が高いというふうに思いますが、そのような効果を狙っている決議であると考えてよいのでしょうか。見解をお伺いいたします。

４点目、そもそも自衛隊に限らず、差別というのは

どのような職業に対しても、そして社会的にも許されるものではありません。それをなぜ今の時点で自衛隊に限定して決議を行うのか。さらに自衛隊に限定して「県民に対して理解と協力」をなぜ求めるのか見解をお伺いいたします。

次に５点目、報道によると自衛隊に対する聞き取りを行ったというふうにありますけれども、自衛隊の誰に対してどのような聞き取りを行ったのか、具体的かつ明確にお答えいただきたいと思います。また、本意見書は自衛隊の意向を踏まえた決議と考えてよいのか見解をお伺いいたします。

最後に、過去沖縄県議会においては、明確な問題事象を示さずに多数決でこのような問題に対する決議を行ったことはありません。この決議に対して議会事務局にも調査をしていただきましたが、過去――恐らく復帰後になると思いますが、このような――立法事実という表現が正しいのか分かりませんが、具体的な事象がない、理念的な決議というのが過去10回ほど行われておりますが、古くは1976年、そして最近のものですと2007年――最近でも2007年になるんですけれども、約10件ありまして、これは全て原案で全会一致となっているものです。なので、今回のこの決議が恐らく沖縄県議会始まって以来の決議であるというふうに私としては認識をしております。その事実を踏まえた上で、多数決による決議を行うというふうに理解してよいのか見解をお伺いいたします。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　どうも御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず１つ目の主張の矛盾に対してでありますけれども、これは表現の自由は尊重するということでありますので、例えば何かしらの抗議の意を示す、こういったことについては我々は特に問題としておりません。役割と努力を正しく理解するということについては、もちろん役割と努力を正しく理解していただいた上で、その上で例えば抗議であったり、意見を出していただく、これが重要だと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

そして２番目ですけれども、誰宛てに出しているかということでありますけれども、これは我々が県議会として意思を示すという大切な決議であるというふうに思っております。もちろん、これは沖縄県議会が差別的な風潮を許さないということで、沖縄県民のみならず、全国の方々、全世界にこれを発信することになるというふうに私は考えております。

そして次ですが、県民宛ての決議であるとするならばということでありますが、これは我々この決議文の中にも入れ込んでありますけれども、表現の自由、これを損なうものではないということでありますので、抗議ということについては、もちろん意見の主張に関してはしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

そして、自衛隊に限らずというところでありますけれども、これは最近の事例でいろいろとこの自衛隊に対して所属をしているということで、例えば何かしらの地域行事への参加を拒むという事例がございます。そういったものをきっかけとして、全ての職業に対して私は差別的な風潮というものはあってはならないというふうに思っておりますので、この点に関して今回の決議書をきっかけにそれぞれのお仕事に関しての御理解をいただけるものではないかというふうに考えております。

そして最後にですけれども、一番最後、過去沖縄県議会においてでございますけれども、この点については我々は特に問題ないというふうに理解をしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　再質問の中の、報道では自衛隊に対する聞き取りを行ったとあるがというのと、自衛隊の意向を踏まえた決議と考えていいかという見解についてお答えしますが、実際に聞き取りをしたのは私でございます。ＯＢ、現役、そして幹部だった人、それは誰だったかとこの場で言うことは控えさせてもらいます。これは個人情報でもありますし、それはできません。

それと、自衛隊の意向を踏まえた決議と考えてよいかと。何でこんな考えてよいかという質問をすることすら私は分からない。自衛隊がこういうことをやるわけないでしょう。私たちが聞いた中では、彼らは逆にこういうことをクローズアップしてもらうと自分たちの任務――私たちは黙って使命に向かって任務をこなしているだけですと。彼らは逆に恐縮しているというか、静かにしておいてほしいと思ったかもしれない。だけど私たちは、やはり（発言する者多し）　黙りな

さい。私たちはそういう意味においても、しっかりと彼らの、この差別的な風潮を見逃すことができないということでの決議になったわけです。ですので、自衛隊の意向を踏まえたということに関しては、明確に否定します。

○中川京貴 議長　あと２人質疑がおりますけれども、時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、議員提出議案第２号に対する質疑を行います。

西銘純恵議員。

〔西銘純恵　議員登壇〕

○西銘　純恵 議員　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」案への質疑を行います。

１点目、委員会で提案された当初案では、自衛隊のエイサーまつり参加に言及していました。自衛隊は第15旅団エイサー隊としてのぼり旗を掲げて全島エイサーまつりに組織として参加しています。それを第15旅団がＸで謝意を示しているんですね。組織的な参加だということで間違いないですか。

２点目、市民団体は自衛隊の組織的な参加に抗議したのであり、個人に抗議したのではありません。その抗議は憲法で保障している表現の自由ではないですか。表現の自由だと認めますか。

３点目、当初の決議案の本文には、自衛隊のコンサート等の施設利用、全島エイサーまつりの参加に関し、一部の県議会議員及び団体から反対や抗議の声が上がり、新聞等でも報じられているとあったが削除されています。なぜ削除したのですか。

４点目、当初案のタイトルは、「自衛隊員であることを理由とする職業差別を許さない決議」案でした。決議案にある職業差別を許さないという文言をなぜ削除したのですか。

５点目、当初の決議案は、沖縄県差別のない社会づくり条例を根拠にしていたが削除されています。それはなぜですか。与党が指摘したように、自衛隊組織の問題を隊員にすり替えたからではありませんか。

以上、お答えください。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

〔新里治利　議員登壇〕

○新里　治利 議員　共産党の西銘純恵議員の質疑にお答えいたします。

全島エイサーまつりに自衛隊は組織として参加しているのではないかという質疑でありますが、全島エイサーまつり等への参加は、主催者や自治体の判断により地域の一員としての参加が認められたものでございます。本決議は、こうした行事への参加を拡大、強要する趣旨ではなく、参加を理由に不当な排除や抗議が起こらないようにするための社会的理解を求めるものであります。本員的には、組織として参加していると思いますが、自衛隊は自衛官一人一人が集まった集団であると考えております。

次に、市民団体が自衛隊に抗議したのは表現の自由ではないかというところでありますが、もちろん抗議や批判は憲法が保障する表現の自由として尊重されるべきものです。本決議は、その自由を否定するものではなく、自衛隊員個人や家族が職業を理由に人格的に攻撃されることを問題視しております。表現の自由と人権尊重を両立させることを呼びかけております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

〔小渡良太郎　議員登壇〕

○小渡　良太郎 議員　西銘純恵議員の質疑の３、４、５は関連しますので、一括してお答えいたします。

当該決議案は、今議会中、幾度とない意見聴取及び議論を基に文案調整を行った上で、提出したものであります。この当初案ということについては、恐らく私が文教厚生委員会において提出をした決議の内容を指しているものと思われるんですが、今提出されている議案とは異なる議案になっております。この２の５についても、そもそもどの調整段階に入った文案でも、内容が非常に不明瞭――要は何が言いたいか少し分からないと。そして、議題になった経緯もないというふうに記憶をしております。この本会議及び委員会における質疑というものについては、本来提出された議案について行われるものであり、質問とは違います。その観点から言えば、当該質疑は議題外というふうに捉えざるを得ず、議題外なのでお答えできないということで質疑を終わります。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

〔西銘純恵　議員登壇〕

○西銘　純恵 議員　先ほどの小渡議員の答弁ですけれども、委員会では２案出されて、最初の決議案に対しては、委員会の趣旨に沿わないと、委員会でやれる

ものじゃないんじゃないかということで、それは取り下げたんですよ。でも、私が今当初案って言っているのは、委員会で自民党が動議を出して委員会に決議案を持ってきたと。それが意見一致しなかったので、今日のそういう提案になっていると思うんですよね。だからそれで関連するので、私はなぜかということをしっかり聞きました。

それで、次の質問をいたしますが、今度は提案者の両会派に答えていただきたいと思います。

１点目、当初案の職業差別を許さないが削除されて、本文でも提案者が主張してきた重要な論点が削除されています。当初案とは全く別物になっているのではないですか。何をもって差別的風潮と言っているのですか。ミサイル配備、自衛隊基地の大増強などにも不安の声を上げるなということになりませんか。決議案は余計に県民の不安を広げるのではありませんか。

２点目、決議案にある「正しく理解し、共に支え合うことが望まれる」というのは、沖縄を再び戦場にさせてはならないと考える人に対して、提案者の言う防衛政策が正しいから理解せよと言うことですか。今の自衛隊の防衛政策は、抑止力の名の下に、先島や勝連に敵基地攻撃能力の危険なミサイル配備が進められています。米国から１発５億円の巡航ミサイル400発の購入予算を政府は計上しています。今年度の防衛予算は、史上最大の８兆9000億円になり、教育予算の２倍以上になります。（発言する者あり）　さらに、ＧＤＰ3.5％……

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○西銘　純恵 議員　年間21兆円の防衛予算が米国から要求されています。日米軍事一体となった戦争準備のための軍事増強が進んでいる。その防衛政策を理解して協力せよと言うのですか。

３点目、宮古島市での陸自司令による住民への恫喝、中谷防衛大臣が「過度な抗議活動」や「妨害行為」と市民の抗議行動を批判したのは、主権者である県民を萎縮させ、言論封殺につながるのではないかと県民の不安が広がっています。今回の決議案はそのような県民の不安をさらに増幅させることになるのではありませんか。

４点目、軍隊は住民を守らないという沖縄戦の教訓を県民は継承してきました。戦争によって甚大な犠牲を払った戦争の痛苦の反省から、戦争放棄、軍隊を持たないことが憲法９条に明記されました。自衛隊は軍備増強をして、日米合同の軍事演習を強め、敵基地攻撃能力を高めています。県民は戦争への不安から憲法９条を守り、戦争をさせないと行動し、頑張っています。その県民に対して、自衛隊の役割を正しく理解し、協力を求めるとする決議案は、憲法の平和主義を否定し、思想信条の自由、基本的人権を保障する憲法を否定するものではありませんか。

以上、お答えください。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

〔小渡良太郎　議員登壇〕

○小渡　良太郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小渡　良太郎 議員　西銘純恵議員の再質疑にお答えいたします。

まず質疑の１番、当初案の職業差別を許さないという部分が削除されたことについても、これも先ほど答弁したとおり、今回提出をした議案の範囲外という形になりますから、答弁はいたしません。

２番について、決議案にある「正しく理解し」という部分については、ぜひ提出した決議の文案をいま一度御覧いただきたいなと思うんですけれども、３段落目、「この島嶼県である沖縄県において、防衛、災害対応、人命救助、緊急搬送や不発弾の処理など、その任務は多岐にわたり、県民の安全と生活を支える大切な存在である」と。この部分をぜひ理解していただきたいと。それで支えていく形になるのが望まれるという意味でのものになりますから、質疑にあった部分については、当たらないということで御理解いただければと思います。

３番、宮古島市の件についてなんですけれども、言論封殺につながるとか萎縮させるとかというような議論があちこちで見られることは私も承知をしておりますが、そういったことにはつながらないというふうに考えております。

４番、軍隊は住民を守らないという沖縄戦の教訓について、９条云々という形での質疑がありましたが、基本的に私どもが提案した決議の内容については、表題にありますとおり、「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める」という形になっております。ですから、どのように解釈をされたかは定かではないんですけれども、憲法の平和主義を否定するもの、また思想信条の自由、基本的人権を否定するというつもりは毛頭ございません。そのような形で読み解けるような文案になっているとも私どもは考えておりませんので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小渡　良太郎 議員　お答えいたします。

この職業差別という言葉に焦点を当てると、この決議の趣旨が、自衛隊の特別な保護要請と誤解される懸念があったという形で、より包括的に「差別的な風潮を改め」という比喩に表現をし直して、社会的理解の促進という本旨を明確にしたという形でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇 議員　会派おきなわ新風の次呂久成崇です。

議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」に対する質疑を行います。

１、防衛政策への批判や抗議、意見表明を「差別的な風潮」と抽象的に言い換えることによって、県民が意見を言うことが差別であると誤解を与えることにならないか。ならないというのであれば、根拠をお示しください。

２、防衛政策への批判や抗議、意見表明は、民主主義社会において当然のことであり、表現の自由として尊重されるべきであるというのであれば、自衛隊の活動をめぐって抗議や批判をすることは差別ではないという認識でよいか、お答えください。

３、「社会全体がその役割と努力を正しく理解し」とあるが、これは防衛政策への理解を県民に求めるものなのか。また、「共に支え合う」とは誰と誰が何を支え合うということなのか。また、「県民に対して理解と協力を求める」とは具体的に何の理解と協力なのか、お答えください。

４、「沖縄県議会は、自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に対して理解と協力を求める」としていますが、文法的に読むと、沖縄県議会が差別的な風潮をつくり出しているからそれを改めると解釈できる可能性があります。なぜならば、文脈の主語は「沖縄県議会」、述語は「改め」、「求める」ということになり、県議会自身が改める主体であるように読め、県民に誤解を与えかねません。また、この文脈については、昨日の議会運営委員会でも修正できないかとの申入れがあったことからも明らかに文案調整不足ではないかと思われますが、この文脈の主語、述語を明確にお答えください。

５、この決議案を提出するに至った問題事例と経緯は何か。なぜ決議案に盛り込まなかったのか、お答えください。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

〔宮里洋史　議員登壇〕

○宮里　洋史 議員　次呂久成崇議員の質疑にお答えいたします。

１番、批判や抗議を「差別的な風潮」と言い換えることで誤解を与えないかという部分でございます。そのような誤解を避けるため、本文中でも「防衛政策への批判や抗議、意見表明は（中略）当然のことであり、表現の自由として尊重される」と明記しております。本決議の対象は、政策批判ではなく、職業そのものを理由とした不当な扱いについてであります。

２番目、抗議や批判をすることは差別ではないという認識かとありますけれども、はい、そのとおりです。防衛政策や自衛隊の活動への意見表明は民主主義の根幹をなすものであり、決して差別ではありません。本決議が問題視するのは、職業や立場を理由に、個人や家族の社会的尊厳を損なう行為のことを言っております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　次呂久県議の質疑にお答えを申し上げます。

理解と協力とは具体的に何かというお尋ねでありましたけれども、理解とは、自衛隊員が県民の安全や災害対応などに果たす役割を正しく認識すること。そして協力とは、地域行事や防災活動などで相互に尊重し合う関係を築くことを指しております。防衛政策への賛否ではなく、地域社会での共生を求めるということでございます。

それと、主語と述語を明確にということでありますが、私たちは、主語は「沖縄県議会」であり、述語は「理解と協力を求める」というふうに捉まえております。つまり、議会として県民に対して、差別的風潮を改め、互いを尊重する社会を築くよう呼びかける意思を示しているということでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　おきなわ新風の次呂久議員の質問にお答えいたします。

５の決議案を提出するに至った問題事例と経緯は何かということであります。

私どもとしては、復帰当時、沖縄県に自衛隊が配備

されて以来、複数の地域行事や教育現場において、自衛隊関係者の参加を拒むような事例が生じていたというのは明らかな事実だと認識しているわけです。これは私どもだけではなくとも、沖縄県民として、過去にこのような事例があったというのは事実なんです。しかし、個別事案を列挙すると個人や特定団体への非難というふうに受け止められるおそれがあるとして、今回あえて列挙はしていなかったわけですけれども、この辺の部分が非難につながらないように、事実だけを申し上げて列挙してみたいと思います。

まず1970年代の前半、復帰直後です。那覇市などの自衛隊に反対する自治体が、自衛隊員の住民登録を拒否または保留する問題がありました。次に1975年に、琉球大学短期大学部で海自隊員が入学手続を拒否された問題もありました。さらに、那覇市などで自衛隊員の成人式への出席が拒否されました。そしてまた、自衛隊員・家族がアパート入居を断られる事例もあったわけであります。さらにまた平成以降、2000年代になりましても、2025年には沖縄平和運動センターが教育現場を自衛隊の広報活動の場にしないよう要請したわけであります。さらに、地域行事におきましては、石垣島ハーリー大会で、自衛隊の出場に抗議が起こりました。最近におきましては、2025年、与那原町の多目的ホールの使用につきまして、知念分屯地の記念行事の催物への貸出しに対する抗議があったわけでございます。さらにまた直近では、御存じのように全島エイサーまつりへの旅団のエイサー隊出演への反対ということであります。御質問の問題事例とはそういう経緯であります。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　答弁漏れ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇 議員　それでは再質疑をいたしますが、すみません、答弁者が10名もいらっしゃるので、私の再質疑をメモしていただいてもよろしいでしょうか。

それでは再質疑をいたします。

「防衛政策への批判や抗議、意見表明は民主主義社会において当然のことであり、表現の自由として尊重されるべきである」という指摘は、まさにそのとおりだと思います。その趣旨に立てば、中谷防衛大臣の発言は問題だとは思いませんか。私たちが提出した意見書の趣旨と何ら変わらないと思いますが、なぜ反対だったのか。意見書の趣旨と発言の趣旨は何がどう違うのか、お答えください。

次に、この決議案については、県内外の憲法学者や弁護士ら122人の有志から言論封殺に道を開きかねないと抗議する声明が県議会各会派に届けられていますが、この声明をどのように受け止めているのかお答えください。

また、多くの専門家や県内の市民団体からもこの決議案に対し抗議の声が上がっていますが、今議会でこの決議案を提出する目的についてお答えください。

また、全ての職業において差別されてはならない、これは当然でございますが、この決議案は、自衛隊及び隊員とその家族にだけ特化しています。その理由についてお答えください。

次に、防衛、災害対応、人命救助、緊急搬送や不発弾の処理など、自衛隊の任務内容については誰も否定いたしませんし、自衛隊員という理由で、先ほど座波議員からもありました過去にあった事実のように差別があっては決してならないというふうに思います。しかしながら、防衛政策や自衛隊活動に対し批判や抗議、反対の意見を表明することが、自衛隊と自衛隊員の任務と役割、努力を正しく理解していないと言われたり、また協力をしていないと言われたり、批判・抗議されることこそ防衛政策、それには反対するなというような差別的な風潮をつくり出そうとしているのではないかと私は思います。自衛隊員の「役割と努力を正しく理解し」という案文は、よもや台湾有事を想定した住民避難計画や訓練等に理解と協力を求めるとか、中国の海洋進出や台湾有事への懸念を背景にした九州・沖縄の南西諸島に自衛隊の部隊や施設を増強する防衛力強化策等を県民に正しく理解することを求めるということではないですよね。明確にお答えください。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

〔宮里洋史　議員登壇〕

○宮里　洋史 議員　次呂久成崇議員の再質疑に対して答弁いたします。

まず再質問の１、「防衛政策への批判や抗議、意見表明は民主主義社会において当然のことであり」の部

分でありまして、中谷防衛大臣の発言は問題だと思いませんかという質疑と、再質疑の２、この決議案については県内外の憲法学者や弁護士ら122人の有志から言論封殺に道を開きかねないと抗議する声明があるがというこの２つにつきましては、今回の我々が出している決議案とは別のお話だと思いますので、答弁することはありません。

そして質問の３番目、また多くの――これも同じですね。目的についての質問でありました。失礼いたしました。いろんな声が上がっている中、これを決議する目的なんですけれども、目的についてはタイトルにもありますように、そういった「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める」というのが目的となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　次呂久議員の再質問にお答えいたします。

この決議案をなぜ自衛隊に特化したのかということなんですが、これは自衛隊だから我々は差別の問題を持ち出したわけではなくて、先ほど申し上げましたが、社会的にこの沖縄県の実情の中で、この自衛隊の問題でそのような民意がいろんな分断された形になって、結果としてあのようなことが起こったんですね、事例として。ですので、あえて自衛隊だから差別という言葉を使ってこの問題を解決したいかというふうなことを考えて、考えた結果、いろんな言葉が出てきたわけですけれども、職業差別というのが不適切だということを我々も認識しましたので、あえて「差別的な風潮」ということで、社会のこの現象を使わせてもらったわけでございます。

ですので、５番目の「正しく理解」という点においても、あくまでも防衛の予算を増大して増強していく中で、それを正しく理解してくださいという意味ではなくて、過去も含めて、自衛隊という組織が日本の国民の生命・財産を守るという意味においても大変貴重な職務であるということからいうと、その真っ当な任務をまず理解してほしいということが、正しく理解してほしいという言葉の意味なんです。台湾有事とかそこら辺まで想定して増強するための理解をしてくれという意味では全くありません。自衛隊員の中でもそこら辺は理解をしながらこれに取り組んでいるわけでございますので、増強ありきで我々がこの問題を取り上げて、差別してはいけない、もっともっと防衛を増強しないといけない、離島防衛をしないといけないという目的でやったというわけではないです。連綿と続く自衛隊に対するそういった風潮に対しての警告を私たちは申し上げているのでございます。

○中川京貴 議長　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　これより討論に入ります。

議員提出議案第２号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧長風議員。

〔瑞慶覧長風　議員登壇〕

○瑞慶覧　長風 議員　沖縄社会大衆党の瑞慶覧長風です。

会派を代表して、議員提出議案第２号に対して反対の立場で討論を行います。

まずもって、沖縄市の全島エイサーまつりにおける自衛隊第15旅団の出場に対する抗議を発端として、県議会で議論が展開された経緯がありながら、本決議案にはそのことが一切触れられておらず、どのような具体的事象に基づき提案されるかが不明確です。また、本決議案の趣旨である差別的風潮とは一体何を指すのか、誰がどのようにこの風潮を定めるのか、決議の骨格となる部分が抽象的であり、到底理解を得ないものであります。

そもそも憲法上の人権は、国家権力に対する国民の権利であり、日本国憲法第14条でも国家権力が国民に対しての差別を禁止していることから、国家権力そのものである自衛隊は国民への差別を制限される側であり、受ける対象ではないということであります。

かつての沖縄戦において、第32軍が軍官民共生共死一体化の方針の下に県民を強制的に戦争に巻き込み、住民虐殺、強制集団死まで引き起こした残虐な戦

の記憶は癒えることはなく、その旧日本軍を継承する姿勢が随所に見られてきたのも自衛隊であり、近年では、米軍と一体化による日米合同軍事訓練の激化、敵基地攻撃ミサイルの配備計画、そして宮古島市では、駐屯地司令による民間人への恫喝事件も起きている中で、県民が自衛隊に対して恐怖や不安、違和感を感じ抗議を行い、時に宣撫工作に対しても意見を表明するのは当然の権利であります。

健全な民主主義社会において、国家権力に対しての批判があるのは当然のことであり、本決議案は国家権力に対する言論封殺と取られかねません。

県民の代表機関であり、権力機関と言える県議会が、このような極めて抽象的な決議において、結果的に国民主権ではなく、国家権力・組織を擁護する姿勢を示してしまうことは、戦前の大政翼賛会的な政治体制への回帰をほうふつとさせるものであり、県民の表現の自由の萎縮効果をもたらし、沖縄県議会の品格を著しくおとしめ、県民の失望を招くことにつながると言わざるを得ません。

沖縄県における自衛隊の災害対応、人命救助、緊急搬送や不発弾の処理などの任務に理解が示されていることは疑いようのないことだと考えます。しかし、共生の精神を損なうというならば、現状の行き過ぎた軍拡問題に対する県民の声を抗議活動や妨害行為と威圧した防衛大臣に対する抗議や、国家組織として真に県民の信頼を得るための組織運営を自衛隊に求めることこそ、私たち県議会は行うべきであり、県民に求めることは筋違いであります。

よって、本決議案に反対をし、討論といたします。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊　議員登壇〕

○新垣　淑豊 議員　議長、そして議場の皆様、沖縄自民党・無所属の会の新垣淑豊でございます。

ただいま上程をされております「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」に、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

本決議は、その表題に「差別的な風潮を改め」と掲げております。私たちは、今こそ差別とは何か、その根本から向き合う必要があると思います。差別とは、人の属性や出自、性別や信条、あるいは職業といったその人の尊厳に関わる要素を理由として、正当な理由もなく不利益な扱いを加えたり、社会から排除したりする行為であります。日本国憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により（中略）差別されない」と明記しています。さらに第22条では、「何人も、公共の福祉に反しない限り、（中略）職業選択の自由を有する」と定めてあります。つまり、生まれながらの属性や本人が選んだ職業を理由に不当な扱いを受けることは、私たちの社会の根幹を揺るがすものであり、決して許されるものではありません。与野党にかかわらず、多くの議員の皆様が自分の生活や自分の身の回りに自衛隊やその隊員、その家族とのお付き合いがあると思います。自衛隊員は、私たちと同じ社会の一員です。家庭を持ち、地域で暮らし、社会を支え、共にこの沖縄で生活する私たちの隣人であります。どれほど大きな組織であっても、その中にいるのは私たちと同じ人間です。

沖縄はさきの大戦による戦争の記憶や敗戦、米軍統治、本土復帰という歴史を経て、自衛隊という存在に複雑な思いを抱えてきました。私自身もウチナーンチュとして、その思いを深く理解しております。政府の防衛政策に対して意見や批判があることは、民主主義社会において当然のことです。しかし、問題はその思いが組織への批判にとどまらず、職業そのものを理由とした個人への排除へと転化してきた現実があります。ここに、私たちが向き合わなければならない差別の本質がある。

自衛隊員は、毎年120件から150件の災害対応、令和５年には1800件ほどの不発弾処理、昨年度は247件の急患搬送など、私たちの命と暮らしを守るため、日々現場で汗を流しています。その人たちが職業を理由に偏見を受けたり、家族までもが不当な扱いを受けたりする社会は、決して健全であるとは言えません。

沖縄では、かつて自衛隊の設置後に隊員の住民登録やごみ収集、さらには電話交換さえも拒んだ事例があります。隊員の子どもたちが学校へ入学できなかったこともありました。自衛官が琉球大学への入学を志した際には、自衛隊による教育現場への介入だとする反対運動が起こり、自衛官だからという理由だけで入学を断念せざるを得なかった事例もあります。また復帰直後には、行政機関やマスコミ、労働組合などが地域行事やスポーツ大会、国体の代表選手選考の場から自衛隊の参加を排除する方針を取っていたことも記録されております。制服姿で街を歩いただけで帰れと罵声を浴びた隊員もいました。二十歳の隊員が自衛隊員だからとの理由で成人式への参加を拒否されたこともあります。

これは組織への批判ではありません。職業を理由に一人の人間が排除される。これこそが差別の姿であります。そして、こうした現実は過去の出来事ではあり

ません。今もなおその風潮は続いております。宮古島の駐屯地では、早朝の訓練中に、きれいな朝日に戦闘服は似合わないと拡声機で叫ばれる事案がありました。これは訓練に臨む隊員だけでなく、応援に訪れた家族までもを深く傷つけてしまいました。那覇市では、小学校で予定されていた南西航空音楽隊の演奏会が中止となり、子どもたちが良質な音楽に触れる機会が失われました。８月末の陸上自衛隊と米海兵隊によるジョイントコンサートでは、県選出の国会議員までもが抗議活動に加わっておりました。日米合同訓練では、一部の過激な抗議が、表現の自由を超えて妨害へと発展いたしました。有事の避難や国民保護、災害対応につながる重要な訓練を阻害することは、我々県民の安全を危うくする行為であります。さらに、沖縄市の全島エイサーまつりでは、地域文化の場に市民団体から政治的課題が持ち込まれ、陸上自衛隊第15旅団エイサー隊の出演中止が求められました。その際には、先祖の中には沖縄戦犠牲者もいると、市民団体は日本軍とのつながりを否定しない陸自の隊員が先祖供養の舞を担うことに抗議したと報道がされております。しかし、陸上自衛隊によれば、このエイサー隊の構成員には多くのウチナーンチュも含まれていると私は聞いております。そうした隊員たちにとっては、自らのウヤファーフジを供養したい、そういった思いまでもが否定される、そういうことにつながるわけです。

これらの活動を見ると、政策批判ではありません。残念ながらその差別的な風潮が今もなお沖縄県に残っていると言わざるを得ない、そんな状況であります。その差別的な風潮、その矛先は、防衛の最前線で国と国民を守る人間に向けられています。また、今回の事案が取り沙汰されるようになり、一部の報道関係者の中には、自衛隊は強者だから差別は成立しないとの声を発する人もいます。しかし、強者だから差別ではないという考え方は、あまりにも乱暴であります。差別の本質は力の大小ではありません。ある属性を理由に人が不当に扱われているかどうか、それこそが差別の本質であります。そして、その影響は組織ではなく、一人一人の人生と心に深く刻まれるのです。

私たち県議会が定めた沖縄県差別のない社会づくり条例の前文はこう述べています。「誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別も受けることなく、自分らしく生きることは、私たちの願いである」、そして、「全ての人への不当な差別は許されない」と宣言しています。自衛隊員であることを理由とする排除や偏見、差別的な風潮は、この理念と明らかに相反いたします。そしてこれは自衛隊員だけの問題ではありません。どのような職業であっても人としての尊厳が守られる社会をつくることが大切であります。今まさに、その根本的な価値が問われているのではないかと思っております。この決議は、そのための重要な一歩です。この決議は、自衛隊の是非を問うものではありません。歴史を学び、今なお続く現実に向き合い、未来に向けて差別のない社会を築いていく、それこそが政治に携わる私たちの責任であり、使命であります。

以上の理由から、私は本決議に賛成いたします。議場の皆様の御理解と御賛同を心からお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

〔幸喜　愛　議員登壇〕

○幸喜　愛 議員　こんにちは。

会派てぃーだ平和ネットの幸喜愛です。

会派を代表しまして、ただいま提案されております議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」について、私は反対の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げたいのは、私は自衛隊員やその家族が県民としてひとしく尊重されるべき存在であることに何ら異論はございません。彼らが災害対応や救助活動などで果たしてきた役割は大きく、その努力に感謝する気持ちは県民共通のものであります。しかしながら、そのことと、この決議を県議会として採択することは、全く別次元の問題です。

本決議文は前半で、「防衛政策への批判や抗議、意見表明は民主主義社会において当然のことであり、表現の自由として尊重されるべきである」と述べています。まさにそのとおりであり、私もこの一文には全面的に賛同します。ところがその直後に、「自衛隊員である」ことを理由に、社会参加の機会を奪うことがあってはならないと続け、さらに「県民に対して理解と協力を求める」と結論づけています。ここに論理的な矛盾が存在します。表現の自由を尊重すると言いながら、県民の側に「理解と協力を求める」という方向づけを公権力で行うことは、まさに思想・良心の自由への介入にほかなりません。自衛隊を支持せよとまでは書かれていないにせよ、県議会が一方の立場を理解せよと呼びかける時点で、意見表明の自由を実質的に制約する効果を持ちます。これは憲法第19条及び第21条が保障する思想・表現の自由の精神に反する行為であります。

次に、本決議が前提としている「差別的な風潮」という言葉についてです。この文言には何をもって差別とみなすのか、具体的な定義も事実の根拠も一切示されておりません。過去に、行政サービスの拒否や地域行事からの排除があったとされていますが、それがいつ、どこで、誰によって行われたのか、検証可能な記録がここに示されていません。個別事案が存在するとの御説明でしたが……（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○幸喜　愛 議員　それは人権侵害として個別具体的に是正すべき問題であり、県議会全体が風潮という曖昧な概念で県民全体に道徳的責任を求めるのは、民主主義社会の統治手法として極めて不適切です。しかも、差別的風潮の是正という名の下に、今度は自衛隊に批判的な意見を持つ県民が差別的と烙印を押されるおそれがあります。この構図は、反差別を名目にした新たな同調圧力を生み出す危険性をはらんでおり、結果的に多様な意見の共存を脅かすものです……（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○幸喜　愛 議員　さらに重大なのは、地方議会としての権限の逸脱です。本決議は、県民の思想や感情に踏み込むものであり、行政運営上の具体的な施策や制度改善を伴うものではありません。むしろ、国家機関である自衛隊の存在や位置づけに関わる政治的・国政レベルの問題を県議会が一方的に判断し、県民に価値観の方向づけを行うという点で、地方議会として権限を逸脱しています。加えて本決議は、県民に理解と協力を求めるとしており、議会が行政機関と連携して、県民の意識変容を促すような政治的キャンペーンの根拠として使われるおそれがあります。議会の役割は、県民の多様な意見を保障することであって、特定の価値観を県民に説くことではありません。この決議を可決することは、地方議会が思想統制装置に転化する危険性をはらむものであります。本当に必要なのは、県民同士が互いの立場を尊重しながら冷静に議論し、相互理解を深めるための場を整えることです。それを行政や議会の上からの決議によって押しつけるのでは、むしろ反発や分断を招きかねません。

上原快佐議員、次呂久成崇議員の質問へのお答えの中で、沖縄全島エイサーまつりのことが出ておりましたので、少し触れさせていただきます。

全島エイサーまつりは、先祖を供養し、沖縄戦の不条理に耐え、そして乗り越えて生き抜いてきた沖縄市民、県民、とりわけ青年たちを励ますことを原点として70年の歩みを刻んでまいりました。その間、一度も自衛隊が参加したことがなかったのは、単なる慣例ではありません。深い戦争体験を抱えた市民・県民への配慮であり、市民が安心して集える祭りを守るための歴代市長や関係者の賢明な判断であったと考えます。そうであるからこそ、参加の門戸を開くべきは、地域に根差した子ども会や小さな青年会、婦人会、壮年会、さらには親子エイサーの団体、また沖縄市の姉妹都市のエイサー団体であったはずです。青年たちは憧れの全島エイサーまつりで踊るために、沖縄市主催の行事や地域の活動等でボランティア活動をし、日々努力を重ねてその出演権を得ています。そうした青年たちや市民グループの参加への機会を工夫することこそ、祭りの理念と調和する道であります。したがって、自衛隊参加への抗議は、誰に機会を優先的に与えるべきだったかという優先順位の問題であり、職業差別では決してありません。

県議会は多様な意見の代表機関である以上、県民の心の在り方を一方向に誘導するような決議を県議会として採択すべきではありません。私たちは表現の自由と思想の自由を何よりも尊ぶ社会を守る立場から、この決議に反対いたします。

以上、議員提出議案第２号に対する私の反対討論を終わります。議員の皆様の御賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時33分休憩

午後２時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新里治利議員。

〔新里治利　議員登壇〕

○新里　治利 議員　議長、同僚議員の皆様、エイサーのまち沖縄市選出、沖縄自民党・無所属の会、新里治利でございます。

まず、なぜこの決議を出さざるを得なくなったかを述べたいと思います。

この決議は突然に思いつかれたものではありません。私たちが今、行動を起こさざるを得なかったのは、不可侵である伝統文化への政治的介入という一線を越える行為が、仮ではなく実際に起きたからです。また、わざわざ沖縄市のことを沖縄県に持ち込むなとおっしゃっている方もいるようですが、本員の一般質問の際に、この出演取りやめの要請書を出した政治団体は知事を支える団体かとの玉城デニー知事への問いに、認知しています、そうでありますと答えています。この政治団体の名称は、止めよう辺野古新基地建

設沖縄市民会議であり、代表者は現職の県議会議員です。公職者が公式に、ある立場の人々を排除しようとした。これは明らかに一線を越えております。県議会で取り上げて何が悪いんでありましょうか。

出演取りやめを求めた県議や各学者、メディアの方々は、エイサーを踊ったことがありますか。沖縄全島エイサーまつりに係る練習や準備をしたことがありますか。自衛隊の任務を体験したことがありますか。不発弾処理や離島からの患者空輸、やったことありますか。経験もないまま自衛官だからと沖縄全島エイサーまつりから排除しようとする。何の権限で、何の立場で。

沖縄全島エイサーまつりは、青年たちが歴史と伝統を受け継ぎ、汗と時間を重ねて型を磨いて初めて立てる名誉の舞台です。陸自第15旅団エイサー隊も厳しい任務の合間を縫って練習を重ね、特別枠として選ばれたのです。それを自衛官だからと排除するのは、その努力と文化への理解を欠き、自衛官の職務も軽んじる行為で、差別的な風潮を助長しております。

よって、議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」に賛成の立場から事実に基づいて討論を行います。

新聞紙面では、高良沙哉参院議員が要請書を差別ではないと擁護し、また県議会の委員会でも自衛隊の名称でエイサー大会に参加することは、政治的プロパガンダだとの発言がありました。しかし、本員はこれらの主張に明確に異を唱えます。自衛隊員はれっきとした国家公務員です。自治体職員が文化活動に自治体名で参加しても問題とされないのに、自衛官だけを政治的プロパガンダと断じ排除するのは偏見であり、それらによって文化活動の場を奪う道理はどこにもありません。憲法は、職業選択の自由を保障し、全ての国民が文化的活動に参加する権利を認めております。特定の立場を理由に文化の場から締め出すことは、自由と公正を壊す行為であります。

今回の問題は、単なる意見の相違ではありません。事実として、公人が公文書という公の力を使って、ある立場にいる人々を排除しようとしたことこそが問題なのであります。それは、県民の誇りを踏みにじる行為であります。しかもその矛先が向けられたのが、私たちの魂であるエイサーでした。エイサーは先祖を敬い、平和を祈り、地域を結び、未来の子どもたちに誇りをつなぐ伝統文化です。政治の都合を持ち込むことは、断じて許されません。

令和７年９月８日に花城大輔沖縄市長へ提出された要請書にはこう明記されております。「戦後80年の節目の年に、自衛隊の宣伝になるエイサーまつりへの自衛隊出演は、市民感情・県民感情からしても許されません」。文化の場を宣伝という政治的な色眼鏡で見て、祭りへの自衛隊参加を許すと軍事要塞化が進むというレッテル貼りをする。これはまさに政治的プロパガンダそのものであります。文化を守る純粋な議論ではなく、文化を政治的な偏見で縛ろうとする危うい発想です。エイサーを愛し受け継いできた者として、到底受け入れられません。また一部には、この決議が言論封殺につながるとの声もあります。私たちは抗議や議論を封じるつもりはありませんし、誰もが意見を述べる自由は尊重いたします。ただし、言論の自由や表現の自由の名の下に、自衛官やその家族を排除することは、自由をゆがめることです。権力ある立場が偏見を公文書に刻めば、未来の沖縄県民が被害を受けます。だからこそ、今ここで線を引かなければなりません。

結びに、本員は沖縄市で生まれ育ち、15歳から太鼓を打ってきました。エイサーに人生をかけてきた者として、伝統文化を守る筋を通します。沖縄の様々な歴史的感情は理解できますが、公職者がそれを公式な排除へと変えるのは大変重い責任を伴います。そして、この決議は決して自衛隊を特別扱いするものではありません。ただ、誰かを排除してよいという前例を絶対につくらせない。文化を政治的な影響から守り、未来の子どもたちに誇れる沖縄を残していくためのものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、本員の賛成討論を終わります。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。（傍聴席にて発言する者あり）

○中川京貴 議長　傍聴人に申し上げます。

傍聴人は静粛に願います。

〔新垣光栄　議員登壇〕

○新垣　光栄 議員　皆さん、こんにちは。

新垣光栄です。

会派おきなわ新風を代表して、ただいま議題となりました「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」について、反対の立場から討論を行います。

本決議文は一見すると、隊員やその家族を守ろうという決議に見えますが、実際は自衛隊組織への批判や組織的な広報活動への反対といった県民の正当な意見表明を抑え込むものになっております。さらに文中では、自衛隊員と自衛隊を混同させ、論点をぼかし、県

民を誤解させる危険があります。私たちは、自衛隊員やその家族が地域行事や社会生活に参加することを妨げる考えは一切ありません……（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いします。

○新垣　光栄 議員　問題は、学校や地域行事を通して自衛隊という組織が宣伝や広報活動を行い、県民の生活や教育の場に軍事的・政治的な影響を持ち込むことです。ところが、この決議文は争点をすり替え、自衛隊組織への批判イコール隊員やその家族への差別と印象づけようとしております。また、最大の懸念は、「差別的な風潮」という表現の大きな危うさです。異論や批判を差別と決めつける考え方は、戦前の空気・風潮を思い起こさせます。かつて軍官民一体の体制の下では、政府や軍に対する批判は非国民とされ、沖縄県民は自由に意見を述べることができず、従うほかない状況に追い込まれました。その実態は、軍官民が共に戦い、やがて共に死へと追い込まれる軍官民共生共死であり、その結果として沖縄戦の惨禍を招きました。

今回の決議は、自衛隊組織に異議を唱えること自体が差別であるという誤った印象を広め、県民の表現の自由を封じ、自由な議論を萎縮させ、これは戦前と同じく社会に同調圧力を生み、県民同士を分断し、民主主義の根幹を揺るがすものです。沖縄戦の悲惨な経験から私たちが誓うべきことは、沖縄を二度と戦場にさせないということです。私たちが守りたいのは、自衛隊員やその家族の人権と同時に、県民が自由に議論し、意見を表明できる社会です。よって、この決議が可決されることは、沖縄県議会自らが県民に誤解を与え、社会の分断を助長するおそれがあるため、私は賛成することはできません。

以上の理由から、本決議に反対し、討論を終わります。どうか各議員の皆様、賛同をよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○當間　盛夫 議員　議長。

○中川京貴 議長　発言を認めます。

當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ありがとうございます。

「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」についてでありますが、我々は県議会で自衛隊に対する差別的な風潮があるとは思っておりません。また、県民の多数は自衛隊の活動に理解をしていると考えております。この全島エイサーまつりへの参加に端を発して、自衛隊に対する与野党の対決案件として意見書、決議書が提出されるということに我々はちょっと理解ができませんので、退席をさせてもらいます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

〔無所属の会　所属議員退場〕

午後２時47分休憩

午後２時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより議員提出議案第２号「自衛隊及び隊員とその家族に対する差別的な風潮を改め、県民に理解と協力を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

──────◆・・◆──────

○中川京貴 議長　休憩いたします。

〔無所属の会　所属議員入場〕

午後２時48分休憩

午後２時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第10　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

──────────

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

──────────

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
◆・・◆
○中川京貴 議長　日程第11　請願１件及び陳情９件を議題といたします。
　請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　新垣淑豊経済労働委員長。
〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕
〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕
○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました請願１件及び陳情９件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。
○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情９件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの請願１件及び陳情９件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
◆・・◆
○中川京貴 議長　日程第12　陳情６件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　新垣　新文教厚生委員長。
〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕
○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。
○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情６件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
◆・・◆
○中川京貴 議長　日程第13　請願３件及び陳情６件を議題といたします。
　各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　仲里全孝土木環境委員長。
〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕
〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕
○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました請願３件及び陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。
○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願３件及び陳情６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願３件及び陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴 議長　日程第14　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和７年第５回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後２時56分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　大　屋　政　善